

EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO



3 1761 03148 8612











昭和七年七月十日印刷  
昭和七年七月十五日發行  
昭和十一年六月五日再版

國譯一切經 毗曇部 五

編輯者兼  
行輯者

岩野真雄  
東京市芝區芝公園地七號地十番

印刷者  
長尾文雄  
東京市芝區芝浦二丁目三番地

印刷所  
日進舍  
東京市芝區芝浦二丁目三番地

不許  
複製

發行所

東京市芝區芝公園地七號地十番  
大東出版社

振替東京一九四七一番  
電話芝二一六一番

索

引

(頁数は通頁を表はす)

阿毘達磨界身足論	5	顯色	81	邪見	14
一ア一		見取	15	受	10
一イ一		現觀	79	受相應	21
已生法	191	眼識相應	28, 57	失念	11
異界地	170	眼識不相應	28	出世間法	183
一漏處	364	眼觸相應	29	十一界	22
一ウ一		眼觸不相應	29	十根	393
有見法	181	一コ一		順苦更觸	86
有色法	181	五見	8	順樂受觸	86
有執受大種因	82	五根	9	順智	197
有諍法	182	五觸	9	順不苦不樂受觸	86
有身見	14, 149	五染汚の見	368	所識法	180
有對觸相應	33	五善處	349	小煩惱地法	8
有對觸不相應	33	五法	9, 77	勝解	10
有對法	181	五無間業	198	定俱有の戒	185
有味著	183	五無漏處	297	掉舉	12
有漏法	182	惧	12	淨色	81
烏沙斯星	222	近事	276	靜漏の慧	352
憂根	16	一サ一		心爲因法	185
一エ一		作意	10	心俱有法	184
慧	11	三見	20	心亂	11
慧相應	53	三地	7	瞋	14
一カ一		三摩地	10	尋	16
戒禁取	15	三摩地相應	51	尋相應	27
害	13	一シ一		尋不相應	27
學處	276	四神足	108	一ス一	
學の見迹	103	四通行	295	隨心轉法	184
一キ一		四念住	308	隨煩惱	79
喜根	16	四無色	361	隨眠	125
喜根相應	36	四無量	355	一セ一	
疑	14	伺	16	世友	5
慳	13	詞無礙解	207	世間法	183
一ク一		思	10	一ソ一	
九根	352	思相應	30	相應	124
九處	316, 324	思不想應	30	想	10
空空	197	似顯處色	81	想不相應	30
苦根	16	識相應	27	造作	85
苦根相應	36	識不相應	27	增語觸	15
一ケ一		七覺支	384	增語觸相應	34
懈怠	11	嫉	13	尊者世友	75
懈怠相應	56	濕性	80	一タ一	
堅性	80	捨根	16	墮界法	183

大地法	7	不正知	11	無慚	16
大怨	197	不信	11	無色法	181
對礙	213	不信相應	31	無執受大種因	82
一テ一		不信不相應	30	無諍法	182
羅	13	不善	20	無瞋	115
一ト一		不墮界法	183	無相無相	197
等無間	186	覆	12	無對法	181
道俱有的戒	185	忿	12	無食	115
一ナ一		忿相應	31	無味著	183
梭法	80	忿不相應	31	無明	11
一ニ一		別念	10	無明觸	15
二見	20	遍知	189	無漏法	182
一ネ一		邊執見	14	無量所攝の慧	358
念相應	49	辯無礙解	208	一ヨ一	
一ノ一		瀑流	347, 383	欲	10
惱	12	一ホ一		欲相應	45
一ハ一		放逸	12	一ラ一	
八界	21	煩惱地法	8	樂浪	15
八浪	391	一マ一		樂浪相應	35
八處	328	一ミ一		一ロ一	
一ヒ一		婆羅痾斯	222	六愛身	10
非已生法	191	一ム一		六思身	10
非心爲因法	186	明觸	15	一エ一	
非心俱有法	184	一ム一		六識身	9
非隨心轉法	185	無願無願	197	六受身	9
非明非無明觸	15	無愧	16	六觸身	9
一フ一		無見法	181	一カ一	



第一四三品 阿羅漢品 第五論 (終)

智の如くも非らず、慧の如くも非らず。

二〇無色界見者

無色界見者所斷諸法は一界、一處、一處の類にして六智の如なり。法、他心、滅、道智を除く。一識の類にして無色界の見者所斷の一切と及び見者所斷の遍行障法とを離増す。

無色界見者所斷

無色界見者所斷諸法は一界の類にも非らず、處の類にも非らず、慧の類にも非らず、智の如くも非らず、慧の類にも非らず、障法を離増するにも非らず。

二〇無色界見者

無色界見者所斷諸法は一界、一處、一處の類にして六智の如なり。法、他心、滅、道智を除く。一識の類にして、無色界の見者所斷の一切と及び見者所斷の遍行障法とを離増す。

無色界見者所斷

無色界見者所斷諸法は一界の類にも非らず、處の類にも非らず、慧の類にも非らず、智の如くも非らず、慧の類にも非らず、障法を離増するにも非らず。

二〇無色界見者

無色界見者所斷諸法は一界、一處、一處の類にして六智の如なり。法、他心、滅、道智を除く。一識の類にして、無色界の見者所斷の不共の無明を除く餘の無色界の見者所斷の一切と及び遍行障法とを離増す。

無色界見者所斷

無色界見者所斷諸法は一界の類にも非らず、處の類にも非らず、慧の類にも非らず、智の如くも非らず、慧の類にも非らず、障法を離増するにも非らず。

無色界見者所斷

無色界見者所斷諸法は一界、一處、一處の類にして六智の如なり。法、他心、滅、道智を除く。一識の類にして、無色界の見者所斷の一切と及び見者所斷の遍行障法とを離増す。

(二五)無色界修斷  
隨眠

唯無色界修斷隨  
眠

非らず、智の知にも非らず。識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

無色界修所斷隨眠は一界・一處・一蘊の攝にして六智の知なり。法・他心・滅・道智を除く。一識の識にして、無色界の修所斷の一切と及び遍行隨眠とを隨増す。

唯無色界修所斷隨眠は界「の攝」にも非らず、處「の攝」にも非らず、蘊の攝にも非らず、智の知にも非らず。識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

7	不取捨	31	無斷
197	不傷	11	無色法
213	不傷不壞	31	無執受大隨眠
	不覺不邪慧	30	無野法
38	不昏	30	無礙
	不取界法	183	無相の攝
158	不取	13	無智法
185	不覺	14	無文
	不覺隨	31	無味著
80	不取相續	37	無明
			無使法
30	不取	10	無智法
	不覺	189	無量隨眠
40	不覺見	14	
	不覺隨解	308	伏
12	不覺法	947, 953	微細隨
41	不覺	13	微細
591	不覺隨法	5	微細隨眠
534	不覺隨		
	不覺隨斷	223	六識身
191	不覺		六識身
188	不覺	18	六識身
184	不覺		六識身
185	不覺隨	197	六識身
18	不覺	18	六識身
	不覺隨	181	

說一切有部阿毘達磨品類足論 (終)

辯決擇品第八

唯色界修斷隨眠

唯色界修斷隨眠は界「の攝」にも非らず、處「の攝」にも非らず、蘊「の攝」にも非らず、智の知にも非らず。識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

(一)無色界見苦斷隨眠

無色界見苦所斷隨眠は一界・一處・一蘊の攝にして六智の知なり。法・他心・滅・道智を除く。一識の識にして無色界の見苦所斷の一切と及び見集所斷の遍行隨眠とを隨増す。

唯無色界見苦斷隨眠

唯無色界見苦所斷隨眠は界「の攝」にも非らず、處「の攝」にも非らず、蘊「の攝」にも非らず。智の知にも非らず、識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

(二)無色界見集斷隨眠

無色界見集所斷隨眠は一界・一處・一蘊の攝にして六智の知なり。法・他心・滅・道智を除く。一識の識にして、無色界の見集所斷の一切と及び見苦所斷の遍行隨眠とを隨増す。

唯無色界見集斷隨眠

唯無色界見集所斷隨眠は界「の攝」にも非らず、處「の攝」にも非らず、蘊「の攝」にも非らず、智の知にも非らず。識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

(三)無色界見滅斷隨眠

無色界見滅所斷隨眠は一界・一處・一蘊の攝にして六智の知なり。法・他心・滅・道智を除く。一識の識にして、無色界の見滅所斷の不共の無明を除く諸の餘の無色界の見滅所斷の一切と及び遍行隨眠とを隨増す。

唯無色界見滅斷隨眠

唯無色界見滅所斷隨眠は界「の攝」にも非らず、處「の攝」にも非らず、蘊「の攝」にも非らず、智の知にも非らず。識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

(四)無色界見道斷隨眠

無色界見道所斷隨眠は一界・一處・一蘊の攝にして六智の知なり。法・他心・滅・道智を除く。一識の識にして、無色界の見道所斷の不共の無明を除く諸の餘の無色界の見道所斷の一切と及び遍行隨眠とを隨増す。

唯無色界見道斷隨眠

唯無色界見道所斷隨眠は界「の攝」にも非らず、處「の攝」にも非らず、蘊「の攝」にも非らず、智の知にも非らず。識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

す、智の知にも非らず。識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。  
(六)色界見苦斷隨眠  
色界見苦所斷隨眠は一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。法・滅・道智を除く。一識の識にして、色界の見苦所斷の一切と及び見集所斷の遍行隨眠とを隨増す。

唯色界見苦所斷隨眠は界「の攝」にも非らず、處「の攝」にも非らず、蘊の攝にも非らず、智の知にも非らず。識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

(七)色界見集斷隨眠  
色界見集所斷隨眠は一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。法・滅・道智を除く。一識の識にして、色界の見集所斷の一切と及び見苦所斷の遍行隨眠とを隨増す。

唯色界見集所斷隨眠は界「の攝」にも非らず、處「の攝」にも非らず、蘊の攝にも非らず、智の知にも非らず。識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

(八)色界見滅斷隨眠  
色界見滅所隨眠は一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。法・滅・道智を除く。一識の識にして、色界の見滅所斷の不共の無明を除く諸の餘の色界の見滅所斷の一切と及び遍行隨眠とを隨増す。

唯色界見滅所隨眠は界「の攝」にも非らず、處「の攝」にも非らず、蘊の攝にも非らず、智の知にも非らず。識の識にも非らず隨眠を隨増するにも非らず。

(九)色界見道斷隨眠  
色界見道所斷隨眠は一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。法・滅・道智を除く。一識の識にして、色界の見道所斷の不具の無明を除く諸の餘の無色界の見道所斷の一切と及び遍行隨眠とを隨増す。

唯色界見道所斷隨眠は界「の攝」にも非らず、處「の攝」にも非らず、蘊の攝にも非らず、智の知にも非らず。識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

(一〇)色界修斷隨眠  
色界修所斷隨眠は一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。法・滅・道智を除く。一識の識にして、色界の修所斷の一切と及び遍行隨眠とを隨増す。

(一) 欲界見苦斷  
欲界見苦所斷の隨眠は一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。一識の識にして、欲界の見苦所斷の一切と及び見集所斷の遍行隨眠とを隨増す。

唯欲界見苦斷隨眠  
唯欲界見苦所斷隨眠は界「の攝」にも非らず、處「の攝」にも非らず、蘊の攝にも非らず、智の知にも非らず。識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

(二) 同上見集斷隨眠  
欲界見集所斷隨眠は一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。一識の識にして、欲界の見集所斷の一切と及び見苦所斷の遍行隨眠とを隨増す。

唯欲界見集斷隨眠  
唯欲界見集所斷隨眠は界「の攝」にも非らず、處「の攝」にも非らず、蘊の攝にも非らず、智の知にも非らず。識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

(三) 欲界見滅斷隨眠  
欲界見滅所斷隨眠は一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。一識の識にして、欲界の見滅所斷の不共の無明を除く諸の餘の欲界の見滅所斷の一切と及び遍行隨眠とを隨増す。

唯欲界見滅斷隨眠  
唯欲界見滅所斷隨眠は界「の攝」にも非らず、處「の攝」にも非らず、蘊の攝にも非らず、智の知にも非らず。識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

(四) 欲界見道斷隨眠  
欲界見道所斷隨眠は一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。一識の識にして、欲界の見道所斷の不共の無明を除く諸の餘の欲界の見道所斷の一切と及び遍行隨眠とを隨増す。

唯欲界見道斷隨眠  
唯欲界見道所斷隨眠は界「の攝」にも非らず、處「の攝」にも非らず、蘊の攝にも非らず、智の知にも非らず。識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

(五) 欲界修所斷隨眠  
欲界修所斷隨眠は一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。一識の識にして、欲界の修所斷の一切と及び遍行隨眠とを隨増す。

唯欲界修所斷隨眠  
唯欲界修所斷隨眠は界「の攝」にも非らず、處「の攝」にも非らず、蘊の攝にも非らず、智の知にも非らず。識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

【吉】唯等。舊論「即欲界繫見苦斷使」。以上舊論の名は例して知るべし。

唯喜根 唯喜根は界「の攝」にも非らず、處「の攝」にも非らず、蘊の攝にも非らず、智の知にも非らず、識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

(二)憂根 憂根は一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。一識の識にして、欲界の一切の隨眠を隨増す。

唯憂根 唯憂根は界「の攝」にも非らず、處「の攝」にも非らず、蘊の攝にも非らず、智の知にも非らず。識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

(三)捨根 捨根は一界・一處・一蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

唯捨根 唯捨根は界「の攝」にも非らず、處「の攝」にも非らず、蘊の攝にも非らず、智の知にも非らず。識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

(四)信根 信根は一界・一處・一蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして、三界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

唯信根 唯信根は界「の攝」にも非らず、處「の攝」にも非らず、蘊の攝にも非らず、智の知にも非らず。識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

(五)進・念・定・慧根も亦爾なり。精進・念・定・慧根も亦爾なり。

未知當知根は三界・二處・三蘊の攝にして七智の知なり。苦・集・滅智を除く。一識の識にして、隨眠を隨増するには非らず。

唯未知當知根 唯未知當知根は界「の攝」にも非らず、處「の攝」にも非らず、蘊の攝にも非らず、智の知にも非らず。識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

(三)一(三)餘二根例釋 已知・具知「二」根も亦爾なり。

第七節 九十八隨眠法一對の決擇

【一六】唯喜根。舊論「即喜根」。

【一六】唯憂根。舊論「即憂根」。

【一六】唯捨根。舊論「即捨根」。

【一七】唯信根。舊論「即信根」。

【一七】唯未知當知根。舊論「即未知當知根」。

【一七】九十八隨眠法。卷の一〇一第七章第十五節全文參照。

辨決擇品第八

四〇三

(六)女 根 女根は一界・一處・一蘊の攝にして六智の知なり。類・他心・滅・道智を除く。一識の識にして、欲界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

唯 女 根 <sup>【六二】</sup> 唯女根は界「の攝」にも非らず、處「の攝」にも非らず、蘊の攝にも非らず、智の知にも非らず、識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

(七)男根例釋 男根も亦爾なり。

(八)命 根 命根は一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。他心・滅・道智を除く。一識の識にして、三界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

唯 命 根 <sup>【六三】</sup> 唯命根は界「の攝」にも非らず、處「の攝」にも非らず、蘊の攝にも非らず、智の知にも非らず。識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

(九)意 根 <sup>【六四】</sup> 意根は意處の如し。

(一〇)樂 根 樂根は一界・一處・一蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして、色界の一切と欲界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

唯 樂 根 <sup>【六五】</sup> 唯樂根は界「の攝」にも非らず、處「の攝」にも非らず、蘊の攝にも非らず、智の知にも非らず、識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

(一一)苦 根 苦根は一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。一識の識にして、欲界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

唯 苦 根 <sup>【六六】</sup> 唯苦根は界「の攝」にも非らず、處「の攝」にも非らず、蘊の攝にも非らず、智の知にも非らず。識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

(一二)喜 根 喜根は一界・一處・一蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして、色界の一切と、欲界の無漏縁の疑と及び彼れが相應の無明とを除く諸の餘の欲界の一切の隨眠を隨増す。

【六二】唯女根。舊論「即女根」。

【六三】唯命根。舊論「即命根」。

【六四】意根。右の眼根下の註に準ず。

【六五】唯樂根。舊論「即樂根」。

【六六】唯苦根。舊論「即苦根」。

【三】法界は法處の如し。

【三】眼識界 眼識界は二界・一處・一種の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。一識の識にして欲・色界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

唯眼識界一五 唯眼識界は一界「の攝」にして處「の攝」にも非らず、蘊の攝にも非らず、智の知にも非らず。識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

【四】(一五)耳・身・識界

【六】鼻識界 鼻識界は二界・一處・一種の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。一識の識にして、欲界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

唯鼻識界一五 唯鼻識界は一界「の攝」にして處「の攝」にも非らず、蘊の攝にも非らず、智の知にも非らず、識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

【七】舌識界 舌識界も亦爾なり。

【八】意識界 意識界は二界・一處・一種の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

唯意識界一五 唯意識界は一界「の攝」にして處にも非らず、蘊の攝にも非らず、智の知にも非らず、識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

第六節一五 二十二根法一對の決擇

【一】眼根 眼根は一界・一處・一種の攝にして七智の知なり。他心・滅・道智を除く。一識の識にして、欲・色界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

唯眼根一五 唯眼根は一界・一處「の攝」にして蘊の攝にも非らず、智の知にも非らず、識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

【二】(一五)耳等一六 耳・鼻・舌・身根も亦爾なり。

【吾】法界。同上。

【五】唯眼識界。舊論「即眼識界」。

【六】唯鼻識界。舊論「即鼻識界」。

【七】唯意識界。舊論「即意識界」。

【八】二十二根法。卷の一〇第七章第十四節の全文參照。

【九】眼根。舊論は前の眼入下に例釋。

【一〇】唯眼根。大正本等には唯の字を缺くも、宋・元・明・宮内省諸本等によつて補ふ。

【一一】耳等。右の眼根下の註に準ず。



唯 意 處 <sup>一四四</sup> 唯意處は七界・一處・一蘊の攝にして智の知にも非らず、識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

(三)法 處 <sup>一四五</sup> 法處は一界・一處・四蘊の攝、十智の知、一識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

唯 法 處 <sup>一四六</sup> 唯法處は一界・一處・三蘊の攝にして一智の知なり。謂はく滅智なり。識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

三、十八界一 界 <sup>一四七</sup> 眼界は一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。他心・滅・道智を除く。一識の識にして欲・色界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

唯 眼 界 <sup>一四八</sup> 唯眼界は一界・一處「の攝」にして蘊の攝にも非らず、智の知にも非らず。識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

(二)一(五)耳等 四界例釋 <sup>一四九</sup> 耳・鼻・舌・身界も亦爾なり。

(六)色 界 <sup>一五〇</sup> 色界は一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。他心・滅・道智を除く。二識の識にして、欲・色界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

唯 色 界 <sup>一五一</sup> 唯色界は一界・一處「の攝」にして蘊の攝にも非らず、智の知にも非らず。一識の識にして、隨眠を隨増するにも非らず。

(七)一(八)聲・ 屬二界例釋 <sup>一五二</sup> 聲・觸界も亦爾なり。

唯 香 界 <sup>一五三</sup> 香界は一界・一處・一蘊の攝にして六智の知なり。類・他心・滅・道智を除く。二識の識にして、欲界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

唯 香 界 <sup>一五四</sup> 唯香界は一界・一處「の攝」にして蘊の攝にも非らず、智の知にも非らずして、一識の識になり。隨眠を隨増するには非らず。

(一〇)味 界 <sup>一五五</sup> 味界も亦爾なり。

(一一)意 界 <sup>一五六</sup> 意界は意處の如し。

【一四四】唯意處。舊論「即意入」。

【一四五】法處。舊論はこゝに法界を例釋してゐる。

【一四六】唯法處。舊論「即法入」。

【一四七】眼界以下。次の唯眼界と共に、舊論は前の眼處下に例釋。全十八界法に互り、卷十一第七章第十三節の二下參照。

【一四八】耳等。舊論は又前の耳處等の下に例釋。

【一四九】色界等。舊論は前の色處下に例釋。

【一五〇】聲等。右註に準ず。

【一五一】香界。同上。

【一五二】味界。同上。

【一五三】意界。同上。

(五)識 識蘊は七界・一處・一蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして、

一切の隨眠を隨増す。

唯 識 蘊

唯識蘊は七界・一處・一蘊の攝にして智の知にも非らず。識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

二、十二處一  
(一)眼 處

眼處は一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。他心・滅・道智を除く。一識の識にして欲・色界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

唯 眼 處

唯眼處は一界・一處にして蘊の攝にも非らず、智の知にも非らず、識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

(二)一(五)餘の  
四根處例釋  
(六)色 處

色處は一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。他心・滅・道智を除く。二識の識にして、欲・色界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

唯 色 處

唯色處は一界・一處にして蘊の攝にも非らず、智の知にも非らず。一識の識にして隨眠を隨増するにも非らず。

(七)一(八)聲・  
觸二處例釋  
(九)香 處

香處は一界・一處・二蘊の攝にして六智の知なり。類・他心・滅・道智を除く。二識の識にして欲界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

唯 香 處

唯香處は一界・一處の攝にして蘊の攝にも非らず、智の知にも非らず。一識の識にして、隨眠を隨増するにも非らず。

(一〇)味處例釋

味處も亦爾なり。

(一一)意 處

意處は七界・二處・一蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして一切の隨眠を隨増す。

【一五】識蘊。同上二の(五)參照

【一六】唯識蘊。舊論「即識蘊」。

【一七】眼處以下十二處の全體。卷の十一第七章第十三節の一下參照。

【一八】唯眼處。舊論「即眼入」。

【一九】耳等。舊論は因みによつて眼界・耳・鼻・舌・身界及び眼根・耳・鼻・舌・身根等も例釋してゐる。

【二〇】唯色處。舊論「即色入」。

【二一】聲・觸等。舊論はこゝに序をもつて色界・聲界・觸界をも例釋してゐる。

【二二】唯香處。舊論「即香入」。

【二三】味處。舊論はこの外に香界・味界をも例釋する。

にして、見道所斷の一切と及び遍行隨眠とを隨増す。

唯見道斷法 唯見道所斷法は界「の攝」にも非らず、處「の攝」にも非らず、蘊の攝にも非らず、智の知にも非らず、識の識にも非らずして、見道所斷の一切の隨眠を隨増す。

の知にも非らず、識の識にも非らずして、見道所斷の一切の隨眠を隨増す。

(五)修斷法 修所斷法は十八界・十二處・五蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。六識の識にして、修所斷の一切と及び遍行隨眠とを隨増す。

識の識なり。修所斷の一切の隨眠を隨増す。

唯修斷法 唯修所斷法は十五界・十處「の攝」にして蘊の攝にも非らず、智の知にも非らず、五識の識なり。修所斷の一切の隨眠を隨増す。

識の識なり。修所斷の一切の隨眠を隨増す。

(六)非斷法 非所斷法は三界・二處・五蘊の攝にして八智の知なり。苦・集智を除く。一識の識にして、隨眠を隨増するには非らず。

して、隨眠を隨増するには非らず。

唯非斷法 唯非所斷法は界「の攝」にも非らず、處「の攝」にも非らず、蘊の攝にも非らずして二智の知なり。謂はく滅・道智なり。識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

二智の知なり。謂はく滅・道智なり。識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

第五節 三科諸法一對の決擇

一、五蘊 色蘊は十一界・十一處・一蘊の攝にして八智の知なり。他心・滅智を除く。六識の識にして、欲・色界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

(一)色 欲・色界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

唯色 唯色蘊は十界・十處・一蘊の攝にして智の知には非らず。五識の識にして、隨眠を隨増するには非らず。

隨増するには非らず。

(二)受 受蘊は一界・一處・一蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

一切の隨眠を隨増す。

唯受 唯受蘊は界「の攝」にも非らず、處「の攝」にも非らずして一蘊の攝なり。智の知にも非らず。識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

(三)行 想・行蘊も亦兩なり。

【二五】唯見道等。舊論は右註に準じ、すべて略説。

【二六】修所斷法。準上二の(五)参照。

【二七】唯修所斷法。舊論は「即修斷法」。

【二八】非所斷法。同上二の(六)参照。

【二九】唯非所斷法。舊論は「即無斷法」。

【三〇】色蘊。卷九一第七章第五節の(一)参照。

【三一】唯色蘊。舊論「即色陰」。

【三二】受蘊。同上一の(二)参照。

【三三】唯受蘊。舊論「即受陰」。

【三四】想行等。同上一の(三)一(四)参照。

(四)道諦所攝法 道聖諦所攝法は三界・二處・五蘊の攝にして七智の知なり。苦・集・滅智を除く。一

識の識にして、隨眠を隨増するにも非らず。

唯道諦所攝法 唯道聖諦所攝法は界「の攝」にも非らず、處「の攝」にも非らず、蘊の攝にも非らず、

一智の知なり。謂はく道智なり。識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

(五)諸所不攝法 諸所不攝法は一界・二處「の攝」にして蘊の攝には非らず。一智の知なり。謂はく

世俗智なり。一識の識にして、隨眠を隨増するには非らず。

唯諦所不攝法 唯諦所不攝法は界「の攝」にも非らず、處「の攝」にも非らず、蘊の攝にも非らず、

智の知にも非らず。識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

二、見苦斷等六法 見苦斷法は三界・二處・四蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。一識の識

(一)見苦斷法 見苦斷法は三界・二處・四蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。一識の識

唯見苦斷法 唯見苦斷法は界「の攝」にも非らず、處「の攝」にも非らず、蘊の攝にも非らず、

智の知にも非らず。識の識にも非らずして、見苦斷の非遍行隨眠を隨増す。

(二)見集斷法 見集斷法は三界・二處・四蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。一識の識

にして、見集所斷の一切と及び見苦斷の遍行隨眠とを隨増す。

唯見集斷法 唯見集所斷法は界「の攝」にも非らず、處「の攝」にも非らず、蘊の攝にも非らず、

智の知にも非らず。識の識にも非らずして、見集所斷の非遍行の隨眠を隨増す。

(三)見滅斷法 見滅斷法は三界・二處・四蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。一識の識

にして、見滅所斷の一切と及び遍行隨眠とを隨増す。

唯見滅斷法 唯見滅所斷法は界「の攝」にも非らず、處「の攝」にも非らず、蘊の攝にも非らず、

智の知にも非らず。識の識にも非らずして、見滅所斷の一切の隨眠を隨増す。

(四)見道斷法 見道斷法は三界・二處・四蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。一識の識

【二六】唯道聖諦所攝法。舊論「即道諦所攝法」。

【二七】唯諦所不攝法。舊論「即諦不攝法」。

【二八】見苦等。卷九一第七章第六節の二の(一)參照。

【二九】見苦斷法。舊論「即見苦斷法」。

【三〇】見集等。舊論は「是くの如く見集斷もなり。善別は」として唯見斷法についてのみ、見集斷法は略説してゐる。同上二の(二)參照。

【三一】唯見集所斷法。舊論は「即見集斷法」。

【三二】見滅等。舊論略説。ただ差別として「見滅斷の一切使を使す」と記す。同上二の(三)參照。

【三三】唯見滅所斷法。舊論は右註に準じてすべて略説。

【三四】見道所斷法等。舊論は又見苦斷法に準例して略説。たゞ差別として「見道斷の一切使を使す」と記す。同上二の(四)參照。

(二) (三) 未來・現在法例釋

(四) 非過去・非未來・非現在法

唯非過去等三法

未來・現在法も亦爾なり。  
非過去・非未來・非現在法は一界・一處「の攝」にして蘊の攝には非らず。六智の知なり。他心・苦・集・道智を除く。一識の識にして、隨眠を隨増するには非らず。  
唯非過去・非未來・非現在法は界「の攝」にも非らず、處「の攝」にも非らず、蘊の攝にも非らずして一智の知なり。謂はく滅智なり。識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

第四節 諸の五・六法一對の決擇

一、四諦所攝法  
等一 苦諦所攝法

唯苦諦所攝法

苦聖諦所攝法は十八界・十二處・五蘊の攝にして七智の知なり。集・滅・道智を除く。六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。  
唯苦聖諦所攝法は界「の攝」にも非らず、處「の攝」にも非らず、蘊の攝にも非らずして一智の知なり。謂はく苦智なり。識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

(二) 集諦所攝法

集聖諦所攝法は十八界・十二處・五蘊の攝にして七智の知なり。苦・滅・道智を除く。六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

唯集諦所攝法

唯集聖諦所攝法は界「の攝」にも非らず、處「の攝」にも非らず、蘊の攝にも非らずして一智の知なり。謂はく集智なり。識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

(三) 滅諦所攝法

滅聖諦所攝法は一界・一處「の攝」にして蘊の攝には非らず、六智の知なり。他心・苦・集・道智を除く。一識の識にして、隨眠を隨増するには非らず。

唯滅諦所攝法

唯滅聖諦所攝法は界「の攝」にも非らず、處「の攝」にも非らず、蘊の攝にも非らずして一智の知なり。謂はく滅智なり。識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

【一九】未來等。同上の一八の(二) (三) 參照。

【二〇】非過去等。同上 一八の(四) 參照。

【二一】唯非過去等。舊論は「即非過去等」。

【二三】苦聖諦等。舊論は「廣く説くこと苦諦の如し」として略説。卷の九、第七章第五節には？

【三】唯苦聖諦等。舊論「即苦諦所攝法」。

【二四】唯集聖諦所攝法。舊論「即集諦所攝法」。

【二五】唯滅聖諦所攝法。舊論「即滅所攝法」。

一、欲界繫法等  
二、欲界繫法

欲界繫法は十八界・十二處・五蘊の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。六識の識にして、欲界の一切の隨眠を隨増す。

唯欲界繫法

唯欲界繫法は四界・二處の攝にして、蘊の攝にも非らず、智の知にも非らず。二識の識にして、欲界の一切の隨眠を隨増す。

(二)色界繫法

色界繫法は十四界・十處・五蘊の攝にして七智の知なり。法・滅・道智を除く。四識の識にして、色界の一切の隨眠を隨増す。

唯色界繫法

唯色界繫法は界の攝にも非らず、處の攝にも非らず、蘊の攝にも非らず、智の知にも非らず。識の識にも非らずして、色界の一切の隨眠を隨増す。

(三)無色界繫法

無色界繫法は三界・二處・四蘊の攝にして六智の知なり。法・他心・滅・道智を除く。一識の識にして、無色界の一切の隨眠を隨増す。

唯無色界繫法

唯無色界繫法は果の攝にも非らず、處の攝にも非らず、蘊の攝にも非らず、智の知にも非らず。識の識にも非らずして、無色界の一切の隨眠を隨増す。

(四)不繫法

不繫法は三界・二處・五蘊の攝にして八智の知なり。苦・集智を除く。一識の識にして、隨眠を隨増するには非らず。

唯不繫法

唯不繫法は界の攝にも非らず、處の攝にも非らず、蘊の攝にも非らずして、二智の知なり。謂はく滅・道智なり。識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

二、三世非世諸法

過去法は十八界・十二處・五蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

(一)過去法

唯過去法は界の攝にも非らず、處の攝にも非らず、蘊の攝にも非らず、智の知にも非らず。識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

辯決擇品第八

三九五

【九】欲界繫法。卷九一第七章第四節一九の(一)參照。

【一〇】唯欲界繫法。舊論「即欲界繫法」。

【一〇一】色界繫法。準上一九の(二)參照。

【一〇二】唯色界繫法。舊論「即色界繫法」。

【一〇三】無色界繫法。準上一九の(三)參照。

【一〇四】唯無色界繫法。舊論「即無色界繫法」。

【一〇五】不繫法。同上「一九の(四)參照」。

【一〇六】唯不繫法。舊論「即無繫法」。

【一〇七】過去法。同上「一八の(一)參照」。

【一〇八】唯過去法。舊論「即過去法」。

の知にも非らず。識の識にも非らずして、三界の二部と及び見苦・集所斷の非遍行との隨眠を隨増す。

(二)修所斷法  
修所斷法は十八界・十二處・五蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。六識の識にして、三界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

唯修所斷法  
唯修所斷法は十五界・十處の攝にして蘊の攝にも非らず、智の知にも非らず。五識の識にして、修所斷の一切の隨眠を隨増す。

(三)非所斷法  
非所斷法は三界・二處・五蘊の攝にして八智の知なり。苦・集智を除く。一識の識にして、隨眠を隨増するには非らず。

唯非所斷法  
唯非所斷法は界の攝にも非らず、處の攝にも非らず、蘊の攝にも非らずして二智の知なり。謂はく滅・道智なり。識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

三、學・無學法  
學法は三界・二處・五蘊の攝にして七智の知なり。苦・集・滅智を除く。一識の識にして、隨眠を隨増するには非らず。

唯學法  
唯學法は界の攝にも非らず、處の攝にも非らず、蘊の攝にも非らず、智の知にも非らず。識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

(二)無學法例釋  
無學法も亦爾なり。

(三)非二學法  
非學非無學法は十八界・十二處・五蘊の攝にして九智の知なり。道智を除く。六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

唯非二學法  
唯非學非無學法は十五界・十處の攝にして蘊の攝には非らず、三智の知なり。謂はく苦・集・滅智なり。五識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

第三節 諸の四法一對の決擇

【九〇】 修所斷法。準上三の(二)参照。

【九一】 唯修所斷法。舊論「即修斷法」。

【九二】 非所斷法。準上の三の(三)参照。

【九三】 唯非所斷法。舊論「即非斷法」。

【九四】 學法。準上二の(一)参照。

【九五】 唯學法。舊論「即學法」。

【九六】 無學法。準上二の(二)参照。

【九七】 非學非無學法。準上の二の(三)参照。

【九八】 唯非學非無學法。舊論「即非學非無學法」。

四、非業法 非業法は十八界・十二處・五蘊の攝、十智の知、六識の識にして、一切の隨眠を隨

増す。

唯非業法 唯非業法は十五界・九處・三蘊の攝にして一智の知なり。謂はく滅智なり。三識の

識にして、隨眠を隨増するに非らず。

第二節 諸の三法一對の決擇

一、三性法一 善法は十界・四處・五蘊の攝、十智の知、三識の識にして三界の遍行と及び修所斷

との隨眠を隨増す。

唯善法 唯善法は界「の攝」にも非らず、處「の攝」にも非らず、蘊の攝にも非らずして二智

の知なり。謂はく滅・道智なり。識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

(二)不善法 不善法は十界・四處・五蘊の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。三識の識

にして、欲界の一切の隨眠を隨増す。

唯不善法 唯不善法は界「の攝」にも非らず、處「の攝」にも非らず、蘊の攝にも非らず、智の

知にも非らず。識の識にも非らずして、欲界の二部と及び見集所斷の非遍行との隨

眠を隨増す。

(三)無記法 無記法は十八界・十二處・五蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。六識の

識にして、色・無色界の一切と欲界の二部と及び見集所斷の遍行の隨眠を隨増す。

唯無記法 唯無記法は八界・八處「の攝」にして蘊の攝にも非らず、智の知にも非らず。三識の

識にして、色・無色界の二部と及び見苦・集所斷の非遍行との隨眠を隨増す。

(二)三斷法一 見所斷法は三界・二處・四蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。一識の識

にして、見所斷の一切の隨眠を隨増す。

唯見所斷法 唯見所斷法は界「の攝」にも非らず、處「の攝」にも非らず、蘊の攝にも非らず、智

【八〇】 非業法。準上四五下參照。

【八一】 唯非業法。舊論「即非業法」。

【八二】 善法。卷の九一第七章第二節一の(一)參照。

【八三】 唯善法。舊論「即善法」。

【八四】 不善法。卷九一第七章第三節一の(二)參照。

【八五】 唯不善法。舊論「即不善法」。

【八六】 無記法。準上一の(三)參照。

【八七】 唯無記法。舊論「即無記法」。

【八八】 見所斷法。準上三の(一)參照。

【八九】 唯見所斷法。舊論「即見斷法」。



の識として、隨眠を隨増するには非らず。

六、有所緣法

有所緣法は八界・二處・四蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして一切の隨眠を隨増す。

七、有所緣法

唯有所緣法は七界・一處・三種の攝にして一智の知なり。謂はく他心智なり。識の識には非らず。三界の無漏縁の隨眠を隨増す。

八、無所緣法

無所緣法は十一界・十一處・二蘊の攝にして九智の知なり。他心智を除く。六識の識にして、三界の有漏縁の隨眠を隨増す。

唯無所緣法

唯無所緣法は十界・十處・一蘊の攝にして一智の知なり。謂はく滅智なり。五識の識にして隨眠を隨増するには非らず。

九、心所法

心所法は一界・一處・三種の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

唯心所法

唯心所法は界「の攝」にも非らず、處「の攝」にも非らずして二蘊の攝なり。智の知にも非らず。識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

十、非心所法

非心所法は十八界・十二處・三種の攝、十智の知、六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

唯非心所法

唯非心所法は十七界・十一處・二蘊の攝にして一智の知なり。謂はく滅智なり。五識の識にして、隨眠を隨増するには非らず。

業法

業法は三界・三處・二蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。三識の識にして一切の隨眠を隨増す。

唯業法

唯業法は界「の攝」にも非らず、處「の攝」にも非らず、蘊の攝にも非らず、智の知にも非らず。識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

【七〇】 有所緣法。準上。一四八下參照。

【七一】 唯有所緣法。舊論「即有緣法」。

【七二】 無所緣法。準上。一四九下參照。

【七三】 唯無所緣法。舊論「即無緣法」。

【七四】 心所法。準上二四下參照。

【七五】 唯心所法。舊論「即心所法」。

【七六】 非心所法。準上二五下參照。

【七七】 唯非心所法。舊論「即非法法」。

【七八】 業法。準上四四下參照。

【七九】 唯業法。舊論「即業法」。

唯内法は十二界・六處・一蘊の攝にして、智の知にも非らず、識の識にも非らず、

隨眠を隨増するにも非らず。

三、外法は六界・六處・四蘊の攝、十智の知、六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

唯外法は六界・六處・三蘊の攝にして一智の知なり。謂はく減智なり。五識の識にして、隨眠を隨増するにも非らず。

有執受法は九界・九處・一蘊の攝にして七智の知なり。他心・滅・道智を除く。五識の識にして欲・色界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

唯有執受法は界「の攝」にも非らず、處「の攝」にも非らず、蘊の攝にも非らず、智の知にも非らず、識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

無執受法は十八界・十二處・五蘊の攝、十智の知、六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

唯無執受法は九界・三處・四蘊の攝にして三智の知なり。謂はく他心・滅・道智なり。一識の識にして、無色界の一切と欲・色界の二部と及び見苦・集所斷の非遍行との隨眠を隨増す。

毛、心法は七界・一處・一蘊の攝にして九智の知なり。減智を除く。一識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

唯心法は七界・二處・一蘊の攝にして智の知にも非らず、識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

三、非心法は十一界・十一處・四蘊の攝、十智の知、六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

唯非心法は十一界・十一處・四蘊の攝にして一智の知なり。謂はく減智なり。五識

【五】 無異熟法。卷九一第七章第二節一九八參照。

【六】 唯無異熟法。舊論は「即非有報法」。

【五】 見法。準上の二六八、參照。

【五】 唯見法。舊論は「即見法」。

【五】 非見法。卷九一第二節中の一六九、參照。

【五】 唯非見法。舊論は「即非見法」。

【五】 内法。第七章中には？

【五】 唯内法。舊論「即内法」。

【六】 外法。第七章中には？

【六】 唯外法。舊論「即外法」。

【六】 有執受法。卷八一第七章第一節一三二、參照。

【六】 唯執受法。舊論「即受法」。

【六】 無執受法。準上、一三三、參照。

【六】 唯無執受法。舊論「即非受法」。

【六】 心法。準上、二二三參照。

【六】 唯心法。舊論「即心法」。

【六】 非心法。準上二三下參照。

【六】 唯非心法。舊論「即非心法」。

【七六】有罪・無罪法の例釋  
元、有異熟法

有罪・無罪法も亦爾なり。  
有異熟法は十界・四處・五蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。三識の識にして、欲界の一切と色・無色界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

唯有異熟法

唯有異熟法は界「の攝」にも非らず、處「の攝」にも非らず。蘊の攝にも非らず。智の知にも非らず。識の識にも非らず。欲界の二部と及び見集所斷の非遍行との隨眠を隨増す。

三、無異熟法

無異熟法は十八界・十二處・五蘊の攝、十智の知、六識の識にして色・無色界の一切と欲界の二部と及び見集所斷の遍行との隨眠を隨増す。

唯無異熟法

唯無異熟法は八界・八處「の攝」にして蘊の攝には非らず。二智の知なり。謂はく滅・道智なり。三識の識にして、色・無色界の二部と及び見集所斷の非遍行との隨眠を隨増す。

三、見法

見法は二界・二處・二蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして、三界の有漏縁と及び見相應の無漏縁の無明との隨眠を隨増す。

唯見法

唯見法は一界・一處「の攝」にして、蘊の攝にも非らず。智の知にも非らず。識の識にも非らず。隨眠を隨増するにも非らず。

三、非見法

非見法は十七界・十一處・五蘊の攝、十智の知、六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

唯非見法

唯非見法は十六界・十處・三蘊の攝にして一智の知なり。謂はく滅智なり。見相應の無漏縁の無明を除く諸の餘の無漏縁の隨眠を隨増す。  
内法は十二界・六處・二蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

【四二】應修法。卷八、第七章第一節八八、所應修法下參照。

【四三】唯應修法。舊論は「即修法」。

【四四】不應修法。卷八、第七章第一節八九非所修法下參照。

【四五】唯不應修法。舊論は「即非修法」。

【四六】染汚法。卷八、第七章第一節一三八參照。

【四七】唯染汚法。舊論は「即穢汚法」。

【四八】不染汚法。卷八、第七章第一節一三九參照。

【四九】唯不染汚法。舊論は「即非穢汚法」。

【五〇】有罪無罪法。卷九、第七章第一節九六―九七參照。(廣説)。

【五一】有異熟法。同上卷九、同上第二節一九七下參照。但し、卷八、第一節八二下にも現本には(新舊共に)同名の法を記しそこには「十七界・十一處五蘊の攝にして、八智の知なり、滅・道智を除く。五識の識にして耳識を除く。三界の遍行と修所斷との隨眠を隨増す」と記すが、これは原梵本所傳の誤で、右八二―八三の方は單純なる異熟・非異熟法の記文とすべかりしものであらう。

【五二】唯有異熟法。舊論は「即

修所斷との隨眠を隨増す。

唯無覆法

唯無覆法は八界・八處「の攝」にして蘊の攝には非らず。二智の知なり。謂はく滅・道智なり。三識の識にして、隨眠を隨増するには非らず。

三、應修法

應修法は十界・四處・五蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。三識の識にして、三界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

唯應修法

唯應修法は界「の攝」にも非らず、處「の攝」にも非らず、蘊の攝にも非らず。一智の知なり。謂はく道智なり。識の識にも非らず。隨眠を隨増するにも非らず。

二、不應修法

不應修法は十八界・十二處・五蘊の攝にして九智の知なり。道智を除く。六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

唯不應修法

唯不應修法は八界・八處「の攝」にして蘊の攝には非らず。一智の知なり。謂はく滅智なり。三識の識にして、三界の二部と及び見苦・集所斷の非遍行との隨眠を隨増す。

二、染汚法

染汚法は十界・四處・五蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。三識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

唯染汚法

唯染汚法は界「の攝」にも非らず、處「の攝」にも非らず、蘊の攝にも非らず。智の知にも非らず。識の識にも非らず。三界の二部と及び見苦・集所斷の非遍行との隨眠を隨増す。

二、不染汚法

不染汚法は十八界・十二處・五蘊の攝、十智の知、六識の識にして、三界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

唯不染汚法

唯不染汚法は八界・八處「の攝」にして蘊の攝には非らず。二智の知なり。謂はく滅・道智なり。三識の識にして、隨眠を隨増するには非らず。

法處等と名づけるものの無きが故に。

【三〇】有爲法等。卷の八、第七章第一節中及び毘曇部四、【四〇】等參照。

【三九】唯有爲法。舊論は「即有爲法」。

【四〇】無爲法等。卷の八、第七章第一節中及び毘曇部四、【四〇】參照。

【四一】唯無爲法。舊論は「即無爲法」。

【四二】有諍以下。有諍以下出離依法までは卷八、第七章第一節の十二——二一、順結非順取・非順取法は「三四一五、順攝・非順攝法は同一四六一七、各參照」。

【四三】有記法等。卷の八、第七章第一節中（一〇五）參照。

【四四】唯無記法。舊論は「即無記法」。

【四五】無記法等。卷の八、第七章第一節中（一〇六）參照。

【四六】唯無記法。舊論は「即無記法」。

【四七】有覆法等。卷の八、第七章第一節中（一〇〇）參照。

（但し有罪法・無罪法に例釋）。

【四八】唯有覆法。舊論は「即隱沒法」。

【四九】無覆法等。卷の八、第七章第一節中（一〇一）參照。

【五〇】唯無覆法。舊論は「即不

道智を除く。一識の識にして、隨眠を隨増するには非らず。

唯無爲法三二 唯無爲法は界「の攝」にも非らず、處「の攝」にも非らず、蘊の攝にも非らず。一智の知なり。謂はく滅智なり。識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

二一八、有諍等諸法例釋

有諍・無諍法、世間・出世間法、墮界・非墮界法、有味著・無味著法、耽嗜依・出離依法、順結・非順結法、順取・非順取法、順纏・非順纏法も有漏・無漏法の如く應さに知るべし。

有記法三三 有記法は十界・四處・五蘊の攝、十智の知、三識の識にして、欲界の一切と色・無色界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

唯・有記法

唯有記法は界「の攝」にも非らず、處「の攝」にも非らず、蘊の攝にも非らず。二智の知なり。謂はく滅・道智なり。識の識にも非らず。欲界の二部と及び見集所斷の非遍行との隨眠を隨増す。

無記法三六

無記法は十八界・十二處・五蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。六識の識にして、色・無色界の一切と欲界の二部と及び見集所斷の遍行との隨眠を隨増す。

唯・無記法三七

唯無記法は八界・八處「の攝」にして蘊の攝には非らず。智の知にも非らず。三識の識にして、色・無色界の一部と及び見苦・集所斷の非遍行との隨眠を隨増す。

有覆法三八

有覆法は十界・四處・五蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。三識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

唯・有覆法三九

唯有覆法は界「の攝」にも非らず、處「の攝」にも非らず、蘊の攝にも非らず。智の知にも非らず。識の識にも非らず。三界の二部と及び見苦・集所斷の非遍行との隨眠を隨増す。

無覆法四〇

無覆法は十八界・十二處・五蘊の攝、十智の知、六識の識にして、三界の遍行と及び

「の」は無いから、蘊の攝には非らずといふ。

【二五】無見法等。卷八、第七章第一節中及び毘曇部四、217a等參照。

【二六】唯無見法。舊論は「即不可見法」。

【二七】欲界の二部。舊論は「欲色二界の二身」と。蓋し新論の脱なるべし。(大正本、縮藏本等すべて今の如く作る)。

【二八】有對法等。卷八、第七章第一節中及び毘曇部四、217a參照。

【二九】唯有對法。舊論は「即有對法」。

【三〇】蘊等。唯有對法蘊などいふものは五蘊の中に無きが故に。

【三一】無對法等。卷八、第七章第一節及び毘曇部四、217a參照。

【三二】唯無對法。舊論は「即無對法」。

【三三】有漏法等。第八卷の第七章第一節中及び毘曇部四、217a等參照。

【三四】唯有漏法。舊論は「即有漏法」。

【三五】無漏法等。卷の第八、第七章、第一節中及び毘曇部四、217a等參照。

【三六】唯無漏法。舊論は「即無漏法」。

【三七】界等。無漏法界・無漏

五、有對法 <sup>一</sup>有對法は十界・十處・一蘊の攝にして七智の知なり。他心・滅・道智を除く。六識の

識にして、欲・色界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

唯 有 對 法 <sup>二</sup>唯 有 對 法 は 十 界 ・ 十 處 「 の 攝 」 に して 蘊 の 攝 に も 非 ら ず 、 智 の 知 に も 非 ら ず 。 五

識の識にして、隨眠を隨増するにも非らず。

六、無對法 <sup>三</sup>無對法は八界・二處・五蘊の攝、十智の知、一識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

<sup>三</sup>唯無對法は八界・二處・四蘊の攝にして三智の知なり。謂はく他心・滅・道智なり。

唯 無 對 法 <sup>三</sup>識の識には非らず。無色界の一切と欲界・色界の二部と及び見苦・集所斷の非遍行と

の隨眠を隨増す。

七、有漏法 <sup>三</sup>有漏法は十八界・十二處・五蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。六識の

識にして、一切の隨眠を隨増す。

唯 有 漏 法 <sup>四</sup>唯 有 漏 法 は 十 五 界 ・ 十 處 「 の 攝 」 に して 蘊 の 攝 に は 非 ら ず 。 二 智 の 知 乃 ち 謂 は く 苦 ・

集智なり。五識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

八、無漏法 <sup>二</sup>無漏法は三界・二處・五蘊の攝にして八智の知なり。苦・集智を除く。一識の識に

して隨眠を隨増するには非らず。

唯 無 漏 法 <sup>二</sup>唯 無 漏 法 は 「 界 「 の 攝 」 に も 非 ら ず 、 處 「 の 攝 」 に も 非 ら ず 、 蘊 の 攝 に も 非 ら ず 。 二

智の知なり。謂はく滅・道智なり。識の識にも非らず、隨眠を隨増するにも非らず。

九、有爲法 <sup>二</sup>有爲法は十八界・十二處・五蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。六識の識に

して、一切の隨眠を隨増す。

唯 有 爲 法 <sup>二</sup>唯 有 爲 法 は 十 七 界 ・ 十 一 處 ・ 五 蘊 の 攝 に して 四 智 の 知 乃 ち 謂 は く 他 心 ・ 苦 ・ 集 ・ 道

智なり。五識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

三、無爲法 <sup>三</sup>無爲法は一界・二處「の攝」にして蘊の攝には非らず。六智の知なり。他心・苦・集・

曇部四ツトにも出づ。

【四】十界等。十有色界等故、辨説をまたずして知るべし。

【五】智の知に非らず。十智はすべて純粹にこの唯有色法だけを認識するもの一として無く、すべて他の法と合謀的に認識する故に「純粹の色として認識する智は無し」との意でかくいふもの。

【六】無色法等。同前の第一節中參照。

【七】唯無色法。舊論は「即非色法」右の「唯有色法」に例して知るべし。毘曇部

四、P. 276.

【八】識の識には非らず。絕對に認識不可能の法といふの意には非らず。純粹に唯無色法だけを認識する識（即ち例へば無色識といふやうな）あつて、唯無色法を認識することなしとの意。

【九】二部。舊論は「欲色二界の二身」と。第八卷中の註參照。

【一〇】有見色等。卷八・第七章第一節中及び毘曇部四・二七五等參照。

【一一】二識。眼・意二識。

【一二】唯 有 見 法 。 舊 論 は 「 即 有 見 法 」 。

【一三】一界・二處。色界・色處。

【一四】蘊。五蘊中には右の色界法と同じ意味での色蘊とい

# 卷の第十八

## 辯決擇品第八 (第十章諸法一對の決擇)

### 第一節 諸の二法一對の決擇

一、有色法

有色法は十一界・十一處・一種の攝にして八智の知なり。他心・滅智を除く。六識の識にして欲・色界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

唯有色法

唯有色法は十界・十處・一種の攝にして智の知には非らず。五識の識にして、隨眠を隨増するには非らず。

二、無色法

無色法は八界・二處・四蘊の攝、十智の知、一識の識にして、一切の隨眠を隨増す。唯無色法は七界・一處・四蘊の攝にして二智の知なり。謂はく他心・滅智なり。識の識には非らずして、無色界の一切と欲・色界の二部と及び見苦・集所斷の非遍行との隨眠を隨増す。

三、有見法

有見法は一界・二處・一種の攝にして七智の知なり。他心・滅・道智を除く。二識の識にして、欲・色界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

唯有見法

唯有見法は一界・二處の攝にして、蘊の攝には非らず。智の知にも非らず。一識の識にして、隨眠を隨増するにも非らず。

四、無見法

無見法は十七界・十一處・五蘊の攝、十智の知、五識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

唯無見法

唯無見法は十七界・十一處・四蘊の攝にして三智の知なり。謂はく他心・滅・道智なり。四識の識にして、無色界の一切と欲界の二部と及び見苦・集所斷の非遍行の隨眠を隨増す。

隨眠を隨増す。

【一】 辯決擇品第八等。舊論は「擇品第八」とし、卷の第十二の半に初まる。内容の大部分は前の辯攝等品第六の二(第七章六百八十六法の諸門)に辯ぜると同準のものであるが、今は特にそれを、例へば(一)有色法、(二)唯有色法(舊即色法)といふ風にして一對相觀的にして諸門檢討をした所に特色がある(難心論の最後品と對照される意義あらんか。附録―その所解説の諸法は左の如し)。

一、諸二法——四十四組四十四對。  
二、諸三法——三組九對。  
三、諸四法——二組八對。  
四、諸五法——一組五對。  
五、諸六法——同上六對。  
六、三科諸法——三組(五・七・九)三十五對。  
七、九十八隨眠法——一組九十八組、一以上合計七段、五十五組二〇五對。  
【二】 有色法。卷の八、辯攝等品第六の二、第七章第一節のその下參照。  
【三】 唯有色法。舊論は「即色法」。純粹の有名法の義で、例へば法處、法界中の無表色は色ではあるが、他に不相應法、無爲法、心所法等と並び攝するが故に、今の唯有色法といふ中には含めざるが如し。毘

第三句

「二或ひは等無間にも非らず、等無間縁にも非らず。謂はく未來に現前正起する諸の心所法を除く諸の餘の未來の心所法と、及び等無間の心不相應行を除く諸の餘の心不相應行と、及び身・語業と、並びに無爲法となり。

〔一〇〕所縁縁・非有所縁等  
七 心 色 界 界 界 法

幾か所縁縁にして有所縁には非らざるや等は、十は是れ所縁縁にして有所縁には非らず。七は是れ所縁縁にして亦有所縁なり。一は應さに分別すべし。

謂はく法界は、若し諸の心所ならば是れ所縁縁にして亦有所縁なり。若し心所に非らざれば是れ所縁縁にして有所縁には非らず。

〔四〕増上縁・非有増上等

幾か増上縁にして有増上には非らざるや等は、十七は是れ増上縁にして亦有増上なり。一は應さに分別すべし。謂はく法界は若し有爲ならば是れ増上縁にして亦有増上なり。若し無爲ならば是れ増上縁にして有増上には非らず。

〔五〕瀑流・非順瀑流等  
前十五 界

幾か瀑流にして順瀑流には非らざるや等は、十五は順瀑流にして瀑流には非らざるなり。三は應さに分別すべし。

謂はく意界は、「一若し有漏ならば順瀑流にして瀑流には非らず。」「二若し無漏ならば瀑流にも非らず、順瀑流にも非らず。

意識界例釋

意識界も亦爾なり。

法界の三句一

法界に三句有り。

第一句 「一或ひは順瀑流にして瀑流には非らず。謂はく瀑流を攝せざる所の有漏の法界なり。

第二句

「二或ひは瀑流にして亦順瀑流なり。謂はく四瀑流なり。

第三句

「三或ひは瀑流にも非らず、順瀑流にも非らず。謂はく無漏の法界なり。

〔一〇〕 謂はく等。舊論は又「法入の如し」として略説。

〔八〕 謂はく等。舊論は右註に準ず。

〔六〕 瀑流。前の相應下の註参照。

〔七〕 謂はく以下全文。舊論は右註に準じて略説。



眼識界の三句一

謂はく眼識界に三句有り。

第一句

「一」或ひは是れ等無間にして等無間縁には非らず。謂はく未來に現前正起する眼識なり。

識なり。

第二句

「二」或ひは是れ等無間にして亦等無間縁なり。謂はく過去・現在の眼識なり。

第三句

「三」或ひは等無間にも非らず、等無間縁にも非らず。謂はく未來に現前正起する

眼識を除く諸の餘の未來の眼識なり。

餘の四識界例釋

耳・鼻・舌・身識界も亦爾なり。

意界の三句一

意界に三句有り。

第一句

「一」或ひは是れ等無間にして等無間縁には非らず。謂はく未來に現前正起する意

界と及び過去・現在の阿羅漢の命終時の意界となり。

第二句

「二」或ひは是れ等無間にして亦等無間縁なり。謂はく過去・現在の阿羅漢の命終

時の意界を除く諸の餘の過去・現在の意界なり。

第三句

「三」或ひは等無間にも非らず、等無間縁にも非らず。謂はく未來に現前正起する

意界を除く諸の餘の未來の意界なり。

意識界例釋

意識界も亦爾なり。

法界の三句一

法界に三句有り。

第一句

「一」或ひは是れ等無間にして等無間縁には非らず。謂はく未來に現前正起する諸

の心所法と及び過去・現在の阿羅漢の命終時の諸の心所法と、並びに已生と正起との

無想「定」、滅定となり。

第二句

「二」或ひは是れ等無間にして亦等無間縁なり。謂はく過去・現在の阿羅漢の命終

時の諸の心所法を除く諸の餘の過去・現在の心所法なり。

【七九】 意界以下全文。舊論は「意界及び意識界は意入の如く、法界は法入の如し」として略説。

の法界を除き、亦欲界の有身見・邊執見并びに彼れが相應・等起の法界を除く諸の餘の無記と及び善との法界なり。

(四) 無記・非無記爲因等  
八は俱

幾か無記にして無記を因と爲すには非らざるや等は、八は無記にして亦無記を因と爲す。十は應さに分別すべし。

色界の三句一

謂はく色界に三句有り。

第一句

【一】或ひは無記を因と爲して無記には非らず。謂はく不善の色界なり。

第二句

【二】或ひは無記にして亦無記を因と爲す。謂はく無記の色界なり。

第三句

【三】或ひは無記にも非らず、無記を因と爲すにも非らず。謂はく善の色界なり。

り。

聲界と七心界との例釋

聲界と六識界と意界とも亦爾なり。

法界の四句一

法界に四句有り。

第一句

【一】或ひは無記にして無記を因と爲すには非らず。謂はく虚空・非擇滅なり。

第二句

【二】或ひは無記を因と爲して無記には非らず。謂はく不善の法界なり。

第三句

【三】或ひは無記にして亦無記を因と爲す。謂はく無記の有爲の法界なり。

第四句

【四】或ひは無記にも非らず、無記を因と爲すにも非らず。謂はく善の法界なり。

り。

(四) 因縁・非有因等

幾か因縁にして有因には非らざるや等は、十七は是れ因縁にして亦有因なり。一は應さに分別すべし。謂はく法界は若し有爲ならば是れ因縁にして亦有因なり。若し無爲ならば因縁にも非らず、有因にも非らず。

(四) 等無間・非等無間縁等  
十色界は非二

幾か等無間にして等無間縁には非らざるや等は、十は等無間にも非らず、等無間縁にも非らず。八は應さに分別すべし。

【七】 法界等。舊論は又「法入の如し」として略説。

【八】 謂はく以下。舊論は又「法入の如し」として略説。

第二句 「二」或ひは不善にして亦不善を因と爲す。謂はく不善の色界なり。

第三句 「三」或ひは不善にも非らず、不善を因と爲すにも非らず。謂はく不善の異熟生の色界を除く諸の餘の無記と及び善との色界なり。

前五識界例釋

眼・耳・鼻・舌・身識界も亦爾なり。

聲界の二句――

第一句 「二」或ひは不善にして亦不善を因と爲す。謂はく不善の聲界なり。

第二句 「二」或ひは不善にも非らず、不善を因と爲すにも非らず。謂はく善と無記との色界なり。

意界の三句――

第一句 「二」或ひは不善を因と爲して不善には非らず。謂はく不善の異熟生の意界と及び欲界繫の有身見・邊執見相應の意界となり。

第二句 「二」或ひは不善にして亦不善を因と爲す。謂はく不善の意界なり。

第三句 「三」或ひは不善にも非らず、不善を因と爲すにも非らず。謂はく不善の異熟生の意界を除き、及び欲界繫の有身見・邊執見相應の意界を除く諸の餘の無記と及び善との意界なり。

意識界も亦爾なり。

法界の三句――

第一句 「二」或ひは不善を因と爲して不善には非らず。謂はく不善の異熟生の法界と及び欲界繫の有身見・邊執見と及び彼れが相應・等起の法界となり。

第二句 「二」或ひは不善にして亦不善を因と爲す。謂はく不善の法界なり。

第三句 「三」或ひは不善にも非らず、不善を因と爲すにも非らず。謂はく不善の異熟生

【四】聲界等。舊論は「聲入の如し」として略説。

【五】意界等。舊論は「意入の如し」として略説。

【六】法界等。舊論は又「法入の如し」として略説。

除く諸の餘の無記と及び不善との色界なり。

六識・意の七界も亦爾なり。

七心界例釋  
聲界の二句一

聲界に二句有り。

第一句

「二」或ひは善にして亦善を因と爲す。謂はく善の聲界なり。

第二句

「二」或ひは善にも非らず、善を因と爲すにも非らず。謂はく不善と無記との聲界なり。

法界の四句一

法界に四句有り。

第一句

「二」或ひは善にして善を因と爲すには非らず。謂はく擇滅なり。

第二句

「二」或ひは善を因と爲して善には非らず。謂はく善の異熟生の法界なり。

第三句

「三」或ひは善にして善を因と爲す。謂はく善の有爲の法界なり。

第四句

「四」或ひは善にも非らず、善を因と爲すにも非らず。謂はく善の異熟生の法界を

除く諸の餘の無記と及び不善との法界なり。

幾か不善にして不善を因と爲すには非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。

【四】不善・非不善爲因等  
眼界の二句一

謂はく眼界は、「二」或ひは不善を因と爲して不善には非らず。「二」或ひは不善

にも非らず、不善を因と爲すにも非らず。

第一句

「二」不善を因と爲して不善には非らずとは、謂はく不善の異熟生の眼界なり。

第二句

「二」或ひは不善にも非らず、不善を因と爲すにも非らずとは、謂はく餘の眼界なり。

耳等七界例釋

耳・鼻・香・舌・味・身・觸界も亦爾なり。

色界の三句一

色界に三句有り。

第一句

「二」或ひは不善を因と爲して不善には非らず。謂はく不善の異熟生の色界な

【七】法界等。舊論は「法入の如し」として略説。

【七】眼界等。舊論は「眼入の如し」として略説。

【七】色界等。舊論は又「色入の如し」として略説。

【四】所造色・非有對色等一四句

此の十八界は幾か所造色にして有對色には非らざるや等は、應さに四句を作るべし。

第一句

【一】或ひは所造色にして有對色には非らず。謂はく一界の少分なり。

第二句

【二】或ひは有對色にして所造色には非らずとは謂はく一界の少分なり。

第三句

【三】或ひは所造色にして亦有對色なり。謂はく九界と及び一界の少分となり。

第四句

【四】或ひは所造色にも非らず、有對色にも非らず。謂はく七界と及び一界の少分となり。

【三】難見の故に甚深等

幾か難見の故に甚深なりや等は、一切は難見の故に甚深にして、甚深の故に難見なり。

【三】善・非善爲因等眼界の二句

幾か善にして善を因と爲すには非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく眼界は、【二】或ひは善を因と爲して善には非らず。【三】或ひは善にも非らず、善を因と爲すにも非らず。

第一句

善を因と爲して善には非らずとは、謂はく善の異熟生の眼界なり。

第二句

善にも非らず、善を因と爲すにも非らずとは、謂はく餘の眼界なり。

耳等七界例釋

耳・鼻・香・舌・味・身・觸界も亦爾なり。

色界の三句

色界に三句有り。

第一句

【一】或ひは善を因と爲して善には非らず。謂はく善の異熟生の色界なり。

第二句

【二】或ひは善にして亦善を因と爲す。謂はく善の色界なり。

第三句

【三】或ひは善にも非らず、善を因と爲すにも非らず。謂はく善の異熟生の色界を

【六四】一界の少分。法界中の無表。

【六五】一界等。觸界中の四大種。

【六六】九界。眼・耳・鼻・舌・身・色・聲・香・味。

【六七】一界の少分。觸界中の四大種以外の諸法。

【六八】七界。七心界。

【六九】一界等。法界中の無表以外の諸法。

【七〇】色界等。舊論は又「色入の如し」として略説。

色界の二句——  
謂はく色界は、「二」或ひは業にして隨業轉には非らず。「二」或ひは業にも非らず、

隨業轉にも非ず。  
第一句 業にして隨業轉には非らずとは、謂はく身表なり。

第二句 業にも非らず、隨業轉にも非らずとは、謂はく餘の色界なり。

聲界の二句——  
聲界は、「二」或ひは業にして隨業轉には非らず。「二」或ひは業にも非らず、隨業

轉にも非らず。  
第一句 業にして業隨轉には非らずとは、謂はく語表なり。

第二句 業にも非らず、隨業轉にも非らずとは、謂はく餘の聲界なり。

法界の四句——  
第一句 「二」或ひは業にして隨業轉には非らず。謂はく隨業轉の身・語業を除く諸の餘の

法界所攝の身・語業と及び思となり。  
第二句 「二」或ひは隨業轉にして業には非らず。謂はく受蘊と想蘊と及び思を攝せざる所

の隨業轉の行蘊となり。  
第三句 「三」或ひは業にして亦隨業轉なり。謂はく隨業轉の身・語業なり。

第四句 「四」或ひは業にも非らず、隨業轉にも非らず。謂はく業と及び隨業轉の法界とを

除く諸の餘の法界なり。  
幾か所造色にして有見色には非らざるや等は、應さに三句を作るべし。

【四〇】所造色・非有見色等——三句  
第一句 「二」或ひは所造色にして有見色には非らず。謂はく 八界と及び 二界の少分と

なり。  
第二句 「二」或ひは所造色にして亦有見色なり。謂はく 一界なり。

第三句 「三」或ひは所造色にも非らず、有見色にも非らず。謂はく 七界と及び 二界の

【五〇】 謂はく以下全文。舊論は又、準上にして略説。  
【六一】 八界。眼・耳・鼻・舌・身・聲・香・味。  
【六二】 二界の少分。觸界中の四大種以外の諸色と法界中の無表色。  
【六三】 一界。色界。  
【六四】 七界。七心界。  
【六五】 二界の少分。上の二界の少分以外の同所攝の諸法をいふ。

【六六】 二界の少分。上の二界の少分以外の同所攝の諸法をいふ。

【六七】 二界の少分。上の二界の少分以外の同所攝の諸法をいふ。

【六八】 二界の少分。上の二界の少分以外の同所攝の諸法をいふ。

【六九】 二界の少分。上の二界の少分以外の同所攝の諸法をいふ。

【七〇】 二界の少分。上の二界の少分以外の同所攝の諸法をいふ。

【七一】 二界の少分。上の二界の少分以外の同所攝の諸法をいふ。

【七二】 二界の少分。上の二界の少分以外の同所攝の諸法をいふ。

【七三】 二界の少分。上の二界の少分以外の同所攝の諸法をいふ。

第一句 業異熟にして業には非らずとは、謂はく異熟生の眼界なり。

第二句 業にも非らず、業異熟にも非らずとは、謂はく餘の眼界なり。

耳等七界と七心界との例釋 耳・鼻・舌・身・香・味・觸界と及び七心界とも亦爾なり。

色界の三句 色界に三句有り。

第一句 「二」或ひは業にして業異熟には非らず。謂はく身表なり。

第二句 「二」或ひは業異熟にして亦業には非らず。謂はく業異熟生の色界なり。

第三句 「三」或ひは業にも非らず、業異熟にも非らず。謂はく業と及び業異熟の色界とを

除く諸の餘の色界なり。

聲の二句 聲界に二句有り。

第一句 「二」或ひは業にして業異熟には非らず。謂はく語表なり。

第二句 「二」或ひは業にも非らず、業異熟にも非らず。謂はく餘の聲界なり。

法界の四句 法界に四句有り。

第一句 「二」或ひは業にして業異熟には非らず。謂はく法界所攝の身・語業と及び業異熟

を攝せざる所の思となり。

第二句 「二」或ひは業異熟にして業には非らず。謂はく思を攝せざる所の業異熟の法界な

り。

第三句 「三」或ひは業にして亦業異熟なり。謂はく業異熟生の思なり。

第四句 「四」或ひは業にも非らず、業異熟にも非らず。謂はく業と及び業異熟との法界と

を除く諸の餘の法界なり。

幾か業にして隨業轉には非らざるや等は、七は隨業轉にして業には非らず。八は業にも非らず、隨業轉にも非らず。三は應さに分別すべし。

【五】 色界以下全文。舊論は又「色界は色入の如く、聲界は聲入の如く、法界は法入の如し」として略説。

【五七】 七。七心界。

見を因と爲して亦有身見の因なり。「三」或ひは有身見を因と爲すにも非らず、有身見の因にも非らず。

第一句 有身見を因と爲して有身見の因には非らずとは、謂はく過去・現在の見苦所斷の隨眠相應の意界を除き、亦過去・現在の見集所斷の遍行隨眠相應の意界を除き、亦未來の有身見相應の意界を除く諸の餘の染汚の意界なり。

第二句 有身見を因と爲して亦有身見の因なりとは、謂はく前に除く所の意界なり。

第三句 有身見を因と爲すにも非らず、有身見の因にも非らずとは、謂はく不染汚の意界なり。

意識界例釋

法界の三句 法界に三句有り。

第一句 「一」或ひは有身見を因と爲して有身見の因には非らず。謂はく過去・現在の見苦所斷の隨眠と及び彼れが相應・俱有等の法界を除き、亦過去・現在の見集所斷の遍行隨眠と及び彼れが相應・俱有の法界を除き、亦未來の有身見相應の法界を除き、亦未來の有身見と及び彼れが相應法と生・老・住・無常とを除く諸の餘の染汚の法界なり。

第二句 「二」或ひは有身見を因と爲して亦有身見の因なり。謂はく前に除く所の法界なり。

第三句 「三」或ひは有身見を因と爲すにも非らず、有身見の因にも非らず。謂はく不染汚の法界なり。

（三）業・非業異熟等  
眼界の二句一 幾か業にして業異熟には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。  
謂はく眼界は、「一」或ひは業異熟にして業には非らず。「二」或ひは業にも非らず、業異熟にも非らず。



相應行とを除く諸の餘の身・語業と心不相應行と及び尋不相應の伺と、並びに無尋無伺の心所法と、若しは無爲法となり。

【三】見・非見處 幾か見にして見處には非らざるや等は、一は見にして亦見處なり。十四は見處に

【四】見・非見處 幾か見にして見處には非らざるや等は、一は見にして亦見處なり。十四は見處に

【五】見・非見處 幾か見にして見處には非らざるや等は、一は見にして亦見處なり。十四は見處に

【六】見・非見處 幾か見にして見處には非らざるや等は、一は見にして亦見處なり。十四は見處に

【七】見・非見處 幾か見にして見處には非らざるや等は、一は見にして亦見處なり。十四は見處に

【八】見・非見處 幾か見にして見處には非らざるや等は、一は見にして亦見處なり。十四は見處に

【九】見・非見處 幾か見にして見處には非らざるや等は、一は見にして亦見處なり。十四は見處に

【一〇】見・非見處 幾か見にして見處には非らざるや等は、一は見にして亦見處なり。十四は見處に

【一一】見・非見處 幾か見にして見處には非らざるや等は、一は見にして亦見處なり。十四は見處に

【一二】見・非見處 幾か見にして見處には非らざるや等は、一は見にして亦見處なり。十四は見處に

【一三】見・非見處 幾か見にして見處には非らざるや等は、一は見にして亦見處なり。十四は見處に

【一四】見・非見處 幾か見にして見處には非らざるや等は、一は見にして亦見處なり。十四は見處に

【一五】見・非見處 幾か見にして見處には非らざるや等は、一は見にして亦見處なり。十四は見處に

【一六】見・非見處 幾か見にして見處には非らざるや等は、一は見にして亦見處なり。十四は見處に

【一七】見・非見處 幾か見にして見處には非らざるや等は、一は見にして亦見處なり。十四は見處に

【一八】見・非見處 幾か見にして見處には非らざるや等は、一は見にして亦見處なり。十四は見處に

【一九】見・非見處 幾か見にして見處には非らざるや等は、一は見にして亦見處なり。十四は見處に

【二〇】見・非見處 幾か見にして見處には非らざるや等は、一は見にして亦見處なり。十四は見處に

【二一】見・非見處 幾か見にして見處には非らざるや等は、一は見にして亦見處なり。十四は見處に

【三】一。眼界。

【五】謂はく以下。舊論は又すべて、右に準じて「意・意識・法」の三界を略説。

【五】 眼界以下全文。舊論は又「眼界意識は意入の如く、法界は法入の如し」として略説。

第一句 「一」或ひは隨心轉にして受相應には非らず。謂はく隨心轉の身・語業と心不相應行と及び受となり。

第二句 「二」或ひは隨心轉にして亦受相應なり。謂はく想蘊と及び相應の行蘊となり。

第三句 「三」或ひは隨心轉にも非らず、受相應にも非らず。謂はく隨心轉の身・語業と心不相應行とを除く諸の餘の身・語業と心不相應行と及び無爲法となり。

（三）隨心轉・非想行相應等  
幾か隨心轉にして想・行相應には非らざるや等は、其の自性を除いて受の如く應に知るべし。

（三）隨尋轉・非何相應等  
幾か隨尋轉にして伺相應には非らざるや等は、十は隨尋轉にも非らず、伺相應にも非らず。五は有尋有伺なり。三は應さに分別すべし。

十色界は兩有意者の三種  
謂はく眼界は或ひは有尋有伺、或ひは無尋唯伺、或ひは無尋無伺なり。

第一種のそれ  
云何が有尋有伺なりや。謂はく有尋有伺の作意相應の眼界なり。

第二種のそれ  
云何が無尋唯伺なりや。謂はく無尋唯伺の作意相應の眼界なり。

第三種のそれ  
云何が無尋無伺なりや。謂はく無尋無伺の作意相應の眼界なり。

意識界例釋  
意識界も亦爾なり。

法界の四句  
法界に四句有り。

第一句 「一」或ひは隨尋轉にして伺相應には非らず。謂はく隨尋轉の身・語業と心不相應行と及び尋相應の伺となり。

第二句 「二」或ひは伺相應にして隨尋轉には非らず。謂はく尋と及び尋不相應、伺相應の心所法となり。

第三句 「三」或ひは隨尋轉にして亦伺相應なり。謂はく尋・伺相應の心所法なり。

第四句 「四」或ひは隨尋轉にも非らず伺相應にも非らず。謂はく隨尋轉の身・語業と心不

【四】 十。十色界。

【五】 五。前五識界。

【五】 謂はく以下。舊論は「眼界及び意識界は意入の如し」として略説。

【五】 法界等。舊論は又「法界は法入の如し」として略説。

修斷のそれ

此れは復た云何。謂はく見所斷の八十八隨眠相應の眼界なり。云何が修所斷なりや。謂はく意界の學の見述が修所斷なるなり。此れは復た云何。謂はく修所斷の十隨眠相應の眼界と及び不染汚の有漏の眼界となり。

非斷のそれ  
云何が非所斷なりや。謂はく無漏の眼界なり。意識界も亦爾なり。法界は或ひは見所斷、或ひは修所斷、或ひは非所斷なり。云何が見所斷なりや。謂はく法界の隨信・隨法行が現觀邊の忍所斷なるなり。此れは復た云何。謂はく見所斷の八十八隨眠と及び彼れが相應の法界と、並びに彼れが等起の心不相應行となり。

意識界例釋

云何が非所斷なりや。謂はく無漏の眼界なり。意識界も亦爾なり。法界は或ひは見所斷、或ひは修所斷、或ひは非所斷なり。云何が見所斷なりや。謂はく法界の隨信・隨法行が現觀邊の忍所斷なるなり。此れは復た云何。謂はく見所斷の八十八隨眠と及び彼れが相應の法界と、並びに彼れが等起の心不相應行となり。

見斷のそれ

云何が見所斷なりや。謂はく法界の隨信・隨法行が現觀邊の忍所斷なるなり。此れは復た云何。謂はく見所斷の八十八隨眠と及び彼れが相應の法界と、並びに彼れが等起の心不相應行となり。

修斷のそれ  
云何が修所斷なりや。謂はく法界の學の見述の修所斷なるなり。此れは復た云何。謂はく修所斷の十隨眠と及び彼れが相應の法界と、並びに彼れが等起の身・語業と心不相應行と、若しは不染汚の有漏の法界となり。

修斷のそれ

云何が修所斷なりや。謂はく法界の學の見述の修所斷なるなり。此れは復た云何。謂はく修所斷の十隨眠と及び彼れが相應の法界と、並びに彼れが等起の身・語業と心不相應行と、若しは不染汚の有漏の法界となり。

非斷のそれ  
云何が非所斷なりや。謂はく無漏の法界なり。幾か心に非らざるや等は、十は心にも非らず、心所にも非らず、心相應にも非らず。七は唯だ是れ心なり。一は應さに分別すべし。謂はく法界は若し有所緣ならば是れ心所にして心と相應す。苦し無所緣ならば心にも非らず、心所にも非らず、心相應にも非ず。

(三)非 心 等

幾か心に非らざるや等は、十は心にも非らず、心所にも非らず、心相應にも非らず。七は唯だ是れ心なり。一は應さに分別すべし。謂はく法界は若し有所緣ならば是れ心所にして心と相應す。苦し無所緣ならば心にも非らず、心所にも非らず、心相應にも非ず。

幾か隨心轉にして受相應には非らざるや等は、十は隨心轉にも非らず、受相應にも非らず。七は受相應にして隨心轉には非らず。一は應さに分別すべし。謂はく法界に三句有り。

(三)隨心轉・非受相應等

幾か隨心轉にして受相應には非らざるや等は、十は隨心轉にも非らず、受相應にも非らず。七は受相應にして隨心轉には非らず。一は應さに分別すべし。謂はく法界に三句有り。

十色界と七心界  
法界の三句！

幾か隨心轉にして受相應には非らざるや等は、十は隨心轉にも非らず、受相應にも非らず。七は受相應にして隨心轉には非らず。一は應さに分別すべし。謂はく法界に三句有り。

【四三】 十。十色界。  
【四四】 七。七心界。  
【四五】 謂はく等。舊論は又、前の諸の法界下の註の如くにして略説。

【四六】 十。十色界。  
【四七】 七。七心界。  
【四八】 謂はく以下。又舊論は法入と準じて略説。

欲界繫のそれ 云何が欲界繫なりや。謂はく法界所攝の欲界の身・語業と及び欲界の受・想・行蘊となり。

色界繫のそれ 云何が色界繫なりや。謂はく法界所攝の色界の身・語業と及び色界の受・想・行蘊となり。

無色界繫のそれ 云何が無色界繫なりや。謂はく無色界の受・想・行蘊なり。

不繫のそれ 云何が不繫なりや。謂はく無漏の身・語業と及び無漏の受・想・行蘊と、並びに無爲法となり。

【三〇】學 前十五界非二學 意界の三種 謂はく意界は或ひは學、或ひは無學、或ひは非學非無學なり。三は應さに分別すべし。

學のそれ 云何が學なりや。謂はく學の作意相應の意界なり。

無學のそれ 云何が無學なりや。謂はく無學の作意相應の意界なり。

非二學のそれ 云何が非學非無學なりや。謂はく有漏の作意相應の意界なり。

意識界例釋 意識界も亦爾なり。

法界の三種 法界は或ひは學、或ひは無學、或ひは非學非無學なり。

學のそれ 云何が學なりや。謂はく學の身・語業と及び學の受・想・行蘊となり。

無學のそれ 云何が無學なりや。謂はく無學の身・語業と及び無學の受・想・行蘊となり。

非二學のそれ 云何が非學非無學なりや。謂はく法界所攝の有漏の身・語業と及び有漏の受・想・行蘊と、並びに無爲法となり。

【三】見 斷等 前十五界 修 斷 意界の三種 此の十八界は幾か見所斷なりや等は、十五は修所斷なり。三は應さに分別すべし。謂はく意界は或ひは見所斷、或ひは修所斷、或ひは非所斷なり。

見 斷のそれ 云何が見所斷なりや。謂はく意界の隨信・隨法行が現觀邊の忍所斷なるなり。

【三〇】謂はく以下。舊論は「分別諸入品に廣く説くが如し」として略説。

【三】謂はく以下。舊論は又右註に準ず。

なり。

無記のそれ。云何が無記なりや。謂はく無記の受・想・行・蘊と及び虚空・非擇滅となり。

【二九】欲界繫等。四は欲界繫。幾か欲界繫なりや等は、四は欲界繫なり。十四は應さに分別すべし。

眼界の二種。謂はく眼界は或ひは欲界繫、或ひは色界繫なり。

欲界繫のそれ。云何が欲界繫なりや。謂はく欲界の大種所造の眼界なり。

色界繫のそれ。云何が色界繫なりや。謂はく色界の大種所造の眼界なり。

色等六界例釋。色・耳・聲・鼻・舌・身界も亦爾なり。

觸界の二種。觸界は或ひは欲界繫、或ひは色界繫なり。

欲界繫のそれ。云何が欲界繫なりや。謂はく欲界の四大種と及び所造の觸界となり。

色界繫のそれ。云何が色界繫なりや。謂はく色界の四大種と及び所造の觸界となり。

眼識界の二種。眼識界は或ひは欲界繫、或ひは色界繫なり。

欲界繫のそれ。云何が欲界繫なりや。謂はく欲界の作意相應の眼識なり。

色界繫のそれ。云何が色界繫なりや。謂はく色界の作意相應の眼識なり。

耳・身二識界例釋。耳・身識界も亦爾なり。

【三〇】意界の四種。意界は或ひは欲界繫、或ひは色界繫、或ひは無色界繫、或ひは不繫なり。

欲界繫のそれ。云何が欲界繫なりや。謂はく欲界の作意相應の意界なり。

色界繫のそれ。云何が色界繫なりや。謂はく色界の作意相應の意界なり。

無色界繫のそれ。云何が無色界繫なりや。謂はく無色界の作意相應の意界なり。

不繫のそれ。云何が不繫なりや。謂はく無漏の作意相應の意界なり。

意識界例釋。

【三一】法界の四種。法界は或ひは欲界繫、或ひは色界繫、或ひは無色界繫、或ひは不繫なり。

【三七】四。香・味と鼻舌二識との四界。

【三八】謂はく眼等。舊論は「分別法入品に廣く説くが如し」として略説。

【三〇】意界等。舊論は「意界・意識界は意入の如し」として略説。

【四〇】法界等。舊論は「法界は法入の如し」として略説。

(二七) 過去等

幾か過去なりや等は、十七は或ひは過去、或ひは未來、或ひは現在なり。一は應さに分別すべし。<sup>三五</sup>謂はく法界は若し有爲ならば、或ひは過去、或ひは未來、或ひは現在なり。若し無爲ならば過去にも非らず、未來にも非らず、現在にも非らず。幾か善なりや等は、八は無記なり。十は應さに分別すべし。

(二八) 善無記色界の三種

謂はく色界は或ひは善、或ひは不善、或ひは無記なり。

善のそれ

云何が善なりや。謂はく善の身表なり。

不善のそれ

云何が不善なりや。謂はく不善の身表なり。

無記のそれ

云何が無記なりや。謂はく善と不善との身表を除く諸の餘の色界なり。

聲界の三種

聲界は或ひは善、或ひは不善、或ひは無記なり。

善のそれ

云何が善なりや。謂はく善の語表なり。

不善のそれ

云何が不善なりや。謂はく不善の語表なり。

無記のそれ

云何が無記なりや。謂はく善と不善との語表を除く諸の餘の聲界なり。

眼識界の三種

眼識界は或ひは善、或ひは不善、或ひは無記なり。

善のそれ

云何が善なりや。謂はく善の作意相應の眼識なり。

不善のそれ

云何が不善なりや。謂はく不善の作意相應の眼識なり。

無記のそれ

云何が無記なりや。謂はく無記の作意相應の眼識なり。

餘の五識界と意界との例釋

餘の五識界と意界とも亦爾なり。

法界の三種

法界は或ひは善、或ひは不善、或ひは無記なり。

善のそれ

云何が善なりや。謂はく法界所攝の善の身・語業と及び善の受・想・行蘊と并びに擇滅となり。

不善のそれ

云何が不善なりや。謂はく法界所攝の不善の身・語業と及び不善の受・想・行蘊と

【三三】 謂はく以下。又、舊論は右の同準下の註に準ず。

【三三】 聲界等。舊論は「聲界も亦是くの如し」として略説。

【三六】 法界等。又、舊論は右の「謂はく等」の註に準ず。

二の少分とは大種所造には非らず。

【二〇】有上等 幾か有上なりや等は、十七は有上なり。一は應さに分別すべし。謂はく法界は或

十七界は有上法界の二種

有上のそれ ひは有上、或ひは無上なり。

無上のそれ 云何が有上なりや。謂はく有爲の法界と及び虚空・非擇滅となり。

【二〇】有等 云何が無上なりや。謂はく擇滅なり。幾か是れ有なりや等は、十五は是れ有なり。三は應さに分別すべし。謂はく意・

【二〇】因相應等 法・意識の三界は若し有漏ならば是れ有なり。若し無漏ならば有には非らず。

【二〇】因相應等 幾か因相應なりや等は、七は因相應なり。十は因不相應なり。一は應さに分別す

べし。謂はく法界は若し諸の心所ならば因相應なり。若し心所に非らざれば因不相

應なり。此の十八界と六善處との相攝は、六善處が 十界の少分を攝し、十界の少分も亦

【二〇】六善處との相攝 六善處を攝す。

【二〇】五不善處との相攝 五不善處との相攝は五不善處が 十界の少分を攝し、十界の少分も亦五不善處を

【二〇】七無記處との相攝 七無記處との相攝は、七無記處が 八界と十界の少分とを攝し、八界と十界の少

分とも亦七無記處を攝す。

【二〇】三漏處との相攝 三漏處との相攝は三漏處が 一界の少分を攝し、一界の少分も亦三漏處を攝す。

【二〇】五有漏處との相攝 五有漏處との相攝は、五有漏處が 十五界と 三界の少分とを攝し、十五界と三

界の少分とも亦五有漏處を攝す。

【二〇】八無漏處との相攝 八無漏處との相攝は、八無漏處が 三界の少分を攝し、三界の少分も亦八無漏處

を攝す。

【二〇】八無漏處との相攝 八無漏處との相攝は、八無漏處が 三界の少分を攝し、三界の少分も亦八無漏處

を攝す。

【二〇】二の少分。右出「二の少分」の残りの諸法。

【二〇】謂はく以下。又、舊論は右に於ける同準の語に準ず。

【二〇】七。七心界。

【二〇】十。十色界。

【二〇】謂はく以下。又、舊論は右の同準下の註に準ず。

【二〇】十界。七心界（三次に通ず）と、法界（同上。これは無貪等の性と相應するか、貪等と相應するによる）と、並びに色・聲（同上。能等起の心力の善・不善等によりて性の分別す）との十界。而して「少分」といふは、右十界中のたゞ善なるものみに關するを以つてである。

【二〇】十界の少分。右註に準じて知るべし。

【二〇】八界。十色界中の色・聲二處を除く餘の常無記の八界のこと。

【二〇】一界。法界中の心所。

【二〇】十五界。十八中の前五界。有部に於いては、佛に於いても前五十五界は有漏となす。

【二〇】三界等。意・法・意識等三界の有漏なるもの。

【二〇】三界の少分。右註に例して知るべし。

【二〇】三界の少分。右註に例して知るべし。

【二〇】三界の少分。右註に例して知るべし。

【二〇】三界の少分。右註に例して知るべし。

【二〇】三界の少分。右註に例して知るべし。

【二〇】三界の少分。右註に例して知るべし。

【二〇】三界の少分。右註に例して知るべし。

【二〇】三界の少分。右註に例して知るべし。

【二〇】三界の少分。右註に例して知るべし。

不應修のそれ  
云何が不應修なりや。謂はく不善と無記との色界なり。

聲・六識・意識界  
例釋  
聲界と六識界と意界とも亦爾なり。

法界の二種  
法界は或ひは應修、或ひは不應修なり。

應修のそれ  
云何が應修なりや。謂はく善有爲の法界なり。

不應修のそれ  
云何が不應修なりや。謂はく不善と無記との法界と及び擇滅となり。

(二)染汚等  
八は不染汚  
色等十は二種  
一は染汚、或ひは不染汚なり。

染汚のそれ  
云何が染汚なりや。謂はく有覆の色界なり。

不染汚のそれ  
云何が不染汚なりや。謂はく無覆の色界なり。

聲界と六識界と意・法界とも亦爾なり。

幾か果にして有果には非らざるや等は、十七は是れ果にして亦有果なり。一は應

に分別すべし。謂はく法界に三句有り。

第一句  
「一」或ひは是れ果にして有果には非らず。謂はく擇滅なり。

第二句  
「二」或ひは是れ果にして亦有果なり。謂はく有爲の法界なり。

第三句  
「三」或ひは果にも非らず、有果にも非らず。謂はく虚空・非擇滅なり。

(二)有執受等  
九は無執受  
眼界の二種  
謂はく眼界は或ひは有執受、或ひは無執受なり。

有執受のそれ  
云何が有執受なりや。謂はく自體所攝の眼界なり。

無執受のそれ  
云何が無執受なりや。謂はく自體所攝に非らざる眼界なり。

色等七界例釋  
色・耳・鼻・舌・味・身・觸界も亦爾なり。

(二)大種所造等  
幾か大種所造なりや等は、九と及び二の少分とは是れ大種所造なり。七と及び

【七】謂はく以下。舊論は又上註に準ず。

【八】自體所攝等。舊論は「自性處」と。

【九】十色界中の觸界を除く九。

【二】二の少分。觸界中の四大種以外の諸色法と法處中の無表色とをさす。

【三】七。七心界のこと。



無異熟のそれ 云何が無異熟なりや。謂はく無記の色界なり。

聲及五識界例釋 聲と及び五識界とも亦爾なり。

意界の二種 一 意界は或ひは有異熟、或ひは無異熟なり。

有異熟のそれ 云何が有異熟なりや。謂はく不善善の有漏の意界なり。

無異熟のそれ 云何が無異熟なりや。謂はく無記と無漏との意界なり。

法界及び意識界の例釋 法界と意識界とも亦爾なり。

(七)縁生等 幾か是れ縁生なりや等は、十七は是れ縁生、是れ因生、是れ世の攝なり。一は應さに分別すべし。謂はく法界は若し有爲ならば是れ縁生、是れ因生、是れ世の攝なり。

(八)色の攝等 若し無爲ならば縁生にも非らず、因生にも非らず、世の攝にも非らず。

(九)内受の攝等 幾か色の攝なりや等は、十は是れ色攝なり。七は是れ名の攝なり。一は應さに分別すべし。謂はく法界所攝の身、語業は是れ色の謂なり。餘は皆な是れ名の攝なり。

(一〇)智遍知の所通知等 幾か内處の攝なりや等は、十二は是れ内處の攝なり。六は是れ外處の攝なり。

(一一)斷通知の同上等 幾か智遍知の所通知なりや等は、一切は是れ智遍知の所通知なり。

(一二)斷通知の同上等 此の十八界は幾か斷通知の所通知なりや等は、十五は是れ斷通知の所通知なり。

(一三)應斷等 三は應さに分別すべし。謂はく意・法・意識界は、若し有漏ならば是れ斷通知の所通知なり。若し無漏ならば斷通知の所通知には非らず。

(一四)應斷等 幾の應斷なりや等は、十五は是れ應斷なり。三は應さに分別すべし。謂はく意・法・意識界は、若し有漏ならば是れ應斷なり。若し無漏ならば不應斷なり。

(一五)應修等 幾くの應修なりや等は、八は不應修なり。十は隨さに分別すべし。

(一六)應修等 謂はく色界は或ひは應修、或ひは不應修なり。

(一七)應修等 云何が應修なりや。謂はく善の色界なり。

(一八)應修等 云何が應修なりや。謂はく善の色界なり。

(一九)應修等 云何が應修なりや。謂はく善の色界なり。

(二〇)應修等 云何が應修なりや。謂はく善の色界なり。

(二一)應修等 云何が應修なりや。謂はく善の色界なり。

【二〇】謂はく以下。又、舊論は右註に準ず。

有色のそれ 云何が有色なりや。謂はく法界所攝の身・語業なり。

無色のそれ 諸の餘の法界は是れ無色なり。

(二)有見等 幾か有見なりや等は、<sup>三</sup>有見なり。十七は無見なり。

(三)有對等 幾か有對なりや等は、十は有對なり。八は無對なり。

(四)有漏等 幾か有漏なりや等は、十五は有漏なり。三は應さに分別すべし。

前十五界<sup>二</sup>有漏 謂はく意界は或ひは有漏、或ひは無漏なり。

有漏のそれ 云何が有漏なりや。謂はく有漏の作意相應の意界なり。

無漏のそれ 云何が無漏なりや。謂はく無漏の作意相應の意界なり。

意識界例釋 意識界も亦爾なり。

法界の二種<sup>一</sup> 法界は或ひは有漏、或ひは無漏なり。

有漏のそれ 云何が有漏なりや。謂はく法界所攝の有漏の身・語業と及び有漏の受・想・行蘊となり。

無漏のそれ 云何が無漏なりや。謂はく無漏の身・語業と及び無漏の受・想・行蘊と、並びに無爲法となり。

(五)有爲等 幾か有爲なりや等は、十七は是れ有爲なり。一は應さに分別すべし。<sup>五</sup>謂はく法界

法界の二種<sup>一</sup> は或ひは有爲、或ひは無爲なり。

有爲のそれ 云何が有爲なりや。謂はく法界所攝の身・語業と及び受・想・行蘊となり。

無爲のそれ 云何が無爲なりや。謂はく虚空・二滅なり。

(六)有異熟等 幾か有異熟なりや等は、八は無異熟なり。十は應さに分別すべし。

八は無異熟 謂はく色界とは或ひは有異熟、或ひは無異熟なり。

色界の二種<sup>一</sup> 云何が有異熟なりや。謂はく善と不善との色界なり。

【三】有見。色界。

【四】法界等。舊論は「法界は法入の如し」として略説。

【五】謂はく以下。舊論はまた法界は法入の如し」として略。

心所の行蘊を除く諸の餘の未來の心所の行蘊と、及び等無間の心不相應行を除く諸の餘の心不相應行なり。

〔四〕所緣緣・非有所緣等  
幾か所緣緣にして有所緣には非らざるや等は、一は是れ所緣緣にして有所緣には非らず。三は是れ所緣緣にして亦有所緣なり。一は應さに分別すべし。

受・想・識 三種  
謂はく行蘊は、若し諸の心所ならば是れ所緣緣にして亦有所緣なり。若し心所に非らざれば是れ所緣緣にして有所緣には非らず。

〔四〕増上緣・非有増上等  
幾か増上緣にして有増上には非らざるや等は、一切は是れ増上緣にして亦有増上なり。

〔五〕瀑流・非順瀑流等  
幾か瀑流にして順瀑流には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく色蘊は若し有漏ならば順瀑流にして瀑流には非らず。若し無漏ならば瀑流にも非らず、順瀑流にも非らず。

受・想・識蘊例釋  
受・想・識蘊も亦爾なり。

行蘊の三句一  
行蘊に三句有り。

第一句  
〔一〕或ひは順瀑流にして瀑流には非らず。謂はく瀑流を攝せざる所の有漏の行蘊なり。

第二句  
〔二〕或ひは瀑流にして亦順瀑流なり。謂はく四瀑流なり。

第三句  
〔三〕或ひは瀑流にも非らず、順瀑流にも非らず。謂はく無漏の行蘊なり。

第二十五節 十八界の五十問

十八界とは謂はく眼界・色界・眼識界、乃至、意界・法界・意識界なり。

〔一〕有 八 界  
〔二〕有 色 等  
〔三〕有 色 等  
〔四〕有 色 等  
〔五〕有 色 等  
〔六〕有 色 等  
〔七〕有 色 等  
〔八〕有 色 等  
〔九〕有 色 等  
〔十〕有 色 等  
〔十一〕有 色 等  
〔十二〕有 色 等  
〔十三〕有 色 等  
〔十四〕有 色 等  
〔十五〕有 色 等  
〔十六〕有 色 等  
〔十七〕有 色 等  
〔十八〕有 色 等  
〔十九〕有 色 等  
〔二十〕有 色 等  
〔二十一〕有 色 等  
〔二十二〕有 色 等  
〔二十三〕有 色 等  
〔二十四〕有 色 等  
〔二十五〕有 色 等  
〔二十六〕有 色 等  
〔二十七〕有 色 等  
〔二十八〕有 色 等  
〔二十九〕有 色 等  
〔三十〕有 色 等  
〔三十一〕有 色 等  
〔三十二〕有 色 等  
〔三十三〕有 色 等  
〔三十四〕有 色 等  
〔三十五〕有 色 等  
〔三十六〕有 色 等  
〔三十七〕有 色 等  
〔三十八〕有 色 等  
〔三十九〕有 色 等  
〔四十〕有 色 等  
〔四十一〕有 色 等  
〔四十二〕有 色 等  
〔四十三〕有 色 等  
〔四十四〕有 色 等  
〔四十五〕有 色 等  
〔四十六〕有 色 等  
〔四十七〕有 色 等  
〔四十八〕有 色 等  
〔四十九〕有 色 等  
〔五十〕有 色 等  
此の十八界は、幾か有色なりや等は、十は有色なり。七は無色なり。一は應さに分別すべし。謂はく法界は或ひは有色、或ひは無色なり。

【一〇】瀑流。又、前の相應下の註參照。

【二】十八界等。舊論には「界」とは謂はく十八界なり。問ふ、云何が十八なる。答ふ、廣く説くこと前の如しと。

【三】七。意識と六識との七界。

第一句

「二」或ひは無記を因と爲して無記には非らず。謂はく不善の五蘊なり。

第二句

「二」或ひは無記にして亦無記を因と爲す。謂はく無記の五蘊なり。

第三句

「三」或ひは無記にも非らず、無記を因と爲すにも非らず。謂はく善の五蘊なり。

（四）因縁・非有  
（五）等無間・非  
等無間縁等  
色蘊一

幾か因縁にして有因には非らざるや等は、一切は是れ因縁にして亦有因なり。  
幾か等無間にして等無間縁には非らざるや等は、一は等無間にも非らず、等無間縁にも非らず、四は應さに分別すべし。

謂はく受蘊に三句有り。

色蘊の三句一

第一句

「二」或ひは是れ等無間にして等無間縁には非らず。謂はく未來に現前正起する受蘊と及び過去・現在の阿羅漢の命終時の受蘊となり。

第二句

「二」或ひは是れ等無間にして亦等無間縁なり。謂はく過去・現在の阿羅漢の命終時の受蘊を除く諸の餘の過去・現在の受蘊なり。

第三句

「三」或ひは等無間にも非らず、等無間縁にも非らず。謂はく未來に現前正起する受蘊を除く諸の餘の未來の受蘊なり。

想・識二蘊例釋

想・識蘊も亦爾なり。

行蘊の三句一

行蘊に三句有り。

第一句

「二」或ひは是れ等無間にして等無間縁には非らず。謂はく未來に現前正起する心所の行蘊と及び過去・現在の阿羅漢の命終時の心所の行蘊と、並びに已生と正起との無想「定」・滅定となり。

第二句

或ひは是れ等無間にして亦等無間縁なり。謂はく過去・現在の阿羅漢の命終時の心・心所の行蘊を除く諸の餘の過去・現在の心所の行蘊なり。

第三句

「三」或ひは等無間にも非らず、等無間縁にも非らず。謂はく未來に現前正起する

心・心所の行蘊を除く諸の餘の過去・現在の心所の行蘊なり。

第二句

「二」或ひは不善にして亦不善を因と爲す。謂はく不善の色蘊なり。

第三句

「三」或ひは不善にも非らず、不善を因と爲すにも非らず。謂はく不善の異熟の色蘊を除く諸の餘の無記と及び善の色蘊となり。

受蘊の三句

受蘊に三句有り。

第一句

「一」或ひは不善を因と爲して不善には非らず。謂はく不善の異熟生の受蘊と及び欲界繫の有身見・邊執見相應の受蘊となり。

第二句

「二」或ひは不善にして亦不善を因と爲す。謂はく不善の受蘊なり。

第三句

「三」或ひは不善にも非らず、不善を因と爲すにも非らず。謂はく不善の異熟生の受蘊を除き、及び欲界繫の有身見・邊執見相應の受蘊を除く諸の餘の無記と及び善の受蘊となり。

想・識二蘊の例

想・識蘊も亦爾なり。

行蘊の三句

行蘊に三句有り。

第一句

「一」或ひは不善を因と爲して不善には非らず。謂はく不善の異熟生の行蘊と及び欲界繫の有身見・邊執見と、及び彼れが相應と彼れが等起との行蘊となり。

第二句

「二」或ひは不善にして亦不善を因と爲す。謂はく不善の行蘊なり。

第三句

「三」或ひは不善にも非らず、不善を因と爲すにも非らず。謂はく不善の異熟の行蘊を除き、及び欲界繫の有身見・邊執見と、及び彼れが相應・彼れが等起の行蘊を除く諸の餘の無記と及び善との行蘊となり。

(受)無記・非無記爲因等一各三句

幾か無記にして無記を因と爲すには非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく各に三句有り。

第二句

【二】或ひは所造色にして亦有見色なり。謂はく一處なり。

第三句

【三】或ひは所造色にも非らず、有見色にも非らず。謂はく一處の少分なり。

【四】所造色・非有對色等四無色蘊

此の五蘊は、幾か所造色にして有對色には非らざるや等は、四は所造色にも非らず、有對色にも非らず。一は應さに分別すべし。

色蘊の四句

謂はく色蘊とは應さに四句を作るべし。

第一句

【一】或ひは所造色にして有對色には非らず。謂はく一處の少分なり。

第二句

【二】或ひは有對色にして所造色には非らず。謂はく一處の少分なり。

第三句

【三】或ひは所造色にして亦有對色なり。謂はく九處と及び一處の少分となり。

第四句

【四】或ひは所造色にも非らず、有對色にも非らず。是くの如き色は不可得なり。

【四】難見の故に甚深等

幾か難見の故に甚深なりや等は、一切は難見の故に甚深にして、甚深の故に難見なり。

【四】善・非善爲因等—各三句

幾か善にして善を因と爲すには非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく各に三句有り。

第一句

【一】或ひは善を因と爲して善には非らず。謂はく善の異熟生の五蘊なり。

第二句

【二】或ひは善にして亦善を因と爲す。謂はく善の五蘊なり。

第三句

【三】或ひは善にも非らず、善を因と爲すにも非らず。謂はく善の異熟生の五蘊を除く諸の餘の無記と不善との五蘊なり。

【四】不善・非不善爲因等

幾か不善にして不善を因と爲すには非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく色蘊に三句有り。

第一句

【一】或ひは不善を因と爲して不善には非らず。謂はく不善の異熟生の色蘊なり。

第二句

【二】或ひは不善にして亦不善を因と爲す。謂はく不善の五蘊なり。

第三句

【三】或ひは不善にも非らず、不善を因と爲すにも非らず。謂はく不善の異熟生の色蘊を除く諸の餘の無記と善との五蘊なり。

【四】不善・非不善爲因等

幾か不善にして不善を因と爲すには非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく色蘊に三句有り。

第一句

【一】或ひは不善を因と爲して不善には非らず。謂はく不善の異熟生の色蘊なり。

第二句

【二】或ひは不善にして亦不善を因と爲す。謂はく不善の五蘊なり。

第三句

【三】或ひは不善にも非らず、不善を因と爲すにも非らず。謂はく不善の異熟生の色蘊を除く諸の餘の無記と善との五蘊なり。

【四】一處。色處。  
【五】一處の少分。觸處中の四大種は能造にして所造ではなく、又實の四大種は可見でもなし。

【六】一處の少分。法處中の無表色。  
【七】一處等。觸處中の四大種。  
【八】九處。眼・耳・鼻・舌・身・聲・香・味。  
【九】一處の少分。觸處中の四大種以外の諸色法。

第四句 「四」或ひは業にも非らず、業異熟にも非らず。謂はく業と及び業異熟との行蘊を除く諸の餘の行蘊なり。

（二）業・非隨業  
轉等  
三は隨業轉・非  
業  
幾か業にして隨業轉には非らざるや等は、三は隨業轉にして業には非らず。二は應さに分別すべし。

色蘊の三句一 謂はく色蘊に三句有り。

第一句 「一」或ひは業にして隨業轉には非らず。謂はく隨業轉の身・語業を除く諸の餘の身・語業なり。

第二句 「二」或ひは業にして亦隨業轉なり。謂はく隨業轉の身・語業なり。

第三句 「三」或ひは業にも非らず、隨業轉にも非らず。謂はく業と及び隨業轉との色蘊を除く諸の餘の色蘊なり。

行蘊の三句一 行蘊に三句有り。

第一句 「一」或ひは業にして隨業轉には非らず。謂はく思なり。

第二句 「二」或ひは隨業轉にして業には非らず。謂はく思を攝せざる所の隨業轉の行蘊なり。

第三句 「三」或ひは業にも非らず、隨業轉にも非らず。謂はく隨業轉の心不相應行を除く諸の餘の心不相應行なり。

（四）所造色・非  
有見色等  
四は非二も非らず。一は應さに分別すべし。  
幾か所造色にして有見色には非らざるや等は、四は所造色にも非らず、有見色に

色蘊の三句一 謂はく色蘊に三句有り。

第一句 「一」或ひは所造色にして有見色には非らず。謂はく 八處と及び 二處の少分と

なり。

【二】 八處。眼・耳・鼻・舌・身・聲・香・味の八處。  
【三】 二處の少分。觸處中の四大以外の諸法と法處中の無表色。

第二句 「二」或ひは有身見を因と爲して亦有身見の因なり。謂はく前に除く所の行蘊なり。

第三句 「三」或ひは有身見を因と爲すにも非らず、有身見の因にも非らず。謂はく不染汚の行蘊なり。

（三）業・非業異熟等  
色蘊の三句 謂はく色蘊に三句有り。

第一句 「二」或ひは業にして業異熟には非らず。謂はく身・語業なり。

第二句 「二」或ひは業異熟にして業には非らず。謂はく業異熟生の色蘊なり。

第三句 「三」或ひは業にも非らず、業異熟にも非らず。謂はく業と及び業異熟との色蘊を除く諸の餘の色蘊なり。

受蘊の二句 受蘊は、「二」或ひは業異熟にして業には非らず。「二」或ひは業にも非らず、業異熟にも非らず。

第一句 業異熟にして業には非らずとは謂はく業異熟生の受蘊なり。

第二句 諸の餘の受蘊とは業にも非らず、業異熟にも非らず。

想・識二蘊例釋 想・識蘊も亦爾なり。

行蘊の四句 行蘊に四句有り。

第一句 「二」或ひは業にして業異熟には非らず。謂はく業異熟を攝せざる所の思なり。

第二句 「二」或ひは業異熟にして業には非らず。謂はく思を攝せざる所の業異熟生の行蘊なり。

第三句 「三」或ひは業にして亦業異熟なり。謂はく業異熟生の思なり。



# 卷の第十七

## 第二十四節 五蘊の五十問(二)

【(一)】有身見爲因・非有身見爲等

幾か有身見を因と爲して有身見の因には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。

色蘊！

謂はく色蘊は若し染汚ならば有身見を因と爲して有身見の因には非らず。若し不染汚ならば有身見を因と爲すにも非らず、有身見の因にも非らず。

受蘊の三句！

受蘊に三句有り。

第一句

或ひは有身見を因と爲して有身見の因には非らず。謂はく過去・現在の見苦所斷

の隨眠相應の受蘊を除き、及び過去・現在の見集所斷の遍行隨眠相應の受蘊を除き、並びに未來の有身見相應の受蘊を除く諸の餘の染汚の受蘊なり。

第二句

或ひは有身見を因と爲して亦有身見の因なり。謂はく前に除く所の受蘊なり。

第三句

或ひは有身見を因と爲すにも非らず、有身見の因にも非らず。謂はく不染汚の受蘊なり。

想・識二蘊例釋

想・識蘊も亦爾なり。

行蘊の三句！

行蘊に三句有り。

第一句

「一」或ひは有身見を因と爲して有身見の因には非らず。謂はく過去・現在の見苦

所斷の隨眠と及び彼れが相應・俱有等の行蘊とを除き、亦過去・現在の見集所斷の遍行隨眠と及び彼れが相應・俱有の行蘊とを除き、亦未來の有身見相應の行蘊を除き、

亦未來の有身見と及び彼れが相應法と生・老・住・無常とを除く諸の餘の染汚の行蘊

なり。

【一】第二十四節等。原漢譯には「辯千問品第七の八」と記す。

受・想・識の三種 受・想・識種は若し有漏ならば是れ見處にして見には非らず。若し無漏ならば見にも非らず、見處にも非らず。

行蘊の四句 行蘊に四句有り。

第一句 「一」或ひは見にして見處には非らず。謂はく盡「智」・無生智を攝せざる所の無漏の慧なり。

第二句 「二」或ひは見處にして見には非らず。謂はく見を攝せざる所の有漏の行蘊なり。

第三句 「三」或ひは見にして亦見處なり。謂はく五染汚見と及び世間の正見となり。

第四句 「四」或ひは見にも非らず、見處にも非らず。謂はく見を攝せざる所の無漏の行蘊なり。

第二句 諸の餘の色蘊は隨尋轉にも非らず、伺相應にも非らず。

受蘊の三種… 受蘊は或ひは有尋有伺、或ひは無尋唯伺、或ひは無尋無伺なり。

第一のそれ 云何が有尋有伺なりや。謂はく有尋有伺の作意相應の受蘊なり。

第二のそれ 云何が無尋唯伺なりや。謂はく無尋唯伺の作意相應の受蘊なり。

第三のそれ 云何が無尋無伺なりや、謂はく無尋無伺の作意相應の受蘊なり。

想・識蘊も亦爾なり。

行蘊の四句… 行蘊に四句有り。

第一句 「一」或ひは隨尋轉にして伺相應には非らず。謂はく隨尋轉の心不相應行と及び尋相應の伺となり。

第二句 「二」或ひは伺相應にして隨尋轉には非らず。謂はく尋と及び尋不相應・伺相應との心所の行蘊なり。

第三句 「三」或ひは隨尋轉にして亦伺相應なり。謂はく尋・伺相應の心所の行蘊なり。

第四句 「四」或ひは隨尋轉にも非らず、伺相應にも非らず。謂はく隨尋轉の心不相應行を除く諸の餘の心不相應行と及び尋不相應の伺と並びに無尋無伺の心所の行蘊とな

り。

幾か見にして見處には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。

謂はく色蘊に三句有り。

「一」或ひは見處にして見には非らず。謂はく九處と及び一處の少分とな

り。

「二」或ひは見にして亦見處なり。謂はく一處なり。

「三」或ひは見にも非らず、見處にも非らず。謂はく一處の少分なり。

【六六】 一處の少分。無漏の無表(前節の相應下参照)。

【六五】 九處。耳・鼻・舌・身・色・聲・香・味・觸。  
【六七】 一處の少分。有漏の無表色(前節の相應下参照)。  
【六八】 一處。眼處。  
【六九】 一處の少分。無漏の無表(前節の相應下参照)。

第二句

「二」或ひは隨心轉にして亦受相應なり。謂はく心所の行蘊なり。

第三句

「三」或ひは隨心轉にも非らず、受相應にも非らず。謂はく隨心轉の心不相應行を除く諸の餘の心不相應行なり。

（四）隨心轉・非想行相應等一、想相應

幾か隨心轉にして想・行相應には非らざるや等は、想は自性を除いて、受の如く應に知る如し。<sup>六三</sup> 二は隨心轉にして亦行相應なり。<sup>六五</sup> 一は行相應にして隨心轉には非らず。二は應さに分別すべし。

色蘊の二句

謂はく色蘊は、「二」或ひは隨心轉にして行相應には非らず。「二」或ひは隨心轉にも非らず、行相應にも非らず。

第一句

隨心轉にして行相應には非らずとは、謂はく隨心轉の身・語業なり。

第二句

諸の餘の色蘊は隨心轉にも非らず、行相應にも非らず。

行蘊の三句

「一」或ひは隨心轉にして行相應には非らず。謂はく隨心轉の心不相應行なり。

第二句

「二」或ひは隨心轉にして亦行相應なり。謂はく心所の行蘊なり。其の自性を除く。

第三句

「三」或ひは隨心轉にも非らず、行相應にも非らず。謂はく隨心轉の心不相應行を除く諸の餘の心不相應行なり。

幾か隨尋轉にして伺相應には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく色蘊は、「二」或ひは隨尋轉にして伺相應には非らず。「二」或ひは隨尋轉にも非らず、伺相應にも非らず。

（五）隨尋轉・非伺相應等色蘊の二句

謂はく色蘊は、「二」或ひは隨尋轉にして伺相應には非らず。「二」或ひは隨尋轉にも非らず、伺相應にも非らず。

第一句

隨尋轉にして伺相應には非らずとは、謂はく隨尋轉の身・語業なり。

【三】想は。大正本等には「想の自性を除いて」と作るも、宋・元・明・宮内省諸本に従つて今の通りに改む。舊論には「受の如く想も亦是の如し。其の自性をば除く」と。

【六三】二。受・想二蘊。一。識蘊。

見斷のそれ

云何が見所斷なりや。謂はく行蘊の隨信・隨法行が現觀邊の忍所斷なるなり。

此れは復た云何。謂はく見所斷の八十八隨眠と及び彼れが相應の行蘊と、並びに彼れが等起の心不相應行となり。

修斷のそれ

云何が修所斷なりや。謂はく行蘊の學の見迹が修所斷なるなり。

此れは復た云何。謂はく修所斷の十隨眠と及び彼れが相應の行蘊と、並びに彼れが等起の心不相應行若しは不染汚の有漏の行蘊となり。

非斷のそれ

云何が非所斷なりや。謂はく無漏の行蘊なり。

(三) 非心等  
色蘊の非心等  
受想は心所・心  
相應  
識心

幾か心に非らざるや等は、一は心にも非らず、心所にも非らず、心相應にも非らず。二は是れ心所にして心と相應す。一は唯だ是れ心なり。一は應さに分別すべし。

行蘊の二種一

謂はく行蘊は若し有所緣ならば是れ心所にして心と相應す。若し無所緣ならば心にも非らず、心所にも非らず、心相應にも非らず。

(三) 隨心轉・非  
受相應等  
蘊

幾か隨心轉にして受相應には非らざるや等は、一は隨心轉にして受相應には非らず。一は受相應にして隨心轉には非らず。一は隨心轉にして亦受相應なり。二は應さに分別すべし。

色蘊の二句一

謂はく色蘊は或ひは隨心轉にして受相應には非らず。或ひは隨心轉にも非らず、受相應にも非らず。

第一句

隨心轉にして受相應には非らずとは、謂はく隨心轉の身・語業なり。

第二句

諸の餘の色蘊は隨心轉にも非らず、受相應にも非らず。

行蘊の三句一

行蘊に三句有り。

第一句

「一」或ひは隨心轉にして受相應には非らず。謂はく隨心轉の心不相應行なり。

【六】一。受蘊。  
【六】一は。識蘊。  
【六】一。想蘊。

或ひは色界繫、或ひは無色界繫、或ひは不繫なり。

欲界繫のそれ  
云何が欲界繫なりや。謂はく欲界の五蘊なり。

色界繫のそれ  
云何が色界繫なりや。謂はく色界の五蘊なり。

無色界繫のそれ  
云何が無色界繫なりや。謂はく無色界の四蘊なり。

不繫のそれ  
云何が不繫なりや。謂はく無漏の五蘊なり。

(三)學  
幾か學なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の蘊は或ひは學、或ひは

無學、或ひは非學非無學なり。

學のそれ  
云何が學なりや。謂はく學の五蘊なり。

無學のそれ  
云何が無學なりや。謂はく無學の五蘊なり。

非二學のそれ  
云何が非學非無學なりや。謂はく有漏の五蘊なり。

(三)見斷等  
此の五蘊は幾か見所斷なりや等は、一切は應さに分別すべし。

色蘊  
謂はく色蘊は若し有漏ならば修所斷なり。若し無漏ならば非所斷なり。

受蘊  
受蘊は或ひは見所斷、或ひは修所斷、或ひは非所斷なり。

見斷のそれ  
云何が見所斷なりや。謂はく受蘊の隨信・隨法行が現觀邊の忍所斷なるなり。

此れは復た云何。謂はく見所斷の八十八隨眠相應の受蘊なり。

修斷のそれ  
云何が修所斷なりや。謂はく受蘊の學の見述が修所斷なるなり。

此れは復た云何。謂はく修所斷の十隨眠相應の受蘊と及び不染汚の有漏の受蘊と

なり。

非斷のそれ  
云何が非所斷なりや。謂はく無漏の受蘊なり。

想・識蘊も亦爾なり。

行蘊は或ひは見所斷、或ひは修所斷、或ひは非所斷なり。

攝す。

七無記處との相攝に四句有り。

(二三)七無記處との同上四句

第一句 「一」或ひは無記處にして蘊には非らず。謂はく虚空と非擇滅となり。

第二句

「二」或ひは蘊にして無記處には非らず。謂はく善と不善との五蘊なり。

第三句

「三」或ひは無記處にして亦蘊なり。謂はく無記の五蘊なり。

第四句

「四」或ひは無記處にも非らず、蘊にも非らず。謂はく擇滅なり。

(二四)三漏處との同上

三漏處との相攝は三漏處が<sup>五六</sup>一蘊の少分を攝し、一蘊の少分も亦三漏處を攝す。

(二五)五有漏處との同上

五有漏處との相攝は、五有漏處が<sup>五六</sup>五蘊の少分を攝し、五蘊の少分も亦五有漏處を攝す。

(二六)八無漏處との同上四句

八無漏處との相攝は應さに四句を作るべし。

第一句

「一」或ひは無漏處にして蘊には非らず。謂はく虚空と二滅となり。

第二句

「二」或ひは蘊にして無漏處には非らず。謂はく有漏の五蘊なり。

第三句

「三」或ひは無漏處にして亦蘊なり。謂はく無漏の五蘊なり。

第四句

「四」或ひは無漏處にも非らず、蘊にも非らず。是くの如きの事は不可得なり。

(二七)過去等

幾か過去なりや等は、一切は或ひは過去、或ひは未來、或ひは現在なり。

(二八)善等

幾か善なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の蘊は或ひは善、或ひは不善、或ひは無記なり

善のそれ

云何が善なりや。謂はく善の五蘊なり。

不善のそれ

云何が不善なりや。謂はく不善の五蘊なり。

無記のそれ

云何が無記なりや。謂はく無記の五蘊なり。

(二九)欲界繫等

幾か欲界繫なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の蘊は或ひは欲界繫、

【五六】一蘊。行蘊中の心所門三漏。  
【五九】少分。有漏の五蘊のみを攝するが故に。

(五)果・非有果等

(六)有執受等  
四は無執受  
色蘊の二種

有執受のそれ

無執受のそれ

(七)大種所造等  
四は非なり  
色蘊の二種

大種所造のそれ

非所造のそれ

(八)有上等

(九)是れ有等

(一〇)因相應等

幾か果にして有果には非らざるや等は、一切は是れ果にして亦有果なり。  
幾か有執受なりや等は、四は無執受なり。一は應さに分別すべし。

謂はく色蘊は、或ひは有執受、或ひは無執受なり。

云何が有執受なりや。謂はく自體所攝の色蘊なり。

云何が無執受なりや。謂はく自體所攝に非らざる色蘊なり。

幾か大種所造なりや等は、四は大種所造には非らず。一は應さに分別すべし。

謂はく色蘊は、或ひは是れ大種所造なり。或ひは大種所造には非らず。

云何が大種所造なりや。謂はく<sup>五三</sup>九處と<sup>五四</sup>二處の少分となり。

云何が非所造には非らざるや。謂はく<sup>五五</sup>一處の少分なり。

幾か有上なりや等は、一切は是れ有上なり。

幾か是れ有なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の蘊にして若し有漏ならば是れ有なり。若し無漏ならば有には非らず。

幾か因相應なりや等は、<sup>五六</sup>一は因不相應なり。三は因相應なり。一は應さに分別すべし。謂はく行蘊は、若し諸の心所ならば是れ因相應なり。若し非心所ならば因不相應なり。

此の五蘊と六善處との相攝は四句有り。  
「一」或ひは善處にして蘊には非らず。謂はく擇滅なり。  
「二」或ひは蘊にして善處には非らず。謂はく不善と無記との五蘊なり。  
「三」或ひは善處にして亦蘊なり。謂はく善の五蘊なり。  
「四」或ひは善處にも非らず、蘊にも非らず。謂はく虚空と非擇滅となり。

第一 四句  
第二 四句  
第三 四句  
第四 四句  
第五 不善處との相攝は、五不善處が五蘊の少分<sup>五七</sup>を攝し、五蘊の少分も亦五不善處を

辯千問品第七

三五三

【五三】 九處。眼・耳・鼻・舌・身・色・聲・香・味。

【五四】 二處の少分。觸處所攝の四大種以外の諸法及び、法處中の無表色。

【五五】 一處の少分。觸處中の四大種。

【五六】 一。色蘊。

【五七】 少分。五蘊の不善のものゝみ攝するが故に。



色蘊の二種一 謂はく色蘊は或ひは有異熟、或ひは無異熟なり。

有異熟の、それ 云何が有異熟なりや。謂はく不善と善の有漏のと色蘊なり。

無異熟の、それ 云何が無異熟なりや。謂はく無記と無漏との色蘊なり。

餘の四蘊例釋 餘の四蘊も亦爾なり。

(七)縁生等 幾か是れ縁生なりや等は、一切は是れ縁生・是れ因生・是れ世の攝なり。

(八)色の攝等 幾か色の攝なりや等は、一は是れ色の攝なり。四は是れ名の攝なり。

(九)内處の攝等 幾か内處の攝なりや等は、一は内處の攝なり。<sup>五二</sup> 三は外處の攝なり。一は應さに分

別すべし。<sup>五三</sup> 二は外處の攝なり。三は外處の攝なり。一は應さに分

別すべし。謂はく色蘊は或ひは内處の攝、或ひは外處の攝なり。

内處のそれ 云何が内處の攝なりや。謂はく五内處なり。

外處のそれ 云何が外處の攝なりや。謂はく五外處と及び<sup>五二</sup> 一外處の少分となり。

(一〇)智遍知の所 幾か智遍知の所遍知なりや等は、一切は是れ智遍知の所遍知なり。

遍知等 (一一)斷遍知の所 此の五蘊は、幾か斷遍知の所遍知なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく

諸の蘊は、若し有漏ならば是れ斷遍知の所遍知なり。若し無漏ならば斷遍知の所遍

知には非らず。<sup>五三</sup> 諸の蘊は、若し有漏ならば

(一二)應斷等 幾か應斷なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の蘊は若し有漏ならば

是れ應斷なり。若し無漏ならば不應斷なり。

(一三)應修等 幾か應修なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の蘊にして若し是れ善

ならば應修なり。若し非善ならば不應修なり。

(一四)染汚等 幾か染汚なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の蘊にして若し有覆な

らば是れ染汚なり。若し無覆ならば不染汚なり。

【五〇】 一。識蘊一意識。  
【五一】 三。受・想・行蘊。

【五二】 一外處の少分。法處中の無表色。

(一)有 色等 此の五蘊は幾か有色なりや等は、一は有色にして、四は無色なり。

(二)有 見等 幾か有見なりや等は、四は無見なり。一は應さに分別すべし。

色蘊の二種一 謂はく色蘊は或ひは有見、或ひは無見なり。

有見のそれ 云何が有見なりや。謂はく一處なり。

無見のそれ 云何が無見なりや。謂はく九處と一處の少分となり。

(三)有 對等 幾か有對なりや等は、四は無對なり。一は應さに分別すべし。

色蘊の二種一 謂はく色蘊は或ひは有對、或ひは無對なり。

有對のそれ 云何が有對なりや。謂はく十處なり。

無對のそれ 云何が無對なりや。謂はく一處の少分なり。

(四)有 漏等 幾か有漏なりや等は、一切は應さに分別すべし。

色蘊の二種一 謂はく色蘊は或ひは有漏、或ひは無漏なり。

有漏のそれ 云何が有漏なりや。謂はく十處と一處の少分となり。

無漏のそれ 云何が無漏なりや。謂はく一處の少分なり。

受蘊の二種一 受蘊は或ひは有漏、或ひは無漏なり。

有漏のそれ 云何が有漏なりや。謂はく有漏の作意相應の受蘊なり。

無漏のそれ 云何が無漏なりや。謂はく無漏の作意相應の受蘊なり。

行蘊の二種一 想・識蘊も亦爾なり。行蘊は或ひは有漏、或ひは無漏なり。

有漏の行二蘊一 云何が有漏なりや。謂はく有漏の心相應と及び心不相應との行蘊なり。

無漏のそれ 云何が無漏なりや。謂はく無漏の心相應と及び心不相應との行蘊なり。

(五)有 爲等 幾か有爲なりや等は、一切は是れ有爲なり。

(六)有 異熟等 幾か有異熟なりや等は、一切は應さに分別すべし。

【一】 一。色蘊。

【二】 一處。色處。

【三】 九處。眼・耳・鼻・舌・身・聲・香・味・觸。

【四】 一處の五分。法處中の無表。

【五】 四。四無色蘊。

【六】 十處。十色處。

【七】 一處の少分。法處の無表。

【八】 十等。右註に準ず。

【九】 一處等。無表中の無漏律儀をさす。

【一〇】 一處等。無表中の無漏律儀をさす。

法を除く諸の餘の未來の心所法と、及び等無間の心不相應行を除く諸の餘の心不相應行と、並びに身・語業と虚空と二滅となり。

幾か所縁縁にして有所縁には非らざるや等は、十は所縁縁にして有所縁には非らず。一は所縁縁にして亦有所縁なり。一は應さに分別すべし。

謂はく法處は、若し諸の心所ならば是れ所縁縁にして亦有所縁なり。若し非心所ならば是れ所縁縁にして有所縁には非らず。

幾か増上縁にして有増上には非らざるや等は、十一は是れ増上縁にして亦有増上なり。一は應さに分別すべし。

謂はく法處は、若し有爲ならば是れ増上縁にして亦有所縁なり。若し無爲ならば是れ増上縁にして有増上には非らず。

幾か瀑流にして順瀑流には非らざるや等は、十は順瀑流にして瀑流には非らず。二は應さに分別すべし。

謂はく意處は、若し有漏ならば順瀑流にして瀑流には非らず。若し無漏ならば瀑流にも非らず、順瀑流にも非らず。

法處は、「二」或ひは順瀑流にして瀑流には非らず。「二」或ひは瀑流にして亦順瀑流なり。「三」或ひは瀑流にも非らず、順瀑流にも非らず。

順瀑流にして瀑流には非らずとは、謂はく瀑流を攝せざる所の有漏の法處なり。

瀑流にして亦順瀑流なりとは、謂はく四瀑流なり。

瀑流にも非らず、順瀑流にも非らずとは、謂はく無漏の法處なり。

第二十三節 五蘊の五十問(其の一)

五蘊とは謂はく色蘊乃至識蘊なり。

【三六】 十。十色處  
【三七】 一。意處。

【三八】 瀑流等、又前の相應下の註を見よ。

【三九】 第二十二節等。舊論は以下、卷の第十二に作る。

【四〇】 五蘊等。舊論は「陰とは謂はく五陰なり。問ふ、云何が五なる。答ふ。廣く説くこと、上の如し」と。

(四)因縁・非有  
等

幾か因縁にして有因には非らざるや等は、十一は是れ因縁にして亦有因なり。一は應さに分別すべし。謂はく法處は若し有爲ならば是れ因縁にして亦有因なり。若し無爲ならば因縁にも非らず、有因にも非らず。

(七)等無間・非  
等無間縁等  
十は非二

幾か等無間にして等無間縁には非らざるや等は、十は等無間にも非らず、等無間縁にも非らず。二は應さに分別すべし。

意處の三句一

謂はく意處は、「一」或ひは是れ等無間にして等無間縁には非らず。「二」或ひは等無間にして亦等無間縁なり。「三」或ひは等無間にも非らず、等無間縁にも非らず。

第一句

是れ等無間にして等無間縁には非らずとは、謂はく未來に現前正起する意處と及び過去・現在の阿羅漢の命終時の意處となり。

第二句

是れ等無間にして亦等無間縁なりとは謂はく過去・現在の阿羅漢の命終時の意處を除く諸の餘の過去・現在の意處なり。

第三句

等無間にも非らず、等無間縁にも非らずとは、謂はく未來に現前正起する意處を除く諸の餘の未來の意處なり。

法處の三句一

法處は、「一」或ひは是れ等無間にして等無間縁には非らず。「二」或ひは是れ等無間にして亦等無間縁なり。「三」或ひは等無間にも非らず、等無間縁にも非らず。

第一句

是れ等無間にして等無間縁には非らずとは、謂はく未來に現前正起する諸の心所法と及び過去・現在の阿羅漢の命終時の諸の心所法と並びに已生と正起との無想

〔定〕・滅定となり。

第二句

是れ等無間にして亦等無間縁なりとは、謂はく過去・現在の阿羅漢の命終時の諸の心所法を除く諸の餘の過去・現在の諸の心所法なり。

第三句

等無間にも非らず、等無間縁にも非らずとは、謂はく未來に現前正起する諸の心所

法處の三句一

法處は、「一」或ひは不善を因と爲して不善には非らず。「二」或ひは不善にして亦不善を因と爲す。「三」或ひは不善にも非らず、不善を因と爲すにも非らず。

第一句 不善を因と爲して不善には非らずとは、謂はく不善の異熟生の法處、及び欲界の有身見・邊執見并びに彼れが相應の法處、若しは彼れが等起の心不相應行となり。

第二句 不善にして亦不善を因と爲すとは、謂はく不善の等起の法處なり。

第三句 不善にも非らず、不善を因と爲すにも非らずとは謂はく不善の異熟生の法處を除き、及び欲界の有身見・邊執見と并びに彼れが相應の法處若しは彼れが等起の心不相應行とを除く諸の餘の無記と及び善との法處なり。

幾か無記にして無記を因と爲すには非らざるや等は、八は無記にして亦無記を因と爲す。四は應さに分別すべし。

色處の三句一

謂はく色處は、「一」或ひは無記を因と爲して無記には非らず。「二」或ひは無記にして亦無記を因と爲す。「三」或ひは無記にも非らず、無記を因と爲すにも非らず。

第一句 無記を因と爲して無記には非らずとは、謂はく不善の色處なり。

第二句 無記にして亦無記を因と爲すとは、謂はく無記の色處なり。

第三句 無記にも非らず、無記を因と爲すにも非らずとは、謂はく善の色處なり。

聲・意處も亦爾なり。

法處の四句一

「一」或ひは無記にして無記を因と爲すには非らず。謂はく虚空・非擇滅なり。

「二」或ひは無記を因と爲して無記には非らず。謂はく不善の法處なり。

「三」或ひは無記にして亦無記を因と爲す。謂はく無記の有爲の法處なり。

「四」或ひは無記にも非らず、無記を因と爲すにも非らず。謂はく善の法處なり。

【三】法處等。舊論は又「廣く説くこと、法念處の如し」として略説。

【三】不善の等起。宋・元・宮内省四本は等起の字無し。

第一句 不善を因と爲して不善には非らずとは、謂はく不善の異熟生の眼處なり。

第二句 諸の餘の眼處は不善にも非らず、不善を因と爲すにも非らず。

耳等七處例釋 耳・鼻・香・舌・味・身・觸處も亦爾なり。

色處の三句一 色處は、「二」或ひは不善を因と爲して不善には非らず。「二」或ひは不善にして亦不善を因と爲す。

第二句 不善を因と爲して不善には非らずとは、謂はく不善の異熟生の色處なり。

第三句 不善にも非らず、不善を因と爲すにも非らずとは、謂はく不善の異熟生の色處を除く諸の餘の無記と及び善との色處なり。

聲處の二句一 聲處は、「二」或ひは不善にして亦不善を因と爲す。「二」或ひは不善にも非らず、不善を因と爲すにも非らず。

第二句 不善にして亦不善を因と爲すとは、謂はく不善の聲處なり。

諸の餘の聲處は不善にも非らず、不善を因と爲すにも非らず。

意處は、「二」或ひは不善を因と爲して不善には非らず。「二」或ひは不善にして亦不善を因と爲す。

第二句 不善を因と爲す。「二」或ひは不善にも非らず、不善を因と爲すにも非らず。

第一句 不善を因と爲して不善には非らずとは、謂はく不善の異熟生の意處と及び欲界の有身見・邊執見相應の意處となり。

第二句 或ひは不善にして亦不善を因と爲すとは、謂はく不善の意處なり。

第三句 不善にも非らず、不善を因と爲すにも非らずとは、謂はく不善の異熟生の意處を除き、及び欲界の有身見・邊執見相應の意處を除く諸の餘の無記と及び善との意處なり。

【三】 意處等。舊論は「意入は意根の如し」として略説。

耳等七處の例釋

耳・鼻・香・舌・味・身・觸處も亦爾なり。

色處の三句一

色處は、「一」或ひは善を因と爲して善には非らず。「二」或ひは善にして亦善を因

と爲す。「三」或ひは善にも非らず、善を因と爲すにも非らず。

第一句

善を因と爲して善には非らずとは、謂はく善の異熟生の色處なり。

第二句

善にして亦善を因と爲すとは、謂はく善の色處なり。

第三句

善にも非らず、善を因と爲すにも非らずとは、謂はく善の異熟生の色處を除く諸

の餘の無記と、及び不善との色處なり。

意處例釋

意處も亦爾なり。

聲處の二句一

聲處は、「一」或ひは善にして亦善を因と爲す。「二」或ひは善にも非らず、善を因

と爲すにも非らず。

第一句

善にして亦善を因と爲すとは、謂はく善の聲處なり。

第二句

諸の餘の聲處は善にも非らず、善を因と爲すにも非らず。

法處の四句一

法處に四句有り。

第一句

「一」或ひは善にして善を因と爲すには非らず。謂はく擇滅なり。

第二句

「二」或ひは善を因と爲して善には非らず。謂はく善の異熟生の法處なり。

第三句

「三」或ひは善にして亦善を因と爲す。謂はく善の有爲の法處なり。

第四句

「四」或ひは善にも非らず、善を因と爲すにも非らず、謂はく善の異熟生の法處を

除く諸の餘の無記と及び不善との法處なり。

幾か不善にして不善を因と爲すには非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。

謂はく眼處は、「一」或ひは不善を因と爲して不善には非らず。「二」或ひは不善に

(四)不善・非不善爲因等  
眼處の二句一

も非らず、不善を因と爲すにも非らず。

【三】法處等。舊論は「廣く説くこと、法念處の如し」として略説。

第四句

「四」或ひは業にも非らず、隨業轉にも非らず。謂はく業と及び隨業轉との法處を除く諸の餘の法處なり。

(四〇)所造色・非有見色等—三句

幾か所造色にして有見色には非らざるや等は、三句有り。  
「一」或ひは所造色にして有見色には非らず。謂はく八處と及び二處の少分となり。

第二句

「二」或ひは所造色にして亦有見色なり。謂はく一處なり。

第三句

「三」或ひは所造色にも非らず、有見色にも非らず。謂はく一處と及び二處の少分となり。

(四一)所造色・非有對色等—四句

此の十二處は、幾か所造色にして有對色には非らざるや等は四句有り。

「一」或ひは所造色にして有對色には非らず。謂はく一處の少分なり。

第二句

「二」或ひは有對色にして所造色には非らず。謂はく一處の少分なり。

第三句

「三」或ひは所造色にして亦有對色なり。謂はく九處と一處の少分となり。

第四句

「四」或ひは所造色にも非らず、有對色にも非らず。謂はく一處と一處の少分となり。

(四二)難見の故に甚深等

幾か難見の故に甚深なりや等は、一切は難見の故に甚深にして、甚深の故に難見なり。

幾か善にして善を因と爲すには非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。

(四三)善・非善爲因等  
眼處二句—

謂はく眼處は、「一」或ひは善を因と爲して善には非らず。「二」或ひは善にも非らず、善を因と爲すにも非らず。

第一句

「一」善を因と爲して善には非らずとは、謂はく善の異熟生の眼處なり。

第二句

「二」諸の餘の眼處は善にも非らず、善を因と爲すにも非らず。

【二】八處。眼・耳・鼻・舌・身・聲・香・味。

【三】二處等。觸處中の四大種以外の諸法と法處中の無表色。

【四】一處。色處。

【五】一處。意處。

【六】二處の少分。觸處中の四大種と法處中の無表以外の諸法。

【七】一處の少分。法處中の無表色は四大所造ではあるが、有對色ではない。

【八】一處等。觸處中の四大種は所造色に非らずして而も有對色である。

【九】九處。眼・耳・鼻・舌・身・聲・香・味。

【一〇】一處の少分。觸處中の四大以外の諸法。

【一一】一處。意處。

【一二】一處の少分等。法處中の無表以外の諸法。



第二句 「二」或ひは業異熟にして業には非らず。謂はく思を攝せざる所の業異熟生の法處なり。

第三句 「三」或ひは業にして亦業異熟なり。謂はく異熟生の思なり。

第四句 「四」或ひは業にも非らず、業異熟にも非らず。謂はく業と及び業異熟の法處とを除く諸の餘の法處なり。

（三）業・非隨業轉等  
八は非二  
一は隨業轉非業色の二句一  
幾か業にして隨業轉には非らざるや等は、八は業にも非らず、隨業轉にも非らず。一は隨業轉にして業には非ざるなり。三は應さに分別すべし。

第一句 是れ業にして隨業轉には非らずとは、謂はく身表なり。  
第二句 諸の餘の色處は業にも非らず、隨業轉にも非らず。

聲處の二句一  
聲處は、「二」或ひは是れ業にして隨業轉には非らず。「二」或ひは業にも非らず、隨業轉にも非らず。

第一句 是れ業にして隨業轉には非らずとは、謂はく語表なり。  
第二句 諸の餘の聲處は業にも非らず、隨業轉にも非らず。

法處の四句一  
法處に四句有り。

第一句 「二」或ひは業にして隨業轉には非らず。謂はく隨業轉の身・語業を除く諸の餘の法處所攝の身・語業と及び思となり。

第二句 「二」或ひは隨業轉にして業には非らず。謂はく受蘊と想蘊と及び思を攝せざる所の隨業轉の行蘊となり。

第三句 「二」或ひは業にして亦隨業轉なり。謂はく隨業轉の身・語業なり。

【二】八。眼・耳・鼻・舌・身・香・味・觸。  
【三】一。意處。

第三句

有身見を因と爲すにも非らず、有身見の因にも非らず、謂はく不染汚の法處なり。

(三)業・非業異熟等  
眼處の二句

幾か業にして業異熟には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。

謂はく眼處は、「二」或ひは業異熟にして業には非らず。「二」或ひは業にも非らず、

業異熟にも非らず。

第一句

業異熟にして業には非らずとは、謂はく異熟生の眼處なり。

第二句

諸の餘の眼處は、業にも非らず、業異熟にも非らず。

耳等八處處例釋

耳・鼻・香・舌・味・身・觸・意處も亦爾なり。

色處の三句

色處は、「二」或ひは是れ業にして業異熟には非らず。「二」或ひは業異熟にして業には非らず。「三」或ひは業にも非らず、業異熟にも非らず。

第一句

是れ業にして業異熟には非らずとは、謂はく身表なり。

第二句

業異熟にして業には非らずとは、謂はく業異熟生の色處なり。

第三句

業にも非らず、業異熟にも非らずとは、謂はく業と及び業異熟の色處とを除く諸の餘の色處なり。

聲處の二句

聲處は、「二」或ひは是れ業にして業異熟には非らず。「二」或ひは業にも非らず、業異熟にも非らず。

第一句

是れ業にして業異熟には非らずとは、謂はく語表なり。

第二句

諸の餘の聲處は業にも非ず、業異熟にも非らず。

法處の四句

法處に四句有り。

第一句

「二」或ひは業にして業異熟には非らず。謂はく法處所攝の身・語業と及び異熟を攝せざる所の思となり。

色處一

にも非らず、有身見の因にも非らず。四は應さに分別すべし。

謂はく色處は若し染汚ならば有身見を因と爲して有身見の因には非らず。若し不染汚ならば有身見を因と爲すにも非らず、有身見の因にも非らず。

聲處例釋

聲處も亦爾なり。

意處の三句一

意處は、「一」或ひは有身見を因と爲して有身見の因には非らず。「二」或ひは有身見を因と爲して亦有身見の因なり。「三」或ひは有身見を因と爲すにも非らず、有身見の因にも非らず。

第一句

有身見を因と爲して有身見の因には非らずとは謂はく過去・現在の見苦所斷の隨眠相應の意處を除き、亦過去・現在の見集所斷の遍行隨眠相應の意處を除き、亦未來の有身見相應の意處を除く諸の餘の染汚の意處なり。

第二句

有身見を因と爲して亦有身見の因なりとは謂はく前に除く所の意處なり。

第三句

有身見を因と爲すにも非らず、有身見の因にも非らずとは、謂はく不染汚の意處なり。

法處の三句一

法處は、「一」或ひは有身見を因と爲して有身見の因には非らず。「二」或ひは有身見を因と爲して亦有身見の因なり。「三」或ひは有身見を因と爲すにも非らず、有身見の因にも非らず。

第一句

有身見を因と爲して有身見の因には非らずとは、謂はく過去・現在の見苦所斷の隨眠と及び彼れが相應・俱有等の法處を除き、亦過去・現在の見集所斷の遍行隨眠と及び彼れが相應・俱有の法處を除き、亦未來の有身見相應の法處を除き、亦未來の有身見と及び彼れが相應法と生・老・住・無常とを除く諸の餘の染汚の法處なり。

第二句

有身見を因と爲して亦有身見の因なりとは、謂はく前に除く所の法處なり。

【七】意處。舊論は「意入は廣く説くこと、受念處の如し」と略説。

【八】法處等。舊論は又「法入は廣く説くこと、法念處の如し」として異説。

第一句 「二」或ひは隨尋轉にして伺相應には非らず。謂はく隨尋轉の身・語業と心不相應行と及び尋相應の伺となり。

第二句 「二」或ひは伺相應にして隨尋轉には非らず。謂はく尋と及び尋不相應・伺相應の心所法となり。

第三句 「三」或ひは隨尋轉にして亦伺相應なり。謂はく尋・伺相應の心所法なり。

第四句 「四」或ひは隨尋轉にも非らず、伺相應にも非らず。謂はく隨尋轉の身・語業と心不相應行とを除く諸の餘の身・語業と心不相應行と及び尋不相應の伺と、並びに無尋無伺の心所法若しは無爲法となり。

(三)見・非見處 幾か見にして見處には非らざるや等は、一は見にして亦見處なり。<sup>一五</sup>九は見處にして見には非らず。二は應さに分別すべし。

意處―二 謂はく意處は、若し有漏ならば是れ見處にして見には非らず。若し無漏ならば見處にも非らず、見にも非らず。

法處の四句― 法處に四句有り。

第一句 「二」或ひは見にして見處には非らず。謂はく盡「智」・無生智を攝せざる所の無漏の善なり。

第二句 「二」或ひは見處にして見には非らず。謂はく見を攝せざる所の有漏の法處なり。

第三句 「三」或ひは見にして亦見處なり。謂はく五染汚見と世俗の正見となり。

第四句 「四」或ひは見にも非らず、見處にも非らず。謂はく見を攝せざる所の無漏の法處

(三七)有身見爲因・なり。

非有身見因等 八は非 幾か有身見を因と爲して有身見の因には非らざるや等は、八は有身見を因と爲す

【一五】一。眼處。  
【一六】九。耳・鼻・舌・身・色・聲・香・味・觸。

法處一

は唯だ是れ心なり。一は應さに分別すべし。

謂はく法處は若し有所縁ならば是れ心所にして心と相應す。若し無所縁ならば心にも非らず、心所にも非らず、心相應にも非らず。

幾か隨心轉にして受相應には非らざるや等は、十は隨心轉にも非らず、受相應にも非らず。一は受相應にして隨心轉には非らず。一は應さに分別すべし。

法處の三句一

謂はく法處は、「一」或ひは隨心轉にして受相應には非らず。「二」或ひは隨心轉にして亦受相應なり。「三」或ひは隨心轉にも非らず、受相應にも非らず。

第一句

隨心轉にして受相應には非らずとは謂はく隨心轉の身・語業と心不相應行と及び受となり。

第二句

隨心轉にして亦受相應なりとは謂はく想蘊と及び相應の行蘊となり。

第三句

隨心轉にも非らず、受相應にも非らずとは謂はく隨心轉の身・語業と心不相應行とを除く諸の餘の身・語業と心不相應行と及び無爲法となり。

(四)隨心轉・非想行相應等

幾か隨心轉にして想・行相應には非らざるや等は、其の自性を除いて受の如く應さに知るべし。

(五)隨尋轉・非同相應等  
十は非二

幾か隨尋轉にして伺相應には非らざるや等は、十は隨尋轉にも非らず、伺相應にも非らず。二は應さに分別すべし。

意處の二

謂はく意處は或ひは有尋有伺、或ひは無尋唯伺、或ひは無尋無伺なり。

第一

云何が有尋有伺なりや。謂はく有尋有伺の作意相應の意處なり。

第二

云何が無尋唯伺なりや。謂はく無尋唯伺の作意相應の意處なり。

第三

云何が無尋無伺なりや。謂はく無尋無伺の作意相應の意處なり。

法處に四句一

法處に四句有り。

學のそれ 云何が學なりや。謂はく學の身・語業と及び學の受・想・行蘊となり。

無學のそれ 云何が無學なりや。謂はく無學の身・語業と及び無學の受・想・行蘊となり。

非二學のそれ 云何が非學非無學なりや。謂はく法處所攝の有漏の身・語業と及び有漏の受・想・行蘊と並びに虚空と二滅となり。

(三)見 斷等 此の十二處は、幾か見所斷なりや等は、十は修所斷なり。二は應さに分別すべし。

十は 修 斷 謂はく意處は或ひは見所斷、或ひは修所斷、或ひは非所斷なり。

見 斷 の それ 云何が見所斷なりや。謂はく意處の隨信・隨法行が現觀邊の忍所斷なるなり。

修 斷 の それ 此れは復た云何。謂はく見所斷の八十八隨眠相應の意處なり。

云何が修所斷なりや。謂はく意處の學の見迹が修所斷なるなり。

此れは復た云何。謂はく修所斷の十隨眠相應の意處と及び不染汚の有漏の意處と

なり。

云何が非所斷なりや。謂はく無漏の意處なり。

法處は或ひは見所斷、或ひは修所斷、或ひは非所斷なり。

見 斷 の それ 云何が見所斷なりや。謂はく法處の隨信・隨法行が現觀邊の忍所斷なるなり。

此れは復た云何。謂はく見所斷の八十八隨隨と及び彼れが相應の法處と、並びに

彼れが等起の心不相應行となり。

云何が修所斷なりや。謂はく法處の學の見迹が修所斷なるなり。

此れは復た云何。謂はく修所斷の十隨眠と及び彼れが相應の法處と、並びに彼れ

が等起の無表の身・語業と、心不相應行と、若しは不染汚の有漏の法處となり。

云何が非所斷なりや。謂はく無漏の法處なり。

幾か非心なりや等は、十は心にも非らず、心所にも非らず、心相應にも非らず。一

辯千問品第七

三三九

【三】 謂はく以下。若論は略説して「廣く説くこと、分別諸人品の如し」と。

【三】 十。十色處。  
【四】 一。意處。

欲界繫のそれ 云何が欲界繫なりや。謂はく欲界の四大種と及び欲界の大種所造の觸處となり。

色界繫のそれ 云何が色界繫なりや。謂はく色界の四大種と及び色界の大種所造の觸處となり。

意處 意處は或ひは欲界繫、或ひは色界繫、或ひは無色界繫、或ひは不繫なり。

欲界繫のそれ 云何が欲界繫なりや。謂はく欲界の作意相應の意處なり。

色界繫のそれ 云何が色界繫なりや。謂はく色界の作意相應の意處なり。

無色界繫のそれ 云何が無色界繫なりや。謂はく無色界の作意相應の意處なり。

不繫のそれ 云何が不繫なりや。謂はく無漏の作意相應の意處なり。

法處 法處は或ひは欲界繫、或ひは色界繫、或ひは無色界繫、或ひは不繫なり。

欲界繫のそれ 云何が欲界繫なりや。謂はく法處所攝の欲界の身・語業と及び欲界の受・想・行蘊

となり。云何が色界繫なりや。謂はく法處所攝の色界の身・語業と及び色界の受・想・行蘊

となり。云何が無色界繫なりや。謂はく無色界の受・想・行蘊なり。

不繫のそれ 云何が不繫なりや。謂はく無漏の身・語業と及び無漏の受・想・行蘊と、並びに三無

爲となり。幾か學なりや等は、十は非學非無學なり。二は應さに分別すべし。

意處 謂はく意處は、或ひは學、或ひは無學、或ひは非學非無學なり。

學のそれ 云何が學なりや。謂はく學の作意相應の意處なり。

無學のそれ 云何が無學なりや。謂はく無學の作意相應の意處なり。

非二學のそれ 云何が非學非無學なりや。謂はく有漏の作意相應の意處なり

法處 法處は或ひは學、或ひは無學、或ひは非學非無學なり

法處 法處は或ひは學、或ひは無學、或ひは非學非無學なり

無記のそれ

云何が無記なりや。謂はく善と不善との身表を除く諸の餘の色處なり。

聲處の三種

聲處は或ひは善、或ひは不善、或ひは無記なり。

善のそれ

云何が善なりや。謂はく善の語表なり。

不善のそれ

云何が不善なりや。謂はく不善の語表なり。

無記のそれ

云何が無記なりや。謂はく善と不善との語表を除く諸の餘の聲處なり。

意處の三種

意處は或ひは善、或ひは不善、或ひは無記なり。

善のそれ

云何が善なりや。謂はく善の作意相應の意處なり。

不善のそれ

云何が不善なりや。謂はく不善の作意相應の意處なり。

無記のそれ

云何が無記なりや。謂はく無記の作意相應の意處なり。

法處の三種

法處は或ひは善、或ひは不善、或ひは無記なり。

善のそれ

云何が善なりや。謂はく法處所攝の善の身・語業と及び善の受・想・行蘊と、並びに擇滅となり。

不善のそれ

云何が不善なりや。謂はく法處所攝の不善の身・語業と及び不善の受・想・行蘊となり。

無記のそれ

云何が無記なりや。謂はく無記の受・想・行蘊と及び虚空・非擇滅となり。

欲界繫のそれ

幾か欲界繫なりや等は、二は欲界繫なり。十は應さに分別すべし。

眼處

謂はく眼處は或ひは欲界繫、或ひは色界繫なり。

欲界繫のそれ

云何が欲界繫なりや。謂はく欲界の大種所造の眼處なり。

色界繫のそれ

云何が色界繫なりや。謂はく色界の大種所造の眼處なり。

色等六處例釋

色・耳・聲・鼻・舌・身處も亦爾なり。

觸處

觸處は或ひは欲界繫、或ひは色界繫なり。

【二】二。香・味二處。段食の性の故に唯だ欲界なりとする。



# 卷の第十六

## 第二十二節 十二處の五十問(其の二)

(二)六善處との相攝

此の十二處と六善處との相攝は、六善處が 四處の少分を攝し、四處の少分も亦六善處を攝す。

(三)五不善處との同上

五不善處との相攝は五不善處が 四處の少分を攝し、四處の少分も亦五不善處を攝す。

(四)七無記處との同上

七無記處との相攝は七無記處が 八處と 四處の少分を攝し、八處と四處の少分も亦七無記處を攝す。

(五)三漏處との同上

三漏處との相攝は、三漏處が 一處の少分を攝し、一處の少分も亦三漏處を攝す。

(六)五有漏處との同上

五有漏處との相攝は、五有漏處が 十處と 二處の少分とを攝し、十處と二處の少分も亦五有漏處を攝す。

(七)八無漏處との同上

八無漏處との相攝は、八無漏處が 二處の少分を攝し、二處の少分も亦八無漏處を攝す。

(八)過去等

幾か過去なりや等は、十一は或ひは過去、或ひは未來、或ひは現在なり。一は應さに分別すべし。謂はく法處は若し有爲ならば或ひは過去、或ひは未來、或ひは現在なり。若し無爲ならば過去にも非らず、未來にも非らず、現在にも非らず。

(九)善のそれ

幾か善なりや等は、八は無記なり。四は應さに分別すべし。謂はく色處は或ひは善、或ひは不善、或ひは無記なり。

(十)不善のそれ

云何が善なりや。謂はく善の身表なり。云何が不善なりや。謂はく不善の身表なり。

【一】第二十二節等。原漢譯にては辯千問品第七の七と。

【二】四處の少分。十二處中善性に通じるものは(一)色、(二)聲、(三)意、(四)法處中の無表色、得、四相、二無心定及び擇滅等四處の故に。

【三】四處等。右に準じ、十二處中不善性に通じるものは(一)色(二)聲、(三)意、(四)法の四處の故に。

【四】八處。眼・耳・鼻・舌・身・味・香・觸の八。

【五】四處等。前註の四處は又概ね無記にも通ずるが故に。

【六】一處の少分。法處中の心所の一分。

【七】十處。唯有漏の十色處。

【八】二處等。意處と法處中の無表及び心所法の十大地、十大善地、尋、何不相應法中の得、四相等はすべて二に通じ、又、法處中の餘の二十四心所、不相應中の上出の残りすべては何れも唯有漏の故に。

【九】二處の少分。右「二處等」の註中參照。

【一〇】八。眼・耳・鼻・舌・身・香・味・觸。

(一) 心有上等 幾か有上なりや等は、十一は有上なり。一は應さに分別すべし。謂はく法處の擇減は是れ無上なり。餘は皆な是れ有上なり。

(二) 心有等 幾か是れ有なりや等は、十は是れ有なり。二は應さに分別すべし。謂はく意・法

(三) 因相應等 二二處は、若し有漏ならば是れ有なり。若し無漏ならば有には非らず。

(四) 不相應等 幾か因相應なりや等は、十は因不相應なり。一は因相應なり。一は應さに分別すべし。

法處の二種一 謂はく法處の諸の心所法は是れ因相應なり。餘は因不相應なり。

【100】一。意處。

(四)染汚等  
八は不染汚  
色處の二種

染汚のそれ

不染汚のそれ

聲・意・法例釋

(五)果・非有果  
十一は俱  
法處の三句

幾か染汚なりや等は、八は不染汚なり。四は應さに分別すべし。

謂はく色處は或ひは染汚、或ひは不染汚なり。

云何が染汚なりや。謂はく有覆の色處なり。

云何が不染汚なりや。謂はく無覆の色處なり。

聲・意・法處も亦爾なり。

幾か果にして有果には非らざるや等は、十一は是れ果にして亦有果なり。

一は應さに分別すべし。謂はく法處は、「一」或ひは是れ果にして有果には非らず。

「二」或ひは是れ果にして亦有果なり。「三」或ひは果にも非らず、有果にも非らず。

第一句

第二句

第三句

(六)有執受等  
三は無執受  
眼根の二種

有執受のそれ

無執受のそれ

色以下八處例釋

(七)大種所造等  
九は大種所造  
一は是非

觸處の二種

法處の二種

是れ果にして有果には非らずとは謂はく擇滅なり。

是れ果にして亦有果なりとは謂はく有爲の法處なり。

果にも非らず、有果にも非らずとは謂はく虚空・非擇滅なり。

幾か有執受なりや等は、三は無執受なり。九は應さに分別すべし。

謂はく眼處は、或ひは有執受、或ひは無執受なり。

云何が有執受なりや。謂はく自體所攝の眼處なり。

云何が無執受なりや。謂はく自體所攝に非らざる眼處なり。

色・耳・鼻・香・舌・味・身・觸處も亦爾なり。

幾か大種所造なりや等は、九は是れ大種所造なり。一は大種所造には非らず。二は應さに分別すべし。

謂はく觸處の堅・濕・暖・動は大種所造には非らず。餘は是れ大種所造なり。

法處所攝の身・語業は是れ大種所造なり。餘は大種所造には非らず。

【九】 一。意處。

ば縁生にも非らず、因生にも非らず、世の攝にも非らず。

(八)色の攝等  
十は色の攝  
一は名の攝

幾か色の攝なりや等は、十は色の攝なり。一は名の攝なり。一は應さに分別すべし。

法處の二種――

謂はく法處所攝の身・語業は是れ色の攝なり。餘は皆な是れ名の攝なり。

(九)内處の攝等

幾か内處の攝なりや等は、六は是れ内處の攝なり。六は是れ外處の攝なり。

(一〇)智通知の所通知等

幾か智通知の所通知なりや等は、一切は是れ智通知の所通知なり。

(一一)斷通知の所通知等

此の十二處は幾か斷通知の所通知なりや等は、十は是れ斷通知の所通知なり。

十は所通知

二は應さに分別すべし。

意・法二處の三種

謂はく意・法二處は若し有漏ならば是れ斷通知の所通知なり。若し無漏ならば斷通知の所通知には非らず。

幾か應斷なりや等は、十は應斷なり。二は應さに分別すべし。

(一二)應斷等

謂はく意・法二處とは若し有漏ならば是れ應斷なり。若し無漏ならば不應斷なり。

十は應斷

幾か應修なりや等は、八は不應修なり。四は應さに分別すべし。

(一三)應修等

謂はく色處は、或ひは應修、或ひは不應修なり。

八は不應修

云何が應修なりや。謂はく善の色處なり。

色處の二種

云何が不應修なりや。謂はく不善と無記との色處なり。】

應修のそれ

聲・意二處例釋

不應修のそれ

法處の二種――

應修のそれ

法處は或ひは應修、或ひは不應修なり。

不應修のそれ

云何が應修なりや。謂はく善の有爲の法處なり。

不應修のそれ

云何が不應修なりや。謂はく不善と無記との法處と及び擇滅となり。

【七】一。意處。

【八】法處。舊論は「法入は廣く説くこと、分別諸入品の如し」として略説。

二種の法處一

法處は或ひは有漏、或ひは無漏なり。

有漏のそれ

云何が有漏なりや。謂はく法處所攝の有漏の身・語業と及び有漏の受・想・行蘊となり。

無漏のそれ

云何が無漏なりや。謂はく無漏の身・語業と及び無漏の受・想・行蘊と、并びに無爲法となり。

(五)有爲等

(十一)は有爲二種の法處

幾か有爲なりや等は十一は、有爲なり。一は應さに分別すべし。

謂はく法處は、或ひは有爲、或ひは無爲なり。

有爲のそれ

云何が有爲なりや。謂はく法處所攝の身・語業と及び受・想・行蘊となり。

云何が無爲なりや。謂はく虚空と及び二滅となり。

無爲のそれ

幾か有異熟なりや等は、八は無異熟なり。四は應さに分別すべし。

謂はく色處は、或ひは有異熟、或ひは無異熟なり。

(六)有異熟等

八は無異熟色處の二種

云何が有異熟なりや。謂はく善・不善の色處なり。

云何が無異熟なりや。謂はく無記の色處なり。

有異熟のそれ

聲處も亦爾なり。

意處の二種一

意處は或ひは有異熟、或ひは無異熟なり。

有異熟のそれ

云何が有異熟なりや。謂はく不善・善の有漏の意處なり。

無異熟のそれ

云何が無異熟なりや。謂はく無記と無漏との意處なり。

法處例釋

法處も亦爾なり。

(七)是れ緣生等

(十一)は是れ緣生

幾か是れ緣生なりや等は、十一は是れ緣生・是れ因生・是れ世の攝なり。一は應さに分別すべし。

法處の二種一

謂はく法處は若し有爲ならば是れ緣生・是れ因生・是れ世の攝なり。若し無爲なら

(四) 所緣・非有所等

幾か所緣にして有所緣には非らざるや等は、八は是れ所緣にして有所緣には非らず。十四は是れ所緣にして亦有所緣なり。

(四) 増上縁・非有増上等

幾か増上縁にして有増上には非らざるや等は、一切は是れ増上縁にして亦有増上なり。

(五) 瀑流・非順瀑流等

十は順瀑流・非瀑流

三は非二意等の根の二種

幾か瀑流にして順瀑流には非らざるや等は、十は順瀑流にして瀑流には非らず。三は瀑流にも非らず、順瀑流にも非らず。九は應さに分別すべし。

謂はく、意等の九根は、若し有漏ならば順瀑流にして瀑流には非らず。若し無漏ならば瀑流にも非らず、順瀑流にも非らず。

第二十一節 十二處の五十問(其の一)

十二 處

(一) 有色等

十二處とは謂はく眼處・色處、乃至、意處・法處なり。此の十二處は、幾か有色なりや等は、十は有色なり。一は無色なり。一は應さに分別すべし。

法處の二種

謂はく法處は或ひは有色、或ひは無色なり。

有色のそれ

云何が有色なりや。謂はく法處所攝の身・語業なり。

無色のそれ

云何が無色なりや。謂はく餘の法處なり。

(二) 有見等

幾か有見なりや等は、一は有見なり。十一は無見なり。

(三) 有對等

幾か有對なりや等は、十は有對なり。二は無對なり。

(四) 有漏等

幾か有漏なりや等は、十は有漏なり。二は應さに分別すべし。

意處の二種

謂はく意處は或ひは有漏、或ひは無漏なり。

有漏のそれ

云何が有漏なりや。謂はく有漏の作意相應の意處なり。

無漏のそれ

云何が無漏なりや。謂はく無漏の作意相應の意處なり。

【八九】 八。眼以下(意根を除く)の非心・心所の八根。

【九二】 瀑流。又、前の相應下の註を見よ。

【九三】 意等の九根。有漏無漏下參照。

【九四】 十二處。舊論には「入」とは謂はく十二入なり。問ふ、云何が十二なる。答ふ、廣く説くこと前の如し」と。

【九五】 十。十色處(眼耳鼻舌身・色聲香味觸)。

【九六】 一。意處。業を意味す。

【九七】 一。眼處。

第一句

無記を因と爲して無記には非らずとは、謂はく不善の憂根なり。

第二句

無記にも非らず、無記を因と爲すにも非らずとは、謂はく善の憂根なり。

(四) 因縁・非有  
(五) 等無間・非

幾か因縁にして有因には非らざるや等は、一切は是れ因縁にして亦有因なり。

(六) 等無間・非  
(七) 等無間・非  
(八) 非

幾か等無間にして等無間縁には非らざるや等は、八は等無間にも非らず等無間縁にも非らず。十四は應さに分別すべし。

意根の三句一

謂はく意根は、「二」或ひは是れ等無間にして等無間縁には非らず。「二」或ひは是

第一句

等無間にして亦等無間縁なり。「三」或ひは等無間にも非らず、等無間縁にも非らず。

第二句

是れ等無間にして亦等無間縁には非らずとは、謂はく過去・現在の阿羅漢の命終時の意

第三句

根を除く諸の餘の過去・現在の意根となり。

捨根例釋

諸の餘の未來の意根なり。

樂根の三句一

樂根は、「一」或ひは是れ等無間にして等無間縁には非らず。「二」或ひは是れ等無

第一句

間にして亦等無間縁なり。「三」或ひは等無間にも非らず、等無間縁にも非らず。

第二句

是れ等無間にして亦等無間縁なりとは、謂はく過去・現在の樂根なり。

第三句

是れ等無間にして亦等無間縁にも非らずとは、謂はく未來に現前正起する樂根を

除く諸の餘の未來の樂根なり。

苦等十一根例釋

苦・喜・憂根と信等の五根と三無漏根とも亦爾なり。

第一句 不善を因と爲して不善には非らずとは、謂はく欲界繫の有身見と邊執見との相應の喜根なり。

第二句 不善にして亦不善を因と爲すとは、謂はく不善の喜根なり。

第三句 不善にも非らず、不善を因と爲すにも非らずとは、謂はく欲界繫の有身見と邊執見との相應の喜根を除く諸の餘の無記と及び善との喜根なり。

捨根例釋

憂根の二句一 憂根は、「一」或ひは不善にして亦不善を因と爲す。「二」或ひは不善にも非らず、不善を因と爲すにも非らず。

第一句 不善にして亦不善を因と爲すとは、謂はく不善の憂根なり。

第二句 不善にも非らず、不善を因と爲すにも非らずとは、謂はく善の憂根なり。

〔四七〕無記・非無記爲因等 八は無記・無記と爲す。八は無記にも非らず、無記を因と爲すにも非らず。六は應さに分別すべし。八は俱非し。

意根の三句一 謂はく意根は、「一」或ひは無記を因と爲して無記には非らず。「二」或ひは無記にして亦無記を因と爲す。「三」或ひは無記にも非らずとは、謂はく不善の意根なり。

第一句 無記を因と爲して無記には非らずとは、謂はく不善の意根なり。

第二句 無記にして亦無記を因と爲すとは、謂はく無記の意根なり。

第三句 無記にも非らず、無記を因と爲すにも非らずとは、謂はく善の意根なり。

樂・苦・喜・捨根も亦爾なり。

憂根の二句一 憂根は、「一」或ひは無記を因と爲して無記には非らず。「二」或ひは無記にも非らず、無記を因と爲すにも非らず。

〔八七〕 八。眼以下八根（但し、意を除いての）。  
〔八八〕 八は。信等八根。



耳以下七の例釋

耳・鼻・舌・身・女・男・命根も亦爾なり。

意根の三句↓

意根は、「一」或ひは不善にして不善を因と爲すには非らず。「二」或ひは不善にし

て亦不善を因と爲す。「三」或ひは不善にも非らず、不善を因と爲すにも非らず。

第一句

不善を因と爲して不善には非らずとは、謂はく不善の異熟生の意根と及び欲界繫

の有身見と邊執見との相應の意根となり。

第二句

不善にして亦不善を因と爲すとは謂はく不善の意根なり。

第三句

不善にも非らず、不善を因と爲すにも非らずとは謂はく不善の異熟生の意根を除

き、及び欲界繫の有身見と邊執見との相應の意根を除く諸の餘の無記と及び善との意根なり。

樂根の二句↓

樂根は「一」或ひは不善にして亦不善を因と爲す。「二」或ひは不善にも非らず、不

善を因と爲すにも非らず。

第一句

不善にして亦不善を因と爲すとは、謂はく不善の樂根なり。

第二句

不善にも非らず、不善を因と爲すにも非らずとは、謂はく善と無記との樂根なり。

苦根の三句↓

苦根は、「一」或ひは不善を因と爲して不善には非らず。「二」或ひは不善にして亦

不善を因と爲す。「三」或ひは不善にも非らず、不善を因と爲すにも非らず。

第一句

不善を因と爲して不善には非らずとは、謂はく異熟生の苦根なり。

第二句

不善にして亦不善を因と爲すとは、謂はく不善の苦根なり。

第三句

不善にも非らず、不善を因と爲すにも非らずとは、謂はく異熟生の苦根を除く諸

の餘の無記と及び善との苦根なり。

喜根の三句↓

喜根は、「一」或ひは不善を因と爲して不善には非らず。「二」或ひは不善にして亦

不善を因と爲す。「三」或ひは不善にも非らず、不善を因と爲すにも非らず。

意根の三句一

意根は「一」或ひは善を因と爲して善には非らず。「二」或ひは是れ善にして亦善を因と爲す。「三」或ひは善にも非らず、善を因と爲すにも非らず。

第一句

善を因と爲して善には非らずとは謂はく善の異熟生の意根なり。

第二句

是れ善にして亦善を因と爲すとは謂はく善の意根なり。

第三句

善にも非らず、善を因と爲すにも非らずとは謂はく善の異熟生の意根を除く諸の無記と不善との意根なり。

樂・喜・捨根も亦爾なり。

樂等三の例釋

苦根は、「一」或ひは是れ善にして亦善を因と爲す。「二」或ひは善にも非らず、善を因と爲すにも非らず。

第一句

是れ善にして亦善を因と爲すとは謂はく善の苦根なり。

第二句

善にも非らず、善を因と爲すにも非らずとは謂はく不善と無記との苦根なり。

憂根の二句一

憂根は、「一」或ひは是れ善にして亦善を因と爲す。「二」或ひは善にも非らず、善を因と爲すにも非らず。

第一句

是れ善にして亦善を因と爲すとは謂はく善の憂根なり。

第二句

善にも非らず、善を因と爲すにも非らずとは謂はく不善の憂根なり。

善爲因等

幾か不善にして不善を因と爲すには非らざるや等は、八は不善にも非らず、不善を因と爲すにも非らず。十四は應さに分別すべし。

眼根の二句一

謂はく眼根は、「一」或ひは不善を因と爲して不善には非らず。「二」或ひは不善にも非らず、不善を因と爲すにも非らず。

第一句

不善を因と爲して不善には非らずとは、不善の異熟生の眼根なり。

第二句

諸の餘の眼根は不善にも非らず、不善を因と爲すにも非らず。

辯千問品第七

三二七

【六六】八。又信以下の八。

(三〇)業・非業熟等

幾か業にして業異熟には非らざるや等は<sup>八〇</sup>。一は是れ業異熟にして業には非らず。九は業にも非らず、業異熟にも非らず。十二は應さに分別すべし。

眼根の二種一

謂はく眼根は或ひは是れ業異熟にして業には非らず、或ひは業にも非らず、業異熟にも非らず。

第一種

是れ業異熟にして業には非らずとはは謂く異熟生の眼根なり。

第二種

餘の眼根は業にも非らず、業異熟にも非らず。

耳等十一根例釋

耳・鼻・舌・身・女・男根と意・樂・苦・喜・捨根とも亦爾なり。

(三一)業・非業轉等

幾か業にして隨業轉には非らざるや等は<sup>八二</sup>、八は業に非もらず、隨業轉にも非らず。十四は隨業轉にして業には非らず。

(三二)所造色・非有身見色等

幾か所造色にして有見色には非らざるや等は<sup>八四</sup>、七は是れ所造色にして有見色には非らず。十五は所造色にも非らず、有見色にも非らず。

(三三)所造色・非有對色等

此の二十二根は、幾か所造色にして有對色には非らざるや等は、七は是れ所造色にして亦有對色なり。十五は所造色にも非らず、有對色にも非らず。

(三四)難見の故に甚深等

幾か難見の故に甚深なりや等は、一切は難見の故に甚深にして、甚深の故に難見なり。

(三五)善・非善爲因等

幾か善にして善を因と爲すには非らざるや等は<sup>八五</sup>、八は是れ善にして亦善を因と爲す。十四は應さに分別すべし。謂はく眼根は、「二」或ひは善を因と爲して善には非らず。「二」或ひは善にも非らず、善を因と爲すにも非らず。

第一句

善を因と爲して善には非らずとは謂はく善の異熟生の眼根なり。

第二句

諸の餘の眼根は善にも非らず善を因と爲すにも非らず。

耳等七の例釋

耳・鼻・舌・身・女・男・命根も亦爾なり。

【八〇】一。命根（俱舍三一國  
民文庫本十一、一八二參照）。  
【八一】九。信以下の八根と愛  
根。

【八二】八。眼等八（但し、意  
根は除く）。  
【八三】十四。樂根以下精神的  
十四根。

【八四】七。五色根と女・男二  
根と。  
【八五】八。信以下の八。

意根の三句

謂はく意根は、「一」或ひは有身見を因と爲して有身見の因には非らず。「二」或ひは有身見を因と爲して亦有身見の因なり。「三」或ひは有身見を因と爲すにも非らず、有身見の因にも非らず。

第一句

有身見を因と爲して有身見の因には非らず。謂はく過去・現在の見苦所斷の隨眠相意の意根を除き、亦過去・現在の見集所斷の遍行隨眠相應の意根を除き、亦未來の有身見相應の意根を除く諸の餘の染汚の意根なり。

第二句

有身見を因と爲して亦有身見の因なり。謂はく前に除く所の意根なり。

第三句

有身見を因と爲すにも非らず、有身見の因にも非らずとは謂はく不染汚の意根なり。

樂・喜・捨根例釋

樂・喜・捨根も亦爾なり。

苦根

苦根は、若し染汚ならば有身見を因と爲して有身見の因には非らず。若し不染汚ならば有身見を因と爲すにも非らず、有身見の因にも非らず。

憂根の三句

憂根は、「一」或ひは有身見を因と爲して有身見の因には非らず。「二」或ひは有身見を因と爲して亦有身見の因なり。「三」或ひは有身見を因と爲すにも非らず、有身見の因にも非らず。

第一句

有身見を因と爲して有身見の因には非らず、謂はく過去・現在の見苦所斷の隨眠相應の憂根を除き、及び過去・現在の見集所斷の遍行隨眠相應の憂根を除く諸の餘の染汚の憂根なり。

第二句

有身見を因と爲して亦有身見の因なりとは、謂はく前に除く所の憂根なり。

第三句

有身見を因と爲すにも非らず、有身見の因にも非らずとは、謂はく不染汚の憂根なり。

無尋無伺のそれ 云何が無尋無伺なりや。謂はく無尋無伺の作意相應の樂根なり。

喜根例釋

喜根も亦爾なり。

〔三〕見・非見處  
一は見・見處  
九は見處・非見  
意根の二一類

幾か見にして見處には非らざるや等は、一は見にして亦見處なり。九は見處にして見には非らず。十二は應さに分別すべし。

謂はく意根は若し有漏ならば是れ見處にして見には非らず。若し無漏ならば見にも非らず、見處にも非らず。

樂・喜・捨根と信等の四根とも亦爾なり。

樂・喜・捨と信等、  
四根との例釋  
慧根の四句

慧根に四句有り。

第一句

〔一〕或ひは見にして見處には非らず。謂はく盡〔智〕・無生智を攝せざる所の無漏の慧根なり。

第二句

〔二〕或ひは見處にして見には非らず。謂はく見を攝せざる所の有漏の慧根なり。

第三句

〔三〕或ひは見にして亦見處なり。謂はく世間の正見なり。

第四句

〔四〕或ひは見にも非らず、見處にも非らず。謂はく見を攝せざる所の無漏の慧根なり。

未知當知已知二  
根

未智當知根と已知根との所攝の慧は是れ見にして見處には非らず。餘は皆な見にも非らず、見處にも非らず。

具知根

具知根所攝の盡〔智〕・無生智を攝せざる所の慧根は是れ見にして見處には非らず。餘は皆な見にも非らず、見處にも非らず。

〔七〕有身見爲  
因・非有身見  
因

幾か有身見を因と爲して有身見の因には非らざるや等は十六は有身見を因と爲すにも非らず、有身見の因にも非らず。六は應さに分別すべし。

〔六〕一。眼根。  
〔七九〕九。耳以下四色根・女・男・命・愛・苦の九。

(三)隨心轉・非  
想行相應等

す。一は受相應にして隨心轉には非らず。五は隨心轉にして亦受相應なり。八は隨心轉にも非らず、受相應にも非らずなり。三は應さに分別すべし。謂はく三無漏根所攝の三根は隨心轉にして受相應には非らず。一根は受相應にして隨心轉には非らず。五根は隨心轉にして亦受相應なり。

幾か隨心轉にして想・行相應には非らざるや等は、一は想相應にして隨心轉には非らず。十は隨心轉にして亦想相應なり。八は隨心轉にも非らず、想相應にも非らず。三は應さに分別すべし。謂はく三無漏根所攝の八根は隨心轉にして亦想相應なり。一根は想相應にして隨心轉には非らず。

一は行相應にして隨心轉には非らず。十は隨心轉にして亦行相應なり。其の自性を除く。八は隨心轉にも非らず、行相應にも非らず、三は應さに分別すべし。謂はく三無漏根所攝の一は、行相應にして隨心轉には非らず。八は隨心轉にして亦行相應なり。其の自性を除く。

(三)隨尋轉・非  
伺相應等

二は有尋伺  
八は無尋無伺  
意根の三種

幾か隨尋轉にして伺相應には非らざるや等は、二は有尋伺なり。八は無尋無伺なり。十二は應さに分別すべし。

謂はく意根は或ひは有尋伺、或ひは無尋伺、或ひは無尋無伺なり。

云何が有尋伺なりや。謂はく有尋伺の作意相應の意根なり。

云何が無尋伺なりや。謂はく無尋伺の作意相應の意根なり。

云何が無尋無伺なりや。謂はく無尋無伺の作意相應の意根なり。

捨根と信等の五根と三無漏の根とも亦爾なり。

樂根は或ひは有尋伺、或ひは無尋無伺なり。

云何が有尋伺なりや。謂はく有尋伺の作意相應の樂根なり。

無尋無伺のそれ  
捨と信等八根と  
の例釋  
樂根の二種

有尋伺のそれ

辯千問品第七

三二二

【七】一。意根。

【六】五。信等五根。

【六】八。眼等五根と女・男・命との八。

【七】三根。喜・樂・捨三根。

【七】一。意根。

【七】五。信等五根。

【七】一。意根。

【七】十。五受根と信等五根との十。

【七】八。五色根と女・男・命。

【七】二。苦と憂。

【七】八。眼等の八。

となり。

修斷のそれ

云何が非所斷なりや。謂はく無漏の樂根なり。

喜根の三種

喜根は或ひは見所斷、或ひは修所斷、或ひは非所斷なり。

見斷のそれ

云何が見所斷なりや。謂はく喜根の隨信・隨法行が現觀邊の忍所斷なるなり。

修斷のそれ

此れは復た云何。謂はく見所斷の 五十二隨眠相應の喜根なり。

修斷のそれ

云何が修所斷なりや。謂はく善根の學の見迹が修所斷なるなり。

修斷のそれ

此れは復た云何。謂はく修所斷の 六隨眠相應の喜根と及び不染汚の有漏の喜根となり。

非斷のそれ

云何が非所斷なりや。謂はく無漏の喜根なり。

憂根の二種

憂根は、或ひは見所斷、或ひは修所斷なり。

見斷のそれ

云何が見所斷なりや。謂はく憂根の隨信・隨法行が現觀邊の忍所斷なるなり。

修斷のそれ

此れは復た云何。謂はく見所斷の 十六隨眠相應の憂根なり。

修斷のそれ

云何が修所斷なりや。謂はく憂根の學の見迹が修所斷なるなり。

修斷のそれ

此れは復た云何。謂はく修所斷の 二隨眠相應の憂根と及び不染汚の憂根となり。

信等五根

信等の五根は、若し有漏ならば修所斷なり。若し無漏ならば非所斷なり。

(三)非心等

幾か非心なりや等は、八は心にも非らず、心所にも非らず、心相應にも非らず。

(八)非心等

十は是れ心所にして心と相應す。一は唯だ是れ心なり。三は應さに分別すべし。

一は心・心相應

謂はく三無漏根所攝の 八根は是れ心所にして心と相應す。一根は唯だ是れ心なり。

(三)隨心轉・非

幾か隨心轉にして受相應にも非らざるや等は、五は隨心轉にして受相應には非ら

受相應等

り。

【五七】五十二。又舊論同上に曰はく、五十二とは二禪四諦下の二十八(右註の二十八に準ず)と欲界四諦下の身見一、邊見一、邪見四、戒盜(戒禁、取)二、見盜(見四)四、食四、慢四、無明四(以上欲界二十四)と、總計五十二のこと。

【五八】六。同上に曰ふ、六とは二禪思惟下の三(貪・癡・慢)と欲界同上の貪・癡・慢の三との六と。

【五九】十六。又同前に曰はく、欲界四諦下の邪見四、疑四、瞋恚四、無明四、かくて合計十六のことと。

【六〇】二。同上に曰はく、欲界思惟下の瞋恚・無明(癡)のこと。

【六一】八。五色根・女・男・命の八。

【六二】十。樂・苦・喜・憂・捨及び信等五根。

【六三】一。意根。

【六四】八根。舊論は「同所攝の九根、八根」と記す。八根とは信等五根と樂喜捨となり。

卷八の三根の解説參照。

【六五】一。同上所攝の意根。而して、舊論はこの意根も加へて九根といひ、除外して又八根といふものである。

【六六】五。五受根。

(二〇)學

一は無學  
二は非學

意根の三種  
無學のそれ

非二學のそれ

樂等八根例釋

九見斷  
三非斷

意根の三種

見斷のそれ

修斷のそれ

非斷のそれ

捨根例釋

樂根の三種

見斷のそれ

修斷のそれ

幾か學なりや等は、二は學なり。一は無學なり。十は非學非無學なり。九は應さに分別すべし。謂はく意根は或ひは學、或ひは無學、或ひは非學非無學なり。

云何が學なりや。謂はく學の作意相應の意根なり。

云何が無學なりや。謂はく無學の作意相應の意根なり。

云何が非學非無學なりや。謂はく有漏の作意相應の意根なり。

樂・喜・捨・信等の五根も亦爾なり。

此の二十二根は、幾か見所斷なりや等は、九は修所斷なり。三は非所斷なり。十は應さに分別すべし。

謂はく意根は或ひは見所斷、或ひは修所斷、或ひは非所斷なり。

云何が見所斷なりや。謂はく意根の隨信・隨法行が現觀邊の忍所斷なるなり。

此れは復た云何。謂はく見所斷の八十八隨眠相應の意根なり。

云何が修所斷なりや。謂はく意根の學の見迹が修所斷なるなり。

此れは復た云何。謂はく修所斷の十隨眠相應の意根と及び不染汚の有漏の意根となり。

云何が非所斷なりや。謂はく無漏の意根なり。

捨根も亦爾なり。

樂根は或ひは見所斷、或ひは修所斷、或ひは非所斷なり。

云何が見所斷なりや。謂はく樂根の隨信・隨法行が現觀邊の忍所斷なるなり。

此れは復た云何。謂はく見所斷の二十八隨眠相應の樂根なり。

云何が修所斷なりや。謂はく樂根の學の見迹が修所斷なるなり。

此れは復た云何。謂はく修所斷の五隨眠相應の樂根と及び不染汚の有漏の樂根

【四二】二。未知當知・已知の二根。

【五〇】一。具知根。

【五二】十。五色根・女・男・命・苦・憂の十。

【五三】九。二十二中、三無漏根と意・捨・樂・喜・憂・及び信根五根の十との合計十三を除く九。

【五四】三。三無漏根のこと。

【五五】十隨眠。三界全體の修惑の數。

【五六】二十八隨眠。舊論の割註して曰はく、二十八とは三禪四諦下の二十八(貪・癡・慢・疑・身見・邊見・邪見・見取・戒禁取苦諦下の九、集諦下に身・邊・戒三を除く六、滅諦下も同、道諦下にその六へ戒禁だけ加へた七以上合計二十八)と。

【五七】五隨眠。同上に曰はく、三禪思惟(修斷のこと)の三(貪・癡・慢)と欲界同上の貪及び無明(癡)の合計五をいふものなり。



不善のそれ。謂はく不善の作意相應の憂根なり。

【三】慾界繫等。幾か慾界繫なりや。等は【四】は慾界繫なり。【三】は不繫なり。【十五】は應さに分別す

【四】は唯慾界。【三】は不繫。【眼】は不繫。【謂はく】は眼根は或ひは慾界繫、或ひは色界繫なり。

【云何が】は慾界繫なりや。謂はく慾界の大種所造の眼根なり。

【云何が】は色界繫なりや。謂はく色界の大種所造の眼根なり。

【耳・鼻・舌・身根】も亦爾なり。

【命根】は或ひは慾界繫、或ひは色界繫、或ひは無色界繫なり。

【云何が】は慾界繫なりや。謂はく慾界の壽なり。

【云何が】は色界繫なりや。謂はく色界の壽なり。

【云何が】は無色界繫なりや。謂はく無色界の壽なり。

【意根】は或ひは慾界繫、或ひは色界繫、或ひは無色界繫、或ひは不繫なり。

【云何が】は慾界繫なりや。謂はく慾界の作意相應の意根なり。

【云何が】は色界繫なりや。謂はく色界の作意相應の意根なり。

【云何が】は無色界繫なりや。謂はく無色界の作意相應の意根なり。

【云何が】は不繫なりや。謂はく無漏の作意相應の意根なり。

【捨と及び信等の五根】とも亦爾なり。

【樂根】は或ひは慾界繫、或ひは色界繫、或ひは不繫なり。

【云何が】は慾界繫なりや。謂はく慾界の作意相應の樂根なり。

【云何が】は色界繫なりや。謂はく色界の作意相應の樂根なり。

【云何が】は不繫なりや。謂はく無漏の作意相應の樂根なり。

【喜根】も亦爾なり。

【喜根】も亦爾なり。

【四】幾等。俱舍三一同前本  
p. 197 f 參照。  
【四七】四。女・男・憂・苦の四。  
【四八】三。三無漏根。

り。

第三句

「三」或ひは有漏處にして亦根なり。謂はく十根<sup>三九</sup>と及び九根の少分となり。

第四句

「四」或ひは有漏處にも非らず、根にも非らず。謂はく、無漏の色蘊と想蘊と、及び根を攝せざる所の無漏の行蘊と、並びに三無爲となり。

(二六)八無漏處との同上四句第一句

八無漏處との相攝は、應さに四句を作るべし。

「一」或ひは無漏處にして根には非らず。謂はく無漏の色蘊と想蘊と、及び根を攝せざる所の無漏の行蘊と、並びに三無爲となり。

第二句

「二」或ひは根にして無漏處には非らず。謂はく十根と及び九根の少分となり。

第三句

「三」或ひは無漏處にして亦根なり。謂はく三根と及び九根の少分となり。

第四句

「四」或ひは無漏處にも非らず、根にも非らず。謂はく有漏の想蘊と、及び根を攝せざる所の有漏の色蘊と行蘊となり。

(二七)過去等

幾か過去なりや等は、一切は或ひは過去、或ひは未來、或ひは現在なり。

(二八)善八は唯無記意根の三種

幾か善なりや等は、八は善なり。八は無記なり。六は應さに分別すべし。謂はく意根は或ひは善、或ひは不善、或ひは無記なり。

不善のそれ

云何が善なりや。謂はく善の作意相應の意根なり。

無記のそれ

云何が無記なりや。謂はく無記の作意相應の意根なり。

樂等四根の例釋

樂・苦・喜・捨根も亦爾なり。

憂根の二種

憂根は或ひは善、或ひは不善なり。

善のそれ

云何が善なりや。謂はく善の作意相應の憂根なり。

辯千問品第七

三一九

【三】十根。(四)、有漏・無漏下の註を見よ。  
【五】九根等。右「九根の少分」中參照。

【四】十根等。右(二五)中の註參照。

【三】三。三無漏根。

【二】九根等。有・無漏に通ずる九根(二六)の註參照の少分のこと。

【四】幾か等。俱舍三一國民文庫刊行會本十一、p. 196參照。

【五】八。信以下の八根。  
【六】八は。眼等前八根。

第三句  
【三〇】五不善處との同上四句

五不善處との相攝は、應さに四句を作るべし。

【二】或ひは不善處にして根には非らず。謂はく不善の色・想・行蘊なり。

第二句

【二】或ひは根にして不善處には非らず。謂はく十六根<sup>三〇</sup>と及び六根<sup>三一</sup>の少分となり。

第三句

【三】或ひは不善處にして亦根なり。謂はく六根の少分なり。

第四句

【四】或ひは不善處にも非らず、根にも非らず。謂はく善の色蘊と、善と無記との想蘊と、根を攝せざる所の善と無記との行蘊と、及び根を攝せざる所の無記の色蘊と、並びに無爲法となり。

【三〇】七無記處との同上四句

七無記處との相攝は、應さに四句を作るべし。

第一句

【一】或ひは無記處にして根には非らず。謂はく無記の想蘊と、及び根を攝せざる所の無記の色蘊と、並びに虚空と非擇滅となり。

第二句

【二】或ひは根にして無記處には非らず。謂はく九根<sup>三二</sup>と及び五根<sup>三三</sup>の少分となり。

第三句

【三】或ひは無記處にして亦根なり。謂はく八根<sup>三四</sup>と及び五根<sup>三五</sup>の少分となり。

第四句

【四】或ひは無記處にも非らず、根にも非らず。謂はく善と不善との色蘊と想蘊と、不善の行蘊と、及び根を攝せざる所の善の行蘊と、並びに擇滅となり。

【三三】三漏處との同上

三漏處との相攝は互ひに相ひ攝せず。

【三五】五有漏との同上

五有漏處との相攝は應さに四句を作るべし。

【三六】一有漏との同上

【一】或ひは有漏處にして根には非らず。謂はく有漏の想蘊と及び根を攝せざる所の有漏の色蘊と行蘊となり。

【三七】二或ひは根にして有漏處には非らず。謂はく、三根<sup>三六</sup>と及び九根<sup>三七</sup>の少分とな

【三二】九根。信等八の常善根と善・不善二性しかない憂根との九。

【三三】五根の少分。憂以外の四受根(樂・苦・喜・捨)と意根の五は(三性に通じるが故に)。

【三四】八。常無記の前八根。

【三五】五根。右の「五根の少分」に例して知るべし。

【三六】三根。三無漏根。

【三七】九根の少分。意・樂・喜・捨・信・精進・念・定・慧の九は有漏・無漏に通ずるが故に。

樂・苦・喜・憂・捨根も亦爾なり。

(一五)果・非有果 幾か果にして有果には非らざるや等は、一切は是れ果にして亦有果なり。

(一六)有執受等 幾か有執受なりや等は、十五は無執受なり。七は應さに分別すべし。謂はく眼根は或ひは有執受、或ひは無執受なり。

有執受の眼根 云何が有執受なりや。謂はく自體所攝の眼根なり。

無執受のそれ 云何が無執受なりや。謂はく自體所攝に非らざる眼根なり。

餘の六色根も亦爾なり。

(一七)大種所造等 幾か大種所造なりや等は、七は大種所造なり。十五は大種所造には非らず。

(一八)有上等 幾か有上なりや等は、一切は是れ有上なり。

(一九)是れ有等 幾か是れ有なりや等は、十は是れ有なり。三は有には非らず。九は應さに分別すべし。謂はく意等の九根は、若し有漏ならば是れ有なり。若し無漏ならば有には非らず。

(二〇)因相應等 幾か因相應なりや等は、八は因相應なり。十四は因不相應なり。

(二一)六善法處との相攝 此の二十二根と六善處との相攝は、應さに四句を作るべし。

第一句 〔一〕或ひは善處にして根には非らず。謂はく善の色蘊と想蘊と及び根を攝せざる所の善の行蘊と並びに擇滅となり。

第二句 〔二〕或ひは根にして善處には非らず。謂はく、八根と及び、六根の少分となり。

第三句 〔三〕或ひは善處にして亦根なり。謂はく、八根と及び、六根の少分となり。

第四句 〔四〕或ひは善處にも非らず、根にも非らず。謂はく不善の色蘊と行蘊と、不善と無記との想蘊と、及び根を攝せざる所の色蘊と行蘊と、並びに虚空と非擇滅となり。

【三】 十。七色根のこと。

【三】 十は等。(一一)斷通知の所通知下等の註参照。

【四】 三。三無漏根。

【五】 八。眼・耳・鼻・舌・身・女・男・命の八。

【六】 八根。善の五蘊等に関係のない眼・耳・鼻・舌・身・女・男・命の八。

【七】 六根の少分。意・樂・苦・喜・憂・捨の善に非らざるもの。

【八】 八根。信以下の八根。

【九】 六根等。右註六根の善なるもの。

分別すべし。謂はく未知當知根・已知根・具知根所攝の心意・識は、内處の攝、餘は皆な外處の攝なり。

(一〇)智遍知の所  
通知等  
幾か智遍知の所通知なりや等は、一切は是れ智遍知の所通知なり。

(一一)斷遍知の同  
上等  
此の二十二根は、幾か斷遍知の所通知なりや等は、十は是れ斷遍知の所通知なり。

二九 三は斷遍知の所通知には非らず。九は應さに分別すべし。謂はく意等の九根は、若し有漏ならば是れ斷遍知の所通知なり。若し無漏ならば斷遍知の所通知には非らず。

(一二)應 斷 等  
幾か應斷なりや等は、十は應斷なり。三は不應斷なり。九は應さに分別すべし。謂

はく意等の九根は、若し有漏ならば是れ應斷なり。若し無漏ならば不應斷なり。

(一三)應 修 等  
幾か應修なりや等は、八は應修なり。八は不應修なり。六は應さに分別すべし。

謂はく意根は或ひは應修、或ひは不應修なり。

應修のそれ  
云何が應修なりや。謂はく善の意根なり。

云何が不應修なりや。謂はく不善と無記との意根なり。

不應修のそれ  
業・苦・喜・捨根も亦爾なり。

憂根は、或ひは應修、或ひは不應修なり。

憂根の二種  
云何が應修なりや。謂はく善の憂根なり。

云何が不應修なりや。謂はく不善の憂根なり。

(一四)染 汚 等  
意根の二種  
幾か染汚なりや等は、十六は不染汚なり。六は應さに分別すべし。謂はく意根は

或ひは染汚、或ひは不染汚なり。

染汚のそれ  
云何が染汚なりや。謂はく有覆の意根なり。

云何が不染汚なりや。謂はく無覆の意根なり。

【一八】 十。十有漏根のこと。

【一九】 三。三無漏根。

【二〇】 八。信・精進・念・定・慧  
【二一】 三無漏根。  
【二二】 八は。眼・身・五・女・男・命の八。

(一)有 色 等 此の二十二根は、幾か有 色 たりや等は、七は有 色 にして、十五は無 色 たり。

(二)有 見 等 幾か有 見 たりや等は、一切は無 見 たり。

(三)有 對 等 幾か有 對 たりや等は、七は有 對 たり。十五は無 對 たり。

(四)有 漏 等 幾か有 漏 たりや等は、十は有 漏 たり。三は無 漏 たり。九は應 善 に分別すべし。謂

はく意根は或ひは有 漏、或ひは無 漏 たり。

云何が有 漏 たりや。謂はく有 漏 の作意相應の意根なり。

云何が無 漏 たりや。謂はく無 漏 の作意相應の意根なり。

樂・喜・捨・信・精進・念・定・慧根も亦爾なり。

幾か有 爲 たりや等は、一切は有 爲 たり。

幾か有 異 熟 たりや等は、一は有 異 熟 たり。十一は無 異 熟 たり。十は應 善 に分別す

べし。謂はく意根は或ひは有 異 熟、或ひは無 異 熟 たり。

云何が有 異 熟 たりや。謂はく不善と善の有 漏 との意根なり。

云何が無 異 熟 たりや。謂はく無 記 と無 漏 との意根なり。

樂・喜・捨根も亦爾なり。

苦根は、或ひは有 異 熟、或ひは無 異 熟 たり。

云何が有 異 熟 たりや。謂はく善と不善との苦根なり。

云何が無 異 熟 たりや。謂はく無 記 の苦根なり。

信・精進・念・定・慧根は、若し有 漏 ならば有 異 熟 たり。若し無 漏 ならば無 異 熟 たり。

幾か是れ縁生たりや等は、一切は是れ縁生、是れ因生、是れ世の攝なり。

幾か色の攝なりや等は、七は是れ色の攝なり。十五は是れ名の攝なり。

幾か内處の攝なりや等は、八は内處の攝なり。十一は外處の攝なり。三は應 善 に

【九】七。眼・耳・鼻・舌・身・女・男の七。

【一〇】七。右註に準ず。

【一一】十。七有 色 根と命・苦・憂の三根との十。

【一二】三。未知當知・已知・具知の三無 漏 根。

【一三】幾か等。俱舍三(國民文庫本十一、p. 104)に參照。

【一四】一。憂根。謂はく(一)無 記 に非らず。強思 Yakkha-papaṅga より起るが故に。(二)又無 漏 に非らず。唯、散地のもの故にと。

【一五】十一。眼・耳・鼻・舌・身・女・男・命及び三無 漏 根。

【一六】七。前註に準ず。  
【一七】八。六根(眼等)と女・男の二との八。

善を因と爲すにも非らず。

(四) 無記・非無記爲因等

幾か無記にして無記を因と爲すには非らざるや等は、一切は無記にも非らず、無記を因と爲すにも非らず。

(四) 因縁・非有因等

幾か因縁にして有因には非らざるや等は、一切は是れ因縁にして亦有因なり。

(四) 等無間・非等無間縁等

幾か等無間にして等無間縁には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく念等覺支は、「一」或ひは是れ等無間にして等無間縁には非らず。「二」或ひは是れ等無間にして亦等無間縁なり。「三」或ひは等無間にも非らず、等無間縁にも非らず。

第一 一 句

是れ等無間にして等無間縁には非らずとは、謂はく未來に現前正起する念等覺支なり。

第二 二 句

是れ等無間にして亦等無間縁なりとは、謂はく過去・現在の念等覺支なり。

第三 三 句

等無間にも非らず、等無間縁にも非らずとは、謂はく未來に現前正起する念等覺支を除く諸の餘の未來の念等覺支なり。

餘六支の例釋

餘の六等覺支も亦爾なり。

(四) 所縁々・非有所縁等

幾か所縁縁にして有所縁には非ざるや等は、一切は是れ所縁縁にして亦有所縁なり。

(四) 増上縁・非有増上等

幾か増上縁にして有増上には非らざるや等は、一切は是れ増上縁にして亦有増上なり。

(五) 瀑流・非順瀑流等

幾か瀑流にして順瀑流には非らざるや等は、一切は瀑流にも非らず、順瀑流にも非らず。

第二十二 報

第二十二節 第二十二根の五十問

第二十二 報

第二十二根とは謂はく眼根乃至具知根なり。

【六】 瀑流。又前來の同準下の註を見よ。

【七】 第二十二節等。以下、舊論は一卷の第十一、千問論品第七の四に作る。

【八】 第二十二根。舊論は「根」とは謂はく二十二根なり」と。法蘊足論卷一〇、根品第十七(毘曇部三・二五〇以下)參照。

喜等覺支の二種

有尋有伺のそれ

無尋無伺のそれ

(六)見・非見處

六等 覺支

攝法等覺支の二

(七)有身見爲

因・非有身見因

等

(八)業・非業異

熟等

(九)業・非隨業

轉等

(四)所造色・非

有見色等

(四)所造色・非

有對色等

(四)難見の故に

甚深等

(四)善・非善爲

因等

(四)不善・非不

善爲因等

喜等覺支は、或ひは有尋有伺、或ひは無尋無伺なり。云何が有尋有伺なりや。謂はく有尋有伺の作意相應の喜等覺支なり。

云何が無尋無伺なりや。謂はく無尋無伺の作意相應の喜等覺支なり。

幾か見にして見處には非らざるや等は、六は見にも非らず、見處にも非らず。一

は應さに分別すべし。

謂はく擇法等覺支所攝の盡「智」・無生智を攝せざる所の 慧は、是れ見にして見

處には非らず。餘は皆な見にも非らず、見處にも非らず。

幾か有身見を因と爲して有身見の因には非らざるや等は、一切は有身見を因と爲

すにも非らず、有身見の因にも非らず。

幾か業にして業異熟には非らざるや等は、一切は業にも非らず、業異熟にも非ら

ず。

幾か業にして隨業轉には非らざるや等は、一切は隨業轉にして業には非らず。

幾か所造色にして有見色には非らざるや等は、一切は所造色にも非らず、有見色

にも非らず。

此の七覺支は、幾か所造色にして有對色には非らざるや等は、一切は所造色にも

非らず、有對色にも非らず。

幾か難見の故に甚深なりや等は、一切は難見の故に甚深にして、甚深の故に難見

なり。

幾か善にして善を因と爲すには非らざるや等は、一切は是れ善にして亦善を因と

爲す。

幾か不善にして不善を爲因と爲すには非らざるや等は、一切は不善にも非らず、不

【五】慧。舊論は「無漏の慧」。



分を攝す。

(二七)過去等 幾か過去なりや等は、一切は或ひは過去、或ひは未來、或ひは現在なり。

(二八)善等 幾か善なりや等は、一切は是れ善なり。

(二九)欲界繫等 幾か欲界繫なりや等は、一切は不繫なり。

(三〇)學等 幾か學なりや等は、一切は應さに分別すべし。

念覺支の二種 謂はく念等覺支は或ひは學、或ひは無學なり。

學のそれ 云何が學なりや。謂はく學の作意相應の念等覺支なり。

無學のそれ 云何が無學なりや。謂はく無學の作意相應の念等覺支なり。

餘六支の例釋 餘の六等覺支も亦爾なり。

(三一)見斷等 此の七覺支は、幾か見所斷なりや等は、一切は非所斷なり。

(三二)非心等 幾か非心なりや等は、一切は是れ心所にして心と相應す。

(三三)隨心轉・非受相應等 幾か隨心轉にして受相應には非らざるや等は、一は隨心轉にして受相應には非らず。六は隨心轉にして亦受相應なり。

(三四)隨心轉・非想行相應等 幾か隨心轉にして想・行相應には非らざるや等は、一切は隨心轉の想・行相應なり。

其の自性を除く。

(三五)隨尋轉・非同相應等 幾か隨尋轉にして伺相應には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく念等覺支は、或ひは有尋有伺、或ひは無尋唯伺、或ひは無尋無伺なり。

有尋伺のそれ 云何が有尋有伺なりや。謂はく有尋有伺の作意相應の念等覺支なり。

無尋唯伺のそれ 云何が無尋唯伺なりや。謂はく無尋唯伺の作意相應の念等覺支なり。

無尋無伺 云何が無尋無伺なりや。謂はく無尋無伺の作意相應の念等覺支なり。

五等覺支例釋 擇法・精進・輕安・定・捨等覺支も亦爾なり。

【三】一。擇法等覺支。

【四】謂はく。大正本に「語」に作るは誤(校正の誤)。

# 卷の第十五

## 第十九節 七覺支の五十問(二)

(二)斷遍知の所  
通知等  
此の七覺支は、幾か斷遍知所の遍知なりや等は、一切は斷遍知の所遍知には非らず。

(三)應 斷 等  
幾か應斷なりや等は、一切は不應斷なり。

(四)應 修  
幾か應修なりや等は、一切は是れ應修なり。

(五)染 汚 等  
幾か染汚なりや等は、一切は不染汚なり。

(六)果・非有果  
幾か果にして有果には非らざるや等は、一切は是れ果にして亦有果なり。

(七)有 執 受 等  
幾か有執受なりや等は、一切は無執受なり。

(八)大 種 所 造 等  
幾か大種所造なりや等は、一切は大種所造には非らず。

(九)有 上 等  
幾か有上なりや等は、一切は有上なり。

(十)是 れ 有 等  
幾か是れ有なりや等は、一切は有には非らず。

(十一)因 相 應 等  
幾か因相應なりや等は、一切は因相應なり。

(十二)六善處との相攝  
此の七覺支と六善處との相攝は、二善處の少分が七覺支を攝し、七覺支も亦二善處の少分を攝す。

(十三)五不善處との相攝  
五不善處との相攝は、互ひに相ひ攝せず。

(十四)七無記處との相攝  
七無記處との相攝は、互ひに相ひ攝せず。

(十五)三漏處との相攝  
三漏處との相攝は、互ひに相ひ攝せず。

(十六)五有漏處との相攝  
五有漏處との相攝は互ひに相ひ攝せず。

(十七)八無漏處との相攝  
八無漏處との相攝は、二無漏處の少分が七覺支を攝し、七覺支も亦二無漏處の少

【一】二善處。善の五蘊中の受(善)及び行二蘊。

【二】二無漏處。念は慧、擇法も同上、精進は定、喜・輕安・定・捨等も定に攝するの意。

樂住の爲めなると及び分別慧の爲めなるとは若し有漏ならば是れ順瀑流にして瀑流には非らず。若し無漏ならば瀑流にも非らず、順瀑流にも非らず。

第十八節 七覺支の五十問 (一)

七 覺 支

七覺支とは謂はく念等覺支乃至捨等覺支なり。

(一)有 色 等

此の七覺支は、幾か有色なりや等は、一切は無色なり。

(二)有 見 等

幾か有見なりや等は、一切は無見なり。

(三)有 對 等

幾か有對なりや等は、一切は無對なり。

(四)有 漏 等

幾か有漏なりや等は、一切は無漏なり。

(五)有 爲 等

幾か有爲なりや等は、一切は有爲なり。

(六)有 異 熟 等

幾か有異熟なりや等は、一切は無異熟なり。

(七)是れ緣生等

幾か是れ緣生なりや等は、一切は是れ緣生・是れ因生・是れ世の攝なり。

(八)色 の 攝 等

幾か色の攝なりや等は、一切は名の攝なり。

(九)内處の攝等

幾か内處の攝なりや等は、一切は外處の攝なり。

(一〇)智遍知の所遍知等

幾か智遍知の所遍知なりや等は、一切は是れ智遍知の所遍知なり。

【釋】 七覺支。舊論には曰ふ、「菩提品とは謂はく七覺支なり。問ふ、云何が七なる。答へて謂はく念覺支乃至捨覺支なり」と。七覺支については集異門足論十六(毘曇部二)、法蘊足論八・覺支品十五(毘曇部三・二一七以下)等參照。

(四)不善・非不善爲因等

幾か不善にして不善を因と爲すには非らざるや等は、一切は不善にも非らず、不善を因と爲すにも非らず。

(五)無記・非無記爲因等

幾か無記にして無記を因と爲すには非らざるや等は、一切は無記にも非らず、無記を因と爲すにも非らず。

(六)因縁・非有因等

幾か因縁にして有因には非らざるや等は、一切は是れ因縁にして亦有因なり。

(七)等無間・非等無間縁等三句

幾か等無間にして等無間縁には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく各に三句有り。

第一句

「一」或ひは是れ等無間にして等無間縁には非らず。謂はく未來に現前正起する修定所攝の心・心所法なり。

第二句

「二」或ひは是れ等無間にして亦等無間縁なり。謂はく過去・現在の修定所攝の心・心所法なり。

第三句

「三」或ひは等無間にも非らず、等無間縁にも非らず。謂はく未來に現前正起する修定所攝の心・心所法を除く諸の餘の未來の修定所攝の心・心所法及び修定所攝の身・語業と心不相應行となり。

(八)所縁・非有所縁等

幾か所縁縁にして有所縁には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の修定所攝の身・語業と心不相應行とは是れ所縁縁にして有所縁に非ざるなり。餘は皆な是れ所縁縁にして亦有所縁なり。

(九)増上縁・非有増上等

幾か増上縁にして有増上には非らざるや等は、一切は是れ増上縁にして亦有増上なり。

(十)瀑流・非順瀑流等

幾か瀑流にして順瀑流には非らざるや等は、一は順瀑流にして瀑流に非ざるなり。一は瀑流にも非らず、順瀑流にも非らず。二は應さに分別すべし。謂はく現法

第一及び第三修定

辯千問品第七

三〇九

【三】瀑流。前註參照。  
【四】一等。前の有漏・無漏の下の註參照。

の隨業轉の心不相應行を除く諸の餘の現法樂住が所攝の心不相應行なり。

第二及び第四兩修定の例釋  
第三修定の四句  
勝知見の爲めなると及び諸漏を盡くすが爲めなるとも亦爾なり。

第一句  
分別慧の爲めなるに四句有り。

第二句  
「一」或ひは業にして隨業轉には非らず。謂はく分別慧の爲めなるが所攝の隨業轉の身・語業を除く諸の餘の分別慧の爲めなるが所攝の身・語業と及び思となり。

第三句  
「二」或ひは業にして亦隨業轉なり。謂はく分別慧の爲めなるが所攝の隨業轉の身・語業なり。

第四句  
「三」或ひは業にして亦隨業轉なり。謂はく分別慧の爲めなるが所攝の隨業轉の身・語業なり。

第五句  
「四」或ひは業にも非らず、隨業轉にも非らず。謂はく分別慧の爲めなるが所攝の隨業轉の心不相應行を除く諸の餘の分別慧の爲めなるが所攝の心不相應「行」なり。

第六句  
幾か所造色にして有見色には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の修定所攝の身・語業は是れ所造色にして有見色には非らず。餘は皆な所造色にも非らず、有見色にも非らず。

第七句  
此の四修定は、幾か所造色にして有對色には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の修定所攝の身・語業は是れ所造色にして有對色には非らず。餘は皆な所造色にも非らず、有對色にも非らず。

第八句  
幾か難見の故に甚深なりや等は、一切は難見の故に甚深にして甚深の故に難見なり。

第九句  
幾か善にして善を因と爲すには非らざるや等は、一切は是れ善にして亦善を因と爲す。

第十句  
幾か善・非善爲

因等

(四)所造色・非有對色等

(四)難見の故に甚深なり等

(四)善・非善爲因等

(四)善・非善爲因等

(四)善・非善爲因等

(四)善・非善爲因等

(四)善・非善爲因等

(四)善・非善爲因等

(四)善・非善爲因等

めなるなり。

第三句 「三」或ひは見にして亦見處なり。謂はく分別慧の爲めなるが所攝の世間の正見なり。

第四句 「四」或ひは見にも非らず、見處にも非らず。謂はく見を攝せざる所の無漏の分別慧の爲めなるなり。

第四修定の二句 諸漏を盡くすが爲めなるが所攝の慧は是れ見にして見處には非らず。餘は皆な見にも非らず、見處にも非らず。

(三七)有身見爲因・非有身見因等 幾か有身見を因と爲して有身見の因には非らざるや等は、一切は有身見を因と爲すにも非らず、有身見の因にも非らず。

(三八)業・非業異熱等 幾か業にして業異熱には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の修定所攝の身・語業と及び思とは是れ業にして業異熱には非らず。餘は皆な業にも非らず、業異熱にも非らず。

(三九)業・非隨業轉等 幾か業にして隨業轉には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく現法樂住の爲めなるに四句有り。

第一句 「一」或ひは業にして隨業轉には非らず。謂はく現法樂住の爲めなるが所攝の思なり。

第二句 「二」或ひは隨業轉にして業には非らず。謂はく現法樂住の爲めなるが所攝の受・想・識蘊と及び思を攝せざる所の隨業轉の行蘊となり。

第三句 「三」或ひは業にして亦隨業轉なり。謂はく現法樂住の爲めなるが所攝の身・語業なり。

第四句 「四」或ひは業にも非らず、隨業轉にも非らず。謂はく現法樂住の爲めなるが所攝

諸の餘の分別慧の爲めなるが所攝の身・語業と及び分別慧の爲めなるが所攝の隨尋轉の心不相應行とを除く諸の餘の分別慧の爲めなるが所攝の心不相應行と並びに尋不相應の伺と、若しは無尋・無伺の心・心所法となり。

(三)見・非見處 幾か見にして見處には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく現法樂住の爲めなるに四句有り。

第一句 「一」或ひは見にして見處には非らず。謂はく現法樂住の爲めなるが所攝の盡

「智」・無生智を攝せざる所の無漏の慧なり。

第二句 「二」或ひは見處にして見には非らず。謂はく見を攝せざる所の有漏の現法樂住の爲めなるなり。

第三句 「三」或ひは見にして亦見處なり。謂はく現法樂住の爲めなるが所攝の世間の正見なり。

第四句 「四」或ひは見にも非らず、見處にも非らず。謂はく見を攝せざる所の無漏の現法樂住の爲めなるなり。

第二修定の二句 勝知見の爲めなるは、「一」或ひは見にして亦見處なり。「二」或ひは見處にして見には非らず。

第一句 見にして亦見處なりとは、謂はく勝知見の爲めなるが所攝の世間の正見なり。

第二句 諸の餘の勝知見の爲めなるは是れ見處にして見には非らず。

第三修定の四句 分別慧の爲めなるに四句有り。

第一句 「一」或ひは見にして見處には非らず。謂はく盡「智」・無生智を攝せざる所の無漏の慧なり。

第二句 「二」或ひは見處にして見には非らず。謂はく見を攝せざる所の有漏の分別慧の爲

【三】謂はく等。舊論はたゞ「世間の正見」と。

が所攝の隨尋轉の心不相應行を除く諸の餘の現法樂住の爲めなるが所攝の心不相應行なり。

第二修定の四句 勝知見の爲めなるに四句有り。

第一句 「一」或ひは隨尋轉にして伺相應には非らず。謂はく勝知見の爲めなるが所攝の隨

尋轉の身・語業と心不相應行と及び伺となり。

第二句 「二」或ひは伺相應にして隨尋轉には非らず。謂はく勝知見の爲めなるが所攝の尋

なり。

第三句 「三」或ひは隨尋轉にして亦伺相應なり。謂はく勝知見の爲めなるが所攝の尋・伺

相應の心・心所法なり。

第四句 「四」或ひは隨尋轉にも非らず、伺相應にも非らず。謂はく勝知見の爲めなるが所

攝の隨尋轉の身・語業と心不相應行とを除く諸の餘の勝知見の爲めなるが所攝の

身・語業と心不相應行と及び勝知見の爲めなるが所攝の無尋・無伺の心・心所法とな

り。

第三修定の四句 分別慧の爲めなるに四句有り。

第一句 「一」或ひは隨尋轉にして伺相應には非らず。謂はく隨尋轉の身・語業と及び分別

慧の爲めなるが所攝の隨尋轉の心不相應行と并びに尋相應の伺となり。

第二句 「二」或ひは伺相應にして隨尋轉には非らず。謂はく分別慧の爲めなるが所攝の尋

と及び尋不相應・伺相應の心・心所法となり。

第三句 「三」或ひは隨尋轉にして亦伺相應なり。謂はく分別慧の爲めなるが所攝の尋・伺

相應の心・心所法なり。

第四句 「四」或ひは隨尋轉にも非らず伺相應にも非らず。謂はく隨尋轉の身・語業を除く

【三〇】勝知見等。舊論は「知見三昧修も亦是くの如し」として略説。

【四】分別慧等。舊論は又「慧三昧修は廣く説いて、慧心の如し」として略説。



第三修定の四句 分別慧の爲めなるは應さに四句を作るべし。

第一句 「一」或ひは隨心轉にして受相應には非らず。謂はく隨心轉の身・語業と及び分別慧の爲めなるが所攝の心不相應行と並びに受となり。

第二句 「二」或ひは受相應にして隨心轉には非らず。謂はく分別慧の爲めなるが所攝の心意・識なり。

第三句 「三」或ひは隨心轉にして亦受相應なり。謂はく分別慧の爲めなるが所攝の想蘊と及び相應の行蘊となり。

第四句 「四」或ひは隨心轉にも非らず、受相應にも非らず。謂はく隨心轉の身・語業を除く諸の餘の分別慧の爲めなるが所攝の身・語業と、分別慧の爲めなるが所攝の心不相應行を除く諸の餘の分別慧の爲めなるが所攝の心不相應行となり。

幾か隨心轉にして想・行相應には非らざるや等は、其の自性を除いて、受の如く應

に知るべし。

幾か隨尋轉にして伺相應には非らざるや等は、一は無尋無伺なり。三は應さに分別すべし。謂はく現法樂住の爲めなるに四句有り。

第一句 「一」或ひは隨尋轉にして伺相應には非らず。謂はく現法樂住の爲めなるが所攝の隨尋轉の身・語業と心不相應行と及び伺となり。

第二句 「二」或ひは伺相應にして隨尋轉には非らず。謂はく現法樂住の爲めなるが所攝の尋なり。

第三句 「三」或ひは隨尋轉にして亦伺相應なり。謂はく現法樂住の爲めなるが所攝の尋伺相應の心・心所法なり。

第四句 「四」或ひは隨尋轉にも非らず、伺相應にも非らず。謂はく現法樂住の爲めなる

【三】一。第四修定の一。

【元】或ひは等。舊論は「廣く説いて、喜心の如し」とし、略説。

無學のそれ

非二學のそれ

(三)見斷等  
第二・第四修定

第一・第三修定の二種

(三)非心等

(三)隨心轉・非受相應等  
第一修定の四句

第一句

第二句

第三句

第四句

第二・第四兩修定の例釋

云何が無學なりや。謂はく無學の五蘊なり。

云何が非學非無學なりや。謂はく分別慧の爲めなるが所攝の有漏の五蘊なり。

此の四修定は、幾か見所斷なりや等は、一は修所斷なり。一は非所斷なり。二は應さに分別すべし。

謂はく現法樂住の爲めなると及び分別慧の爲めなるとは、若し有漏ならば修所斷なり。若し無漏ならば非所斷なり。

幾か心に非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の修定所攝の身・語業と心不相應行とは心にも非らず、心所にも非らず、心相應にも非らず。受蘊と想蘊と相應の行蘊とは是れ心所にして心と相應す。心・意・識は唯だ是れ心なり。

幾か隨心轉にして受相應には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく現法樂住の爲めなるは應さに四句を作るべし。

「一」或ひは隨心轉にして受相應には非らず。謂はく現法樂住の爲めなるが所攝の身・語業と及び隨心轉の心不相應行と並びに受となり。

「二」或ひは受相應にして隨心轉には非らず。謂はく現法樂住の爲めなるが所攝の心・意・識なり。

「三」或ひは隨心轉にして亦受相應なり。謂はく現法樂住の爲めなるが所攝の想蘊と及び相應の行蘊となり。

「四」或ひは隨心轉にも非らず、受相應にも非らず。謂はく現法樂住の爲めなるが所攝の隨心轉の心不相應行を除く諸の餘の現法樂住の爲めなるが所攝の心不相應行なり。

勝知見の爲めなると諸漏を盡くすが爲めなるとも亦爾なり。

【毛】一は等。有漏無漏の下の註に準ず。

第四句

「四」或ひは無漏處にも非らず、修定にも非らず。謂はく修定を攝せざる所の有漏の五蘊なり。

(三七)過去等

幾か過去なりや等は、一切は或ひは過去、或ひは未來、或ひは現在なり。

(三八)善等

幾か善なりや等は、一切は是れ善なり。

(三九)欲界繫等  
第二・第四修定

幾か欲界繫なりや等は、一は色界繫なり。一は不繫なり。二は應さに分別すべし。

第一修定の二種

謂はく現法樂住の爲めなるは、若し有漏ならば色界繫なり。若し無漏ならば不繫なり。

第三修定の四種

分別慧の爲めなるは或ひは欲界繫、或ひは色界繫、或ひは無色界繫、或ひは不繫なり。

欲界繫のそれ

云何が欲界繫なりや。謂はく分別慧の爲めなるが所攝の欲界の五蘊なり。

色界繫のそれ

云何が色界繫なりや。謂はく分別慧の爲めなるが所攝の色界の五蘊なり。

無色界繫のそれ

云何が無色界繫なりや。謂はく分別慧の爲めなるが所攝の無色界の四蘊なり。

不繫のそれ

云何が不繫なりや。謂はく無漏の五蘊なり。

(三〇)學等  
第二・第四修定

幾か學なりや等は、一は學なり。一は非學非無學なり。二は應さに分別すべし。謂はく現法樂住の爲めなるは或ひは學、或ひは無學、或ひは非學非無學なり。

學のそれ

云何が學なりや。謂はく現法樂住の爲めなるが所攝の學の五蘊なり。

非無學のそれ

云何が無學なりや。謂はく現法樂住の爲めなるが所攝の無學の五蘊なり。

第三修定の三種

分別慧の爲めなるは或ひは學、或ひは無學、或ひは非學非無學なり。

學のそれ

云何が學なりや。謂はく學の五蘊なり。

【三〇】一等。又、上の有無漏下の註に準ず。

【三五】一は學。第四、漏盡修定(常無漏)。

【三六】一は非二學。第二、應知見修定(常有漏)。

有なり。若し無漏ならば有には非らず。

(六)因相應等

幾か因相應なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の修定所攝の身・語業と心不相應行とは因不相應なり。餘は皆な因相應なり。

(七)六善處との相攝

此の四修定と六善處との相攝は、<sup>二九</sup>五善處の少分が四修定を攝し、四修定も亦五善處の少分を攝すなり。

五不善處との相攝は互ひに相ひ攝せず。

七無記處との相攝は互ひに相ひ攝せず。

三漏處との相攝は互ひに相ひ攝せず。

五有漏處との相攝は應さに四句を作るべし。

【一】或ひは有漏處にして修定には非らず。謂はく修定を攝せざる所の有漏の五蘊なり。

【二】或ひは修定にして有漏處には非らず。謂はく<sup>三〇</sup>一修定と及び<sup>三一</sup>二の少分となり。

【三】或ひは有漏處にして亦修定なり。謂はく<sup>三二</sup>一修定と及び二の少分となり。

【四】或ひは有漏處にも非らず、修定にも非らず。謂はく虚空と及び二滅となり。

八無漏處との相攝は應さに四句を作るべし。

【一】或ひは無漏處にして修定には非らず。謂はく虚空と及び二滅となり。

【二】或ひは修定にして無漏處には非らず。謂はく<sup>三三</sup>一修定と及び二の少分となり。

【三】或ひは無漏處にして亦修定なり。謂はく<sup>三四</sup>一修定と及び二の少分となり。

【四】或ひは無漏處にも非らず、修定にも非らず。謂はく<sup>三五</sup>一修定と及び二の少分となり。

【五】或ひは無漏處にして亦修定なり。謂はく<sup>三六</sup>一修定と及び二の少分となり。

【六】或ひは無漏處にして亦修定なり。謂はく<sup>三七</sup>一修定と及び二の少分となり。

【七】或ひは無漏處にして亦修定なり。謂はく<sup>三八</sup>一修定と及び二の少分となり。

【八】或ひは無漏處にして亦修定なり。謂はく<sup>三九</sup>一修定と及び二の少分となり。

【二九】五善處。善の五蘊のこと。

【三〇】一修定。有漏の修定たる第二修定のこと。

【三一】二。有漏・無漏に通じる第一及び第三の兩修定のこと。

【三二】一以下。右註に反省して知るべし。

【三三】一修定等。又、上註に準じて知るべし。

【三四】一修定等。又、上註に準じて知るべし。

【三五】一修定等。又、上註に準じて知るべし。

【三六】一修定等。又、上註に準じて知るべし。

【三七】一修定等。又、上註に準じて知るべし。

【三八】一修定等。又、上註に準じて知るべし。

【三九】一修定等。又、上註に準じて知るべし。

(八)色の攝等

幾か色の攝なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の修定所攝の身・語業は是れ色の攝なり。餘は皆な是れ名の攝なり。

(九)内處の攝等

幾か内處の攝なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の修定所攝の心・意識は内處の攝なり。餘は皆な外處の攝なり。

(一〇)智遍知の所  
通知等

幾か智遍知の所通知なりや等は、一切は是れ智遍知の所通知なり。

(一一)斷遍知の同  
上

此の四修定は、幾か斷遍知の所通知なりや等は、一は是れ斷遍知の所通知なり。一は斷遍知の所通知には非らず。二は應さに分別すべし。謂はく現法樂住の爲めなると及び分別慧の爲めなるとは若し有漏ならば是れ斷遍知の所通知なり。若し無漏ならば斷遍知の所通知には非らず。

(一二)應斷等

幾か應斷なりや等は、一は應斷なり。一は不應斷なり。二は應さに分別すべし。謂はく現法樂住の爲めなると及び分別慧の爲めなるとは、若し有漏ならば是れ應斷なり。若し無漏ならば不應斷なり。

(一三)應修等

幾か應修なりや等は、一切は是れ應修なり。

(一四)染汚等

幾か染汚なりや等は、一切は不染汚なり。

(一五)果・有果等

幾か果にして有果には非らざるや等は、一切は是れ果にして亦有果なり。

(一六)有執受等

幾か有執受なりや等は、一切は無執受なり。

(一七)大種所造等

幾か大種所造なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の修定所攝の身・語業は是れ大種所造なり。餘は皆な大種所造には非らず。

(一八)有上等

幾か有上なりや等は、一切は是れ有上なり。

(一九)是れ有等

幾か是れ有なりや等は、一は是れ有なり。一は有には非らず。二は應さに分別すべし。謂はく現法樂住の爲めなると及び分別慧の爲めなるとは若し有漏ならば是れ

【一六】一等。前の有漏無漏に準じて知るべし。

【一七】一等。又、前の有漏無漏の下に準じて解すべし。

【一八】一等。又上註に準ず。

四 修 定

四修定とは、一には修定有り、若しは習し、若しは修し、若しは多く所作して現法樂住を得。二には修定有り、若しは習し、若しは修し、若しは多く所作して、勝知見を得。三には修定有り、若しは習し、若しは修し、若しは多く所作して分別慧を得。四には修定有り、若しは習し、若しは修し、若しは多く所作して諸漏の盡を得。

此の四修定は、幾か有色なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の修定所攝の身・語業は是れ有色なり。餘は皆な是れ無色なり。

(一)有 色 等

幾か有見なりや等は、一切は無見なり。

(二)有 見 等

幾か有對なりや等は、一切は無對なり。

(三)有 對 等

幾か有漏なりや等は、一は有漏なり。二は無漏なり。三は應さに分別すべし。謂はく現法樂住の爲めなるは或ひは有漏、或ひは無漏なり。

(四)有 漏 等

第一修定の二種有漏のそれ

無漏のそれ

云何が有漏なりや。謂はく現法樂住の爲めなるが所攝の有漏の五蘊なり。

第三修定の二種

有漏のそれ

無漏のそれ

云何が有漏なりや。謂はく分別慧の爲めなるが所攝の有漏の五蘊なり。

(五)有 爲 等

幾か有爲なりや等は、一切は有爲なり。

(六)有 異 熟 等

幾か有異熟なりや等は、一は有異熟なり。一は無異熟なり。二は應さに分別すべし。謂はく現法樂住の爲めなると及び分別慧の爲めなるとは、若し有漏ならば有異熟なり。若し無漏ならば無異熟なり。

幾か是れ緣生なりや等は、一切は是れ緣生・是れ因生・是れ世の攝なり。

(七)是れ緣生等

幾か是れ緣生なりや等は、一切は是れ緣生・是れ因生・是れ世の攝なり。

【三】 四修定。舊論には曰はく、三摩提定とは謂はく四三昧修なり。問ふ、云何が因なる。答へて謂はく、「一三昧修有り、廣く修習すれば佳現法樂轉ず。」「二三昧修有り、廣く修習すれば知見轉ず。」「三三昧修有り、廣く修習すれば廣く修習すれば三昧修有り。」「四三昧修有り、廣く修習すれば漏盡轉ず」と。

四修定については集異門足論卷七(毘婆沙部一)・四法品二三及び法蘊足論卷八・修定品十四(毘婆沙部三、二〇六以下)參照。

【三】 一は有漏。第二・勝知見の爲めのそれは絕對的に有漏。

【三】 一、最後の漏盡の爲めのそれは又絕對的に無漏と。

【四】 一。以上絕對の有漏の第二修定をさす。

【五】 一は。同上絕對的無漏なる第四修定のこと。

第三句

【三】或ひは等無間にも非らず、等無間縁にも非らず。謂はく未來に現前正起する心・心所の非想非非想處を除く諸の餘の未來の心・心所の非想非非想處と、及び等無間の心不相應行の非想非非想處を除く諸の餘の心不相應行の非想非非想處となり。

【四】所縁縁・非有所縁等

幾か所縁縁にして有所縁には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の無色所攝の心不相應行は是れ所縁縁にして有所縁には非らず。諸の餘の無色は是れ所縁縁にして亦有所縁なり。

【五】増上縁・非有増上等

幾か増上縁にして有増上には非らざるや等は、一切は増上縁にして亦有増上なり。

【六】瀑流・非順瀑流等  
空處の三句一

幾か瀑流にして順瀑流には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく空無邊處に三句有り。

第一句

【一】或ひは順瀑流にして瀑流には非らず。謂はく瀑流を攝せざる所の有漏の空無邊處なり。

第二句

【二】或ひは瀑流にして亦順瀑流なり。謂はく三瀑流の少分なり。

第三句

【三】或ひは瀑流にも非らず、順瀑流にも非らず。謂はく無漏の空無邊處なり。識無邊處と無所有處とも亦爾なり。

中二處の例釋

非想非非想處は【一】或ひは瀑流にして亦順瀑流なり。【二】或ひは順瀑流にして瀑流には非らず。

有頂處の二句一

瀑流にして亦順瀑流なりとは謂はく三瀑流の少分なり。

第一句

餘は皆な順瀑流にして瀑流には非らず。

第二句

第十七節 四修定の五十問

【九】瀑流。前の相應下の註を見よ。

【三】三瀑流の少分。四瀑流中、第一の欲瀑流は欲界關係のもの故、無色には關係がないから、今は省いて、三瀑流であるが、中で、第二・有瀑流も色界關係のものは省くべく、又、第三・見瀑流も、第四・無明瀑流も共に同準なれば、その三瀑流の中にも少分といふことになる譯である。

餘三無色例釋

無記にも非らず、無記を因と爲すにも非らずとは謂はく善の空無邊處なり。後の三無色も亦爾なり。

〔六〕因縁・非有因等

幾か因縁にして有因には非らざるや等は、一切は是れ因縁にして亦有因なり。

〔七〕等無間・非等無間縁等

幾か等無間にして等無間縁には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく空無邊處に三句有り。

第一句

〔一〕或ひは是れ等無間にして等無間縁には非らず。謂はく未來に現前正起する心・心所の空無邊處と及び過去・現在の阿羅漢の命終時の心・心所の空無邊處となり。

第二句

〔二〕或ひは是れ等無間にして亦等無間縁なり。謂はく過去・現在の阿羅漢の命終時の心・心所の空無邊處を除く諸の餘の過去・現在の心・心所の空無邊處なり。

第三句

〔三〕或ひは等無間にも非らず、等間縁にも非らず。謂はく未來に現前正起する心・心所の空無邊處を除く諸の餘の未來の心・心所の空無邊處と及び空無邊處の心不相應行となり。

中二處例釋

識無邊處と無所有處とも亦爾なり。

有頂處の三句

非想非非想處に三句有り。

第一句

〔一〕或ひは是れ等無間にして等無間縁には非らず。謂はく未來に現前正起する心・心所の非想非非想處と、及び過去・現在の阿羅漢の命終時の心・心所の非想非非想處と、並びに已生と正起との滅定となり。

第二句

〔二〕或ひは是れ等無間にして亦等無間縁なり。謂はく過去・現在の阿羅漢の命終時の心・心所の非想非非想處を除く諸の餘の過去・現在の心・心所の非想非非想處なり。

〔八〕空無邊處の心不相應行。大正本等には空無邊處心の心不相應行に作る。宋・元・明・宮内省諸本により、心を一字取る。



不相應行を除く諸の餘の空無邊處所攝の心不相應行なり。

餘の三處例釋 識無邊處と無所有處と非想と非非想處とも亦爾なり。

(四〇)所造色・非有見色等 幾か所造色にして有見色には非らざるや等は、一切は所造色にも非らず、有見色にも非らず。

(四一)所造色・非有對色等 此の四無色は、幾か所造色にして有對色には非らざるや等は、一切は所造色にも非らず、有對色にも非らず。

(四二)難見の故に甚深等 幾か難見の故に甚深なりや等は、一切は難見の故に甚深にして、甚深の故に難見なり。

(四三)善・非善爲因等 幾か善にして善を因と爲すには非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく空無邊處に三句有り。

第一句 「一」或ひは善を因と爲して善には非らず。善の異熟生の空無邊處なり。

第二句 「二」或ひは善にして亦善を因と爲す。謂はく善の空無邊處なり。

第三句 「三」或ひは善にも非らず、善を因と爲すにも非らず。謂はく善の異熟生の空無邊處を除く諸の餘の無記の空無邊處なり。

餘の三無色の例釋 (四四)不善・非不善爲因等 幾か不善にして不善を因と爲すには非らざるや等は、一切は不善にも非らず、不善を因と爲すにも非らず。

善を因と爲すにも非らず。幾か無記にして無記を因と爲すにも非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。

(四五)無記・非無記爲因等 謂はく空無邊處は、「一」或ひは無記にして亦無記を因と爲す。「二」或ひは無記にも非らず、無記を因と爲すにも非らず。

第一句 無記にして亦無記を因と爲すとは謂はく無記の空無邊處なり。

諸の餘の染汚の空無邊處なり。

第二句 有身見を因と爲して亦有身見の因なりとは謂はく前に除く所の空無邊處なり。

第三句 有身見を因と爲すにも非らず、有身見の因にも非らずとは謂はく不染汚の空無邊處なり。

餘の三處例釋 識無邊處と無所有處と非想非非想處とも亦爾なり。

幾か業にして業異熟には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく空無

熟等  
空處の四句一 邊處は應さに四句を作るべし。

第一句 「二」或ひは業にして業異熟には非らず。謂はく空無邊處の異熟を攝せざる所の思

なり。

第二句 「二」或ひは業異熟にして業には非らず。謂はく思を攝せざる所の業の異熟生の空

無邊處なり。

第三句 「三」或ひは業にして亦業異熟なり。謂はく空無邊處の業異熟生の思なり。

第四句 「四」或ひは業にも非らず、業異熟にも非らず。謂はく業と及び業異熟生の空無邊

處とを除く諸の餘の空無邊處なり。

餘の三處の例釋 識無邊處と無所有處と非想非非想處とも亦爾なり。

幾か業にして隨業轉には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく空無

轉等  
空處の三句一 邊處に三句有り。

第一句 「二」或ひは業にして隨業轉には非らず。謂はく空無邊處所攝の思なり。

第二句 「二」或ひは隨業轉にして業には非らず。謂はく空無邊處所攝の受・想・識蘊と及び

思を攝せざる所の隨業轉の行蘊となり。

第三句 「三」或ひは業にも非らず、隨業轉にも非らず。謂はく空無邊處所攝の隨業轉の心

せざる所の無漏の慧なり。

第二句 「二」或ひは見處にして見には非らず。謂はく見處を攝せざる所の有漏の空無邊處なり。

第三句 「三」或ひは見にして亦見處なり。謂はく空無邊處所攝の<sup>六</sup>五染汚の見と及び世俗の正見となり。

第四句 「四」或ひは見にも非らず、見處にも非らず。謂はく見を攝せざる所の無漏の空無邊處なり。

中二處の例釋 識無邊處と無所有處とも亦爾なり。

有頂處の二句 非想非非想處は、「一」或ひは見にして亦見處なり。「二」或ひは見處にして見には非らず。

第一句 見にして亦見處なりとは謂はく非想非非想處所攝の五染汚の見と世間の正見となり。

第二句 餘の非想非非想處は皆な見處にして見には非らず。

(三七)有身見爲因・非有身見因等 幾か有身見を因と爲して有身見の因には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく空無邊處は、「一」或ひは有身見を因と爲して有身見の因には非らず。

「二」或ひは有身見を因と爲して亦有身見の因なり。「三」或ひは有身見を因と爲すにも非らず、有身見の因にも非らず。

第一句 有身見を因と爲して有身見の因には非らずとは謂はく過去・現在の見苦所斷の隨眠と及び彼れが相應・俱有等との空無邊處を除き、亦過去・現在の見集所斷の遍行の隨眠と及び彼れが相應・俱有との空無邊處を除き、亦未來の有身見相應の空無邊處を除き、亦未來の有身見と及び彼れが相應法と生・老・住・無常との空無邊處を除く

【六】五染汚の見。舊はたゞ「五見」。次も亦準ず。

【七】幾か等。この第三六門は舊論に於いては「廣く説くこと、苦・集諦の如し」として略説。

此れは復た云何。謂はく修所斷の三隨眠と、及び彼れが相應と、彼れが等起の心不相應行と並びに不染汚との非想非非想處となり。

(三)非心等

幾か心には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の無色所攝の心不相應行は心にも非らず、心所にも非らず、心相應にも非らず。受蘊と想蘊と相應の行蘊とは是れ心所にして心と相應す。心・意識は唯だ是れ心なり。

(三)隨心轉・非受相應等一四句

幾か隨心轉にして受相應には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく各四句有り。

第一句

「一」或ひは隨心轉にして受相應には非らず。謂はく無色所攝の隨心轉の心不相應行と及び受となり。

第二句

「二」或ひは受相應にして隨心轉には非らず。謂はく無色所攝の心・意識なり。

第三句

「三」或ひは隨心轉にして亦受相應なり。謂はく無色所攝の想蘊と相應の行蘊となり。

第四句

「四」或ひは隨心轉にも非らず、受相應にも非らず。謂はく無色所攝の隨心轉の心不相應行を除く諸の無色所攝の心不相應行なり。

(三)隨心轉・非想行相應

幾か隨心轉にして想・行相應には非らざるや等は、其の自性を除いて受の如く應さに知るべし。

(三)隨尋轉・非何相應等

幾か隨尋轉にして何相應には非らざるや等は、一切は隨尋轉にも非らず、何相應にも非らず。

(三)見・非見處等

幾か見にして見處には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく空無邊處は應さに四句を作るべし。

空處の三處 謂はく空無邊處は或ひは學、或ひは無學、或ひは非學非無學なり。

學のそれ 云何が學なりや。謂はく空無邊處所攝の學の四種なり。

無學のそれ 云何が無學なりや。謂はく空無邊處所攝の無學の四種なり。

非學のそれ 云何が非學非無學なりや。謂はく空無邊處所攝の有漏の四種なり。

餘二處の例釋 識無邊處と無所有處とも亦爾なり。

(三)見斷等 空無邊處の三種 此の四無色は、幾か見所斷なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく空無邊

處は或ひは見所斷、或ひは修所斷、或ひは非所斷なり。

見斷のそれ 云何が見所斷なりや。謂はく空無邊處の隨信・隨法行の現觀邊の忍所斷なるなり。

二四 此れは復た云何。謂はく見所斷の二十八隨眠と、及び彼れが相應と、彼れが等起

の心不相應行との空無邊處なり。

修斷のそれ 云何が修所斷なりや。謂はく空無邊處の學の見述が修所斷なるなり。

此れは復た云何。謂はく修所斷の<sup>二五</sup>三隨眠と、及び彼れが相應と、彼れが等起の

心不相應行と、及びに不染汚の有漏の空無邊處なり。

非斷のそれ 云何が非所斷なりや。謂はく無漏の空無邊處なり。

識無邊處と無所有處とも亦爾なり。

識處に無所有處との例釋 非想非非想處は或ひは見所斷、或ひは修所斷なり。

有頂の二種 云何が見所斷なりや。謂はく非想非非想處の隨信・隨法行が現觀邊の忍所斷なる

なり。

此れは復た云何。謂はく見所斷の二十八隨眠と、及び彼れが相應と、彼れが等起

の心不相應行との非想非非想處となり。

修斷のそれ 云何が修所斷なりや。謂はく非想非非想處の學の見述が修所斷なるなり。

【二四】 此れは復た等。舊論には曰はく「彼れは云何が斷なる。謂はく見斷の二十八使と彼が相應の空處と(？)彼れが所起の心不相應行となり」と。以下も準ず。

【二五】 三、四修惑の中で、無色には障は關係がないから除く。

第三十句

「三」或ひは有漏處にして亦無色なり。謂はく、一無色と及び、三無色の少分とな

第四句

「四」或ひは有漏處にも非らず、無色にも非らず。謂はく無漏の色蘊と及び無色を

第五句

八無漏處との相攝は應さに四句を作るべし。

第六句

「一」或ひは無漏處にして無色には非らず。謂はく無漏の色蘊と及び無色を攝せざる所の無漏の四蘊と並びに無爲法となり。

第七句

「二」或ひは無色にして無漏處には非らず。謂はく、一無色と及び、三無色の少分となり。

第八句

「三」或ひは無漏處にして亦無色なり。謂はく、三無色の少分なり。

第九句

「四」或ひは無漏處にも非らず、無色にも非らず。謂はく有漏の色蘊と及び無色を攝せざる所の有漏の四蘊となり。

第十句

幾か過去なりや等は、一切は或ひは過去、或ひは未來、或ひは現在なり。

第十一句

幾か善なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく空無邊處は或ひは善、或ひは無記なり。

第十二句

云何が善なりや。謂はく空無邊處所攝の善の四蘊なり。云何が無記なりや。謂はく空無邊處所攝の無記の四蘊なり。

第十三句

識無邊處と無所有處と非想非非想處とも亦爾なり。幾か欲界繫なりや等は、一は無色界繫なり。三は應さに分別すべし。謂はく三無色にして若し有漏ならば無色界繫なり。若し無漏ならば是れ不繫なり。

【九】一無色。全有漏の非想非々想處。  
【一〇】三無色等。有漏の下三無色をいふ。

【一一】一。有頂處のこと。  
【一二】三。有漏の下三無色のこと。  
【一三】三。無漏の下三無色をいふ。

及び無色を攝せざる所の無記の四蘊と并びに虛空・非擇滅となり。

(三)五不善處の同上

五不善處との相攝は互ひに相ひ攝せず。

(四)七無記處との同上

七無記處との相攝は應さに四句を作るべし。

第一句

「一」或ひは無記處にして無色には非らず。謂はく無記の色蘊と及び無色を攝せざる所の無記の四蘊と、并びに虛空・非擇滅となり。

第二句

「二」或ひは無色にして無記處には非らず。謂はく善の四無色なり。

第三句

「三」或ひは無記處にして亦無色なり。謂はく無記の四無色なり。

第四句

「四」或ひは無記處にも非らず、無色にも非らず。謂はく不善の五蘊と、善の色蘊と、及び無色を攝せざる所の善の四蘊と、并びに擇滅となり。

(五)三漏處の同上

三漏處との相攝は應さに四句を作るべし。

第一句

「一」或ひは漏處にして無色には非らず。謂はく 一漏處と及び 二漏處の少分となり。

第二句

「二」或ひは無色にして漏處には非らず。謂はく漏處を攝せざる所の四無色なり。

第三句

「三」或ひは漏處にして亦無色なり。謂はく 二漏處の少分なり。

第四句

「四」或ひは漏處にも非らず、無色にも非らず。謂はく色蘊と及び漏處と無色とを攝せざる所の四蘊と、并びに無爲法なり。

(六)五有漏處との相攝

五有漏處との相攝は應さに四句を作るべし。

第一句

「一」或ひは有漏處にして無色には非らず。謂はく有漏の色蘊と及び無色を攝せざる所の有漏の四蘊となり。

第二句

「二」或ひは無色にして有漏處には非らず。謂はく 三無色の少分なり。

第三句

「三」或ひは有漏處にして亦無色なり。謂はく有漏の少分、下三無色は有漏無漏に通じるから、その中の無漏のものは無色ではあるが有漏處ではなし。

第四句

「四」或ひは有漏處にも非らず、無色にも非らず。謂はく色蘊と及び漏處と無色とを攝せざる所の四蘊と、并びに無爲法なり。

(七)一漏處の同上

一漏處。欲漏は欲界に於ける無明を除く諸の煩惱をいふ故に、漏處ではあるが、無色には關係なし。

(八)二漏處の少分

二漏處の少分。有漏は上二界に於ける同上の故に、その色界關係のものだけは無色には關係無し。又、無明漏は三界に亘る無明をいふ故に、下二界のそれは無色には關係無し。

(九)三無色の少分

三無色の少分。下三無色は有漏無漏に通じるから、その中の無漏のものは無色ではあるが有漏處ではなし。

不應修のそれ

云何が不應修なりや。謂はく無記の空無邊處なり。

餘の三處例釋

識無邊處と無所有處と非想非非想處とも亦爾なり。

(一)染汚等  
二種の空處

幾か染汚なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく空無邊處は或ひは染汚、或ひは不染汚なり。

染汚のそれ

云何が染汚なりや。謂はく有覆の空無邊處なり。

不染汚のそれ

云何が不染汚なりや。謂はく無覆の空無邊處なり。

餘三處の例釋

識無邊處と無所有處と非想非非想處とも亦爾なり。

(二)因果・非有果等

幾か果にして有果には非らざるや等は、一切は是れ果にして亦有果なり。

(三)有執受等

幾か有執受なりや等は、一切は無執受なり。

(四)大種所造等

幾か大種所造なりや等は、一切は大種所造には非らず。

(五)有上等

幾か有上なりや等は、一切は是れ有上なり。

(六)是れ有等

幾か是れ有なりや等は、一は是れ有なり。三は應さに分別すべし。謂はく三無色にして若し有漏ならば是れ有なり。若し無漏ならば有には非らず。

(七)因相應等

幾か因相應なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の無色所攝の心不相應行は因不相應なり。餘は皆な因相應なり。

(八)六善處との相攝—四句

此の四無色と六善處との相攝は應さに四句を作るべし。  
「一」或ひは善處にして無色には非らず。謂はく善の色蘊と及び無色を攝せざる所の善の四蘊と並びに擇滅となり。

第一句

「二」或ひは無色にして善處には非らず。謂はく無記の四無色なり。

第二句

「三」或ひは善處にして亦無色なり。謂はく善の四無色なり。

第三句

「四」或ひは善處にも非らず、無色にも非らず。謂はく不善の五蘊と無記の色蘊と

第四句

「四」或ひは善處にも非らず、無色にも非らず。謂はく不善の五蘊と無記の色蘊と



二種の空處

謂はく空無邊處は或ひは有異熟、或ひは無異熟なり。

有異熟のそれ

云何が有異熟なりや。謂はく善の有漏の空無邊處なり。

云何が無異熟なりや。謂はく無記と無漏との空無邊處なり。

識處及び無所有處の例釋

識無邊處・無所有處も亦爾なり。

有頂處の二種

非想非非想處は或ひは有異熟、或ひは無異熟なり。

有異熟のそれ

云何が有異熟なりや。謂はく善の非想非非想處なり。

無異熟のそれ

云何が無異熟なりや。謂はく無記の非想非非想處なり。

(七)緣生等

幾か是れ緣生なりや等は、一切は是れ緣生・是れ因生・是れ世の攝なり。

(八)色の攝等

幾か色の攝なりや等は、一切は名の攝なり。

(九)内處の攝等

幾か内處の攝なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の無色所攝の心・意識は内處の攝なり。餘は皆な外處の攝なり。

意・識は内處の攝なり。餘は皆な外處の攝なり。

(一〇)智遍知の所通知等

幾か智遍知の所通知なりや等は、一切は智遍知の所通知なり。

(一一)斷通知の同上

此の四無色は、幾か斷通知の所通知なりや等は、一は斷通知の所通知なり。三は非想非々想處應さに分別すべし。

餘の三處

謂はく三無色にして若し有漏ならば斷通知の所通知なり。若し無漏ならば斷通知の所通知には非らず。

の所通知には非らず。

(一二)應斷等

幾か應斷なりや等は、一は應斷なり。三は應さに分別すべし。謂はく三無色にして若し有漏ならば是れ應斷なり。若し無漏ならば不應斷なり。

若し有漏ならば是れ應斷なり。若し無漏ならば不應斷なり。

(一三)應修等

幾か應修なりや等は、一切は應さに分別すべし。

空處の二種

謂はく空無邊處は或ひは應修、或ひは不應修なり。

應修のそれ

云何が應修なりや。謂はく善の空無邊處なり。

【四】三。有漏・無漏の別ある空・識・無所有の三入處のこと。

〔三〕或ひは等無間にも非らず、等無間縁にも非らず。謂はく無量所攝の未來に現前正起する心・心所法を除く諸の餘の無量所攝の未來の心・心所法と及び無量所攝の身・語業と心不相應行となり。

(四) 有 無 色 等

幾か所縁縁にして有所縁には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく無量所攝の身・語業と心不相應行とは是れ所縁縁にして有所縁には非らず。餘の無量所攝は皆な是れ所縁縁にして亦有所縁なり。

(五) 有 見 等

幾か増上縁にして有増上には非らざるや等は、一切は是れ増上縁にして亦有増上なり。

(六) 有 對 等

幾か有對なりや等は、一切は無對なり。

(七) 有 漏 等

幾か有漏なりや等は、一は有漏なり。三は應さに分別すべし。

(八) 有 非 想 非 想 處 等

謂はく空無邊處は或ひは有漏、或ひは無漏なり。

(九) 有 無 漏 の それ

云何が有漏なりや。謂はく空無邊處所攝の有漏の四蘊なり。

(十) 有 識 處 及 び 無 所 有 處 例 釋

云何が無漏なりや。無はく空無邊處所攝の無漏の四蘊なり。

(十一) 有 爲 等

幾か有爲なりや等は、一切は有爲なり。

(十二) 有 異 熟 等

幾か有異熟なりや等は、一切は應さに分別すべし。

第十六節 四無色の五十問

四無色とは謂はく空無邊處と識無邊處と無所有處と非想非非想處となり。

此の四無色は、幾か有色なりや等は、一切は無色なり。

幾か有見なりや等は、一切は無見なり。

幾か有對なりや等は、一切は無對なり。

幾か有漏なりや等は、一は有漏なり。三は應さに分別すべし。

謂はく空無邊處は或ひは有漏、或ひは無漏なり。

云何が有漏なりや。謂はく空無邊處所攝の有漏の四蘊なり。

云何が無漏なりや。無はく空無邊處所攝の無漏の四蘊なり。

識無邊處・無所有處も亦爾なり。

幾か有爲なりや等は、一切は有爲なり。

幾か有異熟なりや等は、一切は應さに分別すべし。

【一】 瀑流。前の相應下の諸註参照。

【三】 四無色。舊論は「無色」とは謂はく四無色なり。問ふ、云何が四なる。答へて謂はく、空入處・識入處・無所有入處・非想非々想入處なり」と。集異門足論六(毘曇部一)法蘊足論八・無色品第十三(毘曇部三、二〇三等)参照。

### 卷の第十四

#### 第十五節 四無量の五十問 (二)

(四) 所造色・非有對色等

此の四無量は、幾か所造色にして有對色には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の無量所攝の身・語業は是れ所造色にして有對色には非らず。餘は皆な所造色にも非らず、有對色にも非らず。

(五) 難見の故に甚深等

幾か難見の故に甚深なりや等は、一切は難見の故に甚深にして、甚深の故に難見なり。

(六) 善・非善爲因等

幾か善にして善を因と爲すには非らざるや等は、一切は是れ善にして亦善を因と爲す。

(七) 不善・非不善爲因等

幾か不善にして不善を因と爲すには非らざるや等は、一切は不善にも非らず、不善を因と爲すにも非らず。

(八) 無記・非無記爲因等

幾か無記にして無記を因と爲すには非らざるや等は、一切は無記にも非らず、無記を因と爲すにも非らず。

(九) 因縁・非有因等

幾か因縁にして有因には非らざるや等は、一切は是れ因縁にして亦有因なり。

(十) 等無間・非等無間縁等

幾か等無間にして等無間縁には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく各三句有り。

「一」或ひは是れ等無間にして等無間縁には非らず。謂はく無量所攝の未來に現前正起する心・心所法なり。

「二」或ひは是れ等無間にして亦等無間縁なり。謂はく無量所攝の過去・現在の心・心所法なり。

【一】第十五節等。原漢譯には辨千問品第七の五と作る。

句有り。

第一句 「一」或ひは是れ業にして隨業轉には非らず。謂はく無量所攝の思なり。

第二句 「二」或ひは隨業轉にして業には非らず。謂はく無量所攝の受・想・識蘊と及び思を攝せざる所の隨業轉の行蘊となり。

第三句 「三」或ひは業にして亦隨業轉なり。謂はく無量所攝の身・語業なり。

第四句 「四」或ひは業にも非らず、隨業轉にも非らず。謂はく無量所攝の隨業轉の心不相應行を除く諸の餘の無量所攝の心不相應行なり。

幾か所造色にして有見色には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく無量所攝の身・語業は、是れ所造色にして有見色には非らず。餘は皆な所造色にも非らず、有見色にも非らず。

(四)所造色・非有見色等

無量所攝の不相應の伺と並びに慈無量所攝の無尋無伺の心・心所法となり。

悲・捨兩無量例

悲・捨無量も亦爾なり。

喜無量の四句一

喜無量に四句有り。

第一句

「一」或ひは隨尋轉にして伺相應には非らず。謂はく喜無量所攝の隨尋轉の身・語業と心不相應行と及び伺となり。

第二句

「二」或ひは伺相應にして隨尋轉には非らず。謂はく喜無量所攝の尋なり。

第三句

「三」或ひは隨尋轉にして亦伺相應なり。謂はく喜無量所攝の尋・伺相應の心・心所法なり。

第四句

「四」或ひは隨尋轉にも非らず、伺相應にも非らず。謂はく喜無量所攝の隨尋轉の身・語業と心不相應行とを除く諸の餘の喜無量所攝の身・語業と心不相應行と及び喜無量所攝の無尋・無伺の心・心所法となり。

(三)見・非見處等一二句

幾か見にして見處には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の無量は「一」或ひは是れ見にして亦見處なり。「二」或ひは是れ見處にして見には非らず。是れ見にして亦見處なりとは謂はく<sup>四六</sup>無量所攝の慧なり。

第一句

餘は皆な是れ見處にして見には非らず。

第二句

幾か有身見を因と爲して有身見の因には非らざるや等は、一切は有身見を因と爲すにも非らず、有身見の因にも非らず。

(三)業・非業異熟等

幾か業にして業異熟には非らざる等は、一切は應さに分別すべし。謂はく無量所攝の身・語業と及び思とは是れ業にして業異熟には非らず。餘は皆な業にも非らず。業異熟にも非らず。

(三)業・非業轉等一各四句

幾か業にして隨業轉には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく各四<sup>四六</sup>

【四六】無量所攝の慧。舊論は「謂はく世俗の正見なり」と。

(三)隨心轉・非受相應等一各四句

幾か隨心轉にして受相應には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく各四句有り。

第一句

「一」或ひは隨心轉にして受相應には非らず。謂はく無量所攝の身・語業と及び隨心轉の心不相應行と並びに受となり。

第二句

「二」或ひは受相應にして隨心轉には非らず。謂はく無量所攝の心・意・識なり。

第三句

「三」或ひは隨心轉にして亦受相應なり。謂はく無量所攝の想蘊と及び相應の行蘊となり。

第四句

「四」或ひは隨心轉にも非らず、受相應にも非らず。謂はく無量所攝の隨心轉の心不相應行を除く諸の餘の無量所攝の心不相應行なり。

(四)隨心轉・非想行相應

幾か隨心轉にして想・行相應には非らざるや等、其の自性を除いて受の如く應さに知るべし。

(五)隨尋轉・非何相應

幾か隨尋轉にして伺相應には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく慈無量の四句一

第一句

「一」或ひは隨尋轉にして伺相應には非らず。謂はく慈無量所攝の隨尋轉の身・語業と心不相應行と及び尋相應の伺となり。

第二句

「二」或ひは伺相應にして隨尋轉には非らず。謂はく慈無量所攝の尋と及び尋不相應伺相應の心・心所法となり。

第三句

「三」或ひは隨尋轉にして亦伺相應なり。謂はく慈無量所攝の尋伺相應の心・心所法なり。

第四句

「四」或ひは隨尋轉にも非らず、伺相應にも非らず。謂はく慈無量所攝の隨尋轉の身・語業と心不相應行とを除く諸の餘の慈無量所攝の身・語業と心不相應行と及び慈

業は是れ大種所造なり。餘は皆な大種所造には非らず。

(一八)有上等 幾か有上なりや等は、一切は是れ有上なり。

(一九)是れ有等 幾か是れ有なりや等は、一切は是れ有なり。

(二〇)因相應等 幾か因相應なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の無量所攝の身・語

業と心不相應行とは因不相應なり。餘は皆な因相應なり。

(二一)六善處との相攝は、五善處の少分が四無量を攝し、四無量も亦五善處の少分を攝す。

(二二)五不善處との相攝は、五ひに相ひ攝せず。

(二三)七無記處との相攝は、五ひに相ひ攝せず。

(二四)三漏處との相攝は、五ひに相ひ攝せず。

五有漏處との相攝は五有漏處の少分が四無量を攝し、四無量も亦五有漏處の少分を攝す。

(二五)八無漏處との相攝は、五ひに相ひ攝せず。

(二六)過去なりや等は、一切は或ひは過去、或ひは未來、或ひは現在なり。

(二七)善なりや等は、一切は是れ善なり。

(二八)欲界繫なりや等は、一切は色界繫なり。

(二九)學なりや等は、一切は非學非無學なり。

(三〇)見斷等 此の四無量は、幾か見所斷なりや等は、一切は修所斷なり。

(三一)非心等 幾か心に非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の無量所攝の身・

語業と心不相應行とは心にも非らず、心所にも非らず、心相應にも非らず。受蘊と想蘊と相應の行蘊とは是れ心所にして心と相應す。心・意識は唯だ是れ心なり。

【二七】 五善處。善の五蘊をさす。

四 無量

(一)有色等

四無量とは謂はく慈無量と悲無量と喜無量と捨無量となり。  
此の四無量は、幾か有色なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の無量所攝の身・語業は是れ有色なり。餘は皆な無色なり。

(二)有見等

幾か有見なりや等は、一切は無見なり。  
幾か有對なりや等は、一切は無對なり。

(三)有對等

幾か有漏なりや等は、一切は有漏なり。  
幾か有爲なりや等は、一切は有爲なり。

(四)有漏等

幾か有異熟なりや等は、一切は有異熟なり。  
幾か有緣生なりや等は、一切は是れ緣生・是れ因生・是れ世の攝なり。

(五)有爲等

幾か有異熟なりや等は、一切は有異熟なり。  
幾か有緣生なりや等は、一切は是れ緣生・是れ因生・是れ世の攝なり。

(六)有異熟等

幾か有異熟なりや等は、一切は有異熟なり。  
幾か有緣生なりや等は、一切は是れ緣生・是れ因生・是れ世の攝なり。

(七)是れ緣生等

幾か有異熟なりや等は、一切は有異熟なり。  
幾か有緣生なりや等は、一切は是れ緣生・是れ因生・是れ世の攝なり。

(八)色の攝等

業は是れ色の攝なり。餘は皆な是れ名の攝なり。  
幾か内處の攝なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の無量所攝の心・意識は内處の攝なり。餘は皆な外處の攝なり。

(九)内處の攝等

幾か内處の攝なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の無量所攝の心・意識は内處の攝なり。餘は皆な外處の攝なり。

(一〇)智遍知の所通知等

幾か智遍知の所通知なりや等は、一切は是れ智遍知の所通知なり。  
此の四無量は、幾か斷遍知の所通知なりや等は、一切は是れ斷遍知の所通知なり。  
(一)斷遍知の同上等  
(二)應斷等  
幾か應斷なりや等は、一切は是れ應斷なり。  
(三)應修等  
幾か應修なりや等は、一切は是れ應修なり。  
(四)染汚等  
幾か染汚なりや等は、一切は不染汚なり。  
(五)果・非有果等  
幾か果にして有果には非らざるや等は、一切は是れ果にして亦有果なり。  
(六)有執受等  
幾か有執受なりや等は、一切は無執受なり。  
(七)大種所造等  
幾か大種所造なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の無量所攝の身・語業は是れ色の攝なり。餘は皆な是れ名の攝なり。

【四】四無量。舊論は「無量」とは謂はく四無量なり。問ふ、云何が四なる。答へて謂はく慈・悲・喜・捨なり」と。集異門足論六(毘婆沙部一)、法蘊足論七、無量品十二(同上三・一八八等)參熟。



第三 三句

「三」或ひは等無間にも非らず、等無間縁にも非らず。謂はく未來に現前正起する心・心所法を除く諸の餘の未來の心・心所法と及び身・語業と心不相應行となり。

第二・第三靜慮も亦爾なり。

第二・三兩靜慮  
例釋  
第四靜慮の三句

第四靜慮に三句有り。

第一 一句

「一」或ひは是れ等無間にして等無間縁には非らず。謂はく未來に現前正起する心所法と及び已生と正起との無想定となり。

第二 二句

「二」或ひは是れ等無間にして亦等無間縁なり。謂はく過去・現在の心・心所法なり。

第三 三句

「三」或ひは等無間にも非らず、等無間縁にも非らず。謂はく未來に現前正起する心・心所法を除く諸の餘の未來の心・心所法と、及び等無間の心不相應行を除く諸の餘の心不相應行と、並びに身・語業となり。

【四】所緣縁・非有所緣等

幾か所緣縁にして有所緣には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の靜慮所攝の身・語業と心不相應行とは是れ所緣縁にして有所緣には非らず。餘は皆な是れ所緣縁にして亦有所緣なり。

【四】増上縁・非有増上

幾か増上縁にして有増上には非らざるや等は、一切は是れ増上縁にして亦有増上なり。

【五】瀑流・非順瀑流等

幾か瀑流にして順瀑流には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の靜慮にして若し有漏ならば順瀑流にして瀑流には非らず。若し無漏ならば瀑流にも非らず、順瀑流にも非らず。

第十四節 四無量の五十問(一)

【四】瀑流。又前註(前の略の相應下の)參照。

(四)所造色・非有見色等

應行を除く諸の餘の靜慮所攝の心不相應行なり。  
幾か所造色にして有見色には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の靜慮所攝の身・語業は是れ所造色にして有見色には非らず。餘は皆な所造色にも非らず、有見色にも非らず。

(四)所造色・非有對色等

此の四靜慮は、幾か所造色にして有對色には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の靜慮所攝の身・語業は是れ所造色にして有對色には非らず。餘は皆な所造色にも非らず、有對色にも非らず。

(四)難見の故に甚深等

幾か難見の故に甚深なりや等は、一切は難見の故に甚深にして、甚深の故に難見なり。

(四)善・非善爲因等

幾か善にして善を因と爲すには非らざるや等は、一切は是れ善にして亦善を因と爲す。

(四)不善・非不善爲因等

幾か不善にして不善を因と爲すには非らざるや等は、一切は不善にも非らず、不善を因と爲すにも非らず。

(四)無記・非無記爲因等

幾か無記にして無記を因と爲すには非らざるや等は、一切は無記にも非らず、無記を因と爲すにも非らず。

(四)因縁・非有因等

幾か因縁にして有因には非らざるや等は、一切は、是れ因縁にして亦有因なり。

(四)等無間・非等無間縁等

幾か等無間にして等無間縁には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく初靜慮に三句有り。

第一句

「一」或ひは是れ等無間にして等無間縁には非らず。謂はく未來に現前正起する心。心所法なり。

第二句

「二」或ひは是れ等無間にして亦等無間縁なり。謂はく過去・現在の心・心所法なり。

心不相應行を除く諸の餘の初靜慮所攝の心不相應行なり。

【三】見・非見處等一四句  
幾か見にして見處には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく各四句有り。

第一句  
【一】或ひは見にして見處には非らず。謂はく靜慮所攝の盡智・無生智を攝せざる所の無漏の慧なり。

第二句  
【二】或ひは見處にして見には非らず。謂はく見を攝せざる所の有漏の四靜慮なり。

第三句  
【三】或ひは見にして亦見處なり。謂はく靜慮所攝の有漏の慧なり。

第四句  
【四】或ひは見にも非らず、見處にも非らず。謂はく見を攝せざる所の無漏の四靜慮なり。

【三七】有身見爲因・非有身見因等  
幾か有身見を因と爲して有身見の因には非らざるや等は、一切は有身見を因と爲すにも非らず、有身見の因にも非らず。

【三六】業・非異熟等  
幾か業にして業異熟には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の靜慮所攝の身・語業と及び思とは是れ業にして業異熟には非らず。餘は皆な業にも非らず、業異熟にも非らず。

【三三】業・非隨業轉等一四句  
幾か業にして隨業轉には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく各四句有り。

第一句  
【一】或ひは業にして隨業轉には非らず。謂はく靜慮所攝の思なり。

第二句  
【二】或ひは隨業轉にして業には非らず。謂はく靜慮所攝の受・想・識蘊と及び思を攝せざる所の隨業轉の行蘊となり。

第三句  
【三】或ひは業にして亦隨業轉なり。謂はく靜慮所攝の身・語業なり。

第四句  
【四】或ひは業にも非らず、隨業轉にも非らず。謂はく靜慮所攝の隨業轉の心不相

【四二】無漏の慧。前節相應下の註を参照せよ。

【四三】靜慮所攝の有漏の慧。舊論は「世俗の正見」に作る。

〔三〕隨心轉非受相應等—四句

蘊と相應の行蘊とは是れ心所にして心と相應す。心・意・識は唯だ是れ心なり。幾か隨心轉にして受相應には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく各四句有り。

第一句

〔一〕或ひは隨心轉にして受相應には非らず。謂はく靜慮所攝の身・語業と及び隨心轉の心不相應行と並びに受となり。

第二句

〔二〕或ひは受相應にして隨心轉には非らず。謂はく靜慮所攝の心・意・識なり。

第三句

〔三〕或ひは隨心轉にして亦受相應なり。謂はく靜慮所攝の想蘊と及び相應の行蘊となり。

第四句

〔四〕或ひは隨心轉にも非らず、受相應にも非らず。謂はく靜慮所攝の隨心轉の心不相應行を除く諸の餘の靜慮所攝の心不相應行なり。

〔四〕隨心轉非想行相應

幾か隨心轉にして想・行相應には非ざるや等は、其の自性を除いて受の如く應さに知るべし。

〔五〕隨尋轉非伺相應

幾か隨尋轉にして伺相應には非らざるや等は、三は隨尋轉にも非らず、伺相應にも非らず。一は應さに分別すべし。

初靜慮の四句—

謂はく初靜慮は應さに四句を作るべし。

第一句

〔一〕或ひは隨尋轉にして伺相應には非らず。謂はく初靜慮所攝の身・語業と及び隨尋轉の心不相應行と並びに伺となり。

第二句

〔二〕或ひは伺相應にして隨尋轉には非らず。謂はく初靜慮所攝の尋なり。

第三句

〔三〕或ひは隨尋轉にして亦伺相應なり。謂はく初靜慮所攝の尋・伺相應の心・心所法なり。

第四句

〔四〕或ひは隨尋轉にも非らず、伺相應にも非らず。謂はく初靜慮所攝の隨尋轉の

の五蘊と及び無爲法となり。

(六)八無漏處との相攝一四句

八無漏處との相攝は應さに四句を作るべし。

第一句

「一」或ひは無漏處にして靜慮には非らず。謂はく靜慮を攝せざる所の無漏の五蘊と及び無爲法となり。

第二句

「二」或ひは靜慮にして無漏處には非らず。謂はく有漏の四靜慮たり。

第三句

「三」或ひは無漏處にして亦靜慮なり。謂はく無漏の四靜慮なり。

第四句

「四」或ひは無漏處にも非らず、靜慮にも非らず。謂はく靜慮を攝せざる所の有漏の五蘊なり。

(七)過去等

幾か過去なりや等は、一切は或ひは過去、或ひは未來、或ひは現在なり。

(八)善等

幾か善なりや等は、一切は是れ善なり。

(九)欲界繫等

幾か欲界繫なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の靜慮にして若し有漏ならば色界繫なり。若し無漏ならば是れ不繫なり。

(一〇)學等

幾か學なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の靜慮は或ひは學、或ひは無學、或ひは非學非無學なり。

學のそれ

云何が學なりや。謂はく靜慮所攝の學の五蘊なり。

無學のそれ

云何が無學なりや。謂はく靜慮所攝の無學の五蘊なり。

非二學のそれ

云何が非學非無學なりや。謂はく靜慮所攝の有漏の五蘊なり。

(三)見斷等

此の四靜慮は幾か見所斷なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の靜慮にして若し有漏ならば修所斷なり。若し無漏ならば所斷には非らず。

(三)非心等

幾か心には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく靜慮所攝の身・語業と心不相應行とは心にも非らず、心所にも非らず、心相應にも非らず。受蘊と想

(二)染汚等

幾か染汚なりや等は、一切は不染汚なり。

(三)惡果・非有果等

幾か果にして有果には非らざるや等は、一切は是れ果にして亦有果なり。

(四)必有執受等

幾か有執受なりや等は、一切は無執受なり。

(五)大種所造等

幾か大種所造なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の靜慮所攝の身・語業は是れ大種所造なり。餘は皆な大種所造には非らず。

(六)有上等

幾か有上なりや等は、一切は是れ有上なり。

(七)是れ有等

幾か是れ有なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の靜慮にして若し有漏ならば是れ有なり。若し無漏ならば有には非らず。

(八)因相應等

幾か因相應なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の靜慮所攝の身・語業と心不相應行とは因不相應なり。餘は皆を因相應なり。

(九)六善處との相攝

此の四靜慮と六善處との相攝は、五善處の少分が四靜慮を攝し、四靜慮も亦五善處の少分を攝す。

五不善處との相攝は、互ひに相ひ攝せず。

七無記處との相攝は、互ひに相ひ攝せず。

三漏處との相攝は、互ひに相ひ攝せず。

五有漏處との相攝は應さに四句を作るべし。

「一」或ひは有漏處にして靜慮には非らず。謂はく靜慮を攝せざる所の有漏の五蘊なり。

「二」或ひは靜慮にして有漏處には非らず。謂はく無漏の四靜慮なり。

「三」或ひは有漏處にして亦靜慮なり。謂はく有漏の四靜慮なり。

「四」或ひは有漏處にも非らず、靜慮にも非らず。謂はく靜慮を攝せざる所の無漏なり。

【四三】五善處。善の五蘊のこと。

(二)有見等 幾か有見なりや等は、一切は無見なり。

(三)有對等 幾か有對なりや等は、一切は無對なり。

(四)有漏等 幾か有漏なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の靜慮は或ひは有漏、或ひは無漏なり。

或ひは無漏なり。

有漏のそれ 云何が有漏なりや。謂はく靜慮所攝の有漏の五蘊なり。

無漏のそれ 云何が無漏なりや。謂はく靜慮所攝の無漏の五蘊なり。

(五)有爲等 幾か有爲なりや等は、一切は有爲なり。

(六)有異熟等 幾か有異熟なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の靜慮にして若し有漏ならば有異熟、若し無漏ならば無異熟なり。

(七)緣生等 幾か是れ緣生なりや等は、一切は是れ緣生、是れ因生、是れ世の攝なり。

(八)色の攝等 幾か色の攝なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の靜慮所攝の身・語業は是れ色の攝なり。餘は皆な是れ名の攝なり。

(九)内處の攝等 幾か内處の攝なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の靜慮所攝の心・識は内處の攝なり。餘は皆な外處の攝なり。

(一〇)智遍知の所 幾か智遍知の所遍知なりや等は、一切は智遍知の所遍知なり。

(一一)斷遍知の所 此の四靜慮は幾か斷遍知の所遍知なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の靜慮にして若し有漏ならば斷遍知の所遍知なり。若し無漏ならば斷遍知の所遍知には非らず。

(一二)應斷等 幾か應斷なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の靜慮にして若し有漏ならば應斷なり。若し無漏ならば不應斷なり。

(一三)應修等 幾か應修なりや等は、一切は是れ應修なり。

道諦となり。

【四〇】所緣・非有所緣等 幾か所緣にして有所緣には非らざるや等は、一は是れ所緣にして有所緣には非らず。三は應さに分別すべし。

苦諦の二句 謂はく苦の聖諦所攝の色と心不相應行とは是れ所緣にして有所緣には非らず。諸の餘の苦諦は皆な是れ所緣にして亦有所緣なり。

集の聖諦も亦爾なり。

道諦の二句 道の聖諦所攝の身・語業と心不相應行とは是れ所緣にして有所緣には非らず、諸の餘の道諦は皆な所緣にして亦有所緣なり。

【四〇】増上縁・非有増上等 幾か増上縁にして有増上には非らざるや等は、一は是れ増上縁にして有増上には非らず。三は是れ増上縁にして亦有所緣なり。

【五一】瀑流・非順減・道 二諦 幾か瀑流にして順瀑流には非らざるや等は、二は瀑流にも非らず、順瀑流にも非らず。二は應さに分別すべし。

苦諦の二句 謂はく苦の聖諦は、「一」或ひは是れ瀑流にして亦順瀑流なり。「二」或ひは順瀑流にして瀑流には非らず。

第一句 是れ瀑流にして亦順瀑流なりとは謂はく四瀑流なり。

第二句 諸の餘の苦諦は、是れ順瀑流にして瀑流には非らず。

集の聖諦も亦爾なり。

第十三節 四靜慮の五十問

四 靜 慮 四靜慮とは謂はく初靜慮と第二靜慮と第三靜慮と第四靜慮となり。

【一】有 色 等 攝の身・語業は是れ有色なり。餘は皆な是れ無色なり。此の四靜慮は幾か有色なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の靜慮所攝の身・語業は是れ有色なり。餘は皆な是れ無色なり。

【三〇】瀑流。又前節等の相應所下の註參照。

【三二】二。大正本等一に作るは非で、舊論を初め、新論でも宋・元・明・宮内省諸本はすべて二に作る。蓋し二無漏諦(滅道)をさす意である。

【四〇】第十三節等。舊論はこゝから卷の第一〇に作る。そしてその初めに優陀南頌の名目列擧をなし次の如く掲げてゐる。禪・無量・無色・三摩提定・菩提品・浪・入・陰・界。

【四一】四靜慮等。舊論は「禪」とは謂はく四禪なり。問ふ、云何が四なる。答へて謂はく、初禪……四禪なり」と。集異門足論六(毘曇部)、法蘊足論六(靜慮品第十一)毘曇部三・一七二(等)參照。



(四) 因縁・非有  
因等

幾か因縁にして有因には非らざるや等は、三は是れ因縁にして亦有因なり。<sup>三二</sup>一は因縁にも非らず、有因にも非らず。

(七) 等無間・非  
等無間縁等  
諦

幾か等無間にして等無間縁には非らざるや等は、一は等無間にも非らず、等無間縁にも非らず。三は應さに分別すべし。

苦諦の三句

謂はく苦の聖諦に三句有り。

第一句

「一」或ひは是れ等無間にして等無間縁には非らず。謂はく未來に現前正起する心所の苦諦と及び過去・現在の阿羅漢の命終時の心・心所の苦諦と並びに已生と正起との無想「定」・滅定となり。

第二句

「二」或ひは是れ等無間にして亦等無間縁なり。謂はく過去・現在の阿羅漢の命終時の心・心所の苦諦を除く諸の過去の過去・現在の心・心所の苦諦なり。

第三句

「三」或ひは等無間にも非らず、等無間縁にも非らず。謂はく未來に現前正起する心・心所の苦諦を除く諸の餘の未來の心・心所の苦諦と、等無間の心不相應行を除く諸の餘の心不相應行と、及び色との苦諦となり。

集の聖諦例釋

集の聖諦も亦爾なり。

道諦の三句一

道の聖諦に三句有り。

第一句

「一」或ひは是れ等無間にして等無間縁には非らず。謂はく未來に現前正起する心所の道諦なり。

第二句

「二」或ひは是れ等無間にして亦等無間縁なり。謂はく過去・現在の心・心所の道諦なり。

第三句

「三」或ひは等無間にも非らず、等無間縁にも非らず。謂はく未來に現前正起する心・心所の道諦を除く諸の餘の未來の心・心所の道諦と及び身・語業と心不相應行と

【三】 一。滅諦。

第二句

「二」或ひは是れ善にして亦善を因と爲す。謂はく善の苦諦なり。

第三句

「三」或ひは善にも非らず、善を因と爲すにも非らず。謂はく善の異熟生の苦諦を

除く諸の餘の無記と及び不善との苦諦なり。

集の聖諦例釋

集の聖諦も亦爾なり。

〔四〕不善・非不善爲因等  
滅・道

幾か不善にして不善を因と爲すには非らざるや等は、二は不善にも非らず、不善を因と爲すにも非らず。二は應さに分別すべし。

苦諦の三句

謂はく苦の聖諦に三句有り。

第一句

「一」或ひは不善を因と爲して不善には非らず。謂はく不善の異熟生の苦諦と及び

欲界繫の有身見・邊執見と並びに彼れが相應の俱有等の苦諦となり。

第二句

「二」或ひは不善にして亦不善を因と爲す。謂はく不善の苦諦なり。

第三句

「三」或ひは不善にも非らず、不善を因と爲すにも非らず。謂はく不善の異熟生の

苦諦を除き、及び欲界繫の有身見・邊執見並びに彼れが相應・俱有等の苦諦を除く諸の餘の無記と及び善との苦諦なり。

集の聖諦例釋

集の聖諦も亦爾なり。

〔五〕無記・非無記爲因等  
滅・道

幾か無記にして無記を因と爲すには非らざるや等は、二は無記にも非らず、無記を因と爲すにも非らず。二は應さに分別すべし。

苦諦の三句

謂はく苦の聖諦に三句有り。

第一句

「一」或ひは無記を因と爲して無記には非らず。謂はく不善の苦諦なり。

第二句

「二」或ひは無記にして亦無記を因と爲す。謂はく無記の苦諦なり。

第三句

「三」或ひは無記にも非らず、無記を因と爲すにも非らず。謂はく善の苦諦なり。

集の聖諦例釋

集の聖諦も亦爾なり。

少分となり。

集の聖諦例釋

集の聖諦も亦爾なり。

道の聖諦

道の聖諦所攝の身・語業は是れ所造色にして有見色には非らず。餘は皆な所造色

にも非らず、有見色にも非らず。

(四)所造色・非有對色  
減諦

此の四聖諦は幾か所造色にして有對色には非らざるや等は、一は所造色にも非らず、有對色にも非らず。三は應さに分別すべし。

苦諦の四句一

謂はく苦の聖諦に四句有り。

第一句

【一】或ひは所造色にして有對色には非らず。謂はく一處の少分なり。

第二句

【二】或ひは有對色にして所造色には非らず。謂はく一處の少分なり。

第三句

【三】或ひは所造色にして亦有對色なり。謂はく九處<sup>三三</sup>と及び一處の少分となり。

第四句

【四】或ひは所造色にも非らず、有對色にも非らず。謂はく一處<sup>三五</sup>と一處の少分となり。

集の聖諦例釋

集の聖諦も亦爾なり。

道の二句

道の聖諦所攝の身・語業は是れ所造色にして有對色には非らず。餘は皆な所造色

にも非らず、有對色にも非らず。

(四)難見の故に甚深等

幾か難見の故に甚深なりや等は、一切は難見の故に甚深にして、甚深の故に難見なり。

(四)善・非善爲因等

幾か善にして善を因と爲すには非らざるや等は、一は是れ善にして善を因と爲すには非らず。一は是れ善にして亦善を因と爲す。二は應さに分別すべし。

一、減諦  
二、道諦  
苦諦の三句一

謂はく苦の聖諦に三句有り。

第一句

【一】或ひは善を因と爲して善には非らず。謂はく善の異熟生の苦諦なり。

【三二】一處の少分。法處中の無表色は所造色なれども、有對色ではなし。  
【三三】一處等。觸處中の四大。  
【三四】九處。五根及び色・聲・香・味の九處。  
【三五】一處の少分。觸處中の四大以外のもの。  
【三六】一處。意處。  
【三七】一處の少分。法處中の無表以外のもの。

第一句 「一」或ひは業にして隨業轉には非らず。謂はく隨業轉の身・語業を除く諸の餘の身・語業と及び思となり。

第二句 「二」或ひは隨業轉にして業には非らず。謂はく受・想・識蘊と及び思を攝せざる所の隨業轉の行蘊となり。

第三句 「三」或ひは業にして亦隨業轉なり。謂はく隨業轉の身・語業なり。

第四句 「四」或ひは業にも非らず、隨業轉にも非らず。謂はく業と及び隨業轉との苦諦を除く諸の餘の苦諦なり。

集の聖諦例釋  
道の聖諦に四句有り。

第一句 「一」或ひは業にして隨業轉には非らず。謂はく思なり。

第二句 「二」或ひは隨業轉にして業には非らず。謂はく受・想・識蘊と及び思を攝せざる所の隨業轉の行蘊となり。

第三句 「三」或ひは業にして亦隨業轉なり。謂はく身・語業なり。

第四句 「四」或ひは業にも非らず、隨業轉にも非らず。謂はく隨業轉の心不相應行を除く諸の餘の心不相應行なり。

(四)所造色・非有見色  
幾か所造色にして有見色には非らざるや等は、一は所造色にも非らず、有見色にも非らず。三は應さに分別すべし。

苦の聖諦一三句  
謂はく苦の聖諦に三句有り。

第一句 「一」或ひは所造色にして有見色には非らず。謂はく八處と及び二處の少分となり。

第二句 「二」或ひは所造色にして亦有見色なり。謂はく一處なり。

第三句 「三」或ひは所造色にも非らず。有見色にも非らず。謂はく一處と及び二處の

【三】八處。五根處と塵香味の三境處。  
【七】二處の少分。觸境中の四大以外のもの及び法境中の無表色。  
【六】一處。色處。  
【元】一處。意根處。  
【三〇】二處の少分。觸處中の四大と法境中の無表以外の諸法。

來の有身見と及び彼れが相應法と生・住・無常とを除く諸の餘の染汚の苦諦なり。

第二句

有身見を因と爲して亦有身見の因なりとは、謂はく前に除く所の苦諦なり。

第三句

有身見を因と爲すにも非らず、有身見の因にも非らずとは、謂はく不染汚の苦諦なり。

集の聖諦も亦爾なり。

集の聖諦例釋

(三)業・非業異

幾か業にして業異熟には非らざるや等は、一は業にも非らず、業異熟にも非らず。

三は應さに分別すべし。

苦の聖諦一四句

謂はく苦の聖諦に四句有り。

第一句

「一」或ひは業にして業異熟には非らず。謂はく身・語業と及び業異熟を攝せざる所の思となり。

「二」或ひは業異熟にして業には非らず。謂はく思を攝せざる所の業異熟生の苦諦なり。

第二句

「三」或ひは業にして亦業異熟なり。謂はく業異熟生の思なり。

第三句

「四」或ひは業にも非らず、業異熟にも非らず。謂はく業と及び業異熟生の苦諦とを除く諸の餘の苦諦なり。

第四句

集の聖諦も亦爾なり。

集の聖諦例釋

(三)業・非業異

幾か業にして隨業轉には非らざるや等は、一は業にも非らず、隨業轉にも非らず。

三は應さに分別すべし。

苦の聖諦一四句

謂はく苦の聖諦に四句有り。

轉等

謂はく苦の聖諦に四句有り。

轉等

謂はく苦の聖諦に四句有り。

轉等

謂はく苦の聖諦に四句有り。

轉等

謂はく苦の聖諦に四句有り。

轉等

謂はく苦の聖諦に四句有り。

心・心所法となり。

第三句

「三」或ひは隨尋轉にして亦伺相應なり。謂はく尋・伺相應の心・心所法なり。

第四句

「四」或ひは隨尋轉にも非らず、伺相應にも非らず。謂はく隨尋轉の身・語業と心不相應行とを除く諸の餘の身・語業と心不相應行と及び尋不相應の伺と並びに無尋・無伺の心・心所法となり。

(三)見・非見處

幾か見にして見處には非らざるや等は、一は見にも非らず、見處にも非らず。三は應さに分別すべし。

苦の聖諦―二句

第一句

謂はく苦の聖諦は或ひは見にして亦見處なり。或ひは見處にして見には非らず。或ひは見にして亦見處なりとは、謂はく眼根と五染汚見と世間の正見となり。

第二句

餘は皆な見處にして見には非らず。

集の聖諦例釋

集の聖諦も亦爾なり。

道の聖諦―

道の聖諦所攝の盡「智」・無生智を攝せざる所の慧三は是れ見にして見處には非らず。餘は皆な見にも非らず、見處にも非らず。

(三七)有身見爲因・非有身見因等

幾か有身見を因と爲して有身見の因には非らざるや等は、二は有身見を因と爲すにも非らず、有身見の因にも非らず。二は應さに分別すべし。

苦の聖諦―三句

謂はく苦聖諦は「一」或ひは有身見を因と爲して有身見の因には非らず。「二」或ひは有身見を因と爲して亦有身見の因なり。「三」或ひは有身見を因と爲すにも非らず、有身見の因にも非らず。

第一句

有身見を因と爲して有身見の因には非らずとは、謂はく過去・現在の見苦所斷の隨眠と及び彼れが相應・俱有等の苦諦とを除き、亦過去・現在の見集所斷の遍行の隨眠

と及び彼れが相應・俱有の苦諦とを除き、亦未來の三有身見相應の苦諦を除き、亦未

【三】慧。舊論は「無漏の慧」と。

【五】有身見。大正本等是有身見因と記するも、因は衍字。宋・元・明及び宮内省の諸本參照(並びに舊本も)。

第三句 「二」或ひは隨心轉にして亦受相應なり。謂はく想蘊と及び相應の行蘊となり。

第四句 「四」或ひは隨心轉にも非らず、受相應にも非らず。謂はく隨心轉の心不相應行を除く諸の餘の心不相應行なり。

(三)隨心轉・非想行相應 幾か隨心轉にして想・行相應には非らざるや等は、其の自性を除いて受の如く應さに知るべし。

(五)隨尋轉・非同相應 幾か隨尋轉にして伺相應には非らざるや等は、一は隨尋轉にも非らず、伺相應にも非らず。三は應さに分別すべし。

苦の聖諦—四句 謂はく苦の聖諦に四句有り。

第一句 「一」或ひは隨尋轉にして伺相應には非らず。謂はく隨尋轉の身・語業と心不相應行と及び尋相應の伺となり。

第二句 「二」或ひは伺相應にして隨尋轉には非らず。謂はく尋と及び尋不相應・伺相應の心・心所の苦諦となり。

第三句 「三」或ひは隨尋轉にして亦伺相應なり。謂はく尋伺相應の心・心所の苦諦なり。

第四句 「四」或ひは隨尋轉にも非らず、伺相應にも非らず。謂はく隨尋轉の身・語業と心不相應行とを除く諸の餘の色と心不相應行と及び尋不相應の伺と并びに無尋・無伺の心・心所の苦諦となり。

集の聖諦も亦爾なり。

道の聖諦に四句有り。

第一句 「一」或ひは隨尋轉にして伺相應には非らず。謂はく隨尋轉の身・語業と心不相應行と及び尋相應の伺となり。

第二句 「二」或ひは伺相應にして隨尋轉には非らず。謂はく尋と及び尋不相應・伺相應の

應にも非らず。

同上の受・想・行 受蘊と想蘊と行蘊とは是れ心所にして心と相應す。

阿上の心 心・意・識は唯だ是れ心なり。

集の聖諦例釋 集の聖諦も亦爾なり。

道の聖諦 道の聖諦所攝の身・語業と心不相應行とは心にも非らず、心所にも非らず、心相應にも非らず。受蘊と想蘊と相應の行蘊とは是れ心所にして心と相應す。心・意・識は唯だ是れ心なり。

唯だ是れ心なり。

幾か隨心轉にして受相應には非らざるや等は、一は隨心轉にも非らず、受相應にも非らず。三は應さに分別すべし。

謂はく苦の聖諦に四句有り。

第一句 「一」或ひは隨心轉にして受相應には非らず。謂はく隨心轉の身・語業と心不相應行と及び受となり。

第二句 「二」或ひは受相應にして隨心轉には非らず。謂はく心・意・識なり。

第三句 「三」或ひは隨心轉にして亦受相應なり。謂はく想蘊と及び相應の行蘊となり。

第四句 「四」或ひは隨心轉にも非らず、受相應にも非らず。謂はく隨心轉の身・語業と心不相應行とを除く諸の餘の色と心不相應行となり。

集の聖諦例釋 集の聖諦も亦爾なり。

道の聖諦 道の聖諦に四句有り。

第一句 「一」或ひは隨心轉にして受相應には非らず。謂はく身・語業と及び隨心轉の心不相應行と並びに受となり。

第二句 「二」或ひは受相應にして隨心轉には非らず。謂はく心・意・識なり。



苦の聖諦

謂はく苦の聖諦は、或ひは欲界繫、或ひは色界繫、或ひは無色界繫なり。

欲界のそれ

云何が欲界繫なりや。謂はく苦諦所攝の欲界の五蘊なり。

色界のそれ

云何が色界繫なりや。謂はく苦諦所攝の色界の五蘊なり。

無色界のそれ

云何が無色界繫なりや。謂はく苦諦所攝の無色界の四蘊なり。

集の聖諦例釋

集の聖諦も亦爾なり。

(三〇)學

幾か學なりや等は、三は學にも非らず、無學にも非らず。一は應さに分別すべし。

道の聖諦

謂はく道の聖諦は或ひは學、或ひは無學なり。

學のそれ

云何が學なりや。謂はく學の五蘊なり。

無學のそれ

云何が無學なりや。謂はく無學の五蘊なり。

(三一)見

此の四聖諦は幾か見所斷なりや等は、二は非所斷なり。二は應さに分別すべし。

苦の聖諦

謂はく苦聖諦は或ひは見所斷、或ひは修所斷なり。

見所斷のそれ

云何が見所斷なりや。謂はく苦諦の隨信・隨法行の現觀邊の忍所斷なるなり。

修所斷のそれ

此れは復た云何。謂はく見所斷の八十八隨眠と及び彼れが相應の苦諦と並びに彼れが等起の心不相應行となり。

云何が修所斷なりや。

謂はく苦諦の學の見迹が修所斷なるなり。

此れは復た云何。

謂はく修所斷の十隨眠と及び彼れが相應の苦諦と並びに彼れが等起の身・語業と心不相應行と若しは不染汚の苦諦なり。

集の聖諦も亦爾なり。

集の聖諦も亦爾なり。

(三二)非

幾か非心なりや等は、一は心にも非らず、心所にも非らず。心相應にも非らず。

心等

三は應さに分別すべし。

苦の聖諦色と不相應行

謂はく苦の聖諦所攝の色と心不相應行とは心にも非らず、心所にも非らず、心相

第一句 「一」或ひは是れ無記處にして諦には非らず。謂はく虚空・非擇滅なり。  
第二句 「二」或ひは是れ諦にして無記處には非らず。謂はく<sup>二五</sup>二諦と及び<sup>二六</sup>二諦の少分となり。

第三句 「三」或ひは是れ無記處にして亦諦なり。謂はく<sup>二七</sup>二諦の少分なり。  
第四句 「四」或ひは無記處にも非らず、諦にも非らず。是の事は得べからず。

(二)三漏處との相攝  
(三)五有漏處との相攝  
(四)八無漏處との相攝  
第一句 八無漏處との相攝は應さに四句を作すべし。  
第二句 「一」或ひは是れ無漏處にして諦には非らず。謂はく虚空・非擇滅なり。  
第三句 「二」或ひは是れ諦にして無漏處には非らず。謂はく<sup>二〇</sup>二諦なり。  
第四句 「三」或ひは無漏處にして亦諦なり。謂はく<sup>二三</sup>二諦なり。

(三)過去等  
第一句 「四」或ひは無漏處にも非らず、諦にも非らず。謂はく是の事は得べからず。  
第二句 幾か過去なりや等は、三は或ひは過去、或ひは未來、或ひは現在なり。<sup>三三</sup>一は過去にも非らず、未來にも非らず、現在にも非らず。

(二)善等  
第一句 幾か善なりや等は、二は是れ善なり。二は應さに分別すべし。  
第二句 謂はく苦の聖諦は或ひは善、或ひは不善、或ひは無記なり。  
第三句 云何が善なりや。謂はく苦諦所攝の善の五蘊なり。  
第四句 云何が不善なりや。謂はく苦諦所攝の不善の五蘊なり。

無記のそれ  
云何が無記なりや。謂はく苦諦所攝の無記の五蘊なり。  
集の聖諦も亦爾なり。

(三)欲界繫等  
幾か欲界繫なりや等は、二は不繫なり。二は應さに分別すべし。

【二五】二諦。滅・道二諦。(善性の故に)

【二六】二諦の少分。苦・集二諦の善・不善のもの。

【二七】二諦の少分。苦・集二諦の無記なるもの。

【二八】二諦の少分。苦・集二諦下の三漏に通じ得るもの。

【二九】二諦。苦・集の二諦。

【三〇】二諦。苦・集の二諦。

【三一】二諦。滅・道二諦。

【三二】一。滅諦||擇滅のこと。

【三三】二。滅・道二諦。

【三四】二。滅・道二諦。

【三五】二。滅・道二諦。

有執受のそれ  
云何が有執受なりや。謂はく自體所攝の苦諦なり。

無執受のそれ  
云何が無執受なりや。謂はく自體所攝に非らざる苦諦なり。

集の聖諦例釋  
集の聖諦も亦爾なり。

(七)大種所造等  
幾か大種所造なりや等は、一は大種所造には非らず。三は應さに分別すべし。

苦の聖諦—  
謂はく苦の聖諦は或ひは大種所造、或ひは大種所造には非らず。

大種所造のそれ  
云何が大種所造なりや。謂はく九處と及び二處の少分となり。

云何が大種所造に非らざるや。謂はく一處と及び二處の少分となり。

集の聖諦も亦爾なり。

道の聖諦所攝の身・語業は是れ大種所造なり。餘は皆な大種所造には非らず。

(八)有上等  
幾か有上なりや等は、三は有上なり。一は無上なり。

(九)是れ有等  
幾か是れ有なりや等は、二は是れ有なり。二は有には非らず。

(十)因相應等  
幾か因相應なりや等は、一は因不相應なり。三は應さに分別すべし。

苦の聖諦  
謂はく苦の聖諦所攝の色と心不相應行とは是れ因不相應なり。餘は皆な因相應なり。

集の聖諦も亦爾なり。

道の聖諦所攝の身・語業と心不相應行とは是れ因不相應なり。餘は皆な因相應なり

(二)六善處との相攝  
此の四聖諦と六善處との相攝は、六善處が二諦と及び二諦の少分とを攝し、

(三)五不善處との相攝  
二諦と及び二諦の少分とも亦六善處を攝す。

(四)七無記處との相攝—四句  
五不善處との相攝は五不善處が二諦の少分を攝し、二諦の少分も亦五不善處を攝す。

七無記處との相攝は應さに四句を作るべし。

【七】九處。五根處と觸以外の四境處との九。

【八】二處の少分。觸處中の四大種を除く餘外の法と法處中の無表色とをさす。

【九】一處。意根處。

【十】二處の少分。觸處所攝の四大種と法處所攝の無表色以外の法とである。

【二】一。滅諦のこと。

【三】二諦。道・滅二諦。

【四】二諦の少分。苦・集二諦の善なるをさす。

【五】二諦の少分。苦・集二諦の不善なるもの。

# 卷の第十三

## 第十二節 四聖諦の五十問(二)

(一)斷通知の所通知等

此の四聖諦は、幾か斷通知の所通知なりや等は、<sup>二</sup>は是れ斷通知の所通知なり。

二は斷通知の所通知には非らず。

(二)應斷等

幾か應斷なりや等は、<sup>三</sup>は應斷なり。二は不應斷なり。

(三)應修等

幾か應修なりや等は、<sup>四</sup>は應修なり。一は不應修なり。二は應さに分別すべし。

謂はく苦の聖諦は或ひは應修、或ひは不應修なり。

苦の聖諦一

謂はく善の苦諦なり。

應修のそれ

云何が應修なりや。謂はく不善と無記との苦諦なり。

不應修のそれ

云何が不應修なりや。謂はく不苦と無記との苦諦なり。

集の聖諦例釋

集の聖諦も亦爾なり。

(四)染汚等

幾か染汚なりや等は、二は不染汚なり。二は應さに分別すべし。

苦の聖諦一

謂はく苦の聖諦は或ひは染汚、或ひは不染汚なり。

染汚のそれ

云何が染汚なりや。謂はく有覆の苦諦なり。

不染汚のそれ

云何が不染汚なりや。謂はく無覆の苦諦なり。

集の聖諦例釋

集の聖諦も亦爾なり。

(五)果・非有果等

幾か果にして有果には非らざるや等は、三は是れ果にして亦有果なり。

等

一は是れ果にして有果には非らず。

(六)有執受等

幾か有執受なりや等は二は無執受なり。二は應さに分別すべし。

苦の聖諦一

謂はく苦の聖諦は或ひは有執受、或ひは無執受なり。

【一】第十二節等。原漢譯には辯千問品第七の四」と記す。

【二】二。苦・集二聖諦。

【三】二。又苦・集の二。

【四】一。道諦。

【五】一は。滅諦(これは寧ろ應修・不應修といふべきの以外の故に)。

【六】一。擇滅(滅諦)離繫果といふ。

(五)有爲等 幾か有爲なりや等は、三は有爲なり。一は無爲なり。

(六)有異熟等 幾か有異熟なりや等は、二は無異熟なり。二は應さに分別すべし。

苦の聖諦― 謂はく苦の聖諦は或ひは有異熟、或ひは無異熟なり。

有異熟のそれ 云何が有異熟なりや。謂はく善・不善の苦諦なり。

無異熟のそれ 云何が無異熟なりや。謂はく無記の苦諦なり。

集の聖諦例釋 集の聖諦も亦爾なり。

(七)緣生等 幾か是れ緣生なりや等は、三は是れ緣生・是れ因生・是れ世の攝なり。一は緣生に非らず、因生にも非らず、世の攝に非らず。

(八)色攝等 幾か色の攝なりや等は、一は名の攝なり。三は應さに分別すべし。

苦の聖諦― 謂はく苦の聖諦は或ひは色の攝、或ひは名の攝なり。

色攝のそれ 云何が色の攝なりや。謂はく十處と及び一處の少分となり。

名攝のそれ 云何が名の攝なりや。謂はく一處と及び一處の少分となり。

集の聖諦例釋 集の聖諦も亦爾なり。

道の聖諦― 道の聖諦所攝の身・語業は是れ色の攝なり。餘は皆な是れ名の攝なり。

(九)内處の攝等 幾か内處の攝なりや等は、一は外處の攝なり。三は應さに分別すべし。

苦の聖諦― 謂はく苦の聖諦は或ひは内處の攝、或ひは外處の攝なり。

内處の攝のそれ 云何が内處の攝なりや。謂はく六内處なり。

外處攝のそれ 云何が外處の攝なりや。謂はく六外處なり。

集の聖諦例釋 集の聖諦も亦爾なり。

道の聖諦― 道の聖諦所攝の心・意識は内處の攝なり。餘は皆な外處の攝なり。

(一〇)智遍知の所 幾か智遍知の所遍知なりや等は、一切は是れ智遍知の所遍知なり。

【六八】 一。滅の聖諦。二。滅・道二諦。

【六九】 二。滅・道二諦。

【七〇】 一。滅諦。二。擇滅。

【七一】 一處。意處。

【七二】 一處の少分。法處中の心所法。

【七三】 六内處。六根處のこと。集異門足論十五(毘婆沙部二)を見よ。

【七四】 六外處。同準に六境處のこと。

第三句

「二」或ひは瀑流にも非らず、順瀑流にも非らずとは、謂はく無漏の想・行蘊と及び無爲法となり。

第十一節 四聖諦の五十問 (一)

四 聖 諦

(一)有 色 等  
苦の聖諦―

四聖諦とは謂はく苦の聖諦・集の聖諦・滅の聖諦・道の聖諦なり。  
此の四聖諦は幾か有彩色なりや等は、一は無彩色なり。三は應さに分別すべし。謂はく苦の聖諦は或ひは有彩色、或ひは無彩色なり。

有 色 の 其 れ

云何が有彩色なりや。謂はく十處と及び一處の少分となり。

集の聖諦―

道の聖諦―

(二)有 見 等  
苦の聖諦―

道の聖諦所攝の身・語業は是れ有彩色なり。餘は皆な是れ無彩色なり。  
幾か有見なりや等は、二は無見なり。二は應さに分別すべし。  
謂はく苦の聖諦は或ひは有見、或ひは無見なり。

有 見 の 其 れ

云何が有見なりや。謂はく一處なり。

無 見 の 其 れ

云何が無見なりや。謂はく十一處なり。

集の聖諦―

(三)有 對 等  
苦の聖諦―

幾か有對なりや等は、二は無對なり。二は應さに分別すべし。  
謂はく苦の聖諦は或ひは有對、或ひは無對なり。

有 對 の 其 れ

云何が有對なりや。謂はく十處なり。

無 對 の 其 れ

云何が無對なりや。謂はく二處なり。

集の聖諦―

集の聖諦も亦爾なり。

(四)有 漏 等

幾か有漏なりや等は、二は有漏なり。二は無漏なり。

【五九】 四聖諦等。舊譯は「諦」とは謂はく四聖諦なり。問ふ、云何が四なる。答へて謂はく……」。

【六〇】 集異門足論卷六(毘曇部一)、法蘊足論十(毘曇部三・一五八等)參照。

【六一】 滅の聖諦は擇滅。

【六二】 一處の少分。法處中の無表色。

【六三】 一處。意處。

【六四】 一處の少分。法處の右註中のを除く餘の苦諦下のもの。

【六五】 二。滅・道の二聖諦の法。

【六六】 一處。眼處。

【六七】 二。苦・集二聖諦。

【六八】 二處。意・法の二處。

【六九】 二。苦・集二聖諦。

第二句

【二】或ひは等無間にして亦等無間縁なり。謂はく過去・現在の阿羅漢の命終時の、受に非らざる心所を除く諸の餘の過去・現在の受に非らざる心所なり。

第三句

【三】或ひは等無間にも非らず、等無間縁にも非らず。謂はく未來に現前正起する受に非らざる心所を除く諸の餘の未來の、受に非らざる心所と及び等無間の心不相應行を除く諸の餘の心不相應行と并びに無爲法となり。

（四）所縁縁・非有所縁  
身念住

受・心念住

法念住

二は所縁縁にして亦有所縁なり。

一は應さに分別すべし。謂はく法念住は、若し是れ心所ならば是れ所縁縁にして亦有所縁なり。若し心所に非らざれば是れ所縁縁にして有所縁には非らず。

（五）増上縁・非有増上  
法念住

一は應さに分別すべし。謂はく法念住は、若し有爲ならば是れ増上縁にして亦有所縁縁にして有増上には非らず。

（五）瀑流・非順瀑流  
身念住

幾か瀑流にして順瀑流には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく身念住は、若し有漏ならば順瀑流にして瀑流には非らず。若し無漏ならば瀑流にも非らず、順瀑流にも非らず。

受・心念住

受・心念住も亦爾なり。

法念住！三句

法念住に三句有り。

第二句

【二】或ひは順瀑流にして瀑流には非らずとは、謂はく有漏の想蘊と及び瀑流を攝せざる所の有漏の行蘊となり。

第二句

【二】或ひは瀑流にして亦順瀑流なりとは、謂はく四瀑流なり。

【五六】瀑流。前節等の相應下の註参照。舊譯は「流」。

【五七】順瀑流。舊譯は「隨流」。

【五八】四瀑流。集異門足論八（毘婆沙一）中その下等参照。

第二句 「二」或ひは無記を因と爲して無記には非らずとは、謂はく不善の想・行蘊なり。

第三句 「三」或ひは無記にして亦無記を因と爲すとは、謂はく無記の想・行蘊なり。

第四句 「四」或ひは無記にも非らず、無記を因と爲すにも非らずとは、謂はく善の想・行蘊と及び擇滅となり。

因等(四)因縁・非有 幾か因縁にして有因には非らざるや等は、三は是れ因縁にして亦有因なり。

三念住 一は應さに分別すべし。謂はく法念住は若し有爲ならば是れ因縁にして亦有因なり。若し無爲ならば因縁にも非らず、有因にも非らず。

等無間縁(四)等無間・非 幾か等無間にして等無間縁には非らざるや等は、一は等無間にも非らず、等無間身念住 縁にも非らず。三は應さに分別すべし。

受念住―三句 謂はく受念住に三句有り。

第一句 「一」或ひは等無間にして等無間縁には非らず。謂はく未來に現前正起する受蘊と及び過去・現在の阿羅漢の命終時の受蘊となり。

第二句 「二」或ひは等無間にして亦等無間縁なり。謂はく過去・現在の阿羅漢の命終時の受蘊を除く諸の餘の過去・現在の受蘊なり。

第三句 「三」或ひは等無間にも非らず、等無間縁にも非らず。謂はく未來に現前正起する受蘊を除く諸の餘の未來の受蘊なり。

心念住例釋 心念住も亦爾なり。

法念住―三句 法念住に三句有り。

第一句 「一」或ひは等無間にして等無間縁には非らず。謂はく未來に現前正起する受に非らざる心所と及び過去・現在の阿羅漢の命終時の、受に非らざる心所と並びに已生と正起との無想「定」・滅定となり。



及び欲界の有身見と邊執見との相應の受蘊となり。

第二句 「二」或ひは不善にして亦不善を因と爲すとは、謂はく不善の受蘊なり。

第三句 「三」或ひは不善にも非らず、不善を因と爲すにも非らずとは、謂はく不善の異熟生の受蘊を除き、及び欲界の有身見と邊執見との相應の受蘊を除く諸の餘の無記と及び善との受蘊なり。

心念住例釋 心念住も亦爾なり。

法念住一三句 法念住に三句有り。

第一句 「一」或ひは不善を因と爲して不善には非らずとは、謂はく不善の異熟生の想・行蘊と及び欲界の有身見と邊執見と並びに彼れが相應・俱有等の想・行蘊となり。

第二句 「二」或ひは不善にして亦不善を因と爲すとは、謂はく不善の想・行蘊なり。

第三句 「三」或ひは不善にも非らず、不善を因と爲すにも非らずとは、謂はく不善の異熟生の想・行蘊を除き、及び欲界の有身見・邊執見並びに彼れが相應・俱有等の想・行蘊を除く諸の餘の無記と及び善との想・行蘊並びに三無爲なり。

幾か無記にして無記を因と爲すには非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく身念住に三句有り。

第一句 「一」或ひは無記を因と爲して無記には非らずとは、謂はく不善の色蘊なり。

第二句 「二」或ひは無記にして亦無記を因と爲すとは、謂はく無記の色蘊なり。

第三句 「三」或ひは無記にも非らず、無記を因と爲すにも非らずとは、謂はく善の色蘊なり。受・心念住も亦爾なり。

法念住一四句 法念住に四句有り。

第一句 「一」或ひは無記にして無記を因と爲すには非らずとは、謂はく虚空・非擇減なり。

身念住一三句

謂はく身念住に三句有り。

第一句

「一」或ひは善を因と爲して善には非らずとは、謂はく善の異熟生の色蘊なり。

第二句

「二」或ひは善にして亦善を因と爲すとは、謂はく善の色蘊なり。

第三句

「三」或ひは善にも非らず、善を因と爲すにも非らずとは、謂はく善の異熟生の色蘊を除く諸の餘の無記と及び不善との色蘊なり。

受・心三念住例

受・心念住も亦爾なり。

法念住一四句

法念住に四句有り。

第一句

「一」或ひは善にして善を因と爲すには非らずとは、謂はく擇滅なり。

第二句

「二」或ひは善を因と爲して善には非らずとは、謂はく善の異熟生の想・行蘊なり。

第三句

「三」或ひは善にして亦善を因と爲すとは謂はく善の想・行蘊なり。

第四句

「四」或ひは善にも非らず、善を因と爲すにも非らずとは、謂はく善の異熟生の想・行蘊を除く諸の餘の無記と及び不善との想・行蘊、并びに虚空・非擇滅なり。

(四)不善・非不善爲因等

幾か不善にして不善を因と爲すには非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。

身念住一三句

謂はく身念住に三句有り。

第一句

「一」或ひは不善を因と爲して不善には、非らずとは謂はく不善の異熟生の色蘊なり。

第二句

「二」或ひは不善にして亦不善を因と爲すとは、謂はく不善の色蘊なり。

第三句

「三」或ひは不善にも非らず、不善を因と爲すにも非らずとは、謂はく不善の異熟生の色蘊を除く諸の餘の無記と及び善との色蘊なり。

受念住一三句

受念住に三句有り。

第一句

「一」或ひは不善を因と爲して不善には非らずとは、謂はく不善の異熟生の受蘊と

法念住一三句 法念住に三句有り。

第二句 「一」或ひは業にして隨業轉には非らずとは、謂はく思なり。

第三句 「二」或ひは隨業轉にして業には非らずとは、謂はく想蘊と及び思を攝せざる所の隨業轉の行蘊となり。

第三句 「二」或ひは業にも非らず、隨業轉にも非らずとは、謂はく業と及び隨業轉との行蘊を除く諸の餘の行蘊と及び無爲法となり。

第三句 「二」或ひは所造色にして有見色には非らざるや等は、三は所造色にも非らず、有見色に

も非らず。一は應さに分別すべし。謂はく身念住に三句有り。

第三句 「一」或ひは所造色にして有見色には非らずとは、謂はく八處と及び 二處の少分となり。

第二句 「二」或ひは所造色にして亦有見色なりとは、謂はく一處なり。或ひは所造色にも非らず、有見色にも非らずとは謂はく 一處の少分なり。

第二句 此の四念住は幾か所造色にして有對色には非らざるや等は、三は所造色にも非らず、有對色にも非らず、一は應さに分別すべし。謂はく身念住に三句有り。

第一句 「一」或ひは所造色にして有對色には非らずとは、謂はく一處の少分なり。

第二句 「二」或ひは有對色にして所造色には非らずとは、謂はく一處の少分なり。

第三句 「三」或ひは所造色にして亦有對色なりとは、謂はく 九處と及び 一處の少分となり。

第三句 幾か難見の故に甚深なりや等は、一切は難見の故に甚深にして、甚深の故に難見なり。

第三句 幾か善にして善を因と爲すには非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。

第三句 幾か難見の故に甚深なりや等は、一切は難見の故に甚深にして、甚深の故に難見なり。

第三句 幾か善にして善を因と爲すには非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。

第三句 幾か難見の故に甚深なりや等は、一切は難見の故に甚深にして、甚深の故に難見なり。

第三句 幾か善にして善を因と爲すには非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。

第三句 幾か難見の故に甚深なりや等は、一切は難見の故に甚深にして、甚深の故に難見なり。

第三句 幾か善にして善を因と爲すには非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。

【四】八處。五根及び聲香味の八。

【四】二處の少分。觸境中の四大種以外のものは所造ではあるが有見ではない。同様に法處中の無表色も亦然なり。

【五】一處。色處。

【五】一處の少分。觸境中の四大種の如し。

【五】一處の少分。法處中の無表色は所造色なるも極微成ではないので、有對色ではないとせらる。

【五】一處等。觸境中の地水火風の四大種は所造色ではないが、物質として障礙有對性ありとせらる。(俱舍論二一國民文庫本、XIP.100c7)。

【五】九處。五根と觸以外の四境。

【五】一處の少分。觸中の右に出せる以外のもの。

餘の色蘊なり。

受念住―二句 受念住は「二」或ひは業異熟にして業には非らず。「二」或ひは業にも非らず、業異熟にも非らず。

第一句 業異熟にして業には非らずとは、謂はく業異熟生の受蘊なり。

第二句 諸の餘の受蘊は業にも非らず、業異熟にも非らず。

心念住例釋 心念住も亦爾なり。

法念住―四句 法念住に四句有り。

第一句 「二」或ひは業にして業異熟には非らずとは、謂はく業異熟を攝せざる所の思なり。

第二句 「二」或ひは業異熟にして業には非らずとは、謂はく思を攝せざる所の業異熟生の想・行蘊なり。

第三句 「三」或ひは業にして亦業異熟なりとは、謂はく業異熟生の思なり。

第四句 「四」或ひは業にも非らず、業異熟にも非らずとは、謂はく業と及び業異熟たる想・行蘊とを除く諸の想・行蘊と及び無爲法となり。

幾か業にして隨業轉には非らざるや等は、二は隨業轉にして業には非らず、二は

受・心二念住 應さに分別すべし。

身念住―三句 謂はく身念住に三句有り。

第一句 「二」或ひは業にして隨業轉には非らずとは、謂はく隨業轉の身・語業を除く諸の餘の身・語業なり。

第二句 「二」或ひは業にして亦隨業轉なりとは、謂はく隨業轉の身・語業なり。

第三句 「三」或ひは業にも非らず、隨業轉にも非らずとは、謂はく業と及び隨業轉との色蘊を除く諸の餘の色蘊なり。

辨千問品第七

二五三

二。受念住と心念住。

第二句 有身見を因と爲して亦有身見の因なりとは、謂はく前に除く所の受蘊なり。

第三句 有身見を因と爲すにも非らず、有身見の因にも非らずとは、謂はく不染汚の受蘊なり。

心念住例釋 心念住も亦爾なり。

法念住一三句 法念住は「一」或ひは有身見を因と爲して有身見の因には非らず。「二」或ひは有身見を因と爲して亦有身見の因なり。「三」或ひは有身見を因と爲すにも非らず、有身見の因にも非らず。

第一句 有身見を因と爲して有身見の因には非らずとは、謂はく過去・現在の見苦所斷の隨眠と及び彼れが相應・俱有等の想・行蘊とを除き、亦過去・現在の見集所斷の遍行の隨眠と及び彼れが相應・俱有の想・行蘊を除き、亦未來の有身見相應の想・行蘊を除き、亦未來の有身見と及び彼れが相應法と生・老・住・無常とを除く諸の餘の染汚の想・行蘊なり。

第二句 有身見を因と爲して亦有身見の因なりとは、謂はく前に除く所の想・行蘊なり。

第三句 有身見を因と爲すにも非らず、有身見の因にも非らずとは、謂はく不染汚の想・行蘊と及び無爲法となり。

幾か業にして業異熟には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。

謂はく身念住は「一」或ひは業にして業異熟には非らず。「二」或ひは業異熟にして業には非らず。「三」或ひは業にも非らず、業異熟にも非らず。

業にして業異熟には非らずとは、謂はく身・語業なり。

業異熟にして業には非らずとは、謂はく業異熟生の色蘊なり。

業にも非らず、業異熟にも非らずとは、謂はく業と及び業異熟の色蘊とを除く諸の

業にも非らず、業異熟にも非らずとは、謂はく業と及び業異熟の色蘊とを除く諸の

業にも非らず、業異熟にも非らずとは、謂はく業と及び業異熟の色蘊とを除く諸の

業にも非らず、業異熟にも非らずとは、謂はく業と及び業異熟の色蘊とを除く諸の

業にも非らず、業異熟にも非らずとは、謂はく業と及び業異熟の色蘊とを除く諸の

業にも非らず、業異熟にも非らずとは、謂はく業と及び業異熟の色蘊とを除く諸の

業にも非らず、業異熟にも非らずとは、謂はく業と及び業異熟の色蘊とを除く諸の

らず、見處にも非らず。

心念住例釋

心念住も亦爾なり。

法念住一四句

法念住に四句有り。

第一句

「一」或ひは是れ見にして見處には非らずとは、謂はく盡「智」、無生智を攝せざる所の無漏の慧なり。

第二句

「二」或ひは是れ見處にして見には非らずとは、謂はく有漏の想蘊と及び見を攝せざる所の有漏の行蘊となり。

第三句

「三」或ひは是れ見にして亦見處なりとは謂はく、<sup>四六</sup>五の染汚の見と及び世間の正見となり。

第四句

「四」或ひは見にも非らず、見處にも非らずとは謂はく、無漏の想蘊と及び見を攝せざる所の無漏の行蘊と並びに無爲法なり。

(三七)有身見爲因・非有身見因

幾か有身見を因と爲して有身見の因には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。

身念住一

謂はく身念住にして若し染汚ならば有身見を因と爲して有身見の因には非らず。若し不染汚ならば有身見を因と爲すにも非らず、有身見の因にも非らず。

受念住一三句

受念住は「一」或ひは有身見を因と爲して有身見の因には非らず。「二」或ひは有身見を因と爲して亦有身見の因なり。「三」或ひは有身見を因と爲すにも非らず、有身見の因にも非らず。

第一句

有身見を因と爲して有身見の因には非らずとは、謂はく過去・現在の見苦所斷の隨眠相應の受蘊を除き、亦過去・現在の見集所斷の遍行の隨眠相應の受蘊を除き、亦未來の有身見相應の受蘊を除く諸の餘の染汚の受蘊なり。

【四六】五の染汚の見。有身・邊執・見取・戒禁取・邪見の五煩惱見。

受念住一

諸の餘の色蘊は隨尋轉にも非らず、伺相應にも非らず。受念住は或ひは有尋・有伺、或ひは無尋唯伺、或ひは無尋無伺なり。

云何が有尋有伺なりや。謂はく有尋有伺の作意相應の受蘊なり。

云何が無尋唯伺なりや。謂はく無尋唯伺の作意相應の受蘊なり。

云何が無尋無伺なりや。謂はく無尋無伺の作意相應の受蘊なり。

心念住も亦爾なり。

法念住に四句有り。

法念住一四句句

「一」或ひは隨尋轉にして伺相應には非らずとは、謂はく隨尋轉の心不相應行と及び尋相應の伺となり。

「二」或ひは伺相應にして隨尋轉には非らずとは謂はく尋と及び尋不相應伺相應の想・行蘊となり。

第三句

「三」或ひは隨尋轉にして亦伺相應なりとは、謂はく尋伺相應の想・行蘊なり。

第四句

「四」或ひは隨尋轉にも非らず、伺相應にも非らずとは、謂はく隨尋轉の心不相應行を除く諸の餘の心不相應行と及び尋不相應の伺と、若しは無尋無伺の、受に非らずる心所、若しは無爲法なり。

幾か見にして見處には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。

謂はく身念住は「一」或ひは見處にして見には非らず。「二」或ひは見にして亦見處なり。「三」或ひは見にも非らず、見處にも非らず。

第一句

見處にして見には非らずとは、謂はく九處と及び一處の少分となり。

第二句

見にして亦見處なりとは、謂はく一處なり。

第三句

見にも非らず、見處にも非らずとは謂はく一處の少分なり。

受念住一

受念住は若し有漏ならば是れ見處にして見には非らず。若し無漏ならば見にも非

【一】九處。十色處中、見力ある眼根を除く餘の九。

【二】一處。眼根の見力なきもの。

【三】一處。眼根。

【四】一處の少分。法處中の無表色。

(三)非心等

幾か心に非らざるや等は、一は心にも非らず、心所にも非らず、心相應にも非らず。

一は是れ心所にして心と相應す。一は唯だ是れ心なり。一は應さに分別すべし。謂はく法念住は若し有所縁ならば是れ心所にして心と相應す。若し無所縁ならば心にも非らず、心所にも非らず、心相應にも非らず。

(三)隨心轉・非受相應等

幾か隨心轉にして受相應には非らざるや等は、一は隨心轉にして受相應には非らず。一は受相應にして隨心轉には非らず。二は應さに分別すべし。

身念住一

謂はく身念住は或ひは隨心轉にして受相應には非らず。或ひは受相應にして隨心轉には非らず。

隨心轉にして受相應には非らずとは、謂はく隨心轉の身・語業なり。

諸の餘の色蘊は隨心轉にも非らず受相應にも非らず。

法念住一

法念住は或ひは隨心轉にして受相應には非らず。或ひは隨心轉にして亦受相應なり。或ひは隨心轉にも非らず、受相應にも非らず。

隨心轉にして受相應には非らずとは、謂はく隨心轉の心不相應行なり。

隨心轉にして亦受相應なりとは、謂はく想蘊と及び相應の行蘊となり。

隨心轉にも非らず受相應にも非らずとは、謂はく隨心轉の心不相應行を除く諸の

餘の心不相應行と及び無爲法となり。

幾か隨心轉にして想・行相應には非らざるや等は、其の自性を除いて受の如く應さに知るべし。

幾か隨尋轉にして伺相應には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。

謂はく身念住は或ひは隨尋轉にして伺相應には非らず。或ひは隨尋轉にも非らず、

伺相應にも非らず。

(三)隨尋轉・非伺相應等

身念住一

隨尋轉にして伺相應には非らずとは、謂はく隨尋轉の身・語業なり。

(三)身念住。

一は、受念住。

一は唯だ、心念住。

一は應等、法念住。

(三)受念住。

一は、心念住。



無學のそれ 云何が無學なりや。謂はく無學の想・行蘊なり。

非二學のそれ 云何が非學非無學なりや。謂はく有漏の想・行蘊と及び無爲法となり。

(三)見斷等 此の四念住は幾か見所斷なりや等は、一切は應さに分別すべし。

身念住！ 謂はく身念住は或ひは修所斷、或ひは非所斷なり。

修斷のそれ 云何が修所斷なりや。謂はく十處と及び三〇一處の少分となり。

非斷のそれ 云何が非所斷なりや。謂はく三五一處の少分なり。

受念住！ 受念住は或ひは見所斷、或ひは修所斷、或ひは非所斷なり。

見斷のそれ 云何が見所斷なりや。謂はく受念住の隨信・隨法行の現觀邊の忍所斷なるなり。

修斷のそれ 此れは復た云何。謂はく見所斷の八十八隨眠相應の受蘊なり。

云何が修所斷なりや。謂はく受念住の學の見迹の修所斷なるなり。

なり。

非斷のそれ 云何が非所斷なりや。謂はく無漏の受蘊なり。

心念住例釋 心念住も亦爾なり。

法念住！ 法念住は或ひは見所斷、或ひは修所斷、或ひは非所斷なり。

見斷のそれ 云何が見所斷なりや。謂はく法念住の隨信・隨法行が現觀邊の忍所斷なるなり。

此れは復た云何。謂はく見所斷の八十八隨眠と及び彼れが相應の想・行蘊と並び

に彼れが等起の心不相應行となり。

修斷のそれ 云何が修所斷なりや。謂はく法念住の學の見迹の修所斷なるなり。

此れは復た云何。謂はく修所斷の十隨眠、及び彼れが相應の想・行蘊、若しは彼れ

が等起の心不相應行、若しは不染汚の有漏の想・行蘊なり。

云何が非所斷なりや。謂はく無漏の想・行蘊と及び無爲法となり。

【三〇】 一處の少分。法處中の散及び定俱の無表は修斷とせらる。  
【三五】 一處等。同上道俱の無表は非斷といふが有部の定めである。(七十五か記、流通本中二五右等参照)。

受念住——受念住は或ひは欲界繫、或ひは色界繫、或ひは無色界繫、或ひは不繫なり。

欲界繫のそれ——云何が欲界繫なりや。謂はく欲界の作意相應の受蘊なり。

色界繫のそれ——云何が色界繫なりや。謂はく色界の作意相應の受蘊なり。

無色界繫のそれ——云何が無色界繫なりや。謂はく無色界の作意相應の受蘊なり。

不繫のそれ——云何が不繫なりや。謂はく無漏の作意相應の受蘊なり。

心念住例釋——心念住も亦爾なり。

法念住——法念住は或ひは欲界繫、或ひは色界繫、或ひは無色界繫、或ひは不繫なり。

欲界繫のそれ——云何が欲界繫なりや。謂はく欲界の想・行蘊なり。

色界繫のそれ——云何が色界繫なりや。謂はく色界の想・行蘊なり。

無色界繫のそれ——云何が無色界繫なりや。謂はく無色界の想・行蘊なり。

不繫のそれ——云何が不繫なりや。謂はく無漏の想・行蘊と及び無爲法となり。

幾か學なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく身念住は或ひは學、或ひは

無學、或ひは非學非無學なり。

學・無學のそれ——云何が學・無學なりや。謂はく一處の少分なり。

非二學のそれ——云何が非學非無學なりや。謂はく十處と及び一處の少分となり。

受念住——受念住は或ひは學、或ひは無學、或ひは非學非無學なり。

學のそれ——云何が學なりや。謂はく學の作意相應の受蘊なり。

無學のそれ——云何が無學なりや。謂はく無學の作意相應の受蘊なり。

非二學のそれ——云何が非學非無學なりや。謂はく有漏の作意相應の受蘊なり。

心念住例釋——心念住も亦爾なり。

法念住——法念住は或ひは學、或ひは無學、或ひは非學非無學なり。

學のそれ——云何が學なりや。謂はく學の想・行蘊なり。

【三】一處。法處中の無表。  
【三】十處。十色處。  
【三】一處の少分。法處中の非二學(有漏)の無表。

(二六)八無漏處との相攝は八無漏處が四念住の少分を攝し、四念住の少分も亦八無漏處の相攝す。

(二七)過去等 幾か過去なりや等は、三は或ひは過去、或ひは未來、或ひは現在にして、一は應さに分別すべし。謂はく法念住は若し有爲ならば或ひは過去、或ひは未來、或ひは現在に在なり。若し無爲ならば過去にも非らず、未來にも非らず、現在にも非らず。

(二八)善 等 幾か善なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく身念住は或ひは善、或ひは不善、或ひは無記なり。

云何が善・不善なりや。謂はく三處の少分なり。

云何が無記なりや。謂はく八處と及び二處の少分となり。

受念住は或ひは善、或ひは不善、或ひは無記なり。

云何が善なりや。謂はく善の作意相應の受蘊なり。

云何が不善なりや。謂はく不善の作意相應の受蘊なり。

云何が無記なりや。謂はく無記の作意相應の受蘊なり。心念住も亦爾なり。

法念住は或ひは善、或ひは不善、或ひは無記なり。

云何が善なりや。謂はく善の想・行蘊と及び擇滅となり。

云何が不善なりや。謂はく不善の想・行蘊なり。

云何が無記なりや。謂はく無記の想・行蘊と及び虚空・非擇滅となり。

幾か欲界繫なりや等は、一切は應さに分別すべし。

謂はく身念住は或ひは欲界繫、或ひは色界繫、或ひは不繫なり。

云何が欲界繫なりや。謂はく二處と及び九處の少分となり。

云何が色界繫なりや。謂はく九處の少分なり。

云何が不繫なりや。謂はく一處の少分なり。

云何が不繫なりや。謂はく一處の少分なり。

云何が不繫なりや。謂はく一處の少分なり。

云何が不繫なりや。謂はく一處の少分なり。

云何が不繫なりや。謂はく一處の少分なり。

云何が不繫なりや。謂はく一處の少分なり。

云何が不繫なりや。謂はく一處の少分なり。

(二九)二處。香味の二は唯だ欲界にしかなき故に。

(三〇)九處の少分。五根處と色・聲・觸及び法處所攝の有漏の無表等は何れも下二界に通ずとさる。

(三一)一處の少分。法處中の無漏の無表のこと。

無執受のそれ

(二七)大種所造等

身念住

所造のそれ

(二八)有上等

法念住

有上のそれ

無上のそれ

(二九)是れ有等

(三〇)因相應等

(三一)六善處との相攝

(三二)五不善處との相攝

(三三)七無記處との相攝

(三四)三漏處との相攝

(三五)五有漏處との相攝

(三六)五有漏處との相攝

(三七)五有漏處との相攝

(三八)五有漏處との相攝

(三九)五有漏處との相攝

(四〇)五有漏處との相攝

(四一)五有漏處との相攝

云何が無執受なりや。謂はく自體所攝に非らざる色蘊なり。

幾か大種所造なりや等は、三は大種所造に非らず、一は應さに分別すべし。謂はく身念住は或ひは大種所造、或ひは大種所造に非らず。

云何が六種所造なりや。謂はく九處及び二處の少分となり。

云何が六種所造に非らざるや。謂はく一處の少分なり。

幾か有上なりや等は、三は有上にして、一は應さに分別すべし。謂はく法念住は或ひは有上、或ひは無上なり。

云何が有上なりや。謂はく想・行蘊と及び虚空と非擇滅となり。

云何が無上なりや。謂はく擇滅なり。

幾か是れ有なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の念住にして若し有漏ならば是れ有なり。若し無漏ならば有には非らず。

幾か因相應なりや等は、一は因不相應、二は因相應にして、一は應さに分別すべし。謂はく法念住は、若し是れ心所ならば因相應なり。若し非心所ならば不相應なり。

此の四念住と六善處との相攝は、六善處が四念住の少分を攝し、四念住の少分も亦六善處を攝す。

五不善處との相攝は、五不善處が四念住の少分を攝し、四念住の少分も亦五不善處を攝す。

七無記處との相攝は、七無記處が四念住の少分を攝し、四念住の少分も亦七無記處を攝す。

三漏處との相攝は、三漏處が一念住の少分を攝し、一念住の少分も亦三漏處を攝す。

五有漏處との相攝は、五有漏處が四念住の少分を攝し、四念住の少分も亦五有漏處を攝す。

處を攝す。

處を攝す。

處を攝す。

處を攝す。

處を攝す。

處を攝す。

處を攝す。

【二九】九處。五根處及び色聲香味の四境處との九。

【三〇】二處。法處所攝の無表色と觸境の中の四大種(これは所造ではなくて能造である故に)を除く餘の諸法とをさす。

【三一】一處の少分。觸處中の能造の四大種のこと。

【三二】一。身念住。

【三三】二。受・心二念住。

【三四】四念住の少分。身・受・心・法の善性のものを攝するが故に。

【三五】四念住等。同準に不善性のものを五不善處に攝すべきが故に。

【三六】四念住の等。準上にして知るべし。

【三七】一念住の少分。法處所攝の三漏に相當する諸心所をさす。

一、身念住 謂はく身念住は或ひは應修、或ひは不應修なり。

應修のそれ 云何が應修なりや。謂はく善の色蘊なり。

不應修のそれ 云何が不應修なりや。謂はく不善と無記との色蘊なり。

二、三、中二念住 受・心念住も亦爾なり。

四、法念住 法念住は或ひは應修、或ひは不應修なり。

應修のそれ 云何が應修なりや。謂はく善の想・行蘊なり。

不應修のそれ 云何が不應修なりや。謂はく不善と無記との想・行蘊と及び三無爲となり。

(一)染汚等 幾か染汚なりや等は、一切は應さに分別すべし。

一、身念住 謂はく身念住は或ひは染汚、或ひは不染汚なり。

染汚のそれ 云何が染汚なりや。謂はく有覆の色蘊なり。

不染汚のそれ 云何が不染汚なりや。謂はく無覆の色蘊なり。

餘の三念住例釋 受・心・法念住も亦爾なり。

(二)果・非有果 幾か果にして有果には非らざるや等は、三は是れ果にして亦有果なり。一は應さに分別すべし。謂はく法念住は「一」或ひは是れ果にして有果には非らず。「二」或ひ

は是れ果にして亦有果なり。「三」或ひは果にも非らず有果にも非らず。

第一句 「二」是れ果にして有果には非らずとは、謂はく擇滅なり。

第二句 「二」是れ果にして亦有果なりとは、謂はく想・行蘊なり。

第三句 「三」果にも非らず、有果にも非らずとは、謂はく虚空と非擇滅となり。

(三)有執受等三念住 幾か有執受なりや等は、三は無執受にして、一は應さに分別すべし。謂はく身念住

は或ひは有執受、或ひは無執受なり。

有執受のそれ 云何が有執受なりや。謂はく自體所攝の色蘊なり。

無爲のそれ 云何が無爲なりや。謂はく三無爲なり。

(六)有異熟等身念住 幾か有異熟なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく身念住は或ひは有異熟、或ひは無異熟なり。

有異熟のそれ 云何が有異熟なりや。謂はく不善・善の有漏の色蘊なり。

無異熟のそれ 云何が無異熟なりや。謂はく無記と無漏との色蘊なり。

餘の三念住例釋 受・心・法念住も亦爾なり。

(七)緣生等 幾か是れ緣生なりや等は、三は是れ緣生・是れ因生・是れ世の攝にして、一は應さに分別すべし。謂はく法念住は若し有爲ならば是れ緣生・是れ因生・是れ世の攝にして、若し無爲ならば緣生に非らず・因生に非らず・世の攝にも非らず。

(八)色の攝等 幾か色の攝なりや等は、一は色の攝にして、三は名の攝なり。

(九)内處の攝等 幾か内處の攝なりや等は、一は内處の攝、二は外處の攝にして一は應さに分別すべし。謂はく身念住は或ひは内處の攝、或ひは外處の攝なり。

内處の身念住 云何が内處の攝なりや。謂はく五内處なり。

外處の身念住 云何が外處の攝なりや。謂はく五外處と及び一外處の少分となり。

(一〇)智遍知の所遍知等 幾か智遍知の所遍知なりや等は、一切は是れ智遍知の所遍知なり。

(一一)斷遍知の所遍知 此の四念住は幾か斷遍知の所遍知なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の念住にして若し有漏ならば是れ斷遍知の所遍知なり。若し無漏ならば斷遍知の所遍知には非らず。

(一二)應斷等 幾か應斷なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の念住は若し有漏ならば是れ應斷なり。若し無漏ならば不應斷なり。

(一三)應修等 幾か應修なりや等は、一切は應さに分別すべし。

【五】一。心念住のこと。蓋し内處とは六根關係、外處とは六境關係等の故に。  
【六】二。受・法二念住。  
【七】五内處。五根處のこと。  
【八】一外處の少分。法處所攝の諸心所等をさす。

或ひは有見、或ひは無見なり。

有見の身念住 云何が有見なりや。謂はく一處なり。

無見の身念住 云何が無見なりや。謂はく九處と及び一處の少分となり。

(三)有對等 幾か有對なりや等は、三は無對にして一は應さに分別すべし。謂はく身念住は或

ひは有對、或ひは無對なり。

有對の身念住 云何が有對なりや。謂はく十處なり。

無對のそれ 云何が無對なりや。謂はく一處の少分なり。

(四)有漏等 幾か有漏なりや等は、一切は應さに分別すべし。

身念住 謂はく身念住は或ひは有漏、或ひは無漏なり。

有漏のそれ 云何が有漏なりや。謂はく十處と及び一處の少分となり。

無漏のそれ 云何が無漏なりや。謂はく一處の少分なり。

受念住 受念住は或ひは有漏、或ひは無漏なり。

有漏のそれ 云何が有漏なりや。謂はく有漏の作意相應の受蘊なり。

無漏のそれ 云何が無漏なりや。謂はく無漏の作意相應の受蘊なり。

心念住例釋 心念住も亦爾なり。

法念住 法念住は或ひは有漏、或ひは無漏なり。

有漏のそれ 云何が有漏なりや。謂はく有漏の想・行蘊なり。

無漏のそれ 云何が無漏なりや。謂はく無漏の想・行蘊と及び三無爲となり。

(五)有爲等 幾か有爲なりや等は、三は有爲にして、一は應さに分別すべし。謂はく法念住は或

ひは有爲、或ひは無爲なり。云何が有爲なりや。謂はく想・行蘊なり。

【一】一處。色處。

【二】九處。五根處(扶塵根は見ゆるも、それは右の色處に配すべきもので、勝義根即ち、眞の五根は無見である)と聲・香・味・觸の四處との九。

【三】一處の少分。法處の少分たる無表色も無見である。

【四】一處の少分。法處の五分たる無表色で、これは有部の主張に従へば、四大所造の故に色ではあるが、極微所成ではないから、有對でも有見でもない。

第一句

「一」是れ等無間にして等無間縁には非らずとは、謂はく未來に現前正起する身を縁するの慧なり。

第二句

「二」是れ等無間にして亦等無間縁なりとは、謂はく過去・現在の、身を縁するの慧なり。

第三句

「三」等無間にも非らず、等無間縁にも非らずとは、謂はく未來に現前正起する身を縁するの慧を除く諸の餘の未來の身を縁するの慧なり。

餘の三念住例釋

〔四〕所緣緣・非有所緣

幾か所緣縁にして有所緣には非らざるや等は、一切は是れ所緣縁にして亦有所緣なり。

〔四〕増上緣・非有増上

幾か増上縁にして有増上には非らざるや等は、一切は是れ増上縁にして亦有増上なり。

〔五〕瀑流・非順瀑流等

幾か瀑流にして順瀑流には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の念住にして若し有漏ならば是れ順瀑流にして瀑流には非らず。若し無漏ならば瀑流にも非らず、順瀑流にも非らず。

第十節 四念住第二の五十問

四念住(第二)

一、身念住

復た次ぎに身念住とは云何。謂はく十色處と及び 法處所攝の色となり。

二、受念住

受念住とは云何。謂はく六受身なり。

三、心念住

心念住とは云何。謂はく六識身なり。

四、法念住

法念住とは云何。謂はく受を攝せざる所の非色の法處なり。

(一)有色等

此の四念住は幾か有色なりや等は、一は有色にして三は無色なり。

(二)有見等

幾か有見なりや等は、三は無見にして、一は應さに分別すべし。謂はく身念住は

【五】瀑流等。前の同準下の註參照。

【六】第十節。舊論はこゝより卷第九に作る。

【七】四念住第二。四念住第一の下の註を見るべし。集異門足六・四法品第一、法蘊足論

五、念住品第九等參照。

【八】復た等。舊論はたゞ、四念處の名を列るのみで、詳しい解説を缺くは、甚だ妥當ならずとすべし。

【九】法處所攝の色。無表業(色)のこと。

【一〇】身念住のこと。前の本文中のこれに關する解説をもつて知るべし、次一といふのも例して知るべし。



(三六)業・非業異熟等

すにも非らず、有身見の因にも非らず。幾か業にして業異熟には非らざるや等は、一切は業にも非らず、業異熟にも非らず。

(三七)業・非隨業轉等

幾か業にして隨業轉には非らざるや等は、一切は隨業轉にして業には非らず。

(三八)所造色・非有見色等

幾か所造色にして有見色には非らざるや等は、一切は所造色にも非らず、有見色にも非らず。

(三九)所造色・非有對色等

此の四念住は幾か所造色にして有對色には非らざるや等は、一切は所造色にも非らず、有對色にも非らず。

(四〇)難見の故に甚深なりや等

幾か難見の故に甚深なりや等は、一切は難見の故に甚深にして甚深の故に難見なり。

(四一)善・非善爲因等

幾か善にして善を因と爲すには非らざるや等は、一切は是れ善にして亦善を因と爲す。

(四二)不善・非不善爲因等

幾か不善にして不善を因と爲すには非らざるや等は、一切は不善にも非らず、不善を因と爲すにも非らず。

(四三)無記・非無記爲因等

幾か無記にして無記を因と爲すには非らざるや等は、一切は無記にも非らず、無記を因と爲すにも非らず。

(四四)因縁・非有因等

幾か因縁にして有因には非らざるや等は、一切は是れ因縁にして亦有因なり。

(四五)等無間・非等無間縁等  
身念住一三句

幾か等無間にして等無間縁には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく身を縁するの慧は、「一」或ひは是れ等無間にして等無間縁には非らず。「二」或ひは是れ等無間にして亦等無間縁なり。「三」或ひは等無間にも非らず、等無間縁にも非らず。

他の三念處の例 受・心・法を緣するの慧も亦爾なり。

釋 (三六)見・非見處 幾か見にして見處には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。  
身念住一四句 謂はく身を緣するの慧に四句有り。

一 句 「一」或ひは見にして見處には非らず。謂はく盡「智」・無生智を攝せざる所の無漏の身を緣するの慧なり。

第二 句 「二」或ひは見處にして見には非らず。謂はく五識身相應の善の慧なり。

第三 句 「三」或ひは見にして亦見處なり。謂はく世間の正見なり。

第四 句 「四」或ひは見にも非らず、見處にも非らず。謂はく見を攝せざる所の無漏の身を緣するの慧なり。

受念住一四句 受を緣するの慧は「一」或ひは見にして見處には非らず。「二」見處にして見には非らず。「三」或ひは見にして亦見處なり。「四」或ひは見にも非らず、見處にも非らず。

第一 句 「一」見にして見處には非らずとは謂はく盡「智」・無生智を攝せざる所の無漏の受を緣するの慧なり。

第二 句 「二」見處にして見には非らずとは、謂はく見を攝せざる所の有漏の受を緣するの慧なり」。

第三 句 「三」見にして亦見處なりとは、謂はく世間の正見なり。

第四 句 「四」見にも非らず、見處にも非らずとは、謂はく見を攝せざる所の無漏の受を緣するの慧なり。

心・法を緣するの慧も亦爾なり。

(三七)有身見爲因・非有身見因等

幾か有身見を因と爲して有身見の因には非らざるや等は、一切は有身見を因と爲

【三】 「二」見處等。この第二句はこゝ及び次の解説文中、共に、新譯には缺記す。然し舊論には並びに記入してある故に、それに倣つて今補入することにした。

【四】 心等。舊論に「無漏の、受を緣する慧の如く」と記するは餘計な、而も誤てる附言なるべし。

色界繫のそれ  
無色界繫のそれ  
不繫のそれ  
二一四、他の三念住例釋  
二一四、他の三念住例釋  
一、身念住  
學のそれ  
無學のそれ  
非二學のそれ  
二一四、他の三念住  
二一四、他の三念住  
三見斷等

云何が色界繫なりや。謂はく色界の作意に相應する身を緣するの慧なり。  
云何が無色界繫なりや。謂はく無色界の作意に相應する身を緣するの慧なり。  
云何が不繫なりや。謂はく無漏の作意に相應する身を緣するの慧なり。  
受・心・法を緣するの慧も亦爾なり。  
幾か學なりや等は、一切は應さに分別すべし。  
謂はく身を緣するの慧は或ひは學、或ひは無學、或ひは非學非無學なり。  
云何が學なりや。謂はく學の作意に相應する身を緣するの慧なり。  
云何が無學なりや。謂はく無學の作意に相應する身を緣するの慧なり。  
云何が非學非無學なりや。謂はく有漏の作意に相應する身を緣するの慧なり。  
受・心・法を緣するの慧も亦爾なり。

此の四念住は、幾か見所斷なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の念住にして若し有漏ならば修所斷なり。若し無漏ならば所斷には非らず。

(三)非心等  
幾か心に非らざるや等は、一切は是れ心所にして心と相應す。

(三)隨心轉非受相應等  
幾か隨心轉にして受相應には非らざるや等は、一切は隨心轉にして亦受相應なり。

(三)隨心轉・非想行相應等  
幾か隨心轉にして想行相應には非らざるや等は、一切は隨心轉にして亦想相應なり。

一切は隨心轉にして亦行相應なり。其の自性を除く。

(三)隨尋轉・非何相應等  
幾か隨尋轉にして伺相應には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく身を緣するの慧は或ひは有尋有伺、或ひは無尋唯伺、或ひは無尋無伺なり。

云何が有尋有伺なりや。謂はく有尋有伺の作意に相應する身を緣するの慧なり。

有尋有伺のそれ  
無尋唯伺のそれ  
無尋無伺のそれ  
云何が無尋唯伺なりや。謂はく無尋唯伺の作意に相應する身を緣するの慧なり。

云何が無尋無伺なりや。謂はく無尋無伺の作意に相應する身を緣するの慧なり。

云何が無尋無伺なりや。謂はく無尋無伺の作意に相應する身を緣するの慧なり。

(二)三無漏處との相攝  
(三)五有漏處との相攝  
第一句

三無漏處との相攝は、互ひに相ひ攝せず。  
五有漏處との相攝は、應さに四句を作るべし。  
「一」或ひは有漏處にして念住には非らず。謂はく有漏の色・受・想・識蘊と及び念

第二句

住を攝せざる所の有漏の行蘊となり。  
「二」或ひは念住にして有漏處には非らず。謂はく無漏の四念住なり。

第三句

「三」或ひは有漏處にして亦念住なり。謂はく有漏の四念住なり、

第四句

「四」或ひは有漏處にも非らず、念住にも非らず。謂はく無漏の色・受・想・識蘊と及び念住を攝せざる所の無漏の行蘊と並びに無爲となり。

(二)八無漏處との相攝  
第一句

八無漏處との相攝は應さに四句を作るべし。  
「一」或ひは無漏處にして念住には非らず。謂はく無漏の色・受・想・識蘊と及び念住を攝せざる所の無漏の行蘊と並びに無爲となり。

第二句

「二」或ひは念住にして無漏處には非らず。謂はく有漏の四念住なり。

第三句

「三」或ひは無漏處にして亦念住なり。謂はく無漏の四念住なり。

第四句

「四」或ひは無漏處にも非らず、念住にも非らず。謂はく有漏の色・受・想・識蘊と及び念住を攝せざる所の有漏の行蘊となり。

(七)過去等

幾か過去なりや等は、一切は或ひは過去、或ひは未來、或ひは現在なり。

(八)善等

幾か善なりや等は、一切は是れ善なり。

(九)欲界繫等

幾か欲界繫なりや等は、一切は應さに分別すべし。

一、身念住

謂はく身を緣する慧は或ひは欲界繫、或ひは色界繫、或ひは無色界繫、或ひは不

繫なり。

欲界繫のそれ

云何が欲界繫なりや。謂はく欲界の作意に相應する身を緣するの慧なり。

# 卷の第十二

## 第九節 四念住第一の五十問(其の二)

(一)斷通知の所通知等

此の四念住は幾か斷通知の所通知なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の念住にして若し有漏ならば是れ斷通知の所通知なり。若し無漏ならば斷通知の所通知には非らず。

(二)應斷等

幾か應斷なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の念住にして若し有漏ならば是れ應斷なり。若し無漏ならば不應斷なり。

(三)應修等

幾か應修なりや等は、一切は是れ應修なり。幾か染汚なりや等は、一切は不染汚なり。

(四)染汚等

幾か果にして有果に非らざるや等は、一切は是れ果にして亦有果なり。幾か有執受なりや等は、一切は無執受なり。

(五)果・非有果等

幾か大種所造なりや等は、一切は大種所造には非らず。幾か有上なりや等は、一切は是れ有上なり。

(六)有上等

幾か是れ有なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の念住にして若し有漏ならば是れ有なり。若し無漏ならば有には非らず。

(七)是れ有等

幾か因相應なりや等は、一切は因相應なり。

(八)因相應等

此の四念住と六善處との相攝は、一善處の少分が四念住を攝し、四念住も亦一善處の少分を攝す。

(九)六善處との相攝

五不善處との相攝は、互ひに相ひ攝せず。七無記處との相攝は、互ひに相ひ攝せず。

【一】第九節等。原漢典には「辯十問品第七の三」と記す。

【二】一善處等。善の五蘊中、慧の心所を攝する行蘊の少分をさす。

二、受念住

受念住とは云何。謂はく受を緣する善の有漏・無漏の慧なり。

三、心念住

心念住とは云何。謂はく心を緣する善の有漏・無漏の慧なり。

四、法念住

法念住とは云何。謂はく法を緣する善の有漏・無漏の慧なり。

(一)有色等

此の四念住は、幾か有色なりや等は、一切は無色なり。

(二)有見等

幾か有見なりや等は、一切は無見なり。

(三)有對等

幾か有對なりや等は、一切は無對なり。

(四)有漏等

幾か有漏なりや等は、一切は應さに分別すべし。諸の身を緣する慧は、或ひは有

漏、或ひは無漏なり。

有漏のそれ

云何が有漏なりや。謂はく有漏の作意に相應する身を緣するの慧なり。

無漏のそれ

云何が無漏なりや。謂はく無漏の作意に相應する身を緣するの慧なり。

餘の三の何釋

受・心・法を緣する慧も亦爾なり。

(五)有爲等

幾か有爲なりや等は、一切は有爲なり。

(六)有異熟一等

幾か有異熟なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の念住の若し有漏な

らば有異熟なり。若し無漏ならば無異熟なり。

(七)緣生等

幾か是れ緣生なりや等は、一切は是れ緣生・是れ因生・是れ世の攝なり。

(八)色の攝等

幾か色の攝なりや等は、一切は是れ名の攝なり。

(九)内處の攝

幾か内處の攝なりや等は、一切は外處の攝なり。

幾か智遍知の所遍知なりや等は、一切は是れ智遍知の所遍知なり。

(一〇)智遍知の所遍知等

第一句 「一」是れ等無間にして等無間縁には非らずとは、謂はく未來に現前正起する聖種

所攝の心・心所法なり。  
第二句 「二」是れ等無間にして亦等無間縁なりとは、謂はく過去・現在の聖種所攝の心・心所法なり。

第三句 「三」等無間にも非らず、等無間縁にも非らずとは、謂はく未來に現前正起する聖種所攝の心・心所法を除く諸の餘の未來の聖種所攝の心・心所法と及び聖種所攝の身・語業と心不相應行となり。

「四」念住にして有所縁には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく聖種所攝の身・語業と心不相應行とは是れ所縁縁にして有所縁には非らず。餘は皆な是れ所縁縁にして亦有所縁なり。

「五」瀑流にして有増上には非らざるや等は、一切は是れ増上縁にして亦有増上縁なり。

「六」瀑流・非順流に非らず、順瀑流にも非らず。

諸の聖種は、若し有漏ならば是れ順瀑流にして瀑流には非らず。若し無漏ならば瀑流にも非らず、順瀑流にも非らず。

四正斷・四神足 四聖種の如く、四正斷と四神足も亦爾なり。

第八節 四念住第一の五十問(其の一)

四念住とは、謂はく身念住と受念住と心念住と法念住となり。

身念住とは云何。謂はく身を縁する善の有漏・無漏の慧なり。

【七】瀑流。前節末の註參照。  
【八】四正斷。舊論は四正勤。  
【九】四神足。舊論は四如意足。

備考——舊論は以上を「四正斷、四神足の善聚修多羅も亦是くの如し」と記してゐる。  
【一〇】四念住。舊論は「念とは謂はく四念處なり。問ふ、云何が四なる。答へて謂はく身念處乃至法念處なり。云何が身念處なる。謂はく身を縁するの慧なり。…準ず」と。

而して、由來、この四念住については、禪觀の主觀的立場即ち慧を體とするものと、客觀的立場即ち所觀の諸法そのものを體とするものと二種の見方ある中で、今節と次節とに於ては、専ら前者の方の檢討をし、第十節等に於いてその後者の方の檢討をするものである。故に、節題にも四念住第一と慮々標した所以である。

第三句

〔三〕或ひは業にして亦隨業轉なり。謂はく聖種所攝の隨業轉の身・語業なり。

第四句

〔四〕或ひは業にも非らず、隨業轉にも非らず。謂はく聖種所攝の隨業轉の心不相應行を除く諸の餘の聖種所攝の心不相應行なり。

(一〇)所造色・非有見色等

幾か所造色にして有見色には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく聖種所攝の身・語業は是れ所造色にして有見色には非らず。餘は皆な所造色にも非らず。有見色にも非らず。

(一一)所造色・非有對色等

此の四聖種は幾か所造色にして有對色には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく聖種所攝の身・語業は、是れ所造色にして有對色には非らず。餘は皆な所造色にも非らず、有對色にも非らず。

(一二)難見の故に甚深等

幾か難見の故に甚深なりや等は、一切は難見の故に甚深にして甚深の故に難見なり。

(一三)善・非善爲因等

幾か善にして善を因と爲すには非らざるや等は、一切は是れ善にして亦善を因と爲す。

(一四)不善・非不善爲因等

幾か不善にして不善を因と爲すには非らざるや等は、一切は不善にも非らず、不善を因と爲すにも非らず。

(一五)無記・非無記爲因等

幾か無記にして無記を因と爲すには非らざるや等は、一切は無記にも非らず、無記を因と爲すにも非らず。

(一六)因縁・非有因等

幾か因縁にして、有因には非らざるや等は、一切は是れ因縁にして亦有因なり。

(一七)等無間・非等無間縁等

幾か等無間にして等無間縁には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の聖種は、〔一〕或ひは是れ等無間にして等無間縁には非らず。〔二〕或ひは是れ等無間にして亦等無間縁なり。〔三〕或ひは等無間にも非らず、等無間縁にも非らず。



語業と心不相應行とを除く諸の餘の聖種所攝の身・語業と心不相應行と及び尋不相應の伺と并びに無尋・無伺の心・心所法となり。

(三)見・非見處 幾か見にして見處には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の聖種に各四句有り。

第一句 「一」或ひは見にして見處には非らず。謂はく盡「智」・無生智を攝せざる所の無漏の慧なり。

第二句 「二」或ひは見處にして見には非らず。謂はく見を攝せざる所の有漏の四聖種なり。

第三句 「三」或ひは見にして亦見處なり。謂はく聖種所攝の世間の正見なり。

第四句 「四」或ひは見にも非らず、見處にも非らず。謂はく見を攝せざる所の無漏の四聖種なり。

(七)有身見爲因 幾か有身見を因と爲して有身見の因には非らざるや等は、一切は有身見を因と爲すにも非らず、有身見の因にも非らず。

(三)業・非業異熟等 幾か業にして業異熟には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく聖種所攝の身・語業と及び思とは是れ業にして業異熟には非らず。餘は皆な業にも非らず業異熟にも非らず。

(元)業・非隨業轉一四句 幾か業にして隨業轉にも非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の聖種に各四句有り。

第一句 「一」或ひは業にして隨業轉には非らず。謂はく聖種所攝の隨業轉の身・語業を除く諸の餘の聖種所攝の身・語業と及び思となり。

第二句 「二」或ひは隨業轉にして業には非らず。謂はく聖種所攝の受・想・識蘊と及び思を攝せざる所の隨業轉の行蘊となり。

攝せざる所の隨業轉の行蘊となり。

不相應行とは非心・非心所・非心相應なり。聖種所攝の受蘊・想蘊・相應の行蘊は是れ心所にして心と相應す。聖種所攝の心・意・識は唯だ是れ心なり。

(三)隨心轉・非受相應等—各四句

幾か隨心轉にして受相應には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の聖種に各四句有り。

第一句

「一」或ひは隨心轉にして受相應には非らず。謂はく聖種所攝の隨心轉の身・語業と心不相應行と及び受となり。

第二句

「二」或ひは受相應にして隨心轉には非らず。謂はく聖種所攝の心・意識なり。

第三句

「三」或ひは隨心轉にして亦受相應なり。謂はく聖種所攝の想蘊と及び相應の行蘊となり。

第四句

「四」或ひは隨心轉にも非らず、受相應にも非らず。謂はく聖種所攝の身・語業と心不相應行とを除く諸の餘の聖種所攝の身・語業と心不相應行となり。

(三)隨心轉・非想行相應等

幾か隨心轉にして想行相應には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく其の自性を除いて受の如く應さに知るべし。

(三)隨尋轉・非伺相應等—四句

幾か隨尋轉にして伺相應には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の聖種に各四句有り。

第一句

「一」或ひは隨尋轉にして伺相應には非らず。謂はく聖種所攝の隨尋轉の身・語業と心不相應行と及び尋相應の伺となり。

第二句

「二」或ひは伺相應にして隨尋轉には非らず。謂はく聖種所攝の尋と及び尋不相應・伺相應の心・心所法となり。

第三句

「三」或ひは隨尋轉にして亦伺相應なり。謂はく聖種所攝の尋・伺相應の心・心所法なり。

第四句

「四」或ひは隨尋轉にも非らず、伺相應にも非らず。謂はく聖種所攝の隨尋轉の身・

第一句 或ひは無漏處にして聖種には非らざるあり。謂はく虚空と二滅となり。

第二句 或ひは聖種にして無漏處には非らざるあり。謂はく有漏の四聖種なり。

第三句 或ひは無漏處にして亦聖種なるあり。謂はく無漏の四聖種なり。

第四句 或ひは無漏處にも非らず、聖種にも非らざるあり。謂はく聖種に攝せざる所の有漏の五蘊なり。

(七)過去等 幾か過去なりや等は、一切は或ひは過去、或ひは未來、或ひは現在なり。

(八)善一等 幾か善なりや等は、一切は是れ善なり。

(九)欲界繫等 幾か欲界繫なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の聖種は、或ひは欲

界繫、或ひは色界繫、或ひは無色界繫、或ひは不繫なり。

欲界繫のそれ 云何が欲界繫なりや。謂はく聖種所攝の欲界の五蘊なり。

色界繫のそれ 云何が色界繫なりや。謂はく聖種所攝の色界の五蘊なり。

無色界繫のそれ 云何が無色界繫なりや。謂はく聖種所攝の無色界の四蘊なり。

不繫のそれ 云何が不繫なりや、謂はく無漏の五蘊なり。

(三〇)學等 幾か學なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の聖種は或ひは學、或ひ

は無學、或ひは非學非無學なり。

學のそれ 云何が學なりや。謂はく學の五蘊なり。

無學のそれ 云何が無學なりや。謂はく無學の五蘊なり。

非二學のそれ 云何が非學非無學なりや。謂はく聖種所攝の有漏の五蘊なり。

(三一)見所斷等 此の四聖種は、幾か見所斷なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の聖

種は、若し有漏ならば修所斷なり。若し無漏ならば所斷には非らず。

(三二)非心等 幾か非心なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく聖種所攝の身・語業と心

(二六)有執受等 幾か有執受なりや等は、一切は無執受なり。

(二七)大種所造等 幾か大種所造なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく聖種所攝の身・語業は是れ大種所造なり。餘は皆な大種所造には非らず。

(二八)有上等 幾か有上なりや等は、一切は是れ有上なり。

(二九)是れ有等 幾か是れ有なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の聖種は若し有漏ならば是れ有なり。若し無漏ならば有には非らず。

(三〇)因相應等 幾か因相應なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく聖種所攝の身・語業と心不相應行とは因不相應なり。餘は皆な因相應なり。

(三一)六善處との相攝 此の四聖種と六善處との相攝は、五善處の少分が四聖種を攝し、四聖種も亦五善處の少分を攝す。

(三二)五不善處との相攝 五不善處との相攝は、互ひに相ひ攝せず。

(三三)七無記處との相攝 七無記處との相攝は、互ひに相ひ攝せず。

(三四)三漏處との相攝 三漏處との相攝は、互ひに相ひ攝せず。

(三五)五有漏處との相攝 五有漏處との相攝は、應さに四句を作るべし。

第一句 「一」或ひは有漏處にして聖種には非らざるあり。謂はく聖種に攝せざる所の有漏の五蘊なり。

第二句 「二」或ひは聖種にして有漏處には非らざるあり。謂はく無漏の四聖種なり。

第三句 「三」或ひは有漏處にして亦聖種なり。謂はく有漏の四聖種なり。

第四句 「四」或ひは有漏處にも非らず、聖種にも非らざるあり。謂はく虚空と及び二滅となり。

(三六)八無漏處との相攝 四句

八無漏處との相攝は應さに四句を作るべし。

【二六】五善處。前の場合同様、善の五蘊に當る。

(四)有漏等 幾か有漏なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の聖種は、或ひは有漏、或ひは無漏なり。

有漏のそれ 云何が有漏なりや。謂はく聖種所攝の有漏の五蘊なり。

無漏のそれ 云何が無漏なりや。謂はく無漏の五蘊なり。

(五)有爲等 幾か有爲なりや等は、一切は是れ有爲なり。

(六)有異熟等 幾か有異熟なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の聖種にして若し有漏ならば有異熟なり。若しは無漏ならば無異熟なり。

(七)是れ縁生等 幾か是れ縁生なりや等は、一切は是れ縁生・是れ因生・是れ世の攝なり。

(八)色の攝等 幾か色の攝なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく聖種所攝の身・語業は是れ色の攝なり。餘は皆な是れ名の攝なり。

(九)内處の攝等 幾か内處の攝なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく聖種所攝の心・意識は内處の攝なり。餘は皆な外處の攝なり。

(一〇)智遍知の所 幾か智遍知の所遍知なりや等は、一切は是れ智遍知の所遍知なり。

(一一)斷遍知の所 此の四聖種は幾か斷遍知の所遍知なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の聖種にして若し有漏ならば是れ斷遍知の所遍知なり。若し無漏ならば斷遍知の所遍知には非らず。

(一二)應斷等 幾か應斷なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の聖種にして、若し有漏ならば是れ應斷なり。若し無漏ならば不應斷なり。

(一三)應修等 幾か應修なりや等は、一切は是れ應修なり。

(一四)染汚等 幾か染汚なりや等は、一切は不染汚なり。

(一五)果・非有果等 幾か果にして有果には非らざるや等は、一切は是れ果にして亦有果なり。

所攝の心・心所法なり。

第二 二句

〔二〕是れ等無間にして亦等無間縁なりとは、謂はく過去・現在の通行所攝の心・心所法なり。

第三 三句

〔三〕二等無間にも非らず、等無間縁にも非らずとは、謂はく未來に現前正起する通行所攝の心・心所法を除く諸の餘の未來の通行所攝の心・心所法と及び通行所攝の身・語業と心不相應行となり。

〔四〕所縁縁・非有所縁等の論

幾か所縁縁にして有所縁には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく通行所攝の身・語業と心不相應とは是れ所縁縁にして有所縁には非らず。餘は皆な是れ所縁縁にして亦有所縁なり。

〔四〕増上縁・非有増上等の論

幾か増上縁にして有増上には非らざるや等は、一切は是れ増上縁にして亦有増上なり。

〔五〕瀑流・非順瀑流等の論

幾か瀑流にして順瀑流には非らざるや等は、一切は瀑流にも非らず、順瀑流にも非らず。

第七節 四聖種の五十問 附き、四正斷と四神足

四 聖種

〔五〕四聖種とは、謂はく隨つて得る所の衣もて喜足する聖種と、隨つて得る所の食もて喜足する聖種と、隨つて得る所の臥具もて喜足する聖種と、斷を樂ひ修を樂ふ聖種となり。

〔一〕有色等

此の四聖種は幾か有色なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく聖種所攝の身・語業は是れ有色なり。餘は皆な是れ無色なり。

〔二〕有見等

幾か有見なりや等は、一切は是れ無見なり。

〔三〕有對等

幾か有對なりや等は、一切は是れ無對なり。

〔四〕瀑流。前節の註下參照。

〔五〕四聖種。舊論は「種」とは謂はく四聖種なり。問ふ、

云何が四なる。答ふ、一には謂はく、隨つて乞ひ得たる衣も

て知足する聖種、二には謂はく、隨つて食もて、三には

謂はく隨つて得る臥具もて、

四には謂はく、閑靜を樂ひ修

を樂ふ聖種なりと。集異門足論卷六、法蘊足論卷三、聖種品第六等參照。

第四句

「四」或ひは業にも非らず、隨業轉にも非らず。謂はく通行所攝の隨業轉の心不相應行を除く諸の餘の通行所攝の心不相應行なり。

(四〇)所造色・非有見色等の論

幾か所造色にして有見色には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく通行所攝の身・語業は是れ所造色にして有見色には非らず。餘は皆な所造色にも非らず、有見色にも非らず。

(四一)所造色非有對色等の論

此の四通行は幾か所造色にして有對色には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく通行所攝の身・語業は是れ所造色にして有對色には非らず。餘は皆な所造色にも非らず、有對色にも非らず。

(四二)難見の故に甚深等の論

幾か難見「の故に」甚深なりや等は、一切は難見の故に甚深にして、甚深の故に難見なり。幾か善にして善を因と爲すに非らざるや等は、一切は是れ善にして亦善を因と爲す。

(四三)善・非善爲因等の論

幾か不善にして不善を因と爲すに非らざるや等は、一切は不善にも非らず、不善を因と爲すにも非らず。

(四四)無記・非無記爲因等の論

幾か無記にして無記を因と爲すには非らざるや等は、一切は無記にも非らず、無記を因と爲すにも非らず。

(四五)因縁・非有因等の論

幾か因縁にして有因には非らざるや等は、一切は是れ因縁にして亦有因なり。幾か等無間にして等無間縁には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の通行は「一」或ひは是れ等無間にして等無間縁には非らず。「二」或ひは是れ等無間にして亦等無間縁なり。「三」或ひは等無間にも非らず、等無間縁にも非らず。

第二句

「一」是れ等無間にして等無間縁には非らずとは、謂はく未來に現前正起する通行

第二句

「二」或ひは伺相應にして隨尋轉には非らず。謂はく樂遲通行所攝の尋なり。

第三句

「三」或ひは隨尋轉にして亦伺相應なり。謂はく樂遲通行所攝の尋・伺相應の心・心所法なり。

第四句

「四」或ひは隨尋轉にも非らず、伺相應にも非らず。謂はく樂遲通行所攝の隨尋轉の身・語業と心不相應行とを除く諸の餘の樂遲通行所攝の身・語業と心不相應行と及び無尋・無伺の心・心所法となり。

樂速通行例釋

樂速通行も亦爾なり。

(三六)見・非見處等の論

幾か見にして見處には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく通行所攝の盡「智」・無生智に攝せざる所の慧は是れ見にして見處には非らず。餘は皆な見にも非らず、見處にも非らず。

(三七)有身見爲因・非有身見因等の論

幾か有身見を因と爲して有身見の因には非らざるや等は、一切は有身見を因と爲すにも非らず、有身見の因にも非らず。

(三八)業・非業異熟等の論

幾か業にして業異熟には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく通行所攝の身・語業と及び思とは是れ業にして業異熟には非らず。餘は皆な業にも非らず、業異熟にも非らず。

(三九)業・非業業轉等の論

幾か業にして隨業轉には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の通行に各々四句有り。

第一句

「一」或ひは業にして隨業轉には非らず。謂はく通行所攝の思なり。

第二句

「二」或ひは隨業轉にして業には非らず。謂はく通行所攝の受・想・識蘊と及び思を攝せざる所の隨業轉の行蘊となり。

第三句

「三」或ひは業にして亦隨業轉なり。謂はく通行所攝の身・語業なり。



第三 句

〔三〕或ひは隨心轉にして亦受相應なり。謂はく通行所攝の想蘊と及び相應の行蘊となり。

第四 句

〔四〕或ひは隨心轉にも非らず、受相應にも非らず。謂はく通行所攝の隨心轉の心不相應行を除く諸の餘の通行所攝の心不相應行なり。

〔四〕隨心轉・非想行相應等の論

幾か隨心轉にして想・行相應には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく其の自性を除いて受の如く應さに知るべし。

幾か隨尋轉にして伺相應には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。

〔三〕隨尋轉・非伺相應等の論

謂はく苦遲通行に四句有り。

第一 句

〔一〕或ひは隨尋轉にして伺相應には非らず。謂はく苦遲通行所攝の隨尋轉の身・語業心不相應行及び尋相應の伺なり。

第二 句

〔二〕或ひは伺相應にして隨尋轉には非らず。謂はく苦遲通行所攝の尋及び尋不相應・伺相應の心・心所法なり。

第三 句

〔三〕或ひは隨尋轉にして亦伺相應なり。謂はく苦遲通行所攝の尋・伺相應の心・心所法なり。

第四 句

〔四〕或ひは隨尋轉にも非らず、伺相應にも非らず。謂はく苦遲通行所攝の隨尋轉の身・語業と心不相應行とを除く諸の餘の苦遲通行所攝の身・語業と心不相應行と及び尋不相應の伺と並びに無尋無伺の心・心所法となり。

苦速通行例釋

苦速通行も亦爾なり。

樂遲通行の四句

樂遲通行も亦四句有り。

第一 句

〔一〕或ひは隨尋轉にして伺相應には非らず。謂はく樂遲通行所攝の隨尋轉の身・語業と心不相應行と及び伺となり。

(三)五不善處との相攝は、互ひに相ひ攝せず。

(四)七無記處との相攝は、互ひに相ひ攝せず。

(五)三漏處との相攝は、互ひに相ひ攝せず。

(六)五有漏處との相攝は、互ひに相ひ攝せず。

(七)八無漏處との相攝は、五無漏處が四通行を攝し、四通行も亦五無漏處を攝す。

(八)過去等の論は、一切は或ひは過去、或ひは未來、或ひは現在なり。

(九)善なりや等は、一切は是れ善なり。

(十)欲界繫なりや等は、一切は是れ不繫なり。

(十一)學等の論は、一切は應さに分別すべし。謂はく四通行は或ひは學、或ひは無學なり。

學の通行は、云何が學なりや。謂はく學の五蘊なり。

無學の通行は、云何が無學なりや。謂はく無學の五蘊なり。

(十二)見斷等の論は、此の四通行は幾か見所斷なりや等は、一切は所斷には非らず。

(十三)非心等の論は、幾か非心なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく通行所攝の身・語業と心不相應行は非心・非心所・非心相應なり。若し受蘊と想蘊と相應の行蘊とは是れ心所にして心と相應す。若し心・意識は唯だ是れ心なり。

幾か隨心轉にして受相應には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく諸の通行に各四句有り。

第一句は「一」或ひは隨心轉にして受相應には非らず。謂はく通行所攝の身・語業と及び隨心轉の心不相應行と并びに受となり。

第二句は「二」或ひは受相應にして隨心轉には非らず。謂はく通行所攝の心・意識なり。

第三句は「三」或ひは隨心轉にして受相應には非らず。謂はく通行所攝の身・語業と及び隨心轉の心不相應行と并びに受となり。

第四句は「四」或ひは受相應にして隨心轉には非らず。謂はく通行所攝の心・意識なり。

第五句は「五」或ひは隨心轉にして受相應には非らず。謂はく通行所攝の身・語業と及び隨心轉の心不相應行と并びに受となり。

第六句は「六」或ひは受相應にして隨心轉には非らず。謂はく通行所攝の心・意識なり。

第七句は「七」或ひは隨心轉にして受相應には非らず。謂はく通行所攝の身・語業と及び隨心轉の心不相應行と并びに受となり。

【三】五無漏處。無漏の五蘊のこと。

(六)有異熟等の論

幾か有異熟なりや等は、一切は無異熟なり。

(七)縁生等の論

幾か是れ縁生なりや等は、一切は是れ縁生・是れ因生・是れ世の攝なり。

(八)色の攝等の論

幾か色の攝なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく通行所攝の身・語業は是れ色の攝なり。餘は皆な是れ名の攝なり。

(九)内處の攝等の論

幾か内處の攝なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく通行所攝の心・意・識は内處の攝なり。餘は皆な外處の攝なり。

(一〇)智遍知の所通知等の論

幾か智遍知の所通知なりや等は、一切は是れ智遍知の所通知なり。

(一一)斷通知の所通知等の論

此の四通行は幾か斷通知の所通知なりや等は、一切は斷通知の所通知には非らず。

(一二)應斷等の論

幾か應斷なりや等は、一切は不應斷なり。

(一三)應修等の論

幾か應修なりや等は、一切は是れ應修なり。

(一四)染汚等の論

幾か染汚なりや等は、一切は不染汚なり。

(一五)果・非有果等の論

幾か果にして有果には非らざるや等は、一切は是れ果にして亦有果なり。

(一六)有執受等の論

幾か有執受なりや等は、一切は無執受なり。

(一七)大種所造等の論

幾か大種所造なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく通行所攝の身・語業は是れ大種所造なり。餘は皆な大種所造には非らず。

(一八)有上等の論

幾か有上なりや等は、一切は是れ有上なり。

(一九)是れ有等の論

幾か是れ有なりや等は、一切は非有なり。

(二〇)因相應等の論

幾か因相應なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく通行所攝の身・語業と心不相應行とは因不相應なり。餘は皆な因相應なり。

(二一)六善處との相攝

此の四通行と六善處との相攝は、五善處の少分が四通行を攝し、四通行も亦五善處の少分を攝す。

【三】五善處。善の五蘊。

第二句

〔二〕是れ等無間にして亦等無間縁なりとは、謂はく過去・現在の沙門果所攝の心・心所法なり。

第三句

〔三〕等無間にも非らず、等無間縁にも非らずとは、謂はく未來に現前正起する沙門果所攝の心・心所法を除く諸の餘の未來の沙門果所攝の心・心所法、及び身・語業・心不相應行、並びに擇滅なり。

〔八〕所縁縁・非有所縁等の論

幾か所縁縁にして有所縁には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく沙門果所攝の身・語業と心不相應行と及び擇滅とは是れ所縁縁にして有所縁には非らず。餘は皆な是れ所縁縁にして亦有所縁なり。

〔九〕増上縁・非有増上等の論

幾か増上縁にして有増上には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく有爲の沙門果は是れ増上縁にして亦有増上なり。若し無爲の沙門果は是れ増上縁にして有増上には非らず。

〔十〕瀑流・非順瀑流等の論

幾か瀑流にして順瀑流には非らざるや等は、一切は瀑流にも非らず、順瀑流にも非らず。

第六節 四通行の五十問

四 通行

四通行とは謂はく苦遲通行有り、苦速通行有り、樂遲通行有り、樂速通行有り。

〔一〕有色等の論

此の四通行は、幾か有色なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく通行所攝の身・語業は是れ有色なり。餘は皆な是れ無色なり。

〔二〕有見等の論

幾か有見なりや等は、一切は是れ無見なり。

〔三〕有對等の論

幾か有對なりや等は、一切は是れ無對なり。

〔四〕有漏等の論

幾か有漏なりや等は、一切は是れ無漏なり。

〔五〕有爲等の論

幾か有爲なりや等は、一切は是れ有爲なり。

〔九〕謂はく以下。前と同様、舊論は又「沙門果の、若し有爲ならば」とつけ足してゐる。

〔一〇〕瀑流。原漢譯には瀑の字をすべて暴に作る。前節相應下の註參照。

〔一一〕四通行。舊論には曰はく、通とは謂はく四通なり。問ふ、云何が四なる。答へて謂はく、苦遲通有り、苦速通有り、樂遲通有り、樂速通有り。云何が苦遲通なる。謂はく未來禪、中間禪、及び三無色の若し鈍浪道なり。云何が苦速通なる。謂はく、未來禪、中間禪及び三無色の若し利浪道なり。云何が樂遲通なる。謂はく、根本四禪の若し鈍浪道なり。云何が樂速通なる。謂はく、根本四禪の若し利浪道なり（集異門足論の説明等と對比すべし）。集異門足論卷七、法蘊足論卷三通行品第五等參照。

沙門果所攝の身・語業は是れ所造色にして有見色には非らず。餘は皆な所造色にも非らず、有見色にも非らず。

(四) 所造色・非有對色等の論

此の四沙門果は幾か所造色にして有對色には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく沙門果所攝の身・語業とは是れ所造色にして有對色には非らず。餘は皆な所造色にも非らず、有對色にも非らず。

(四) 難見の故に甚深論の等

幾か難見の故に甚深なりや等は、一切は難見の故に甚深にして、甚深の故に難見なり。

(四) 善非善爲因等の論

幾か善にして善を因と爲すに非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく有爲の沙門果は是れ善にして亦善を因と爲す。若し無爲の沙門果は是れ善にして善を因とするには非らず。

(四) 不善・非不善爲因等の論

幾か不善にして不善を因と爲すに非らざるや等は、一切は不善にも非らず、不善を因と爲すにも非らず。

(四) 無記・非無記爲因等の論

幾か無記にして無記を因と爲すには非らざるや等は、一切は無記にも非らず、無記を因と爲すにも非らず。

(四) 因縁・非有因等の論

幾か因縁にして有因には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。若し有爲の沙門果は是れ因縁にして亦有因なり。若し無爲の沙門果は因縁にも非らず、有因にも非らず。

(四) 等無間・非等無間縁等の論

幾か等無間にして等無間縁には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく沙門果は、「一」或ひは是れ等無間にして等無間縁には非らず。「二」或ひは是れ等無間にして亦等無間縁なり。「三」或ひは等無間にも非らず、等無間縁にも非らず。

第一句

是れ等無間にして等無間縁には非らずとは、謂はく未來に現前正起する沙門果所攝の心・心所法なり。

【八】 謂はく等。舊論は「沙門果の、若し有爲ならば…三句を作る」と。

(三)見・非見處の論  
預流果

幾か見にして見處には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。  
謂はく預流果所攝の慧は是れ見にして見處には非らず。餘は皆な見にも非らず、見處にも非らず。

一來・不還果の例釋

一來・不還果も亦爾なり。

阿羅漢果例釋

阿羅漢果所攝の盡[智]・無生智に攝せざる所の慧は是れ見にして見處には非らず。餘は皆な見にも非らず、見處にも非らず。

(三)有身見轉因・有身見因等の論

幾か有身見を因と爲して有身見の因には非らざるや等は、一切は有身見を因と爲すにも非らず、有身見の因にも非らず。

(三)業・非業異熟等の論

幾か業にして業異熟には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく沙門果所攝の身・語業と及び思とは是れ業にして業異熟には非らず。餘は皆な業にも非らず、業異熟にも非らず。

(三)業・非業轉等の論  
預流果の四句

幾か業にして隨業轉には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく預流果に四句有り。

第一句

「一」或ひは業にして隨業轉には非らず。謂はく預流果所攝の思なり。

第二句

「二」或ひは隨業轉にして業には非らず。謂はく預流果所攝の受・想・識蘊と及び思を攝せざる所の隨業轉の行蘊となり。

第三句

「三」或ひは業にして亦隨業轉なり。謂はく預流果所攝の身・語業なり。

第四句

「四」或ひは業にも非らず、隨業轉にも非らず。謂はく預流果所攝の隨業轉の心不相應行を除く諸の餘の預流果所攝の心不相應行と及び擇滅となり。

餘の三果例釋

一來・不還・阿羅漢果も亦爾なり。

(四)所造色・非有見色等の論

幾か所造色にして有見色には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく

(五)隨尋轉・非同相應等の論  
預流果の四句  
幾か隨尋轉非同相應なりや等は、一切は應さに分別すべし。  
謂はく預流果に四句有り。

第一句

「一」或ひは隨尋轉にして伺相應には非らず。謂はく預流果所攝の身・語業及び隨尋轉の心不相應行並びに伺なり。

第二句

「二」或ひは伺相應にして隨尋轉には非らず。謂はく預流果所攝の尋なり。

第三句

「三」或ひは隨尋轉にして亦伺相應なり。謂はく預流果所攝の尋・伺相應の心・心所法なり。

第四句

「四」或ひは隨尋轉にも非らず、伺相應にも非らず。謂はく預流果所攝の隨尋轉の心不相應行を除く諸の餘の預流果所攝の心不相應行と及び擇滅となり。

一來果例釋

一來果も亦爾なり。  
不還果の四句有り。

第一句

「一」或ひは隨尋轉にして伺相應には非らず。謂はく不還果所攝の隨尋轉の身・語業及び隨尋轉の心不相應行並びに尋相應の伺なり。

第二句

「二」或ひは伺相應にして隨尋轉には非らず。謂はく不還果所攝の尋と及び尋不相應伺相應の心・心所法となり。

第三句

「三」或ひは隨尋轉にして亦伺相應なり。謂はく不還果所攝の尋伺相應の心・心所法なり。

第四句

「四」或ひは隨尋轉にも非らず、伺相應にも非らず。謂はく不還果所攝の隨尋轉の身・語業と心不相應行とを除く諸の餘の不還果所攝の身・語業、心不相應行、及び不還果所攝の尋不相應の伺、若しは無尋無伺の心・心所法、並びに擇滅なり。

阿羅漢果例釋

阿羅漢果も亦爾なり。

非二學のそれ 云何が非學非無學なりや。謂はく無爲の預流果なり。

餘二果の例釋 一來・不還果も亦爾なり。

阿羅漢果 阿羅漢果は或ひは無學、或ひは非學非無學なり。

無學のそれ 云何が無學なりや。謂はく有爲の阿羅漢果なり。

非二學のそれ 云何が非學非無學なりや。謂はく無爲の阿羅漢果なり。

(三)見斷等の論 此の四沙門果は幾か見所斷なりや等は、一切は所斷に非らず。

(三)非心等の論 幾か非心なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく沙門果所攝の身・語業と

心不相應行と及び擇滅とは非心・非心所・非心相應なり。若し受蘊と想蘊と及び相應の行蘊とは是れ心所にして心と相應す。若し心・意識は唯だ是れ心なり。

幾か隨心轉非受相應なりや等は、一切は應さに分別すべし。

(三)隨心轉非受相應等の論 預流果の四句 謂はく預流果に四句有り。

第一句 「一」或ひは隨心轉にして受相應には非らず。謂はく預流果所攝の身・語業と及び隨

心轉の不相應行と並びに受となり。

第二句 「二」或ひは受相應にして隨心轉には非らず。謂はく預流果所攝の心・意識なり。

第三句 「三」或ひは隨心轉にして亦受相應なり。謂はく預流果所攝の想蘊と及び相應の行

蘊となり。

第四句 「四」或ひは隨心轉にも非らず、受相應にも非らず。謂はく預流果所攝の隨心轉と

心不相應行とを除く諸の餘の預流果所攝の心不相應行と及び擇滅となり。

餘三果の例釋 一來・不還・阿羅漢果も亦爾なり。

(四)隨心轉非想行相應等の論 幾か隨心轉非想行相應なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく 自性を除

いて受の如く應さに知るべし。

【七】自性等。前卷中の同様の註参照。この自性とは有爲・無爲の四沙門果所攝の諸法のこと。



(一〇)有上等の論 幾か有上なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく有爲の沙門果は是れ有上なり。若し無爲の沙門果は是れ無上なり。

(一一)有等の論 幾か是れ有なりや等は、一切は有に非らず。

(一二)因相應等の論 幾か因相應なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく沙門果所攝の身・語業と心不相應行と及び擇滅とは因不相應なり。餘は皆な因相應なり。

(一三)六善處との相攝論 此の四沙門果と六善處との相攝は、六善處の少分が四沙門果を攝し、四沙門果も亦六善處の少分を攝す。

(一四)五不善處との相攝論 五不善處との相攝は、互ひに相ひ攝せず。

(一五)七無記處との相攝論 七無記處との相攝は、互ひに相ひ攝せず。

(一六)三漏處との相攝論 三漏處との相攝は、互ひに相ひ攝せず。

(一七)五有漏處との相攝論 五有漏處との相攝は、互ひに相ひ攝せず。

(一八)八無漏處との相攝論 八無漏處との相攝は、八「中の」六無漏處の少分が四沙門果を攝し、四沙門果も亦八「中の」六無漏處の少分を攝すなり。

(一九)過去等の論 幾か過去なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく有爲の沙門果は或ひは過去、或ひは未來、或ひは現在なり。若し無爲の沙門果は過去に非らず、未來に非らず、現在にも非らず。

(二〇)善等の論 幾か善なりや等は、一切は是れ善なり。

(二一)三界繫等の論 幾か欲界繫たりや等は、一切は是れ不繫なり。

(二二)學等の論 幾か學なりや等は、一切は應さに分別すべし。

(二三)預流果 謂はく預流果は或ひは學、或ひは非學非無學なり。

(二四)學のそれ 云何が學なりや。謂はく有爲の預流果なり。

【五】六善處の少分。この沙門果には上登の如く有爲のそれ(沙門果所攝の五蘊等)と無爲のそれ(同上の擇滅)との二別があるから、その兩者に兼ね互つていふと、有爲のそれは六善處中の善の五蘊に攝せられるものがあり、又、無爲のそれは同じく擇滅善處に攝せられる等の故に、今所記の如く六善處の少分が四沙門果を攝す等といふものである。

【六】六無漏處。八無漏處中の非擇滅と虚空とは今關係なきを以つて省く故に、六といふ。その六は前の六善處に準ず。

(六)有異熟等の論

幾か有異熟なりや等は、一切は無異熟なり。

(七)縁生等の論

幾か是れ縁生なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく有爲の沙門果は是れ縁生、是れ因生、是れ世の攝なり。若し無爲の沙門果は縁生に非らず、因生に非らず、世の攝に非らず。

(八)色の攝等の論

幾か色の攝なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく沙門果所攝の身・語業は是れ色の攝なり。餘は皆な是れ名の攝なり。

(九)内處の攝等の論

幾か内處の攝なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく沙門果所攝の心・意識は是れ内處の攝にして、餘は皆な是れ外處の攝なり。

(一〇)智遍知の所遍知等の論

幾か智遍知の所遍知なりや等は、一切は是れ智遍知の所遍知なり。

(一一)斷遍知の所遍知等の論

此の四沙門果は幾か斷遍知の所遍知なりや等は、一切は斷遍知の所遍知には非らず。

(一二)應斷等の論

幾か應斷なりや等は、一切は、不應斷なり。

(一三)應修等の論

幾か應修なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく有爲の沙門果は是れ應修なり。若し無爲の沙門果は不應修なり。

(一四)染汚等の論

幾か染汚なりや等は、一切は不染汚なり。

(一五)果・非有果の論

幾か果にして有果には非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく有爲の沙門果は是れ果にして亦有果なり。若し無爲の沙門果は是れ果にして有果には非らず。

(一六)有執受等の論

幾か有執受なりや等は、一切は無執受なり。

(一七)大種所造等の論

幾か大種所造なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく沙門果所攝の身・語業は是れ大種の所造なり。餘は皆な大種の所造に非らず。

第三 句

云何が等無間にも非らず、等無間縁にも非らざるや。謂はく未來に現前正起する佛證淨を除く諸の餘の未來の佛證淨なり。

法・僧二證淨の例釋

(四) 所縁縁・非有所縁等の論

法・僧證淨も亦爾なり。  
幾か所縁縁にして有所縁には非らざるや等は、一は是れ所縁縁にして有所縁には非らず。三は是れ所縁縁にして亦有所縁なり。

(四) 増上縁・非有上等の論

幾か増上縁にして有増上には非らざるや等は、一切は是れ増上縁にして亦有増上なり。

(五) 瀑流・非順瀑流等の論

幾か瀑流にして順瀑流には非らざるや等は、一切は瀑流にも非らず、順瀑流にも非らず。

第五節 四沙門果の五十問

四 沙門 果

四沙門果とは謂はく預流果と一來果と不還果と阿羅漢果となり。

(一) 有色等の論

此の四沙門果は幾か有色なりや等は、一切は應さに分別すべし。謂はく沙門果所攝の身・語業は是れ有色にして餘は皆な無色なり。

(二) 有見等の論

幾か有見なりや等は、一切は是れ無見なり。  
幾か有對なりや等は、一切は是れ無對なり。

(三) 有對等の論

幾か有漏なりや等は、一切は是れ無漏なり。  
幾か有爲なりや等は、一切は應さに分別すべし。

(四) 有漏等の論

謂はく預流果は、或ひは有爲、或ひは無爲なり。

(五) 有爲等の論

云何が有爲なりや。謂はく預流果所攝の五蘊なり。  
云何が無爲なりや。謂はく預流果所攝の擇滅なり。  
一來・不還・阿羅漢果も亦爾なり。

無爲のそれ  
ロー二、餘の三  
果の例釋

【三】瀑流。原典に於いてはこゝでは「暴流」と書し、こゝの一文、終始一貫してあるが、前卷の相應所乃至玄奘譯の從來の一般例に照らし、所記の通りに改め記した。  
【四】四沙門果。舊論はたゞ「果とは……」と記す。

卷の第十一

第四節 四證淨の五十問 (二)

(四) 所造色・非有對色等の論

(四) 難見の故に甚深等の論

(三) 善・非善爲因等の論

(四) 不善・非不善爲因等の論

(四) 無記・非無記爲因等の論

(六) 因縁・非有因等の論

(七) 等無間・非等無間縁等の論

佛證淨の三句

第一句

此の四證淨は幾か 所造色にして有對色には非らざるや等は、一は是れ所造色にして有對色には非らず。三は所造色にも非らず、有對色にも非らず。

幾か難見の故に甚深なりや等は、一切は難見の故に甚深にして、甚深の故に難見なり。

幾か善にして善を因と爲すに非らざるや等は、一切は是れ善にして亦善を因と爲す。

幾か不善にして不善を因と爲すに非らざるや等は、一切は不善にも非らず、不善を因と爲すにも非らず。

幾か無記にして無記を因と爲すには非らざるや等は、一切は無記にも非らず、無記を因と爲すにも非らず。

幾か因縁にして有因には非らざるや等は、一切は是れ因縁にして亦有因なり。幾か等無間にして等無間縁には非らざるや等は、一は等無間にも非らず、等無間縁にも非らず。三は應さに分別すべし。

謂はく佛證淨は「一」或ひは是れ等無間にして等無間縁には非らず。「二」或ひは是れ等無間にして亦等無間縁なり。「三」或ひは等無間にも非らず、等無間縁にも非らず

云何が是れ等無間にして等無間縁には非らざるや。謂はく未來に現前正起する佛證淨なり。

第二句

云何が是れ等無間にして亦等無間縁なりや。謂はく過去・現在の佛證淨なり。

【一】 第四節等。原漢譯には「辯千問品第七の二」と記し、舊論は尙、續けて卷八の中である。  
【二】 所造色。舊論は「造色の色」と。

業なり。

幾か見にして見處には非らざるや等は、一切は見にも非らず、見處にも非らず。

幾か有身見を因と爲して有身見の因には非らざるや等は、一切は有身見を因と爲すにも非らず、有身見の因にも非らず。

(三八)業・非業異熟等の論

幾か業にして業異熟には非らざるや等は、一は是れ業にして業異熟には非らず。三は業にも非らず、業異熟にも非らず。

(三九)業・非隨業轉等の論

幾か業にして隨業轉には非らざるや等は、一は是れ業にして亦隨業轉なり。三は隨業轉にして業には非らず。

(四〇)所造色・非有見色等の論

幾か所造色にして有見色には非らざるや等は、一は是れ所造色にして有見色には非らず。三は所造色にも非らず、有見色にも非らず。

ローハ、法・僧證淨例釋

ニ、聖所愛の戒

學のそれ

無學のそれ

(三)見所斷等の論

(三)非心等の論

(三)隨心轉非受相應等の論

(三)隨心轉非想行相應等の論

(三)隨尋轉非伺相應等の論

有尋有伺の佛證淨

無尋唯伺のそれ

無尋無伺のそれ

ローハ、法僧二證淨例釋

ニ、聖所愛の戒

隨尋轉にして非伺相應のそれ

非隨尋轉非伺相應のそれ

法・僧證淨も亦爾なり。

聖所愛戒證淨は或ひは學、或ひは無學なり。

云何が學なりや。謂はく學の身・語業なり。

云何が無學なりや。謂はく無學の身・語業なり。

此の四證淨は幾か見所斷なりや等は、一切は所斷に非らず。

幾か非心なりや等は、一は非心・非心法・非心相應なり、三は是れ心所にして心と相應す。

幾か隨心轉非受相應なりや等は、一は隨心轉非受相應、三は隨心轉にして亦受相應なり。

幾か隨心轉非想行相應なりや等は、一は隨心轉非想相應、三は隨心轉にして亦想相應、一は隨心轉非行相應、三は隨心轉にして亦行相應なり。

其の自性を除く。

幾か隨尋轉非伺相應なりや等は、一切は應さに分別すべし。

謂はく佛證淨は或ひは有尋有伺、或ひは無尋唯伺、或ひは無尋無伺なり。

云何が有尋有伺なるや。謂はく有尋有伺の作意相應の佛證淨なり。

云何が無尋唯伺なりや。謂はく無尋唯伺の作意相應の佛證淨なり。

云何が無尋無伺なりや。謂はく無尋無伺の作意相應の佛證淨なり。

法・僧證淨も亦爾なり。

聖所愛の戒證淨は或ひは隨尋轉にして伺相應には非らず。或ひは隨尋轉にも非らず、伺相應にも非らず。

云何が隨尋轉にして伺相應には非らざるや。謂はく隨尋轉の無漏の身・語業なり。

云何が隨尋轉にも非らず、伺相應にも非らざるや。謂はく不隨尋轉の無漏の身・語業なり。

【二〇】其の自性。三即ち佛法僧の三證淨も亦一の行の故にこの言をなす。舊論も亦この斷り書きを載す。

(五)果・有果等の論

(六)有執受等の論

(七)大種所造等の論

(八)有上等の論

(九)是れ有等の論

(一〇)因相應等の論

(一一)六善處との相攝の論

(一二)五不善處との相攝の論

(一三)七無記處との相攝の論

(一四)三漏處との相攝の論

(一五)五有漏處との相攝の論

(一六)八無漏處との相攝の論

(一七)過去等の論

(一八)善等の論

(一九)欲界繫等の論

(二〇)學等の論

イ、佛證淨

學の佛證淨

無學の佛證淨

幾か果にして有果に非らざるや等は、一切は是れ果にして亦有果なり。

幾か有執受たりや等は、一切は無執受なり。

幾か大種所造なりや等は、一は是れ大種所造なり。三は大種所造に非らず。

幾か有上なりや等は、一切は是れ有上なり。

幾か是れ有なりや等は、一切は有に非らず。

幾か因相應なりや等は、一は因不相應にして三は因相應なり。

此の四證淨と六善處との相攝は、二善處の少分が四證淨を攝し、四證淨も亦二善處の少分を攝すなり。

五不善處との相攝は、互ひに相ひ攝せず。

七無記處との相攝は、互ひに相ひ攝せず。

三漏處との相攝は、互ひに相ひ攝せず。

五有漏處との相攝は、互ひに相ひ攝せず。

八無漏處との相攝は、一無漏處の全と、一無漏處の少分とが四證淨を攝し、四證淨も亦一無漏處の全と、一無漏處の少分とを攝す。

幾か過去なりや等は、一切は或ひは過去、或ひは未來、或ひは現在なり。

幾か善なりや等は、一切は是れ善なり。

幾か欲界繫なりや等は、一切は是れ不繫なり。

幾か學なりや等は、一切は應さに分別すべし。

謂はく佛證淨は或ひは學、或ひは無學なり。

云何が學なりや。謂はく學の作意相應の佛證淨なり。

云何が無學なりや。謂はく無學の作意相應の佛證淨なり。

【一〇〇】二善處。色・行の二の善處。

【一〇一】一無漏處。戒蘊の全は聖所愛の戒證淨を攝す。  
【一〇二】一無漏處の少分。定の一分に餘の證淨を攝するの意？

【一〇三】作意。舊論は「思惟」。

(四) 有所緣々・非有所緣

幾か所緣縁にして有所緣には非らざるや等は、一切は是れ所緣縁にして有所緣には非らず。

(四) 増上縁・非増上等の論

幾か増上縁にして有増上には非らざるや等は、一切は是れ増上縁にして亦有増上なり。

(五) 瀑流・非順瀑流等の論

幾か瀑流にして順瀑流には非らざるや等は、一切は順瀑流にして瀑流には非らず。

四 證 淨

四證淨とは謂はく佛證淨と法證淨と僧證淨と聖所愛の戒證淨となり。

(一) 有色等の論

此の四證淨は幾か有色なりや等は、<sup>七</sup>一は有色にして、三は無色なり。

(二) 有見等の論

幾か有見なりや等は、一切は是れ無見なり。

(三) 有對等の論

幾か有對なりや等は、一切は是れ無對なり。

(四) 有漏等の論

幾か有漏なりや等は、一切は是れ無漏なり。

(五) 有爲等の論

幾か有爲なりや等は、一切は是れ有爲なり。

(六) 有異熟等の論

幾か有異熟なりや等は、一切は無異熟なり。

(七) 是れ緣生等の論

幾か是れ緣生なりや等は、一切は是れ緣生・是れ因生・是れ世の攝なり。

(八) 色の攝等の論

幾か色の攝なりや等は、一は是れ色の攝なり。三は是れ名の攝なり。

(九) 内處の攝等の論

幾か内處の攝なりや等は、一切は外處の攝なり。

(一〇) 智通知の所通知等の論

幾か智通知の所通知なりや等は、一切は是れ智通知の所通知なり。

(一一) 斷通知の所通知等の論

此の四證淨は幾か斷通知の所通知なりや等は、一切は斷通知の所通知に非らず。

(一二) 應斷等の論

幾か應斷なりや等は、一切は不應斷なり。

(一三) 應修等の論

幾か應修なりや等は、一切は是れ應修なり。

(一四) 染汚等の論

幾か染汚なりや等は、一切は不染汚なり。

【六】 四證淨。こゝの所、舊論はたゞ「淨とは一」と記す。

四證淨は集異門足論卷六、法蘊足論卷二・證淨品第三等の下參照。舊論には總じて證淨を不壞淨に作る。

【七】 一。最後の聖所愛の戒證淨をいふ。蓋し戒は無表色なるが故に。

【六】 前註に準ず。

【八九】 此の等。又五十問に對する答を十問づゝに區切つて見て、この種の書き方をなし、舊論も相ひ應じてゐる。以下準ず。



(三)有身見を因と爲して有身見の因に非らず等の論

幾か有身見を因と爲して有身見の因には非らざるや等は、一切は有身見を因と爲すにも非らず、有身見の因にも非らず。

(三)業・非業異熟等の論

幾か業にして業異熟に非らざるや等は、一切は是れ業にして業異熟には非らず。幾か業にして隨業轉に非らざるや等は、一切は是れ業にして隨業轉には非らず。

(四)所造色・非見色等の論

幾か所造色にして有見色には非らざるや等は、一切は是れ所造色にして有見色には非らず。四は應さに分別すべし。謂はく若し表ならば是れ所造色にして亦有見色なり。若し無表ならば是れ所造色にして有見色には非らず。

(四)所造色・非有對色等の論

此の五學處は幾か所造色にして有對色に非らざるや等は、一切は應さに分別すべし。謂く若し表ならば是れ所造色にして亦有對色なり。若し無表ならば是れ所造色にして有對色に非らず。

(四)難見の故に甚深等の論

幾か難見の故に甚深なりや等は、一切は難見の故に甚深にして、甚深の故に難見なり。

(四)善・非善爲因等の論

幾か善にして善を因と爲すに非らざるや等は、一切は是れ善にして亦善を因と爲す。

(四)不善・非不善爲因等の論

幾か不善にして不善を因と爲すに非らざるや等は、一切は不善にも非らず、不善を因と爲すにも非らず。

(四)無記・非無記爲因等の論

幾か無記にして無記を因と爲すに非らざるや等は、一切は無記にも非らず、無記を因と爲すにも非らず。

(四)因縁・非有因等の論

幾か因縁にして有因には非らざるや等は、一切は是れ因縁にして亦有因なり。

(四)等無間・非等無間縁等の論

幾か等無間にして等無間縁には非らざるや等は、一切は等無間にも非らず、等無間縁にも非らず。

(一八)有・無上論

(一九)有・非有論

(二〇)因相應不相應論

(二一)六善處等との相攝

(二二)五不善處との相攝

(二三)七無記處との相攝

(二四)三漏處との相攝

(二五)五有漏處との相攝

(二六)八無漏處との相攝

(二七)過去等論

(二八)三性論

(二九)三界深論

(三〇)三學門論

(三一)三斷門論

(三二)隨心轉・非受相應等の論

(三三)隨心轉・非想行相應等の論

(三四)隨尋轉・非何相應等の論

(三五)見・非見處の論

幾か有上なりや等は、一切は是れ有上なり。

幾か是れ有なりや等は、一切は是れ有なり。

幾か因相應なりや等は、一切は因不相應なり。

此の五學處と六善處との相攝は、一善處の少分が五學處を攝し、五學處も亦一善處の少分を攝す。

五不善處との相攝は、互ひに相ひ攝せず。

七無記處との相攝は、互ひに相ひ攝せず。

三漏處との相攝は、互ひに相ひ攝せず。

五有漏處との相攝は、一有漏處の少分が五學處を攝し、五學處も亦一有漏處の少分を攝す。

八無漏處との相攝は、互ひに相ひ攝せず。

幾か過去なりや等は、一切は或ひは過去、或ひは未來、或ひは現在なり。

幾か善なりや等は、一切は是れ善なり。

幾か欲界繫なりや等は、一切は欲界繫なり。

幾か學なりや等は、一切は非學非無學なり。

此の五學處は幾か見所斷なりや等は、一切は修所斷なり。

幾か非心なりや等は、一切は非心非心所非心相應なり。

幾か隨心轉非受相應なりや等は、一切は非隨心轉非受相應なり。

幾か隨心轉非想行相應なりや等は、一切は非隨心轉非想行相應なり。

幾かの隨尋轉非伺相應なりや等は、一切は非隨尋轉非伺相應なり。

語を離る。五には形壽を盡くして諸の酒を飲むことを離る。——此の五を名づけて

近事學處と爲す。

(一)五學處の有

色・無色論

(二)同上有見・無見論

此の五學處は幾<sup>九二</sup>か有色なりや等は、一切は是れ有色なり。

(三)同有・無對論

幾か有見なりや等は、一は無見なり。四は應さに分別すべし。謂はく、若し表<sup>九三</sup>は是れ有見、若し無表は是れ無見なり。

(四)有・無漏論

幾か有漏なりや等は、一切は是れ有漏なり。

(五)有・無爲論

幾か有爲なりや等は、一切は是れ有爲なり。

(六)有無・異熟論

幾か有異熟なりや等は、一切は有異熟なり。

(七)緣生等の論

幾か是れ緣生なりや等は、一切は是れ緣生、是れ因生、是れ世の攝なり。

(八)色攝・名攝論

幾か色の攝なりや等は、一切は是れ色の攝なり。

(九)内處・外處攝論

幾か内處の攝なりや等は、一切は外處の攝なり。

(一〇)智遍知の所

幾か智遍知の所遍知なりや等は、一切は是れ智遍知の所遍知なり。

(一一)斷遍知の所

幾か應斷なりや等は、一切は是れ應斷なり。

(一二)應斷・不應論

幾か應修なりや等は、一切は是れ應修なり。

(一三)應修不應修論

幾か染汚なりや等は、一切は不染汚なり。

(一四)染汚・不染汚論

幾か果にして有果に非らざるや等は、一切は是れ果にして亦有果なり。

(一五)果非有果等の論

幾か有執受なりや等は、一切は無執受なり。

(一六)有無執受論

幾か大種所造なりや等は、一切は是れ大種所造なり。

(一七)大種所造非所造論

【九二】此の等。以下新論は各一の間に對して絶えずまづ問を以てして而して次に答を記することにしてあるも、舊論の方はたゞ答を記するだけで、問は常に記さない。

【九三】一。離虛誑語は聞えはするが見えはしないから。

【九四】表。舊論「作」。

【九五】無表。同上「無作」。

【九六】此の五學處等。五十問に對する答を十問づゝに區切つて一段とするもの如く、第十一に當る所で、常に「此の五學處」と言を改めてある。而してこのことは舊論も亦同じである。

幾か有對色にして所造色に非らず、幾か所造色にして亦有對色なり、幾か所造色にも非らず、有對色にも非らざるや。(42)幾か難見の故に甚深なり、幾か甚深の故に難見なりや。(43)幾か善にして善を因と爲すに非らず、幾か善を因と爲して善には非らず、幾か善にして亦善爲因なり、幾か善にも非らず、善を因と爲すにも非らざるや。(44)幾か不善にして不善を因と爲すに非らず、幾か不善を因と爲して不善には非らず。幾か不善にして亦不善爲因なり、幾か不善にも非らず、不善を因と爲すにも非らざるや。(45)幾か無記にして無記を因となすに非らず、幾か無記を因と爲すにも非らず、幾か無記にして亦無記爲因なり、幾か無記にも非らず、無記を因と爲すにも非らざるや。(46)幾か因縁にして有因に非らず。幾か有因にして因縁に非らず、幾か因縁にして亦有因なり、幾か因縁にも非らず、有因にも非らざるや。(47)幾か等無間にして等無間縁に非らず、幾か等無間縁にして等無間に非らず。幾か等無間にして亦等無間縁なり、幾か等無間にも非らず、等無間縁にも非らざるや。(48)幾か所縁縁にして有所縁に非らず、幾か有所縁にして所縁縁に非らず、幾か所縁縁にして亦有所縁なり、幾か所縁縁にも非らず、有所縁にも非らざるや。(49)幾か増上縁にして有増上に非らず、幾か有増上にして増上縁に非らず、幾か増上縁にして亦有増上なり、幾か増上縁にも非らず、有増上にも非らざるや。(50)幾か瀑流にして順瀑流に非らず、幾か順瀑流にして瀑流に非らず、幾か瀑流にして亦順瀑流なり、幾か瀑流にも非らず、順瀑流にも非らざるや。

餘の諸項目に關する例問 五學處

學處に依りて五十問を爲すが如く、餘の十九に依つて問を爲すことも亦爾なり。五學處とは一には形壽を盡くして生命を斷ずることを離る。二には形壽を盡くして不與取を離る。三には形壽を盡くして欲邪行を離る。四には形壽を盡くして虚誑

【九〇】因縁等。以下例の因縁等無間縁・所縁縁・増上縁等の四縁によりて四問をなす。

や、五學處が五有漏處を攝すと爲んや。

八攝無漏處

八の攝無漏處有り。謂はく、無漏の五蘊と及び三無爲となり。(26) 八無漏處が五學處を攝すと爲んや、五學處が八無漏處を攝すと爲んや。

此の五學處は(27) 幾か過去、幾か未來、幾か現在、幾か非過去非未來非現在なりや。

(28) 幾か善、幾か不善、幾か無記なりや。(92) 幾か欲界繫、幾か色界繫、幾か無色界繫、

幾か不繫なりや。(30) 幾か學、幾か無學、幾か非學非無學なりや。(31) 幾か見所斷、幾

か修所斷、幾か非所斷なりや。(32) 幾か非心・非心所・非心相應、幾か是れ心所にして

心と相應し、幾か唯だ是れ心なりや。(33) 幾か隨心轉非受相應、幾か受相應非隨心轉、

幾か隨心轉にして亦受相應、幾か非隨心轉非受相應なりや。(34) 幾か隨心轉非想行相

應、幾か想行相應非隨心轉、幾か隨心轉にして亦想行相應、幾か非隨心轉非想行相應

なりや。(35) 幾か隨尋轉非伺相應、幾か伺相應非隨尋轉、幾か隨尋轉にして亦伺相應、

幾か非隨尋轉非伺相應なりや。(36) 幾か見にして見處に非らず、幾か見處にして見に非

らず、幾か見にして亦見處なり、幾か見にも非らず見處にも非らざるや。(37) 幾か有身

見を因と爲して有身見の因に非らず、幾か有身見の因にして有身見を因と爲すに非

らず、幾か有身見を因と爲して亦有身見の因なり、幾か有身見を因と爲すにも非

らず、有身見の因にも非らざるや。(38) 幾か業にして業異熟に非らず、幾か業異熟に

して業に非らず、幾か業にして亦業異熟なり、幾か業にも非らず、業異熟にも非らざ

るや。(39) 幾か業にして隨業轉に非らず、幾か隨業轉にして業に非らず、幾か業にして

亦隨業轉なり、幾か業にも非らず、隨業轉にも非らざるや。(40) 幾か所造色にして有見

色に非らず、幾か有見色にして所造色に非らず、幾か所造色にして亦有見色なり、幾

か所造色にも非らず、有見色にも非らざるや。(41) 幾か所造色にして有對色に非らず。

【八〇】無漏の五蘊。戒・定・慧、解脫・解脫知見の五をいふ。

近事が五學處の五十問

且らくハニシ近事ハセ五學處經に依つて五十問を爲すと謂はく、五學處は(1)幾かいくま有色ハニ、

幾か無色なりや。(2)幾か有見、幾か無見なりや。(3)幾か有對、幾か無對なりや。(4)

幾か有漏、幾か無漏なりや。(5)幾か有爲、幾か無爲なりや。(6)幾か有異熟、幾か無異

熟なりや。(7)幾か是れ緣生、是れ因生、是れ世の攝、幾か緣生に非らず、因生に非

らず、世の攝に非らざるや。(8)幾か色の攝、幾か名の攝なりや。(9)幾か内處の攝、

幾か外處の攝なりや。(10)幾か智遍知の所遍知、幾か知遍知の所遍知に非らざるや。

(11)幾か斷遍知の所遍知、幾か斷遍知の所遍知に非らざるや。(12)幾か應斷、幾か不應

斷なりや。(13)幾か應修、幾か不應修なりや。(14)幾か染汚、幾か不染汚なりや。(15)幾

か果にして有果に非らず、幾か有果にして果に非らず、幾か果にして亦有果なり、

幾か果にも非らず有果にも非らざるや。(16)幾か有執受、幾か無執受なりや。(17)幾か

大種所造、幾か大種所造に非らざるや。(18)幾か有上、幾か無上なりや。(19)幾か是れ

有、幾か非有なりや。(20)幾か因相應、幾か因不相應なりや。

六攝善處 六の攝善處有り。謂はく善の五蘊と及び擇滅となり。(21)六善處が五學處を攝すと

爲んや、五學處が六善處を攝すと爲んや。

五攝不善處 五の攝不善處有り。謂はく不善の五蘊なり。(22)五不善處が五學處を攝すと爲んや、

五學處が五不善處を攝すと爲んや。

七攝無記處 七の攝無記處有り。謂はく無記の五蘊と及び虚空・非擇滅となり。(23)七無記處が五

學處を攝すと爲んや、五學處が七無記處を攝すと爲んや。

三攝漏處 三の攝漏處有り。謂はく欲漏と有漏と無明漏となり。(24)三漏處が五學處を攝すと

爲んや、五學處が三漏處を攝すと爲んや。

五攝有漏處 五の攝有漏處有り。謂はく有漏の五蘊なり。(25)五有漏處が五學處を攝すと爲ん

【六】且らく等。この序説文は舊論にはない。そして舊論は上の五戒の解説のすぐ次に「問ふ、此の優婆塞の五戒は幾つか色……」等として五十問を列ねてある。  
【七】近事五學處經。毘曇部第三、p.16(三)を見よ。  
【八】有色等。以下の諸經略に對する舊譯については、已に註出せる所の故に、各その下を参照のこと。

處<sup>三</sup> 學處とは謂はく、近事<sup>四</sup>の五學處なり。

(一)學 淨とは謂はく四證淨なり。

(二)淨 果とは謂はく四沙門果なり。

(三)果 行とは謂はく四通行なり。

(四)行 聖種とは謂はく四聖種なり。

(五)聖 種 正斷とは謂はく四正斷なり。

(六)正 斷 神足とは謂はく四神足なり。

(七)神 足 念住とは謂はく四念住なり。

(八)念 住 諦とは謂はく四聖諦なり。

(九)諦 處 靜慮とは謂はく四靜慮なり。

(一〇)靜 處 量 無量とは謂はく四無量なり。

(一一)無 量 色 無色とは謂はく四無色なり。

(一二)無 色 分 定とは謂はく四修定なり。

(一三)定 分 覺分とは謂はく七等覺支なり。

(一四)覺 分 根とは謂はく二十二根なり。

(一五)根 處とは謂はく十二處なり。

(一六)處 蘊とは謂はく五蘊なり。

(一七)蘊 界とは謂はく十八界なり。

(一八)界 經

經とは謂はく頌中の前の九と後の九と及び各・總を一合と爲して二十經有り。一々の經に依つて前の五十問を爲す。

第二節 近事五學處の五十問

【八一】 學處等。舊論は以下全

十八又は經の字をそへて十九

字に對するこの種の解説なく、

その代りに、その十八の各一

について解説するそのすぐ次

にそれに關する十問を列ぬる

といつた組織にしてゐる。而

してその各一項目についての

解説に至つては舊論の方が遙

に詳細にわたつてゐる。

【八二】 近事等。舊論は前註の

通り學處の所を「戒」と記し、

一戒とは謂はく優婆塞の五戒

なり。問ふ、云何が五なる。答

へて謂はく、優婆塞の形壽を

盡くして不殺生を受くる、是

れ優婆塞の學迹なり。形壽を

盡くして不偷盜・不邪婬・不妄

語・不飲酒なる、是れ優婆塞の

學迹なり」と。但しこの相應文

は新論でも後方に示してゐる。

す。

(二)見

取

色界繫の見道所断の見取隨眠は一界・一處・一蘊の攝にして、七智の知なり。法・滅・道智を除く。一識の識にして、色界の見道所断の有漏縁と及び遍行との隨眠を隨増す。

増す。

(三)一(五)戒禁取・貪・慢の三惑例釋

色界繫の見道所断の戒禁取・貪・慢隨眠も亦爾なり。

(六)疑

色界繫の見道所断の疑隨眠は一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。法・滅・道智を除く。一識の識にして、色界の見道所断の有漏縁と及び疑相應の無明と並びに遍行との隨眠を隨増す。

遍行との隨眠を隨増す。

(七)無明

色界繫の見道所断の無明隨眠は一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。法・滅・道智を除く。一識の識にして、色界の見道所断の無漏縁の無明を除く諸の餘の色界の見道所断の一切と及び遍行との隨眠を隨増す。

の見道所断の一切と及び遍行との隨眠を隨増す。

(一〇)色界修断の三惑

色界繫の修所断の貪隨眠は一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。法・滅・道智を除く。一識の識にして、色界の修所断の一切と及び遍行との隨眠を隨増す。

(一一)貪

色界繫の修所断の慢・無明隨眠も亦爾なり。

(一二)餘二惑の例釋

色界繫の三十一隨眠の如く、應に知るべし。無色界繫の三十一隨眠も亦爾なり。差別は六智の知なり。法・他心・滅・道智を除く。

無色界三十一惑例釋

差別は六智の知なり。法・他心・滅・道智を除く。

辯千問品第七(第八章 二十事の千問其の一)

第一節 千問品序説

學處・淨・果・行・聖種

正斷・神足・念住・諦

靜慮・無量・無色・定

覺分・根・處・蘊・界・經

辯千問品第七

二〇一

【七】 舊論は以上で卷第七竟り。以下卷第八となつてゐる。

【八】 辯千問品。大正藏經本は「品類足論辯千問品第七の」と記し、宋・元・明・宮内省の諸本は單に「辯千問品第七」として、殊に宋・元・宮内省の三本は「第七の一」の「一」も記せぬ。舊譯は「千問論品第七の一(大正本)」、又は「第七の初一(宋・元・宮内省三本)」等としてゐる。千問とは要するに澤山の問といふ意であるが、列ぬる所の學處等十八項目に關し、各五十問づゝ等をなす所、稱して千問品といふの所以である。

【九】 學處等(舊論は學處の所を戒と記す)。千問品全部に對する總標頌(優檀南)で、本論は今の通りに千問品全部に對する優檀南を一括してこゝに全標するが、舊論は十八を前九・後九に二分し、前九をこゝに、そして後九を卷十(舊譯の)初に別に掲出してゐる。が、何れにしても、かう總標の摩特物伽(Mahāparinirvāṇa)を出す所、かの南傳人施設論、界論、分別論その外のやり方と全然その規を一にするものであることを看過してはならぬ。

【一〇】 經。舊論にはこの字を缺く。



邪見 道智を除く。一識の識にして、色界の見集所断の一切と及び見苦所断の遍行との随眠を随増す。

餘の五惑例釋

八、色界見滅断の六惑

(一)邪見 道智を除く。一識の識にして、色界の見滅所断の有漏縁と及び邪見相應の無明と並びに遍行との随眠を随増す。

(二)見取 色界繋の見滅所断の見取随眠は一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。法・滅・道智を除く。一識の識にして、色界の見滅所断の有漏縁と及び遍行との随眠を随増す。

(三)一(四)貪と慢例釋

(五)疑 色界繋の見滅所断の疑随眠は一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。法・滅・道智を除く。一識の識にして、色界の見滅所断の有漏縁と及び疑相應の無明と並びに遍行との随眠を随増す。

(六)無明 色界繋の見滅所断の無明随眠は一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。法・滅・道智を除く。一識の識にして、色界の見滅所断の無漏縁を除く諸の餘の色界の見滅所断の一切と及び遍行との随眠を随増す。

(七)色界見道断の七惑

(一)邪見 道智を除く。一識の識にして、色界の見道所断の有漏縁と及び邪見相應の無明と並びに遍行との随眠を随増す。

(二)見取 色界繋の見道所断の見取随眠は一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。法・滅・道智を除く。一識の識にして、色界の見道所断の有漏縁と及び遍行との随眠を随増す。

(三)色界繋の見道所断の邪見随眠は一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。法・滅・道智を除く。一識の識にして、色界の見道所断の有漏縁と及び邪見相應の無明と並びに遍行との随眠を随増す。

(四)見取 色界繋の見道所断の見取随眠は一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。法・滅・道智を除く。一識の識にして、色界の見道所断の有漏縁と及び遍行との随眠を随増す。

(五)見取 色界繋の見道所断の見取随眠は一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。法・滅・道智を除く。一識の識にして、色界の見道所断の有漏縁と及び遍行との随眠を随増す。

(六)見取 色界繋の見道所断の見取随眠は一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。法・滅・道智を除く。一識の識にして、色界の見道所断の有漏縁と及び遍行との随眠を随増す。

(七)見取 色界繋の見道所断の見取随眠は一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。法・滅・道智を除く。一識の識にして、色界の見道所断の有漏縁と及び遍行との随眠を随増す。

(八)見取 色界繋の見道所断の見取随眠は一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。法・滅・道智を除く。一識の識にして、色界の見道所断の有漏縁と及び遍行との随眠を随増す。

(九)見取 色界繋の見道所断の見取随眠は一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。法・滅・道智を除く。一識の識にして、色界の見道所断の有漏縁と及び遍行との随眠を随増す。

(十)見取 色界繋の見道所断の見取随眠は一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。法・滅・道智を除く。一識の識にして、色界の見道所断の有漏縁と及び遍行との随眠を随増す。

き故、特に見苦断とは断らなかつたものである。  
【七】餘の七。色・無色には見苦断十惑の中にて瞋を缺くが故に以上の九しかない。而して七とは上の欲界の場合の註に照らして知るを得べし。

四、欲界見道斷の八惑  
見 滅・道智を除く。一識の識にして、<sup>十四</sup>欲界の見道所斷の有漏縁と及び邪見相應の無明と並びに遍行との隨眠を隨増す。

(二)見 取 欲界繫の見道所斷の見取隨眠は一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。一識の識にして、欲界の見道所斷の有漏縁と及び遍行との隨眠を隨増す。

(三)(六)餘の六惑例釋  
欲界繫の見道所斷の戒禁取・貪・瞋・慢隨眠も亦爾なり。

(七)疑 欲界繫の見道所斷の疑隨眠は一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。一識の識にして、欲界の見道所斷の有漏縁と及び疑相應の無明と並びに遍行との隨眠を隨増す。

(八)無 明 欲界繫の見道所斷の無明隨眠は一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。一識の識にして、欲界の見道所斷の無漏縁の無明を除く諸の餘の欲界の見道所斷の一切と及び遍行との隨眠を隨増す。

五、欲界修斷の四惑  
(一)貪 欲界繫の修所斷の貪隨眠は一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。一識の識にして、欲界の修所斷の一切と及び遍行との隨眠を隨増す。

(二)瞋 欲界繫の修所斷の瞋・慢・無明隨眠も亦爾なり。  
六、色界見苦斷の九惑  
有 身 見 欲界繫の 有身見隨眠は一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。法・滅・道智を除く。一識の識にして、色界の見苦所斷の一切と及び見集所斷の遍行との隨眠を隨増す。

色界見苦斷の餘の八惑例釋  
七、色界見集斷の六惑  
色界繫の邊執見と及び見苦所斷の餘の七隨眠とも亦爾なり。

色界繫の見集所斷の邪見隨眠は一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。法・滅・

合計八。  
【六】見集等。舊論は又合一的に説く。

【七】餘の六。貪・瞋・疑・慢・見取見の六。

【七】見滅等。舊論は又見滅斷全體を合一的に説いてゐる。

【七】欲界等。舊論は見滅斷の七惑全體について「欲界繫の見滅斷の無漏縁の不共無明を除く餘の欲界繫の一切遍行一切使を便し、及び一切遍行一切使を便し」と記す。

【七】見道等。舊論は又見滅斷八惑全體に約して一括的にのべてゐる。

【七】欲界の等。舊論は又一括的にして、「欲界繫の見道斷の無漏縁の不共無明を除く餘の欲界繫の見道斷の一切使を便し及び一切遍行一切使を便し」と記す。

【七】修所斷等。舊論は又欲斷修斷の四惑全部を一括的に論じてゐる。

【七】色界繫等。舊論は以下すべてを省く。そして斷り書きして曰はく「欲界繫の如く、色界繫・無色界繫も亦是くの如し。色界の差別は法智を除き、無色界の差別は六智の知にして、法智・知他心智・滅・道智を除く。餘は上に説くが如し」と。

【七】有身見。この見と次の邊執見とは其苦斷以外には無

一、欲界見苦斷の十惑  
(一) 欲界繫の有身見  
(二) 欲界繫邊執見と(三) 餘の八隨眠の例釋  
二、欲界見集所の七惑  
(一) 邪見  
(二) 見  
(三) 取  
(四) 戒  
(五) 捨  
(六) 戒  
(七) 戒

欲界繫の有身見隨眠は一界・一處・一種の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。一識の識にして、欲界の見苦所斷の一切と及び見集所斷の遍行との隨眠を隨増す。

欲界繫の邊執見と及び見苦所斷の餘の八隨眠とも亦爾なり。

欲界繫の見集所斷の邪見隨眠は一界・一處・一種の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。一識の識にして、欲界の見集所斷の一切と及び見苦所斷の遍行との隨眠を隨増す。

欲界繫の見集所斷の餘の六隨眠も亦爾なり。

欲界繫の見滅所斷の邪見隨眠は一界・一處・一種の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。一識の識にして、欲界の見滅所斷の有漏縁と及び邪見相應の無明と並びに遍行との隨眠を隨増す。

欲界繫の見滅所斷の見取隨眠は一界・一處・一種の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。一識の識にして、欲界の見滅所斷の有漏縁と及び遍行との隨眠を隨増す。

欲界繫の見滅所斷の貪・瞋・慢の「諸」隨眠も亦爾なり。

欲界繫の見滅所斷の疑隨眠は一界・一處・一種の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。一識の識にして、欲界の見滅所斷の有漏縁と及び疑相應の無明と並びに遍行との隨眠を隨増す。

欲界繫の見滅所斷の無明隨眠は一界・一處・一種の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。一識の識にして、欲界の見滅所斷の無漏縁の無明を除く諸の餘の欲界の見滅所斷の一切と及び遍行との隨眠を隨増す。

欲界繫の見滅所斷の無明隨眠は一界・一處・一種の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。一識の識にして、欲界の見滅所斷の無漏縁の無明を除く諸の餘の欲界の見滅所斷の一切と及び遍行との隨眠を隨増す。

欲界繫の見滅所斷の無明隨眠は一界・一處・一種の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。一識の識にして、欲界の見滅所斷の無漏縁の無明を除く諸の餘の欲界の見滅所斷の一切と及び遍行との隨眠を隨増す。

欲界繫の見滅所斷の無明隨眠は一界・一處・一種の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。一識の識にして、欲界の見滅所斷の無漏縁の無明を除く諸の餘の欲界の見滅所斷の一切と及び遍行との隨眠を隨増す。

欲界繫の見滅所斷の無明隨眠は一界・一處・一種の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。一識の識にして、欲界の見滅所斷の無漏縁の無明を除く諸の餘の欲界の見滅所斷の一切と及び遍行との隨眠を隨増す。

欲界繫の見滅所斷の無明隨眠は一界・一處・一種の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。一識の識にして、欲界の見滅所斷の無漏縁の無明を除く諸の餘の欲界の見滅所斷の一切と及び遍行との隨眠を隨増す。

欲界繫の見滅所斷の無明隨眠は一界・一處・一種の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。一識の識にして、欲界の見滅所斷の無漏縁の無明を除く諸の餘の欲界の見滅所斷の一切と及び遍行との隨眠を隨増す。

欲界繫の見滅所斷の無明隨眠は一界・一處・一種の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。一識の識にして、欲界の見滅所斷の無漏縁の無明を除く諸の餘の欲界の見滅所斷の一切と及び遍行との隨眠を隨増す。

欲界繫の見滅所斷の無明隨眠は一界・一處・一種の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。一識の識にして、欲界の見滅所斷の無漏縁の無明を除く諸の餘の欲界の見滅所斷の一切と及び遍行との隨眠を隨増す。

欲界繫の見滅所斷の無明隨眠は一界・一處・一種の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。一識の識にして、欲界の見滅所斷の無漏縁の無明を除く諸の餘の欲界の見滅所斷の一切と及び遍行との隨眠を隨増す。

欲界繫の見滅所斷の無明隨眠は一界・一處・一種の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。一識の識にして、欲界の見滅所斷の無漏縁の無明を除く諸の餘の欲界の見滅所斷の一切と及び遍行との隨眠を隨増す。

欲界繫の見滅所斷の無明隨眠は一界・一處・一種の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。一識の識にして、欲界の見滅所斷の無漏縁の無明を除く諸の餘の欲界の見滅所斷の一切と及び遍行との隨眠を隨増す。

處の下に例釋してゐる。

【五七】 樂浪。受蘊に攝して、法界・法處に收むべし。

【五八】 喜・樂二浪等は下二界にのみ通ず。

【五九】 欲界。憂・苦の二浪は色界以上にはなし。上二界には身は淨妙にして、不善法にすべて缺如するが故に苦浪あること無しと。

【六〇】 憂浪。色界以上には缺く。色界には惱害の事なく、奢摩他の相續の潤ほすに由るが故に。

【六一】 捨浪。三界に通ずとせらる。

【六二】 信等五根。亦三界に通ず。

【六三】 未知當知根。謂はく正性離性に入れる人の學の慧・慧根等にして、これによりて隨信・隨法行の、未現觀の四諦に於いて現觀するに名づく。

【六四】 三界。意浪、法、意識。

【六五】 二處。意處、法處。

【六六】 三種。大正藏經本には二に作るも、宋・元・明・宮内省・舊論すべて三に作る。蓋し色行・識の三種の意である。

【六七】 欲界等。舊論は「欲界繫の見苦斷の使は」と全體を一括的にしてのべてゐる。

【六八】 餘の八。貪・瞋・癡・慢・疑・邪見・見取見・戒禁取見の

にして、三界の遍行と及び修所断との随眠を随増す。

(九) 意根 意根は七界・二處・一蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして、一切の随眠を随増す。

(一〇) 樂根 樂根は一界・二處・一蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして、色界の一切と欲界の遍行と及び修所断との随眠を随増す。

(一一) 苦根 苦根は一界・二處・一蘊の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。一識の識にして、欲界の遍行と及び修所断との随眠を随増す。

(一二) 喜根 喜根は一界・二處・一蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして、色界の一切と、欲界の無漏縁の疑と及び彼れが相應の無明とを除く諸の餘の欲界の一切との随眠を随増す。

(一三) 憂根 憂根は一界・二處・一蘊の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。一識の識にして、欲界の一切の随眠を随増す。

(一四) 捨根 捨根は一界・二處・一蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして、一切の随眠を随増す。

(一五) 信根 信根は一界・二處・一蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして、三界の遍行と及び修所断との随眠を随増す。

(一六) 精進・念・定・慧根も亦爾なり。未知當知根は 三界・二處・三蘊の攝にして七智の知なり。苦・集・滅智を除く。

一識の識にして、随眠を随増するに非らず。

(一七) 已知根・具知根も亦爾なり。

第十五節 九十八随眠法の諸門

【四七】 香界等。又舊論は前の處の下に例釋。

【四八】 一界等。二界・二處が當り前ではないか。かく名別的に分別することは本論としては少いが故に。

【四九】 意界。又舊論は前の處下に例釋。

【五〇】 法界。又、舊論は前の法處の下に例釋。

【五一】 色界。前五識はすべて色界中で二定已上には通ぜず。この五は常に尋何と相應すべきも、問二定以上には尋何なきが故に。

【五二】 一蘊。大正藏經本等、二蘊に作るは非。宋・元・明・宮内省の諸本及び舊論すべて一に作る。

【五三】 眼浪以下全五浪。舊論は前註の如く、すべて前の眼處の下に例釋してゐる。

【五四】 一界等。これも亦二界二處とするが當り前なるべく、舊論は「女根は一界・一處……」等とし、男浪は下に行つて例釋的に記する。

【五五】 欲界。女・男根は共に色界以上にはなし。已に淫欲の法を離るゝが故に、又これら有るは身の醜陋なるに由るが故にと(俱舍)國民文庫本論部十一 P. 170。

【五六】 意根。又舊論は前の室

にして、欲・色界の遍行と及び修所断との随眠を随増す。

(七)一(八)聲・<sup>四六</sup>聲・觸界も亦爾なり。

(九)一(一〇)香・<sup>四七</sup>香界と味界とは、一界・一處・一蘊の攝にして六智の知なり。類・他心・滅・道智を除く。二識の識にして、欲界の遍行と及び修所断との随眠を随増す。

(二)意 界 <sup>四九</sup>意界は七界・一處・一蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして、一切の随眠を随増す。

(三)法 界 <sup>五〇</sup>法界は一界・一處・四蘊の攝、十智の知、一識の識にして、一切の随眠を随増す。

(二)眼 識 界 <sup>五一</sup>眼識界は二界・一處・一蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。一識の識にして、欲・色界の遍行と及び修所断との随眠を随増す。

(四)一(五)耳・<sup>五二</sup>耳・身二識界も亦爾なり。

(六)一(七)鼻・<sup>五三</sup>鼻・舌識界は二界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。一識の識にして、欲界の遍行と及び修所断との随眠を随増す。

(二)意 識 界 <sup>五三</sup>意識界は二界・一處・一蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして、一切の随眠を随増す。

(一)眼 根 <sup>五三</sup>眼根は一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。他心・滅・道智を除く。一識の識にして、欲・色界の遍行と及び修所断との随眠を随増す。

(二)一(五)餘の<sup>四根</sup>四根 <sup>五四</sup>耳・鼻・舌・身根も亦爾なり。

(六)一(七)女・<sup>五五</sup>女根と男根とは、一界・一處・一蘊の攝にして六智の知なり。類・他心・滅・道智を除く。一識の識にして、欲界の遍行と及び修所断との随眠を随増す。

(八)合 根 <sup>五五</sup>命根は一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。他心・滅・道智を除く。一識の識

第十四節 二十二根法の諸門

【四左参照】

【三】無爲法。舊論は略説的に廣く説いて果・非果法の如し」と記す。

【三三】欲・色界。以下五根と色界・觸の七は欲色界に通ずといふが部の定めである。

【三三】亦爾なり。舊論はこの處にて眼界・耳界・鼻界・舌界・身界(以上十八界中)眼根・乃至身根(以上二十二根中)も亦是くの如し」と略述す。

【三三】二識。眼識と意識。

【三九】亦爾なり。上に同じて舊論はこの處に「色界・聲界・觸界も亦是くの如し」と例記す。

【四〇】香處等。舊論は香界・味界もこの同じ條下に例釋する。

【四二】欲界。香・味の二は段食の性で、欲界にしかなし。

【四三】意處。舊論は準上にこの下に意界・意根も例釋してゐる。

【四四】法處。舊論はこの下に又法界も例釋

【四四】十智。大正本等には七智に作るも、舊論及び新論の宋・元・明・宮内省諸本は何れも今の如く作る。

【四五】眼界。舊論は以下五根全部を前の眼處下等と同じく例釋してゐる。

【四六】聲・觸等。前註の如く、

一識の識にして隨眠を隨増するに非らず。

(一〇)無漏の識 無漏の識は二界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。苦・集・滅智を除く。一識の識にして、隨眠を隨増するに非らず。

三三 無爲法は一界・二處にして、蘊の攝に非らず。六智の知なり。他心・苦・集・道智を除く。一識の識にして、隨眠を隨増するに非らず。

(二)無爲法 無爲法は一界・二處にして、蘊の攝に非らず。六智の知なり。他心・苦・集・道智を除く。一識の識にして、隨眠を隨増するに非らず。

三三 無爲法は一界・二處にして、蘊の攝に非らず。六智の知なり。他心・苦・集・道智を除く。一識の識にして、隨眠を隨増するに非らず。

第十三節 十二處・十八界法の諸門

一、十二處 眼處は一界・一處・二蘊の攝にして七智の知なり。他心・滅・道智を除く。一識の識にして、欲・色界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

(二)眼 眼處の如く、耳・鼻・舌・身處も亦爾なり。

(二)一(五)耳等 四處の例釋 色處は一界・一處・二蘊の攝にして七智の知なり。他心・滅・道智を除く。二識の識にして、欲・色界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

(六)色 色處の如く、聲・觸處も亦爾なり。

(七)一(八)聲・觸の二處 色處の如く、聲・觸處も亦爾なり。

(九)一(〇)香・味の二處 香處と味處とは一界・一處・二蘊の攝にして六智の知なり。類・他心・滅・道智を除く。二識の識にして、欲界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

(二)意 意處は七界・一處・二蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

(二)法 法處は一界・一處・四蘊の攝、十智の知、一識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

二、十八界 眼界は一界・一處・二蘊の攝にして七智の知なり。他心・滅・道智を除く。一識の識にして、欲・色界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

(二)一(五)耳等 耳・鼻・舌・身界も亦爾なり。

(二)界 色界は一界・一處・二蘊の攝にして九智の知なり。他心・滅・道智を除く。二識の識

(六)色 色界は一界・一處・二蘊の攝にして九智の知なり。他心・滅・道智を除く。二識の識

辯攝等品第六の二 一九五

べきやうなのをいふものにして、有部の定めに從へば、色法十一中無表は有無漏に通じ、餘は唯有漏といふから、便ち今分別して十一界・十一處等といへるものである。

【二〇】受・想・行。同上有部の定則としては四十六心中の大地法十、大善地法十並びに尋、伺の合計二十二は二に通じ、残る二十四は唯有漏と。

【二一】一蘊。舊論には三陰に作る。善し受・想・行に全體的に亘つて分別せる従前の例をもつてすればこの方が正しかるべし。従つてこの新論の分別し方をもつてすれば、從來のやり方とはやゝ異例的に受・想・行を各別的にこゝだけ分別するものとせざるべからざること留意すべし。

【二二】七界。意根及び六識界。一處。意處。

【二三】無漏の色。無漏の無表色の唯一の故に下文のやうな分別あるべし。

【二四】一蘊。舊論は又三陰に作る。前の有漏の場合の註參照。

【二五】無漏の識。前五識は唯有漏にして意根・意識の二心のみ二に通ずといふが有部の詳しき定めであるから、下文に於ける分別の意を知ることが出來よう。(七十五法記中十

(六)―(九)餘の  
四有情居

餘の四有情居は三界・二處・四蘊の攝にして六智の知なり。法・他心・滅・道智を除く。一識の識にして無色界の一切の隨眠を隨増す。

第十一節 諸の十法の諸門

(一)十遍處  
(二)前八遍處

前の八遍處は三界・二處・五蘊の攝にして七智の知なり。法・滅・道智を除く。一識の識にして、色界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

(二)後二遍處

後の二遍處は三界・二處・四蘊の攝にして六智の知なり。法・他心・滅・道智を除く。一識の識にして、無色界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

(二)十無學法  
(一)正語・業・命  
(三)

十無學法の中、正語と正業と正命とは一界・一處・一蘊の攝にして六智の知なり。他心・苦・集・滅智を除く。一識の識にして、隨眠を隨増するに非らず。

(二)餘の七

餘の七無學法は一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。苦・集・滅智を除く。一識の識にして、隨眠を隨増するに非らず。

第十二節 諸の十一法の諸門

(一)有漏の色

有漏の色は十一界・十一處・一蘊の攝にして七智の知なり。他心・滅・道智を除く。六識の識にして、欲・色界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

(二)―(四)有漏  
の受・想・行の三

有漏の受・想・行は一界・一處・一蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。一識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

(五)有漏識

有漏の識は七界・一處・二蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。一識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

(六)無漏色

無漏の色は一界・一處・一蘊の攝にして六智の知なり。他心・苦・集・滅智を除く。一識の識にして、隨眠を隨増するに非らず。

(七)―(九)無漏  
の受・想・行

無漏の受・想・行は一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。苦・集・滅智を除く。

【一〇】 第二有情居。舊論は又準上にして略説す。七識住の下を參照すべし。

【一一】 第三等。舊論は又「第三・第四識住の如し」として略記す。而して「第五識住の如し」とはいつてゐないが、流石といふべく、第五識住は、こゝでは第六有情居に相當するものである(かくて明本に第五識住をもこゝに加へてゐるは全然の誤である)。

【一二】 餘の等。舊論は「餘の識住處の如し」として略説す。蓋しこれは例釋過ぎにして、識住は七しかなかく、今の第八有情居相應までしか例釋出來ず(中、又、第五を省くこと、右註の如し)。かくて第九は正しくは第八解脫(八解脫中の)に例釋すべきである。

【一三】 前の等。謂はく各定中の所有の善の五蘊なりと。以下の文はこれによつて知るに足るべし。

附記! 舊論はこの前八遍處に關する文をこゝには缺く。

【一四】 後の等。謂はく各定中の善の四無色蘊なりと。

【一五】 正語等。前の八聖道支下參照。

【一六】 餘の等。舊論は「餘の無學法は餘の道支の如し」と。

【一七】 有漏色。色にして、漏に隨順し、それを増長せしむ

第十節 諸の九法の諸門

一、九結 愛結と 慢結とは 一界・一處・一蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。一識の識にして、三界の有漏縁の隨眠を隨増す。

二、二結 慧結は 一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。一識の識にして、欲界の有漏縁の隨眠を隨増す。

三、無明結 無明結は 一界・一處・一蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。一識の識にして、無漏縁の無明を除く諸の餘の一切の隨眠を隨増す。

四、取結 見結は 一界・一處・一蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。一識の識にして、三界の見所斷の有漏縁と及び無漏縁の見相應の無明隨眠を隨増す。

五、疑結 疑結は 一界・一處・一蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。一識の識にして、三界の見所斷の有漏縁と及び無漏縁の疑相應の無明隨眠とを隨増す。

六、嫉結 嫉結と 怪結とは 一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。一識の識にして、欲界の通行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

七、初有情居 初有情居は 十八界・十二處・五蘊の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。六識の識にして、欲界の一切の隨眠を隨増す。

八、第二有情居 第二有情居は 十四界・十處・五蘊の攝にして七智の知なり。法・滅・道智を除く。四識の識にして、色界の一切の隨眠を隨増す。

九、第三・第四・第五有情居 第三・第四・第五有情居は 十一界・十處・五蘊の攝にして七智の知なり。法・滅・道智を除く。四識の識にして、色界の一切の隨眠を隨増す。

辨攝等品第六の二

【二】 二處に作る。

【三】 正語等。卷八初の釋に從へば、三者何れも身・口・四等の惡行に於いて、決擇力に由るが故に引起する所の無漏の遠離・止息等、要するに無漏律儀をさすものなれば、法處・法界・色蘊の攝、意識の所識なること、知るべし。

【四】 餘の等。同じく釋によるに、何れも無漏の作意相應の心所活動なれば、總體が、法界、法處、行蘊の攝、意識の所識に外ならぬ。

【五】 愛結。卷八の釋によれば、謂はく三界の貪と。

【六】 慢結。同上、謂はく七慢類と。

【七】 一界等。法界・法處・行蘊。

【八】 慧結。謂はく、有情に於いて能く損害を爲すなりと。

【九】 無明結。謂はく三界の無智と。舊論は「無明使の如し」として略記。

【一〇】 見結。謂はく身見・邊見・邪見の三見なりと。舊論は準じて略説。

【一一】 取結。謂はく二取・見取・戒禁取と。

【一二】 疑結。謂はく、諸の諦に於ける疑惑等と。

【一三】 初有情居。舊論は「初識住處の如し」として略説。事實、七識住下參照のこと。



# 卷の第十

## 第八節 諸の七法の諸門(其の二)

三、七等覺支  
 七等覺支は若し 別しては一界・一處・二蘊の攝、若し總じては一界・一處・二蘊の攝にして、七智の知なり。苦・集・滅智を除く。一識の識にして、隨眠を隨増するに非らず。

## 第九節 諸の八法の諸門

一、八解脫  
 (一)―(三)初三解脫  
 初・第二・第三解脫は 三界・二處・五蘊の攝にして七智の知なり。法・滅・道智を除く。一識の識にして、色界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

(四)―(六)中三解脫  
 第四・第五・第六解脫は 三界・二處・四蘊の攝にして七智の知なり。法・他心・滅智を除く。一識の識にして、無色界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

(七)第七解脫  
 第七解脫は三界・二處・四蘊の攝にして六智の知なり。法・他心・滅・道智を除く。一識の識にして、無色界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

(八)想受滅解脫  
 想受滅解脫は 一界・一處・一蘊の攝にして六智の知なり。法・他心・滅・道智を除く。一識の識にして、無色界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

二、八勝處  
 八勝處は三界・二處・五蘊の攝にして七智の知なり。法・滅・道智を除く。一識の識にして、色界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

三、八聖道支  
 正語・正業・正命  
 八聖道支の中、正語と正業と正命とは一界・一處・一蘊の攝にして六智の知なり。他心・苦・集・滅智を除く。一識の識にして、隨眠を隨増するに非らず。

餘の五支  
 餘の五聖道支は一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。苦・集・滅智を除く。一識の識にして、隨眠を隨増するに非らず。

【一】 第八節等。原漢譯には「辯攝等品第六の餘」と作り、舊論は當卷の第七の中。  
 【二】 別しては。念・擇滅・精進等と各一に論じてはとの意。因みに舊論にはこの解なく、唯だ次の總分別の方のみを記す。  
 【三】 二蘊。六等覺支はすべて行蘊の攝なるも、獨り喜等覺支が受蘊の攝なる故に。  
 【四】 三界等。この解脫觀中の所有の善の五蘊をいふと卷七中に釋せられてゐるから、三界は意根・法・意識の三、二處は意處と法處との二、五蘊は知るべし。  
 【五】 三界・二處等。同上の善の四無色蘊と釋せられてゐるから、右に準例して理解し得よう。  
 【六】 一界等。想受滅定中の解脫蘊をいふと卷七に釋せらるゝ故、一界等はその解脫・勝解處を含む法界・法處・行蘊ならざるべからず。  
 【七】 八勝處。卷七の釋に従へば各定中の色の五蘊とあれば、下の三界等は(一)法界(二)意根界、(三)意識、二處は(一)意根處、(二)法處なること知るべし。  
 【八】 二處。大正本等は三處に作るも、舊論及び新論の宋・元・明・宮内省の諸本、何れも

〔三〕一四 第三一  
四兩識住

識の識にして、色界の一切の隨眠を隨増す。

〔五〕一七 第五  
等三識住

智を除く。四識の識にして、色界の一切の隨眠を隨増す。  
第五と第六と第七との識住は三界・二處・四蘊の攝にして六智の知なり。法・他心・減・道智を除く。一識の識にして、無色界の一切の隨眠を隨増す。

の十九隨眠及び相應の諸煩惱衆と。

〔二五〕見滅所斷等。見滅斷の十九隨眠及び相應の煩惱衆と。

〔二六〕見道所斷等。見道所斷の二十二隨眠及び相應の煩惱衆と。

〔二七〕修所斷等。修所斷の十隨眠及び相應の煩惱衆と。

〔二八〕色法。卷一の初に曰はく、諸所有の色、謂はく四大種及び所造なりと。舊論は「色法は色陰の如し」といふ風にして略記す。

〔二九〕心法。謂はく「心」意識と。舊論は「識陰の如し」といひて略記す。

〔一九〕心所法。心を相應する受・想等の諸心性活動法なりと。

〔二〇〕三界の。舊論は不記。

〔二一〕地界。卷一の初頭に曰はく、堅性なりと。

〔二二〕一界等。色界等なること知るべし。

〔二三〕二識。眼・意二識。

〔二四〕識界。卷二末參照。

〔二五〕見苦所斷法。卷七の釋に曰はく、見苦斷の二十八隨眠と相應法及び心不相應行と。

〔二六〕三界。意・法・意識。準じて餘も知るべし。

〔二七〕見集所斷法。前の見苦斷法の釋に準ず。以上も同じ。

〔三〇〕修所斷法。修斷の十隨眠、その相應法、等起の身・語業、不相應行法、不染汚の諸有漏法等と。

〔三一〕非所斷法。謂はく諸の無漏法と。

〔三二〕三界。意・法・意識の三。

〔三三〕五蘊。無漏の無表等已註參照。

〔三四〕三界等。舊論は「見斷の有漏縁の使を使(隨増)し、及び見相應の無漏縁の無明もなり」と。

〔三五〕初識住。人及び一分の天の身異想なるが所有の五蘊なりと。

〔三六〕第二識住。梵衆天の劫

〔三二〕地獄趣。卷七の釋に曰はく「地獄趣中の諸有情の諸の得と所有の無覆無記の五蘊となり」と。以下の諸趣も準ず。

〔三三〕見苦所斷等。謂はく見苦所斷の二十八隨眠と相應の煩惱衆と。

〔三四〕見集所斷等。見集所斷

初時の如きが所有の五識と。

〔三五〕十四界。色界の故に香・味なく、從つて鼻・舌識無きが故に。他ももつて知るべし。

〔三六〕第三識住。極光淨天等の所有の五蘊なりと。

〔三七〕第四識住。遍淨天等の所有の五蘊と。

〔三八〕十一界。右梵衆天等の十四中、更に第二禪天以上には眼・耳・身の三識もなきが故に。

〔三九〕第五識住。以下の三はすべて無色界所屬の故に、所記の文意を知るべし。

(五)修所斷法

識にして、三界の見道所斷の一切と及び遍行との隨眠を隨増す。  
修所斷法は十八界・十二處・五種の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。六識の識にして、三界の修所斷の一切と及び遍行との隨眠を隨増す。

六)非斷法

非斷法は三界・二處・五種の攝にして八智の知なり。苦・集智を除く。一識の識にして、隨眠を隨増するに非らず。

第七節 諸の七法の諸門(其の一)

一、七隨眠

欲貪隨眠と及び瞋隨眠とは一界・一處・二種の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。一識の識にして、欲界の有漏縁の隨眠を隨増す。

(三)有食

有貪隨眠は一界・一處・一種の攝にして七智の知なり。法・滅・道智を除く。一識の識にして、色・無色界の有漏縁の隨眠を隨増す。

(四)慢

慢隨眠は一界・一處・一種の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。一識の識にして、三界の有漏縁の隨眠を隨増す。

(五)無明

無明隨眠は一界・一處・一種の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。一識の識にして、無漏縁の無明を除く諸の餘の一切の隨眠を隨増す。

(六)見

見隨眠は一界・一處・一種の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。一識の識にして、三界の見所斷の有漏縁と及び無漏縁の見相應の無明隨眠とを隨増す。

(七)疑

疑隨眠は一界・一處・一種の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。一識の識にして、三界の見所斷の有漏縁と及び無漏縁の疑相應の無明隨眠とを隨増す。

二、七識住

初識住は十八界・十二處・五種の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。六識の識にして、欲界の一切の隨眠を隨増す。

(二)第二識住

第二識住は十四界・十處・五種の攝にして七智の知なり。法・滅・道智を除く。四

【七六】緣所有緣法。心・心所を緣する意識及び相應法なりと。

【七七】三界。意根、法(心所・相應)・意識の三。

【七八】緣無所緣法。五識身及び相應法、色と無爲と不相應行法とを緣する意識及び相應法なりと。

【七九】八界。意根、法(心所等)・六識身の八。

【八〇】緣有所緣緣無所緣法。心・心所等一切法を能く緣する意識及び相應法なりと。

【八一】非緣等。色・無爲・心不相應行法と。

【八二】十一界。十有色界と法界。十一處も知るべし。

【八三】二蘊。色蘊と行蘊(不相應行)。

【八四】色蘊。卷二末に解すらく、十色處及び法處所攝の色と。餘文はもつて知るべし。

【八五】受蘊。謂はく六受身と。

【八六】想蘊。謂はく六想身と。

【八七】行蘊。これに二種あり。(一)心相應行蘊で諸の心所等をいひ、(二)心不相應行蘊で、得・無想定・滅定・乃至名・句・文三身等をいふと。

【八八】識蘊。謂はく六識身と。

【八九】色取蘊。諸の色の有漏有取なるなりと。

【九〇】受取蘊。以下すべて右の色取蘊の解に準ず。

(二) 心法 心法は七界・一處・一蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

(三) 心所法 心所法は一界・一處・三蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

(四) 心不相應 心不相應行法は一界・一處・一蘊の攝にして八智の知なり。他心・滅智を除く。一識の識にして、三界の有漏縁の隨眠を隨増す。

(五) 無爲法 無爲法は一界・一處にして、蘊の攝に非らず。六智の知なり。他心・苦・集・道智を除く。一識の識にして、隨眠を隨増するに非らず。

第六節 諸の六法の諸門

(一) 地界 地界は一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。他心・滅・道智を除く。二識の識にして、欲・色界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

(二) 水・火・風・空界も亦爾なり。識界は七界・一處・一蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。一識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

(三) 見苦所斷等六法 見苦所斷法は 三界・二處・四蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。一識の識にして、三界の見苦所斷の一切と及び見集所斷の遍行との隨眠を隨増す。

(四) 見集所斷法 見集所斷法は三界・二處・四蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。一識の識にして、三界の見集所斷の一切と及び見苦所斷の遍行との隨眠を隨増す。

(五) 見滅所斷法 見滅所斷法は三界・二處・四蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。一識の識にして、三界の見滅所斷の一切と及び遍行との隨眠を隨増す。

(六) 見道所斷法 見道所斷法は三界・二處・四蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。一識の識にして、三界の見道所斷の一切と及び遍行との隨眠を隨増す。

辯攝等品第六の一

一八九

【三三】欲界繫法。謂はく欲界繫の五蘊と。

【三三】色界繫法。色界繫の五蘊なりと。

【三六】十四界。色界には段食たる香・味二界無く、從つて鼻舌二識も缺くが故に。

【三五】十處。十二處中、香・味の二を缺くが故に。

【三六】六識。六識中の鼻・舌二識以外所識の故に。

【三七】無色界繫法。無色界繫の四蘊なりと。

【三八】三界。意・法・意識の三。他も推して知るべし。無色界にはすべて色なきが故に。

【三九】不繫法。謂はく一切の無漏法なりと。

【四〇】三界。意・法・意識。

【四一】五蘊。無漏の無表色を含み、又受・想等は有漏・無漏に通じ(大地・大善地法はすべて然り)、その外尋伺も然く得四相も二に通じ、識(心法)も同様、而して無爲は常に無漏等の故に。

【四二】善爲因法。善の有爲法及び善法の異熟なりと。

【四三】不善爲因法。欲界繫の染汚法及び不善法の異熟なりと。

【四四】無記爲因法。無記の有爲法と不善法なりと。

【四五】非善爲因等。謂はく無爲法と。

して、一切の隨眠を隨増す。

(三)一(四)想・行の二取蘊

(五)識 取 蘊 識取蘊は七界・一處・一蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。一識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

して、一切の隨眠を隨増す。

三、五 獄 趣 地獄趣は十八界・十二處・五蘊の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。六識の識にして、欲界の一切の隨眠を隨増す。

の識にして、欲界の一切の隨眠を隨増す。

(二)一(四)傍生 等三趣 趣 傍生趣と鬼趣と人趣とも亦爾なり。

(五)天 趣 天趣は十八界・十二處・五蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。六識の識にして、三界の一切の隨眠を隨増す。

にして、三界の一切の隨眠を隨増す。

四、五煩惱部 見苦所斷煩惱部は一界・一處・一蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。一識の識にして、三界の見苦所斷の一切と及び見集所斷の遍行との隨眠とを隨増す。

(二)見集所斷部 見集所斷煩惱部は一界・一處・一蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。一識の識にして、三界の見集所斷の一切と及び見苦所斷の遍行との隨眠とを隨増す。

(三)見滅所斷部 見滅所斷煩惱部は一界・一處・一蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。一識の識にして、三界の見滅所斷の一切と及び遍行との隨眠とを隨増す。

(四)見道所斷部 見道所斷煩惱部は一界・一處・一蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。一識の識にして、三界の見道所斷の一切と及び遍行との隨眠とを隨増す。

(五)修所斷部 修所斷煩惱部は一界・一處・一蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。一識の識にして、三界の修所斷の一切と及び遍行との隨眠を隨増す。

五、五位法 色法は十一界・十一處・一蘊の攝にして八智の知なり。他心・滅智を除く。六識の識にして、欲・色界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

(二)色 識にして、欲・色界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

の識にして、三界の修所斷の一切と及び遍行との隨眠を隨増す。

色法は十一界・十一處・一蘊の攝にして八智の知なり。他心・滅智を除く。六識の識にして、欲・色界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

識にして、欲・色界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

識にして、欲・色界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

識にして、欲・色界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

【二四】有瀑流。上二界の準上と。從つて餘文の意も推して知るべし。

【二五】見瀑流。三界の五見と。

【二六】三界の等。舊論は「見斷の有漏教の使を無し、見相應の無漏縁の無明を除く」と作る。

【二七】無明瀑流。謂はく三界の無智と。

【二八】四軌。宋・元・明・宮内省・涅槃藏諸本及び、本論卷七等にはすべて四軌(又は四軌)に作る。

【二九】欲取。謂はく欲界繫の五見以外の諸の欲界繫の諸煩惱と。

【三〇】見取。謂はく、五見中の戒禁取を除く四と。

【三一】三界等。舊論は右の見瀑流の下と完く同段に作る。

【三二】戒禁取。諸の戒と禁とに對する取と。

【三三】我語取。上二界繫の五見以外の諸の上二界繫の煩惱等と。

【三四】一界等。舊論は「我取は廣く説くこと有流の如し」と。

【三五】過去法等。謂はく過去等各々の五蘊なりと。

【三六】非過去等。謂はく無爲法なりと。

(四) 非因法

七五 非善爲因非不善爲因非無記爲因法は一界・一處にして、蘊の攝に非らず。六智の知なり。他心・苦・集・道智を除く。一識の識にして、隨眠を隨増するに非らず。

(三) 緣有所緣等四法

二五五 緣有所緣法は、三界・二處・四蘊の攝にして九智の知なり。減智を除く。一識の識にして、三界の有爲緣の隨眠を隨増す。

(二) 緣無所緣法

二五九 緣無所緣法は、八界・二處・四蘊の攝にして九智の知なり。減智を除く。一識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

(三) 緣有所緣緣無所緣法

二六〇 緣有所緣緣無所緣法は三界・二處・四蘊の攝にして九智の知なり。減智を除く。一識の識にして、三界の有爲緣の隨眠を隨増す。

(四) 非緣有所緣非緣無所緣法

二六一 非緣有所緣非緣無所緣法は、十一界・十一處・二蘊の攝にして九智の知なり。他心智を除く。六識の識にして、三界の有漏緣の隨眠を隨増す。

第五節 諸の五法の諸門

一、五蘊

二八四 色蘊は十一界・十一處・一蘊の攝にして八智の知なり。他心・減智を除く。六識の識にして、欲・色界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

(二) 受蘊

二八五 受蘊は一界・一處・一蘊の攝にして九智の知なり。減智を除く。一識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

(三) 行蘊

二八六 行蘊とも亦爾なり。

(四) 想蘊

二八七 想蘊は七界・一處・一蘊の攝にして九智の知なり。減智を除く。一識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

(五) 識蘊

二八九 色取蘊は十一界・十一處・一蘊の攝にして七智の知なり。他心・減・道智を除く。六識の識にして、欲・色界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

(二) 受取蘊

二九〇 受取蘊は一界・一處・一蘊の攝にして八智の知なり。減・道智を除く。一識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

辯攝等品第六の二

一八七

【二四】 辯無礙解。無滯・應理の言詞に於ける不退智と。

【二五】 因緣。一切の有爲法なりと。

【二六】 等無間緣。過去・現在の阿羅漢の命終心を除く餘の諸の過去・現在の心・心所法なりと。

【二七】 八界。六識身と法界と意界。

【二八】 二處。意・法處。

【二九】 四蘊。四無色蘊。

【三〇】 所緣々と増上緣。謂はく一切法なりと。

【三一】 段食。分段して食すべき色・香・味の諸食をいふ。但し卷七中等の説明はやゝ異なる。參照すべし。

【三二】 三界。右の如く色・香・味を内包とする故、その各界の三界に當る。三處も自然知るべし。

【三三】 四識。眼・鼻・舌三識と意識。

【三四】 觸食。有漏の觸を體とすと。

【三五】 意思食。有漏の思を體とすと。

【三六】 識食。有漏の識を體とすと。

【三七】 七食。所謂七心界(意根及び六識身)。

【三八】 欲瀑流。欲界繫の見及び無明以外の諸の欲界繫の隨眠、隨煩惱等と。要するにす

(四)我語取 <sup>二五九</sup> 我語取は一界一處一種の攝にして七智の知なり。法・滅・道智を除く。一識の識にして、色・無色界の一切の隨眠を隨増す。

一八、三世等四法 <sup>二六〇</sup> 過去法と未來法と現在法とは十八界・十二處・五蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

(四)非世法 <sup>二六一</sup> 非過去非未來非現在法は一界一處にして、蘊の攝に非らず。六智の知なり。他心・苦・集・道智を除く。一識の識にして、隨眠を隨増するに非らず。

一九、欲界繫等四種の法 <sup>二六二</sup> 欲界繫法は十八界・十二處・五蘊の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。六識の識にして、欲界の一切の隨眠を隨増す。

(二)色界繫法 <sup>二六三</sup> 色界繫法は十四界・十處・五蘊の攝にして七智の知なり。法・滅・道智を除く。四識の識にして、色界の一切の隨眠を隨増す。

(三)無色界繫法 <sup>二六四</sup> 無色界繫法は三界・二處・四蘊の攝にして六智の知なり。法・他心・滅・道智を除く。一識の識にして、無色界の一切の隨眠を隨増す。

(四)不察法 <sup>二六五</sup> 不察法は三界・二處・五蘊の攝にして八智の知なり。苦・集智を除く。一識の識にして、隨眠を隨増するに非らず。

二〇、善因等四法 <sup>二六六</sup> 善爲因法は十八界・十二處・五蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。六識の識にして、三界の通行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

(二)不善因法 <sup>二六七</sup> 不善爲因法は十八界・十二處・五蘊の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。六識の識にして、欲界の一切の隨眠を隨増す。

(三)無記因法 <sup>二七八</sup> 無記爲因法は十八界・十二處・五蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

從つて上文に準じて解すべし。

【二三】有爲の四沙門果、四沙門果を證せるもの所有の學・無學法の已・正・當得なるなりと。從つて上出の學・無學法に準じて全文を解すべし。

【二四】無爲の四沙門果、四沙門果所證の者の所有の擇滅の已・正・當得なるなりと。全文はよつて知り得べし。

【二五】法智。謂はく欲界繫の諸行等を知る無漏智なりと(卷一參照)。

【二六】類智。準上に、上二界繫の諸行等を知る無漏智なりと。

【二七】他心智。修の結果にして下二界に於ける他人の有漏・無漏心を知る智なりと。(卷一參照)。

【二八】一界等。法界・法處・行蘊をさす。

【二九】世俗智。諸の有漏の慧なりと。

【三〇】苦等。各五取蘊に於いて十六行相の四行相づゝをなして起す無漏智なりと(卷一參照)。

【三一】法無礙解。名句文等の諸身に於ける所有の不退智なりと。

【三二】詞無礙解。言詞に於ける所有の不退智なりと。

【三三】義無礙解。勝義に於ける不退智と。

二四、四段 段食は 三界・三處・一蘊の攝にして六智の知なり。類・他心・滅・道智を除く。四

二二、一(二)攝、 二四、四 意識の識にして、欲界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

(二)欲 二四、四 觸食と 二四、五 意思食とは一界・一處・一蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。

(四)識 二四、六 一識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

二五、四 欲 二四、七 識食は 七界・一處・一蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。一識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

(一)有 二四、九 欲瀑流は一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。一識の識にして、欲界の一切の隨眠を隨増す。

(三)見 二四、一〇 有瀑流は一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。法・滅・道智を除く。一識の識にして、色・無色界の一切の隨眠を隨増す。

(四)無明瀑流 二四、一一 見瀑流は一界・一處・一蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。一識の識にして、三界の見所斷の有漏縁と及び見相應の無漏縁の無明隨眠とを隨増す。

二六、四 輓 無明瀑流は一界・一處・一蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。一識の識にして、無漏縁の無明を除く諸の餘の一切の隨眠を隨増す。

(一)欲 二四、一二 四瀑流の如く、四輓も亦爾なり。

(二)見 二四、一三 欲取は一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。一識の識にして、欲界の一切の隨眠を隨増す。

(三)戒 二四、一四 見取は一界・一處・一蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。一識の識にして、三界の見所斷の有漏縁と及び無漏縁の見相應の無明隨眠とを隨増す。

戒禁取は一界・一處・一蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。一識の識にして、三界の見苦所斷の一切と見集所斷の遍行と見道所斷の有漏縁との隨眠を隨増す。

生の惡不善を永斷し、(二)未生のそれを永く不生ならしめ、

(三)未生の善法を生ぜしめ、(四)已生の善法を堅住せしめん等の爲めの増上が起す善の有無漏の道なりと。

【二二】四神足。欲・勤・心・觀の四増上が起す所の善の有無漏の道なりと。要するに、上の念住の第二釋に準じて解し得るだらうこと、知るべし。

【二四】四靜慮。謂はく四靜慮所攝の善の五蘊なりと。下の四無量の下參照。

【二五】苦聖諦。謂はく五取蘊なりと。

【二六】集聖諦。謂はく有漏の因と。

【二七】滅聖諦。謂はく擇滅なりと。

【二八】道聖諦。謂はく學・無學の法なりと。

【二九】四無量。慈・悲・喜・捨及び各相應の四無色蘊、等起の身語業、心相應行法等等と。

【三〇】空無邊處等。各生及び定の二種ありて、それらの中の四無色蘊に名づくこと。もつて餘文を解すべし。

【三一】非想非非想處。謂はく生及び定の二種ありて、これらが所繫の四無色蘊を名づくこと。

【三二】四聖種。各増上が起す所の有漏・無漏の道なりと。



(二)類

識にして、隨眠を隨増するに非らず。  
類智は一界・一處・一蘊の攝にして六智の知なり。法・苦・集・滅智を除く。一識の識にして、隨眠を隨増するに非らず。

(三)他 心智

他心智は一界・一處・一蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして、色界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

(四)世俗 智

世俗智は一界・一處・一蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。一識の識にして、無漏縁の見を除く諸の餘の一切の隨眠を隨増す。

二、苦等四智

苦・集・滅・道智は一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。苦・集・滅智を除く。一識の識にして、隨眠を隨増するに非ず。

三、四無礙解

法無礙解は一界・一處・一蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。一識の識にして、欲・色界の遍行と及び修所斷の隨眠とを隨増す。

(二)詞無礙解

詞無礙解も亦爾なり。  
義無礙解は一界・一處・一蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして、三界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

(四)辯無礙解

辯無礙解も亦爾なり。  
因縁は十八界・十二處・五蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

(一)因 縁

等無間縁は 八界・二處・四蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

(二)等無間縁

所縁縁と増上縁とは十八界・十二處・五蘊の攝、十智の知、六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

(三)所縁縁と増上縁

の隨眠を隨増す。

【九六】三界等。色・聲・法の三。  
【九七】非所斷業。無漏の三業と。

【九八】一界等。上の學業等に準ず。

【九九】三界等。身語思の三業を含む故に、色・聲・法の三にして、二蘊は色・行の二。

【一〇〇】三識。眼・耳・意の三。

【一〇一】三界。右の三界等に準ず。

【一〇二】順不苦不樂業。卷七には順不苦不樂受業と作る。謂はく第四靜慮地の善業と無色界の善業となりと。

【一〇三】一界等。前の學業等に準ず。

【一〇四】身念住。謂はく、十有色處と法處所攝の色(無表色)となりと。從つて下文の意味は知るべし。

【一〇五】受念住。謂はく六受身なりと。もつて知るべし。

【一〇六】心念住。謂はく六識身なりと。

【一〇七】七界。右の六識身に意根界の七。

【一〇八】法念住。謂はく受を攝せざる所の非色の法處なりと。

【一〇九】二蘊。想・行の二。

【一一〇】三界。意・法・意識の三界。他は知るべし。

【一一一】一界等。慧の心所は法界・法處・行蘊の所攝の故に。

【一一二】四正斷。謂はく(一)已

四、四靜慮 四靜慮は三界・二處・五種の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして、

色界の通行と及び修所断との隨眠を隨増す。

五、四聖諦 苦・集聖諦は十八界・十二處・五種の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。六

集二聖 識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

(三)滅聖諦 滅聖諦は一界・一處にして、種の攝に非らず、六智の知なり。他心・苦・集・道智を除

く。一識の識にして、隨眠を隨増するに非らず。

(四)道聖諦 道聖諦は三界・二處・五種の攝にして七智の知なり。苦・集・滅智を除く。一識の識

にして隨眠を隨増するに非らず。

六、四無量 四無量は三界・二處・五種の攝にして七智の知なり。法・滅・道智を除く。一識の識に

して、色界の通行と及び修所断との隨眠を隨増す。

七、四無色 空無邊處と識無邊處と無所有處とは三界・二處・四種の攝にして七智の知なり。法・

他心・滅智を除く。一識の識にして、無色界の一切の隨眠を隨増す。

有頂處 非想非非想處は三界・二處・四種の攝にして六智の知なり。法・他心・滅・道智を除

く。一識の識にして、無色界の一切の隨眠を隨増す。

八、四聖種 四聖種は三界・二處・五種の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして、

三界の通行と及び修所断との隨眠を隨増す。

九、四沙門果 有爲の四沙門果は三界・二處・五種の攝にして七智の知なり。苦・集・滅智を除く。

一識の識にして、隨眠を隨増するに非ず。

(二)無爲のそれ 無爲の四沙門果は一界・一處にして、種の攝に非らず。六智の知なり。他心・苦・集・

道智を除く。一識の識にして、隨眠を隨増するに非ず。

(三)法等四智 法智は一界・一處・一種の攝にして六智の知なり。類・苦・集・滅智を除く。一識の

辯攝等品第六の二

の四。備考——卷六の釋は以上にて終る。

【一七】身業。謂はく身表色と無表(法)となりと。

【一八】二界・二處。色と法と。

【一九】二識。眼・意二識。

【二〇】意業。謂はく思なりと。

【二一】善業。善の身口意業なりと。

【二二】三界業。色境・聲境及び法境なり。

【二三】二蘊。色蘊と行蘊。

【二四】三識。眼・耳及び意。

【二五】不善業。謂はく不善の身語意業なりと。

【二六】無記業。右に準ず。

【二七】學業。學の三業(身法思)なりと。

【二八】無學業。準ず。

【二九】一界・一處。法境(無漏の無表色と同上の思)。

【三〇】二蘊。色蘊(無漏の無表)と行蘊(無漏の思)。

【三一】非學非無學業。有漏の三業と。

【三二】三界等。色・聲・法の三。

【三三】二蘊。色及び行の二。

【三四】三識。眼・耳・意の三。

【三五】見所斷業。見斷の八十八使相應の思と。

【三六】一界等。法の一。

【三七】修所斷業。修斷の十隨眠と等起の身・語業、不染汚の有漏業とをいふと。

(二)順苦受業 順苦受業は三界・二處・二蘊の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。三識の

識にして、欲界の一切の隨眠を隨増す。

(三)順非二受業 順不苦不樂業とは一界・一處・二蘊の攝にして七智の知なり。法・滅・道智を除く。

一識の識にして、色・無色界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

第四節 諸の四法の諸門

一、四念住一説 身念住は十一界・十一處・二蘊の攝にして八智の知なり。他心・滅智を除く。六識

(一)身念住 身念住は十一界・十一處・二蘊の攝にして八智の知なり。他心・滅智を除く。六識

(二)受念住 受念住は一界・一處・二蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして、

一切の隨眠を隨増す。

(三)心念住 心念住とは七界・一處・二蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識に

して、一切の隨眠を隨増す。

(四)法念住 法念住は一界・一處・二蘊の攝、十智の知、一識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

第二 復た次ぎに身・受・心・法の増上が起す所の善の有漏・無漏の道とは 三界・二處・五

蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして、三界の遍行と及び修所

斷との隨眠を隨増す。

第三 復た次ぎに身・受・心・法を緣じて起す所の善の有漏・無漏の慧とは 一界・一處・一

蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして、三界の遍行と及び修所

斷との隨眠を隨増す。

(二)一(三)四正斷と四神足 四正斷と 四神足とは三界・二處・五蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一

識の識にして、三界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

はこの一段見えず。第六卷末にたゞ順序を逆にして記する。参照せよ。

【三〇】苦なり。大正藏經・縮藏何れも「苦苦なりとは」と作るも、今は苦一字を省いて讀む。

【六一】八界。意根・法・六識身の八。

【六二】二處。意根・法の二。

【六三】三蘊。四無色蘊。

【六四】四界。意根・法・意識(前五識は恒に尋伺と相應す)。

【六五】二處。意根、法。

【六七】四蘊。又、四無色蘊。

【六八】十三界。意識界・及び前十二界の十三。

【六九】有尋伺地。欲界・梵世(初靜慮地)及び一分の無漏法と。

【七〇】無尋唯何地。靜慮中間を修して得る梵・大梵及び一分の無漏法と。

【七一】三處。意根・法、意識。

【七二】無尋伺地。卷六の釋に一切の極光淨等及び一分の無漏といふも、實は二靜慮以上の上ををいふべし。

【七三】十一界。香・味二境及び前五識の七以外の十一界。蓋し上二界には香味二境は無く、且つ二定以上には前五識すべてなきが故に。

【七四】四識。鼻・舌二識以外

三七、三性業 善業は、三界・三處・二種の攝にして九智の知なり。滅智を除く。三識の識にして、三界の遍行と及び修所断との隨眠を隨増す。

(二)不善業 不善業は三界・三處・二種の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。三識の識にして、欲界の一切の隨眠を隨増す。

(三)無記業 無記業は三界・三處・二種の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。三識の識にして、色・無色界の一切と欲界の三部と及び見集所断の遍行との隨眠を隨増す。

三八、三學業 學業・無學業は、一界・一處・二種の攝にして七智の知なり。苦・集・滅智を除く。一識の識にして、隨眠を隨増するに非らず。

(二)非二學業 非學非無學業は、三界・三處・二種の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。三識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

二九、三見斷業 見所斷業は、一界・一處・一種の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。一識の識にして、三界の見所断の一切の隨眠を隨増す。

(二)修斷業 修所斷業は、三界・三處・二種の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。三識の識にして、三界の修所断の一切と及び遍行との隨眠を隨増す。

(三)非斷業 非所斷業は、一界・一處・二種の攝にして七智の知なり。苦・集・滅智を除く。一識の識にして、隨眠を隨増するに非らず。

三〇、三時業 順現法受業と順次生受業と順後次受業とは、三界・三處・二種の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。三識の識にして、欲界の一切と色・無色界の遍行と及び修所断との隨眠を隨増す。

三一、三受業 順樂受業は、三界・三處・二種の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。三識の識にして、欲・色界の遍行と及び修所断との隨眠を隨増す。

【四四】擇滅等。同上に曰ふ。擇滅・非擇滅を除く諸の餘の非色法を無色界と名づく。

【四五】八界。六識界と法界及び意界の八。

【四六】二處。意根處と法處。

【四七】擇滅等。同上に曰はく、擇滅・非擇滅を滅界と名づく。

【四八】欲有。謂はく、業の欲界繫の取を緣として能く當來に彼の業の異熟を感ずるなり。

【四九】色有。右欲有の釋に準じて知るべし。

【五〇】十四界等。前の色界下のそれに反省して知れ。

【五一】無色有。同上。

【五二】欲漏。欲界繫の無明を除く諸の餘の結・縛等と。

【五三】一界等。法界・法處行蘊。

【五四】有漏。上二界の無明を除く諸の餘の結・縛等と。從つて一界等は右に準ず。

【五五】無明漏。三界の無智なりと。一界等は同上。

【五六】三世。三世の諸行の已起等なりと。

【五七】三言依事。三世の所攝の行と。備考一舊論はこゝより第七卷に轉じてゐる。

【五八】十四界等。前の色界の下に準じて知るべし。

【五九】復た次ぎに等。舊論に

道智を除く。一識の識にして、色界の一切と、欲界の無漏縁の疑と及び彼れが相應の無明とを除く諸の餘の欲界の一切の隨眠を隨増す。

不苦不樂受は行苦に由るが故に苦なりとは一界・一處・一蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。一識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

有尋有伺法は 八界・二處・四蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして、欲・色界の一切の隨眠を隨増す。

無尋唯伺法は 三界・二處・四蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして、欲・色界の一切の隨眠を隨増す。

無尋無伺法は 十三界・十二處・五蘊の攝にして十智の知なり。六識の識にして、色・無色界の一切と欲界の有漏縁との隨眠を隨増す。

有尋有伺地は十八界・十二處・五蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。六識の識にして、欲・色界の一切の隨眠を隨増す。

無尋唯伺地は 三界・二處・五蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして、色界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

無尋無伺地は 十一界・十處・五蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。四識の識にして、色・無色界の一切の隨眠を隨増す。

身業は 二界・二處・一蘊の攝にして八智の知なり。他心・滅智を除く。二識の識にして、欲・色界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

語業も亦爾なり。意業は一界・一處・一蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

【三九】欲界。欲貪を隨増する法と。

【四〇】色界。色貪を隨増する法と。

【四一】十四界。十八界中香・味は唯だ欲界繫の故に、その二と、その二に對する鼻・舌二識とを除く四以外の十四界をさす。

【四二】十處。十二處中、香・味二處を除く故に。

【四三】四識。六識中、鼻・舌二識を除く故に。

【四四】無色界。無色貪を隨増する法と。

【四五】三界。(一)意根界、(二)法界、(三)意識界。

【四六】欲界等。第四の三界の(一)色界は謂はく欲界・色界を總じて色界と名づく。

【四七】四無色界等。同上の(二)無色界とは四無色(空・無邊・識・非想)無所有・非想非非想處)なりと。

【四八】三界。意・法・意識の三。

【四九】二處。意、法の二。

【五〇】四蘊。色以外の四蘊。

【五一】擇滅等。同上の(三)滅界とは謂はく擇滅・非擇滅なりと。

【一〇】三 漏 欲漏は、一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。一識の識にして、欲界の一切の隨眠を隨増す。

【一一】有 漏 有漏は一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。法・滅・道智を除く。一識の識にして、色・無色界の一切の隨眠を隨増す。

【一二】無 漏 無明漏は一界・一處・一蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。一識の識にして、無漏縁の無明を除く諸の餘の一切の隨眠を隨増す。

【一三】三言依事 三三、三世一三、三言依事 三三、三世一三、三言依事は十八界・十二處・五蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

【一四】三苦性(第一釋) 欲界は苦苦に由るが故に苦なりとは十八界・十二處・五蘊の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。六識の識にして、欲界の一切の隨眠を隨増す。

【一五】二壞苦の性 色界は壞苦に由るが故に苦なりとは、十四界・十處・五蘊の攝にして七智の知なり。法・滅・道智を除く。四識の識にして、色界の一切の隨眠を隨増す。

【一六】三無 色界 無色界は行苦に由るが故に苦なりとは三界・二處・四蘊の攝にして六智の知なり。法・他心・滅・道智を除く。一識の識にして、無色界の一切の隨眠を隨増す。

【一七】同上第二釋 復た次ぎに不可意の諸の行は苦苦に由るが故に苦なり、可意の諸の行は壞苦に由るが故に苦なり、非可意非不可意の諸の行は行苦に由るが故に、苦なりとは、皆な十八界・十二處・五蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

【一八】同上第三釋 復た次ぎに苦受は苦苦に由るが故に苦なりとは一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。一識の識にして、欲界の一切の隨眠を隨増す。

【一九】性 樂受は壞苦に由るが故に苦なりとは一界・一處・一蘊の攝にして八智の知なり。滅・

處を除くと。十界等はよりて知るべし。

【二〇】五識。耳識を除く。

【二一】非心俱生法。意識と、心の俱生に非らざる十一處の少分となりと。

【二二】非心俱住法。心は隨轉するに非らざる法と。

【二三】非心俱滅法。聲・意二處及び心と俱滅するに非らざる十處の少分と。

【二四】三蘊。受・想の二蘊を除く。

【二五】欲界。欲貪及びその相應の受・想・行・識、等起の身・語業、心不行法と。

【二六】十界。(一)意識界、(二)色界、(三)聲界、(四)法界、(五)一(一〇)六識界、(六)四處、(七)意根、(八)色、(九)聲、(四)法の四處。

【二七】三識。眼・耳・意の三識。

【二八】盡界。右の欲界の説明に準ず。

【二九】善界。同上。

【三〇】五界。(一)意識界、(二)色界、(三)聲界、(四)法界、(五)意識界。

【三一】三識。(一)眼、(二)耳、(三)意識。

【三二】出離界。上の欲界の説明に準ず。從つて十界等もその下に準じて解すべし。

【三三】無盡界等。又右計に準ず。

の識にして、色界の一切の隨眠を隨増す。

(三)無色界 無色界は 三界・二處・四蘊の攝にして六智の知なり。法・他心・滅・道智を除く。

一識の識にして、無色界の一切の隨眠を隨増す。

二八の一、第四の三界 欲界・色界の色界と名づくるは十八界・十二處・五蘊の攝にして八智の知なり。滅・

(一)色界 道智を除く。六識の識にして、欲・色界の一切の隨眠を隨増す。

(二)無色界 四無色の無色界と名づくるは 三界・二處・四蘊の攝にして六智の知なり。法・

他心・滅・道智を除く。一識の識にして、無色界の一切の隨眠を隨増す。

(三)滅界 擇滅・非擇滅の滅界に名づくるは一界・一處にして蘊の攝に非らず。六智の知に

して他心・苦・集・道智を除く。一識の識にして、隨眠を隨増するに非らず。

二八の二、第四の三界の二 (一)色界 復た次ぎに一切の色法の總じて色界と名づくるは 十一界・十一處・一蘊の攝にし

て八智の知なり。他心・滅智を除く。六識の識にして、欲・色界の遍行と及び修所斷

との隨眠を隨増す。

(二)無色界 擇滅・非擇滅を除く諸の餘の非色法の總じて無色界と名づくるは 八界・二處・

四蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

(三)滅界 擇滅・非擇滅の總じて滅界と名づくるは前に説くが如し。

一九、欲等の二有 欲有は十八界・十二處・五蘊の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。六識の

(一)欲有 識にして、欲界の一切の隨眠を隨増す。

(二)色有 色有は 十四界・十處・五蘊の攝にして七智の知なり。法・滅・道智を除く。四識

の識にして、色界一切の隨眠を隨増す。

(三)無色有 無色有は三界・二處・四蘊の攝にして六智の知なり。法・他心・滅・道智を除く。一

識の識にして、無色界の一切の隨眠を隨増す。

【六】樂俱行法。右の可意法に準じて釋せらる。

【九】八界。(一)意根、(二)法、(三)一(八)六識界。

【一〇】二處。(一)意根、(二)法。

【一〇一】三蘊。(一)想、(二)行、(三)識。

【一〇二】苦俱行法。法の苦受に相應するものなりと。

【一〇三】八界等。右に準じて解せよ。

【一〇四】不苦不樂俱行法。法の非二受到相應するなりと。

【一〇五】俱生法。有爲法は生相有るが故にと。

【一〇六】俱住法。有爲法は住相有るが故に。

【一〇七】俱滅法。有爲法は滅相有るが故に。

【一〇八】非俱生法。無爲法は生相無きが故にと。他も準じて知るべし。

【一〇九】心俱生法。意處以外の心と俱生する十一處の少分と。

【一一〇】十一界。眼・耳・鼻・舌・身・色・聲・香・味・觸・法の十一。

【一一一】四蘊。色・受・想・行。

【一一二】心俱住法。心に隨轉する法なりと。即ち心所・四相等なれば、一界とは法界、一處とは法處、四蘊とは蘊以外の四。

【一一三】心俱滅法。心と俱滅する十處の少分にして聲・意二

三、非俱生等三 非俱生法と非俱住法と非俱滅法とは一界・一處にして、蘊の攝に非らず。六智の知なり。他心・苦集・道智を除く。一識の識にして、隨眠を隨増するに非らず。

三、心俱生等三 心俱生法は、十一界・十一處、四蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

(二)心俱住法 心俱住法は一界・一處・四蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

(三)心俱滅法 心俱滅法は十界・十處・四蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。五識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

三、非心俱生等三法 非心俱生法と 非心俱住法と 非心俱滅法とは十八界・十二處、三蘊の攝、十智の知、六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

三、欲界(一)界 欲界は、十界、四處・五蘊の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。三識の識にして、欲界の有漏縁の隨眠を隨増す。素界も亦爾なり。

(三)害 界 害界は、五界・四處・五蘊の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。三識の識にして、欲界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

三、第二の三界 出離界は十界・四處・五蘊の攝、十智の知、三識の識にして、三界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

(二)無害界(一)三 無害界・無害界は十界・四處・五蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。三識の識にして、三界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

三、第三の三界 欲界は十八界・十二處・五蘊の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。六識の識にして、欲界の一切の隨眠を隨増す。

(二)色 界 色界は、十四界、十處・五蘊の攝にして七智の知なり。法・滅・道智を除く。四識の捨に順ずるなりと。

辯攝等品第六の二

一七七

(三)意。

【八三】 非異熟非異熟法。謂はく異熟無記の法を除く餘の無記法及び善・無漏の法と。

【八四】 劣法。謂はく不善及び有覆無記の法なりと。

【八五】 十界。(一)意根、(二)色、(三)聲、(四)法、(五)一〇〇六識の十界。

【八六】 四處。(一)意根、(二)色、(三)聲、(四)法の四處。

【八七】 三識。(一)眼、(二)耳、(三)意の三識。

【八八】 中法。謂はく善有漏及び有覆無記の法と。

【八九】 妙法。謂はく無漏の有爲法及び擇滅と。

【九〇】 三界。(一)意根、(二)法、(三)意識。

【九一】 二處。(一)意根、(二)法。

【九二】 小法。謂はく小信・小欲・小勝解とその相應・俱有の法及び諸の色法の少小・微細にして不多・不廣なるなりと。

【九三】 大法。右に準ず。

【九四】 無量法。右に又準じて知るべし。

【九五】 可意法。法の意の所樂なるなりと。

【九六】 不可意法。法の然らざるなりと。

【九七】 非可意非不可意法。法の捨に順ずるなりと。



(二)非 二法 非異熟非異熟法は十八界・十二處・五蘊の攝、十智の知、六識の識にして、色・無

色界の一切と欲界の二部と及び見修所斷の遍行との隨眠を隨増す。

七、劣等 三法 劣法は十界・四處・五蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。三識の識にし

て、一切の隨眠を隨増す。

(二)中 法 中法は十八界・十二處・五蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。六識の識に

して、三界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

(三)妙 法 妙法は三界・二處・五蘊の攝にして八智の知なり。苦・集智を除く。一識の識にし

て、隨眠を隨増するに非らず。

八、小等 三法 小法と 大法とは十八界・十二處・五蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。六

識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

(三)無量 法 無量法と 可意法と 不可意法と 非可意非不可意法とは十八界・十二處・五蘊の

攝、十智の知、六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

九、樂俱行等 三 樂俱行法は 八界・二處・三蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の

識にして、色界の一切と欲界の無漏縁の疑と及び彼れが相應の無明とを除く。諸の

餘の欲界の一切の隨眠を隨増す。

(二)苦俱行法 苦俱行法は 八界・二處・三蘊の攝にして七智の知なり。類滅・道智を除く。一識

の識にして、欲界の一切の隨眠を隨増す。

(三)非 二法 不苦不樂俱行法は八界・二處・三蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の

識にして、一切の隨眠を隨増す。

十、俱生等 三法 俱生法と 俱住法と 俱減法とは十八界・十二處・五蘊の攝にして九智の知なり。

滅智を除く。六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

惟れ一切の修所斷法なりと。

【六五】非所斷爲因法。謂はく無漏・有爲の法と。

【六六】三界。(一)眼界。(二)法界。(三)意識界。

【六七】二處。(一)意處。(二)法處。

【六八】有見有對法。謂はく(色)の二處なりと。

【六九】二識。(一)眼識。(二)意識。

【七〇】無見有對法。謂はく(眼)耳・鼻・舌・身・聲・香・味・觸の九處なりと。

【七一】一蘊。色蘊の一。

【七二】五識。耳・鼻・舌・身・意の五識。

【七三】無見無對法。謂はく(意)法の二處なりと。

【七四】八界。(一)眼界。(二)法界。(三)一(八)六識界。

【七五】二處。(一)意根處。(二)法處。

【七六】一識。意識。

【七七】異熟法。謂はく聲處以外の異熟たる十一處の少分と。

【七八】五識。耳識以外の五識。

【七九】異熟法。謂はく善不善の有漏法と。

【八〇】十界。(一)意根。(二)色。(三)聲。(四)法。(五)一(一〇)六識界。

【八一】四處。(一)意根。(二)色。(三)聲。(四)法。

【八二】三識。(一)眼。(二)耳。

(二)修 斷 法  
にして、三界の見所斷の一切の隨眠を隨増す。  
修所斷法は十八界・十二處・五蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。六識の識にして、三界の修所斷の一切と及び遍行との隨眠を隨増す。

(三)非 斷 法  
非所斷法は 三界・二處・五蘊の攝にして八智の知なり。苦・集智を除く。一識の識にして、隨眠を隨増するに非らず。

四、三 斷 因 法  
(一)見 斷 因 法  
見所斷爲因法は十八界・十二處・五蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

(二)修 斷 因 法  
修所斷爲因法は十八界・十二處・五蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。六識の識にして、三界の修所斷の一切と及び遍行との隨眠を隨増す。

(三)非 斷 因 法  
非所斷爲因法は 三界・二處・五蘊の攝にして七智の知なり。苦・集・滅智を除く。一識の識にして、隨眠を隨増するに非らず。

五、有 見 有 對 等 三 法  
(一)有 見 有 對 法  
有見有對法は一界・一處・一種の攝にして七智の知なり。他心・滅・道智を除く。二識の識にして、欲・色界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

(二)無 見 有 對 法  
無見有對法は九界・九處・一種の攝にして七智の知なり。他心・滅・道智を除く。五識の識にして、欲・色界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

(三)無 見 無 對 法  
無見無對法は 八界・二處・五蘊の攝、十智の知、一識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

六、異 熟 等 三 法  
(一)異 熟 法  
異熟法は十七界・十一處・五蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。五識の識にして、三界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

(二)異 熟 法 法  
異熟法法は 十界・四處・五蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。三識の識にして、欲界の一切と色・無色界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

攝攝等品第六の二

一七五

十善界、十不善界は又同時に無記に通じ、更にその餘の八界は常に無記の故に、今いふ十八界等は蓋し知るを得べし。  
【五二】學・無學法。謂はく學、無學の五蘊と。  
【五三】三界。(一)意根界、(二)法界。(三)意識界。  
【五四】二處。(一)意根處、(二)法處。  
【五五】非學非無學法。謂はく有漏の五蘊及び無爲法と。  
【五六】見所斷法。見所斷の十八體眠とその相應法並びに彼れが等起の心不相應法なりと。  
【五七】三界。(一)意根界、(二)法界、(三)意識界。  
【五八】二處。(一)意根處、(二)法處。  
【五九】修所斷法。修所斷の十體眠(欲界の貪・瞋・慢・疑と上二界の貪・慢・疑)及びその相應法、等起の身・語業、心不相應行、不染汚の有漏法等と。  
【六〇】非斷法。謂はく無漏にして有爲の法と。  
【六一】三界。(一)意根、(二)法、(三)意識。  
【六二】二處。(一)意根、(二)法。  
【六三】見所斷爲因法。謂はく一切の染汚法及び見所斷法の異熟と。  
【六四】修所斷爲因法。謂はく

二〇四、有離法 有離法は十八界・十二處・五蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

二〇五、無離法 無離法は一界・一處にして、蘊の攝に非らず。六智の知なり。他心・苦・集・道智を除く。一識の識にして隨眠を隨増するに非らず。

二〇六、相續法 相續法は十八界・十二處・五蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。六識の識にして一切の隨眠を隨増す。

二〇七、非相續法 非相續法は十八界・十二處・五蘊の攝、十智の知、六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

二〇八、有相續・無相續法 有相續・無相續法も亦爾なり。

第三節 諸の三法の諸門

一、三性法 善法は 十界・四處・五蘊の攝、十智の知、三識の識にして、三界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

(一) 不善法 不善法は 十界・四處・五蘊の攝にして七智の知なり。類・滅・道智を除く。三識の識にして、欲界の一切の隨眠を隨増す。

(二) 無記法 無記法は 十八界・十二處・五蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。六識の識にして、色・無色界の一切と欲界の二部と及び見集所斷の遍行との隨眠を隨増す。

(三) 學・無學等の法 學・無學法は 三界・二處・五蘊の攝にして七智の知なり。苦・集・滅智を除く。一識の識にして、隨眠を隨増するに非らず。

(四) 非二學法 非學非無學法は十八界・十二處・五蘊の攝にして九智の知なり。道智を除く。六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

(五) 見所斷法 見所斷法は 三界・二處・四蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。一識の識

【三〇】 非離法。(一) 欲界の善戒以外の諸法、(二) 上二界の出離遠離所生の善定以外の法、(三) 虛空・非擇滅の二無爲と、(三九) 有離法。謂はく一切の有爲なりと、(四〇) 無離法。謂はく一切の無爲法と、

【四一】 相續法。謂はく、若し法の、滅法を以つて先きと爲して、或は已に生じ、或は正に生ずるなりと、

【四二】 非相續法。未來より現前に生起する右の相續法以外の未來諸法及び無爲法なりと、

【四三】 善法。謂はく善の五類と擇滅となりと、

【四四】 十界。(一) 意根、(二) 色、(三) 聲、(四) 法、(五) 一(一〇) 六識身。(前の諸註参照)、

【四五】 四處。(一) 意識、(二) 色、(三) 聲、(四) 法、

【四六】 不善法。謂はく不善の五類と、

【四七】 十界。右善法の十界は又不善にも通じ、他の八界は無覆無記といふ定めぬの故に、右出十界に同じと知るべし、

【四八】 四處。右註によりて推すべし、

を除く。一識の識にして隨眠を隨増するに非らず。

一六、異熟法

異熟法は十七界・十一處・五蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。五識の識にして三界の遍行と及び修所斷の隨眠を隨増す。

一七、非異熟法

非異熟法は十八界・十二處・五蘊の攝、十智の知、六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

一八、有異熟法

有異熟法は十界・四處・五蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。三識の識にして、欲界の一切と色・無色界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

一九、無異熟法

無異熟法は十八界・十二處・五蘊の攝、十智の知、六識の識にして、色・無色界の一切と欲界の二部と及び見集所斷の遍行との隨眠を隨増す。

二〇、因緣法

因緣法は十八界・十二處・五蘊の攝、十智の智、六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

二一、非因緣法

非因緣法は 界・處・蘊の攝に非らず。智の知に非らず。識の識に非らず。隨眠を隨増するに非らず。是くの如きの法は得可からざるを以つての故に。

二二、有因緣法

有因緣法は十八界・十二處・五蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

二三、無因緣法

無因緣法は一界・一處にして、蘊の攝に非らず。六智の知なり。他心・苦・集・道智を除く。一識の識にして、隨眠を隨増するに非らず。

二四、離法

離法は 五界・四處・五蘊の攝、十智の知、三識の識にして、三界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

二五、非離法

非離法は十八界・十二處・五蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

【二六】 異熟法。謂はく聲を除く諸の異熟法なりと。もつて他文を了解し得。

【二七】 非異熟法。聲並びに非異熟の十一處の少分と。もつて了すべきに足らん。

【二八】 有異熟法。謂はく有記の有漏法なりと。故に前卷の有記法に準じて解すべし。

【二九】 無異熟法。謂はく無記と無漏との諸法なりと。

【三〇】 因緣法。「一切法なり」と。原漢文には「非界非處非蘊攝」とあるも、同は日本文ならしく所記の通りに改む。

【三一】 有因緣法。「一切有爲法なり」と。

【三二】 無因緣法。謂はく無爲法なりと。

【三四】 離法。欲界の善戒、上二界の出離遠離所生の善定、及び界・無學法と。

【三五】 五界。善戒の色法なれば(一)色界、(二)聲界、又學無學法の故に(三)意根界、(四)意識界。又善定は三摩地の心所に基くを初めとする(五)法界の五。

【三六】 四處。右五界に應じて、(一)色處、(二)聲處、(三)意根處、(四)法處。

【三七】 三識。(一)眼識、(二)耳識、(三)意識。

一八三、非根法 非根法は、六界・六處・三蘊の攝、十智の知、六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

一八四、聖諦所攝法 聖諦所攝法は十八界・十二處・五蘊の攝、十智の知、六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

一八五、非聖諦所攝法 非聖諦所攝法は一界・一處・非蘊の攝にして一智の知なり。謂はく世俗智なり。一識の識にして、隨眠を隨増するに非らず。

一八六、俱有法 俱有法は十八界・十二處・五蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

一八七、非俱有法 非俱有法は一界・一處にして、蘊の攝に非らず。六智の知なり。他心・苦・集・道智を除く。一識の識にして、隨眠を隨増するに非らず。

一八八、相應法 相應法は八界・二處・四蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

一八九、不相應法 不相應法は十一界・十一處・二蘊の攝にして九智の知なり。他心智を除く。六識の識にして、三界の有漏縁の隨眠を隨増す。

一九〇果法 果法は十八界・十二處・五蘊の攝、十智の知、六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

一九一、非果法 非果法は一界・一處にして、蘊の攝に非らず。一智の知なり。謂はく世俗智なり。一識の識にして、隨眠を隨増するに非らず。

一九二、有果法 有果法は十八界・十二處・五蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

一九三、無果法 無果法は一界・一處にして蘊の攝に非らず。六智の知なり。他心・苦・集・道智

【一】二十二界は十八界中、内の十二界と法の一分との攝なりと。

【二】七處。五根處、意根處、及び法處の七。

【三】四蘊。四無色蘊。

【四】六界。右註より推して五境界と法界の一分の六。六處三蘊も推して知るべし。

【五】聖諦所攝法。一切の有爲法及び擇滅と。

【六】非聖諦所攝法。虛空・非擇滅の二無爲法をいふと。從つて前に例して知るべし。

【七】俱有法。一切の有爲法なりと。

【八】非俱有法。謂はく無爲法なりと。

【九】相應法。一切の心・心所をいふと。もつて知るべし。

【一〇】不相應法。色・無爲・心不相应行法をいふと。よりて知るべし。

【一一】果法。一切有爲法並びに擇滅に名づくこと。よつて知るべし。

【一二】非果法。虛空・非擇滅の二果法なりと。

【一三】有果法。謂はく一切の有爲法なりと。

【一四】無果法。謂はく無爲法なりと。

【一五】無果法。謂はく無爲法なりと。

【一六】無果法。謂はく無爲法なりと。

【一七】無果法。謂はく無爲法なりと。

【一八】無果法。謂はく無爲法なりと。

【一九】無果法。謂はく無爲法なりと。

【二〇】無果法。謂はく無爲法なりと。

【二一】無果法。謂はく無爲法なりと。

【二二】無果法。謂はく無爲法なりと。

【二三】無果法。謂はく無爲法なりと。

【二四】無果法。謂はく無爲法なりと。

【二五】無果法。謂はく無爲法なりと。

【二六】無果法。謂はく無爲法なりと。

【二七】無果法。謂はく無爲法なりと。

# 卷の第九

## 第二節 諸の一・二法の諸門 (其の一)

一七、異生法法。異生法は十八界・十二處・五蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。六識の識にして欲・色界の一切の隨眠を隨増す。

一八、非異生法法。非異生法は十一界・十處・五蘊の攝、十智の知、四識の識にして三界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

一九、共異生法。共異生法は十八界・十二處・五蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

二〇、不共異生法。不共異生法は十一界・十處・五蘊の攝、十智の知、四識の識にして、三界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

二一、定法。定法は五界・四處・五蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。三識の識にして欲界の遍行と及び修所斷と隨眠を隨増す。

二二、非定法。非定法は十八界・十二處・五蘊の攝にして九智の知なり。道智を除く。六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

二三、順熱惱法。順熱惱法は十界・四處・五蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。三識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

二四、非順熱惱法。非順熱惱法は十八界・十二處・五蘊の攝、十智の知、六識の識にして、三界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

二五、根法。根法は十三界・七處・四蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

辯攝等品第六の一

一七一

【一】 第二節等。原テキストには「辯攝等品第六の五」と。  
 【二】 非異生法法。四通行、四無礙解、四沙門果、無諍、願智、違際定等と註釋さる。  
 【三】 十一界。(一)一(二)六根界、(七)一(八)色・聲、(九)觸、(一〇)法、(一一)意識界(?)  
 【四】 十處。(一)一(六)六根處、(七)一(八)色・聲、(九)觸、(一〇)法處。  
 【五】 四識。(一)眼識、(二)耳識、(三)身識、(四)意識。  
 【六】 不共異生法。右の非異生法法と全く同一に釋せらる(卷六)。從つてその下の註を參照せよ。  
 【七】 定法。五無間業と學・無學の法と釋せらる。  
 【八】 五界。(一)色界(業の故に)、(二)聲(口業の故に)、(三)意根界、(四)意識界、(五)法界。  
 【九】 四處。(一)色處、(二)聲處、(三)意根處、(四)法處。  
 【一〇】 三識。眼・耳・意の三識。  
 【一一】 順熱惱法。諸の染汚法と釋せらる。故に前卷中の染汚法(一三八)等に準じて解すべし。  
 【一二】 十三界。二十二根に攝せらるゝものゝ分別故、六根界は勿論のこと、六識及び法の一分に當る(俱舍二に曰は

て、三界の有漏縁并びに無漏縁の見と及び彼れが相應の無明隨眠とを隨増す。

一三、見不相應法 見不相應法は十八界・十一處・五蘊の攝、十智の知、六識の識にして無漏縁の見を除く諸の餘の一切の隨眠を隨増す。

（以下は非常に淡く、ほとんど不可読な文字列が並ぶ。これは原文の注釈や論議の本文と思われるが、ここでは正確な文字を抽出することは困難である。）

して一切の隨眠を隨増す。

一五、無警覺法 無警覺法は十一界・十二處・二蘊の攝、十智の知、六識の識にして一切の隨眠を隨増す。

一六、有事 有事法と有緣法と有上法とは十八界・十二處・五蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。六識の識にして一切の隨眠を隨増す。

一六、無事 無事法と無緣法と無上法とは一界・二處にして、蘊の攝に非らず。六智の知なり。他心・苦・集・道智を除く。一識の識にして隨眠を隨増するに非らず。

一六、遠 遠法は十八界・十二處・五蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。六識の識にして一切の隨眠を隨増す。

一六、近 近法は十八界・十二處・五蘊の攝、十智の知、六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

一六、有量 有量・無量法も亦爾なり。

一六、見 見法は二界・二處・二蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして三界の有漏縁と及び無漏縁との見相應の無明隨眠を隨増す。

一六、非見法 非見法は十七界・十一處・五蘊の攝、十智の知、六識の識にして一切の隨眠を隨増す。

一七、見處法 見處法は十八界・十二處・五蘊の攝にして八智の知なり。滅道智を除く。六識の識にして一切の隨眠を隨増す。

一七、非見處法 非見處法は三界・二處・五蘊の攝にして八智の知なり。苦・集智を除く。一識の識にして隨眠を隨増するに非らず。

一七、見相應法 見相應法は三界・二處・四蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして隨眠を隨増するに非らず。

辯釋等品第六の二

一六九

【三三】十一界。十色界と法界。  
【三四】十一處。右に準じて知れ。

【三五】有事法等。舊論は有事、有緣法を一にして説き、有上法は別記す。

【三六】無事法等。舊論は準上に「無事無緣法」として合説し、無上法一を別掲す。その一界等とは、この法は無爲法といふ故、法界等なること知るべし。

【三七】二界。見法は、眼根及び五染汚等の諸見といふ故、眼根及び法の二界。餘も推して知るべし。

【三八】非見法。右より推して眼根界以外の十七。餘は例して知るに足る。

【三九】非見處法。これは無漏法なりといふから、意根・法・意識の三なること知るべく、他も例して知り得べし。

【四〇】見相應法。「八見相應法」とある故、意根・法・意識の三。餘も例知すべし。



二四、非所纏法 非所纏法は十八界・十二處・五蘊の攝にして、八智の知なり。六識の識にして、三界の有漏縁の隨眠を隨増す。

二五、順纏法 順纏法は十八界・十二處・五蘊の攝にして、八智の知なり。滅・道智を除く。六識の識にして一切の隨眠を隨増す。

二六、非順纏法 非順纏法は三界・二處・五蘊の攝にして、八智の知なり。苦・集智を除く。一識の識にして、隨眠を隨増するに非らず。

二七、有所縁法 有所縁法は、八界・二處・四蘊の攝にして、九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして一切の隨眠を隨増す。

二八、無所縁法 無所縁法は十一界・十一處・二蘊の攝にして、九智の知なり。他心智を除く。六識の識にして、三界の有漏縁の隨眠を隨増す。

二九、有尋法 有尋法は八界・二處・四蘊の攝にして、九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして、欲・色界の一切の隨眠を隨増す。

三〇、無尋法 無尋法は十三界・十二處・五蘊の攝、十智の知、六識の識にして一切の隨眠を隨増す。

三一、有伺・無伺法も亦爾なり。有伺・無伺法は三界・二處・三蘊の攝にして、九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして、色界の一切と、欲界の無漏縁の疑と及び彼れが相應の無明とを除く。諸の餘の欲界の一切の隨眠を隨増す。

三二、無喜法 無喜法は十八界・十二處・五蘊の攝、十智の知、六識の識にして一切の隨眠を隨増す。

三三、有警覺法は、八界・二處・四蘊の攝にして、九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして、色界の一切と、欲界の無漏縁の疑と及び彼れが相應の無明とを除く。諸の餘の欲界の一切の隨眠を隨増す。

【三五】非順纏法。謂はく無漏法とあれば意、知るべし。

【二六】有所縁法。一切の心・心所法とあれば、八界は意根法・六識身の八。二處は意根、法・二。

【二七】八界。大正本等には二に作るも、宋・元・明・宮内省諸本及び舊論によりて八に改む。

【二八】無所縁法。これは色・無爲・心不相應法といふから、前の所纏法下に準じて知るべし。

【二九】有尋法。尋相應法とあれば、八界とは意根・法・六識身の八、二處とは意根と法との二。

【三〇】無尋法。右に準じて、十三界は十色界と意根・法・意識の三。

【三一】有喜法。喜根相應法といふが、その三は意根・法・意識の三。

一五、非順取法 非順取法は三界・二處・五蘊の攝にして八智の知なり。苦・集智を除く。一識の識にして隨眠を隨増するに非らず。

一六、煩惱法 煩惱法は一界・一處・一蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。一識の識にして一切の隨眠を隨増す。

一七、非煩惱法 非煩惱法は十八界・十二處・五蘊の攝、十智の知、六識の識にして一切の隨眠を隨増す。

一八、染汚法 染汚法は十界・四處・五蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。三識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

一九、不染汚法 不染汚法は十八界・十二處・五蘊の攝、十智の知、六識の識にして、三界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

二〇、雜染法 雜染法は十八界・十二處・五蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。六識の識にして一切の隨眠を隨増す。

二一、非雜染法 非雜染法は三界・二處・五蘊の攝にして八智の知なり。苦・集智を除く。一識の識にして隨眠を隨増するに非らず。

二二、纏法 纏法は一界・一處・一蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。一識の識にして一切の隨眠を隨増す。

二三、非纏法 非纏法は十八界・十二處・五蘊の攝、十智の知、六識の識にして一切の隨眠を隨増す。

二四、所纏法 所纏法は八界・二處・四蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。一識の識にして一切の隨眠を隨増す。

【二〇】非順取法。一切の無漏法なりとある故、三界は意根・法・意識の三、二處は意根と法の二と知るべし。

【二一】煩惱法。これは心所法なれば法處、法界、行蘊の各一に當る。

【二二】染汚法。前の有罪法に準知せよ。

【二三】雜染法。大正本等には染汚法と作るも、宋・元・明・宮内省の四本及び卷第六已出の例によりて今の通りに改む。

【二四】非雜染法。これは謂はく無漏法とあるから、文意はもつて知るに足る。

【二五】纏法。前の煩惱法と同じことを卷六に釋するから、例して知るべし。

【二六】所纏法。謂はく染汚の心・心所法とある故、八界は意根・法・六識身なること知るべく、二處は意根・法なるを知らん。

二四、因相應法

因相應法は八界・二處・四蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして一切の隨眠を隨増す。

二五、因不相應法

因不相應法は十一界・十一處・二蘊の攝にして九智の知なり。他心智を除く。六識の識にして、三界の有漏縁の隨眠を隨増す。

二六、結法

結法は一界・二處・一蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。一識の識にして、無漏縁の不共無明を除く諸の餘の一切の隨眠を隨増す。

二七、非結法

非結法は十八界・十二處・五蘊の攝、十智の知、六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

二八、順結法

順結法は十八界・十二處・五蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。六識の識にして一切の隨眠を隨増す。

二九、非順結法

非順結法は三界・二處・五蘊の攝にして八智の知なり。苦・集智を除く。一識の識にして隨眠を隨増するに非らず。

三〇、取法

取法は一界・二處・一蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。一識の識にして一切の隨眠を隨増す。

三一、非取法

非取法は十八界・十二處・五蘊の攝、十智の知、六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

三二、有執受法

有執受法は九界・九處・一蘊の攝にして七智の知なり。他心・滅・道智を除く。五識の識にして欲・色界の通行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

三三、無執受法

無執受法は十八界・十二處・五蘊の攝、十智の知、六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

三四、順取法

順取法は十八界・十二處・五蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。六識の識

意、知るべし。

【九九】緣已生等。舊論は又前  
の非緣起法以下を例釋す。

【一〇〇】八界。これは一切の心、  
心所法をさすといふ故、意根  
法、六識身の八なること知る  
べし。

【一〇一】二處。意根と法。

【一〇二】十一界。これは色と無  
爲と心不相應行法といふから  
十色界と法界との十一なるこ  
と、推すに足る。次の十一處  
も知るべし。

【一〇三】二蘊。色と行。

【一〇四】結法。九結をいふとい  
ふから、一界、一處は法界法  
處であり、一蘊とは行蘊のこ  
と。

【一〇五】非順結法。一切の無漏  
法と釋さるれば、三界は意根  
法、意識の三、二處は意根と  
法なること、知るべし。

【一〇六】取法。「四取なり」とい  
へば(卷六)、一界は法界、一  
處も法處なりと知れ。

【一〇七】有執受法。有執受の九  
處の五分、即ち聲・意・法を除  
くといふから(同前)、九界と  
は、六識身・法・意及び聲の九  
を除く殘りの九界、又九處も  
準ずる所の九界、一蘊は色一  
蘊たるべきである。

突、有罪法 有罪法は 十界・四處・五種の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。三識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

九、無罪法 無罪法は十八界・十二處・五種の攝、十智の知、六識の識にして三界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

一〇、有記法 有記法は 十界・四處・五種の攝、十智の知、三識の識にして、欲界の一切と色・無色界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

一一、無記法 無記法は十八界・十二處・五種の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。六識の識にして、色・無色界の一切と欲界の 二部と及び見集所斷の遍行との隨眠を隨増す。

一二、已生法 已生法は十八界・十二處・五種の攝にして九智の知なり。滅智を除く。六識の識にして一切の隨眠を隨増す。

一三、非已生法 非已生法は十八界・十二處・五種の攝、十智の知、六識の識にして一切の隨眠を隨増す。

一四、正生法 正生・非正生法、已滅・非已滅法、正滅・非正滅法も亦爾なり。

一五、緣起法 緣起法は十八界・十二處・五種の攝にして九智の知なり。滅智を除く。六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

一六、非緣起法 非緣起法は一界・一處にして、蘊の攝に非らず、六智の知なり。他心・苦・集・道智を除く。一識の識にして一切の隨眠を隨増するに非らず。

一七、緣已生法 緣已生・非緣已生法、因法・非因法、有因・非有因法、因已生・非因已生法も亦爾なり。

一八、非緣已生法 非緣已生・非緣已生法、因法・非因法、有因・非有因法、因已生・非因已生法も亦爾なり。

【二六】十界。染汚（不善と有覆）の諸有爲法といふ故、意根、色、聲、法及び六識身（有意法は色・聲の二を除く外は無覆無記とするが有部の定め）の十。

【二七】四處。意根、色、聲、法の四。

【二八】黑・白法等。舊論は前の無罪法より例釋し、「有罪法の如く……」とするも實は非なること、知るべし。

【二九】有覆等。舊論は次の順退法（舊は退法）等と順を逆にす。

【三〇】十界。意根、色、聲、法及び六識身の十は善、不善に通ずとさる。

【三一】色・無色。この上二界の隨眠はすべて有覆無記性の故に。

六、斷通知所遍  
知法

斷通知所遍知法は即ち是れ所應斷法にして、此の法は十八界・十二處・五蘊の攝、八智の知なり。滅・道智を除く。六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

七、非斷通知所  
遍知法

非斷通知所遍知法は即ち是れ非所應斷法にして、此の法は 三界・二處・五蘊の攝にして、八智の知なり。苦・集智を除く。一識の識にして隨眠を隨増するに非らず。

八、所應修  
法

所應修法は 十界・四處・五蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。三識の識にして、三界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

九、非所應修  
法

非所應修法は十八界・十二處・五蘊の攝にして九智の知なり。道智を除く。六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

十、智作證應  
證法

智作證所應證法は十八界・十二處・五蘊の攝、十智の知、六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

十一、非智作證  
所應證法

非智作證所應證法は界・處・蘊の攝に非らず、智の知に非らず、識の識に非らず、隨眠の隨増に非らず、是くの如き法は得べからざるを以つての故に。

十二、得作證所  
應證法

得作證所應證法は 十二界・六處・五蘊の攝、十智の知、三識の識にして、三界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

十三、非得作證  
所應證法

非得作證所應證法は十八界・十二處・五蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。六識の識にして一切の隨眠を隨増す。

十四、所應習  
習法

所應習法は 十界・四處・五蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。三識の識にして、三界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

十五、非所應習  
習法

非所應習法は十八界・十二處・五蘊の攝にして九智の知なり。道智を除く。六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

異熟・非異熟法とあるべきものならん。右の卷九第二節に於ける記述も参照すべし、また卷の十八、第十章第一節下二九一三〇等の解説とも應きに對比せらるべし。  
【七九】三界。この法は無漏法のこと(卷六)といへば、三界は意根・法・意識の三界。  
【八〇】二處。意根と法との二。  
【八一】十界。これは善有爲の法に關す(同上)といへば、十界は七心界と法界と色・聲の二界となり。(以上は有部の建前として概ね三性に通ずとせらる)。  
【八二】四處。意根・法・色・聲の四。  
【八三】三識。色能識の眼、聲能識の耳及び意識の三。  
【八四】十二界。所關の法は一切善法及び天眼・天耳等といへば、意根・色・聲・法及び眼根・耳根、及び六識身の十二。  
【八五】六處。眼根、耳根、意根、色處、聲處、法處の六。  
【八六】三識。眼・耳・意の三。  
【八七】十界。所關の法は善有爲の法と釋せらるれば、十は意根、色、聲、法及び六識身の十。  
【八八】四處。意根、色、聲及び法の四。  
【八九】三識。上に例して知れ。

にして、一切の隨眠を隨増す。

六、有を所緣と爲す法

有を所緣と爲す法は、八界・二處・四種の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして、三界の有漏縁の隨眠を隨増す。

七、有を所緣と爲すに非らざる法

有を所緣と爲すに非らざる法は、十三界・十二處・五種の攝、十智の知、六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

六、有を増上と爲す法

有を増上と爲す法は十八界・十二處・五種の攝にして九智の知なり。滅智を除く。六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

五、有を増上と爲すに非らざる法

有を増上と爲すに非らざる法は、一界・一處にして、蘊の攝に非らず。六智の知なり。他心・苦集・道智を除く。一識の識にして、隨眠を隨増すに非らず。

四、有果法

有果法は十八界・十二處・五種の攝にして九智の知なり。道智を除く。六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

三、非有果法

非有果法は、三界・二處・五種の攝にして八智の知なり。苦・集智を除く。一識の識にして、隨眠を隨増すに非らず。

二、有異熟法

有異熟法は、十七界・十一處・五種の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。五識の識にして耳識を除く。三界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

一、非有異熟法

非有異熟法は十八界・十二處・五種の攝、十智の知、六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

八、智遍知所遍知法

智遍知所遍知法は十八界・十二處・五種の攝、十智の知、六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

九、非智遍知所遍知法

非智遍知所遍知法は界・處・蘊の攝に非らず、智の知に非らず、識の識に非らず、隨眠の隨増に非らず、是くの如き法は得べからざるを以つての故に。

【七二】八界。七心界と法界。

【七三】二處。意根と法との二處。

【七四】八界等。右註より推して知るべし。

【七五】十三界。十色界と意識・法・意根の十三。

【七六】一界等。卷六の解によれば、いふ所の法は無爲法なれば、推して知るべし。

【七七】三界。有果の無漏を除く餘の諸の無漏法(卷六)に關するが故に、意根、法、意識の三界をさす。

【七八】二處。準じて、意根と法との二。

【七九】十七界等。無異熟の聲界を除く餘なること、前來に例して知るべし。

附記一この有異熟・非有異熟法の規定は更らに次の卷九の第二節一九七―八にも出で、舊論も大體同じであるが、思ふにこれ原梵本所傳に於ける誤にして、この有異熟・非有異熟法といふは寧ろ單なる

三、非業異熟法 非業異熟法は十八界・十二處・五蘊の攝、十智の知、六識の識にして一切の隨眠を隨増す。

四、有一法 有法は十八界・十二處・五蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。六識の識にして一切の隨眠を隨増す。

五、非有法 非有法は<sup>一六〇</sup>三界・<sup>一六一</sup>二處・五蘊の攝にして八智の知なり。苦・集智を除く。一識の識にして隨眠を隨増するに非らず。

六、有相應法 有相應法は<sup>一六二</sup>八界・<sup>一六三</sup>二處・<sup>一六四</sup>四蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。一識の識にして一切の隨眠を隨増す。

七、有不相應法 有不相應法は<sup>一六五</sup>十三界・<sup>一六六</sup>十二處・五蘊の攝、十智の知、六識の識にして、三界の有漏縁の隨眠を隨増す。

八、有俱有法 有俱有法は十八界・十二處・五蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。六識の識にして一切の隨眠を隨増す。

九、非有俱有法 非有俱有法は<sup>一六六</sup>三界・<sup>一六七</sup>二處・五蘊の攝にして八智の知なり。苦・集智を除く。一識の識にして隨眠を隨増するに非ず。

十、有爲因法 有爲因法は十八界・十二處・五蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

十一、非有隨轉法・非有爲因法 非有隨轉法・非有爲因法は<sup>一六九</sup>三界・<sup>一七〇</sup>二處・五蘊の攝にして八智の知なり。苦・集智を除く。一識の識にして、一切の隨眠を隨増するに非らず。

十二、有を等無間と爲す法 有を等無間と爲す法は<sup>一七二</sup>八界・<sup>一七三</sup>二處・四蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

十三、有を等無間と爲すに非らざる法 有を等無間と爲すに非らざる法は十八界・十二處・五蘊の攝、十智の知、六識の識

【一七〇】十七界。聲界を除く餘の十七界の少分。

【一七一】十一處。準上にして知るべし。

【一七二】五識。聲界能識の耳識を除く餘の五識。

【一七三】三界。非有法とは無漏法(卷六)のことで、意根・法・意識の三界。

【一七四】二處。意根處と法處。

【一七五】八界。有漏の心・心所法のこと(卷六)、七心界と法界の少分との八。

【一七六】二處。意根處と法處の少分の二。

【一七七】四蘊。四無色蘊。

【一七八】十三界。無漏の心・心所法と色・無爲・心不相應行法のこと(同前)、十三界は自然、十色界と意根、法・意識の三界とに當る。

【一七九】三界。意根・法・意識の三界。

【一八〇】二處。意根・法の二處。

【一八一】隨有轉法等。第六卷中のその下の註參照のこと。次も同段。

【一八二】三界。これは無漏法のこと(卷六)、意根・法・意識の三界をさす。

【一八三】二處。大正本には三處とあるも、宋・元・明及び官内省の四本によりて改む。舊論も二入と記す。蓋し、意根・法の二處をいふ。

識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

五、業を因と爲すに非らざる法

業を因と爲すに非らざる法は<sup>一四七</sup>十一界・<sup>一四八</sup>十一處・<sup>一四九</sup>二蘊の攝、十智の知、六識の識にして、三界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

四、業を等無間と爲す法

業を等無間と爲す法は<sup>一四九</sup>八界・<sup>一五〇</sup>二處・<sup>一五一</sup>四蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

三、業を等無間と爲すに非らざる法

業を等無間と爲すに非らざる法は十八界・十二處・五蘊の攝、十智の知、六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

二、業を所縁と爲す法

業を所縁と爲す法は<sup>一五三</sup>五界・<sup>一五二</sup>二處・<sup>一五四</sup>四蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして、三界の有爲縁の隨眠を隨増す。

一、業を所縁と爲すに非らざる法

業を所縁と爲すに非らざる法は十八界・十二處・五蘊の攝、十智の知、六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

六、業を増上と爲す法

業を増上と爲す法は十八界・十二處・五蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

五、業を増上と爲すに非らざる法

業を増上と爲すに非らざる法は<sup>一五五</sup>一界、一處にして、蘊の攝に非らず。六智の知なり。他心・苦・集・道智を除く。一識の識にして、隨眠を隨増するに非らず。

四、業果法

業果法は十八界・十二處・五蘊の攝、十智の知、六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

三、非業果法

非業果法は<sup>一五六</sup>一界・一處にして、蘊の攝に非らず、一智の知なり。謂はく世俗智なり。一識の識にして、隨眠を隨増するに非らず。

二、業異熟法

業異熟法は<sup>一五七</sup>十七界・<sup>一五八</sup>十一處・五蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。

五識の識にして耳識を除く。三界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

【一三】十一界。六識及意根の七界を除く十一界。

【一四】十一處。意根處以外の十一。

【一五】二蘊。識蘊を初め受・想の二蘊を除く色・行の二蘊。但し行蘊は少分。

【一六】八界。六識界、法處界、意根界の八。

【一七】二處。意・法二處。

【一八】十一界。十八中の十色界と法界の一分。

【一九】十一處。十二中の十色處と法界の少分。

【二〇】二蘊。色蘊と行蘊。

【二一】十一界。七心界を除く十一界。

【二二】十一處。意根處を除く十一處。

【二三】二蘊。色・行の二蘊。

【二四】八界。七心界と法界の少分。

【二五】二處。意根處と法處の少分と。

【二六】四蘊。四無色蘊。

【二七】五界。意根界、法界、眼・耳・意の三識界の五界。

【二八】二處。意根處及び法處。

【二九】四蘊。四無色蘊。

【三〇】一界・一處。この法は無爲の故に、一界一處は法界・法處なること知るべし。

【三一】一界等。この法は卷六所解の如く、虚空・非擇滅の故に、意知るべし。



三、心異熟法 心異熟法は 十七界・十一處・五蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。

四、非心異熟法 五識の識にして、耳識を除く。三界の遍行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

五、業 業法は 三界・三處・二蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。三識の識、謂はく眼・耳・意識なり。一切の隨眠を隨増す。

六、非・業法 非業法は十八界・十二處・五蘊の攝、十智の知、六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

七、業相應法 業相應法は 八界・二處・四蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

八、業不相應法 業不相應法は 十一界・十一處・二蘊の攝、十智の知、六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

九、業俱有法 業俱有法は十八界・十二處・五蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

十、非業俱有法 非業俱有法は 十一界・十一處・二蘊の攝、十智の知、六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

十一、隨業轉法 隨業轉法は 八界・二處・五蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

十二、非隨業轉法 非隨業轉法は 十一界・十一處・二蘊の攝、十智の知、六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

十三、業を因と爲す法 業を因と爲す法は十八界・十二處・五蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。六

【一七】三蘊。色・行・識の三蘊。  
【一八】八界。意・根・法・六識の八界。

【一九】二處。意・法の二處。  
【二〇】四蘊。色以外の四蘊。

【二一】三界。意・法・意識の三。  
【二二】二處。意・法二處。

【二三】一界等。第六卷所解の如く、これは無爲法を意味するが故に法界・法處の攝にして而も蘊の所攝には非らず。

【二四】一界。これは準上に虚空・非擇滅をさすもの故に、法界、法處所攝にして、蘊の攝には非らず。

【二五】十七界。聲界以外の十七。(第六卷中參照)。

【二六】十一處。右に準じて知るべし。

【二七】三界。業法は身・語・思の故に、(一)色・聲・觸及び法界の三に攝す、三處も知るべし。

【二八】二蘊。色蘊と行蘊。

【二九】三識。眼識・耳識及び意識の三。

【三〇】八界。六識界と意・法二界との八。

【三一】二處。意・法二處。

【三二】四蘊。色以外の四蘊。

【三三】十一界。十八中の六識界・意界を除く十一。

【三四】十一處。十二中の十色處(五根五境)及び法の十一處。

【三五】二蘊。色・行二蘊。

を随増す。

三、心を因と爲す法  
心を因と爲す法は十八界・十二處・五蘊の攝にして九智の知なり。減智を除く。六識の識にして、一切の随眠を随増す。

三、心を因と爲すに非らざる法  
心を因と爲すに非らざる法は十三界・十二處・三蘊の攝、十智の知、六識の識にして、三界の遍行と及び修所斷との随眠を随増す。

三、心を等無間と爲す法  
心を等無間と爲す法は八界・二處・四蘊の攝にして九智の知なり。減智を除く。一識の識にして一切の随眠を随増す。

三、心を所緣と爲す法  
心を所緣と爲すに非らざる法は十八界・十二處・五蘊の攝・十智の知、六識の識にして、一切の随眠を随増す。

三、心を所緣と爲すに非らざる法  
心を所緣と爲すに非らざる法は十八界・十二處・五蘊の攝にして九智の知なり。減智を除く。一識の識にして、三界の有爲緣の随眠を随増す。

三、心を所緣と爲すに非らざる法  
心を所緣と爲すに非らざる法は十八界・十二處・五蘊の攝、十智の知、六識の識にして、一切の随眠を随増す。

三、心を所緣と爲すに非らざる法  
心を所緣と爲すに非らざる法は十八界・十二處・五蘊の攝にして九智の知なり。減智を除く。六識の識にして一切の随眠を随増す。

三、心を所緣と爲すに非らざる法  
心を所緣と爲すに非らざる法は一界・一處にして蘊の攝に非らず。六智の知なり。他心・苦・集・道智を除く。一識の識にして、随眠を随増するに非らず。

三、心を所緣と爲すに非らざる法  
心果法は十八界・十二處・五蘊の攝、十智の知、六識の識にして、一切の随眠を随増す。

三、非心果法  
非心果法は一界・一處にして、蘊の攝に非らず。一智の知なり。謂はく世俗智なり。一識の識にして、随眠を随増するに非らず。

辯攝等品第六の二

一五九

【101】七界。所謂七心界で、六識・意根の七をいふ。

【101】一處。意根の一。

【102】一蘊。識蘊の一。

【103】十一界等。右心法關係の一を除く以外のもの故、推して知るべし。

【104】一界。心所法は法界に攝す。

【105】一處。右に準知せよ。

【107】三蘊。心所法は受・想・行三蘊を攝す。

【108】三蘊。色・識二蘊及び第三として行蘊は心所法以外のものも攝す。

【109】心相應法等。舊論も同段に例釋。

【110】十一界。十八界中、心關係の意根界と六識界とは心自らなればそれを除く十一をさす。

【111】十一處。意根處以外の十一。

【112】四蘊。識以外の四蘊。

【113】三蘊。色・行・識三蘊。

【114】一界。心所法を含む法界の一。

【115】一處。同上法處の一。

【116】四蘊。受・想・行の三の心所關係の蘊と無表色(定共戒及び道共戒)を含む色蘊の四。

【117】三蘊。色・行・識の三蘊。

【118】十三界。六根六境及び意識の十三。

三、有諍法 有諍法は十八界・十二處・五蘊の攝、八智の知なり。滅・道智を除く。六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

三、無諍法 無諍法は 三界・二處・五蘊の攝にして八智の知なり。苦・集智を除く。一識の識にして、隨眠を隨増するに非らず。

二、世間法 世間・出世間法、墮界・不墮界法、有味著・無味著法、耽嗜依・出離依法も亦爾なり。

三、心法 心法は 七界・一處・一蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

三、非心法 非心法は 十一界・十一處・四蘊の攝、十智の知、六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

二、心所法 心所法は 一界・一處・三蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして一切の隨眠を隨増す。

三、非心所法 非心所法は十八界・十二處・三蘊の攝、十智の知、六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

三、心相應法等 心相應法・心不相應法も亦爾なり。

六、心俱有法 心俱有法は 十一界・十一處・四蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。六識の識にして一切の隨眠を隨増す。

六、非心俱有法 非心俱有法は十八界・十二處・三蘊の攝、十智の知、六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

三、隨心轉法 隨心轉法は 一界・一處・四蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。一識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

三、非隨心轉法 非隨心轉法は十八界・十二處・三蘊の攝、十智の知、六識の識にして一切の隨眠

【八一】 四蘊。色以外の四蘊。

【八二】 一識。意識のこと。

【八三】 一界。色界。

【八四】 一處。色處。

【八五】 一蘊。色蘊。

【八六】 二識。眼・意二識。

【八七】 十七界。十八中の色界を除く以外の十七。

【八八】 十一處。十二中、色處を除く十一。

【八九】 五識。六中眼識を除く六。

【九〇】 十界。五根・五境の十界。

【九一】 十處。右に準じて知るべし。

【九二】 一蘊。色の一蘊のこと。

【九三】 八界。無色法に準じて知るべし。

【九四】 五蘊。有色無對の無表色を含む色蘊をも數ふべきが故に五蘊と記すべし。

【九五】 三界。意根・法・意識の三界。

【九六】 二處。意識・法處の二。

【九七】 一識。意識。

【九八】 一處。法界。

【九九】 三界等。上の無漏法に準じて知れ。

【一〇〇】 世間等。舊論は無諍法・世間法・出世間法・入法・不入法・染汚法・不染法・依家法・依出要法等九法を等取して有諍法の如しと記す。

一、法五種 所知法・所識法・所通達法・所緣法・増上法は十八界・十二處・五蘊の攝、十智の知、六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

二、有色法 有色法は 十一界・十一處・一蘊の攝にして八智の知なり。他心・滅智を除く。六識の識にして 欲・色界の 通行と及び 修所斷との隨眠を隨増す。

三、無色法 無色法は 八界・二處・四蘊の攝、十智の知、一識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

四、有見法 有見法は 一界・一處・一蘊の攝にして七智の知なり。他心・滅・道智を除く。二識の識にして欲・色界の 通行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

五、無見法 無見法は 十七界・十一處・五蘊の攝、十智の知、五識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

六、有對法 有對法は 十界・十處・一蘊の攝にして七智の知なり。他心・滅・道智を除く。六識の識にして、欲・色界の 通行と及び修所斷との隨眠を隨増す。

七、無對法 無對法は 八界・二處・五蘊の攝、十智の知、一識の識にして一切の隨眠を隨増す。

八、有漏法 有漏法は十八界・十二處・五蘊の攝にして八智の知なり。滅・道智を除く。六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

九、無漏法 無漏法は 三界・二處・五蘊の攝にして八智の知なり。苦・集智を除く。一識の識にして、隨眠を隨増するに非らず。

一〇、有爲法 有爲法は十八界・十二處・五蘊の攝にして九智の知なり。滅智を除く。六識の識にして、一切の隨眠を隨増す。

一一、無爲法 無爲法は 一界・一處にして、蘊の攝に非らず。六智の知なり。他心・苦・集・道智を除く。一識の識にして隨眠を隨増するに非らず。

辯攝等品第六の二

以下ヤム南方界論のヤリ方に似て、(一)三科の攝を初め、(四)十智の知非、(五)六識の識非、(六)隨眠の隨増如何、等を分別する一段である。舊論はこゝより卷第六、分別攝品第六の三とす。

【七〇】 有色法。以下の數字に關しては右界論に對する覺音註をも參照し、且つ、前第六卷以來の各法の解説にたゞず反省しつゝ、理解すべし。

【七一】 十一界。有色の十一界即ち五根五境及び無表色を含むものとしての法界の十一をいふ。

【七二】 十一處。右に準じて知れ。

【七三】 蘊。色蘊の唯一のこと。

【七四】 欲・色界。色法は下二界にしかないから、無色界には關係せず。

【七五】 通行。通行の惑は自界地のあらゆる法を對象としてよく、隨増するが故に、理として知るべし。

【七六】 修所斷。有色法の性質上、下二界の修所斷の隨眠をさす心で、蓋し、修所斷の惑は廣く事そのものに迷うて起る所なれば事たる有色法によりて隨増する理あるは知るべし。

【七七】 八界。六識界と意識界及び法界(の一部)との八界。

【七八】 二處。意・法二處。

(二六)精進根 精進根とは云何。謂はく出離・遠離が所生の善法に依る諸の勤・精進・勇健・勢猛・熾盛・難制・勵意・不息・心の勇悍の性、是れを精進根と名づく。

(二七)念根 念根とは云何。謂はく出離・遠離が所生の善法に依る諸の念・隨念・別念・憶念・不忘・不失・不遺・不漏・不忘法性・心明記性、是れを念根と名づく。

(二八)定根 定根とは云何。謂はく出離・遠離が所生の善法に依る諸の念心の住・等住・安住・近住・堅住・不亂・不散・攝止・等持・心一境性、是れを定根と名づく。

(二九)慧根 慧根とは云何。謂はく出離・遠離が所生の善法に依る法に於ける簡擇・極簡擇・最極簡擇、解了・等了・遍了・近了、機點・通達・審察・聰叡、覺明・慧の行、毘鉢舍那、是れを慧根と名づく。

(三〇)未知當知根 未知當知根とは云何。謂はく已に正性離生に入れる補特伽羅の諸の學の慧、慧等の根にして、此の諸の根に由りて隨信・隨法行の未だ現觀せざる四聖諦に於いて能く現觀する、是れを未知當知根と名づく。

(三一)已知根 已知根とは云何。謂はく具見・已現觀の補特伽羅の諸の學の慧・慧等の根にして、此の諸の根に由りて信勝解・見至・身證の已現觀の四聖諦に於いて能く上勝所證の功德に趣く、是れを已知根と名づく。

(三二)具知根 具知根とは云何。謂はく漏盡の阿羅漢の諸の無學の慧・慧等の根にして、此の諸の根に由りて慧解脫・俱分解脫の能く現法樂住を得る、是れを具知根と名づく。

九十八隨眠は前六九に説くが如し。

辯攝等品第六の二 (第七章六百六十九法の諸門)

第一節 諸の一・二法の諸門(其の一)

【二六】 謂はく以下。舊論「出要・殺證が善法を生じて、若し精進方便を欲し、勇猛に攝心し、常に懈怠ならざれば、是を精進根と名づく」と。

【二七】 正性離生等。舊論は「超昇離生の人」と。

【二八】 現觀等。舊論は「謂く彼の根もて、隨信行・隨法行の、未だ無間等ならざる四聖諦に而も無間等の生ずる、是れを……」。

【二九】 具見等。舊論は「所謂見諦の人の無間等なる若し學の慧根なるなり。謂はく彼の根もて信解脫・見到・身證の已に無間等なる四聖諦に増上無間の生ずる、是れを……」。

【三〇】 謂はく以下。舊論「所謂阿羅漢の諸の漏結を盡せる若し無學の慧根なるなり。謂はく彼の根もて慧解脫・俱分解脫の現法樂住あり、増上の無間の生ずる、是れを……」。

【三一】 九十八隨眠等。舊論は「謂はく三十六使は欲界繫、三十一使は色界繫、三十一使は無色界繫なり」とや、廣説す。

【三二】 前に等。卷一、第一章第六節中を見よ。

【三三】 辯攝等品第六の二。原漢譯テキストにはなく、今新につけ足す所である。如上第五卷半頃より釋説し來れる六百六十八(新譯)の諸法に關し、

四、二十二根

眼根とは云何。謂はく眼の色に於いて已・正・當に見ると及び彼同分となり。

(一)眼根

耳根とは云何。謂はく耳の聲に於いて已・正・當に聞くと及び彼同分となり。

(二)耳根

鼻根とは云何。謂はく鼻の香に於いて已・正・當に嗅ぐと及び彼同分となり。

(三)鼻根

舌根とは云何。謂はく舌の味に於いて已・正・當に嘗すると及び彼同分となり。

(四)舌根

身根とは云何。謂はく身の觸に於いて已・正・當に觸すると及び彼同分となり。

(五)身根

女根とは云何。謂はく身根の少分なり。

(六)女根

男根とは云何。謂はく身根の少分なり。

(七)男根

命根とは云何。謂はく三界の壽なり。

(八)命根

意根とは云何。謂はく六識身なり。

(九)意根

樂根とは云何。謂はく樂受に順する觸が所觸の時に起る所の身樂・心樂にして平等受たり、受の所攝なる、是れを樂根と名づく。

(一〇)樂根

苦根とは云何。謂はく苦受に順する觸の所に起る所の身苦にして不平等受たり、受の所攝なる、是れを苦根と名づく。

(一一)苦根

喜根とは云何。謂はく喜受に順する觸の所に起る所の心の喜にして平等受たり、受の所攝なる、是れを喜根と名づく。

(一二)喜根

憂根とは云何。謂はく憂受に順する觸の所に起る所の心の憂にして不平等受たり、受の所攝なる、是れを憂根と名づく。

(一三)憂根

捨根とは云何。謂はく捨受に順する觸の所に起す所の身の捨心にして非平等非不平等の受たり、受の所攝なる、是れを捨根と名づく。

(一四)捨根

信根とは云何。謂はく出離・遠離が所生の善法に依る諸の信・性の性・増上・信性・忍可・欲作・欲爲・欲造・心の澄淨の性、是れを信根と名づく。

(一五)信根

出離・遠離が所生の善法に依る諸の信・性の性・増上・信性・忍可・欲作・欲爲・欲造・心の澄淨の性、是れを信根と名づく。

辨攝等品第六の一

出離・遠離が所生の善法に依る諸の信・性の性・増上・信性・忍可・欲作・欲爲・欲造・心の澄淨の性、是れを信根と名づく。

一五五

出離・遠離が所生の善法に依る諸の信・性の性・増上・信性・忍可・欲作・欲爲・欲造・心の澄淨の性、是れを信根と名づく。

【五〇】

眼根等二十二根。法蘊足論十、處品第十八中參照。說明又概ね同するも、例により今論の方が、豫想的で且つ簡潔に傾く。

【五一】

謂はく以下。身根に及ぶまで舊論は「謂はく眼入の如し」といふ具合に説く。

【五二】

女根等。その釋は舊論も全く同ず。

【五三】

壽。舊論は命。

【五四】

六識身等。舊論は「所謂眼識乃至意識なり」とつけ加ふ。

【五五】

樂根以下。六受根は、舊論では「前の分別七事品に廣く説くが如し」と。

【五六】

出離・遠離等。舊論「出要・寂靜に依り生ず信善法、増上信、正思惟、種々の行、種々の作、種々の思惟、心清淨」と。

別釋

又は入定の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れが「第九」に居るなり。

「遍」一處「而して」是くの如きの定中の所有の善の受・想・行・識、是れを「遍處」と名づく。

(二〇)第十遍處四五 識無邊處遍處も亦爾なり。

二、十無學法四六  
(一)一(八)初八四六 無學の正見・正思惟・正語・正業・正命・正精進・正念・正定は八支の聖道を説くが如し。

(九)無學の正勝解四五 無學の正勝解とは云何。謂はく聖弟子等の苦に於いて苦を思惟し、集に於いて集を思惟し、滅に於いて滅を思惟し、道に於いて道を思惟する無學の作意相應の四九已。

正・當の勝解、是れを無學の正勝解と名づく。

(一〇)無學の正智四九 無學の正智とは云何。謂はく盡智・無生智、是れを無學の正智と名づく。

第二十節 諸餘諸法の解説

一、十一法五〇  
(一)有漏色五二 有漏色とは云何。謂はく若し諸の色の有漏・有取にして、此の諸の色の若しは過去、若しは未來、若しは現在なるに於いて、或ひは欲、或ひは貪、或ひは瞋、或ひは癡、或ひは一一の心所に隨ふ隨煩惱の應さに生ずべき時に生ずる、是れを有漏色と名づく。

(二)無漏色五三 無漏色とは云何。謂はく若し諸の色の無漏・無取にして、此の諸の色の若しは過去、若しは未來、若しは現在なるに於いて、或ひは欲、或ひは貪、或ひは瞋、或ひは癡、或ひは一一の心所に隨ふ隨煩惱の應さに生ずべき時に生ぜざる、是れを無漏色と名づく。

(三)一(二〇)二種五三 有漏・無漏の受・想・行・識も亦爾なり。

(四)無色蘊五三 無爲法とは云何。謂はく三無爲、即ち、虚空・非擇滅・擇滅なり。

二、十二處五三 略五三 十二處・十八界は辯七事品に已に説くが如し。

【四七】 識無邊處遍處。舊論「識一切入處」。

【四八】 無學の等十無學法。集異門足論卷二〇のその下參照(前の八聖道支下の註中參照のこと)。

【四九】 正勝解。舊論「正解脫」。

【五〇】 已・當の勝解。舊論は「已解脫・當解脫」と。

【五一】 正智。舊論「解脫正知見」と。

【五二】 有漏色等十一法。五蘊を有漏・無漏に分けて十法、それに無爲を加へて十一法にしたもので、大體は已出の諸解説に反省すべきものである。譯字は新舊概ね一致。

【五三】 有漏・有取。舊論は「有漏して取より生じ」と下も準ず。  
【五四】 或ひは欲以下。舊論は「欲を起し、今起、當起し、若しは恚、若しは癡、一一の心數あり、諸の煩惱を起し、今起、當起する」と。又、下も準ず。(但し無漏の場合故、「若しは欲の應さに生ずべくして生ぜず。若しは恚……心數・煩惱の應さに生ずべくして生ぜず」と)。  
【五五】 非擇滅等。舊論は「數滅・非數滅」の順。  
【五六】 十二處等。舊論も略説完く同じ。  
【五七】 辯七事品。卷第二、中參照。

無所有處を具足して住するなり。無所有處天の如し。是れ第八有情居なり。

〔第八〕 此の中の「第八」とは謂はく算數の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れが第八に居るなり。

〔有情居〕 「有情居」とは、義は前に説くが如し。

〔第九有情居〕 第九有情居とは云何。謂はく無色の有情の一切の無所有處を超え、非想非非想處に入り、具足して住するなり。非想非非想天の如し。是れ第九有情居なり。

〔第九〕 此の中の「第九」とは謂はく算數の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れが第九に居るなり。

〔有情居〕とは、義は前に説くが如し。

第十九節 諸十法の解説

〔一〕十遍處一 初遍處とは云何。謂はく地遍滿すと一類が想し、上・下・傍布・無一・無量なり。是れ初遍處なり。

〔初〕 此の中の「初」とは謂はく算數の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れが最も初めに在るなり。

別 又は入定の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、是れが最も初めに在るなり。

〔遍處〕 「而して」是くの如きの定中の所有の善の色・受・想・行・識、是れを遍處と名づく。

〔二〕一(八)第二 水・火・風・青・黃・赤・白遍處も亦爾なり。

〔九〕第九遍處 第九遍處とは云何。謂はく空遍滿すと一類が想し、上・下・傍布・無一・無量なり。是れ第九遍處なり。

〔第九〕 此の中の「第九」とは謂はく算數の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れが「第九」に居るなり。

〔一〕 初遍處等十遍處。集異門足論卷十九のその下参照。説明また今論の方がやや思想的従つて簡潔なるだけで、要旨完く一致す。初遍處は舊論「初一切入處」。  
〔二〕 地遍滿す等。舊論は「地は一切入なり」との一相生じ(「?」)と。  
〔三〕 傍布。舊論「諸方」。  
〔四〕 水火等。この略説、舊論も亦完く同じ。  
〔五〕 第九遍處。舊論はこれも略説して次の第十識無邊處の遍處を廣説してゐる。



し。是れ第四有情居なり。

〔第四〕 此の中の「第四」とは謂はく算數の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れが第四に居るなり。

居るなり。

〔有情居〕 「有情居」とは、義は前に説くが如し。

〔第五有情居〕 第五有情居とは云何。謂はく有色の有情の想無く異想無きなり。<sup>三五</sup>無想有情天の如し。是れ第五有情居なり。

し。是れ第五有情居なり。

〔第五〕 此の中の「第五」とは謂はく算數の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れが第五に居るなり。

居るなり。

〔有情居〕 「有情居」とは、義は前に説くが如し。

〔第六有情居〕 第六有情居とは云何。謂はく無色の有情の一切の色想を超え、有對想を滅し、種種想を思惟せず、無邊の空に入り、空無邊處を具足して住するなり。空無邊處天の如し。是れ第六有情居なり。

の如し。是れ第六有情居なり。

居るなり。

〔第六〕 此の中の「第六」とは謂はく算數の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れが第六に居るなり。

居るなり。

〔有情居〕 「有情居」とは、義は前に説くが如し。

〔第七有情居〕 第七有情居とは云何。謂はく無色の有情の一切の空無邊處を超え、無邊の識に入り、識無邊處を具足して住するなり。識無邊處天の如し。是れ第七有情居なり。

り、識無邊處を具足して住するなり。識無邊處天の如し。是れ第七有情居なり。

〔第七〕 此の中の「第七」とは謂はく算數の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れが第七に居るなり。

居るなり。

〔有情居〕 「有情居」とは、義は前に説くが如し。

〔第八有情居〕 第八有情居とは云何。謂はく無色の有情の一切の識無邊處を超え、無所有に入り、

【三五】 無想有情天。舊論「無想天」。

【三六】 一切の等。舊論は「乃至、第八衆生居處まで、廣く説くこと、後の三識住處の如し」と。

〔六〕取 結 取結とは云何。謂はく二取なり。

〔七〕疑 結 疑結とは云何。謂はく諸の諦に於ける疑惑・猶豫なり。

〔八〕嫉 結 嫉結とは云何。謂はく妬忌なり。

〔九〕慳 結 慳結とは云何。謂はく心の鄙吝なり。

二、九有情居 初有情居とは云何。謂はく有色の有情の身異にして想異なるなり。人と一分の天との如し。是れ初有情居なり。

〔一〕初有情居 此の中「初」とは謂はく算數の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れが最も初に在るなり。

〔初〕 「有情居」とは謂はく諸の有情の此れに於いて居止・各別居止し、此れに由りて彼れが受生處を顯すが故に 有情居と名づく。

〔有情居〕 第二有情居とは云何。謂はく有色の有情の身異にして想一なるなり。梵業天の劫初の時の如し。是れ第二有情居なり。

〔二〕第二有情居 此の中「第二」とは謂はく算數の漸次・順次・相應の次第に隨ふに、此れが第二に居るなり。

〔有情居〕 「有情居」とは、義は前に説くが如し。

〔三〕第三有情居 第三有情居とは云何。謂はく有色の有情の身一にして想異なるなり。極光淨天の如し。是れ第三有情居なり。

〔第 三〕 此の中の「第三」とは謂はく算數の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れが第三に居るなり。

〔有情居〕 「有情居」とは、義は前に説くが如し。

〔四〕第四有情居 第四有情居とは云何。謂はく有色の有情の身一にして想一なるなり。遍淨天の如

〔有情居〕 「有情居」とは、義は前に説くが如し。

〔四〕第四有情居 第四有情居とは云何。謂はく有色の有情の身一にして想一なるなり。遍淨天の如

〔有情居〕 「有情居」とは、義は前に説くが如し。

〔四〕第四有情居 第四有情居とは云何。謂はく有色の有情の身一にして想一なるなり。遍淨天の如

〔有情居〕 「有情居」とは、義は前に説くが如し。

〔四〕第四有情居 第四有情居とは云何。謂はく有色の有情の身一にして想一なるなり。遍淨天の如

〔有情居〕 「有情居」とは、義は前に説くが如し。

〔四〕第四有情居 第四有情居とは云何。謂はく有色の有情の身一にして想一なるなり。遍淨天の如

〔有情居〕 「有情居」とは、義は前に説くが如し。

集異門足論中參照。

〔二六〕無明結。舊論も同字。舊論の釋は前數註の所に準ず。

〔二七〕見結。舊論も同字。

〔二八〕三見。舊論は「三見謂はく身見・邊見・邪見」と列名してゐる。

〔二九〕取結。舊論「他取結」。

〔三〇〕二取。舊論「二見一見取・戒取なり」と。

〔三一〕疑結。舊論も同字。又その釋は（前卷中參照）前の「疑」の註中に準知すべし。

〔三二〕嫉結。舊論も同字。

〔三三〕慳結。舊論も同字。その釋に曰はく「心の攝受して緊著するなり」。

〔三四〕初有情居等九有情居。集異門足論卷十九中又參照（説明は又この方が豫想的で、簡單にされた心持を存すべし）。

初有情居は舊論「初衆生居處」。

〔三五〕有情居。舊論「衆生住處」。

〔三六〕第二有情居等。舊論は「第二・第三・第四衆生居は謂はく識住處（前卷の七識住下參照）の如く廣く説く」と。

〔三七〕極光淨天。集異門足論は光音天に作る。七識住下參照。

〔三八〕

〔三九〕

〔四〇〕

〔四一〕

〔四二〕

〔四三〕

〔四四〕

〔四五〕

〔四六〕

(五)正命

正命とは云何。謂はく聖弟子等の苦に於いて苦を思惟し、集に於いて集を思惟し、滅に於いて滅を思惟し、道に於いて道を思惟する、邪命に趣く身・語の悪行に於いて、決擇力に由つて引く所の無漏の遠離・止息・各別遠離・寂靜・律儀・不作・不造・不行・不犯・不毀・分限・堤塘・橋梁・船筏・棄捨・軌則・不違・不越・不違越の住、是れを正命と名づく。

(六)正精進

正精進とは云何。謂はく聖弟子等の苦に於いて苦を思惟し、集に於いて集を思惟し、滅に於いて滅を思惟し、道に於いて道を思惟する、無漏の作意相應の諸の勤・精進・勇健・勢猛・熾盛・難制・勵意不息・心の勇悍の性、是れを正精進と名づく。

(七)正念

正念とは云何。謂はく聖弟子等の苦に於いて苦を思惟し、集に於いて集を思惟し、滅に於いて滅を思惟し、道に於いて道を思惟する無漏の作意相應の諸の念・隨念・別念・憶念・不忘・不遺・不漏・不忘法の性、心明記の性、是れを正念と名づく。

(八)正定

正定とは云何。謂はく聖弟子等の苦に於いて苦を思惟し、集に於いて集を思惟し、滅に於いて滅を思惟し、道に於いて道を思惟する、無漏の作意相應の諸の心をして住・等住・安住・近住・堅住・不亂・不散・攝止・等持せしむる、心一境の性なる、是れを正定と名づく。

第十八節 諸九法の解説

(一)愛結

愛結とは云何。謂はく三界の貪なり。

(二)恚結

恚結とは云何。謂はく有情に於いて能く損害を爲すなり。

(三)慢結

慢結とは云何。謂はく七慢類なり。

(四)無明結

無明結とは云何。謂はく三界の無智なり。

(五)見結

見結とは云何。謂はく七見なり。

なる堤塘ありて住する。堅固不犯にして住する」と。

【三】正業。舊論も同字。

【三惡行】。舊論「邪命の三惡」。

【二五】各別遠離。舊論はこの邊から略文。次も然り。

【二六】正精進。舊論も同字。

【二七】正精進。舊論「正方便説」(大正・縮載すべて然り)。

蓋し説の字は行か。

【二八】諸の勤以下。舊論は「廣く説いて、精進覺支の如し」と。

【二九】正念。舊論も同字。但し舊論の正念に作るは非で、宋・元・明三本の正念に作るを正とす(縮載本頭註参照)。而して舊論は殆ど全文を略記して曰はく、「正命(右の如く正念の觀)は廣く説くこと、念覺支の如し。是れを正念と名づく」と。

【三〇】正定。舊論又同字。

【三一】諸の以下。舊論は「廣く説くこと定覺支の如し」と。

【三二】愛結等九結。集異門足論十九中参照。説明大差なきも、今論の方がよく簡。愛結は舊論「貪欲結」。

【三三】恚結。舊論「瞋恚結」。

【三四】慢結。舊論も同。

【三五】七慢類。舊論「七慢」。

# 卷の第八

## 第十七節 諸八法の解説(其の一)

三、八聖道支見

正見とは云何。謂はく聖弟子等の苦に於いて苦を思惟し、集に於いて集を思惟し、滅に於いて滅を思惟し、道に於いて道を思惟する無漏の四 作意相應の、法に於ける

簡擇・極簡擇・最極簡擇、解了・等了・遍了・了了、機點・通達、審察・聰叡、覺明・慧行、毘般舍那、是れを正見と名づく。

(二)正 思 惟

正思惟とは云何。謂はく聖弟子等の苦に於いて苦を思惟し、集に於いて集を思惟し、滅に於いて滅を思惟し、道に於いて道を思惟する無漏の作意相應の諸の心の七 尋求・遍尋求、搆度・極搆度・現前搆度、推究・追尋、極思惟・思惟性、是れを正思惟と名づく。

正語とは云何。謂はく聖弟子等の苦に於いて苦を思惟し、集に於いて集を思惟し、滅に於いて滅を思惟し、道に於いて道を思惟する、邪命に越く語の四一〇 悪行を除いての餘の語の悪行に於いて、決擇力に由りて引く所の無漏の三 遠離・止息・各別遠離・寂靜・律儀・不作・不造・不行・不犯・不毀・分限・堤塘・橋梁・船筏・棄捨・軌則・不違・不越・不違越の住、是れを正語と名づく。

(三)正 語

正業とは云何。謂はく聖弟子等の苦に於いて苦を思惟し、集に於いて集を思惟し、滅に於いて滅を思惟し、道に於いて道を思惟する、邪命に越く身一四 三 悪行を除いての餘の身の悪行に於いて、決擇力に由りて引く所の無漏の遠離・止息・各別遠離・寂靜・律儀・不作・不造・不行・不犯・不毀・分限・堤塘・橋梁・船筏・棄捨・軌則・不違・不越・不違越の住、是れを正業と名づく。

(四)正 業

正業とは云何。謂はく聖弟子等の苦に於いて苦を思惟し、集に於いて集を思惟し、滅に於いて滅を思惟し、道に於いて道を思惟する、邪命に越く身一四 三 悪行を除いての餘の身の悪行に於いて、決擇力に由りて引く所の無漏の遠離・止息・各別遠離・寂靜・律儀・不作・不造・不行・不犯・不毀・分限・堤塘・橋梁・船筏・棄捨・軌則・不違・不越・不違越の住、是れを正業と名づく。

辯攝等品第六の一

一四九

【一】第十七節。原漢譯は「辯攝等品第六の四」ト。舊論は當卷第五中。

【二】正見等八聖道支。集異門足論十八「八道支」參照。但しその下には解説なく、解説は同卷二〇「十無學法中參照」。但し正見下の説明は可成り違ふ。蓋し八正道又は八聖道を單なる修行哲學と見ず。寧ろ聖者に達した人の勝功德と見るは有部の立前であるが、かゝる見方の最古文獻の一は少くとも本論に在りとすべく、自ら甚だ留意するに足る意義あらん。正見は舊論も同字。

【三】聖弟子等。舊論「賢聖弟子」。

【四】作意相應。前卷中の註參照。

【五】簡擇以下。亦同上。

【六】正思惟。舊論も同字。

【七】尋求等。舊論「心の覺・隨覺・色覺・增上覺・覺・覺・覺・思惟」等思惟ト。

【八】正語。舊論も同字。

【九】邪命以下。すべて集異門足論二〇の註參照。

【一〇】四惡行。舊論「四過」。

【一一】決擇力の由りて引く所の。舊論この句なし。下同段。

【一二】遠離等。舊論「放滅・不作・不爲・收攝・律儀・惡行」を作さざる。過罪を作さざる。堅固

「第七」此の中の「第七」とは謂はく算數の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れの第七に

居るなり。

別釋 又は入定の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れの第七に居るなり。

「勝處」<sup>【八】</sup>「而して」是くの如きの定中の所有の善の色・受・想・行・識、是れを「勝處」と名づく。

(八)第八勝處<sup>【八】</sup>第八勝處とは云何。謂はく内に色想無く、外の諸の色を觀ず、若しは白・白顯・白

現・白光なり。猶ほ<sup>【八】</sup>烏沙斯星色<sup>【八】</sup>或ひは<sup>【八】</sup>婆羅痾斯<sup>【八】</sup>の極鮮白衣の、若しは白・白顯・

白現・白光なるが如く、内に色想無く、外の諸の色を觀ず、若しは白・白顯・白現・白

光なるも亦復た是くの如し。——彼の諸の色に於いて勝知・勝見あり。如是想を具す。

是れ第八勝處なり。

「第八」此の中の「第八」とは謂はく算數の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れの第八に

居るなり。

別釋 又は入定の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れの第八に居るなり。

「勝處」<sup>【八】</sup>「而して」是くの如きの定中の所有の善の色・受・想・行・識、是れを「勝處」と名づく。

【八】第八勝處。以下舊論た詳説。

【八七】烏沙斯星。舊論「優私多羅華」。

【八八】婆羅痾斯。舊論「婆羅捺」。

光なるが如く、内に色想無く外の諸の色を觀ず、若しは青・青顯・青現・青光なるも亦復た是くの如し。——彼の諸の色に於いて勝知・勝見あり。如是想を具す、是れ第五勝處なり。

【第五】 此の中の「第五」とは謂はく算數の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れの第五に居るなり。

別釋 又は入定の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れの第五に居るなり。

【勝處】 「而して」是くの如きの定中の所有の善の色・受・想・行・識、是れを「勝處」と名づく。

【第六勝處】 第六勝處とは云何。謂はく内に色想無く、外の諸の色を觀ず、若しは黃・黃顯・黃現・黃光なり。猶ほ羯尼迦花カルニカ或ひは婆羅痲斯カウラの深染黃衣の、若しは黃・黃顯・黃現・黃光なるが如く、内に色想無く、外の諸の色を觀ず、若しは黃・黃顯・黃現・黃光なるも亦復た是くの如し。——彼の諸の色に於いて勝知・勝見あり。如是想を具す、是れ第六勝處なり。

【第六】 此の中の「第六」とは謂はく算數の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れの第六に居るなり。

別釋 又は入定の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れの第六に居るなり。

【勝處】 「而して」是くの如きの定中の所有の善の色・受・想・行・識、是れを「勝處」と名づく。

【第七勝處】 第七勝處とは云何。謂はく内に色想無く、外の諸の色を觀ず、若しは赤・赤顯・赤現・赤光なり。猶ほ槃豆パンドウ時縛迦花カキ或ひは婆羅痲斯カウラの深染赤衣の、若しは赤・赤顯・赤現・赤光なるが如く、内に色想無く、外の諸の色を觀ず、若しは赤・赤顯・赤現・赤光なるも亦復た是くの如し。——彼の諸の色に於いて勝知・勝見あり。如是想を具す、是れ第七勝處なり。

一勝處なり。

【第二】此の中の「第二」とは謂はく算數の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れの第二に居るなり。

別 釋 又は入定の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れの第二に居るなり。

【勝處】「而して」是くの如きの定中の所有の善の色・受・想・行・識、是れを「勝處」と名づく。

【第三勝處】第三勝處とは云何。謂はく内に色想無く、外色の少を觀ず、若しは好顯色、若しは

惡顯色なり。——彼の諸の色に於いて勝知・勝見あり。如是想を具する、是れ第三勝處なり。

【第三】此の中の「第三」とは謂はく算數の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れの第三に居るなり。

別 釋 又は入定の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れの第三に居るなり。

【勝處】「而して」是くの如きの定中の所有の善の色・受・想・行・識、是れを「勝處」と名づく。

【第四勝處】第四勝處とは云何。謂はく内に色想無く、外色の多を觀ず、若しは好顯色、若しは惡顯色なり。——彼の諸の色に於いて勝知・勝見あり。如是想を具する、是れ第四勝處なり。

【第四】此の中の「第四」とは謂はく算數の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れの第四に居るなり。

別 釋 又は入定の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れの第四に居るなり。

【勝處】「而して」是くの如きの定中の所有の善の色・受・想・行・識、是れを「勝處」と名づく。

【第五勝處】第五勝處とは云何。謂はく内に色想無く、外の諸の色を觀ず、若しは青・青顯・青現・青光なり。猶ほ烏莫迦花ウマカハナ或ひは婆羅提斯バラヒシの深染青衣の、若しは青・青顯・青現・青

【八五】此の中以下。第七勝處まで、舊論は全文略。

居るなり。

第二釋

又は入定の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れの第七に居るなり。

〔解脫〕

〔而して〕是くの如き定中の所有の善の受・想・行・識、是れを「解脫」と名づく。

(八)第八解脫

第八解脫とは云何。謂はく一切の非想非非想處を超え、想受滅に入り、身作證し、具足して住す。是れ第八解脫なり。

〔第八〕

此の中の「第八」とは謂はく算數の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れの第八に居るなり。

第二釋

又は入定の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れの第八に居るなり。

〔解脫〕第一釋

〔而して〕是くの如きの定中の諸の解脫・勝解脫・異極解脫を「解脫」と名づく。

第二釋

復た次に、若し法の想の微細なるを因と爲し、想の微細なるを等無間と爲し、是れと想と不俱なるの義あるも、成就せざるにも非らざる義ある、是れを「解脫」と名づく。

(二)八勝處

初勝處とは云何。謂はく内に色想有り、外色の少を觀す、若しは好顯色、若しは惡顯色なり。——彼の諸の色に於いて勝知・勝見あり。如是想を具する、是れ初勝處なり。

(一)初勝處

此の中の「初」とは謂はく算數の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れの最も初めに在るなり。

別釋

又は入定の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れの最も初めに在るなり。

〔勝處〕

〔而して〕是くの如きの定中の所有の善の色・受・想・行・識、是れを「勝處」と名づく。

(二)第二勝處

第二勝處とは云何。謂はく内に色想有り、外色の多を觀す、若しは好顯色、若しは惡顯色なり。——彼の諸の色に於いては勝知・勝見あり。如是想を具する、是れ第二勝處なり。

辯攝等品第六の一

一四五

【一八】初勝處。集異門足論卷十九初參照。説明大差なく、概ね各八解脫に準ず。初勝處とは舊論も同字。

【一六】好顯色。舊論「好色」。集異門足論「好」と。惡の場合も準ず。

【一七】初勝處。舊論「初勝處入」とす。以下すべて然り。

【一八】第二勝處。前の八解脫の場合同様、舊論はこの問文を以下すべて缺く。



〔四〕第四解脫 第四解脫とは云何。謂はく一切の色想を超え、有對想を滅し、種種想を思惟せず、無邊の空に入り、空無邊處を具足して住す。是れ第四解脫なり。

〔四〕第四解脫 此の中の「第四」とは謂はく算數の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れの第四に居るなり。

第二釋 又は入定の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れの第四に居るなり。

〔解 脫〕 「而して」是くの如きの定中の所有の善の受・想・行・識、是れを「解脫」と名づく。

〔五〕第五解脫 第五解脫とは云何。謂はく一切の空無邊處を超え、無邊識に入り、識無邊處を具足して住す。是れ第五解脫なり。

〔五〕第五解脫 此の中の「第五」とは謂はく算數の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れの第五に居るなり。

第二釋 又は入定の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れの第五に居るなり。

〔解 脫〕 「而して」是くの如き定中の所有の善の受・想・行・識、是れを「解脫」と名づく。

〔六〕第六解脫 第六解脫とは云何。謂はく一切の識無邊處を超え、無所有に入り、無所有處を具足して住す。是れ第六解脫なり。

〔六〕第六解脫 此の中の「第六」とは謂はく算數の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れの第六に居るなり。

第二釋 又は入定の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れの第六に居るなり。

〔解 脫〕 「而して」是くの如きの定中の所有の善の受・想・行・識、是れを「解脫」と名づく。  
第七解脫とは云何。謂はく一切の無所有處を超え、非想非非想處に入り、具足して住す。是れ第七解脫なり。

〔第七〕第七解脫 此の中の「第七」とは謂はく算數の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れの第七に

〔七〕一切の色想等。以下舊論等は前の七識住の場合に反省して知るべし。

〔七〕此の中等。こゝは舊論も詳釋す。

〔七〕此の中等。舊論又略說。

〔八〕第六。舊論は凡べてを略說。

是れを定等覺支と名づく。

【七】捨等覺支

捨等覺支とは云何。謂はく聖弟子等の苦に於いて苦を思惟し、集に於いて集を思

惟し、滅に於いて滅を思惟し、道に於いて道を思惟する無漏の作意相應の心【六九】の平

等の性、心の正直の性、心の無警覺、寂靜住の性、是れを捨等覺支と名づく。

第十六節 諸八法の解説(其の一)

【初】第一釋

初解説とは云何。謂はく有色にして諸の色を觀す。是れ初解説なり。

此の中の「初」とは謂はく算數の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此の最も初めに在るなり。

【解】第二釋

又は入定の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れの最も初めに在るなり。

【解】第二釋

「而して」是くの如きの定中の所有の善の色・受・想・行・識、是れを「解説」と名づく。

【二】第二解説

第二解説とは云何。謂はく内に色想無くして外の色を觀す。是れ第二解説なり。

【第二】第一釋

此の中の「第二」とは謂はく算數の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れの第二に居るなり。

【解】第二釋

又は入定の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れの第二に居るなり。

【解】第二釋

「而して」是くの如きの定中の所有の善の色・受・想・行・識、是れを「解説」と名づく。

【三】第三解説

第三解説とは云何。謂はく淨解説を身作證し具足して住す。是れ第三解説なり。

【第三】第一釋

此の中の「第三」とは謂はく算數の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れの第三に居るなり。

【第二】第二釋

又は入定の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れの第三に居るなり。

【解】第二釋

「而して」是くの如きの定中の所有の善の色・受・想・行・識、是れを「解説」と名づく。

【三】第三解説

第三解説とは云何。謂はく淨解説を身作證し具足して住す。是れ第三解説なり。

【第三】第一釋

此の中の「第三」とは謂はく算數の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れの第三に居るなり。

【第二】第二釋

又は入定の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れの第三に居るなり。

【解】第二釋

「而して」是くの如きの定中の所有の善の色・受・想・行・識、是れを「解説」と名づく。

【六八】捨。舊論も同じ。

【六九】平等の性等。舊論は「心の平等、等辨受、心の無受用の住」と。

【七〇】初解説等八解説。集異門足論卷の十八中参照。その説明は又大差なきも釋論に於いて集異門足の方の詳しきものがある。一初解説舊論は「初解説處」。

【七一】有色にして等。集異門足論の文は同じなるも、舊論の文は「内に色想有りて、外に色を觀ず」と。

【七二】此の等。舊論は又前の識住の場合同準の文に作る。

【七三】第二解説。以下、舊論はすべて、問題文を缺き、直接解説文を記す。各解説の名は舊論では最後に「處」(第二解説處といふが如し)の字をつけて加へるだけで、他はすべて同字。

【七四】淨解説。舊論「淨解説處」と。

【七五】身作證。舊論「身證」。

【七六】此の中等。舊論は略説(前の七識住の場合に準知せよ)。

念・隨念・別念・憶念・不忘・不失・不遺・不漏・不忘法の性・心明記の性、是れを念等覺支と名づく。

(二) 擇法等覺支

擇法等覺支とは云何。謂はく聖弟子等の苦に於いて苦を思惟し、集に於いて集を思惟し、滅に於いて滅を思惟し、道に於いて道を思惟する無漏の作意相應の法に於ける。簡擇・極簡擇・最極簡擇・解了・等了・遍了・近了・機點・通達・審察・聰叡・覺・明・慧の行。毘般舍那・決擇法の性、是れを擇法等覺支と名づく。

(三) 精進等覺支

精進等覺支とは云何。謂はく聖弟子等の苦に於いて苦を思惟し、集に於いて集を思惟し、滅に於いて滅を思惟し、道に於いて道を思惟する無漏の作意相應の諸の勤・精進・勇健・勢猛・熾盛・難制・勵意不息、心の勇悍の性、是れを精進等覺支と名づく。

(四) 喜等覺支

喜等覺支とは云何。謂はく聖弟子等の苦に於いて苦を思惟し、集に於いて集を思惟し、滅に於いて滅を思惟し、道に於いて道を思惟する無漏の作意相應の心の欣・極欣・現前極欣・欣の性・欣の類・適意・悅意・喜の性・喜の類・樂と和合して別離ならざる、歡欣・悅豫・有堪任の性・踊躍・踊躍の性、歡喜・歡喜の性、是れを喜等覺支と名づく。

(五) 輕安等覺支

輕安等覺支とは云何。謂はく聖弟子等の苦に於いて苦を思惟し、集に於いて集を思惟し、滅に於いて滅を思惟し、道に於いて道を思惟する無漏の作意相應の身の輕安、心の輕安、已輕安、輕安の類、是れを輕安等覺支と名づく。

(六) 定等覺支

定等覺支とは云何。謂はく聖弟子等の苦に於いて苦を思惟し、集に於いて集を思惟し、滅に於いて滅を思惟し、道に於いて道を思惟する無漏の作意相應の諸の心をして住・等住・安住・近住・堅住・不亂・不散・攝止・等持せしむる、心一境の性なる、

支。

【五六】無漏の作意相應。舊論「無漏の意思惟相應」。

【五七】諸の念等。舊論は「若しは念・隨念、念じて忘失せず、散忘せず、常に廢忘せざる」と。

【五八】擇法。舊論も同じ。

【五九】簡擇以下。舊論は「簡擇・選擇・擇相・等擇相・決定相・慧覺・聰明・慧行・觀察」と。

【六〇】精進。舊論も同じ。

【六一】諸の勤等。舊論「若しは欲・精進・方便・出要・勇健・心攝受・瘴疾・無間」と。

【六二】喜。舊論も同字。

【六三】心の欣等。舊論「若しは心の歡喜・踊躍・増上歡喜、決定心樂・所堪能・喜・所喜」と。

【六四】輕安。舊論「猗」。

【六五】身の等。舊論「身の猗・心の猗・樂猗・所猗」と。

【六六】定。舊論も同字。

【六七】心をして等。舊論「心の住・等住・樂住・所住・不散・不亂・攝受・一心」と。

【第四】 此の中の「第四」とは謂はく算數の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れが第四に居るなり。

【識住】 「而して」彼れの繋なる諸の色・受・想・行・識を總じて「識住」と名づく。

【第五識住】 第五識住とは云何。謂はく無色の有情の一切の色想を超え、有對想を滅し、種種想を思惟せず、無邊の空に入りて、空無邊處を具足して住するなり。空無邊處天の如し。是れ第五識住なり。

【第五】 此の中の「第五」とは謂はく算數の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れが第五に居るなり。

【第六識住】 「而して」彼れの繋なる諸の受・想・行・識を總じて「識住」と名づく。

【第六識住】 第六識住とは云何。謂はく無色の有情の一切の空無邊處を超え、無邊の識に入りて、識無邊處を具足して住するなり。識無邊處天の如し。是れ第六識住なり。

【第六】 此の中の「第六」とは謂はく算數の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れが第六に居るなり。

【識住】 「而して」彼れの繋なる諸の受・想・行・識を總じて「識住」と名づく。

【第七識住】 第七識住とは云何。謂はく無色の有情の一切の識無邊處を超え、無所有に入りて、無所有處を具足して住するなり。無所有處天の如し。是れ第七識住なり。

【第七】 此の中の「第七」とは謂はく算數の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れが第七に居るなり。

【識住】 「而して」彼れの繋なる諸の受・想・行・識を總じて「識住」と名づく。

【念等覺支】 念等覺支とは云何。謂はく聖弟子等の苦に於いて苦を思惟し、集に於いて集を思惟し、滅に於いて滅を思惟し、道に於いて道を思惟する。無漏の作意相應の諸の

所轉なり（集異門足論は今と同じ。その下參照）。

【三】 身一。舊論、集異門足論、共に「一種身」。

【四】 極光淨天。舊論「光普天」集異門足論も同じ。

【五】 此の等。舊論は「廣く説くこと上の如し」と。

【三】 遍淨天。舊論「集異門論何れも同字」。

【四】 此の等。上に準じて舊論は略説。

【四】 有對想。舊論「闇想を離れて闇想充實し」と。

【四】 無邊の空に入りて。舊論「無邊の空處を思惟して」。

【四】 處。舊論「八處」。

【四】 空無邊處天。舊論「空入處天」。

【四】 此の等。舊論は初識住下に從つて詳説。

【四】 無邊の識に入り。舊論「無量の識にして」。

【五】 識無邊處天。舊論「謂はく識入處天」。

【五】 此の中等。舊論又略説。次も然り。

【五】 識無邊處。舊論「識入處」。

【五】 處。舊論「入處」。

【五】 無所有處天。舊論「無所有入處天」。

【五】 念等覺支等七等覺支。集異門足論卷十六中參照（說明大異なし）。舊論は「念覺

(四)慢 隨眠 慢隨眠とは云何。謂はく慢・已慢・當慢、心の高擧、心の恃蔑なり。

(五)無明 隨眠 無明隨眠とは云何。謂はく三界の無智なり。

(六)見 隨眠 見隨眠とは云何。謂はく五の染汚の見なり。

(七)疑 隨眠 疑隨眠とは云何。謂はく諦に於ける猶豫なり。

二、七識住 初識住とは云何。謂はく有色の有情の身異にして、想異なるなり。人と一分の天との如し。是れ初識住なり。

【初】 此の中の「初」とは謂はく算數の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れが最も初めに在るなり。

【識 住】 「而して」彼れの繋なる諸の色・受・想・行・識を總じて「識住」と名づく。

(二)第二識住 第二識住とは云何。謂はく有色の有情の身異にして、想一なるなり。梵衆天の劫初時の如し。是れ第二識住なり。

【第 二】 此の中の「第二」とは謂はく算數の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れが第二に居るなり。

【識 住】 「而して」彼れの繋なる諸の色・受・想・行・識を總じて「識住」と名づく。

(三)第三識住 第三識住とは云何。謂はく有色の有情の身一にして想異なるなり。極光淨天の如し。是れ第三識住なり。

【第 三】 此の中の「第三」とは謂はく算數の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れが第三に居るなり。

【識 住】 「而して」彼れの繋なる諸の色・受・想・行・識を總じて「識住」と名づく。

(四)第四識住 第四識住とは云何。謂はく有色の有情の身一にして想一なるなり。遍淨天の如し。是れ第四識住なり。

【識 住】 「而して」彼れの繋なる諸の色・受・想・行・識を總じて「識住」と名づく。

【初】 此の中の「初」とは謂はく算數の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れが最も初めに在るなり。

【識 住】 「而して」彼れの繋なる諸の色・受・想・行・識を總じて「識住」と名づく。

【第 二】 此の中の「第二」とは謂はく算數の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れが第二に居るなり。

【識 住】 「而して」彼れの繋なる諸の色・受・想・行・識を總じて「識住」と名づく。

【第 三】 此の中の「第三」とは謂はく算數の漸次・順次・相續の次第に隨ふに、此れが第三に居るなり。

【識 住】 「而して」彼れの繋なる諸の色・受・想・行・識を總じて「識住」と名づく。

【二五】 慢。舊論も同じ。

【二六】 無明。舊論も同じ。說明に曰はく「謂はく愚なり。三界の暗・無知なり」と。

【二七】 五の等。集異門足論は列名す。舊論は「五邪見」と。

【二八】 疑。舊論も同じ。釋に曰はく「諦に惑うて了了なるなり」と。

【二九】 諦。四諦(苦・集・滅・道)の意。

【三〇】 初識住等七識住。集異門足論卷十七中參照。(說明の要旨に變化なきも、集異門足論には別に論釋文がつけ足してある。一初識住は舊論も四字。以下もすべて然り。

【三一】 有情。舊論「衆生」。

【三二】 身異。舊論「種々身」(集異門足論も同斷)。

【三三】 想異。右に準ず。

【三四】 初識住。舊論「初識住處」。

【三五】 此の中等。舊論は「云何が初の次第・相續の數なる。謂はく初識住は彼れが相應。不相應の若しは色・受・想・行・識、是れを初識住と名づく」とありて、やゝ面目を異にす。以下も準知すべし。

【三六】 想一。舊論、集異門足論、共に「一種想」。

【三七】 梵衆天。舊論「梵天身」(集異門足論は今と同じ)。

【三八】 劫初時。舊論「彼の初」。

此れは復た云何。謂はく見滅所斷の十九隨眠及び彼れが相應法、并びに彼れが等起の心不相應行なり。

是れを見滅所斷法と名づく。

(四)見道斷法 見道所斷法とは云何。謂はく若し法の隨信・隨法行の道現觀邊の忍の所斷なるなり。

此れは復た云何。謂はく見道所斷の二十二隨眠、及び彼れが相應法、并びに彼れが等起の心不相應行なり。

是れを見道所斷法と名づく。

(五)修 斷 法 修所斷法とは云何。謂はく若し法の學の見迹の修所斷なるなり。

此れは復た云何。謂はく修所斷の十隨眠及び彼れが相應法、若しは彼れが等起の身・語業、若しは彼れが等起の心不相應行、若しは不染汚の諸の有漏法なり。

是れを修所斷法と名づく。

(六)非 斷 法 非所斷法とは云何。謂はく諸の無漏法なり。

第十五節 諸七法の解説

(一)欲 貪 隨 眠 欲貪隨眠とは云何。謂はく諸の欲に於ける諸の貪・等貪・執藏・防護・耽著・愛樂なり。

(二)瞋 隨 眠 瞋隨眠とは云何。謂はく有情に於いて心に憤志を懷き、損害を爲さむと欲する

根・我・對礙・憎怒・凶悖・猛烈・暴惡・已・正・當の瞋の諸の有情をして互ひに相ひ違害せしむるなり。

(三)有 貪 隨 眠 有貪隨眠とは云何。謂はく色・無色に於ける諸の貪・等貪・執藏・防護・耽著・愛樂なり。

【一七】非所斷法。舊論「不斷法」。

【一八】欲貪等七隨眠。集異門足論一七中參照。(說明やムの方が詳し)。一欲貪は舊論も同じ。

【一九】謂はく以下。舊論「欲貪の如く説く」と。

【二〇】瞋隨眠。舊論「瞋恚使」。(集異門足論等の中の諸文參照のこと)。舊論は唯だ衆生を損害(又は惱害、又は損害)するなりと。(惱害は宋元明三本、損は宮内省本)。

【二一】根。集異門足論三(三法品の一)等に見るが如く、この瞋は貪・癡と共に三不善根(Mūla)と立てられたるにカウシヤナヤシ。

【二三】裁。Pati: Kūḍa. 然らざれば類準の語に當るべく、集異門足論同上に「心に裁抗を懐く」とあるに反省すべし。【二四】對礙。Paṭigha (paṭi-gha) はものの對礙する意と瞋恚の意と二途の意味がある。【二五】有貪。舊論「有愛」。

(四)見道斷部

見道所斷の煩惱部とは云何。謂はく有る煩惱部の隨信・隨法行の道現觀邊の忍の所斷なるなり。

此れは復た云何。謂はく見道所斷の二十二隨眠と及び彼れが相應の諸の煩惱衆なるなり。

(五)修斷部

修所斷の煩惱部とは云何。謂はく有る煩惱部の學の見迹の修所斷なるなり。

此れは復た云何。謂はく修所斷の十隨眠と及び彼れが相應の煩惱衆なり。

五、五位法

色等の五法は前に説くが如し。

第十四節 諸六法の解説

一、六界

地等の六界も前に説くが如し。

(二)見苦等六法

見苦所斷法とは云何。謂はく若し法の隨信・隨法行が苦現觀邊の忍の所斷なるなり。

此れは復た云何。隨はく見苦所斷の二十八隨眠及び彼れが相應法、并びに彼れが等起の心不相應行なり。

是れを見苦所斷法と名づく。

(二)見集斷法

見集所斷法とは云何。謂はく若し法の隨信・隨法行が集現觀邊の忍の所斷なるなり。

此れは復た云何。謂はく見集所斷の十九隨眠、及び彼れが相應法、并びに彼れが等起の心不相應行なり。

是れを見集所斷法と名づく。

(三)見滅斷法

見滅所斷法とは云何。謂はく若し法の隨信・隨法行が滅現觀邊の忍の所斷なるなり。

【二五】見道等。舊論「見道斷の煩惱身」。

【二〇】二十二。欲界八(十惑中の身・邊二見のみ除く)と、上二界七(右八中、又、瞋を除く)との合計二十二をいふ。

【二二】修所斷等。舊論「修斷の煩惱身」。

【二八】欲界の貪・瞋・慢・癡の四と、及び上二界の右四中瞋を除く各三との合して十。

【二九】色等。その五法とは「色・心・心所(舊、心法)・心不相應行・無爲の五位法のこと、舊論は又珍しく大體廣説・但し諸所前説に例釋してゐる。

【一〇】前。卷一、初頭參照。

【一一】地等。舊論は又各別に廣説してゐる。

【一二】六界。地・水・火・風・空・識。

【一三】前に。卷二末。

【一四】見苦所斷法。舊論「見苦斷法」。此れは等。舊論は「廣く説くこと前の分別諸入品の如し」と略説。

【一五】見集等。舊論、以下修斷法まですべて略説。

と名づく。

(二) 傍生趣

傍生趣とは云何。謂はく傍生の諸の有情類の同性・同類・同衆同分なる依得・事得・處得と彼れに生ぜる有情の無覆無記の色・受・想・行・識と、是れを傍生趣と名づく。

(三) 鬼趣

鬼趣とは云何。謂はく鬼の諸の有情類の同性・同類・同衆同分なる依得・事得・處得と彼れに生ぜる有情の無覆無記の色・受・想・行・識と、是れを鬼趣と名づく。

(四) 人趣

人趣とは云何。謂はく人の諸の有情類の同性・同類・同衆同分なる依得・事得・處得と、彼れに生ぜる有情の無覆無記の色・受・想・行・識と、是れを人趣と名づく。

(五) 天趣

天趣とは云何。謂はく天の諸の有情類の同性・同類・同衆同分なる依得・事得・處得と彼れに生ぜる有情の無覆無記の色・受・想・行・識と、是れを天趣と名づく。

四、五部煩惱  
(一) 見苦斷部

見苦斷の煩惱部とは云何。謂はく有る煩惱部の隨信・隨法行の苦現觀邊の忍の所斷なるなり。

此れは復た云何。謂はく見苦斷の二十八隨眠と及び彼れが相應の諸の煩惱衆となり。

(二) 見集斷部

見集斷の煩惱部とは云何。謂はく有る煩惱部の隨信・隨法行の集現觀邊の忍の所斷なるなり。

此れは復た云何。謂はく見集斷の十九隨眠と及び彼れが相應の諸の煩惱衆となり。

(三) 見滅斷部

見滅斷の煩惱部とは云何。謂はく有る煩惱部の隨信・隨法行の滅現觀邊の忍の所斷なるなり。

此れは復た云何。謂はく見滅斷の十九隨眠と及び彼れが相應の諸の煩惱衆となり。

【九六】 傍生趣。舊論「畜生趣。但し又例により舊論はこれと次の趣との二は略説。

【九七】 鬼趣。舊論「餓鬼趣」。

【九八】 人趣。舊論は「この人趣と次の天趣とを合一して説く。但し文字は二共に完く同一。

【九九】 見苦等。舊論「見苦斷の煩惱身」と。

【一〇〇】 二十八。欲界十、上二界各九(瞋を除く)の二十八のこと。(識身足論中の諸中參照のこと一見集部四)。

【一〇一】 煩惱衆。舊論「煩惱身」。見集等。舊論「見集斷の煩惱身」。

【一〇二】 十九。欲界七(身・邊・戒禁を除く)、上二界各六(更に瞋を除く)の合計十九。

【一〇三】 見滅等。舊論「見滅斷の煩惱身」。

【一〇四】 十九。右の十九に準ず。



(四)非世法 非過去非未來非現在法とは云何。謂はく無爲法なり。

一九、三界繫及び不繫法 欲界繫法とは云何。謂はく欲界繫の五蘊なり。

(二)色界繫法 色界繫法とは云何。謂はく色界繫の五蘊なり。

(三)無色繫法 無色界繫法とは云何。謂はく無色界の四蘊なり。

(四)不繫法 不繫法とは云何。謂はく一切の無漏法なり。

二〇、三性爲因法 善を因と爲す法とは云何。謂はく善の有爲法と及び善法の異熟となり。

(一)善のそれ 不善を因と爲す法とは云何。謂はく欲界繫の染汚「法」と及び不善法の異熟となり。

(二)不善のそれ 無記を因と爲す法とは云何。謂はく無記の有爲「法」と及び不善法となり。

(三)無記のそれ 善を因と爲すに非らず・不善を因と爲すに非らず・無記を因と爲すに非らざる法とは云何。謂はく無爲法なり。

二一、緣有所緣等 緣有所緣法とは云何。謂はく心・心所法を緣する意識及び相應法なり。

(一)緣有所緣法 緣無所緣法とは云何。謂はく五識身及び相應法、並びに色と無爲と心不相應行とを緣する意識及び相應法なり。

(二)緣無所緣法 緣有所緣無所緣法とは云何。謂はく心・心所法・色・無爲・心不相應行を緣する意識及び相應なり。

(三)緣 兩法 緣有所緣にも非らず緣無所緣にも非らざるの法とは云何。謂はく色・無爲・心不相應行なり。

(四)明緣兩法 應行なり。

第十三節 諸五法の解説

一、二、五蘊・五取蘊 五蘊と五取蘊とは前に説くが如し。

三、五趣 捺落迦趣とは云何。謂はく那落迦の諸の有情類の同性・同類・同業同分なる依得・事得・處得と彼れに生ぜる有情の無覆無記の色・受・想・行・識と、是れを捺落迦趣

【八二】 欲界繫法。以下舊論亦今と同字。

【八三】 善を等。舊論は「善因法」。

【八四】 不善等。舊論は「不善因法」。

【八五】 無記等。舊論は「無記因法」。

【八六】 善を等。舊論は「非善因・非不善因・非無記因法」と。

【八七】 緣有所緣法。舊論「有緣緣法」。

【八八】 緣無所緣法。舊論「無緣緣法」。

【八九】 緣有所緣等。舊論「有緣緣無緣緣法」。

【九〇】 非有緣緣非無緣緣法。

【九一】 五蘊等。舊論は「謂はく、廣く説くこと前の分別七事品の如し」と。

【九二】 前。卷二の末の方參照。(集異門足論卷十一中參照)。

【九三】 捺落迦趣等五趣。集異門足論卷十一中參照。この中の第一説のみを今は出す。

【九四】 舊論は「地獄趣」。

【九五】 同性等。舊論は「若し一性・一種類・一身自分なる」。

【九六】 依得等。舊論は例により「得處・得事・得入」。

(二)有瀑流 有瀑流とは云何。謂はく色・無色界繫の見と及び無明とを除く諸の餘の色・無色界繫の結・縛・隨眠・隨煩惱・纏、是れを有瀑流と名づく。

(三)見瀑流 見瀑流とは云何。謂はく三界の五見一即ち有身見・邊執見・邪見・見取・戒禁取、是れを見瀑流と名づく。

(四)無明瀑流 無明瀑流とは云何。謂はく三界の無智なり。

二六四 四扼も亦爾なり。

二七四 四取一 欲取とは云何。謂はく欲界繫の五見を除く諸の餘の欲界繫の結・縛・隨眠・隨煩惱・纏、是れを欲取と名づく。

(一)欲取 纏、是れを欲取と名づく。

(二)見取 見取とは云何。謂はく四見一即ち有身見・邊執見・邪見・見取、是れを見取と名づく。

(三)戒禁取 戒禁取とは云何。謂はく一有るが如し、戒を取して言はく、戒は能く清淨にし、能く解脱せしめ、能く出離せしめ、能く苦樂を超えて超苦樂處に至らしむと。禁を取して言はく、禁は能く清淨にし、能く解脱せしめ、能く苦樂を超えて超苦樂處に至らしむと。戒と禁とを取して言はく、戒と禁とは能く清淨にし、能く解脱せしめ、能く出離せしめ、能く苦樂を超えて超苦樂處に至らしむと、是れを戒禁取と名づく。

(四)我語取 我語取とは云何。謂はく色・無色界繫の五見を除く諸の餘の色・無色界繫の結・縛・隨眠・隨煩惱・纏、是れを我語取と名づく。

隨眠・隨煩惱・纏、是れを我語取と名づく。

過去法とは云何。謂はく過去の五蘊なり。

未來法とは云何。謂はく未來の五蘊なり。

現在法とは云何。謂はく現在の五蘊なり。

- 一八、三世及び非世の四法
- (一)過去法
- (二)未來法
- (三)現在法

【二六】 欲瀑流等四瀑流。又集異門足論卷八中參照(說明に變化なし)。舊論は「欲流」。

【二七】 見。舊論は「五見」と。下も準ず。

【二八】 有瀑流。舊論は「有流」。見瀑流。舊論は「見流」。

【二九】 但し舊論は次の列名を缺く。無明瀑流。舊論「無明流」。

【七〇】 三界の無智。舊論は「三界の暗無知」と。

【七一】 四扼。復た集異門足論八中參照。(四扼に作る)。舊論は「扼」と。

【七二】 欲取等四取。復た集異門足論同上中參照(說明の變化又なし)。欲取、舊論も同じ。

【七三】 見取。舊論も同じ。

【七四】 有身見。舊論は「身見」。

【七五】 邊執見。舊論は「邊見」。

【七六】 見取。舊論は「取見見」。

【七七】 戒禁取。舊論は「取戒取」。

【七八】 我語取。舊論「我取」。

【七九】 過去法。以下四法とも舊論も同字。

(三) 詞無礙解 詞無礙解とは云何。謂はく言詞に於ける所有の不退智なり。

(四) 辯無礙解 辯無礙解とは云何。謂はく無滯・應理の言詞に於けると及び等持・自在の顯示に於けるとの所有の不退智なり。

(一) 四緣 因緣とは云何。謂はく一切の有爲法なり。

(二) 等無間緣 等無間緣とは云何。謂はく過去・現在の阿羅漢の命終する時の心・心所法を除く諸の餘の過去・現在の心・心所法なり。

(三) 所緣緣 (四) 増上緣 所緣緣と及び 増上緣とは云何。謂はく一切法なり。

(一) 段 段食とは云何。謂はく段食に緣りて諸根を長養し、大種を増益し、資助し、隨資助し、充悦し、隨充悦し、護し、隨護し、轉じ、隨轉し、益し隨益する、是れを段食と名づく。

(二) 觸 觸食とは云何。謂はく有漏の觸に緣りて諸根を長養し、大種を増益し、資助し、隨資助し、充悦し、隨充悦し、護し、隨護し、轉じ、隨轉し、益し、隨益する、是れを觸食と名づく。

(三) 意思食 意思食とは云何。謂はく有漏の思に緣りて諸根を長養し、大種を増益し、資助し、隨資助し、充悦し、隨充悦し、護し、隨護し、轉じ、隨轉し、益し、隨益する、是れを意思食と名づく。

(四) 識 識食とは云何。謂はく有漏の識に緣りて諸根を長養し、大種を増益し、資助し、隨資助し、充悦し、隨充悦し、護し、隨護し、轉じ、隨轉し、益し、隨益する、是れを識食と名づく。

(五) 四瀑流 欲瀑流とは云何。謂はく欲界繫の 見と及び無明とを除く諸の餘の欲界繫の結縛・隨眠・隨煩惱・纏、是れを欲瀑流と名づく。

(六) 見と及び無明とを除く諸の餘の欲界繫の結縛・隨眠・隨煩惱・纏、是れを欲瀑流と名づく。

(七) 欲瀑流 欲瀑流とは云何。謂はく欲界繫の 見と及び無明とを除く諸の餘の欲界繫の結縛・隨眠・隨煩惱・纏、是れを欲瀑流と名づく。

(八) 見と及び無明とを除く諸の餘の欲界繫の結縛・隨眠・隨煩惱・纏、是れを欲瀑流と名づく。

(九) 見と及び無明とを除く諸の餘の欲界繫の結縛・隨眠・隨煩惱・纏、是れを欲瀑流と名づく。

(十) 見と及び無明とを除く諸の餘の欲界繫の結縛・隨眠・隨煩惱・纏、是れを欲瀑流と名づく。

(十一) 見と及び無明とを除く諸の餘の欲界繫の結縛・隨眠・隨煩惱・纏、是れを欲瀑流と名づく。

(十二) 見と及び無明とを除く諸の餘の欲界繫の結縛・隨眠・隨煩惱・纏、是れを欲瀑流と名づく。

(十三) 見と及び無明とを除く諸の餘の欲界繫の結縛・隨眠・隨煩惱・纏、是れを欲瀑流と名づく。

(十四) 見と及び無明とを除く諸の餘の欲界繫の結縛・隨眠・隨煩惱・纏、是れを欲瀑流と名づく。

(十五) 見と及び無明とを除く諸の餘の欲界繫の結縛・隨眠・隨煩惱・纏、是れを欲瀑流と名づく。

(十六) 見と及び無明とを除く諸の餘の欲界繫の結縛・隨眠・隨煩惱・纏、是れを欲瀑流と名づく。

(十七) 見と及び無明とを除く諸の餘の欲界繫の結縛・隨眠・隨煩惱・纏、是れを欲瀑流と名づく。

以下すべて然り。

【一】 義無礙解。Arhantī-  
sambhava. 舊論は「義辯」(第一  
位)の諸法の義理に關し智辯並  
びに無礙なること。

【二】 勝義。Paramārtha. 舊  
論「第一義」。

【三】 詞無礙解。Kirtti-pa-  
tisambhavi. 舊論「辭辯」。如上を  
發表すべき言辭に關する智  
辯の無礙なること。

【四】 辯無礙解。Pritihān-  
patisambhavi. 舊論「隨應辯」。  
如上三條件もて衆生の爲めに  
樂說無礙なること。舊論はこ  
の釋文を次の如く記す。曰は  
く「不斷不散にして決定・自在  
なるなり」と。

【五】 因緣等四緣。毘曇部三  
斷片(四)、同四、p. 92 (識  
身足論第二章第一節及び同第  
四節中)等參照。

【六】 等無間緣。舊論は「次  
第緣」。

【七】 所緣緣。舊論は「緣緣」。  
増上緣。舊論も同じ。

【八】 段食等四食。集異門足  
論八「四法品第四の一」中參  
照。(説明の變化なきも、今  
論の方がやゝ簡單になつてゐ  
る) 段食、舊論は「鹿搏食」。

【九】 觸食。舊論も同じ。

【十】 意思食。舊論も同じ。

【十一】 識食。舊論も同じ。

【十二】 欲瀑流。舊論も同じ。

【十三】 見と及び無明とを除く諸の餘の欲界繫の結縛・隨眠・隨煩惱・纏、是れを欲瀑流と名づく。

【十四】 見と及び無明とを除く諸の餘の欲界繫の結縛・隨眠・隨煩惱・纏、是れを欲瀑流と名づく。

【十五】 見と及び無明とを除く諸の餘の欲界繫の結縛・隨眠・隨煩惱・纏、是れを欲瀑流と名づく。

【十六】 見と及び無明とを除く諸の餘の欲界繫の結縛・隨眠・隨煩惱・纏、是れを欲瀑流と名づく。

【十七】 見と及び無明とを除く諸の餘の欲界繫の結縛・隨眠・隨煩惱・纏、是れを欲瀑流と名づく。

【十八】 見と及び無明とを除く諸の餘の欲界繫の結縛・隨眠・隨煩惱・纏、是れを欲瀑流と名づく。

【十九】 見と及び無明とを除く諸の餘の欲界繫の結縛・隨眠・隨煩惱・纏、是れを欲瀑流と名づく。

【二十】 見と及び無明とを除く諸の餘の欲界繫の結縛・隨眠・隨煩惱・纏、是れを欲瀑流と名づく。

【二十一】 見と及び無明とを除く諸の餘の欲界繫の結縛・隨眠・隨煩惱・纏、是れを欲瀑流と名づく。

(二)一 來果 一來果とは云何。此れに二種有り。一には有爲、二には無爲なり。  
イ、有爲のそれ 有爲の一來果とは云何。謂はく一來果を證するものの所有の學法の已・正・當得なるなり。

ロ、無爲のそれ 無爲の一來果とは云何。謂はく一來果を證するものの所有の結斷の已・正・當得なるなり。

是れを一來果と名づく。

(三)不 還果 不還果とは云何。此れに二種有り。一には有爲、二には無爲なり。  
イ、有爲のそれ 有爲の不還果とは云何。謂はく不還果を證するものの所有の學法の已・正・當得なるなり。

ロ、無爲のそれ 無爲の不還果とは云何。謂はく不還果を證するものの所有の結斷の已・正・當得なるなり。

是れを不還果と名づく。

(四)阿 羅 漢 果 阿羅漢果とは云何。此れに二種有り。一には有爲、二には無爲なり。  
イ、有爲のそれ 有爲の阿羅漢果とは云何。謂はく阿羅漢果を證するものの所有の無學法の已・正・當得なるなり。

ロ、無爲のそれ 無爲の阿羅漢果とは云何。謂はく阿羅漢果を證するものの所有の結斷の已・正・當得なるなり。

是れを阿羅漢果と名づく。

四智 法智・苦智等の二種の四智は前の如く應さに知るべし。  
二、四 無 礙 解 法無礙解とは云何。謂はく名・句・文身に於ける所有の 不退智なり。  
一、二 義 無 礙 解 義無礙解とは云何。謂はく 勝義に於ける所有の不退智なり。

【四】一來果。舊論「折陀含沙門果」。一向、この一來と夫の不還との二果は舊論は略説(例釋的に)。  
【五】不還果。舊論「阿那含沙門果」。

【五】阿羅漢果。舊論も同じ。法智等。舊論は「云何が法智なる。謂はく欲界繫の行を知るの無漏智なり」廣く説くこと前の五法品の如し。乃至無生智も亦是くの如し。即ちこの舊論の文よりすれば「法智・類智・他心智・世俗智(以上第一の四智)・苦智・集智・滅智・道智(以上第二の四智)・盡智・無生智」の全十智(五法品一巻第一、参照)全體をこゝに解説することとなるが、思ふにこれは舊論の過誤にて、新論の「二種の四智」と明文もて示せるが、眞にその處を得たものなるべし。理素より解説の必要もなげん。

【五】法無礙解等四無礙解。前巻、諸二法の一七三、非異生法中及びその註參照のこと。畢竟は菩薩阿羅漢等大聖者らが特有の辯才智解に關する。一、中、今の法無礙解 dhamma-prajñāna (舊論「法辯」一但し第二位に記す)と一切教法に於いて智辯の並びに無礙なるをいふ。

【五】不退智。舊論「不動智」。

(三)無所有處 無所有處とは云何。此れに二種有り。一には定、二には生なり。此れらの中の所

有の受・想・行・識、是れを無所有處と名づく。

(四)非想非非想 非想非非想處とは云何。此れに二種有り。一には定、二には生なり。此れらの中

の所繫の受・想・行・識、是れを非想非非想處と名づく。

八、四聖種 隨つて得る所の衣もて喜足する聖種とは云何。謂はく隨つて得る所の衣もて喜足

するの増上が起す所の善の有漏と無漏との道、是れを隨つて得る所の衣もて喜足

するの聖種と名づく。

(二)食知足聖種 隨つて得る所の食もて喜足する聖種とは云何。謂はく隨つて得る所の食もて喜足

するの増上が起す所の善の有漏と無漏との道、是れを隨つて得る所の食もて喜足す

る聖種と名づく。

(三)臥具知足聖種 隨つて得る所の臥具もて喜足する聖種とは云何。謂はく隨つて得る所の臥具もて

喜足するの増上が起す所の善の有漏と無漏との道、是れを隨つて得る所の臥具もて

喜足する聖種と名づく。

(四)樂斷樂修聖種 斷を樂び修を樂ぶの聖種とは云何。謂はく斷を樂び修を樂ぶの増上が起す所の善

の有漏と無漏との道、是れを斷を樂び修を樂ぶの聖種と名づく。

預流果とは云何。此れに二種有り。一には有爲、二には無爲なり。

有爲の預流果とは云何。謂はく預流果を證するものの所有の學法の已・正・當得な

るなり。

無爲の預流果とは云何。謂はく預流果を證するものの所有の結斷の已・正・當得な

るなり。是れを預流果と名づく。

【二】無所有處。舊論「無所有入處」。

【三】非想非非想處。舊論「非想非非想入處」。

【四】隨つて等四聖種。復た、集異門足論卷六中參照。(今論の方が略説せられてゐる)。

【五】隨つて乞得する衣もて知足する聖種」と。下も從つて知るべし。

【六】増上等。前の四正斷下のそれに準ず。

【七】隨つて得る等第二及び次の第三聖種。第四と合説。

【八】斷を樂び修を樂ぶの聖種」と。謂はく斷を樂び修を樂ぶの増上が起す所の善の有漏と無漏との道、是れを斷を樂び修を樂ぶの聖種と名づく。

【九】預流果等四沙門果。復た集異門足論卷六中參照(說明、變りなし)。

【一〇】舊論はこの預流果を「須陀洹沙門果」。

なり。

四、四靜慮

初靜慮

第二靜慮

第三靜慮

第四靜慮

五、四聖諦

(一)苦の聖諦

(二)集の聖諦

(三)滅の聖諦

(四)道の聖諦

六、四無量

(一)慈無量

(二)悲無量

(三)喜無量

(四)捨無量

七、四無色

(一)空無邊處

(二)識無邊處

初靜慮とは云何。謂はく初靜慮所攝の善の五蘊なり。

第二靜慮とは云何。謂はく第二靜慮所攝の善の五蘊なり。

第三靜慮とは云何。謂はく第三靜慮所攝の善の五蘊なり。

第四靜慮とは云何。謂はく第四靜慮所攝の善の五蘊なり。

苦の聖諦とは云何。謂はく五取蘊なり。

集の聖諦とは云何。謂はく有漏の因なり。

滅の聖諦とは云何。謂はく擇滅なり。

道の聖諦とは云何。謂はく學・無學の法なり。

慈無量とは云何。謂はく慈と及び慈相應の受・想・行・識、若しは彼れが等起の身。

語業、若しは彼れが等起の心不相應行、是れを慈無量と名づく。

悲無量とは云何。謂はく悲と及び悲相應の受・想・行・識、若しは彼れが等起の身。

語業、若しは彼れが等起の心不相應行、是れを悲無量と名づく。

喜無量とは云何。謂はく喜と及び喜相應の受・想・行・識、若しは彼れが等起の身。

語業、若しは彼れが等起の心不相應行、是れを喜無量と名づく。

捨無量とは云何。謂はく捨と及び捨相應の受・想・行・識、若しは彼れが等起の身。

語業、若しは彼れが等起の心不相應行、是れを捨無量と名づく。

空無邊處とは云何。此れに二種有り。一には定、二には生なり。此れらの中の所

有の受・想・行・識、是れを空無邊處と名づく。

識無邊處とは云何。此れに二種有り。一には定、二には生なり。此れらの中の所

有の受・想・行・識、是れを識無邊處と名づく。

【三】初靜慮等四靜慮。又、集異門足論卷六、參照。(その説明に何らの變化なし。)

初靜慮、舊論は「初禪」。以下も準じて察すべし。

【三二】苦の聖諦等四聖諦。復た集異門足論卷六中參照(今の論の方が寧ろ略説せられてゐる。)

各聖諦、舊論も完く同課。

【三三】五取蘊。舊論「五盛陰」。

擇滅。舊論「數滅減」と。

【三六】慈無量等四無量。復た集異門足論卷六中參照。(説明に變化なし。)

舊論は各無量とも今と同課。

【三七】悲無量。次の喜無量と共に、舊論は略説。

【三九】空無邊處等四無色。復た集異門足論卷六中參照(説明に彼此相違なし。)

舊論は空無邊處を「虛空入處」。

【四〇】識無邊處。舊論「識入處」。尙舊譯は次の無所有處と共に略説。

(四)

第二、四正斷

法に緣りて起す所の善の有漏と無漏との慧、是れを法念住と名づく。

【二五】 已生の惡・不善法をして永斷を得しむるが爲めの故に勤修する。正斷とは云何。謂はく、已生の惡・不善法を永斷せしめんが爲めの増上が起す所の善の有漏と無漏との道なり。

第二正斷

未生の惡・不善法を永く不生ならしめんが爲めの故に勤修する正斷とは云何。謂はく未生の惡・不善法を不生ならしめんが爲めの増上が起す所の善の有漏と無漏との道なり。

第三正斷

未生の善法をして生ぜしめんが爲めの故に勤修する正斷とは云何。謂はく未生の善法をして生ずることを得しめんが爲めの増上の起す所の善の有漏と無漏との道なり。

第四正斷

已生の善法をして堅住し、忘れず、修滿し、倍復た増廣ならしめ、智もて作證せんが爲めの故に勤修する正斷とは云何。謂はく已生の善法をして堅住し、忘れず、修滿し、倍復た増廣ならしめ、智もて證せんが爲めの増上が起す所の善の有漏と無漏との道なり。

第三、四神足

【二六】 欲三摩地斷行成就神足とは云何。謂はく欲増上が起す所の善の有漏と無漏との道なり。

第二神足

【二七】 勤三摩地斷行成就神足とは云何。謂はく勤増上が起す所の善の有漏と無漏との道なり。

第三神足

【二八】 心三摩地斷行成就神足とは云何。謂はく心増上が起す所の善の有漏と無漏との道なり。

第四神足

【二九】 觀三摩地斷行成就神足とは云何。謂はく觀増上が起す所の善の有漏と無漏との道なり。

【二五】 已生の等四正斷。集異門足論六、參照。

【二六】 正斷。舊論は「正勤」。以下も準ず。

【二七】 増上等。舊論は「増上の道が生ずる善有漏及び無漏なり」と。下も準ず。

【二八】 堅住等。舊論は「方便、勤修して住せしめ、忘失せず、滿足・修習・増應せしめ智證せむ正勤」と。

【二九】 欲三摩地等四神足。又集異門足論卷六中參照。欲三摩地等、舊論は「欲定淨行成就如意足」。

【三〇】 勤等。舊論は以下三を合一して説明す。勤三摩地等は、舊論「精進定淨行成就如意足」。

【三一】 心三摩地等。舊論も心は矢張り心で他は右註に準ず。

【三二】 觀。舊論は「慧」に作り、他は又上註に準ず。

二生に異熟を受けて餘の生に非らざる、是れを順次生受業と名づく。

(三) 順後次受業

順後次受業とは云何。謂はく若し業の此の生に造作・増長して彼の業の或ひは随つて第三生に或ひは随つて第四生に或ひは復た此れを過ぎて異熟を受けて餘の生に非らざる、是れを順後次受業と名づく。

三、三受業

順樂受業とは云何。謂はく欲界繫の善業及び色界繫の乃至第三靜慮地の善業なり。

(一) 順樂受業

順苦受業とは云何。謂はく不善業なり。

(二) 順苦受業

順不苦不樂受業とは云何。謂はく第四靜慮地繫の善業と及び無色界繫の善業となり。

(三) 順不苦不樂受業

(四) 法念住

復た次に身増上が起す所の善の有漏と無漏との道、是れを身念住と名づく。

同上第二釋

(一) 四念住一釋

身念住とは云何。謂はく、十有色處と及び法處所攝の色となり。

(二) 受念住

受念住とは云何。謂はく、六受身即ち眼觸所生の受乃至意觸所生の受なり。

(三) 心念住

心念住とは云何。謂はく、六識身即ち眼識乃至意識なり。

(四) 法念住

法念住とは云何。謂はく、受を攝せざる所の非色の法處なり。

同上第二釋

(一) 受増上

受増上が起す所の善の有漏と無漏との道、是れを受念住と名づく。

(二) 心増上

心増上が起す所の善の有漏と無漏との道、是れを心念住と名づく。

(三) 法増上

法増上が起す所の善の有漏と無漏との道、是れを法念住と名づく。

同上第三釋

(一) 緣起

復た次に身を緣じて起す所の善の有漏と無漏との慧、是れを身念住と名づく。

(二) 緣起

心に依りて起す所の善の有漏と無漏との慧、是れを心念住と名づく。

(三) 緣起

心に依りて起す所の善の有漏と無漏との慧、是れを心念住と名づく。

【二】 順後次受業。舊論は「後受業」。Apariparyāyavodāni-yakarmā.

【一七】 順樂受業。舊論は樂受業。毘婆沙四、P. 58 參照。以下も同じ。

【一八】 順苦受業。舊論は「苦受業」。

【二〇】 順不苦不樂受業。舊論は「不苦不樂受業」。

【二〇】 身念住以下四念住。集異門足論卷六、四法品一、參照。——身念住は舊論「身念處」。

備考——集異門足論も今の如く、相應の三説を列べ掲ぐ。

【二一】 受念住。舊論「受念處」。

【二二】 心念住。舊論「心念處」。

【二三】 法念住。舊論「法念處」。

【二四】 善の有漏等。集異門足論にはたと「慧」の一語のみ。



# 卷の第七

## 第十一節 諸三法の解説 (其の二)

二 身業とは云何。謂はく、身表及び無表なり。

五 語業とは云何。謂はく、語表及び無表なり。

七 意業とは云何。謂はく、思なり。

九 善業とは云何。謂はく、善の身・語業及び善の思なり。

不善業とは云何。謂はく、不善の身・語業及び不善の思なり。

無記業とは云何。謂はく、無記の身・語業及び無記の思なり。

二 學業とは云何。謂はく、學の身・語業及び學の思なり。

無學業とは云何。謂はく、無學の身・語業及び無學の思なり。

非學非無學業とは云何。謂はく、有漏の身・語業及び有漏の思なり。

三 見所斷業とは云何。謂はく、若し業の隨信・隨法行の現觀邊の忍の所斷なるなり。

此れは復た云何。謂はく、見所斷の八十八隨眠相應の思なり。

修所斷業とは云何。謂はく、若し業の學の見迹が修所斷なるなり。

此れは復た云何。謂はく、修所斷の十隨眠相應の思及び彼れが等起の身・語業、并

びに不染汚の有漏の業なり。

非所斷業とは云何。謂はく、無漏の身・語業及び無漏の思なり。

四 順現法受業とは云何。謂はく、若し業の此の生に造作・増長して彼の業の即ち此

の生に於いて異熟を受け餘の生に非らざる、是れを順現法受業と名づく。

五 順次生受業とは云何。謂はく若し業の此の生に造作・増長して彼の業の随つて第

【一】第十一節。原漢譯は「辯攝等品第六の二」と記す。

【二】身業。舊論も同じ。(以下南方二論には?)

【三】身表。舊論は「身作」。

【四】無表。同上は「無作」。

【五】語業。舊論は「口業」。

【六】語表。舊論は「口作」。

【七】意業。舊論も同じ。

【八】思。舊論は「思業」。

【九】善業。以下三業とも舊論も同じ。

【一〇】善の思。舊論は矢張り「善の思業」。下も準ず。

【一一】學業等三業。舊論も凡て同じ。

【一二】學の思。舊論は又「學の思業」。

【一三】見所斷業。舊論は「見斷業」。下二業も準知すべし。

【一四】順現法受業。舊論は「現法受業」。Dṛṣṭadharma vedānīyakaṛma (dṛiṭṭha-āhanmīyedaṇīyakaṛma)。

【一五】順次生受業。舊論は「生受業」。Uṇṇapadyavedanīyakaṛmā。

【一六】三時業。三時業。

【一七】順現法受業。順現法受業。

【一八】順次生受業。順次生受業。

【一九】三時業。三時業。

40(ibid).

【三八】過去の言依事。舊論は「過去說事」。南方二論は今の同列中には？―集異門足論三法品中參照。

【三九】未來の言依事。舊論は「未來說事」。

【四〇】現在の言依事。舊論は「現在說事」。

【三一】苦苦の性。舊論は「苦苦」。南方二論は準上。又集異門足論中等參照。

【三二】變苦の性。舊論は「變苦苦」。

【三三】行苦の性。舊論は「行苦苦」。

【三四】復た云云。舊論はこれら第二、第三兩釋が順序逆順してゐる。

【三五】有尋有伺法。舊論は「有覺有觀法」。界論は I. 190. Sa-viññāna-samāhāra-dh. (P. 18); 法集論は 986 (P. 181).

【三六】無尋唯伺法。舊論は「無

覺有觀法」。界論は I. 191. Av-viññāna-samāhāra-dh. (ibid); 法集論は 997 (P. 182).

【三七】無尋無伺法。舊論は「無覺無觀法」。界論は I. 192. Av-viññāna-samāhāra-dh. (P. 18); 法集論は 998 (ibid).

【三八】有尋有伺地。以下三地共、舊論は上に準知せよ。南方二論は？

【三九】一分の無漏法。舊論はたゞ「無漏法」と。以下すべて

準す。

【四〇】靜慮中間。又中間定と云ふ。Dhyanāntara. 舊論は「禪中間」。初禪と第二禪との中間の別道的、中間的な靜慮。

【四一】梵・大梵。舊論はたゞ「大梵」に作る。

【四二】極光淨。舊論は「光音」。

【四三】遍淨。舊論も同じ。

【四四】廣果。舊論は「果實」。

【断法】界論はI.204. *Neva d-  
assenaṃ na bhavāyā pa-  
hatabbā-dh.* (p. 19); 法集論  
1008(P. 183).  
【正】見所斷爲因法。舊論は  
「見斷因法」。界論は I. 197.  
*Dassaneṃ pahātabba-hetu-  
kā-dh.* (p. 19); 法集論は1009  
(p. 184).

【正】修所斷爲因法。舊論は  
「修斷因法」。(但し、今の釋文  
の大「即ち」是くの如き法  
の「正」をいふ足らぬ)。  
界論は I. 198. *Bhavanāya  
pahātabba-hetukā-dh.* (ibid);  
法集論は1011 (p.184).

【正】非所斷爲因法。舊論は  
「不顯因法」。界論は I. 205. *Ne-  
va dassanaṃ na bhāvāyā  
pahātabba-hetukā-dh.* (p.19);  
法集論は1012(P. 184).

【正】有見有對法。舊論は「可  
見有對法」。界論は I. 239. *So-  
ridassana-Seyyapāṭigā-dh.*  
(P. 22); 法集論は1080(P.188),  
【正】一處。包處。

【正】無見有對法。舊論は「不  
可見有對法」。界論は I. 240.  
*Andassana-sappāṭigā-dh.*  
(ibid); 法集論は1081 (ibid)

【正】九處。眼・耳・鼻・舌・身・  
意・香・味・觸の九處。  
【正】無見無對法。舊論は「不  
可見無對法」。界論は I. 241.  
*Andassana-eyyapāṭigā-dh.*

(ibid); 法集論1082(ibid).  
【正】二處。意・法の二處。  
【正】異熟法。舊論は「報法」。  
界論は I. 181. *Vipakā-dh.* (p.  
17); 法集論は 987 (P.180).  
【正】異熟法。舊論は「非  
報法」。界論は I. 182. *Vipaka-  
dhamma dharmā(ibid)*; 法  
集論は 988 (P.181).

【正】非異熟非異熟法。舊  
論は「非報非異熟法」。舊  
論は I.184. *Neva Vipakā na Vipakā-  
adhammadhammā* (P.17); 法  
集論は 989(P.181).

【正】劣法。舊論は「下法」。  
界論は I. 213. *Hina-dh.* (P. 20);  
法集論は 1026 (P.185).

【正】中法。舊論と同じ。界  
論は I. 221. *Majjhimā-dh.*  
法集論は 1026(ibid).

【正】妙法。舊論は「上法」。  
界論は I. 207. *Uparitā-dh.* (P. 185).  
【正】小法。舊論と同じ。界  
論は I. 208. *Paritā-dh.* (P.19);  
法集論は 1019(P. 185).

【正】小勝解。舊論は「小意  
解」。【正】大法。舊論と同じ。界  
論は I. 203. *Mahāgātā-dh.*  
(P. 19); 法集論は 1020(P.185);  
【正】無量法。舊論と同じ。  
界論は I. 209. *Appamāṇā-dh.*  
(ibid); 法集論は 1021(ibid).

【正】可意法。舊論は「意樂  
法」。南方二論は。  
【正】不可意法。舊論は「非  
意樂法」。  
【正】非可意非不可意法。舊  
論は「非意樂非非意樂法」。  
【正】樂俱行法。舊論は「樂  
俱法」。界論は I. 193. *Sukka-  
sambhūgata-dh.* (P. 15); 法集  
論は 1000 (P. 182).

【正】苦俱行法。舊論は「苦  
俱法」。界論は(缺); 法集論は  
999. *dhamma pīṭhasbhūgata*  
(P. 182—喜俱行法)。  
【正】不苦不樂俱行法。舊論  
は「不苦不樂俱法」。界論は I.  
194. *Upekkha-sambhūgata-dh.*  
(P. 19); 法集論は 1001 dh-  
*upekkhasambhūgata* (P.182).

【正】俱生法。舊論は「俱起  
法」。南方二論は。  
【正】俱住法。舊論も同じ。  
【正】俱滅法。準上。  
【正】非俱生法。上の俱生法  
に準ひてしる。

【正】非俱住法。準右。  
【正】非俱滅法。同上。  
【正】心俱生法。舊論は「心  
俱起法」。南方二論は。  
【正】心俱住法。舊論と同じ。  
【正】心俱滅法。同上。  
【正】非心俱生法。心俱生法  
に準ひてしる。

【正】非心俱住法。舊論も同  
じ。  
【正】非心俱滅法。同上。

【正】欲界。舊論も同じ。南  
方二論は今と同列中には。  
【正】恚界。舊論は「瞋恚界」。  
南方二論は準上。  
【正】害界。舊論も同じ。  
【正】出離界。舊論は「出要  
界」。南方二論は準上。  
【正】無恚界。舊論は「無瞋  
恚界」。南方二論は準上。  
【正】無害界。舊論も同じ。  
南方二論は準上。  
【正】欲界。舊論も同じ。南  
方二論は準上。

【正】色界。準右。  
【正】色界。準右。  
【正】色界。準右。  
【正】無色界。準右。  
【正】四無色。集異門足・法  
蘊足二論等の各關係下參照。

【正】滅界。準右。  
【正】欲有。準右。  
【正】色有。準右。  
【正】無色有。準右。  
【正】欲漏。準右。  
【正】有漏。準右。  
【正】無明漏。準右。  
【正】過去世。舊論と同じ。  
界論は of. I. 226. *Arīṭa-dh.*  
(P. 21); 法集論は 1038(P.187).

【正】未來世。舊論と同じ。  
界論は of. I. 227. *Anāgata-dh.*  
(P. 21); 法集論は 1039(P.187).

【正】現在世。舊論は亦同じ。  
界論は of. I. 228. *Paccuppa-  
nna-dh.* (ibid); 法集論は 10

(三)行苦の性

法、有尋何等三

(一)有尋有伺法

(二)無尋唯伺法

(三)無尋無伺法

(三)有尋有伺地

(二)無尋唯伺地

(三)無地

不苦不樂受は行苦に由るが故に苦なり。

有尋有伺法とは云何。謂はく尋・伺と相應する法なり。

無尋唯伺法とは云何。謂はく尋と相應せずして伺と相應する法なり。

無尋無伺法とは云何。謂はく尋・伺と相應せざるの法なり。

有尋有伺地とは云何。謂はく欲界・梵世及び一分の無漏法なり。

無尋唯伺地とは云何。謂はく、靜慮中間を修して得る 梵・大梵、及び一分の無漏法なり。

無地 無尋無伺地とは云何。謂はく一切の 極光淨、一切の 遍淨、一切の 廣果、一切の無色、及び一分の無漏法なり。

切の無色、及び一分の無漏法なり。

【一】非果法。右に準ず。  
【二】有果法。準上。  
【三】無果法。舊論は「非有果法」。南方二論は右に準ず。  
【四】異熟法。舊論は「華垢」。界論は of. I. 151, Vipākā-dh. (p. 17); Dhammanāg. 987 (p. 180)  
【五】非異熟法。舊論は「非報法」。of. 界論は I. 152 Vipākādhammadhammā (p. 17); Dhammanāgiri 988 Dhama-mā vipākā-dhammadhammā (p. 181)

辯義等品第六の一

一一五

【一】有異熟法。舊論は「有報法」。南方二論は？

【二】無異熟法。舊論は「非有報法」。南方二論は？

【三】因緣法。舊論も同じ。

【四】非因緣法。準上。

【五】一切法は等。舊論にはこの折り返しの證明の句不記。

【六】有因緣法。舊論も同じ。

【七】無因緣法。準右。

【八】離法。舊論は「出法」。南方二論は？

【九】出離・遠離所生の善定。舊論は「出要・寂靜の善の正受」。

【一〇】非離法。右に準知す。

【一】有離法。舊論は「有出法」。南方二論は？

【二】無離法。舊論は「非有出法」。南方二論は？

【三】相續法。舊論も同じ。

【四】非相續法。右註に準ず。

【五】有相續法。右註に準ず。

【六】若し彼の法の分段して已に起れるなり。

【七】無相續法。舊論は「非有相續法」。南方二論は？

【八】第十節。舊論はこゝから卷を改めてその第五に作り、分別攝品第六の二とす。

【九】善法。舊論も同じ。界

論は I. 176, Kusala-dh. (p. 16); 法集論は 981, dh.-Kusala (p. 180).

【一〇】不善法。舊論も同じ。界論は I. 176, Akusala-dh. (ibid.); 法集論は 982, dh.-akusala (p. 180).

【一一】無記法。舊論も同じ。界論は I. 177, avyākata-dh. (p. 16); 法集論 983, dh.-av-yākata (p. 180).

【一二】學法。舊論も同じ。界論は I. 201, Sakhā-dh. (p. 19); 法集論は 1016 (p. 184).

【一三】無學法。舊論はこゝから卷を改めてその第五に作り、分別攝品第六の二とす。法集論は 1017, (p. 185).

【一四】非學非無學法。舊論も同じ。界論は I. 207, Nevya sekha nasekhā-dh. (p. 19); 法集論は 1018 dh.-nevya sekha na asekhā (p. 185).

【一五】見所斷法。舊論は「er断法」。界論は I. 195, Dassan-ena pahatthā-dh. (p. 19); 法集論 1002 (p. 182).

三、三世

過去世とは云何。謂はく若し諸の行の已起・已等起・已生・已等生・已轉・已現轉・已

集・已現・已謝・已盡・已滅・已離・已變壞にして、是れ過去の隨、過去の分の隨、過去の類、過去世の攝なる、是れを過去世と名づく。

(二)未來世

未來世とは云何。謂はく若し諸の行の未だ已起せざる・未だ已等起せざる・未だ已生ぜざる・未だ已等生ぜざる・未だ已轉せざる・未だ已現轉せざる・未だ已集せざる・未だ已現せざる・未だ已和合せざる・未だ已現前せざる、是れ未來の隨、未來の分の隨、未來の類、未來世の攝なる、是れを未來世と名づく。

現在世とは云何。謂はく若し諸の行の已起・已等起・已生・已等生・已轉・已現轉・已集・已現にして正しく安住し、未だ變壞せざる、和合・現前せる、是れ現在の隨、現在の分の隨、現在の類、現在世の攝なる、是れを現在世と名づく。

(三)現在世

三世言依事  
(一)過去言依事  
(二)未來言依事  
(三)現在言依事

三世言依事  
(一)過去言依事  
(二)未來言依事  
(三)現在言依事

三、三苦性

三苦の性とは云何。謂はく欲界は苦苦に由るが故に苦なり。壊苦の性とは云何。謂はく色界は壊苦に由るが故に苦なり。行苦の性とは云何。謂はく無色界は行苦に由るが故に苦なり。

(一)行苦の性

復た次に不可意の諸行は行苦に由るが故に苦なり。可意の諸行は壊苦に由るが故に苦なり。

(二)行苦の性

非可意非不可意の諸行は行苦に由るが故に苦なり。復た次に苦受は苦苦に由るが故に苦なり。

(三)行苦の性

樂受は壊苦に由るが故に苦なり。

共の定」と。

【三〇】不共異生法。舊論は「非凡夫共法」。南方二論は？

【三一】定法。舊論も同じ。界論は、法集論は1200 dh-n-yaṅā (p. 225)。

【三二】五無間業。Paṇca Ka-mmaṇi anantarikaṇ (pāi) 【三三】非定法。準上。法集論は1201 dh-anuyāta (p. 226)。

【三四】順熱惱法。舊論は「惱法」。界論は？法集論は1304 dh-kapaṇiya (p. 226)。(身口意三惡行をさぶと釋してゐる)。

【三五】非順熱惱法。準上。法集論は1305 dh-atapaṇiyā (ibid.) (準上に、三妙行と釋してゐる)。

【三六】殺法。舊論も同じ。二十二根に入るものと否との別に關する。南方二論は？

【三七】非殺法。準上。

【三八】外の五處。色聲香味觸をいふ。

【三九】聖諦所攝法。舊論は「聖諦攝法」。南方二論は？

【四〇】非聖諦所攝法。準上。

【四一】俱有法。舊論は「俱有法」。南方二論は？

【四二】相應法。舊論も同じ。南方二論は？

【四三】不相應法。舊論は「非相應法」。南方二論は？

【四四】果法。舊論も同じ。南

身・語業、若しは彼れが等起の心不相應行、是れを無害界と名づく。

一七 第三の三界 欲界 謂はく欲貪の隨増する法なり。

(一) 欲界 色界とは云何。謂はく色貪の隨増する法なり。

(二) 色界 無色界とは云何。謂はく無色貪の隨増する法なり。

(三) 無色界 色界とは云何。謂はく欲界・色界を總じて色界と名づく。

一八 第四の三界 色界とは云何。謂はく欲界・色界を總じて色界と名づく。

(一) 色界 無色界とは云何。謂はく四無色なり。

(二) 無色界 滅界とは云何。謂はく擇滅・非擇滅なり。

(三) 滅界 復た次に一切の色法を總じて色界と名づく。

同上の第二釋 擇滅・非擇滅を除く諸の餘の非色法を總じて無色界と名づく。

(一) 無色界 擇滅・非擇滅を總じて滅界と名づく。

(二) 滅界 欲有とは云何。謂はく若し業の欲界繫の取を緣と爲して能く當來に彼の業の異熟

一三 欲有 有感する、是れを欲有と名づく。

(一) 欲有 色有とは云何。謂はく若し業の色界繫の取を緣と爲して能く當來に彼の業の異熟

(二) 色有 有感する、是れを色有と名づく。

(三) 無色有 無色有とは云何。謂はく若し業の無色界繫の取を緣と爲して能く當來に彼の業の

異熟を感ずる、是れを無色有と名づく。

二〇 三漏 欲漏とは云何。謂はく欲界繫の無明を除く諸の餘の欲界繫の結・縛・隨眠・隨煩惱・

(一) 欲漏 纏、是れを欲漏と名づく。

(二) 有漏 有漏とは云何。謂はく色・無色界繫の無明を除く諸の餘の色・無色界繫の結・縛・隨

眠・隨煩惱・纏、是れを有漏と名づく。

(三) 無明漏 無明漏とは云何。謂はく三界の無智なり。

辯攝等品第六の一

一一三

て生ずることを觀じて、自ら己身の、福田の中にて勝る、ことを知り、他の煩惱の復た己を緣じて生ぜむことを恐れ、故思じて、他の有情をして己身を緣じて貪瞋等を生ぜざらしめむ」と。此の行は能く有情類の煩惱の淨を息むるが故に無淨の名を得。但だ(世)俗智を以つて性となす云云。

【一〇】願智。同上に曰はく「願を以つて先きと爲し、妙智を引きて起し、願の如く了ずるが故に願智と名づく」と。蓋し以上二共に、如來、衆生共有の功德とさるゝものである。

【一一】邊際定。舊論は缺。

【一二】大悲。Mahā-karunā。如來不共の徳の一で、又世俗智を以つて體とし、三界の有情を所緣として平等に利樂をなす所以であると云。

【一三】空空。Śūnyatā-Śūnyatā。

【一四】無願無願。Apra-ñhit-apra-ñhit。

【一五】無相無相。Animittā-ñiṭṭhā。

【一六】華修の靜慮。舊論は「七修禪」。

【一七】現觀邊の世俗智。舊論は「無間等智」。

【一八】共異生法。舊論は「凡夫共法。南方二論は？」

【一九】共有の定。舊論は「道

(二) 非俱住法 非俱住法とは云何。謂はく無爲法なり住相無きが故に。

(三) 非俱滅法 非俱滅法とは云何。謂はく無爲法なり滅相無きが故に。

(一) 心俱生法 心俱生法とは云何。謂はく心と俱生する十一處の少分にして意處を除く。

(二) 心俱住法 心俱住法とは云何。謂はく心に隨轉する法なり。

(三) 心俱滅法 心俱滅法とは云何。謂はく心と俱に滅する十處の少分にして聲・意處を除く。

(四) 非心俱生等 非心俱生法とは云何。謂はく意處と及び心と俱生するに非らざる十一處の少分となり。

(一) 非心俱生法 非心俱生法とは云何。謂はく心と隨轉するに非らざる法なり。

(二) 非心俱住法 非心俱住法とは云何。謂はく心と隨轉するに非らざる法なり。

(三) 非心俱滅法 非心俱滅法とは云何。謂はく聲・意處と及び心と俱滅するに非らざる十處の少分となり。

(一) 欲界 欲界とは云何。謂はく欲貪及び欲貪相應の受・想・行・識、若しは彼れが等起の身・語業、若しは彼れが等起の心不相應行、是れを欲界と名づく。

(二) 恚界 恚界とは云何。謂はく瞋及び瞋相應の受・想・行・識、若しは彼れが等起の身・語業、若しは彼れが等起の心不相應行、是れを恚界と名づく。

(三) 害界 害界とは云何。謂はく害及び害相應の受・想・行・識、若しは彼れが等起の身・語業、若しは彼れが等起の心不相應行、是れを害界と名づく。

(一) 出離界 出離界とは云何。謂はく出離及び出離相應の受・想・行・識、若しは彼れが等起の身・語業、若しは彼れが等起の心不相應行、并びに擇滅、是れを出離界と名づく。

(二) 無恚界 無恚界とは云何。謂はく無瞋及び無瞋相應の受・想・行・識、若しは彼れが等起の身・語業、若しは彼れが等起の心不相應行、是れを無恚界と名づく。

(三) 無害界 無害界とは云何。謂はく不害及び不害相應の受・想・行・識、若しは彼れが等起の身・語業、若しは彼れが等起の心不相應行、是れを無害界と名づく。

(四) 無出離界 無出離界とは云何。謂はく無擇滅及び無擇滅相應の受・想・行・識、若しは彼れが等起の身・語業、若しは彼れが等起の心不相應行、是れを無出離界と名づく。

(五) 無身・語業 無身・語業とは云何。謂はく身・語業、若しは彼れが等起の心不相應行、是れを無身・語業と名づく。

(六) 無受・想・行・識 無受・想・行・識とは云何。謂はく受・想・行・識、若しは彼れが等起の心不相應行、是れを無受・想・行・識と名づく。

(七) 無等起 無等起とは云何。謂はく等起の心不相應行、是れを無等起と名づく。

(八) 無無爲法 無無爲法とは云何。謂はく無爲法、若しは彼れが等起の心不相應行、是れを無無爲法と名づく。

(九) 無無常法 無無常法とは云何。謂はく無常法、若しは彼れが等起の心不相應行、是れを無無常法と名づく。

(十) 無無苦法 無無苦法とは云何。謂はく無苦法、若しは彼れが等起の心不相應行、是れを無無苦法と名づく。

の五見のこと。

【九六】非見法。準上。

【九七】餘の八見。餘とは上の「見法」下に於ける眼根の餘の八見、即ち、五染汚見、世俗の正見、學、無學の見をいふ。

【九八】見處法。同上。

【九九】非見處法。同上。

【一〇〇】見相應法。同上。

【一〇一】八見。右註餘の八見」を見よ。

【一〇二】見不相應法。舊論は「非見相應法」。南方二論は「非見相應法」。南方二論は「凡夫法」。南方二論は「凡夫法」。南方二論は「凡夫法」。

【一〇三】地獄等。舊論は「地獄衆生入、畜生入、餓鬼入、餓鬼入、無想天入、若しは業に由りて彼に生ずる、是れを……」と。

【一〇四】非異生法。準上。

【一〇五】四通行。集異門足論七、四行參照。舊論は「四跡」。

【一〇六】四無礙解。Cattvāri, paridamvāḍḍhā 一次の卷第七、第十二節中參照。尚、長阿含衆集經四法の二七、四辯才法、大集法門經同上、四無礙解等も參照のこと。舊論は「四辯」。

【一〇七】四沙門果。集異門足論六等參照。

【一〇八】無語。俱舍二七は曰はく「無語といふは謂はく阿羅漢の、有情の苦の煩惱に由り

七、劣等の三法

(一)劣中法

(二)妙法

(三)小法等の三法

(一)小法

(二)大法

(三)無量法

九、可意等の三法

(一)可意法

(二)不可意法

(三)非二法

一〇、樂俱行等三法

(一)樂俱行法

(二)苦俱行法

(三)非二俱行法

二、俱生等の三法

(一)俱生法

(二)俱住法

(三)俱滅法

三、非俱生等の三法

(一)非俱生法

劣法とは云何。謂はく不善及び有覆無記の法なり。

中法とは云何。謂はく善有漏及び無覆無記の法なり。

妙法とは云何。謂はく無漏の有爲法及び擇滅なり。

小法とは云何。謂はく小信・小欲・小勝解及び彼れの相應法、彼れの俱有法、若しは諸の色法の少小・微細にして多からず廣ならざる、是れを小法と名づく。

大法とは云何。謂はく大信・大欲・大勝解及び彼れの相應法、彼れの俱有法、若しは諸の色法の復た多廣なりと雖も而も無邊・無際・無量には非らざる、若しは虛空・非擇滅、是れを大法と名づく。

無量法とは云何。謂はく無量信・無量欲・無量勝解及び彼れの相應法、彼れの俱有法、若しは諸の色法の多廣にして無邊・無際・無量なる、若しは擇滅、是れを無量法と名づく。

可意法とは云何。謂はく若し法の意の所樂なるなり。

不可意法とは云何。謂はく若し法の意の所不樂なるなり。

非可意非不可意法とは云何。謂はく若し法の捨に順するなり。

樂俱行法とは云何。謂はく若し法の樂受に相應するなり。

苦俱行法とは云何。謂はく若し法の苦受に相應するなり。

不苦不樂俱行法とは云何。謂はく若し法の不苦・不樂受に相應するなり。

俱生法とは云何。謂はく有爲法なり生相有るが故に。

俱住法とは云何。謂はく有爲法なり住相有るが故に。

俱滅法とは云何。謂はく有爲法なり滅相有るが故に。

非俱生法とは云何。謂はく無爲法なり生相無きが故に。

【一〇】有何法。舊論は「有觀法」界論は I. 316 Sviyāra-dh. (p. 31); 法集論は 1270 (p. 222)。

【一一】無何法。舊論は「無觀法」界論は I. 318 Avyāra-dh. (p. 31); 法集論は 1271 (p. 222)。

【一二】有喜法。舊論は「可樂法」界論は I. 349 Saṃpiti-ka-dh.; 法集論は 1272 (p. 222)。

【一三】無喜法。舊論は「非可樂法」界論は I. 351 Asaṃpiti-ka-dh.; 法集論は 1273 dhā-mma' appiṭṭha (p. 223)。

【一四】有善覺法。舊論は「受用法」南傳二論は。

【一五】無善覺法。舊論は「非受用法」南傳二論は。

【一六】有善有緣法。舊論も同じ。南方二論は。

【一七】無善無緣法。準上。

【一八】有上法。舊論も同じ。界論は I. 350 Saṃtōra-dh. (p. 32); 法集論は 1292 (p. 225)。

【一九】無上法。舊論も同じ。界論は I. 362 Anuttāra-dh.; 法集論は 1193 (p. 225)。

【二〇】遺法。舊論も同じ。南方二論は。

【二一】近法。準上。

【二二】有量法。準上。

【二三】無量法。同上。

【二四】見法。同上。

【二五】五染汚の見。有身見等



- 二、學・無學非二法二二六 學法とは云何。謂はく學の五種なり。
- (一)無學法二二七 無學法とは云何。謂はく無學の五種なり。
- (二)無學法二二八 無學法とは云何。謂はく有漏の五種及び無爲法なり。
- (三)非二法二二九 非學非無學法とは云何。謂はく若し法の、隨信、隨法行が二三〇 現觀邊の忍の所斷なるなり。
- (一)見斷法二三一 見所斷法とは云何。謂はく若し法の、隨信、隨法行が二三二 現觀邊の忍の所斷なるなり。

(二)修斷法二三三 修所斷法とは云何。謂はく若し法の、學の見迹が修所斷なるなり。  
 此れは復た云何。謂はく見所斷の八十八隨眠及び彼れが相應法並びに彼れが等起の心不相應行なり。

(三)非斷法二三四 非所斷法とは云何。謂はく無漏法なり。  
 見所斷爲因法とは云何。謂はく一切の染汚法及び見所斷法の異熟なり。

四、三斷因等の法二三五  
 (一)見斷爲因法二三六 修所斷爲因法とは云何。謂はく惟れ一切の修所斷法なり。  
 (二)非斷爲因法二三七 非所斷爲因法とは云何。謂はく無漏、有爲の法なり。  
 (三)有見有對法等二三八 有見有對法とは云何。謂はく一處なり。

(四)無見有對法二三九 無見有對法とは云何。謂はく九處なり。  
 (五)無見無對法二四〇 無見無對法とは云何。謂はく二處なり。

六、異熟等三法二四一 異熟法とは云何。謂はく異熟たる十一處の少分にして聲處を除く。  
 (一)異熟法二四二 異熟法とは云何。謂はく不善と善との有漏法なり。  
 (二)非二法二四三 非異熟非異熟法とは云何。謂はく異熟無記法を除く諸の餘の無記法及善・無漏の法なり。

【二六】染汚法。舊論は「穢汚法」。界論は I, 284; 法集は I, 174, Paramasa-dh. (p. 208).  
 【二七】不染汚法。舊論は「不染汚法」。界論は I, 286; 法集論は I, 176 No. paramasa dh. (p. 208).

【二八】雜染法。舊論は「有穢汚法」。界論は s. I, 288; Paramasa-dh.; 法集論は s. I, 177 dhammā paramattha (p. 208).  
 【二九】纏法。舊論も同じ。界論・法集論は。

【三〇】非纏法。準上。  
 【三一】南傳二論は「纏住法」。南傳二論は「纏住法」。非所纏法。準上。  
 【三二】順纏法。舊論は「纏生法」。南傳二論は「纏生法」。非順纏法。準上。

【三三】有所緣法。舊論は「有緣法」。界論は I, 294, Samannasā-dh.; 法集論は I, 186 (p. 209).  
 【三四】無所緣法。舊論は「無緣法」。界論は I, 295 Ananmanā-dh. (p. 27); 法集論は I, 186 (p. 209).

【三五】有等法。舊論は「有覺法」。界論は I, 345 Savyāk-kā-dh. (p. 31); 法集論は I, 268 (p. 222).

【三六】無等法。舊論は「無覺法」。界論は I, 355 Avyāk-kā-dh. (p. 31); 法集論は I, 269 (p. 222).

學・無學の法、并びに擇滅なり。

100、非離法

非離法とは云何。謂はく欲界繫の善戒を除く諸の餘の欲界繫の法、色・無色界繫の出離・遠離所生の善定を除く諸の餘の色・無色界繫の法、及び虚空・非擇滅なり。

101、有離法

有離法とは云何。謂はく一切の有爲なり。

102、無離法

無離法とは云何。謂はく無爲法なり。

103、相續法

相續法とは云何。謂はく若し法の、滅法を以つて先きと爲して或ひは已に生じ或ひは正に生ずるなり。

此れは復た云何。謂はく過去・現在の「法」及び未來より現前に正起する法・是くの如きの後法と前法との相續する、是れを相續法と名づく。

104、非相續法

非相續法と云何。謂はく未來より現前に正起する法を除く諸の餘の未來及び無爲の法、是れを非相續法と名づく。

105、有相續法

有相續法とは云何。謂はく若し法の、滅法を以つて先きと爲して而も已に生ぜるなり。

此れは復た云何。謂はく過去・現在の阿羅漢の命終する時の五蘊を除く諸の餘の過去・現在の法―是くの如きの前法の、後に相續法の有る、是れを有相續法と名く。

106、無相續法

無相續法とは云何。謂はく過去・現在の阿羅漢の命終する時の五蘊、及び未來并びに無爲の法なり。

第十節 諸三法の解説 (其の一)

107、三性法

善法とは云何。謂はく善の五蘊及び擇滅なり。

108、不善法

不善法とは云何。謂はく不善の五蘊なり。

109、無記法

無記法とは云何。謂はく無記の五蘊及び虚空・非擇滅なり。

辨攝等品第六の一

Dhammasaṅgī 1213 (p.212).

【二六】四取。集異門足論八參照。界論は Omitted; Dharmasāṅgī 1218, Dharmasāṅgī no upādāna (p. 213).

【二七】非取法。舊論は「非取法」。界論は Omitted; Dharmasāṅgī 1218, Dharmasāṅgī no upādāna (p. 213).

【二八】有執受法。舊論は「受法」。且つその解説に曰はく「若し法の自性所攝なるなり」云。界論 I. 316 Upādāna, 法集論 1209 dhammā upādāna (p. 211).

【二九】無執受法。舊論は「非受法」。解説も右の準にて知すべし。界論は I. 317 No-upādāna; 法集論 1210, dharmasāṅgī (p. 211).

【三〇】順取法。舊論は「取生法」。界論は Omitted; Dharmasāṅgī 1219 dhammā upādāna (p. 215).

【三一】非順取法。舊論は「非取生法」。界論は舊法集は 1220 Dharmasāṅgī (p. 213).

【三二】煩惱法。舊論は「煩惱」。界論は I. 321, Kilesā-dh. (p. 220); Dharmasāṅgī 1229, Dharmasāṅgī (p. 214).

【三三】非煩惱法。舊論は準上。界論は I. 325, No Kilesā-dh. (p. 30); 法集は 1240 dh. no Kilesā (p. 216).

【三四】纏。集異門足論その他に於ける諸註參照。

一八、非根法 <sup>三二七</sup> 非根法とは云何。謂はく 外<sup>三二八</sup>の五處及び法處所攝の非根法なり。

一八、聖諦所攝法 <sup>三二七</sup> 聖諦所攝法とは云何。謂はく一切の有爲法及び擇滅なり。

一八、非聖諦所攝法 <sup>三二七</sup> 非聖諦所攝法とは云何。謂はく虚空・非擇滅なり。

一八、俱有法 <sup>三二七</sup> 俱有法とは云何。謂はく一切の有爲法なり。

一八、非俱有法 <sup>三二七</sup> 非俱有法とは云何。謂はく無爲法なり。

一八、相應法 <sup>三二七</sup> 相應法とは云何。謂はく一切の心・心所法なり。

一八、不相應法 <sup>三二七</sup> 不相應法とは云何。謂はく色・無爲・心不相應行なり。

一八、果法 <sup>三二七</sup> 果法とは云何。謂はく一切の有爲法及び擇滅なり。

一八、非果法 <sup>三二七</sup> 非果法とは云何。謂はく虚空・非擇滅なり。

一八、有果法 <sup>三二七</sup> 有果法とは云何。謂はく一切の有爲法なり。

一八、無果法 <sup>三二七</sup> 無果法とは云何。謂はく無爲法なり。

一八、異熟法 <sup>三二七</sup> 異熟法とは云何。謂はく異熟たる十一處の少分にして、聲處を除く。

一八、非異熟法 <sup>三二七</sup> 非異熟法とは云何。謂はく聲處及び非異熟たる十一處の少分なり。

一八、有異熟法 <sup>三二七</sup> 有異熟法とは云何。謂はく不善・善の有漏法なり。

一八、無異熟法 <sup>三二七</sup> 無異熟法とは云何。謂はく無記と無漏との法なり。

一八、因緣法 <sup>三二七</sup> 因緣法とは云何。謂はく一切法なり。

一八、非因緣法 <sup>三二七</sup> 非因緣法とは云何。謂はく是くの如きの法は求めて得可らず<sup>三二八</sup>。一切法は是れ因緣を以つての故に。

一八、有因緣法 <sup>三二七</sup> 有因緣法とは云何。謂はく一切の有爲法なり。

一八、無因緣法 <sup>三二七</sup> 無因緣法とは云何。謂はく無爲法なり。

一八、離法 <sup>三二七</sup> 離法とは云何。謂はく欲界繫の善戒・色・無色界繫の<sup>三二九</sup> 出離・遠離所生の善定、及び

【一八】 法集論 1063 - 1073 (p.188).

【一九】 有因法・非有因法。舊論は同。因論は I. 249, Saha-tuka-dh. 246, Abhetuka-dh. 法集論 1073-4.

【二〇】 因已生法・非因已生法。舊論は「因起法・非因起法」。南方二論は？

【二一】 因相應法。舊論も同じ。因論は I. 250, Hetu-sampanyatā-dh. 法集論 1075 (p.192).

【二二】 因不相應法。舊論は「非因相應法」。因論は I. 246, Hetu-viprayutā-dh. (p.22). 法集論 1076.

【二三】 結法。舊論も同じ。因論は I. 279, Saññajāna-dh.; 法集論 1113 (p.197).

【二四】 九結。集異門足論十九參照。法集論 111-113 には十結として説く (p.197of.).

【二五】 非結法。舊論も同じ。因論は略説。法集論は 1114, Ko Saññajāna-dh.

【二六】 順結法。舊論は「生結法」。因論は略。法集論は 1125, Saññajāna-dh. (p.119).

【二七】 非順結法。舊論は「非生結法」。因論は同上。法集論は 1126, Saññajāna-dh. (p.119) (記して E はく「不墮界の道及び道果と無爲法と、是れ非順結法なり」と)。

【二八】 取法。舊論は「取法」。因論は I. 330, Uḍādana-dh.

種、及び三種の全、并びに無爲法なり。

一七〇、見處法 見處法とは云何。謂はく有漏法なり。

一七一、非見處法 非見處法とは云何。謂はく無漏法なり。

一七二、見相應法 見相應法とは云何。謂はく八見相應法なり。

一七三、見不相應法 見不相應法とは云何。謂はく八見不相應法なり。

一七四、異生法 異生法とは云何。謂はく地獄・傍生・鬼界の有情と北俱盧洲の人と無想有情天との諸の蘊・界・處及び彼れを生ずる業、是れを異生法と名づく。

一七五、非異生法 非異生法とは云何。謂はく四通行・四無礙解・四沙門果・無諍・願智・邊際定・大悲・滅定・空空・無願・無相・無相無相・雜修の靜慮・現觀邊の世俗智・淨居天の蘊・界・處及び彼れを生ずる業、是れを非異生法と名づく。

一七六、共異生法 共異生法とは云何。謂はく共有の定及び共有の生なり。

一七七、不共異生法 不共異生法とは云何。謂はく四通行・四無礙解・四沙門果・無諍・願智・邊際定・大悲・滅定・空空・無願・無相・無相無相・雜修の靜慮・現觀邊の世俗智・淨居天の蘊・界・處及び彼れを生ずる業、是れを不共異生法と名づく。

一七八、非定法 非定法とは云何。謂はく五無間業を除く諸の餘の有漏及び無爲の法なり。

一七九、順熱惱法 順熱惱法とは云何。謂はく不善及び有覆無記の法なり。

一八〇、非順熱惱法 非順熱惱法とは云何。謂はく善及び無覆無記の法なり。

一八一、根法 根法とは云何。謂はく内の六處及び法處所攝の根法なり。

退法等と類を遣にし、例の「隱沒・不隱沒法」の名で謂はく覆汗法、謂はく不覆汗法と解説してゐる。非論は？

【一七〇】順退・非順退法。舊論は「退法・不退法」。南方二論は？

【一七一】有記法。舊論は記法。南方二論は？

【一七二】無記法。舊論も同じ。

【一七三】已生法。舊論は「已起法」。界論は I, 223; Upannā-dh. (p. 20). 法集論は 1035 (p. 186).

【一七四】非已生法。舊論は「不起法」。界論は I, 224; Annapanā-dh. (p. 21). 法集論は 1036 (ibid.).

【一七五】正生法。舊論は「今起法」。南方二論は？

【一七六】非正生法。準上。

【一七七】已滅法。舊論も同じ。

【一七八】南方二論は？

【一七九】非已滅法。準上。

【一八〇】正滅法。舊論は「今滅法」。南方二論は？

【一八一】非正滅法。準上。

【一八二】緣起法。舊論も同じ。

【一八三】緣起法。準上。

【一八四】緣已生・非緣已生法。舊論は「緣生法・非緣生法」。南方二論は？

【一八五】因法・非因法。舊論も同じ。界論は I, 242, 245; Hetu-dhammā, Naloku-dh.

一四、非順經法一七五 非順經法とは云何。謂はく無漏法なり。

一五、有所緣法一七六 有所緣法とは云何。謂はく一切の心・心所法なり。

一六、無所緣法一七七 無所緣法とは云何。謂はく色・無爲・心不相應行なり。

一七、有尋法一七八 有尋法とは云何。謂はく尋相應法なり。

一八、無尋法一七九 無尋法とは云何。謂はく尋不相應法なり。

一九、有何法一八〇 有何法とは云何。謂はく伺相應法なり。

二〇、無何法一八一 無何法とは云何。謂はく伺不相應法なり。

二一、有喜法一八二 有喜法とは云何。謂はく喜根相應法なり。

二二、無喜法一八三 無喜法とは云何。謂はく喜根不相應法なり。

二三、有警覺法一八四 有警覺法とは云何。謂はく作意相應法なり。

二四、無警覺法一八五 無警覺法とは云何。謂はく作意不相應法なり。

二五、有事有緣法一八六 有事有緣法とは云何。謂はく有爲法なり。

二六、無事無緣法一八七 無事無緣法とは云何。謂はく無爲法なり。

二七、有上法一八八 有上法とは云何。謂はく一切の有爲法及び虚空・非擇滅なり。

二八、無上法一八九 無上法とは云何。謂はく擇滅なり。

二九、遠法一九〇 遠法とは云何。謂はく過去・未來法なり。

三〇、近法一九一 近法とは云何。謂はく現在及び無爲法なり。

三一、有量法一九二 有量法とは云何。謂はく若し法の果及び異熟の俱に量有るなり。

三二、無量法一九三 無量法とは云何。謂はく若し法の果及び異熟の俱に量無きなり。

三三、見法一九四 見法とは云何。謂はく眼根・五染汚の見・世俗の正見・學の見・無學の見なり。

三四、非見法一九六 非見法とは云何。謂はく眼根を除く諸の餘の色蘊、餘の八見を除く諸の餘の行

【二三】智通知所通知に非らざる法。舊論は「非智所知法」。

【二四】斷通知所通知法。舊論は「斷知所斷法」。

【二五】斷等。舊論は上に準じて「非斷知所斷法」。

【二六】所應修法。舊論は「修法」。南方二論？

【二七】非所應修法。舊論は「非修法」。南方二論は？

【二八】所應證法。舊論は「證法」。南方論は？

【二九】作證。舊論は唯だ「證」。

【三〇】智作證。舊論は「智證」。

【三一】得作證。同上は「得證」。

【三二】智作證所應證法。舊論は「智證法」。南方二論は？

【三三】非智作證所應證法。舊論は「非智證法」。南方二論は？

【三四】法として以下。舊論缺。

【三五】得作證所應證法。舊論は「得證法」。南方二論？

【三六】非得作證所應證法。準上にして知るべし。

【三七】所應習法。舊論は「習法」。南方二論？

【三八】非所應習法。準上。

【三九】有罪法。舊論も同じ。

【四〇】無罪法。準上。

【四一】黒・白法。舊論も同じ。

界論は？法集論は1302—1303, Dharmā Kanthī, dh-Sūtrā (p.226).

【四二】有覆・無覆法。舊論は順

一五三、結法とは云何。謂はく、九結なり。

一五四、非結法。非結法とは云何。謂はく九結を除く諸の餘の法なり。

一五五、順結法。順結法とは云何。謂はく一切の有漏法なり。

一五六、非順結法。非順結法とは云何。謂はく一切の有漏法なり。

一五七、取法。取法とは云何。謂はく、四取なり。

一五八、非取法。非取法とは云何。謂はく四取を除く諸の餘の法なり。

一五九、有執受法。有執受法とは云何。謂はく有執受の九處の少分にして聲・意・法處を除く。

一六〇、無執受法。無執受法とは云何。謂はく聲・意・法處及び無執受の九處の少分なり。

一六一、順取法。順取法とは云何。謂はく一切の有漏法なり。

一六二、非順取法。非順取法とは云何。謂はく一切の有漏法なり。

一六三、煩惱法。煩惱法とは云何。謂はく若し法の是れ、纏なるなり。

一六四、非煩惱法。非煩惱法とは云何。謂はく若し法の纏に非らざるなり。

一六五、染汚法。染汚法とは云何。謂はく不善及び有覆無記の法なり。

一六六、不染汚法。不染汚法とは云何。謂はく善及び無覆無記の法なり。

一六七、雜染法。雜染法とは云何。謂はく有漏法なり。

一六八、非雜染法。非雜染法とは云何。謂はく無漏法なり。

一六九、纏法。纏法とは云何。謂はく若し法の是れ煩惱なるなり。

一七〇、非纏法。非纏法とは云何。謂はく若し法の煩惱に非らざるなり。

一七一、所纏法。所纏法とは云何。謂はく染汚の心・心所法なり。

一七二、非所纏法。非所纏法とは云何。謂はく不染汚の心・心所法及び色・無爲・心不相應行なり。

一七三、順纏法。順纏法とは云何。謂はく有漏法なり。

【九七】有を所緣等。舊論は「緣有法。南方二論は？」

【九八】有を所緣と爲す等。舊論は「非緣有法」。南方二論は？」

【九九】有等。舊論は「有増上法」。南方二論は？」

【一〇〇】有を等。舊論は「非有増上法」。南方二論は？」

【一〇一】有果法。舊論も同じ。南方二論は？」

【一〇二】非有果法。同上。

【一〇三】有異熟法。舊論は「有報法」。南方二論は？」

【一〇四】所有異熟法。舊論は「有報法」。南方二論は？」

【一〇五】遍知法。舊論は「斷知法」。南方二論は？」

【一〇六】二の遍知有り等。舊論は「二智あり。法智・比智なり」と。而して、それ以下の行文はすべて今の論に相應する。蓋し、甚しき不齊合といふべし。

【一〇七】遍知。Parisid. 舊論は「斷智」。

【一〇八】智遍智。無漏智のこと。

【一〇九】斷遍知。無漏智が斷惑の結果に得る擇滅そのもののこと。俱舍二十一には曰はく、「斷遍知とは謂はく即ち諸の斷なり。此れは果の上に因の名を立つるが故に」と。

【一一〇】智遍知。舊論は「智所知法」。

劣、無罪法 一〇〇。無罪法とは云何。謂はく善及び無覆無記の法なり。

劣一〇一、黒・白法等 一〇一。黒・白法、有覆・無覆法、順退・非順退法も亦爾なり。

一〇二、有記法 一〇二。有記法とは云何。謂はく善・不善の法なり。

一〇三、無記法 一〇三。無記法とは云何。謂はく善・不善を除く諸の餘の法なり。

一〇四、已生法 一〇四。已生法とは云何。謂はく過去・現在の法なり。

一〇五、非已生法 一〇五。非已生法とは云何。謂はく未來法及び無爲なり。

一〇六、正生法 一〇六。正生法とは云何。謂はく若し法の未來より現前に正起するなり。

一〇七、非正生法 一〇七。非正生法とは云何。謂はく未來より現前に正起する法を除く諸の餘の未來及び過去・現在并びに無爲の法なり。

一〇八、已滅法 一〇八。已滅法とは云何。謂はく過去法なり。

一〇九、非已滅法 一〇九。非已滅法とは云何。謂はく未來・現在及び無爲の法なり。

一一〇、正滅法 一一〇。正滅法とは云何。謂はく若し法の現在の現前に正滅するなり。

一一一、非正滅法 一一一。非正滅法とは云何。謂はく現在の現前に正滅する法を除く諸の餘の現在及び過去・未來并びに無爲の法となり。

一一二、緣起法 一一二。緣起法とは云何。謂はく有爲法なり。

一一三、非緣起法 一一三。非緣起法とは云何。謂はく無爲法なり。

一一四、緣已生・非緣已生法、有因法・非有因法、因已生法・非因已生法も亦爾なり。

一一五、因相應法 一一五。因相應法とは云何。謂はく一切の心・心所法なり。

一一六、因不相應法 一一六。因不相應法とは云何。謂はく色・無爲・心不相應行なり。

一一七、諸二法の解説(其の三)

【八七】業果法。舊論も同じ。

【八八】非業果法。右註に準知すべし。

【八九】業異熟法。舊論は「業報法」。南方二論は？

【九〇】非業異熟法。右註に準知すべし。

【九一】有法。舊論も同。南方二論は？

【九二】非有法。同上。

【九三】有相應法。同上。

【九四】有不相應法。舊論は「非有相應法」。南方二論は？

【九五】有俱有法。舊論は「有共有法」。南方二論は？

【九六】非有俱有法。舊論は「非有共有法」。南方二論は？

【九七】隨有轉法及び有爲因法。舊論は二を一緒にして「有隨轉有因法」と。南方二論は？

【九八】非隨轉法及び非有爲因法。準上に舊論は「非有隨轉非有因法」。南方二論は？

【九九】有を等。舊論は前の準同の場合に準じて知るべし。南方二論は？

【一〇〇】有を等無間等。大正藏經本等一般の現流通等には、「餘有爲等無間心不相應行」云云とあれども、宋・明・宮内省聖護藏四本何れも「餘」の字を「除」に作る。蓋し正とすべし、今はその後者に從つて讀む。

(八三) 智遍知所  
遍知法  
故に。

智遍知所遍知法とは云何。謂はく一切法は皆な是れ智遍知の應さに知るべき所の  
法として智の應さに知る所に非らざるもの無きが故に。

斷遍知所遍知法とは即ち是れ所應斷法なり。  
此れは復た云何。謂はく有漏法なり。

斷遍知所遍知に非らざる法とは即ち是れ非所應斷法なり。  
此れは復た云何。謂はく無漏法なり。

所應修法とは云何。謂はく善有爲の法なり。  
非所應修法とは云何。謂はく不善・無記の法及び擇滅なり。

所應證法とは云何。二の作證有り。一には智作證、二には得作證なり。  
智作證所應證法とは云何。謂はく一切法は皆な是れ智作證所應證の故に。

非智作證所應證法とは云何。謂はく是くの如きの法は求めて得可からず。法とし  
て智の所應證に非らざるは無きが故に。

得作證所應證法とは云何。謂はく一切の善法及び定に依りて證する所の無覆無記  
の天眼・天耳なり。

非得作證所應證法とは云何。謂はく定に依りて證する所の無覆無記の天眼・天耳  
を除く諸の餘の無記法、及び一切の不善法なり。

所應習法とは云何。謂はく善有爲の法なり。  
非所應習法とは云何。謂はく不善・無記の法及び擇滅なり。

有罪法とは云何。謂はく不善及び有覆無記の法なり。

辯義等品第六の一

一一三

報法。南方二論は？  
【六九】 非心異熟法。右註に準ず。

【七〇】 業法。舊論も同。但しその解説文は「謂はく身業・口業・思業なり」と。南方二論は？

【七一】 非業法。右註に準知すべし。  
【七二】 業相應法。舊論も同。南方二論は？

【七三】 業不相應法。右註に準知すべし。  
【七四】 業俱有法。舊論は業共有法。南方二論は？

【七五】 非業俱有法。舊論は「非業共有法」。南方二論は？  
【七六】 隨業轉法。舊論は「業隨轉法」。南方二論は？

【七七】 非隨業轉法。右註に準じて知るべし。  
【七八】 業爲因法。舊論は「業因法」。南方二論は？

【七九】 業等。舊論は「業次第法」。南方二論は？  
【八〇】 業等。右註に準じて知るべし。

【八一】 業を所緣等。舊論は「緣業法」。南方二論は？  
【八二】 業を所緣と爲すに非らざる等。右註に準じて知るべし。

【八三】 業を増上等。舊論は「業増上法」。南方二論は？  
【八四】 業等。右註に準知すべし。



り。

【一七】隨有轉法・有爲因法

隨有轉法及び有爲因法とは云何。謂はく有漏法なり。

【一八】非隨有轉法及び非有後因法

非隨有轉法及び非有爲因法とは云何。謂はく無漏法なり。

【一九】有を等無間と爲す法

有を等無間と爲す法とは云何。謂はく有漏の心・心所法の等無間なる諸の餘の有漏・無漏の心・心所法の若しは已生若しは正生なる、及び無想定・滅定の若しは已生若しは正生なる、是れを有を等無間と爲すの法と名づく。

【二〇】有を等無間と爲すに非らざる法

有を等無間と爲すに非らざる法とは云何。謂はく有を等無間と爲す心・心所法を除く諸の餘の心・心所法及び有を等無間と爲す心不相應行を除く諸の餘の心不相應行、並びに色・無爲、是れを有を等無間と爲すに非らざる法と名づく。

【二一】有を所縁と爲す法

有を所縁と爲す法とは云何。謂はく五識身及び相應法、若しは意識及び相應法の有を以つて所縁と爲す、是れを有を所縁と爲す法と名づく。

【二二】有を所縁と爲すに非らざる法

有を所縁と爲すに非らざる法とは云何。謂はく有を以つて所縁と爲す意識及び相應法を除く諸の餘の意識及び相應法、並びに色・無爲・心不相應行、是れを有を所縁と爲すに非らざる法と名づく。

【二三】有を増上と爲す法

有を増上と爲す法とは云何。謂はく有爲法なり。

【二四】有を増上と爲すに非らざる法

有を増上と爲すに非らざる法とは云何。謂はく無爲法なり。

【二五】有を果法と爲す法

有を果法とは云何。謂はく有果の無漏法を除く諸の餘の無漏法なり。

【二六】有を果法と爲すに非らざる法

有を果法とは云何。謂はく有果の無漏法を除く諸の餘の無漏法を除く。

【二七】有異熟法

有異熟法とは云何。謂はく有異熟の十一處の少分に於て聲處を除く。

【二八】非有異熟法

非有異熟法とは云何。謂はく聲處及び有異熟に非らざる十一處の少分なり。

【二九】所遍知法

所遍知法とは云何。二の遍知有り。一には智遍知、二には斷遍知なり。

【五〇】正性離生。舊論は「超界離生」。

【五一】非心爲因法。舊論は「非心因法」。界論は P. I. 305. No. Citta-samupphāna-dh.

【五二】法集論は 1519 (Jhāḍa)。

【五三】心を等無間と爲す法。舊論は「心次第法」。界論は P. I. 300 には Citta-samupphāna-dh. (法集論は 1519) といふ如きを記すが？

【五四】等無間。舊論は「次第」。

【五五】毘曇部一四中の註参照。

【五六】有を等無間と爲すに非らざる法。舊論は「非心次第法」。南方二論は？右註に準じて知るべし。

【五七】心を所縁と爲す法。舊論は緣心法。南方二論？

【五八】心を所縁と爲すに非らざる法。舊論は「非緣心法」。南方二論は？

【五九】心を増上と爲す法。舊論は「心増上法」。南方二論は？

【六〇】謂はく等。舊論はたゞ「謂はく有爲法なり」と。

【六一】心を増上と爲すに非らざる法。舊論は「非心増上法」。

【六二】心果法。舊論も同。南方二論は？

【六三】非心果法。上註に準ず。

【六四】心異熟法。舊論は「心

五、業を等無間と爲す法  
五、業を等無間と爲すに非らざる法

五、業を所縁と爲す法

五、業を所縁と爲すに非らざる法

五、業を増上と爲す法  
五、業を増上と爲すに非らざる法

五、業果法  
五、業果法

六、業異熟法

六、非業異熟法

三、有法

三、非有法

三、有相應法

三、有不相應法

三、有俱有法

三、非有俱有法

七九 業を等無間と爲す法とは云何。謂はく若し法の心を等無間と爲すなり。

八〇 業を等無間と爲すに非らざる法とは云何。謂はく若し法の心を等無間と爲すに非らざるなり。

八一 業を所縁と爲す法とは云何。謂はく三識身と及び相應法との業を以つて所縁と爲す、是れを業を所縁と爲す法と名づく。

八二 業を所縁と爲すに非らざる法とは云何。謂はく業を所縁と爲す三識身と及び相應法とを除く諸の餘の、即ち此の三識身及び相應法と、並びに餘の三識身及び相應法と、若しは色・無爲・心不相應行と、是れを業を所縁と爲すに非らざる法と名づく。

八三 業を増上と爲す法とは云何。謂はく有爲法なり。業を以つて増上と爲せばなり。

八四 業を増上と爲すに非らざる法とは云何。謂はく無爲法なり。

八五 業果法とは云何。謂はく一切の有爲法及び擇滅なり。

八六 非業果法とは云何。謂はく虚空・非擇滅なり。

八七 業異熟法とは云何。謂はく業の異熟たる十一處の少分にして聲處を除く。

八八 非業異熟法とは云何。謂はく聲處及び業の異熟に非らざる十一處の少分なり。

第八節 諸二法の解説(其の二)

八九 有法とは云何。謂はく有漏法なり。

九〇 非有法とは云何。謂はく無漏法なり。

九一 有相應法とは云何。謂はく有漏の心・心所法なり。

九二 有不相應法とは云何。謂はく無漏の心・心所法及び色・無爲・心不相應行なり。

九三 有俱有法とは云何。謂はく有漏法及び有漏法と俱生する諸の無漏法なり。

九四 非有俱有法とは云何。謂はく有漏と俱生する諸の無漏法を除く諸の餘の無漏法なり。

pariyatthino-dh. (thid) 法集論 152c(3id)

【五二】道俱有の戒。舊論は道共戒。道 Marga とは無漏智のこと、この無漏智に相應して起る無漏律儀のことを道俱有の戒と稱する。蓋し、同律儀はその道に無漏智と一住・一住、一減するの故である。

【五三】定俱有の戒。舊論は「定共戒」。定とは四靜慮のこと、この四靜慮に入ると、防惡修善の因となるが、これに名づけて靜慮律儀とする。而してそうした靜慮律儀はその靜慮に定と一住・一住、一減すれば、これを稱して又定俱有の戒となす。

附記一以上二種の戒は何れも無漏の心、又は定心に隨つて轉ずるもの故に、隨心轉の律儀(又は無表)と稱し、律儀三別中の今一たる別解脱律儀の非隨心轉なるに簡ぶ。

【五四】非隨心轉法。舊論は非隨心轉法。界論は脱記する如くなるも、法集論 152c (P.254) No. Cittaṅgaparivattino-dh.

【五五】心爲因法。舊論は「心因法」。界論は P. I. 304. Citta-samutthāna-dh. (P.28). 法集論 151c (P.254).

三蘊の全、并びに無爲法なり。

四、業相應法七二 業相應法とは云何。謂はく若し法の思と相應するなり。此れは復た云何。謂はく一切の心・心所法の思を除くなり。

五、業不相應法七三 業不相應法とは云何。謂はく若し法の思と相應せざるなり。此れは復た云何。謂はく色と及び思と心不相應行と無爲となり。

六、業俱有法七四 業俱有法とは云何。謂はく意處及び業と俱有なる十一處の少分にして思を除く。非業俱有法とは云何。謂はく思及び業と俱有に非らざる十一處の少分にして意處を除く。

七、隨業轉法七五 隨業轉法とは云何。謂はく若し法の思と一生・一住・一滅するなり。此れは復た云何。謂はく一切の心・心所法の思を除くと及び道俱有・定俱有の戒と、若しは思若しは彼の法の生・老・住・無常と、是れを隨業轉法と名づく。

八、非隨業轉法七六 非隨業轉法とは云何。謂はく若し法の、思と一生・一住・一滅せざるなり。此れは復た云何。謂はく隨業轉の身・語業を除く諸の餘の色と及び隨業轉の心不相應行を除く諸の餘の心不相應行と思と及び無爲と、是れを非隨業轉法と名づく。

九、業爲因法七七 業爲因法とは云何。謂はく已に正性離生に入れる補特伽羅の初無漏思を除く諸の餘の思と及び諸の餘の異生の定んで當さに正性離生に入るべき者の未來の初無漏思を除く諸の餘の思と及び意處并びに業を因と爲す十一處の少分と、是れを業爲因法と名づく。

十、非業爲因法七八 非業爲因法とは云何。謂はく已に正性離生に入れる補特伽羅の初無漏思と及び諸の餘の異生の定んで當さに正性離生に入るべき者の未來の初無漏思と及び業を因と爲すに非らざる十一處の少分にして、意處を除く。是れを非業爲因法と名づく。

十一、業爲因法七九 業爲因法とは云何。謂はく已に正性離生に入れる補特伽羅の初無漏思と及び諸の餘の異生の定んで當さに正性離生に入るべき者の未來の初無漏思と及び業を因と爲すに非らざる十一處の少分にして、意處を除く。是れを非業爲因法と名づく。

【法】界論は I. 298. Cetanika-dh. (ibid.); 法集論 1512 (ibid.).  
【六】非心所法。舊論は「非心所法」。界論は I. 301. Aasakha-dh. (ibid.); 法集論 1513 (ibid.).  
【七】心相應法。舊論も同。但し「心法・非心法法の如く、心相應法・心不相應法も亦是くの如し」と略説してゐる。界論は I. 299. Oitta-sampayutta-dh. (ibid.); 法集論 1514 (p. 254).  
【八】心不相應法。舊論も同。(但し右註参照のこと)。界論は I. 302. Oitta-vippenutthadha. (ibid.); 法集論 1515 (p. 254).  
【九】心俱有法。舊論は心俱有法。界論は I. 307. Oittasahabhano-dh. (p. 28) 法集論 1520 (p. 254) — この界論の説明は「一處(蓋し心所法を指す意味の法處の)」によりて攝せらる」とある。對照に留意すべし。  
【十】非心俱有法。舊論は非心俱有法。界論は I. 308. No Oittasahabhano-dh. (ibid.); 法集論 1521 (ibid) — 論界の説明は右に準じて、「(二蘊)十二處(十八界)によりて攝せらる」とある。  
【十一】隨心轉法。舊論は心隨轉法。界論は I. 308. Oittanu-

三、心を等無間と爲す法

三、心を等無間と爲すに非らざる法

三、心を所縁に爲す法

三、心を所縁と爲すに非らざる法

三、心を増上と爲す法

三、心を増上と爲すに非らざる法

三、心果法

三、非心果法

爲す十一處の少分、是れを非心爲因法と名づく。

五九 心を等無間と爲す法とは云何。謂はく心を 等無間と爲す心・心所法の、若しは已生若しは正生なる、及び無想定、滅定の若しは已生若しは正生なる、是れを心を等無間と爲す法と名づく。

六〇 心を等無間と爲すに非らざる法とは云何。謂はく心を等無間と爲す心・心所法を除く諸の餘の心・心所法、及び心を等無間と爲す心不相應行を除く諸の餘の心不相應行并びに色・無爲、是れを心を等無間と爲すに非らざる法と名づく。

六一 心を所縁と爲す法とは云何。謂はく若し意識及び相應法の、心を以つて所縁と爲すは是れを心を所縁と爲す法と名づく。

六二 心を所縁と爲すに非らざる法とは云何。謂はく心を所縁と爲す意識と及び相應法とを除く諸の餘の意識及び相應法、若しは五識身及び相應法、若しは色・無爲・心不相應行、是れを心を所縁と爲すに非らざる法と名づく。

六三 心を増上と爲す法とは云何。謂はく有爲法なり。心を以つて増上と爲せば、是れを心を増上と爲す法と名づく。

六四 心を増上と爲すに非らざる法とは云何。謂はく無爲法なり。

六五 心果法とは云何。謂はく一切の有爲法及び擇滅なり。

六六 非心果法とは云何。謂はく虚空・非擇滅なり。

六七 心異熟法とは云何。心の異熟たる十一處の少分にして聲處を除く。

六八 非心異熟法とは云何。謂はく聲處と及び心の異熟に非らざる十一處の少分となり。業法とは云何。謂はく身・語業と及び思となり。

六九 非業法とは云何。謂はく身・語業を除く諸の餘の色、思を除く諸の餘の行蘊、及び

法集論 1506 (ibid.)

【三】 世間。舊論も同。界論は二六三、Jokya-dh. (p.24)

法集論 1094 (p.193).

【三六】 出世間法。同上。界論は二六四、Lokuttara-dh.(c)

法集論 1094 (p. 193).

【三七】 墮界法。舊論は「入法」。界論三五八、Paryāyanna-dh. (p.23).

法集論 1590 (p.263.

【三八】 不墮界法。舊論は「不入法」。界論三六一、Apariyāyanna-dh. (ibid.)

法集論 1591 (p.263) 一備考、卷二、十二處の諸門分別下ではこれら二に當る舊論の相應分別の缺けてゐたのを想起すべし。

【三九】 有味者。舊論は「染汚法」。cf. 界論二八四、及び法論集 1498 p. Paramasa-dh.

【四〇】 無味者。舊論は「不染汚法」。cf. 界論二八六、及び法集論 1499 p. No. Paramasa-dh.

【四一】 耽嗜依。舊論は「依家法」。次の共に界論は？

【四二】 出離依法。舊論は「依出要法」。

【四三】 心法。舊論も同。界論 I. 296. Citta dhamma (p. 27)

法集論 1510 (p. 263)

【四四】 非心法。舊論も同。界論 I. 297. No. Citta-dh. (ibid.)

法集論 1511 (ibid.)

【四五】 心所法。舊論は「心法

三、心所法

心所法とは云何。謂はく若し法の心と相應するなり。

此れは復た云何。謂はく受蘊・想蘊と、相應の行蘊となり。

四、非心所法

非心所法とは云何。謂はく若し法の心と相應せざるなり。

此れは復た云何。謂はく色・心・心不相應行・無爲なり。

五、心相應法

心相應法とは云何。謂はく心所法なり。

此れは復た云何。謂はく受蘊・想蘊と、相應の行蘊となり。

六、心不相應法

心不相應法とは云何。謂はく非心所法なり。

此れは復た云何。謂はく色・心・心不相應行・無爲なり。

七、心俱有法

心俱有法とは云何。謂はく心と俱有なる十一處の少分なり。意處を除く。

八、非心俱有法

非心俱有法とは云何。謂はく意處及び心と俱有に非らざる十一處の少分なり。

九、隨心轉法

隨心轉法とは云何。謂はく若し法の心と一生・一住・一滅するなり。

此れは復た云何。謂はく一切の心所法、及び五二道俱有・五三定俱有の戒、若しは心若

しは彼の法の生・老・住・無常、是れを隨心轉法と名づく。

十、非隨心轉法

非隨心轉法とは云何。謂はく若し法の心と一生・一住・一滅に非らざるなり。

此れは復た云何。謂はく隨心轉の身・語業を除く諸の餘の色法と、隨心轉の心不相

應行を除く諸の餘の心不相應行と、及び心と無爲と、是れを非隨心轉法と名づく。

十一、心爲因法

心爲因法とは云何。謂はく已に五六正性離生に入れる補特伽羅の初無漏心を除く諸

の餘の心及び諸の餘の異生の定んで當さに正性離生に入るべき者の未來の初無漏心

を除く諸の餘の心及び心を因と爲す十一處の少分、是れを心爲因法と名づく。

十二、非心爲因法

非心爲因法とは云何。謂はく已に正性離生に入れる補特伽羅の初無漏心及び諸の

餘の異生の定んで當さに正性離生に入るべき者の未來の初無漏心、並びに心を因と

【六】有漏法。舊論も同。Dhātū-k. I. 272. Sāsava-dh.

(p. 25). 法集論 1096 (p. 195) —

その「十處」は知るべく、その

「二處の五分」とは有漏の意蘊

と法處との意。

【九】無漏法。舊論も同。Dh-

ātū-k. I. 273. Anāsvā-dh.

(ibid.). 法集論 1101 (p. 196)

【一〇】有爲法。舊論も同。

Dhātū-k. I. 235. Sampkhata-

dh. (p. 23). 法集論 1085 (p. 193)

— 無爲法(法處の一分)以外の

すべてをいふもの故、知らざ

る。

【一三】無爲法。舊論も同。

Dhātū-k. I. 256. Asamkhat-

m-dh. (ibid.). 法集論 1086 (ibid.)

【一四】有諍法。舊論も同。

of Dhātū-k. I. 307. Saṃy-

ed-dh. (p. 32). 法集論 1294 (p. 2

26) 但し、界論ではこの Saṃ-

anāsvā-dh. は色聚法、無色聚法、

心所法の所縁にして其の事に隨ふと説く。

是れを所縁法と名づく。

(五) 増上法

増上法とは云何。謂はく一切の有爲法は互ひに増上と爲る。復た無爲法有り。有爲法の爲めに増上と爲る。

是れを増上法と名づく。

第七節 諸二法の解説(其の一)

一、有爲法

有色法とは云何。謂はく<sup>一〇</sup>十處と<sup>一一</sup>一處の少分となり。  
無色法とは云何。謂はく<sup>一二</sup>一處と<sup>一三</sup>一處の少分となり。

二、無色法

有見法とは云何。謂はく<sup>一四</sup>一處なり。  
無見法とは云何。謂はく<sup>一五</sup>十一處なり。

三、有見法

有對法とは云何。謂はく<sup>一六</sup>十處なり。  
無對法とは云何。謂はく<sup>一七</sup>二處なり。

四、無對法

有漏法とは云何。謂はく<sup>一八</sup>十處と<sup>一九</sup>二處の少分となり。  
無漏法とは云何。謂はく<sup>二〇</sup>二處の少分なり。

五、有爲法

有爲法とは云何。謂はく<sup>二一</sup>十一處と<sup>二二</sup>一處の少分となり。  
無爲法とは云何。謂はく<sup>二三</sup>一處の少分なり。

六、無爲法

有諍法とは云何。謂はく<sup>二四</sup>十處と<sup>二五</sup>二處の少分となり。  
無諍法とは云何。謂はく<sup>二六</sup>二處の少分なり。

七、無諍法

世間・出世間法、墮界・不墮界法、有味著・無味著法、耽嗜依・出離依法も亦爾なり。  
世間・出世間法、<sup>二七</sup>墮界・<sup>二八</sup>不墮界法、<sup>二九</sup>有味著・<sup>三〇</sup>無味著法、<sup>三一</sup>耽嗜依・<sup>三二</sup>出離依法も亦爾なり。  
心法とは云何。謂はく<sup>三三</sup>一處なり。  
非心法とは云何。謂はく<sup>三四</sup>十一處なり。

【一七】 増上法。舊論も同じ。  
【一八】 有色法。舊論は「色法」  
of Dhātukathā I.201 Rūpi-  
no Dhammā (p.24) 法集論109  
I (p.193)

【一九】 十處。五根・五境の十  
【二〇】 一處の少分。法處中の  
無表色を指す。  
【二一】 無色法。舊論は「非色  
法」 of Dhātukathā I. 202,  
Arāṇodhammā(ibid) ; 法集  
論1092(ibid)

【二二】 一處。意處。  
【二三】 一處の等。法處の右の  
残り。  
【二四】 有見法。舊論は可見法  
of Dhātukathā I.207. Samu-  
dhasanā dhammā(p.23) 法集  
論1087 (p.193) の一處とは  
眼處。

【二五】 無見法。舊論は「不可  
見法」 of Dhātuk. I.208 an-  
idhasanā dhammā(ibid) 法集  
論1088(ibid)。  
【二六】 有對法。舊論も同じ。  
of Dhātuk. I.209. Sampi-  
tigā dhammā (ibid) 法集論  
1089—その十處とは上の有色  
法の十處に同じ。

【二七】 無對法。舊論も同。 of  
Dhātuk. I.260 Appaṭigā-  
dh (ibid) 法集論1090(p.193)  
—その二處とは「意處・法處」  
p.11。

道智は道を知る。復た、善の世俗智有りて苦・集・滅・道及び、虚空・非擇滅を知る。故に一切法は是れ知の所知にして、其の事に隨ふと説く。

是れを所知法と名づく。

二、所識法

所識法とは云何。謂はく、一切法は是れ識の所識にして其事に隨ふ。

此れは復た云何。謂はく、眼識は色を識し、耳識は聲を識し、鼻識は香を識し、舌識は味を識し、身識は觸を識し、意識は法、眼・色・眼識、耳・聲・耳識、鼻・香・鼻識、舌・味・舌識、身・觸・身識、意・法・意識を識す。故に一切法は是れ識の所識にして其の事に隨ふと説く。

是れを所識法と名づく。

三、所通達法

所通達法とは云何。通達とは謂はく善慧なり。此れは一切法を以つて所通達と爲し、其の事に隨ふ。

此れは復た云何。謂はく苦忍と苦智とは苦に通達し、集忍と集智とは集に通達し、滅忍と滅智とは滅に通達し、道忍と道智とは道に通達す。復た善の有漏の慧有り。苦・集・滅・道及び、虚空・非擇滅に通達す。故に通達は謂はく善慧なり。此れは一切法を以つて所通達と爲し其の事に隨ふと説く。

是れを所通達法と名づく。

四、所緣法

所緣法とは云何。謂はく一切法は是れ心・心所法の所緣にして其の事に隨ふ。

此れは復た云何。謂はく眼識と及び相應法とは色を緣じ、耳識と及び相應法とは聲を緣じ、鼻識と及び相應法とは香を緣じ、舌識と及び相應法とは味を緣じ、身識と及び相應法とは觸を緣じ、意識と及び相應法とは法、眼・色・眼識、耳・聲・耳識、鼻・香・鼻識、舌・味・舌識、身・觸・身識、意・法・意識を緣す。故に一切法は是れ心・

【二】善の世俗智。舊論は「善の等智」と。

【三】虚空・非擇滅。舊論は「虚空・數滅・非數滅」に作り、擇滅に當る數滅を加ふ。

【三】所識法。舊論は「識法」。— of. Dhātū-kattha 1265-266 (p. 24) 及び法集論 1095 (p. 193) 及 Kennedī Vinīyeyā Dhamma, Kennedī Vinīyeyā Dhamma の二範疇がある。参照すべし。

【四】所通達法。舊論は「通爾炎法」。

【五】虚空等。舊論は「又數滅を加へ、三と爲す」。

【六】所緣法。舊論は「緣法」。

上・下・傍布・無二・無量なり。是れ第六遍處なり。赤遍滿すと一類が想し、上・下・傍布・無二・無量なり。是れ第七遍處なり。白遍滿すと一類が想し、上・下・傍布・無二・無量なり。是れ第八遍處なり。空遍滿すと一類が想し、上・下・傍布・無二・無量なり。是れ第九遍處なり。識遍滿すと一類が想し、上・下・傍布・無二・無量なり。是れ第十遍處なり。

(二)十無學法

十無學法有り。謂はく、無學の正見・正思惟・正語・正業・正命・正精進・正念・正定・正勝解・正智なり。

十一 法

十一法有り。謂はく、有漏色・無漏色、有漏受・無漏受、有漏想・無漏想、有漏行・無漏行、有漏識・無漏識及び無爲法なり。

十二 處

十二處有り。謂はく、眼處・色處、耳處・聲處、鼻處・香處、舌處・味處、身處・觸處、意處・法處なり。

十八 界

十八界有り。謂はく、眼界・色界、眼識界、耳界・聲界、耳識界、鼻界・香界、鼻識界、舌界・味界、舌識界、身界・觸界、身識界、意界・法界、意識界なり。

二十二 根

二十二根有り。謂はく、眼根・耳根・鼻根・舌根・身根・女根・男根・命根・意根・樂根・苦根・喜根・憂根・捨根、信根・精進根・念根・定根・慧根、未知當知根・已知根・具知根なり。

九十八 隨眠

九十八隨眠有り。謂はく、欲界繫の三十六、色界繫の三十一、無色界繫の三十一にして、前に説くが如し。

第六節 一法五種の解説

一、所知法

所知法とは云何。謂はく、一切法は是れ智の所知にして、其の事に隨ふ。此れは復た云何。謂はく、苦智は苦を知り、集智は集を知り、滅智は滅を知り、

【一】正勝解以下。舊論は「無學の解脫、無學の解脫知見」と。  
【二】有漏色等。舊論は「色の有漏、無漏、受、想、行、識の有漏、無漏及び無爲法なり」と。  
【三】十八界。舊論は「廣く説くこと、前の分別七事品の如し」と。  
【四】女根・男根。舊論は「順序を逆にす」。  
【五】具知根。舊論は「無知根」と。  
【六】九十八隨眠等。舊論は「たゞ「九十八使」とのみ記して、餘記なし」。  
【七】第六節。以上のマールイカ(Marika)的列名に對する個々の解説で、今はその第一段としてまづ五の一法を釋する所である。  
【八】所知法。舊論は「爾炎法」。  
【九】其の事に隨ふ。舊論は「其の所應に隨ふ」。



# 卷の第六

## 第五節 九・十法等一百九十八種

九結有り。謂はく、愛結・恚結・慢結・無明結・見結・取結・疑結・嫉結・慳結なり。

九法  
九有情居結

九有情居有り。謂はく、有色の有情の身異相異なるあり。人と及び一分の天の如し。是れ初有情居なり。有色の有情の身異にして想一なるあり。梵衆天の劫初時の如し。是れ第二有情居なり。有色の有情の身一にして想異なるあり。極光淨天の如し。是れ第三有情居なり。有色の有情の身一にして想一なるあり。遍淨天の如し。是れ第四有情居なり。有色の有情の想無く異相無きあり。無想有情天の如し。是れ第五有情居なり。無色の有情の一切の色想を超え、有對想を滅し、種種想を思惟せず、無邊の空に入り、空無邊處を具足して住するあり。空無邊處天の如し。是れ第六有情居なり。無色の有情の一切の空無邊處を超え、無邊の識に入り、識無邊處を具足して住するあり。識無邊處天の如し。是れ第七有情居なり。無色の有情の一切の識無邊處を超え、無所有に入り、無所有處を具足して住するあり。無所有處天の如し。是れ第八有情居なり。無色の有情の一切の無所有處を超え、非想非非想處に入り、具足して住するあり。非想非非想處天の如し。是れ第九有情居なり。

十遍處有り。謂はく、地遍滿すと一類が想し、上・下・傍布・無二・無量なり。是れ初遍處なり。水遍滿すと一類が想し、上・下・傍布・無二・無量なり。是れ第二遍處なり。火遍滿すと一類が想し、上・下・傍布・無二・無量なり。是れ第三遍處なり。風遍滿すと一類が想し、上・下・傍布・無二・無量なり。是れ第四遍處なり。青遍滿すと一類が想し、上・下・傍布・無二・無量なり。是れ第五遍處なり。黃遍滿すと一類が想し、

十法  
十遍處

【一】第五節。原漢譯には「辯攝等品第六の二」に作る。舊論は尙引き續いて卷第四の中。前來の引き續きで、九法二種、十法二種、十一法一種、十二處、十八界、二十二根九十八隨眠等の列名をなすも一段で、舊論も完く應じてゐる。

く、外の諸の色を觀ず、若しは赤・赤顯・赤現・赤光なるも亦復た是くの如く、彼の  
「如きの」諸の色に於いて勝知勝見あり、如是想を具す。是れ第七勝處なり。内に色  
想無く、外の諸の色を觀ず、若しは白・白顯・白現・白光なり。猶ほ烏殺斯星の如く、  
或ひは婆羅妮斯の極鮮白衣の若しは白・白顯・白現・白光なるが如く、内に色想無く、  
外の諸の色を觀ず、若しは白・白顯・白現・白光なるも亦復た是くの如し。彼の  
「如きの」諸の色に於いて勝知勝見あり、如是想を具す。是れ第八勝處なり。

○  
(三)八聖道支

八聖道支有り。謂はく、正見・正思惟・正語・正業・正命・正精進・正念・正定なり。

識無邊處を具足して住す。是れ第五解脫なり。一切の識無邊處を超え、無所有に入り、無所有處を具足して住す。是れ第六解脫なり。一切の無所有處を超え、非想非非想處に入り、具足して住す。是れ第七解脫なり。一切の非想非非想處を超え、想受滅に入り、身作證し、具足して住す。是れ第八解脫なり。

○(二)八 勝處

八勝處有り。謂はく、内に色想有り、外色の少を觀ず。若しは好顯色、若しは惡顯色なり。彼の諸の色に於いて勝知勝見あり、如是想を具す。是れ初勝處なり。内に色想有り、外色の多を觀ず。若しは好顯色、若しは惡顯色なり。彼の諸の色に於いて勝知勝見あり、如是想を具す。是れ第二勝處なり。内に色想無く、外色の少を觀ず、若しは好顯色、若しは惡顯色なり。彼の諸の色に於いて勝知勝見あり、如是想を具す。是れ第三勝處なり。内に色想無く、外色の多を觀ず、若しは好顯色、若しは惡顯色なり。彼の諸の色に於いて勝知勝見あり、如是想を具す。是れ第四勝處なり。内に色想無く、外の諸の色を觀ず、若しは青・青顯・青現・青光なり。猶ほ烏莫迦華の如く、或ひは婆羅痾斯の深染青衣の若しは青・青顯・青現・青光なるが如く、内に色想無く、外の諸の色を觀ず、若しは青・青顯・青現・青光なるも亦復た是くの如し。彼の「如きの」諸の色に於いて勝知勝見あり、如是想を具す。是れ第五勝處なり。内に色想無く、外の諸の色を觀ず、若しは黃・黃顯・黃現・黃光なり、猶ほ羯尼迦花の如く、或ひは婆羅痾斯の深染黃衣の若しは黃・黃顯・黃現・黃光なるが如く、内に色想無く、外の諸の色を觀ず、若しは黃・黃顯・黃現・黃光なるも亦復た是くの如し。彼の「如きの」諸の色に於いて勝知勝見あり、如是想を具す。是れ第六勝處なり。内に色想無く、外の諸の色を觀ず、若しは赤・赤顯・赤現・赤光なり。猶ほ紫豆時縛迦花の如く、或ひは婆羅痾斯の深染赤衣の若しは赤・赤顯・赤現・赤光なるが如く、内に色想無

(五)五

法

五法有り。謂はく、色法・心法・心所法・心不想應行法・無爲法なり。

六法

法界

六法有り。謂はく、地界・水界・火界・風界・空界・識界なり。

(二)六

法界

六法有り。謂はく、見苦所斷法・見集所斷法・見滅所斷法・見道所斷法・修所斷法・非所斷法なり。

(七)七

隨眠

七隨眠有り。謂はく、欲貪隨眠・瞋隨眠・有貪隨眠・慢隨眠・無明隨眠・見隨眠・疑隨眠なり。

(二)七

識住

七識住有り。謂はく、有色の有情の身異にして想異なるあり。人と一分の天の如し。是れ初識住なり。有色の有情の身異にして想一なるあり。梵衆天の劫初時の如し。是れ第二識住なり。有色の有情の身一にして想異なるあり。極光淨天の如し。是れ第三識住なり。有色の有情の身一にして想一なるあり。遍淨天の如し。是れ第四識住なり。無色の有情の一切の色想を超え、有對想を滅して種種想を思惟せず。無邊の空に入りて空無邊處を具足して住するあり。空無邊處天の如し。是れ第五識住なり。無色の有情の一切の空無邊處を超え、無邊の識に入りて識無邊處を具足して住するあり。識無邊處天の如し。是れ第六識住なり。無色の有情の一切の識無邊處を超え、無所有に入りて無所有處を具足して住するあり。無所有處天の如し。是れ第七識住なり。

(三)七

覺支

七覺支有り。謂はく、念等覺支・擇法等覺支・精進等覺支・喜等覺支・輕安等覺支・定等覺支・捨等覺支なり。

(八)八

解脫

八解脫有り。謂はく、有色にして諸色を觀す。是れ初解脫なり。内に色想無くして外の色を觀す。是れ第二解脫なり。淨解脫を身作證し具足して住す。是れ第三解脫なり。一切の色想を超え、有對想を滅し、種々想を思惟せず、無邊空に入り、空無邊處を具足して住す。是れ第四解脫なり。一切の空無邊處を超え、無邊識に入り、

四沙門果 四沙門果有り。謂はく、預流果・一來果・不還果・阿羅漢果なり。

四智(一) 四智有り。謂はく、法智・類智・他心智・世俗智なり。

四智(二) 復た四智有り。謂はく、苦智・集智・滅智・道智なり。

四無礙解 四無礙解有り。謂はく、法無礙解・義無礙解・詞無礙解・辯無礙解なり。

四緣 四緣有り。謂はく、因緣・等無間緣・所緣緣・増上緣なり。

四食 四食有り。謂はく、<sup>二五</sup>段食の若しは龜若しは細なると・觸食・意思食・識食となり。

四瀑流 四瀑流有り。謂はく、欲瀑流・有瀑流・見瀑流・無明瀑流なり。

四軌 四軌有り。謂はく、欲軌・有軌・見軌・無明軌なり。

四取 四取有り。謂はく、欲取・見取・戒禁取・我語取なり。

四法(一) 四法有り。謂はく、過去法・未來法・現在法・非過去非未來非現在法なり。

四法(二) 復た四法有り。謂はく、欲界繫法・色界繫法・無色界繫法・不繫法なり。

四法(三) 復た四法有り。謂はく、善爲因法・不善爲因法・無記爲因法・非善爲因非不善爲因非無記爲因法なり。

四法(四) 復た四法有り。謂はく、緣有所緣法・緣無所緣法・緣有所緣緣無所緣法・非緣有所緣非緣無所緣法なり。

第四節 五・六・七・八法八十二種

五蘊有り。謂はく、色蘊・受蘊・想蘊・行蘊・識蘊なり。

五取蘊有り。謂はく、色取蘊・受取蘊・想取蘊・行取蘊・識取蘊なり。

五趣有り。謂はく、捺落迦趣・傍生趣・鬼趣・人趣・天趣なり。

五煩惱部有り。謂はく、見苦所斷煩惱部・見集所斷煩惱部・見滅所斷煩惱部・見道所斷煩惱部・修所斷煩惱部なり。

【二】段食等。舊論「龜搏食、細觸食」と作るは非。

【二】第四節。五法五組二十五種、六法二組十二種、七法三組二十一種、八法三組二十四種、合計八十二法を列名す。舊論も完く一致。

六種の三業！

第一の三業

第二の三業

第三の三業

第四の三業

第五の三業

第六の三業

三業有り。謂はく、身業・語業・意業なり。

復た三業有り。謂はく、善業・不善業・無記業なり。

復た三業有り。謂はく、學業・無學業・非學非無學業なり。

復た三業有り。謂はく、見所斷業・修所斷業・非所斷業なり。

復た三業有り。謂はく、順現法受業・順次生受業・順後次受業なり。

復た三業有り。謂はく、順樂受業・順苦受業・順不苦不樂受業なり。

第三節 四法八十四種

四念住

四正斷

四念住有り。謂はく、身念住・受念住・心念住・法念住なり。

四正斷有り。謂はく、已生の惡・不善法をして永斷を得しめんが爲めの故に勤めて修する正斷・未生の惡・不善法をして永く不生ならしめんが爲めの故に勤めて修する正斷・未生の善法をして生ぜしめんが爲めの故に勤めて修する正斷・已生の善法をして堅住・不忘・修滿して倍ますく復た増廣せしめ、智もて作證せしめんが爲めの故に勤めて修する正斷なり。

四神足有り。謂はく、欲三摩地斷行成就神足・勤三摩地斷行成就神足・心三摩地斷行成就神足・觀三摩地斷行成就神足なり。

四靜慮

四聖諦

四無量

四無色

四聖種

四聖種有り。謂はく、隨つて得る所の食もて喜足する聖種・隨つて得る所の臥具もて喜足する聖種・斷を樂ひ修を樂ふ聖種なり。

四聖種有り。謂はく、隨つて得る所の衣もて喜足する聖種・隨つて得る所の食もて喜足する聖種・隨つて得る所の臥具もて喜足する聖種・斷を樂ひ修を樂ふ聖種なり。

四靜慮有り。謂はく、初靜慮・第二靜慮・第三靜慮・第四靜慮なり。

四聖諦有り。謂はく、苦の聖諦・集の聖諦・滅の聖諦・道の聖諦なり。

四無量有り。謂はく、慈無量・悲無量・喜無量・捨無量なり。

四無色有り。謂はく、空無邊處・識無邊處・無所有處・非想非非想處なり。

四聖種有り。謂はく、隨つて得る所の衣もて喜足する聖種・隨つて得る所の食もて喜足する聖種・隨つて得る所の臥具もて喜足する聖種・斷を樂ひ修を樂ふ聖種なり。

【七】 第三節。上に準じ、四法の列法であるが、滿論完く一致す。

攝法・非聖諦所攝法、俱有法・非俱有法、相應法・不相應法、果法・非果法、有果法・無果法、異熟法・非異熟法、有異熟法・無異熟法、因緣法・非因緣法、有因緣法・無因緣法、離法・非離法、有離法・無離法、相續法・非相續法、有相續法・無相續法有り。

第二節 三法九十三種

三法有り。謂はく、善法・不善法・無記法、學法・無學法・非學非無學法、見所斷法・修所斷法・非所斷法、見所斷爲因法・修所斷爲因法・非所斷爲因法、有見有對法・無見有對法・無見無對法、異熟法・異熟法、非異熟非異熟法、劣法・中法・妙法、小法・大法・無量法、可意法・不可意法・非可意非不可意法、樂俱行法・苦俱行法・不苦不樂俱行法、俱生法・俱住法・俱滅法、非俱生法・非俱住法・非俱滅法、心俱生法・心俱住法・心俱滅法、非心俱生法・非心俱住法・非心俱滅法なり。

三界有り。謂はく、欲界・色界・無色界なり。

復た三界有り。謂はく、出離界・無恚界・無害界なり。

復た三界有り。謂はく、欲界・色界・無色界なり。

復た三界有り。謂はく、色界・無色界・滅界なり。

三有有り。謂はく、欲有・色有・無色有なり。

三漏有り。謂はく、欲漏・有漏・無明漏なり。

三世有り。謂はく、過去世・未來世・現在世なり。

三言依事有り。謂はく、過去の言依事・未來の言依事・現在の言依事なり。

三苦性有り。謂はく、苦苦性・壞苦性・行苦性なり。

三法有り。謂はく、有尋有伺法・無尋唯伺法・無尋無伺法なり。

三地有り。謂はく、有尋有伺地・無尋唯伺地・無尋無伺地なり。

テイカの如く、諸法の名のみに陳列するものなるが、舊論との各一の對照は後の解説中に譲り、こゝには記しない。こゝらの組織は又南傳諸論との一對照點として注目するに他によらぬ。

【一】所知法以下。増上法までは「法」。

【二】有等。細論はこゝを蘊の隨有轉法、非隨有轉法と一緒にして、有隨轉有因法、非有隨轉非有因法とするが故に、前註の如く今の論より一組少くなつてゐるものである。

【三】有等。細論はこゝを蘊の隨有轉法、非隨有轉法と一緒にして、有隨轉有因法、非有隨轉非有因法とするが故に、前註の如く今の論より一組少くなつてゐるものである。

【四】所知法、智所知法、非智所知法、斷知所斷法、非斷知所斷法し等と作る。

【五】有等。舊論は又次の有緣法等と一緒にして、四を二に作り、「有等有緣法、無事無緣法」とす。

【六】第二節。三法三十一組の別名で、新舊二論所舉完く一致してゐる。

に非らざる法、心を所縁と爲す法、心を所縁と爲すに非らざる法、心を増上法と爲す法、心を増上法と爲すに非らざる法、心果法、非心果法、心異熟法、非心異熟法、業法、非業法、業相應法、業不相應法、業俱有法、非業俱有法、隨業轉法、非隨業轉法、業を因と爲す法、業を因と爲すに非らざる法、業を等無間と爲す法、業を等無間と爲すに非らざる法、業を所縁と爲す法、業を所縁と爲すに非らざる法、業を増上と爲すの法、業を増上と爲すに非らざる法、業果法、非業果法、業異熟法、非業異熟法、有法、非有法、有相應法、有不相應法、有俱有法、非有俱有法、隨有轉法、非隨有轉法、有を因と爲す法、有を因と爲すに非らざる法、有を等無間と爲す法、有を等無間と爲すに非らざる法、有を所縁と爲す法、有を所縁と爲すに非らざる法、有を増上と爲す法、有を増上と爲すに非らざる法、有果法、非有果法、有異熟法、非有異熟法、所遍知法、非所遍知法、所應斷法、非所應斷法、所應修法、非所應修法、所應證法、非所應證法、所應習法、非所應習法、有罪法、無罪法、黑法、白法、有覆法、無覆法、順退法、非順退法、有記法、無記法、已生法、非已生法、正生法、非正生法、已滅法、非已滅法、正滅法、非正滅法、緣起法、非緣起法、緣已生法、非緣已生法、因法、非因法、有因法、非有因法、因已生法、非因已生法、因相應法、因不相應法、結法、非結法、順結法、非順結法、取法、非取法、有執受法、無執受法、順取法、非順取法、煩惱法、非煩惱法、染汚法、不染汚法、雜染法、非雜染法、纏法、非纏法、所纏法、非所纏法、順纏法、非順纏法、有所緣法、無所緣法、有尋法、無尋法、有伺法、無伺法、有喜法、無喜法、有警覺法、無警覺法、有事法、無事法、有緣法、無緣法、有上法、無上法、遠法、近法、有量法、無量法、見法、非見法、見處法、非見處法、見相應法、見不相應法、異生法、非異生法、共異生法、不共異生法、定法、非定法、順熱惱法、非順熱惱法、根法、非根法、聖諦所

て來たが、今はやむなく品も二分し、是れによつて章も二分することにした。

【九】第六章。右註の次第で、今品の第一段、六百餘法の列名(第五節まで)及び解説(以下の十五節)をする所に係り、又右首の通り、南傳法集論や界論に比較すべきものが極めて多い。

【九】六百六十八。これは別名數によつて數(た數字なるも、解説の方の數は必ずしもこれと同一ではなく、これは大要左の如し)。

- (一)、一法五種五(舊論も同じ)
- (二)、二法二〇六(舊論、二〇四)
- (三)、三法三十一種九三(舊論も同)
- (四)、四法二十一種八十四(舊論同)
- (五)、五法五種二十五(同)
- (六)、六法二種、十二(同)
- (七)、七法、三種、二十一(同)
- (八)、八法、二種、二十四(同)
- (九)、九法、二種、十八(同)
- (一〇)、十法、二種、二十(同)
- (一一)、十一法、十二法、十八法、二十二法、九十八法、各一種計百六十一(同)

右合計六百六十九(舊論は六百七)。

【一〇】第一節。以下第五節まで恰も諸他の論に於けるマ



眠は必らずしも二種隨増せず

異界の場合

有り。謂はく、異界地を縁する遍行隨眠なり。

此れは復た云何。謂はく、諸の隨眠の欲界繫にして色界繫を縁じ、若しは諸の隨眠の欲界繫にして無色界繫を縁じ、若しは諸の隨眠の色界繫にして無色界繫を縁するなり。

若しは諸の隨眠の欲界繫にして色・無色界繫を縁するなり。

異地の場合例釋

無漏縁の隨眠と二種の隨増

一、無漏縁の隨眠は相應隨増す

二、相應隨増して無漏縁に非らざる隨眠

諸の隨眠にして無漏縁ならば、彼の隨眠は相應の故に隨増するや。答ふ、若し隨眠にして無漏縁ならば、彼の隨眠は相應の故に隨増す。

隨眠にして相應の故に隨増するも、彼の隨眠の無漏縁には非らざる有り。謂はく、異界・地を縁する遍行隨眠なり。

(一)異界の場合

此れは復た云何。謂はく諸の隨眠の欲界繫にして色界繫を縁じ、若しは諸の隨眠の欲界繫にして無色界繫を縁じ、若しは諸の隨眠の色界繫にして無色界繫を縁じ、若しは諸の隨眠の欲界繫にして色・無色界繫を縁するなり。

例釋

辯攝等品第六の一

(第六章諸法 六百六十九)

第一節 一・二法二百十一

所知法、所識法、所通達法、所緣法、増上法、有色法、無色法、有見法、無見法、

有對法・無對法、有漏法・無漏法、有爲法・無爲法、有諍法、無諍法、世間法・出世間法、

墮界法・不墮界法、有味著法・無味著法、耽嗜依法・出離依法、心法・非心法、心所法・

非心所法、心相應法・心不相應法、心俱有法・非心俱有法、隨心轉法・非隨心轉法、心

を因と爲す法・心を因と爲すに非らざる法、心を等無間と爲す法・心を等無間と爲す

【五】異界地。有部の字義として、(一)遍行隨眠は普く自地の五部法を縁じて所緣隨増し、(二)非遍行隨眠は唯だ、

自部の諸法を縁じて同じく所緣隨増するといふ定めなれば、

異界界地の諸法に對しては相應隨増はすることありとも、

所緣隨増すべき謂なかるべきを以つての故である(俱舍十

九中參照) 國民文庫譯本(XII, p. 331f)

【六】相應等。今は無漏縁の隨眠に關しての論で、その無

漏法は隨眠に對し、所緣隨増の意義なきの故に、今、所緣隨

増は初めから問題とせぬ故、知るべし。

【七】辯攝等品第六の一。原漢典では、品類足論辯攝等品第六の一」と記し、舊論では、

こゝから卷の第四に改めて、「分別攝品第六の初」(但し

明本は「第六の一」と作る。大體に於いて二段に分れ、(一)

諸法の列名及び解説(第六章)をした一段で、これは種の諸

門分別にも當るべく、南傳の法集、界二論の如きに比すべき

もの少く、(二)その諸の三種の攝分別等諸の關係論(第七

章)で、又南方界論の如きに比すべき意味少しとせぬ。かくて上

來一品一章の割でやつ

第四俱非句

餘の見滅所斷の有漏縁の隨眠なり。  
所縁の故に隨増するにも非らず相應の故にも非らざるは、謂はく見滅所斷の無漏縁及び見苦・集所斷の非遍行并びに見道・修所斷の一切の隨眠なり。

相應法の第一句

彼れが相應法に於いては所縁の故に隨増して相應の故に非らざるは、謂はく遍行の隨眠なり。

同第二句

相應の故に隨増して所縁の故に非らざるは、謂はく見滅所斷の邪見・疑と及び彼れが相應の無明とを除く諸の餘の見滅所斷の無漏縁の隨眠なり。

同第三句

所縁の故に隨増し亦相應の故なるは謂はく見滅所斷の有漏縁の隨眠なり。

同第四句

所縁の故に隨増するにも非らず相應の故にも非らざるは、謂はく見滅所斷の邪見・疑及び彼れが相應の無明若しは見苦・集所斷の非遍行若しは見道・修所斷の一切の隨眠なり。

等起の心不相應行

彼れが等起の心不相應行に於いては、見滅所斷の有漏縁と及び遍行の隨眠とが所縁の故に隨増して相應の故には非らず。

諸の餘の隨眠

諸の餘の隨眠は、彼れに於いては、所縁の故に隨増するにも非らず相應の故にも非らず。

二、見道所斷の六無明界繫別三十六無明例釋

見道所斷も亦爾なり。  
不定繫の如く、欲界繫・色界繫・無色界繫も亦爾なり。

第二十四節 隨眠の有・無漏縁と二種の隨増

有漏縁の隨眠は二種の隨増する

諸の隨眠にして有漏縁ならば、彼の隨眠は所縁と相應との故に隨増するや。答ふ、若し隨眠にして所縁と相應との故に隨増せば、彼の隨眠は有漏縁なり。

一、二種隨増するは有漏縁なり  
二、有漏縁の隨

隨眠にして有漏縁なるも、彼の隨眠は所縁と相應との故に隨増するには非らざる

【四】第二十四節。隨眠隨増論の最後の一段で、隨眠の有漏縁・無漏縁と所縁・相應の二種隨増との關係を論ずる所である。

を除く諸の餘の見滅所斷の無漏縁及び見苦・集所斷の非遍行并びに見道・修所斷の一切の隨眠なり。

相應法の第一句 彼れが相應法に於いては、所縁の故に隨増して相應の故に非らざるは、謂はく遍

行の隨眠なり。

同第二句 相應の故に隨増して所縁の故に非らざるは、謂はく見滅所斷の疑と彼れが相應の

無明とを除く諸の餘の見滅所斷の無漏縁の隨眠なり。

同第三句 所縁の故に隨増し亦相應の故なるは、謂はく見滅所斷の有漏縁の隨眠なり。

同第四句 所縁の故に隨増するにも非らず相應の故にも非らざるは、謂はく見滅所斷の疑及

び彼れが相應の無明若しは見苦・集所斷の非遍行若しは見苦・集所斷の非遍行若しは見道・修所斷の一切の隨眠なり。

等起の心不相應行 彼れが等起の心不相應行に於いては、見滅所斷の有漏縁と及び遍行の隨眠とが所縁の故に隨増して相應の故には非らず。

諸の餘の隨眠 諸の餘の隨眠は彼れに於ては所縁の故に隨増するにも非らず相應の故にも非らず

(一)邪見・疑不相應の無明 見滅所斷の邪見・疑不相應の無明に於いては、幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増して相應の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が相應の故に隨増して所縁の故に非らざるや。

幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増し亦相應の故なりや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増するにも非らず相應の故にも非らざるや。

第三單句 答ふ、所縁の故に隨増して相應の故に非らざるは、謂はく見滅所斷の有漏縁の無明及び遍行の隨眠なり。

第二單句 相應の故に隨増して所縁の故に非らざるは無し。

第三俱句 所縁の故に隨増し亦相應の故なるは、謂はく見滅所斷の有漏縁の無明を除く諸の

行の隨眠なり。

同 第二句 相應の故に隨増して所縁の故に非らざるは、謂はく見滅所斷の邪見と及び彼れが相應の無明とを除く諸の餘の見滅所斷の無漏縁の隨眠なり。

同 第三句 所縁の故に隨増し亦相應の故なるは謂はく見滅所斷の有漏縁の隨眠なり。

同 第四句 所縁の故に隨増するにも非らず相應の故にも非らざるは、謂はく見滅所斷の邪見及び彼れが相應の無明若しは見苦・集所斷の非遍行若しは見道・修所斷の一切の隨眠なり。

等起の心不相應 彼れが等起の心不相應行に於いては、見滅所斷の有漏縁と及び遍行の隨眠とが所縁の故に隨増して相應の故には非らず。

諸の餘の隨眠 諸の餘の隨眠は、彼れに於いては、所縁の故に隨増するにも非らず相應の故にも非らず。

(五)疑不相應の無明 見滅所斷の疑不相應の無明に於いては、幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増して相應の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が相應の故に隨増して所縁の故に非らざるや。幾

ばくの隨眠が所縁の故に隨増し亦相應の故なりや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増するにも非らず相應の故にも非らざるや。

第一 單句 答ふ、所縁の故に隨増して相應の故に非らざるは、謂はく見滅所斷の有漏縁の無明及び遍行の隨眠なり。

第二 單句 相應の故に隨増して所縁の故に非らざるは謂はく見滅所斷の邪見なり。

第三 俱句 所縁の故に隨増し亦相應の故なるは謂はく見滅所斷の有漏縁の無明を除く諸の餘の見滅所斷の有漏縁の隨眠なり。

第四 俱非句 所縁の故に隨増するにも非らず相應の故にも非らざるは、謂はく見滅所斷の邪見

同 第三句 所縁の故に隨増し亦相應の故なるは無し。

同 第四句 所縁の故に隨増するにも非らず相應の故にも非らざるは、謂はく見滅所斷の邪見・疑と及び彼れが相應の無明とを除く諸の餘の見滅所斷の無漏縁及び見苦・集所斷

の非通行并びに見道・修所斷の一切の隨眠なり。

等起の心不相應 彼れが等起の心不相應行に於いては、見滅所斷の有漏縁と及び遍行の隨眠とが所縁の故に隨増して相應の故には非らず。

諸の餘の隨眠 諸の餘の隨眠は、彼れに於いては、所縁の故に隨増するにも非らず相應の故にも非らず。

(四)邪見不相應の無明 見滅所斷の邪見不相應の無明に於いては、幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増して相應の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が相應の故に隨増して所縁の故に非らざるや。

幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増し亦相應の故なりや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるや。

第一 單句 答ふ、所縁の故に隨増して相應の故に非らざるは謂はく見滅所斷の有漏縁の無明及び遍行の隨眠なり。

第二 單句 相應の故に隨増して所縁の故に非らざるは、謂はく見滅所斷の疑なり。

第三 俱句 所縁の故に隨増し亦相應の故なるは、謂はく見滅所斷の有漏縁の無明を除く諸の餘の見滅所斷の有漏縁の隨眠なり。

第四 俱非句 所縁の故に隨増するにも非らず相應の故にも非らざるは、謂はく見滅所斷の疑を除く諸の餘の見滅所斷の無漏縁及び見苦・集所斷の非通行并びに見道・修所斷の一切の隨眠なり。

相應法の第一句 彼れが相應法に於いては、所縁の故に隨増して相應の故に非らざるは、謂はく遍

同第三句 所縁の故に隨増し亦相應の故なるは無し。

同第四句 所縁の故に隨増するにも非らず相應の故にも非らざるは謂はく、見滅所斷の疑と及び彼れが相應の無明とを除く諸の餘の見滅所斷の無漏縁及び見苦・集所斷の非遍行并びに見道・修所斷の一切の隨眠なり。

等起の心不相應 彼れが等起の心不相應行に於いては、見滅所斷の有漏縁と及び遍行の隨眠とが所縁の故に隨増して相應の故には非らず。

(三)邪見・疑相應の無明 見滅所斷の邪見・疑相應の無明に於いては、幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増して相應の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が相應の故に隨増して所縁の故に非らざるや。

幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増し亦相應の故なりや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増するにも非らず相應の故にも非らざるや。

第一單句 答ふ、所縁の故に隨増して相應の故に非らざるは、謂はく見滅所斷の有漏縁及び遍行の隨眠なり。

第二單句 相應の故に隨増して所縁の故に非らざるは、謂はく見滅所斷の邪見・疑なり。

第三俱句 所縁の故に隨増し亦相應の故なるは無し。

第四俱非句 所縁の故に隨増するにも非らず相應の故にも非らざるは、謂はく見滅所斷の邪見・疑を除く諸の餘の見滅所斷の無漏縁及び見苦・集所斷の非遍行并びに見道・修所斷の一切の隨眠なり。

相應法の第一句 彼れが相應法に於いては、所縁の故に隨増して相應の故に非らざるは、謂はく見滅所斷の有漏縁及び遍行の隨眠なり。

同第二句 相應の故に隨増して所縁の故に非らざるは、謂はく見滅所斷の邪見・疑及び彼れが相應の無明なり。

と及び彼れが相應の無明とを除く諸の餘の見滅所斷の無漏縁及び見苦・集所斷の非遍行并びに見道・修所斷の一切の隨眠なり。

等起の心不相應行

彼れが等起の心不相應行に於いては、見滅所斷の有漏縁と及び遍行の隨眠とが所縁の故に隨増して相應の故には非らず。

諸の餘の隨眠

諸の餘の隨眠は、彼れに於いては、所縁の故に隨増するにも非らず相應の故にも非らず。

明(二)疑相應の無

見滅所斷の疑相應の無明に於いては、幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増して相應の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が相應の故に隨應して所縁の故に非らざるや、幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増し亦相應の故なりや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増するにも非らず相應の故にも非らざるや。

第一單句

答ふ、所縁の故に隨應して相應の故に非らざるは、謂はく見滅所斷の有漏縁及び遍行の隨眠なり。

第二單句

相應の故に隨増して所縁の故に非らざるは謂はく見滅所斷の疑なり。

第三俱句

所縁の故に隨増し亦相應の故なるは無し。

第四俱非句

所縁の故に隨増するにも非らず相應の故にも非らざるは、謂はく、見滅所斷の疑を除く諸の餘の見滅所斷の無漏縁及び見苦・集所斷の非遍行并びに見道・修所斷の一切の隨眠なり。

相應法の第一句

彼れが相應法に於いては、所縁の故に隨増して相應の故に非らざるは、謂はく見滅所斷の有漏縁及び遍行の隨眠なり。

同第二句

相應の故に隨増して所縁の故に非らざるは、謂はく見滅所斷の疑及び彼れが相應の無明なり。

等起の心不相應行  
 二、見道所斷の六無明例釋  
 界繫別の三十六無明例釋

彼れが等起の心不相應行に於いては、見滅所斷の有漏縁及び遍行の隨眠なり。  
 見道所斷も亦爾なり。  
 不定繫の如く、欲界繫・色界繫・無色界繫も亦爾なり。

第二十三節 四十八無明に於ける隨眠の二種隨増

一、見滅所斷の六無明  
 〇邪見相應の無明

見滅所斷の邪見相應の無明に於いては、幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増して相應の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が相應の故に隨應して所縁の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増し亦相應の故なりや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増するにも非らず相應の故にも非らざるや。

第一 單句 答ふ、所縁の故に隨増して相應の故に非らざるは、謂はく見滅所斷の有漏縁及び遍行の隨眠なり。

第二 單句 相應の故に隨増して所縁の故に非らざるは、謂はく、見滅所斷の邪見なり。

第三 俱句 所縁の故に隨増し亦相應の故なるは無し。

第四 俱非句 所縁の故に隨増するにも非らず相應の故にも非らざるは、謂はく、見滅所斷の邪見を除く諸の餘の見滅所斷の無漏縁及び見苦集所斷の非遍行并びに見道・修所斷の一切の隨眠なり。

相應法の第一句 彼れが相應法に於いては、所縁の故に隨増して相應の故に非らざるは、謂はく、見滅所斷の有漏縁及び遍行の隨眠なり。

同 第二句 相應の故に隨増して所縁の故に非らざるは、謂はく、見滅所斷の邪見及び彼れが相應の無明なり。

同 第三句 所縁の故に隨増し亦相應の故なるは無し。

同 第四句 所縁の故に隨増するにも非らず相應の故にも非らざるは、謂はく見滅所斷の邪見

【三】第二十三節。前節の所明に準ずる別論的、二種の隨眠隨増論なること知るべし。



有漏縁若しは遍行の隨眠なり。

等起の心不相應

彼れが等起の心不相應行に於いては、見滅所斷の有漏縁及び遍行の隨眠なり。

行(三)邪見・疑相應の無明

見滅所斷の邪見・疑相應の無明に於いては、幾ばくの隨眠が隨増するや。答ふ、見滅所斷の邪見・疑及び見滅所斷の有漏縁、并びに遍行の隨眠なり。

相應法

彼れが相應法に於いては、見滅所斷の邪見・疑及び彼れが相應の無明、若しは見滅所斷の有漏縁、若しは遍行の隨眠なり。

等起の心不相應行(四)邪見不相應の無明

彼れが等起の心不相應行に於いては、見滅所斷の有漏縁及び遍行の隨眠なり。

相應法

見滅所斷の邪見不相應の無明に於いては、幾ばくの隨眠が隨増するや。答ふ、見滅所斷の疑及び見滅所斷の有漏縁、并びに遍行の隨眠なり。

相應法

彼れが相應法に於いては、見滅所斷の邪見と及び彼れが相應の無明とを除く諸の餘の見滅所斷の一切及び遍行の隨眠なり。

等起の心不相應行(五)疑不相應の無明

彼れが等起の心不相應行に於いては、見滅所斷の有漏縁及び遍行の隨眠なり。

相應法

見滅所斷の疑不相應の無明に於いては、幾ばくの隨眠が隨増するや。答ふ、見滅所斷の邪見及び見滅所斷の有漏縁、并びに遍行の隨眠なり。

相應法

彼れが相應法に於いては、見滅所斷の疑と及び彼れが相應の無明とを除く諸の餘の見滅所斷の一切及び遍行の隨眠なり。

等起の心不相應行(六)邪見・疑不相應の無明

彼れが等起の心不相應行に於いては、見滅所斷の有漏縁及び遍行の隨眠なり。

相應法

見滅所斷の邪見・疑不相應の無明に於いては、幾ばくの隨眠が隨増するや。答ふ、見滅所斷の有漏縁及び遍行の隨眠なり。

相應法

彼れが相應法に於いては、見滅所斷の邪見・疑と及び彼れが相應の無明とを除く諸の餘の見滅所斷の一切及び遍行の隨眠なり。

同 第二句 相應の故に隨増して所縁の故に非らざるは無し。

同 第三句 所縁の故に隨増し亦相應の故なるは、謂はく、修所斷の一切の隨眠なり。

同 第四句 所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるは、謂はく、見苦・集所斷の非遍行及び見滅・道所斷の一切の隨眠なり。

等起の心不相應 彼れが等起の心不相應行に於いては、修所斷の一切と及び遍行隨眠とが所縁の故に隨増して相應の故には非らず。

隨の餘の隨眠 諸の餘の隨眠は、彼れに於いては、所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らず。

第二十二節 四十八無明とその各に於ける隨眠の隨増

四十八無明 四十八無明有り。謂はく、見滅所斷の邪見相應の無明、見滅所斷の疑相應の無明、見滅所斷の邪見・疑相應の無明、見滅所斷の邪見不相應の無明、見滅所斷の疑不相應の無明、見滅所斷の邪見・疑不相應の無明あり。見道所斷も亦爾なり。不定繫の如く、欲界繫・色界繫・無色界繫も、亦、爾なり。

一、見滅所斷の無明  
六無明  
一、見滅所斷の無明に於いては、幾ばくの隨眠が隨増するや。答ふ、見滅所斷の邪見及び見滅所斷の有漏縁並びに遍行の隨眠なり。

相應 法 彼れが相應法に於いては、見滅所斷の邪見及び彼れが相應の無明若しは見滅所斷の有漏縁若しは遍行の隨眠なり。

等起の心不相應 彼れが等起の心不相應行に於いては、見滅所斷の有漏縁及び遍行の隨眠なり。

行 見滅所斷の疑相應の無明に於いては、幾ばくの隨眠が隨増するや。答ふ、見滅所斷の疑及び見滅所斷の有漏縁、並びに遍行の隨眠なり。

相應 法 彼れが相應法に於いては、見滅所斷の疑及び彼れが相應の無明、若しは見滅所斷の

【二】 第二十二節。いふ所の四十八無明とは前卷の四十八心(第十七、八節)と同ずる分類による無明で、今はその各一に關し、例の二様の隨眠隨増觀を爲す、その第一段、總論的のそれである。

なり。

同第四句 所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるは、謂はく、見苦・集所斷の非遍行及び見滅・道所斷の一切の隨眠なり。

等起の心不相應 彼れが等起の心不相應行に於いては、修所斷の一切及び遍行の隨眠が所縁の故に隨増して相應の故に非らず。

諸の餘の隨眠 諸の餘の隨眠は、彼れに於いては所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らず。

(二) (三) 瞋と 修所斷の瞋・慢も亦爾なり。

(四) 無明 修所斷の無明に於いては、幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増して相應の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が相應の故に隨増して所縁の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増し亦相應の故なりや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるや。

第一單句 答ふ。所縁の故に隨増して相應の故に非らざるは、謂はく、修所斷の無明及び遍行の隨眠なり。

第二單句 相應の故に隨増して所縁の故に非らざるは無し。

第三俱句 所縁の故に隨増し亦相應の故なるは、謂はく、修所斷の無明を除く諸の餘の修所斷の一切の隨眠なり。

第四俱非句 所縁の故に隨増するにも非らず、亦、相應の故にも非らざるは、謂はく、見苦・集所斷の非遍行及び見滅・道所斷の一切の隨眠なり。

相應法の第一句 彼れが相應法に於いては、所縁の故に隨増して相應の故に非らざるは、謂はく、遍行の隨眠なり。

等起の心不相應行

の非遍行及び見道・修所斷の一切の隨眠なり。  
彼れが等起の心不相應行に於いては、見滅所斷の有漏緣及び遍行の隨眠は、所緣の故に隨増して相應の故には非らず。

諸の餘の隨眠

諸の餘の隨眠は、彼れに於いては、所緣の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らず。

四、見道所斷八隨眠の例釋

見道所斷も、亦、兩なり。  
修所斷の貪に於いては、幾ばくの隨眠が所緣の故に隨増して相應の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が相應の故に隨増して所緣の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が所緣の故に隨増し亦相應の故なりや。幾ばくの隨眠が所緣の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるや。

五、修所斷の隨眠

答ふ、所緣の故に隨増して相應の故に非らざるは、謂はく、修所斷の貪相應の無明を除く諸の餘の修所斷の一切及び遍行の隨眠なり。

(一) 貪

第一 單句

相應の故に隨増して所緣の故に非らざるは無し。

第二 單句

所緣の故に隨増し亦相應の故なるは、謂はく、修所斷の貪相應の無明なり。

第三 俱句

所緣の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるは、謂はく、見苦・集所斷の非遍行及び見滅・道所斷の一切の隨眠なり。

第四 俱非句

彼れが相應法に於いては、所緣の故に隨増して相應の故に非らざるは、謂はく、修所斷の貪と及び彼れが相應の無明とを除く諸の餘の修所斷の一切及び遍行隨眠なり。

相應法の第一句

相應の故に隨増して所緣の故に非らざるは無し。

同 第二句

所緣の故に隨増し亦相應の故なるは、謂はく、修所斷の貪及び彼れが相應の無明

# 卷の第五

## 第二十一節 三十六隨眠の各に於ける隨眠の二種隨増(其の一)

三、見滅所斷の  
七隨眠の續き  
(七)無明

見滅所斷の無明に於いては、幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増して相應の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が相應の故に隨増して所縁の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増し亦相應の故なりや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるや。

第一 單句 答ふ、所縁の故に隨増して相應の故に非らざるは、謂はく、見滅所斷の有漏縁の無明及び遍行の隨眠なり。

第二 單句 相應の故に隨増して所縁の故に非らざるは、謂はく、見滅所斷の無漏縁の無明を除く諸の餘の見滅所斷の無漏縁の隨眠なり。

第三 俱句 所縁の故に隨増し亦相應の故なるは、謂はく、見滅所斷の有漏縁を除く諸の餘の見滅所斷の有漏縁の隨眠なり。

第四 俱非句 所縁の故に隨増するにも非らず、亦、相應の故にも非らざるは、謂はく、見滅所斷の無漏縁の無明及び見苦・集所斷の非遍行并びに見道・修所斷の一切の隨眠なり。

相應法の第一句 彼れが相應法に於いては、所縁の故に隨増して相應の故に非らざるは、謂はく、遍行の隨眠なり。

同 第二句 相應の故に隨増して所縁の故に非らざるは、謂はく、見滅所斷の無漏縁の隨眠なり。

同 第三句 所縁の故に隨増し亦相應の故なるは、謂はく、見滅所斷の有漏縁の隨眠なり。

同 第四句 所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるは、謂はく、見苦・集所斷

【一】 第二十一節。原漢譯には「辯隨眠品第五の餘」に作る。前節の續文である。

無明なり。

同 第四句

所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるは、謂はく、見滅所斷の無漏縁及び見苦・集所斷の非遍行、並びに見道・修所斷の一切の隨眠なり。

等起の心不相應行

彼れが等起の心不相應行に於いては、見滅所斷の有漏縁と及び遍行の隨眠とが所縁の故に隨増して相應の故には非らず。

諸の餘の隨眠

諸の餘の隨眠は、彼れに於いては所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らず。

(四) (六) 餘の三隨眠の例釋

見滅所斷の貪・瞋・慢も亦爾なり。

非遍行、并びに見道・修所斷の一切の隨眠なり。

等起の心不相應行

彼れが等起の心不相應行に於いては、見滅所斷の有漏縁と及び遍行の隨眠とが所縁の故に隨増して相應の故には非らず。

諸の餘の隨眠

諸の餘の隨眠は、彼れに於いては、所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らず。

(二)疑

(三)見

取

見滅所斷の疑も亦爾なり。

見滅所斷の見取に於いては、幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増して相應の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が相應の故に隨増して所縁の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増し亦相應の故なるや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるや。

第一單句

答ふ、所縁の故に隨増して相應の故に非らざるは、謂はく、見滅所斷の見取相應の無明を除く諸の餘の見滅所斷の有漏縁及び遍行の隨眠なり。

第二單句

相應の故に隨増して所縁の故に非らざるは無し。

第三俱句

所縁の故に隨増し亦相應の故なるは、謂はく、見滅所斷の見取相應の無明なり。

第四俱非句

所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるは、謂はく、見滅所斷の有漏縁及び見苦・集所斷の非遍行、并びに見道・修所斷の一切の隨眠なり。

彼れが相應法に於いては、所縁の故に隨増して相應の故に非らざるは、謂はく、見滅所斷の見取と及び彼れが相應の無明とを除く諸の餘の見滅所斷の有漏縁及び遍行の隨眠なり。

同 第二句

相應の故に隨増して所縁の故に非らざるは無し。

同 第三句

所縁の故に隨増し亦相應の故なるは、謂はく、見滅所斷の見取及び彼れが相應の

眠とが所縁の故に随増して相應の故には非らず。  
諸の餘の隨眠は彼に於て所縁の故に随増するにも非らず、相應の故にも非らず。

三、見滅所斷の七隨眠  
見ざるや。幾ばくの隨眠が相應の故に随増して所縁の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が所縁の故に随増し亦相應の故なりや。幾ばくの隨眠が所縁の故に随増するにも非らず、相應の故にも非らざるや。

第一單句 答ふ、所縁の故に随増して相應の故に非らざるは、謂はく、見滅所斷の有漏縁及び遍行の隨眠なり。

第二單句 相應の故に随増して所縁の故に非らざるは、謂はく、見滅所斷の邪見相應の無明なり。

第三俱句 所縁の故に随増し亦相應の故なるは無し。

第四俱非句 所縁の故に随増するには非らず、相應の故にも非らざるは、謂はく、見滅所斷の邪見相應の無明を除く諸の餘の見滅所斷の無漏縁及び見苦・集所斷の非遍行、並びに見道・修所斷の一切の隨眠なり。

相應法の第一句 彼れが相應法に於いては、所縁の故に随増して相應の故に非らざるは、謂はく、見滅所斷の有漏縁及び遍行隨眠なり。

第二句 相應の故に随増して所縁の故に非らざるは、謂はく、見滅所斷の邪見及び彼れが相應の無明なり。

第三句 所縁の故に随増し亦相應の故なるは無し。

第四句 所縁の故に随増するにも非らず、相應の故にも非らざるは、謂はく、見滅所斷の邪見と及び彼れが相應の無明とを除く諸の餘の見滅所斷の無漏縁及び見苦・集所斷の



諸の餘の隨眠

諸の餘の隨眠は、彼れに於いては、所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らず。

(二) (六) 餘の五隨眠の例釋 (七) 無明

見集所斷の邪見の如く見取・疑・貪・瞋・慢も亦爾なり。

見集所斷の無明に於いては、幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増して相應の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が相應の故に隨増して所縁の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増し亦相應の故なりや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるや。

第一 單句

答ふ、所縁の故に隨増して相應の故に非らざるは、謂はく、見集所斷の無明及び見苦所斷の遍行の隨眠なり。

第二 單句

相應の故に隨増して所縁の故に非らざるは無し。

第三 俱句

所縁の故に隨増し亦相應の故なるは、謂はく、見集所斷の無明を除く諸の餘の見集所斷の一切の隨眠なり。

第四 俱非句

所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるは、謂はく、見苦所斷の非遍行及び見滅・道・修所斷の一切の隨眠なり。

相應法の第一句

彼れが相應法に於いては、所縁の故に隨増して相應の故に非らざるは、謂はく、見苦所斷の遍行の隨眠なり。

同 第二句

相應の故に隨増して所縁の故に非らざるは無し。

同 第三句

所縁の故に隨増し亦相應の故なるは、謂はく、見集所斷の一切の隨眠なり。

同 第四句

所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるは、謂はく、見苦所斷の非遍行及び見滅・道・修所斷の一切の隨眠なり。

等起の心不相應行

彼れが等起の心不相應行に於いては、見集所斷の一切と及び見苦所斷の遍行の隨

も非らず。

二、見集所斷の七隨眠  
（一）邪見

見

見集所斷の邪見に於いては、幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増して相應の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が相應の故に隨増して所縁の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増し亦相應の故なるや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるや。

答ふ、所縁の故に隨増して相應の故に非らざるは、謂はく、見集所斷の邪見相應の無明を除く諸の餘の見集所斷の一切及び見苦所斷の遍行の隨眠なり。

第一 單句

第二 單句

第三 俱句

第四 句

相應の故に隨増して所縁の故に非らざるは無し。

所縁の故に隨増し亦相應の故なるは、謂はく、見集所斷の邪見相應の無明なり。

所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるは、謂はく、見苦所斷の非遍行及び見滅・道・修所斷の一切の隨眠なり。

相應法に於ける第一句

彼れが相應法に於いては、所縁の故に隨増して、相應の故に非らざるは、謂はく、見集所斷の邪見と及び彼れが相應の無明とを除く諸の餘の見集所斷の一切及び見苦所斷の遍行の隨眠なり。

同 第二句

相應の故に隨増して所縁の故に非らざるは無し。

同 第三句

所縁の故に隨増し亦相應の故なるは、謂はく、見集所斷の邪見及び彼れが相應の無明なり。

同 第四句

所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるは、謂はく、見苦所斷の非遍行及び見滅・道・修所斷の一切の隨眠なり。

等起の心不相應行

彼れが等起の心不相應行に於いては、見集所斷の一切と及び見苦所斷の遍行の隨眠とが所縁の故に隨増して、相應の故には非らず。

(二)(九)餘の  
見苦の八隨眠例  
釋(一〇)無明

有身見の如く、邊執見、見苦所斷の邪見・見取・戒禁取・疑・貪・瞋・慢も亦爾なり。  
見苦所斷の無明に於いては、幾ばくの隨眠が所緣の故に隨増して相應の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が相應の故に隨増して所緣の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が所緣の故に隨増し亦相應の故なりや。幾ばくの隨眠が所緣の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるや。

第一 單句 答ふ、所緣の故に隨増して相應の故に非らざるは、謂はく、見苦所斷の無明及び見集所斷の遍行の隨眠なり。

第二 單句 相應の故に隨増して所緣の故に非らざるは無し。

第三 俱句 所緣の故に隨増し亦相應の故なるは、謂はく、見苦所斷の無明を除く諸の餘の見苦所斷の一切の隨眠なり。

第四 俱非句 所緣の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるは、謂はく、見集所斷の非遍行及び見滅・道・修所斷の一切の隨眠なり。

相應法に於ける 第一句 彼れが相應法に於いては、所緣の故に隨増して相應の故に非らざるは、謂はく、見集所斷の遍行の隨眠なり。

相應法第二句 相應の故に隨増して所緣の故に非らざるは無し。

同 第三句 所緣の故に隨増し亦相應の故なるは、謂はく、見苦所斷の一切の隨眠なり。

同 第四句 所緣の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるは、謂はく、見集所斷の非遍行及び見滅・道・修所斷の一切の隨眠なり。

等起の心不相應行 彼れが等起の心不相應行に於いては、見苦所斷の一切及び見集所斷の遍行の隨眠とが所緣の故に隨増して、相應の故には非らず。

諸の餘の隨眠 諸の餘の隨眠は、彼れに於いては、所緣の故に隨増するにも非らず、相應の故に

一、見苦所斷の  
十隨眠  
(一)有身見  
有身見に於いては、幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増して相應の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が相應の故に隨増して所縁の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増し亦相應の故なりや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるや。

第一單句  
答ふ、所縁の故に隨増して相應の故に非らざるは、謂はく、有身見相應の無明を除く諸の餘の見苦所斷の一切及び見集所斷の遍行の隨眠なり。

第二單句  
相應の故に隨増して所縁の故に非らざるは無し。

第三俱句  
所縁の故に隨増し亦相應の故なるは、謂はく、有身見相應の無明なり。

第四俱非句  
所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるは、謂はく、見集所斷の非遍行及び見滅・道・修所斷の一切の隨眠なり。

相應法に於ける  
第一單句  
彼れが相應法に於いては、所縁の故に隨増して相應の故に非らざるは、謂はく、有身見と及び彼れが相應の無明とを除く諸の餘の見苦所斷の一切及び見集所斷の遍行の隨眠なり。

相應法に於ける  
第二單句  
相應の故に隨増して所縁の故に非らざるは無し。

相應法の第三俱句  
所縁の故に隨増し亦相應の故なるは、謂はく、有身見及び彼れが相應の無明なり。

相應法の第四俱非句  
所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるは、謂はく、見集所斷の非遍行及び見滅・道・修所斷の一切の隨眠なり。

等起の心不相應行  
彼れが等起の心不相應行に於いては、見苦所斷の一切と及び見集所斷の遍行の隨眠とが所縁の故に隨増して相應の故には非らず。

諸の餘の隨眠  
諸の餘の隨眠は、彼れに於いては、所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らず。

(二)一(七)餘の

見集所斷心の例

釋、見滅所斷の

隨眠一

(一)邪

相應法

見

等起の心不相應

行

(二)疑

(三)見

取

相應法及び等起

の心不相應行

(四)一(六)見滅

所斷の貪等三心

(七)無明

相應法

等起の心不相應

行

四、見道所斷の

八隨眠の例釋

見集所斷の邪見の如く見取・疑・貪・瞋・慢・無明も亦爾なり。

見滅所斷の邪見に於いては、幾ばくの隨眠の隨増するや。答ふ、見滅所斷の邪見相應の無明及び見滅所斷の有漏縁、并びに遍行の隨眠なり。

彼れが相應法に於いては、見滅所斷の邪見及び彼れが相應の無明、若しは見滅所斷の有漏縁、若しは遍行の隨眠なり。

彼れが等起の心不相應行に於いては、見滅所斷の有漏縁及び遍行の隨眠なり。

見滅所斷の疑も亦爾なり。

見滅所斷の見取に於いては、幾ばくの隨眠の隨増するや。答ふ、見滅所斷の有漏縁及び遍行の隨眠なり。

彼れが相應法と及び彼れが等起の心不相應行に於いても亦爾なり。

見滅所斷の貪・瞋・慢も亦爾なり。

見滅所斷の無明に於いては、幾ばくの隨眠の隨増するや。答ふ、見滅所斷の無漏縁の無明を除く諸の餘の見滅所斷の一切及び遍行の隨眠なり。

彼れが相應法に於いては、見滅所斷の一切及び遍行の隨眠なり。

彼れが等起の心不相應行に於いては、見滅所斷の有漏縁及び遍行の隨眠なり。

見道所斷も亦爾なり。

修所斷の貪に於いては、幾ばくの隨眠の隨増するや。答ふ、修所斷の一切及び遍行の隨眠なり。

彼れが相應法と及び彼が等起の心不相應行とに於いても亦爾なり。

修所斷の瞋・慢・無明も亦爾なり。

第二十節 三十六隨眠の各に於ける隨眠の二種隨増(其の一)

界繫別の三十六  
心例釋

不定繫の如く、欲界繫・色界繫・無色界繫も亦爾なり。

第十九節 三十六隨眠とその各に於ける隨眠の隨増

三十六隨眠

三十六隨眠有り。謂はく、見苦所斷十、見集所斷七、見滅所斷七、見道所斷八、修所斷四なり。

見苦所斷の十

見苦所斷の十隨眠とは云何。謂はく、有身見・邊執見、見苦所斷の邪見・見取・戒禁取・疑・貪・瞋・慢・無明なり。

見集所斷の七

見集所斷の七隨眠とは云何。謂はく、見集所斷の邪見・見取・疑・貪・瞋・慢・無明なり。

見滅所斷の七

見滅所斷の七隨眠とは云何。謂はく、見滅所斷の邪見・見取・疑・貪・瞋・慢・無明なり。

見道所斷の八

見道所斷の八隨眠とは云何。謂はく、見道所斷の邪見・見取・戒禁取・疑・貪・瞋・慢・無明なり。

修所斷の四

修所斷の四隨眠とは云何。謂はく、修所斷の貪・瞋・慢・無明なり。

一、見苦所斷の隨眠  
二、有身見

有身見に於いては、幾ばくの隨眠の隨増するや。答ふ、見苦所斷の一切及び見集所斷の遍行の隨眠なり。

相應法及び等起の心不相應行

彼れが相應法と及び彼れが等起の心不相應行とに於いても亦爾なり。

見及び邪見・見取・戒禁取等の例釋

有身見の如く邊執見、見苦所斷の邪見・見取・戒禁取・疑・貪・瞋・慢・無明も亦爾なり。

二、見集所斷の隨眠  
三、邪見

見集所斷の邪見に於いては、幾ばくの隨眠の隨増するや。答ふ、見集所斷の一切及び見苦所斷の遍行の隨眠なり。

相應法及び等起の心不相應行

彼れが相應法と及び彼れが等起の心不相應行に於いても亦爾なり。

【八】第十九節。三十六隨眠とは欲界三十六隨眠の意で、これに關しては從來數々已註の所なるが（一例毘曇部四マ100c）、今はその三十六隨眠に關して例の隨眠の隨増を總論的に論ぜる所である。

【九】有身見・邊執見。この二は唯だ見苦所斷の故に、特に見苦斷と斷るを要しないから、かく、今は無條件に列ねたものである。

等起の心不相應 彼れが等起の心不相應行に於いては、見滅所斷の有漏縁と及び遍行の隨眠とが所縁の故に隨増して相應の故には非らず。

諸の餘の隨眠 諸の餘の隨眠は、彼れに於いては、所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らず。

六、見滅所斷の邪見・疑不相應の心 見滅所斷の邪見・疑不相應の心に於いては、幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増して相應の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が相應の故に隨増して所縁の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増し亦相應の故なるや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるや。

第一單句 答ふ、所縁の故に隨増して相應の故に非らざるは、謂はく、遍行の隨眠なり。

第二單句 相應の故に隨増して所縁の故に非らざるは、謂はく、見滅所斷の邪見・疑と及び彼れが相應の無明とを除く諸の餘の見滅所斷の無漏縁の隨眠なり。

第三俱句 所縁の故に隨増し亦相應の故なるは、謂はく、見滅所斷の有漏縁の隨眠なり。

第三俱非句 所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるは、謂はく、見滅所斷の邪見・疑及び彼れが相應の無明、若しは見苦・集所斷の非遍行、若しは見道・修所斷の一切の隨眠なり。

相應法 彼れが相應法に於いても亦爾なり。

等起の心不相應行 彼れが等起の心不相應行に於いては、見滅所斷の有漏縁と及び遍行の隨眠とが所縁の故に隨増して、相應の故には非らず。

諸の餘の隨眠 諸の餘の隨眠は、彼れに於いては、所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らず。

七一一二、見道下の六心例釋 見道所斷の心も亦爾なり。

第三 俱句

所縁の故に隨増し亦相應の故なるは、謂はく、見滅所斷の有漏縁の隨眠なり。

第四 俱非句

所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるは、謂はく、見滅所斷の邪見及び彼れが相應の無明、若しは見苦・集所斷の非遍行、若しは見道・修所斷の一切の隨眠なり。

相應 法

彼れが相應法に於いても亦爾なり。

等起の心不相應行

彼れが等起の心不相應行に於いては、見滅所斷の有漏縁と及び遍行の隨眠とが所縁の故に隨増して、相應の故には非らず。

諸の餘の隨眠

諸の餘の隨眠は、彼れに於いては、所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らず。

五、見滅所斷の疑不相應の心

見滅所斷の疑不相應の心に於いては、幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増して相應の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が相應の故に隨増して所縁の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増し亦相應の故なりや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるや。

第一 單句

答ふ、所縁の故に隨増して相應の故に非らざるは、謂はく、遍行の隨眠なり。

第二 單句

相應の故に隨増して所縁の故に非らざるは、謂はく、見滅所斷の疑と及び彼れが相應の無明とを除く諸の餘の見滅所斷の無漏縁の隨眠なり。

第三 俱句

所縁の故に隨増し亦相應の故なるは、謂はく、見滅所斷の有漏縁の隨眠なり。

第四 俱非句

所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるは、謂はく、見滅所斷の疑及び彼れが相應の無明、若しは見苦・集所斷の非遍行、若しは見道・修所斷の一切の隨眠なり。

相應 法

彼れが相應法に於いても亦爾なり。



増するにも非らず、相應の故にも非らざるや。

第一 單句 答ふ、所縁の故に隨増して相應の故に非らざるは、謂はく、見滅所斷の有漏縁及び遍行の隨眠なり。

第二 單句 相應の故に隨増して所縁の故に非らざるは、謂はく、見滅所斷の邪見・疑及び彼れが相應の無明なり。

第三 俱句 所縁の故に隨増し亦相應の故なるは無し。

第四 俱非句 所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるは、謂はく、見滅所斷の邪見・疑と及び彼れが相應の無明とを除く諸の餘の見滅所斷の無漏縁及び見苦・集所斷の非遍行、并びに見道・修所斷の一切の隨眠なり。

相應 法 彼れが相應法に於いても亦爾なり。

等起の心不相應 彼れが等起の心不相應行に於いては、見滅所斷の有漏縁と及び遍行隨眠とが所縁の故に隨増して、相應の故には非らず。

諸の餘の隨眠 諸の餘の隨眠は彼れに於いては、所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らず。

四、見滅所斷の邪見不相應の心 見滅所斷の邪見不相應心に於いては、幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増して相應の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が相應の故に隨増して所縁の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増し亦相應の故なりや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるや。

第一 單句 答ふ、所縁の故に隨増して相應の故に非らざるは、謂はく、遍行の隨眠なり。

第二 單句 相應の故に隨増して所縁の故に非らざるは、謂はく、見滅所斷の邪見と及び彼れが相應の無明とを除く諸の餘の見滅所斷の無漏縁の隨眠なり。

第三 俱句 所縁の故に隨増し亦相應の故なるは無し。

第四 俱非句 所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるは、謂はく、見滅所斷の邪見・疑と及び彼れが相應の無明とを除く諸の餘の見滅所斷の無漏縁及び見苦・集所斷の非遍行、并びに見道・修所斷の一切の隨眠なり。

相應 法 彼れが相應法に於いても亦爾なり。

等起の心不相應 彼れが等起の心不相應行に於いては、見滅所斷の有漏縁と及び遍行隨眠とが所縁の故に隨増して、相應の故には非らず。

諸の餘の隨眠 諸の餘の隨眠は彼れに於いては、所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らず。

四、見滅所斷の邪見不相應の心 見滅所斷の邪見不相應心に於いては、幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増して相應の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が相應の故に隨増して所縁の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増し亦相應の故なりや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるや。

第一 單句 答ふ、所縁の故に隨増して相應の故に非らざるは、謂はく、遍行の隨眠なり。

第二 單句 相應の故に隨増して所縁の故に非らざるは、謂はく、見滅所斷の邪見と及び彼れが相應の無明とを除く諸の餘の見滅所斷の無漏縁の隨眠なり。

第三 俱句 所縁の故に隨増し亦相應の故なるは無し。

第四 俱非句 所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるは、謂はく、見滅所斷の邪見・疑と及び彼れが相應の無明とを除く諸の餘の見滅所斷の無漏縁及び見苦・集所斷の非遍行、并びに見道・修所斷の一切の隨眠なり。

相應 法 彼れが相應法に於いても亦爾なり。

二、見滅所斷の  
疑相應の心

も非らず。

見滅所斷の疑相應の心に於いては、幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増して相應の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が相應の故に隨増して所縁の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増し亦相應の故なりや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるや。

第一單句

答ふ、所縁の故に隨増して相應の故に非らざるは、謂はく、見滅所斷の有漏縁及び遍行の隨眠なり。

第二單句

相應の故に隨増して所縁の故に非らざるは、謂はく、見滅所斷の疑及び彼れが相應の無明なり。

第三俱句

所縁の故に隨増し亦相應の故なるは無し。

第四俱非句

所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるは、謂はく、見滅所斷の疑と及び彼れが相應の無明とを除く諸の餘の見滅所斷の無漏縁及び見苦・集所斷の非遍行、並びに見道・修所斷の一切の隨眠なり。

相應法

彼れが相應法に於いても亦爾なり。彼れが等起の心不相應行に於いては、見滅所斷の有漏縁と及び遍行隨眠とが所縁の故に隨増して相應の故には非らず。

諸の餘の隨眠

諸の餘の隨眠は、彼れに於いては、所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らず。

三、見滅所斷の  
邪見・疑相應の  
心

見滅所斷の邪見・疑相應の心に於いては、幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増して相應の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が相應の故に隨増して所縁の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増し亦相應の故なりや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨

相應法

彼れが相應法に於ても亦爾なり。

等起の心不相應

彼れが等起の心不相應行に於いては、見滅所斷の有漏縁及び遍行の隨眠なり。

七一、二、見道所斷の六心例釋  
界繫別の三十六心の例釋

見道所斷心も亦爾なり。  
不定繫の如く、欲界繫・色界繫・無色界繫も亦爾なり。

第十八節 四十八心の各に於ける隨眠の二種隨増

一、見滅所斷の邪見相應の心

見滅所斷の邪見相應の心に於いては、幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増して相應の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が相應の故に隨増して、所縁の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増し、亦相應の故なりや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるや。

第一單句

答ふ、所縁の故に隨増して相應の故に非らざるは、謂はく、見滅所斷の有漏縁及び遍行の隨眠なり。

第二單句

相應の故に隨増して所縁の故に非らざるは、謂はく、見滅所斷の邪見及び彼れが相應の無明なり。

第三俱句

所縁の故に隨増し亦相應の故なるは無し。

第四俱非句

所縁の故に隨増するにも非らず、亦、相應の故にも非らざるは、謂はく、見滅所斷の邪見と及び彼れが相應の無明とを除く諸の餘の見滅所斷の無漏縁及び見苦・集所斷の非遍行、并びに見道・修所斷の一切の隨眠なり。

相應法

彼れが相應法に於いても亦爾なり。

等起の心不相應

彼れが等起の心不相應行に於いては、見滅所斷の有漏縁と及び遍行の隨眠とが所縁の故に隨増して相應の故には非らず。

諸の餘の隨眠

諸の餘の隨眠は、彼れに於いては、所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故に

【七】第十八節。前説の總論的敘説に對する、別論的な、二種隨増をとくものであること、例によつて知るべし。

相 應 法  
の疑及び彼れが相應の無明、若しは見滅所斷の有漏縁、若しは遍行の隨眠なり。  
彼れが相應法に於いても亦爾なり。

等起の心不相應  
、彼れが等起の心不相應行に於いては、見滅所斷の有漏縁及び遍行の隨眠なり。

三、見滅所斷の  
見滅所斷の邪見・疑相應の心に於いては、幾ばくの隨眠が隨増するや。答ふ、見滅  
所斷の邪見・疑及び彼れが相應の無明、若しは見滅所斷の有漏縁、若しは遍行の隨眠  
なり。

相 應 法  
彼れが相應法に於いても亦爾なり。

等起の心不相應  
彼れが等起の心不相應行に於いては、見滅所斷の有漏縁及び遍行の隨眠なり。

四、見滅所斷の  
見滅所斷の邪見不相應の心に於いては、幾ばくの隨眠が隨増するや。答ふ、見滅  
所斷の邪見と及び彼れが相應の無明とを除く諸の餘の見滅所斷の一切及び遍行の隨  
眠なり。

相 應 法  
彼れが相應法に於いても亦爾なり。

等起の心不相應  
彼れが等起の心不相應行に於いては、見滅所斷の有漏縁及び遍行の隨眠なり。

五、見滅所斷の  
見滅所斷の疑不相應の心に於いては、幾ばくの隨眠が隨増するや。答ふ、見滅所  
斷の疑と及び彼れが相應の無明とを除く諸の餘の見滅所斷の一切及び遍行の隨眠な  
り。

相 應 法  
彼れが相應法に於いても亦爾なり。

等起の心不相應  
彼れが等起の心不相應行に於いては、見滅所斷の有漏縁及び遍行の隨眠なり。

六、見滅所斷の  
見滅所斷の邪見・疑不相應の心に於いては、幾ばくの隨眠が隨増するや。答ふ、見  
滅所斷の邪見・疑と及び彼れが相應の無明とを除く諸の餘の見滅所斷の一切及び遍  
行の隨眠なり。

第一 單句 答ふ、所縁の故に隨増して、相應の故に非らざるは、謂はく、遍行隨眠なり。

第二 單句 相應の故に隨増して、所縁の故に非らざるは無し。

第三 俱句 所縁の故に隨増し、亦、相應の故なるは、謂はく、修所斷の一切の隨眠なり。

第四 俱非句 所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるは、謂はく、見苦・集所斷の非遍行及び見滅・道所斷の一切の隨眠なり。

相應 法 彼の相應法に於いても、亦、爾なり。

等起の心不相應 行 彼れが等起の心不相應行に於いては、修所斷の一切と及び遍行隨眠とが所縁の故に隨増して、相應の故には非らず。

諸の餘の隨眠 諸の餘の隨眠は、彼れに於いては所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らず。

界繫別の例釋 不定繫の如く、欲界繫・色界繫・無色界繫も、亦、爾なり。

四十八心 第十七節 四十八心とその各に於ける隨眠の隨増

所斷の邪見・疑相應の心、見滅所斷の邪見不相應の心、見滅所斷の疑相應の心、見滅所斷の邪見・疑不相應の心あり。見道所斷心も、亦、爾なり。不定繫の如く、欲界繫・色界繫・無色界繫も、亦、爾なり。

見滅所斷の邪見相應の心に於いては、幾ばくの隨眠が隨増するや。答ふ、見滅所斷の邪見及び彼れが相應の無明、若しは見滅所斷の有漏縁、若しは遍行の隨眠なり。

彼れが相應法に於いても、亦、爾なり。

彼れが等起の心不相應行に於いては、見滅所斷の有漏縁及び遍行の隨眠なり。

見滅所斷の疑相應の心に於いては、幾ばくの隨眠が隨増するや。答ふ、見滅所斷

一、見滅所斷の邪見相應の心

相應の心不相應

行、見滅所斷の疑相應の心

二、見滅所斷の疑相應の心

三、見滅所斷の疑相應の心

四、見滅所斷の疑相應の心

五、見滅所斷の疑相應の心

【六】第十七節。上來のべ來つた隨眠隨増論をこゝでは再び、四十八心と稱するものゝ約して論ぜんとするもので、所謂の四十八心とは見滅所斷及び見道所斷といふ二種の(一)邪見、(二)相應、(三)その兩者の三に(イ)相應する心、(ロ)不相應の心といふ不定繫十二心、而して更らにこれを界繫別に於て三十六心、よつて合して四十八心と作れる所である。而も退いて考ふればこの疑・邪見の二は四部に通ずるの心であり、且五部十隨眠に亘つては特にこの疑・邪見の二隨眠だけしか簡び出されぬ理由はないやうであるが、已に然らばその二心のみ擇び出し、そしてその二心もたゞ見滅、道斷のみについて今の檢討をしたのは何故か。思ふに、この二の關係のものは無漏縁がその中心なれば、そこらにその動機があつたか、何れにしても快明にその理由は辨へ得ぬを憾みとなすものである。尙、この一節は次の節と共に並びに四十八心に約して説く中の例の總論的敍説なること前來に徴して知るべし。

諸の餘の隨眠

諸の餘の隨眠は、彼れに於いては所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らず。

四、見道所斷心

見道所斷心に於いては、幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増して、相應の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が相應の故に隨増して、所縁の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増し、亦、相應の故なりや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるや。

第一單句

答ふ、所縁の故に隨増して、相應の故に非らざるは、謂はく、遍行の隨眠なり。

第二單句

相應の故に隨増して、所縁の故に非らざるは、謂はく、見道所斷の無漏縁の隨眠なり。

第三俱句

所縁の故に隨増し、亦、相應の故なるは、謂はく、見道所斷の有漏縁の隨眠なり。

第四俱非句

所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるは、謂はく、見苦・集所斷の非遍行及び、見滅・修所斷の一切の隨眠なり。

相應法

彼の相應法に於いても、亦、爾なり。

等起の心不相應行

彼れが等起の心不相應行に於いては、見道所斷の有漏縁と及び遍行の隨眠とが所縁の故に隨増して、相應の故には非らず。

諸の餘の隨眠

諸の餘の隨眠は彼れに於いては所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らず。

五修所斷心

修所斷心に於いては、幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増して、相應の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が相應の故に隨増して、所縁の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増し、亦、相應の故なりや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増するにも非らず、亦、相應の故にも非らざるや。

第二 單句

相應の故に隨増して、所縁の故に非らざるは無し。

第三 俱句

所縁の故に隨増し、亦、相應の故なるは、謂はく、見苦所斷の一切の隨眠なり。

第四 俱非句

所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるは、謂はく、見苦所斷の非遍行及び、見滅・道・修所斷の一切隨眠なり。

相應 法

彼れの相應法に於いても、亦、爾なり。

等起の心不相應行

彼れが等起の心不相應行に於いては、見集所斷の一切と、及び、見苦所斷の遍行隨眠とが所縁の故に隨増して、相應の故には非らず。

諸の餘の隨眠

諸の餘の隨眠は彼れに於いて所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非ず。

三、見滅道所斷心

見滅所斷心に於いては、幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増して、相應の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が相應の故に隨増して、所縁の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増し、亦、相應の故なりや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるや。

非らず、相應の故にも非らざるや。

第一 單句

答ふ、所縁の故に隨増して、相應の故に非らざるは、謂はく、遍行隨眠なり。

第二 單句

相應の故に隨増して、所縁の故に非らざるは、謂はく、見滅所斷の無漏縁の隨眠なり。

第三 俱句

所縁の故に隨増し、亦、相應の故なるは、謂はく、見滅所斷の有漏縁の隨眠なり。

第四 俱非句

所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるは、謂はく、見苦・集所斷の非遍行及び見道・修所斷の一切の隨眠なり。

相應 法

彼れの相應法に於いても、亦、爾なり。

等起の心不相應行

彼れが等起の心不相應行に於いては、見滅所斷の有漏縁と及び遍行隨眠とが所縁の故に隨増して、相應の故には非らず。

一、見苦所斷心

見苦所斷心に於いては、幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増して、相應の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が相應の故に隨増して、所縁の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増し、亦、相應の故なりや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるや。

第一單句

答ふ、所縁の故に隨増して、相應の故に非らざるは、謂はく、見集所斷の遍行隨眠なり。

第二單句

相應の故に隨増して、所縁の故に非らざるは無し。

第三俱句

所縁の故に隨増し、亦、相應の故なるは、謂はく、見苦所斷の一切の隨眠なり。所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるは、謂はく、見集所斷の

第四俱非句

非遍行、及び、見滅・道・修所斷の一切の隨眠なり。彼れの相應法に於いても、亦、爾なり。

相應法

彼れが等起の心不相應行に於いては、見苦所斷の一切と、及び、見苦所斷の遍行隨眠とが所縁の故に隨増して、相應の故には非らず。

餘の諸の隨眠

諸の餘の隨眠は、彼れに於いて所縁の故に隨増するに非らず、相應の故にも非らず。

二、見集所斷心

見集所斷の心に於いては、幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増して、相應の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が相應の故に隨増して、所縁の所に非らざるや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増し、亦、相應の故なりや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるや。

第一單句

答ふ、所縁の故に隨増して、相應の故に非らざるは、謂はく、見苦所斷の遍行隨眠なり。



一、見苦所斷心

見苦所斷心に於いては、幾ばくの隨眠が隨増するや。答ふ、見苦所斷の一切と、及び、見集所斷の遍行との隨眠なり。

相應法及び等起の心不相應行

彼れが相應法と、及び、彼れが等起の心不相應行とに於いても、亦、爾なり。

二、見集所斷心  
見集所斷心に於いては、幾ばくの隨眠が隨増するや。答ふ、見集所斷の一切と、及び、見苦所斷の遍行との隨眠なり。

相應法と等起の心不相應行

彼れが相應法と、及び、彼れが等起の心不相應行とに於いても、亦、爾なり。

三、見滅所斷心  
見滅所斷心に於いては、幾ばくの隨眠が隨増するや。答ふ、見滅所斷の一切と、及び、遍行との隨眠なり。

相應法

彼れが相應法に於いても、亦、爾なり。

等起の心不相應行  
彼れが等起の心不相應行に於いては、見滅所斷の有漏縁と、及び、遍行との隨眠なり。

四、見道所斷心

見道所斷心に於いては、幾ばくの隨眠が隨増するや。答ふ、見道所斷の一切と、及び、遍行の隨眠となり。

相應法

彼れが相應法に於いても、亦、爾なり。

等起の心不相應行  
彼れが等起の心不相應行に於いては、見道所斷の有漏縁と、及び、遍行との隨眠なり。

五、修所斷心

修所斷心に於いては、幾ばくの隨眠が隨増するや。答ふ、修所斷の一切と、及び、遍行との隨眠なり。

相應法及び等起の心不相應行  
界繫別の例釋

彼れが相應法と、及び、彼れが等起の心不相應行とに於いても、亦、爾なり。  
不定繫の如く、欲界繫・色界繫・無色界繫も、亦、爾なり。

第十六節 二十心に於ける隨眠の二種隨増

四、唯見道所斷法

唯見道所斷法に於いては、幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増して、相應の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が相應の故に隨増して、所縁の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増し、亦、相應の故なりや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるや。

第一單句

答ふ、所縁の故に隨増して、相應の故に非らざるは無し。

第二單句

相應の故に隨増して、所縁の故に非らざるは、謂はく、見道所斷の無漏縁の隨眠なり。

第三俱句

所縁の故に隨増し、亦、相應の故なるは、謂はく、見道所斷の有漏縁の隨眠なり。

第四俱非句

所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるは無し。

五、唯修所斷法

唯修所斷法に於いては、幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増して、相應の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が相應の故に隨増して、所縁の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増し、亦、相應の故なるや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるや。

第一單句

答ふ、所縁の故に隨増して、相應の故に非らざるは無し。

第二單句

相應の故に隨増して、所縁の故に非らざるは無し。

第三俱句

所縁の故に隨増し、亦、相應の故なるは、謂はく、唯修所斷の一切の隨眠なり。

第四俱非句

所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるは無し。

界繫別の例釋

【不定繫の如く、欲界繫・色界繫・無色界繫も亦爾なり。】

第十五節 二十心とその各に於ける隨眠の隨増

二十心

二十心有り。謂はく、見苦所斷心・見集所斷心・見滅所斷心・見道所斷心・修所斷心あり。不定繫の如く、欲界繫・色界繫・無色界繫も、亦、爾なり。

【一】(不定繫等)上來の習慣からいつても、當然の道理からいつてもこの一句は必らずなくてはならぬ筈なのに、原漢譯には脱す。而も舊論は明かにこれを記してゐるので、その舊論も斟酌しつゝ、敢へて「一」に入れてそれを添記する。  
【五】第十五節。前の第十一節に於いて二十心に約してのべたる所を今二十心に約して再検討せるもので、自ら全文は同第十一節のそれに反省すべきこと論なし。但、今の文の彼れに異る所は彼れにはなき、二十法各一の相應法及び等起の心不相應行に關して附論的に今宣述するもののみ。

第一 單句 答ふ、所縁の故に隨増して、相應の故に非らざるは無し。

第二 單句 相應の故に隨増して、所縁の故に非らざるも無し。

第三 俱句 所縁の故に隨増し、亦、相應の故なるは、謂はく、唯見苦所斷の非遍行の隨眠なり。

第四 俱非句 所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるは無し。

法二、唯見集所斷 唯見集所斷法に於いては、幾ばくの隨眠が所縁に隨増して相應の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が相應の故に隨増して、所縁の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増し、亦、相應の故なりや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるや。

第一 單句 答ふ、所縁の故に隨増して、相應の故に非らざるは無し。

第二 單句 相應の故に隨増して、所縁の故に非らざるも無し。

第三 俱句 所縁の故に隨増し、亦、相應の故なるは、謂はく、唯見集所斷の非遍行の隨眠なり。

第四 俱非句 所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるは無し。

法三、唯見滅所斷 唯見滅所斷法に於いては、幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増して、相應の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が相應の故に隨増して、所縁の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増し、亦、相應の故なりや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるや。

第一 單句 答ふ、所縁の故に隨増して、相應の故に非らざるは無し。

第二 單句 相應の故に隨増して、所縁の故に非らざるは、謂はく、見滅所斷の無漏縁の隨眠なり。

第三 俱句 所縁の故に隨増し、亦、相應の故なるは、謂はく、見滅所斷の有漏の隨眠なり。

第四 俱非句 所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるは無し。

三節の總論的敍説に對し、これはヤ、別論的に二種隨増を論ぜんとする所である。

# 卷の第四

## 第十三節 唯二十法とその各に於ける隨眠の隨増

唯二十法有り。謂はく、唯見苦所斷法・唯見集所斷法・唯見滅所斷法・唯見道所斷法・唯修所斷法あり。不定繫の如く、欲界繫・色界繫・無色界繫も、亦、爾なり。

一、唯見苦所斷法 唯見苦所斷法に於いては、幾ばくの隨眠が隨増するや。答ふ、唯見苦所斷の非隨眠の隨眠なり。

二、唯見集所斷法 唯見集所斷法に於いては、幾ばくの隨眠が隨増するや。答ふ、唯見集所斷の非隨眠の隨眠なり。

三、唯見滅所斷法 唯見滅所斷法に於いては、幾ばくの隨眠が隨増するや。答ふ、唯見滅所斷の一切の隨眠なり。

四、唯見道所斷法 唯見道所斷法に於いては、幾ばくの隨眠が隨増するや。答ふ、唯見道所斷の一切の隨眠なり。

五、唯修所斷法 唯修所斷法に於いては、幾ばくの隨眠が隨増するや。答ふ、唯修所斷の一切の隨眠なり。

界繫別の例釋 不定繫の如く、欲界繫・色界繫・無色界繫も、亦、爾なり。

## 第十四節 唯二十法に於ける隨眠の二種隨増

一、唯見苦所斷法 唯見苦所斷法に於いては、幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増して、相應の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が相應の故に隨増して、所縁の故に非らざるや。幾ばくの隨眠が所縁の故に隨増するに

も非らず、相應の故にも非らざるや。

【一】第十三節。原漢譯にはこゝを「辯隨眠品第五の二」と作る——以下の三節に於いては前の第十一、第十二の二節に於ける所説とやゝ類似せる開明をなす所なるも、その十一、十二の兩節にては専ら所謂二十法を關係的に眺めて自部だけを視點とせず論ぜる所であつたに對して、この十三、十四の兩節にては完く各部（見苦以下修所斷までの五部）を個別的に眺め、各自部だけに關係して隨眠の隨増を論じようとする所である、換言せば、前の兩節では還行隨眠の隨増が中心になつて所論だつたのに對して、この兩節では非還行の隨眠の隨増を中心論定せんとするものに他ならない。而して今はその中の總論的敘説にして、恰も前の第十一節の所論に應ずる所なることをもつて知るべし。

【二】唯。宋・元・明・宮内省の四本はすべて「惟」に作り、舊論は「即ち此の」と記す。右註によつて推知すべき如く、「二十法の各の自部法として眺めたもの」といふ位の修辭字と解すべし。以下すべて準ず。

【三】第十四節。右第十三節の註中に明かなる如く、前の第十二節に相照して、右第十

第四俱非句

所縁の故に隨増するに非らず、相應の故にも非らざるは、謂はく、見苦・集所斷の非遍行及び見滅・修所斷の一切隨眠なり。

五、修所斷法

修所斷の法に於いては幾つの隨眠が所縁の故に隨増して相應の故に非らざるや。幾つの隨眠が相應の故に隨増して所縁の故に非らざるや。幾つの隨眠が所縁の故に隨増し亦相應の故なりや。幾つの隨眠が所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるや。

第一 單句

答ふ、所縁の故に隨増して相應の故に非らざるは、謂はく、遍行隨眠なり。

第二 單句

相應の故に隨増して所縁の故に非らざるは無し。

第三 俱句

所縁の故に隨増し亦相應の故なるは、謂はく、修所斷の一切の隨眠なり。

第四 俱非句

所縁の故に隨増するにも非らず相應の故にも非らざるは、謂はく、見苦・集所斷の非遍行及び見滅・道所斷の一切隨眠なり。

各界繫別の例釋

不定繫の如く、欲界繫・色界繫・無色界繫も亦爾なり。

備考——舊論もこゝでは卷の第三を未だ終らず。

第三 俱句

所縁の故に隨増し亦相應の故なるは、謂はく、見集所斷の一切の隨眠なり。

第四 俱非句

所縁の故に隨増するにも非らず相應の故にも非らざるは、謂はく、見苦所斷の非  
遍行及び見滅・道・修所斷の一切の隨眠なり。

三、見滅所斷の法

見滅所斷の法に於いては、幾つの隨眠が所縁の故に隨増して相應の故に非らざる

や。幾つの隨眠が相應の故に隨増して所縁の故に非らざるや。幾つの隨眠が所縁の  
故に隨増し亦相應の故なりや。幾つの隨眠が所縁の故に隨増するに非らず相應の故  
にも非らざるや。

第一 單句

答ふ、所縁の故に隨増して相應の故に非らざるは、謂はく、遍行隨眠なり。

第二 單句

相應の故に隨増して所縁の故に非らざるは、謂はく、見滅所斷の無漏縁の隨眠な

り。

第三 俱句

所縁の故に隨増し亦相應の故なるは、謂はく、見滅所斷の有漏縁の隨眠なり。

第四 俱非句

所縁の故に隨増するに非らず相應の故に非らざるは、謂はく、見苦・集所斷の非  
遍行及び見道・修所斷の一切隨眠なり。

四、見道所斷法

見道所斷の法に於いては幾つの隨眠が所縁の故に隨増して相應の故に非らざる  
や。幾つの隨眠が相應の故に隨増して所縁の故に非らざるや。幾つの隨眠が所縁の  
故に隨増し亦相應の故なりや。幾つの隨眠が所縁の故に隨増するにも非らず相應の  
故にも非らざるや。

第一 單句

答ふ、所縁の故に隨増して相應の故に非らざるは、謂はく、遍行隨眠なり。

第二 單句

相應の故に隨増して所縁の故に非らざるは、謂はく、見道所斷の無漏縁の隨眠な  
り。

第三 俱句

所縁の故に隨増し亦相應の故なるは、謂はく、見道所斷の有漏縁の隨眠なり。

五、修所斷法 修所斷の法に於いては幾つの隨眠の隨増するや。答ふ、修所斷の一切と及び遍行

隨眠となり。

界繫別の例釋 不定繫の如く、欲界繫・色界繫・無色界繫も亦爾なり。

第十二節 二十法の各に於ける隨眠の二種隨増

一、見苦所斷法 見苦所斷の法に於いては幾つの隨眠が所縁の故に隨増して相應の故に非らざるや。幾つの隨眠が相應の故に隨増して所縁の故に非ざるや。幾つの隨眠が所縁の故に隨増し亦相應の故なりや。幾つの隨眠が所縁の故に隨増するにも非ず相應の故にも非ざるや。

答ふ、所縁の故に隨増して相應の故に非らざるは謂はく、見集所斷の遍行隨眠なり。

相應の故に隨増して所縁の故に非らざるは無し。

所縁の故に隨増し亦相應の故なるは、謂はく、見苦所斷の一切の隨眠なり。

所縁の故に隨増するに非らず相應の故にも非らざるは、謂はく、見集所斷の非

遍行及び見滅・道・修所斷の一切隨眠なり。

見集所斷の法に於いては、幾つの隨眠が所縁の故に隨増して相應の故に非らざるや。幾つの隨眠が相應の故に隨増して所縁の故に非らざるや。幾つの隨眠が所縁の故に隨増し亦相應の故なりや。幾つの隨眠が所縁の故に隨増するにも非らず相應の故にも非ざるや。

第一單句 答ふ、所縁の故に隨増して相應の故に非らざるは、謂はく、見苦所斷の遍行隨眠なり。

第二單句 相應の故に隨増して所縁の故に非らざるは無し。

【一〇七】第十二節。右第十一節の總論的檢討を、こゝに改めて所縁及び相應の二種の隨増に分觀し、もつて別論的檢討をする一段である。

【一〇八】見集所斷等。參考一俱舍十九に曰はく、遍行隨眠は普く自地の五部の諸法に於いて所縁隨増す。能く遍く自地の法を緣するを以つての故に」と。又前節の總論的叙説参照のこと。

【一〇九】見集所斷等。これら諸煩惱は今全く無關係の故に。

八、無色界三十一隨眠

無色界繫の三十一隨眠も亦爾なり。

第十節 九十八隨眠の所縁・相應・二隨増

九十八隨眠は、幾つは所縁の故に隨増して相應の故に非らざるや。幾つは相應の故に隨増して所縁の故に非らざるや、幾つは所縁の故に隨増し亦相應の故なるや、幾つは所縁の故に隨増するに非ず相應の故にも非らざるや。

答ふ、所縁の故に隨増して相應の故に非らざるは無し。

相應の故に隨増して所縁の故に非らずとは、謂はく、無漏縁の隨眠なり。

所縁の故に隨増し亦相應の故にとは、謂はく、有漏縁の隨眠なり。

所縁の故に隨増するにも非らず、相應の故にも非らざるは無し。

不定繫の如く、欲界繫・色界繫・無色界繫も亦爾なり。

第十一節 二十法及びその各に於ける隨眠の隨増

二十法有り。謂はく、見苦所斷法・見集所斷法・見滅所斷法・見道所斷法・修所斷法なり。不定繫の如く、欲界繫・色界繫・無色界繫も亦爾なり。

見苦所斷の法に於いては幾つの隨眠の隨増するや。答ふ、見苦所斷の一切と及び見集所斷の遍行隨眠となり。

見集所斷の法に於いては、幾つの隨眠の隨増するや。答ふ、見集所斷の一切と及び見苦所斷の遍行隨眠となり。

見滅所斷の法に於いては幾つの隨眠の隨増するや。答ふ、見滅所斷の一切と及び遍行隨眠となり。

見道所斷の法に於いては、幾つの隨眠の隨増するや。答ふ、見道所斷の一切と及び遍行隨眠となり。

四、見道所斷法

三、見滅所斷法

二、見集所斷法

一、見苦所斷法

【100】第十節。又九十八隨眠の第二・諸門分別の第五段で、その所縁隨増と相應隨増とを分別するの段である。俱舍十九(國民文庫本 XII, p. 391B ff.)。

【101】無漏縁の隨眠。この無漏法は性質上、その法自らが所縁なる故に隨眠を隨増すべき意義はなく、たゞ彼れに相應して起るが故に、その隨増を來す意義あるものなること知るべし。

【102】不定繫云云。總論的に、各界別によらざる右の解説をさす。

【103】第十一節。以上九十八隨眠に關してのべ來つて、次に、その九十八隨眠を五部分所斷の立場から總論的に五部所斷の立場から總論的に五部分に分して合計二十法とし、その各について隨眠の隨増を總論的にのべる一部門である。【104】答ふ。以下の諸解説には、毘曇部四中の各關係註文を委細参照のこと。



り。

明 (二) 無漏縁の無  
云何が無漏縁なる。謂はく、色界繫の見滅・道所斷の有漏縁の隨眠不相應の無明なり。

(ハ) 無色界三十一隨眠  
無色界繫の三十一隨眠も亦爾なり。

第九節 九十八隨眠の有爲縁・無爲縁

總 説  
九十八隨眠は幾つか有爲縁、幾つか無爲縁なる。答ふ、八十九は有爲縁、<sup>九</sup>六は無爲縁、<sup>一〇</sup>三は應さに分別すべし。

二種の無明  
謂はく、見滅所斷の無明隨眠は或ひは有爲縁、或ひは無爲縁なり。

明 (一) 有爲縁の無  
云何が有爲縁なる。謂はく、見滅所斷の有爲縁の隨眠相應の無明なり。

明 (二) 無爲縁の無  
云何が無爲縁なる。謂はく、見滅所斷の有爲縁の隨眠不相應の無明なり。

別 説  
欲界繫の三十六隨眠は幾つか有爲縁、幾つか無爲縁なる。答ふ、三十三は有爲縁、<sup>一〇</sup>二は無爲縁、一は應さに分別すべし。

隨眠  
二は無爲縁、一は應さに分別すべし。

二種の無明  
謂はく、欲界繫の見滅所斷の無明隨眠は或ひは有爲縁、或ひは無爲縁なり。

明 (一) 有爲縁の無  
云何が有爲縁なる。謂はく、欲界繫の見滅所斷の有爲縁の隨眠相應の無明なり。

明 (二) 無爲縁の無  
云何が無爲縁なる。謂はく、欲界繫の見滅所斷の有爲縁の隨眠不相應の無明なり。

明  
色界繫の三十一隨眠は幾つか有爲縁、幾つか無爲縁なる。答ふ、二十八は有爲縁、<sup>一〇</sup>二は無爲縁、一は應さに分別すべし。

隨眠  
二は無爲縁、一は應さに分別すべし。

二種の無明  
謂はく、色界繫の見滅所斷の無明隨眠は或ひは有爲縁、或ひは無爲縁なり。

明 (一) 有爲縁の無  
云何が有爲縁なる。謂はく、色界繫の見滅所斷の有爲縁の隨眠に相應する無明なり。

明 (二) 無爲縁の無

云何が無爲縁なる。謂はく、色界繫の見滅所斷の有爲縁の隨眠不相應の無明なり。

【六】 第九節。俱舍論には？  
！他は前節に準じて知るべし。  
(つまり九十八隨眠の第五の  
語門分別の第四段に當る)。

【九】 六。無爲法は五部の中  
たゞ第三滅諦のみで、それを  
對象として起る隨眠は已に幾  
度か註記した如く況くは欲界  
七、上二界各六の三界十九あ  
りと雖も、その十九中には直  
接滅諦を緣ずるには非らずし  
て、滅諦を緣ずる邪見・疑・無  
明等を重緣して起るものも合  
む。よつて今その親しく滅諦  
に迷うて起るものだけを抽出  
せば、則ち、況くは右邪見・  
疑・無明の三界各三、狭くは今  
の本文の如く、且らく無明を  
別論して殘る邪見・疑の三界  
各二合して六にして、今は要  
するにその六を指説する所に  
外ならず。

【一〇】 三。三界各一(相應・不  
共の二種の無明を且らく各一  
と見て)の合計三の意なること  
と、右註の文中から推して知  
るべし。

【一一】 二。前の「六」の註中に  
反省して知るべし。

(一) 遍行の無明 云何が是れ遍行なる。謂はく、色界繫の見苦・集所斷の非遍行隨眠相應の無明なり。

(二) 非遍行の無明 云何が非遍行なる。謂はく、色界繫の見苦・集所斷の非遍行隨眠相應の無明なり。無色界繫の三十一隨眠も亦爾なり。

第八節 九十八隨眠の有漏縁・無漏縁 九十八隨眠は幾つか有漏縁、幾つか無漏縁なる。答ふ、八十は有漏縁、十二は無漏縁、六は應さに分別すべし。

二種の二無明 謂はく、見滅・道所斷の無明隨眠は或ひは有漏縁、或ひは無漏縁なり。云何が有漏縁なる。謂はく、見滅・道所斷の有漏縁の隨眠相應の無明なり。

(一) 無漏縁の無明 云何が無漏縁なる。謂はく、見滅・道所斷の有漏縁の隨眠不相應の無明なり。欲界繫の三十六隨眠は幾つか有漏縁、幾つか無漏縁なる。答ふ、三十は有漏縁、

四は無漏縁、二は應さに分別すべし。四は無漏縁、二は應さに分別すべし。謂はく、欲界繫の見滅・道所斷の有漏縁の隨眠不相應の無明なり。

(二) 有漏縁の無明 云何が有漏縁なる。謂はく、欲界繫の見滅・道所斷の有漏縁の隨眠相應の無明なり。云何が無漏縁なる。謂はく、欲界繫の見滅・道所斷の有漏縁の隨眠不相應の無明なり。

(一) 無漏縁の無明 云何が無漏縁なる。謂はく、欲界繫の見滅・道所斷の有漏縁の隨眠不相應の無明なり。云何が有漏縁なる。謂はく、色界繫の見滅・道所斷の有漏縁の隨眠相應の無明なり。

四は無漏縁、二は應さに分別すべし。色界繫の三十一隨眠は幾つか有漏縁、幾つか無漏縁なる。答ふ、二十五は有漏縁、

謂はく、色界繫の見滅・道所斷の無明隨眠は或ひは有漏縁、或ひは無漏縁なり。云何が有漏縁なる。謂はく、色界繫の見滅・道所斷の有漏縁の隨眠相應の無明なり。

二種の二無明 (一) 有漏縁の無明 (二) 無漏縁の無明

遍行遮二十七へ三界の修斷遮十九(欲界四、上二界各三)毘曇部四、p. 104 (四五)の圖表参照のこと)を加へて三十七をいふ。

【九二】 五十五。前節の非遍行六十五中には右修所斷の三界十惑が含まれてゐたが、今はその修所斷だけは全九十八中餘計に數入されてゐて除くべきもの故に残りは五十五となる。

【九三】 十三。欲界常遍行の九に修所斷四惑を加へての十三のこと。

【九四】 十二。欲界十三中、修所斷に於いて瞋一を缺くが故に。無色界の場合も同様。

【九五】 第八節。前來の續きとして九十八隨眠の諸門を第二に分別するの第三段で、俱舍十九参照。有漏縁とは有漏法を對象にして起るをいひ、無漏縁とは無漏法を對象として起るをいふ。

【九六】 十二。無漏縁の惑は俱舍十九解説の如く唯だの見滅・道所斷の邪見と疑との各界四のみ決定的なもの故、三界各四合して十二となるものである。(五部の外中、無漏はたゞ滅道二諦の外になし)

【九七】 四。右の總説下の「十二」の註中参照。

隨眠の遍行・非遍行の二無明 謂はく、色界繫の見苦・集所斷の無明隨眠は或ひは是れ遍行、或ひは非遍行なり。

(一) 遍行の無明 云何が是れ遍行なる。謂はく、色界繫の見苦・集所斷の非遍行隨眠不相應の無明なり。

(二) 非遍行の無明 云何が非遍行なる。謂はく、色界繫の見苦・集所斷の非遍行隨眠相應の無明なり。無色界繫の三十一隨眠も亦爾なり。

第七節 九十八隨眠の遍行修所斷・非遍行非修所斷

九十八隨眠は幾つか是れ遍行修所斷、幾つか非遍行非修所斷なる。答ふ、三十 七は是れ遍行修所斷、五十五は非遍行非修所斷、六は應さに分別すべし。

二種の無明 謂はく見苦・集所斷無明隨眠は或ひは是れ遍行、或ひは非遍行なり。

(一) 遍行の無明 云何が是れ遍行なる。謂はく、見苦・集所斷の非遍行隨眠不相應の無明なり。

(二) 非遍行の無明 云何が非遍行なる。謂はく、見苦・集所斷の非遍行隨眠相應の無明なり。

右の界繫別解 欲界三十六隨眠は幾つか是れ遍行修所斷、幾つか非遍行非修所斷なる。答ふ、

イ、欲界三十六 十三は是れ遍行修所斷、二十一是非遍行非修所斷、二は應さに分別すべし。

隨眠 謂はく、欲界繫の見苦・集所斷の無明隨眠は或ひは是れ遍行、或ひは非遍行なり。

二種の二無明 謂はく、欲界繫の見苦・集所斷の無明隨眠は或ひは是れ遍行、或ひは非遍行なり。

(一) 遍行の無明 云何が是れ遍行なる。謂はく、欲界繫の見苦・集所斷の非遍行隨眠不相應の無明なり。

(二) 非遍行の無明 云何が非遍行なる。謂はく、欲界繫の見苦・集所斷の非遍行隨眠相應の無明なり。

ロ、色界三十一 色界の三十一隨眠は幾つか是れ遍行修所斷、幾つか非遍行非修所斷なる。答ふ、

十二は是れ遍行修所斷、十七は非遍行非修所斷、二は應さに分別すべし。

二種の二無明 謂はく、色界繫の見苦・集所斷の無明隨眠は或ひは是れ遍行、或ひは非遍行なり。

切遍」と「一切遍」と。

【八四】二十七。遍行隨眠は見苦・集所斷の諸見と疑と無明との七、集諦下では見取見、邪見の二及び疑・無明の四の合計十一しかない。而して今はその中二の無明は別算するが故に、(一)欲界苦諦下が六、集諦下が三で合計九、(二)色界苦諦下も同上、(三)上二界も同上、總計二十七となる。

【八五】六十五。右二十七と次の六無明と合計三十三を九十八隨眠より差し引いた残りの数なること知るべし。

【八六】六。三界各見苦・集二諦下の二種の無明合計して六のこと。

【八七】不相應の無明。これを不共無明 *Avekkhaṭṭhā* 又は獨頭無明と云ふ。

【八八】相應の無明。この種の無明を相應無明 *Sampayuktābhāva* と訳し各づける。

【八九】九。右の「二十七」の註中参照のこと。下も同様。

【九〇】第七節。同前の九十八隨眠の第二諸門分別の第二段で、これは(一)遍行十修所斷、(二)非遍行十修所斷の二部合奏的範疇によつての分別觀である。

【九一】三十七。前節の如く、

二、七隨眠×九十八隨眠

七隨眠と九十八隨眠とは、七に九十八を攝すと爲さんや、九十八に七を攝せんや。答ふ、互ひに相ひ攝して其の事に隨ふ。謂はく、欲貪、瞋隨眠は各五を攝し、有貪隨眠は十を攝し、慢・無明隨眠は各十五を攝し、見隨眠は三十六を攝し、疑隨眠は十二を攝す。

三、十二隨眠×九十八隨眠

十二隨眠と九十八隨眠とは、十二に九十八を攝すと爲さんや。九十八に十二を攝せんや。答ふ、互ひに相ひ攝して其の事に隨ふ。謂はく、欲貪・瞋・色・無色貪隨眠は各五を攝し、慢・無明隨眠は各十五を攝し、有身見・邊執見隨眠は各三を攝し、邪見・見取・疑隨眠は各十二を攝し、戒禁取隨眠は六を攝す。

第六節 九十八隨眠の遍行・非遍行

九十八隨眠の遍行・非遍行

九十八隨眠は幾つか是れ<sup>ア三</sup>遍行、幾つか非遍行なる。答ふ、<sup>ア四</sup>二十七は是れ遍行、<sup>ア五</sup>六十五は非遍行、<sup>ア六</sup>六は應さに分別すべし。

二種の二無明隨眠

謂はく、見苦・集所斷の無明隨眠は或ひは是れ遍行、或ひは非遍行なり。

(一) 遍行のそれ

云何が是れ遍行なる。謂はく、見苦・集所斷の非遍行隨眠<sup>ア七</sup> 不相應の無明なり。

(二) 非遍行のそれ

云何が非遍行なる。謂はく、見苦・集所斷の非遍行隨眠<sup>ア八</sup> 相應の無明なり。

同上各界繋別

欲界繋の三十六隨眠は幾つか是れ遍行、幾つか非遍行なる。答ふ、<sup>ア九</sup>九は是れ遍行、二十五は非遍行、二は應さに分別すべし。

二種の二無明隨眠

謂はく、欲界繋の見苦・集所斷の無明隨眠は或ひは是れ遍行、或ひは非遍行なり。

(一) 遍行の無明

云何が是れ遍行なる。謂はく、欲界繋の見苦・集所斷の非遍行隨眠不相應の無明なり。

(二) 非遍行の無明

云何が非遍行なる。謂はく、欲界繋の見苦・集所斷の非遍行隨眠相應の無明なり。

明

色界繋の三十一隨眠は幾つか是れ遍行、幾つか非遍行なる。答ふ、九は是れ遍行、

明

色界繋の三十一隨眠は幾つか是れ遍行、幾つか非遍行なる。答ふ、九は是れ遍行、

明

色界繋の三十一隨眠は幾つか是れ遍行、幾つか非遍行なる。答ふ、九は是れ遍行、

【七五】 我等。舊論は「我、我の所有を計するなり」と。

【七六】 無因等。同上は「無作、無得、起見、辨證」と。

【七七】 能清淨等。同上は「清淨・解脫・起出要見」と。

【七八】 第四節。隨眠生起の三條件をあぐるもので、俱舍哲學等に於いて頗る喧名ある一語柄である。同卷二〇等參照。

【七九】 欲貪等。舊論は「欲愛纏所纏の法の境界に樂著す」と。

【八〇】 國民文庫版國譯大藏經本 (p. 414) にはこれを「欲貪に順する境の現在前するが故に」と記す。

【八一】 彼の處等。同上は「惡意の思惟の行ず」と。俱舍同上には「彼れを兼する非理の作意の起るが故に」と。

【八二】 七隨眠等。この相照の計算は毗曇部四 (p. 104) (四五) 及び同三、二 (p. 81) 八十八隨眠の圖表と (p. 102) 九十二隨眠の註文中等の九十八隨眠との解釋に照らして各算出すべし。

【八三】 第六節。以下數節は又第一節の九十八隨眠の諸門分別へ後がへりて、再び、その諸門分別をいさゝか趣をととのへて論ずるの第一段である。

【八四】 遍行等。毗曇部四、(p. 103) (三三) 等參照。舊論は「一

(四)無色貪隨眠の同前

(五)慢隨眠の同上

(六)無明隨眠の同上

(七)有身見隨眠の同上

(八)邊執見隨眠の同上

(九)邪見隨眠の同上

(一〇)見取隨眠の同上

(一一)戒禁取隨眠の同上

(一二)疑隨眠の同上

(一三)疑隨眠の同上

(一四)疑隨眠の同上

(一五)疑隨眠の同上

(一六)疑隨眠の同上

(一七)疑隨眠の同上

(一八)疑隨眠の同上

(一九)疑隨眠の同上

(二〇)疑隨眠の同上

(二一)疑隨眠の同上

(二二)疑隨眠の同上

(二三)疑隨眠の同上

(二四)疑隨眠の同上

(二五)疑隨眠の同上

(二六)疑隨眠の同上

(二七)疑隨眠の同上

(二八)疑隨眠の同上

(二九)疑隨眠の同上

(三〇)疑隨眠の同上

(三一)疑隨眠の同上

(三二)疑隨眠の同上

云何が無色貪隨眠は隨増する。謂はく、可愛の故に、可樂の故に、可意の故に。

云何が慢隨眠は隨増する。謂はく、高擧の故に、輕蔑の故に。

云何が無明隨眠は隨増する。謂はく、無知の故に、闇昧の故に、愚癡の故に。

云何が有身見隨眠は隨増する。謂はく、<sup>七五</sup>我の故に、我所の故に。

云何が邊執見隨眠は隨増する。謂はく斷の故に、常の故に。

云何が邪見隨眠は隨増する。謂はく、<sup>七六</sup>無因の故に、無用の故に、誹謗の故に。

云何が見取隨眠は隨増する。謂はく、<sup>七七</sup>最の故に、勝の故に、上の故に、極の故に。

云何が戒禁取隨眠は隨増する。謂はく、<sup>七八</sup>能清淨の故に、能解脱の故に、能出離の故に。

云何が疑隨眠は隨増する。謂はく、惑の故に、疑の故に、猶豫の故に。

第四節 十二隨眠の起

云何が欲貪隨眠を起し、乃至、云何が疑隨眠を起す。答ふ、欲貪隨眠は三處に由りて起る。一には欲貪隨眠未斷、未遍知の故に。二には<sup>七九</sup>欲貪に順する纏法の現在の故に。三には<sup>八〇</sup>彼の處に於いて非理の作意有るが故に。

乃至、疑隨眠も亦三處に由りて起る。一には疑隨眠未斷、未遍知の故に。二には疑に順する纏法の現在の故に。三には彼の處に於いて非理の作意有るが故に。

第五節 諸隨眠の相攝

七隨眠と十二隨眠と有り。七に十二を攝すと爲んや。十二に七を攝せんや。答ふ、五互に相ひ攝して其の事に隨ふ。謂はく、欲貪隨眠は欲貪隨眠を攝し、瞋隨眠は瞋

恚隨眠を攝し、有貪隨眠は色・無色貪隨眠を攝し、慢隨眠は慢隨眠を攝し、無明隨眠は無明隨眠を攝し、見隨眠は五の隨眠を攝し、疑隨眠は疑隨眠を攝す。

【六三】未斷・未遍知。舊論は「不斷不知」。

【六四】所緣の故に。同上は「使緣使」。(これを汎く所緣隨増 *Ammananto n'vante* と名づく)。

【六五】相應の故に。同上は「相應使」(これを又汎く相應隨増 *Samprayogato nusevato* と名づく)。

【六六】十二隨眠。七隨眠中の食及び見二隨眠を開らき、又十根本隨眠中の貪關係のものを開いて十二としたもので、今それについて(一)隨増、(二)起、(三)相攝の三問題を論ずる中の第一段。

【六七】欲貪隨眠。舊論は「貪使」。

【六八】瞋恚隨眠。同上は「恚使」。

【六九】有身見隨眠。同上は「身見使」。

【七〇】邊執見隨眠。同上は「邊見使」。

【七一】戒禁取隨眠。同上は「戒取使」。

【七二】可愛以下。舊譯は「愛染・念著・悅樂・可意」と。

【七三】不可愛等。同上は「不愛・不樂・不念・不悅・不可意」と。

【七四】高擧等。舊論は「貢高・自擧」と。

【七五】無知等。同上は「無照・闇愚」と。

【七六】無知等。同上は「無照・闇愚」と。

【七七】無知等。同上は「無照・闇愚」と。

【七八】無知等。同上は「無照・闇愚」と。

【七九】無知等。同上は「無照・闇愚」と。

【八〇】無知等。同上は「無照・闇愚」と。

【八一】無知等。同上は「無照・闇愚」と。

【八二】無知等。同上は「無照・闇愚」と。

【八三】無知等。同上は「無照・闇愚」と。

【八四】無知等。同上は「無照・闇愚」と。

【八五】無知等。同上は「無照・闇愚」と。

【八六】無知等。同上は「無照・闇愚」と。

【八七】無知等。同上は「無照・闇愚」と。

【八八】無知等。同上は「無照・闇愚」と。

【八九】無知等。同上は「無照・闇愚」と。

【九〇】無知等。同上は「無照・闇愚」と。

り。

界<sup>別</sup>に | 界<sup>界</sup>界<sup>界</sup>

欲界繫の三十六隨眠は幾つか見苦所斷、幾つか見集・滅・道・修所斷なる。答ふ、十は見苦所斷、七は見集所斷、七は見滅所斷、八は見道所斷、四は修所斷なり。

(二)色界繫 色界繫の三十一隨眠は幾つか見苦所斷、幾つか見集・滅・道・修所斷なる。答ふ、九は見苦所斷、六は見集所斷、六は見滅所斷、七は見道所斷、三は修所斷なり。

(三)無色界繫 無色界繫の三十一隨眠も亦爾なり。

第二節 隨眠の隨増

隨眠の四義

隨眠は是れ何の義ぞ。答ふ、微細の義是れ隨眠の義、隨増の義是れ隨眠の義、隨逐の義是れ隨眠の義、隨縛の義是れ隨眠の義なり。

二種の隨増

是くの如きの隨眠は若し未斷・未遍知ならば、二事に由るが故に隨増す。謂はく、所縁の故に、相應の故に。

自界隨増

是くの如きの隨増は自界に於いてし、他界には非らず。

第三節 十二隨眠とその隨増

十二隨眠

十二隨眠有り。謂はく、欲食隨眠・瞋恚隨眠・色食隨眠・無色食隨眠・慢隨眠・無明隨眠・有身見隨眠・邊執見隨眠・邪見隨眠・見取隨眠・戒禁取隨眠・疑隨眠なり。

(一)欲食隨眠の隨増

云何が欲食隨眠は隨増する。謂はく、可愛の故に、可樂の故に、可戀の故に、可意の故に。

(二)瞋恚隨眠の隨増

云何が瞋恚隨眠は隨増する。謂はく、不可愛の故に、不可樂の故に、不可戀の故に、不可意の故に。

(三)色食隨眠の隨増

云何が色食隨眠は隨増する。謂はく、可愛の故に、可樂の故に、可慕の故に、可意の故に。

隨眠の意義、二種の隨増等、有部教學上の頗る重要な問題に及び、その間又九十八隨眠の別の見方もいふべき十二隨眠、二十法等に関する論を重要視すべき所論の多々ある所である。

【五】隨眠。Amāsa。俱舍二〇に曰はく、「根本煩惱の現在前する時、行相知り難きが故に微細と名づく」と。

【五〇】隨増の義。舊論は「使の義」。俱舍同上に曰はく、「能く所縁及び所相應に於いて昏滯を増するが故に」。

【六〇】隨逐の義。舊論は「隨入の義」。俱舍同上に曰はく、「能く得(釋して曰ふ)蓋し煩惱の得をさす」を起して恒に有情に隨ひて常に過患を爲す」。

【六二】隨縛の義。同上「隨逐の義」。俱舍同上に曰はく、「加行を作して彼れをして生ぜしむることをせず、或ひは劬勞を設けて彼れの起るを遮することを爲せども、而も數、現起したるが故に隨縛と名づく」と。

捨根も亦爾なり。

苦根は七界・二處・三蘊と相應し、十八界・十二處・五蘊と相應せず。

喜根は三界・二處・三蘊と相應し、十八界・十二處・五蘊と相應せず。

憂根も亦爾なり。

眼觸所生の受は三界・二處・三蘊と相應し、十七界・十二處・五蘊と相應せず。

右の餘の受及六想身の例釋

なり。

辯隨眠品第五(第五章 隨眠論)

第一節 九十八隨眠の三門分別

一、三界繫門 九十八五六 隨眠は幾つか欲界繫、幾つか色界繫、幾つか無色界繫なる。答ふ、三十

二、二種斷門 六は欲界繫、三十一は色界繫、三十一は無色界繫なり。

此の九十八隨眠は幾つか見所斷、幾つか修所斷なる。答ふ、八十八は見所斷、十は修所斷なり。

欲界繫の三十六隨眠は幾つか見所斷、幾つか修所斷なる。答ふ、三十二は見所斷、四は修所斷なり。

色界繫の三十一隨眠は幾つか見所斷、幾つか修所斷なる。答ふ、二十八は見所斷、三は修所斷なり。

無色界繫の三十一隨眠も亦爾なり。

此の九十八隨眠は幾つか見苦所斷、幾つか見集・滅・道・修所斷なる。答ふ、二十八

は見苦所斷、十九は見集所斷、十九は見滅所斷、二十二は見道所斷、十は修所斷な

三、五斷門

は見苦所斷、十九は見集所斷、十九は見滅所斷、二十二は見道所斷、十は修所斷な

存し、兩傳の阿毘達磨文學相照論上、注意すべき一部門である。(但し界論は相應・不相應の場合とも、必ずずKāṇḍiā相應するもの、必ずず不相應のものとして検討分別してゐる。)

【五一】相應。Et, Samjanyutta (Samparyukta)。

【五二】相應せず。Et' Viparyyutta (Viparyukta)。

【五三】信。舊論はこの信等十大善法なきが故に、こゝにも亦この信を省いてその代りに不信を出し、八界二入四陰相應、不相應は十八界十二入五陰とす。

【五四】信の如く。同前の次第にて舊論はこゝを「不信の如く」とし、「餘の九大善地法」の代りに「餘の煩惱大地法」も亦是くの如し」と記す。

【五五】辯隨眠品第五。原漢譯には「品類足論：第五の一」と作り、舊論にはこゝから卷第三に作つて、「分別諸使品第五」と記す。蓋し法蘊足論や南傳分別論が二雜事品 (Paṭiṭṭhāna) 及び Khuddakavāyha-vagga の如きを設け、隨眠に關して特論するやうになつた後を受けて殊に隨眠の名を表に出し、これを論ぜる有部論典中最初の施設で、内容に要するに、九十八隨眠の四門分別より、

意 界

意界は一界・一處・三蘊と相應し、十八界・十二處・三蘊と相應せず。

意處・識蘊・識法の例釋

意界の如く、意處・識蘊・識法も應さに知るべし亦爾なり。

法 界

法界は八界・二處・四蘊と相應し、十一界・十一處・二蘊と相應せず。

法處・行蘊・八大地法の例釋

法界の如く、法處・行蘊・八大地法も應さに知るべし亦爾なり。

受 蘊

受蘊は八界・二處・三蘊と相應し、十一界・十一處・三蘊と相應せず。

想 蘊

想蘊の如く、想蘊・大地法中の受・想も應さに知るべし亦爾なり。

行 取 蘊

行取蘊は八界・二處・四蘊と相應し、十三界・十二處・五蘊と相應せず。

尋・伺 例釋

尋・伺の法も亦爾なり。

信 以外外の九大善地法等の例釋

信は八界・二處・四蘊と相應し、十八界・十二處・五蘊と相應せず。

忿 以外外の九小煩惱地法等の例釋

忿は三界・二處・四蘊と相應し、十八界・十二處・五蘊と相應せず。

六 觸身・六思身

六觸身・六思身も亦爾なり。

樂 根

樂根は八界・二處・三蘊と相應し、十八界・十二處・五蘊と相應せず。

辯 七事品第四

四蘊。二蘊。色蘊・二蘊。色蘊に對しては、無表色は色蘊所攝なるも、色蘊は無表色を以つてすべしとなすに非らざる故に、攝と不攝と二方に跨るとされる所である。

【四九】 彼の五の六身。今六の六身即ち六識身・六受身・六想身・六思身・六愛身等をあげたる中、第一の六識身は已に眼識界の下に例釋し置いた故に、今は残る五の六身をかく揭說するものである。一舊論は「五の六」と。

【五〇】 第十節。同前の範疇に從ひ、同上諸法の相應問題を檢討する一段で、又、南傳界論の謂はゞ第二部(Upāya)に於ける所論に照合するものを

【六一】 第十節。同前の範疇に從ひ、同上諸法の相應問題を檢討する一段で、又、南傳界論の謂はゞ第二部(Upāya)に於ける所論に照合するものを

【六二】 第十節。同前の範疇に從ひ、同上諸法の相應問題を檢討する一段で、又、南傳界論の謂はゞ第二部(Upāya)に於ける所論に照合するものを

【六三】 第十節。同前の範疇に從ひ、同上諸法の相應問題を檢討する一段で、又、南傳界論の謂はゞ第二部(Upāya)に於ける所論に照合するものを

【六四】 第十節。同前の範疇に從ひ、同上諸法の相應問題を檢討する一段で、又、南傳界論の謂はゞ第二部(Upāya)に於ける所論に照合するものを

【六五】 第十節。同前の範疇に從ひ、同上諸法の相應問題を檢討する一段で、又、南傳界論の謂はゞ第二部(Upāya)に於ける所論に照合するものを

【六六】 第十節。同前の範疇に從ひ、同上諸法の相應問題を檢討する一段で、又、南傳界論の謂はゞ第二部(Upāya)に於ける所論に照合するものを

【六七】 第十節。同前の範疇に從ひ、同上諸法の相應問題を檢討する一段で、又、南傳界論の謂はゞ第二部(Upāya)に於ける所論に照合するものを

【六八】 第十節。同前の範疇に從ひ、同上諸法の相應問題を檢討する一段で、又、南傳界論の謂はゞ第二部(Upāya)に於ける所論に照合するものを

四九

四九



九有色界及び十有色處の例釋

眼界の如く、九有色界・十有色處も應さに知るべし亦爾なり。眼識界は一界・一處・一蘊に攝し、十七界・十二處・五蘊に攝せず。

餘の五識界と六識身との例釋

眼識界の如く、耳・鼻・舌・身・意識界・六識身も應さに知るべし亦爾なり。眼界は七界・一處・一蘊に攝し、十一界・十一處・四蘊に攝せず。

意處・識蘊・識法の例釋

眼界の如く、意處・識蘊・識法も應さに知るべし亦爾なり。法界は一界・一處・四蘊に攝し、十七界・十一處・二蘊に攝せず。

法處

法處も亦爾なり。

色蘊

色蘊は十一界・十一處・一蘊に攝し、八界・二處・四蘊に攝せず。

受蘊

受蘊は一界・一處・一蘊に攝し、十八界・十二處・四蘊に攝せず。

受・行・二蘊及び受・想・二大地法の例釋

受蘊の如く想蘊・行蘊・大地法中の受・想も、應さに知るべし亦爾なり。色取蘊は十一界・十一處・一蘊に攝し、八界・二處・五蘊に攝せず。

受取蘊

受取蘊は一界・一處・一蘊に攝し、十八界・十二處・五蘊に攝せず。

受取蘊の如く、想取蘊・行取蘊

五有色界・八大地法・十大善地法・十大煩惱地法・十大煩惱地法・五煩惱・五觸・五見・五根・四法・後の五の六身も應さに知るべし亦爾なり。

識取蘊

識取蘊は七界・一處・一蘊に攝し、十三界・十二處・五蘊に攝せず。識界も亦爾なり。

第十節

同七事二十種諸法の三科相應

眼識界

眼識界は一界・一處・三蘊と相應し、十八界・十二處・五蘊と相應せず。

眼識界の如く、耳・鼻・舌・身・意識界・識取蘊・識界、六識身も應さに知るべし亦爾なり。

取蘊

取蘊は七界・一處・一蘊に攝し、十三界・十二處・五蘊に攝せず。

識界

識界は七界・一處・一蘊に攝し、十三界・十二處・五蘊に攝せず。

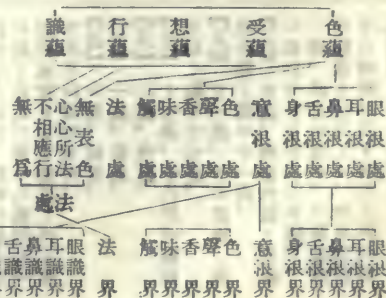
取蘊

取蘊は七界・一處・一蘊に攝し、十三界・十二處・五蘊に攝せず。

取蘊

取蘊は七界・一處・一蘊に攝し、十三界・十二處・五蘊に攝せず。

(五蘊) (十二處) (十八界)



【一〇】 九有色界。舊論は九色界。而して九有色界とは十八界中の色に關係ある耳・鼻・舌・身・色・聲・香・味・觸なるべきも、法界中亦無表色あるに於り、十二處中では次の如くより、十二處中では次の如くより、は果して如何ぞや？(俱舍一國民文庫國譯大藏經本—230頁等参照)

【一一】 十有色處。舊論は十色入。十とは右九有色界に法處を加ふ。蓋し、無表色をその中に含むが故に。

【一二】 七界。六識界と意識界の七。

【一三】 四蘊。色・受・想・行の

(二)一(六)餘の  
五思の例釋  
六)六愛身  
(一)眼觸生の愛

耳・鼻・舌・身・意觸所生の思も亦爾なり。  
眼觸所生の愛とは云何。謂はく、眼及び色を縁と爲して眼識を生じ、三の和合するが故に觸あり、觸を縁と爲すが故に愛あるに、是くの如き眼を増上と爲し、色を所縁と爲しての眼所識の色に於ける諸の貪・寔貪・執藏・防護・耽著・愛樂、是れを眼觸所生の愛と名づく。

耳・鼻・舌・身・意觸所生の愛も亦爾なり。

(二)一(六)餘の  
五愛の例釋

第九節 右七事二十種諸法の三科の攝

眼界は幾界・幾處・幾蘊の攝、眼界所攝の法は幾界・幾處・幾蘊の攝、眼界所不攝の法は幾界・幾處・幾蘊の攝、眼界の所攝不攝法は幾界・幾處・幾蘊の攝、眼界所攝の法を除く餘の法は幾界・幾處・幾蘊の攝、眼界所不攝法を除く餘の法は幾界・幾處・幾蘊の攝、眼界所攝不攝法を除く餘の法は幾界・幾處・幾蘊の攝なりや、乃至、意觸所生の愛も問を爲すこと亦爾なり。

眼 界

答ふ、眼界は 一界<sup>三〇</sup>・一處<sup>三五</sup>・一蘊<sup>三六</sup>に攝し、十七界<sup>三七</sup>・十一處<sup>三九</sup>・五蘊<sup>四〇</sup>に攝せず。

眼界所攝法

眼界所攝の法は一界・一處・一蘊に攝し、十七界・十一處・五蘊に攝せず。

眼界所不攝法

眼界不攝法は十七界・十一處・五蘊に攝し、一界・一處・一蘊に攝せず。

眼界所攝不攝法

眼界所攝・不攝法は十八界・十二處・五蘊に攝し、界・處・蘊の攝せざるなし。

眼界所攝法を除く餘の法

眼界所攝法を除く餘の法は十七界・十一處・五蘊に攝し、一界・一處・一蘊に攝せず。

眼界所不攝法を除く餘の法

眼界所不攝法を除く餘の法は一界・一處・一蘊に攝し、十七界・十一處・五蘊に攝せず。

眼界所攝・不攝法を除く法

眼界所攝不攝法を除く所問の餘の法は無事・空論なり。一切の法の皆な除かるるを以つての故に。

眼界所攝・不攝法を除く法

以つての故に。

【三〇】 第九節。以上のべて來れる七事二十種の諸法の各一に約して、(一)その法自身、(二)その法所攝の法、(三)その法に攝せざる所の法、(四)その法の所攝・不攝の法、(五)その法所攝を除く餘の法、(六)同不攝を除く餘の法、(七)所攝・不攝を除く餘の法の七範疇に分ち、三科に望めての攝を明かすものであるが、願ればこのやり方は恰も南傳界論で、開卷まづ可成り相應して分別したるやり方で、二論の遙かな相照にまづ着眼せねばならぬが、同時に擴充的に廣く南北二流の七論間の一相照事實をよく着眼し得る所であらねばならぬ。  
【三一】 一界。眼界。  
【三二】 一處。眼處。  
【三三】 一蘊。色蘊。  
【三四】 十七界。十八界中眼界を除く餘の十七界。  
【三五】 十一處。十二處中、眼處を除く餘の十一處。  
【三六】 五蘊。四無色蘊と色蘊の眼以外のものとの三蘊。  
【三七】 尙、參考の爲め、五科相攝の圖表を併出して、右及び以下の理解に資すること左の如し。

二、六觸身  
(一)眼觸

眼觸とは云何。謂はく、眼及び色を縁と爲して眼識を生じ、三の和合するが故に觸あるに、是くの如きの眼を増上と爲し、色を所縁と爲しての眼所識の色に於ける諸の觸・等觸・觸の性、等觸の性、已の觸、觸の類、是れを眼觸と名づく。

耳・鼻・舌・身・意觸も亦爾なり。

(二)一(六)餘の五觸の例釋  
三、六受身  
(一)眼觸生の受

眼觸所生の受とは云何。謂はく、眼及び色を縁と爲して眼識を生じ、三の和合するが故に觸あり、觸を縁と爲すが故に受あるに、是くの如き眼を増上と爲し、色を所縁と爲し、眼觸を因と爲し、集と爲し、類と爲し、生と爲しての眼觸所生の作意に相應する眼所識の色に於ける諸の受・等受・各別等受・已の受、受の類、是れを眼觸所生の受と名づく。

耳・鼻・舌・身・意觸所生の受も亦爾なり。

(二)一(六)餘の五受の例釋  
四、六想身  
(一)眼觸所生の

眼觸所生の想とは云何。謂はく、眼及び色を縁と爲して眼識を生じ、三の和合するが故に觸あり、觸を縁と爲すが故に想あるに、是くの如き眼を増上と爲し、色を所縁と爲し、眼觸を因と爲し、集と爲し、類と爲し、生と爲しての眼觸所生の作意に相應する眼所識の色に於ける諸の想・等想・増上等想・已の想、想の類、是れを眼觸所生の想と名づく。

耳・鼻・舌・身・意觸所生の想も亦爾なり。

(二)一(六)餘の五想の例釋  
五、六思身  
(一)眼觸所生の

眼觸所生の思とは云何。謂はく、眼及び色を縁と爲して眼識を生じ、三の和合するが故に觸あり、觸を縁と爲すが故に思あるに、是くの如き眼を増上と爲し、色を所縁と爲し、眼觸を因と爲し、集と爲し、類と爲し、生と爲しての眼觸所生の作意に相應する眼所識の色に於ける諸の思・等思・増上等思・已の思、思の類、心作意業、是れを眼觸所生の思と名づく。

て受の所攝なる、是れを喜根と名づく。

(四)憂 根 憂根とは云何。謂はく、憂受に順ずる觸所觸の時に起す所の心の憂、不平等の受にして受の所攝なる、是れを憂根と名づく。

(五)捨 根 捨根とは云何。謂はく、捨受に順ずる觸所觸の時に起す所の身の捨、心の捨、非平等非不平等の受にして受の所攝なる、是れを捨根と名づく。

(五)五 法 尋とは云何。謂はく、心の尋求・遍尋求・構度・極構度・現前構度・推究・追尋・極思惟・思惟の性、心をして奮動せしむる、是れを名づけて尋と爲す。

(二)伺 伺とは云何。謂はく、心の伺察・遍伺察・隨遍伺察・隨轉・隨流・隨屬、尋に於いて心を細動せしむる、是れを名づけて伺と爲す。

(三)識 識とは云何。謂はく、六識身即ち眼識乃至意識なり。

(四)無 慚 無慚とは云何。謂はく、不慚・不平等慚・不各別慚・不羞・不平等羞・不各別羞・不厭・不各別厭・不毀・不平等毀・不各別毀・無尊・無敬にして、<sup>三〇</sup> 所自在無く、自在轉無

(五)無 愧 無愧とは云何。謂はく、不愧・不平等愧・不各別愧・不恥・不平等恥・不各別恥・不厭・不各別厭・不毀・不平等毀・不各別毀、罪を怖れず、罪を懼れず、<sup>三一</sup> 罪に於いて怖を見ざる、是れを無愧と名づく。

第八節 六種の六身法

(一)眼 識身 眼識は云何。謂はく、眼及び色を縁と爲して眼識を生じ、是くの如き眼を増上と爲し、色を所縁と爲しての眼所識の色に於ける諸の已・正・當の了別、是れを眼識と名づく。

(二)一(六)餘の 耳・鼻・舌・身・意識も亦爾なり。

【九】尋以下五法。初めて界身足論で一團に作り説明する所で、その一々については既往の諸論の至る所を見られたし。

【一〇】所自在等。こゝの邊を舊論には「柔軟ならず、自ら畏れず、自ら羞ぢず、心を恣にして自在なる」等と記する。  
【一一】罪に於いて等。舊論は「諸の過惡に於いて他を羞恥せず」と。

【一二】六種。(一)六識身、(二)六觸身、(三)六受身、(四)六想身、(五)六思身、(六)六愛身等六種の六身(身は衆の意)について各一的に説明する一段、又直接には界身足論を参照すべく、これを外にしては同じく集異門足論六法品中以下の諸の論中を反省すべし。

二、五 有對觸觸とは云何。謂はく、五識身相應の觸なり。

(一)有 對觸觸 増語觸觸とは云何。謂はく、意識身相應の觸なり。

(二)増 語觸觸 明觸とは云何。謂はく、無漏の觸なり。

(三)明 觸 無明觸とは云何。謂はく、染汚の觸なり。

(四)無 明觸 非明非無明觸とは云何。謂はく、不染汚の有漏の觸なり。

(五)非 明非無明觸 有身見とは云何。謂はく、五取蘊に於いて等隨觀して我ガ或ひは我所ガを執し、此れに由りて忍・樂・慧・觀・見を起す、是れを有身見と名づく。

三、五 見見 邊執見とは云何。謂はく、五取蘊に於いて等隨觀して或ひは斷或ひは常を執し、此れに由りて忍・樂・慧・觀・見を起す、是れを邊執見と名づく。

(一)有 身見見 邪見とは云何。謂はく、因を謗じ、果を謗じ、或ひは作用を謗じ、或ひは實事を壞し、此れに由りて忍・樂・慧・觀・見を起す、此れを邪見と名づく。

(二)邊 執見見 見取とは云何。謂はく、五取蘊に於いて等隨觀して最と爲し、勝と爲し、上と爲し、極と爲し、此れに由りて忍・樂・慧・觀・見を起す、是れを見取と名づく。

(三)邪 見見 戒禁取とは云何。謂はく、五取蘊に於いて等隨觀して執して能清淨と爲し、能解脫と爲し、能出離と爲し、此れに由りて忍・樂・慧・觀・見を起す、是れを戒禁取と名づく。

(四)見 取取 樂根とは云何。謂はく、樂受に順ずる觸所觸の時に起す所の身の樂、心の樂、平等受にして受の所攝なる、是れを樂根と名づく。

(五)戒 禁取取 苦根とは云何。謂はく、苦受に順ずる觸所觸の時に起す所の身の苦、不平等の受にして受の所攝なる、是れを苦根と名づく。

(四)五根根 喜根とは云何。謂はく、喜受到に順ずる觸所觸の時に起す所の心の喜、平等受にし

(一)樂 根根

(二)苦 根根

(三)喜 根根

(四)五根根

(一)樂 根根

(二)苦 根根

(三)喜 根根

【三】有對觸等五觸。界身足論初參照。有對觸は舊論には「對觸」。

【二】増語觸。舊論には「増上語觸」。以下すべて新舊譯共に一致してゐる。

【四】有身見等五見。界身足論の外、集異門足論以下諸論中の隨處參照。

【五】樂・慧等。舊論は「堪忍樂著」。

【六】見取。舊論は「取見見」。

【七】戒禁取。舊論は「取戒見」。

【八】樂根以下。所謂有漏の五根で、界身足論外では法蘊足論處品十八卷第一〇中等參照。

(二) 恨 恨とは云何。謂はく、心の結怨、已・正・當の恨、是れを名づけて恨と爲す。

(三) 覆 覆とは云何。謂はく、自らの罪を隠藏するなり。

(四) 惱 惱とは云何。謂はく、心の悵悵、已・正・當の惱、是れを名づけて惱と爲す。

(五) 嫉 嫉とは云何。謂はく、心の妬忌なり。

(六) 慳 慳とは云何。謂はく、心の鄙吝なり。

(七) 誑 誑とは云何。謂はく、他を幻惑するなり。

(八) 詭 詭とは云何。謂はく、心の矯曲なり。

(九) 憍 憍とは云何。謂はく、憍醉・極憍醉・迷悶・極迷悶・慢・緩・極慢緩・心の傲誕の性、是れを名づけて憍と爲す。

(十) 害 害とは云何。謂はく、有情に於いて能く毀損し、傷害し、惱觸を爲し、逼つて苦に墮せしむる、是れを名づけて害と爲す。

第七節 三種の五法

(一) 欲 欲貪とは云何。謂はく、諸の欲に於いて起す貪・等貪・執藏・防護・耽著・愛樂、是れを欲貪と名づく。

(二) 色 色貪とは云何。謂はく、諸の色に於いて起す貪・等貪・執藏・防護・耽著・愛樂、是れを色貪と名づく。

(三) 無色 無色貪とは云何。謂はく、無色に於いて起す貪・等貪・執藏・防護・耽著・愛樂、是れを無色貪と名づく。

(四) 瞋 瞋とは云何。謂はく、有情に於いて心に懷く憤恚・根裁・對礙・憎怒・凶悖・猛烈・暴惡、已・正・當の瞋、是れを名づけて瞋と爲す。

(五) 疑 疑とは云何。謂はく、諦に於ける猶豫なり。

【三】 五種。品初已註の如く、(一)五煩惱(二)、五觸、(三)五見、(四)五根、(五)五法の五種の五法の各一について、界身足論初流儀の分別・説明をする一段である。この五種の五法はそのまゝ初めて界身足論に於いて一連に記さる。留意すべし。

習して捨てざるを不放逸と名づく。

(十)不害 不害とは云何。謂はく、有情に於いて毀せず、損せず、傷せず、害せず、惱まさず、觸せず、苦に墮せしめず、是れを不害と名づく。

三、十大煩惱  
地法  
(一)不信 不信とは云何。謂はく、不信・不信の性、増上不信の性、不忍・不可・不欲作・不欲爲・不欲造・心の不澄淨の性、是れを不信と名づく。

(二)懈怠 懈怠とは云何。謂はく、下劣の精進・微弱の精進・羸廢の精進・退怯の精進・憩息の精進・心の不勇悍の性、是れを懈怠と名づく。

(三)失念 失念とは云何。謂はく、虛念・空念・忘念・失念・心外念の性、是れを失念と名づく。

(四)心亂 心亂とは云何。謂はく、心の亂、心の散、心の流轉、心の飄蕩、心の一趣ならざる、一緣に住せざる、是れを心亂と名づく。

(五)無明 無明とは云何。謂はく、三界の無知の性なり。

(六)不正知 不正知とは云何。謂はく、非理所引の慧なり。

(七)非理の作意 非理の作意とは云何。謂はく、染汚の作意なり。

(八)邪勝解 邪勝解とは云何。謂はく、染汚の作意相應の心の正勝解・已勝解・當勝解、是れを邪勝解と名づく。

(九)掉舉 掉舉とは云何。謂はく、心の不寂靜、心の不寧謐、掉動・飄舉、心の躁擾の性、是れを掉舉と名づく。

(十)放逸 放逸とは云何。謂はく、惡法を斷じ、善法を具足する中に於いて修せず、習せず、別修習せず、堅作せず、常作せず、勤めて修習せざるの性、是れを放逸と名づく。

四、十小煩惱地  
法  
(一)忿 忿とは云何。謂はく、忿・等忿・遍忿・極忿・已・正・當の忿、是れを名づけて忿と爲す。

【二】不害。同上、卷中等參照。

【三】不信。集異門足論十七、等中參照。

【三】懈怠。同上參照。

【四】失念。舊論は「忘念」、集異門足論同上參照。

【五】心亂。舊論は「心の亂散」、集異門足論十七、「不定」等參照。

【六】不正知。舊論は「邪慧」、非理所引の慧。舊論は「不順正の念」。

【七】非理の作意。舊論は「邪憶」。その釋文は「穢汗の意行、境界を曲受する、不正の思惟なり」。

【九】邪勝解。舊論は「邪解脫」。

【十】掉舉。舊論は「たど」。

卷の第三

第六節 四種の十地法(其の一)

二、十大善地法

(一)信

信とは云何。謂はく、信・信心・増上信心・忍可・欲作・欲爲・欲造・心澄淨の性、是れを名づけて信と爲す。

(二)勤

勤とは云何。謂はく、勤・精進・勇健・勢猛・熾盛・難制・勵意不息・心の勇悍の性、是れを勤と名く。

(三)慚

慚とは云何。謂はく、慚・等慚・各別慚・羞・等羞・各別羞・厭・等厭・各別厭・毀・等毀・各別毀・尊有り、敬有り、所自在有り、自在轉有り、所畏忌有りて自在に行ぜざる、是れを名づけて慚と爲す。

(四)愧

愧とは云何。謂はく、愧・等愧・各別愧・恥・等恥・各別恥・厭・等厭・各別厭・毀・等毀・各別毀・怖罪・懼罪、罪に於いて怖を見る、是れを名づけて愧と爲す。

(五)無貪

無貪とは云何。謂はく、心所有り、心と相應して能く貪を對治する、是れを無貪と名く。

(六)無瞋

無瞋とは云何。謂はく、心所有り、心と相應して能く瞋を對治する、是れを無瞋と名く。

(七)輕安

輕安とは云何。謂はく、身の輕安、心の輕安、已輕安、輕安の類、是れを輕安と名づく。

(八)捨

捨とは云何。謂はく、身の平等、心の平等、身の正直、心の正直、無警覺、寂靜の住、是れを名づけて捨と爲す。

(九)不放逸

不放逸とは云何。謂はく、惡法を斷じ、善法を具足する中に於いて堅作・常作・修

辯七事品第四

四一

【一】第六節。原漢譯には「辯七事品第四の餘」と記す。而してこの一節の全内容は界身足論及び衆事分阿毘曇論(即ち今の舊論)より、この新論に至る間に、新に添加せられた新貢獻分子なるは已に所註せるが如し。

【二】信。集異門足論十七(七妙法)中參照。

【三】勤。同上等參照。

【四】慚。同上及び同卷一中等參照。

【五】愧。同上二所等參照。

【六】無貪。Alobha(“”)。集異門足論三、中參照。

【七】無瞋。Apratigha(Apa-tigha)。同上參照。

【八】輕安。集異門足論十六、法蘊足論八等中參照。

【九】捨。集異門足論十五中等參照。

【一〇】不放逸。同上、卷一中等參照。



(四)風 界 風界とは云何。謂はく、輕等の動性なり。

(五)空 界 空界とは云何。謂はく、隣阿伽色なり。

(六)識 界 識界とは云何。謂はく、五識身及び有漏の意識なり。

第五節 四種の十地法(其の一)

一、十大地法一 受とは云何。謂はく、受・等受<sup>九六</sup>・各別等受・已受・受の類、此れを名づけて受と爲す。

(一)受 想は云何。謂はく、想・等想<sup>九七</sup>・増上<sup>九八</sup>等想・已想・想の類、是れを名づけて想と爲す。

(二)想 思とは云何。謂はく、思・等思<sup>九九</sup>・増上<sup>一〇〇</sup>等思・已思<sup>一〇一</sup>・思の類、心作意業、是れを名づけて思と爲す。

(三)思 觸とは云何。謂はく、觸・等觸<sup>一〇二</sup>・觸の性・等觸の性・已觸・觸の類、是れを名づけて觸と爲す。

(四)觸 意 作意とは云何。謂はく、心を牽引する、隨順牽引する、思惟牽引する・作意・造意心を轉變する、心を警覺する、是れを作意と名づく。

(五)作 意 欲とは云何。謂はく、欲・欲の性・増上<sup>一〇四</sup>欲性・現前欣喜・希望・樂作、是れを名づけて欲と爲す。

(六)欲 勝解とは云何。謂はく、心の正勝解・已勝解・當勝解の性、是れを勝解と名づく。

(七)勝 解 念とは云何。謂はく、念・隨念<sup>一〇六</sup>・別念・憶念・不忘・不失・不遺・不漏・不忘法の性、心明記の性、是れを名づけて念と爲す。

(八)念 定とは云何。謂はく、心をして住・等住・安住・近住・堅住・不亂・不散・攝止・等持・心一境ならしむるの性、是れを名づけて定と爲す。

(九)定 慧とは云何。謂はく、法に於ける簡擇・極簡擇・最極簡擇・解了・等了・遍了・近了・機點・通達・審察・聰叡・覺・明・慧の行・毘鉢舍那、是れを名づけて慧と爲す。

(一〇)慧

【九六】 増上等想。舊論は「増上想」。

【九七】 已想等。舊論は「…(増上想等)の像貌に於いて轉ずるなり」と。

【九八】 増上等思。舊論は又準上に「増上思」。

【九九】 思の類。舊論は「思起」。

【一〇〇】 心作意業。舊論は「心の業に於いて行ずる」(「原」心行於業)と。

【一〇一】 觸の性以下。舊論は「増上觸、緣に依りて心の和合して轉ずる」と。

【一〇二】 作意。前註の如く、舊論は「憶、而してその解釋の文は「心の發悟・憶念・思惟、心の境界に行ずるなり」と。

【一〇三】 欲等。舊論は「緣に於いて堅持、深著を欲し、欲樂を作さんと爲すものなり」。

【一〇四】 勝解。舊論は「解脫」に作ることに前註の如く、而もその釋文は「心の解脫、意の緣に於ける解なり」と。

【一〇五】 別念以下。舊論は「緣を捨せず、廢して亂念せざるなり」と。

【一〇六】 法等。舊論は「心の法に於いて撰擇相を起す、決斷、覺知する、照了觀察するなり」と。

【一〇七】 是れ等。舊論も丁度こゝで、第二卷畢り。

心不相應の行

此れは復た云何。謂はく、思・觸・作意・欲・勝解・念・定・慧・信・勤・尋・伺・放逸・不放逸・善根・不善根・無記根・一切の結縛・隨眠・隨煩惱・纏、諸所有の智、諸所有の見、諸所有の現觀なり。復た此の餘の是の如くの如きの類の法の心と相應する有り。「是れ等」を總じて心相應の行蘊と名づく。

心不相應の行蘊とは云何。謂はく、心不相應「の諸」法なり。

此れは復た云何。謂はく、得・無想・定・滅定・無想事・命根・衆同分・依得・事得・處得・生・老・住・無常・名身・向身・文身なり。復た此の餘の是くの如きの類の法の心と相應せざる有り。「是れ等」を總じて心不相應の行蘊と名づく。

是くの如きの二種を合して行蘊と名づく。

(五)識蘊

(二)五取蘊一色蘊

識蘊とは云何。謂はく、六識身即ち眼識乃至意識なり。色取蘊とは云何。謂はく、若し諸の色の有漏・有取にして、此の諸の色の若しは過去、若しは未來、若しは現在なるに於いて、或ひは欲、或ひは貪、或ひは瞋、或ひは癡、或ひは一一の心所に隨ふ隨煩惱の應さに生ずべき時に生ずる。是れを色取蘊と名づく。

(二)餘の四取蘊の例釋

受・想・行・識取蘊とは云何。謂はく、若し諸の受・想・行・識の有漏・有取にして、此の諸の受・想・行・識の若しは過去、若しは未來、若しは現在なるに於いて、或ひは貪、或ひは瞋、或ひは癡、或ひは一一の心所に隨ふ隨煩惱の應さに生ずべき時に生ずる。是れを受・想・行・識取蘊と名づく。

地界とは云何。謂はく、堅性なり。

水界とは云何。謂はく、濕性なり。

火界とは云何。謂はく、煖性なり。

【一】「無想天」。

【二】衆同分。舊論は「一身の種類」と(卷一ではたゞ「種類」)。

【三】依得等三得。舊論は卷一の場合に準ず。

【四】老。舊論は「異」。

【五】無常。前卷では當新論も無常性舊論は無常、こゝでは舊論は「滅」と。

【六】文身。舊論は「味身」。

【七】有取。舊論は「感受」。

【八】或ひは等。舊論は「彼の一一の心數の煩惱」と。下もすべて準ず。

【九】應さに等。舊論は「已起當起」と下は亦同上。

【一〇】堅性。舊論は堅相。而して以下「五法品に説くが如し」として風界まではすべて略説してゐる。

【一一】隣阿加色。毘曇部三、P. 107(卷十)(三〇八)參照。

【一二】意識。舊論は「意識身」と。

【一三】四種の十地法。この四種中、十大地法、十煩惱地法及び十煩惱地法の三は界身足論に於いて初めて寄與せられた有部の心所觀であるが、殘る十大地法は本論の初めて貢獻せる所にかゝるものである。

【一四】等受。舊論は「受・覺知・痛等の苦・樂・俱非の三の境界」。

増上と爲し、法を所縁と爲しての意所識の法に於ける諸の已・正・當の了別と及び彼同分となり。

第三節 十二處の諸法

(一)眼 處 眼處とは云何。謂はく、眼の是れ色を已・正・當に能く見ると及び彼同分となり。

(二)色 處 色處とは云何。謂はく、色の是れ眼に已・正・當に見らるると及び彼同分となり。

(三)耳 處 耳處とは云何。謂はく、耳の是れ聲を已・正・當に能く聞くと及び彼同分となり。

(四)聲 處 聲處とは云何。謂はく、聲の是れ耳に已・正・當に聞かると及び彼同分となり。

(五)鼻 處 鼻處とは云何。謂はく、鼻の是れ香を已・正・當に能く嗅ぐと及び彼同分となり。

(六)香 處 香處とは云何。謂はく、香の是れ鼻に已・正・當に嗅がると及び彼同分となり。

(七)舌 處 舌處とは云何。謂はく、舌の是れ味を已・正・當に能く嘗すると及び彼同分となり。

(八)味 處 味處とは云何。謂はく、味の是れ舌に已・正・當に嘗せらるると及び彼同分となり。

(九)身 處 身處とは云何。謂はく、身の是れ觸を已・正・當に能く觸すると及び彼同分となり。

(一〇)觸 處 觸處とは云何。謂はく、觸の是れ身に已・正・當に觸せらるると及び彼同分となり。

(一一)意 處 意處とは云何。謂はく、意の是れ法を已・正・當に能く了すると及び彼同分となり。

(一二)法 處 法處とは云何。謂はく、法の是れ意に已・正・當に了せらるるなり。

第四節 五蘊・五取蘊及び六界

一、五蘊 色蘊とは云何。謂はく、十色處と及び 法處所攝の色となり。

(一)色 受蘊とは云何。謂はく、六受身即ち眼觸所生の受乃至意觸所生の受なり。

(二)受 想蘊とは云何。謂はく、六想身即ち眼觸所生の想乃至意觸所生の想なり。

(三)想 行蘊とは云何。此れに二種有り。謂はく、心相應の行蘊と心不相應の行蘊となり。

(四)行蘊 二種 心相應の行蘊 心相應の行蘊とは云何、謂はく、心相應の諸法なり。

【六一】 第三節。十二處の諸法。舊論には「眼入乃至法入も廣く説くこと亦是の如し」として完く略説してゐる。

【六二】 五蘊。舊論は舊譯一般の例によつて、五陰。

【六三】 五取蘊。同上、「五盛陰」。

【六四】 十色處。十二處中の意及び法處を除く十の色所成の處をさす。

【六五】 法處所攝の色、無表色のこと。

【六六】 思以下。卷の最初の心所法下参照。

【六七】 作意。舊論は「憶」。

【六八】 勝解。舊論は「解脱」。

【六九】 勤。舊論は「精進」。

【七〇】 尋・伺。舊論は「覺・觀」。

【七一】 隨眠。舊論は「使煩惱」。

【七二】 隨煩惱。同上、「上煩惱」。

【七三】 諸所有。以下すべて舊論は「一切」。

【七四】 現觀。例により舊論は「無間等」。

【七五】 心不相應の行蘊。卷の「初の「心不相應行」下参照。

【七六】 定。舊論はこゝで「正受」と記す(卷一では定)。

【七七】 次も準す。

(六)耳 識界 耳識界とは云何。謂はく、耳及び聲を縁と爲して耳識を生じ、是くの如きの耳を増上と爲し、聲を所縁と爲しての耳所識の聲に於ける諸の已・正・當の了別と及び彼同分となり。

(七)鼻 界 鼻界とは云何。謂はく、鼻の香に於ける已・正・當六四に嗅ぐと及び彼同分となり。

(八)香 界 香界とは云何。謂はく、香の鼻の爲めに已・正・當に嗅がると及び彼同分となり。

(九)鼻 識界 鼻識界とは云何。謂はく、鼻及び香を縁と爲して鼻識を生じ、是くの如きの鼻を増上と爲し、香を所縁と爲しての鼻所識の香に於ける諸の已・正・當の了別と及び彼同分となり。

(一〇)舌 界 舌界とは云何。謂はく、舌の味に於いて已・正・當に嘗すると及び彼同分となり。

(一一)味 界 味界とは云何。謂はく、味の舌の爲めに已・正・當に嘗せらると及び彼同分となり

(一二)舌 識界 舌識界とは云何。謂はく、舌及び味を縁と爲して舌識を生じ、是くの如きの舌を増上と爲し、味を所縁と爲しての舌所識の味に於ける諸の已・正・當の了別と及び彼同分となり。

(一三)身 界 身界とは云何。謂はく、身の觸に於いて已・正・當六五に觸すると及び彼同分となり。

(一四)觸 界 觸界は云何。謂はく、觸の身の爲めに已・正・當に觸せらるゝと及び彼同分となり。

(一五)身 識界 身識界は云何。謂はく、身及び觸を縁と爲して身識を生じ、是くの如きの身を増上と爲し、觸を所縁と爲しての身所識の觸に於ける諸の已・正・當の了別と及び彼同分となり。

(一六)意 界 意界とは云何。謂はく、意の法に於いて已・正・當六六に了すると及び彼同分となり。

(一七)法 界 法界とは云何。謂はく、法の意の爲めに已・正・當に了せらるるなり。

(一八)意 識界 意識界とは云何。謂はく、意及び法を縁と爲して意識を生じ、是くの如きの意を

【六四】 嗅く。舊論は「覺」と。

【六五】 觸す。舊論はまた「覺」と。

【六六】 了す。舊論は「識す」。次も準ず。

一三、五 根 五根とは云何。謂はく、樂根・苦根・喜根・憂根・捨根なり。

一四、五 法 五法とは云何。謂はく、尋・伺・識・無慚・無愧なり。

一五、六 識身 六識身とは云何。謂はく、眼識・耳識・鼻識・舌識・身識・意識なり。

一六、六 觸身 六觸身とは云何。謂はく、眼觸・耳觸・鼻觸・舌觸・身觸・意觸なり。

一七、六 受身 六受身とは云何。謂はく、眼觸所生の受・耳觸所生の受・鼻觸所生の受・舌觸所生の受・身觸所生の受・意觸所生の受なり。

一八、六 想身 六想身とは云何。謂はく、眼觸所生の想・耳觸所生の想・鼻觸所生の想・舌觸所生の想・身觸所生の想・意觸所生の想なり。

一九、六 思身 六思身とは云何。謂はく、眼觸所生の思・耳觸所生の思・鼻觸所生の思・舌觸所生の思・身觸所生の思・意觸所生の思なり。

二〇、六 愛身 六愛身とは云何。謂はく、眼觸所生の愛・耳觸所生の愛・鼻觸所生の愛・舌觸所生の愛・身觸所生の愛・意觸所生の愛なり。

第二節 十八界の諸法

(一) 眼 界 眼界とは云何。謂はく、眼の色に於いて已・正・當に見ると及び【空】彼同分となり。

(二) 色 界 色界とは云何。謂はく、色の眼の爲めに已・正・當に見らるゝと及び【空】彼同分となり。

(三) 眼 識 身 眼識界とは云何。謂はく、眼及び色を縁と爲して眼識を生じ、是くの如きの眼を増上と爲し、色を所縁と爲しての眼所識の色に於ける諸の已・正・當の了別と及び彼同分となり。

(四) 耳 界 耳界とは云何。謂はく、耳の聲に於いて已・正・當に聞くと及び彼同分となり。

(五) 聲 界 聲界とは云何。謂はく、聲の耳の爲めに已・正・當に聞かると及び彼同分となり。

【空】 彼同分。舊論には「彼れの一に隨ふ有分」と。以下準ず。  
【空】 彼同分と。舊論はこゝでは「彼れに隨ふ有分」と。下の同準の場合も準ず。

辨七事品第四 (第四章 七事二十種の諸法)

第一節 七事二十種の諸法

二十種の諸法

十八界・十二處・五蘊・五取蘊・六界・十大地法・十大善地法・十大煩惱地法・十小煩惱地法・五煩惱・五觸・五見・五根・五法・六識身・六觸身・六受身・六想身・六思身・六愛身あり。

一、十八界

十八界とは云何。謂はく、眼界・色界・眼識界、耳界・聲界・耳識界、鼻界・香界・鼻識界、舌界・味界・舌識界、身界・觸界・身識界、意界・法界・意識界なり。

二、十二處

十二處とは云何。謂はく、眼處・色處、耳處・聲處、鼻處・香處、舌處・味處、身處・觸處、意處・法處なり。

三、五取蘊

五取蘊とは云何。謂はく、色蘊・受蘊・想蘊・行蘊・識蘊なり。

四、五取蘊

五取蘊とは云何。謂はく、色取蘊・受取蘊・想取蘊・行取蘊・識取蘊なり。

五、六界

六界とは云何。謂はく、地界・水界・火界・風界・空界・識界なり。

六、十大地法

十大地法とは云何。謂はく、受・想・思・觸・作意・欲・勝解・念・定・慧なり。

七、十大善地法

十大善地法とは云何。謂はく、信・勤・慚・愧・無貪・無瞋・輕安・捨・不放逸・不害なり。

八、十大煩惱地法

十大煩惱地法とは云何。謂はく、不信・懈怠・失念・心亂・無明・不正知・非理作意・邪勝解・掉舉・放逸なり。

九、十小煩惱地法

十小煩惱地法とは云何。謂はく、忿・恨・覆・惱・嫉・慳・誑・誑・語・慳・害なり。

一〇、五煩惱

五煩惱とは云何。謂はく、欲貪・色貪・無色貪・瞋・癡なり。

一一、五觸

五觸とは云何。謂はく、有對觸・增語觸・明觸・無明觸・非明非無明觸なり。

一二、五見

五見とは云何。謂はく、有身見・邊執見・邪見・見取・戒禁取なり。

【五七】 辨七事品第四。原漢譯には「品類足論辨七事品第四の一」に作り、舊論には「衆事分阿毘曇論分別七事品第四」と記す。(一)、十八界、(二)、十二處、(三)、五蘊及び五取蘊、(四)、六界、(五)、四種の十地法(舊論は下註の如く三種)、(六)、五種の五法、(七)、六種の六身法の合計二十種の諸法を七分して七事と名づけ、各解説する所である。別掲の界身足論と相照する所多く、彼此對檢すべし。而して、この關係下の新舊二論を對照するに、(五)十地法中、新譯は四種、舊譯は三種にして、舊譯は下註十大善地法一を記せず、その關係所擧が恰もかの界身足論に一致してゐるに對し、新譯はかく十大善地法一を新加してこと、有部の思想上上及び文學史上より考へ大に著目すべく、畢竟、界身足論及び舊譯より新譯となる間に同一が新添せられた所となさざるを得ぬ所だらう。

【五八】 十大善地法。舊論不記。

【五九】 大善地法等。この一段前註の如くして舊論には不記。

【六〇】 十大煩惱地法。舊論は「十煩惱大地法」。

【六一】 十小煩惱地法。舊論は「十小煩惱大地法」。

一蘊の少分は九十八隨眠に攝す。九十八隨眠は一蘊の少分に攝す。

何れか攝せざる所なる。謂はく、四蘊の全と一蘊の少分となり。

二、十二處×一

(一)×十八界

十二處と十八界とは、十二に十八を攝すと爲んや、十八に十二を攝せんや。答ふ、互ひに相ひ攝して其の事に隨ふ。

(二)×二十二根

十二處と二十二根とは、十二に二十二を攝すと爲んや、二十二に十二を攝せんや。答ふ、六處の全と、一處の少分とは二十二根に攝す。二十二根は六處の全と、一處の少分とに攝す。

の少分とに攝す。

不攝の法

何れか攝せざる所なる。謂はく、五處の全と、一處の少分となり。

三、×九十八隨眠

十二處と九十八隨眠とは、十二に九十八を攝すと爲んや、九十八に十二を攝せんや。答ふ、一處の少分は九十八隨眠に攝す。九十八隨眠は一處の少分に攝す。

不攝の法

何れか攝せざる所なる、謂はく、十一處の全との一處の少分となり。

三、十八界×一  
(一)×二十二根

十八界と二十二根とは、十八に二十二を攝すと爲んや、二十二に十八を攝せんや。答ふ、十二界の全と一界の少分とは二十二根に攝す。二十二根は十二界の全と一界の少分とに攝す。

不攝の法

何れか攝せざる所なる。謂はく、五界の全と一界の少分となり。

(二)×九十八隨眠

十八界と九十八隨眠とは、十八に九十八を攝すと爲んや、九十八に十八を攝せんや。答ふ、一界の少分は九十八隨眠を攝す。九十八隨眠は一界の少分を攝す。

不攝の法

何れか攝せざる所なる。謂はく、十七界の全と一界の少分となり。

二十二根×九十八隨眠

二十二根と九十八隨眠とは、二十二に九十八を攝すと爲んや、九十八に二十二を攝せんや。答ふ、互ひに相ひ攝せず。

等起の心不相應行なり。

見道斷の法處

云何か見道所斷なる。謂はく、若し法處の隨信・隨法行の道現觀邊の忍の所斷なるなり。

此れは復た云何、謂はく、見道所斷の二十二隨眠及び彼れが相應の法處、彼れが所等起の心不相應行なり。

修所斷の法處

云何か修所斷なる。謂はく、若し法處の學の見迹の修所斷なるなり。

此れは復た云何。謂はく、修所斷の十隨眠及び彼れが相應の法處、彼れが所等起の身・語業、心不相應行、及び不染汚の有漏の法處なり。

非所斷の法處

云何か非所斷なる。謂はく、無漏の法處なり。

第四節 五蘊・十二處・十八界・二十二根・九十八隨眠の相攝

(一) 五蘊×十二處

五蘊と十二處とは五に十二を攝すと爲んや、十二に五を攝するや。答ふ、十二に五を攝す。五に十二を攝するには非らず。

五蘊非攝の法

何れか攝せざる所なる。謂はく、諸の無爲なり。

(二) 五蘊×十八界

五蘊と十八界とは、五に十八を攝すと爲んや、十八に五を攝せんや。答ふ、十八に五を攝す。五に十八を攝するには非らず。

何れか攝せざる所なる。謂はく、諸の無爲なり。

(三) 五蘊×二十二根

五蘊と二十二根とは、五に二十二を攝すと爲んや、二十二に五を攝せんや。答ふ、二蘊の全と二蘊の少分とは二十二根に攝す。二十二根は二蘊の全と二蘊の少分とに攝す。

攝す。

何れか攝せざる所なる。謂はく、一蘊の全と二蘊の少分となり。

(四) 五蘊×九十八隨眠

五蘊と九十八隨眠とは、五に九十八を攝すと爲ん、九十八に五を攝せんや。答ふ、



なり。

此れは復た云何。謂はく、見滅所斷の十九隨眠相應の意處なり。

見道斷の意處  
云何か見道所斷なる。謂はく、若し意處の隨信・隨法行の道現觀邊の忍の所斷なるなり。

此れは復た云何。謂はく、見道所斷の二十二隨眠相應の意處なり。

修斷の意處

云何か修所斷なる。謂はく、若し意處の學の見述の修所斷なるなり。

此れは復た云何。謂はく、修所斷の十隨眠相應の意處及び不染汚の有漏の意處なり。

非所斷の意處

云何か非所斷なる。謂はく、無漏の意處なり。

六種の法處

法處は或ひは見苦・集・滅・道・修所斷、或ひは非所斷なり。

見苦斷の法處

云何か見苦所斷なる。謂はく、若し法處の隨信・隨法行の苦現觀邊の忍の所斷なるなり。

此れは復た云何。謂はく、見苦所斷の二十八隨眠及び彼れが相應の法處、彼れが所等起の心不相應行なり。

見集斷の法處

云何か見集所斷なる。謂はく、若し法處の隨信・隨法行の集現觀邊の忍の所斷なるなり。

此れは復た云何。謂はく、見集所斷の十九隨眠及び彼れが相應の法處、彼れが所等起の心不相應行なり。

見滅斷の法處

云何か見滅所斷なる。謂はく、若し法處の隨信・隨法行の滅現觀邊の忍の所斷なるなり。

此れは復た云何。謂はく、見滅所斷の十九隨眠及び彼れが相應の法處、彼れが所

不繫の法處

云何か不繫なる。謂はく、無漏の身・語業、受・想・行蘊、及び無爲法なり。

三一、三世門

此の十二處は幾つか五五過去、幾つか未來、幾つか現在なる。答ふ。十一は或ひは過去、或ひは未來、或ひは現在、一は應さに分別すべし。

法處

謂はく、法處は若し有爲ならば或ひは過去、或ひは未來、或ひは現在、若し無爲ならば非過去・非未來・非現在なり。

三二、四諦攝・非攝門

此の十二處は幾つか五五苦諦の攝、幾つか集諦の攝、幾つか滅諦の攝、幾つか道諦の攝、幾つか諦の攝に非らざる。答ふ。十は苦・集二諦の攝、二は應さに分別すべし。

二種の意處

謂はく、意處は若し有漏ならば苦・集諦の攝、若し無漏ならば道諦の攝なり。

四種の法處

法處は若し有漏ならば苦・集諦の攝。若し無漏の有爲ならば道諦の攝。若し擇滅ならば滅諦の攝、若し虚空・非擇滅ならば諦の攝に非らず。

門三三、五斷非斷

此の十二處は幾つか五六見苦所斷、幾つか見集所斷、幾つか見滅所斷、幾つか見道所斷、幾つか修所斷、幾つか非所斷なる。答ふ。十は修所斷、二は應さに分別すべし。謂はく、意處は或ひは見苦・集・滅・道・修所斷、或ひは非所斷なり。

六種の意處

云何か見苦所斷なる。謂はく、若し意處の隨信・隨法行の苦現觀邊の忍の所斷なるなり。

此れは復た云何。謂はく、見苦所斷の二十八隨眠相應の意處なり。

見集斷の意處

云何か見集所斷なる。謂はく、若し意處の隨信・隨法行の集現觀邊の忍の所斷なるなり。

此れは復た云何。謂はく、見集所斷の十九隨眠相應の意處なり。

見滅斷の意處

云何か見滅所斷なる。謂はく、若し意處の隨信・隨法行の滅現觀邊の忍の所斷なるなり。

【五五】過去等。同前の第三十一、三世門で、舊論も同。

【五五】苦諦の攝。同前の第三十二門で、舊論も同。

【五六】見苦所斷等。同前の第三十三門で、舊論は「見苦斷……修斷、不斷」と。

無學の法處 云何か無學なる。謂はく、無學の身語業及び無學の受・想・行蘊なり。

非二學の法處 云何か非學非無學なる。謂はく、法處所攝の有漏の身・語業及び有漏の受・想・行蘊、并びに無爲法なり。

三〇、界繫門 此の十二處は幾つか欲界繫、幾つか色界繫、幾つか無色界繫、幾つか不繫なる。

答ふ、二は欲界繫、十は應さに分別すべし。

二種の眼處 謂はく、眼處は或ひは欲界繫、或ひは色界繫なり。

欲界繫の眼處 謂はく、若し眼處の欲界繫の大種所造なるなり。

色界繫の眼處 云何か色界繫なる。謂はく、若し眼處の色界繫の大種所造なるなり。

色等六處の例釋 色・耳・聲・鼻・舌身・處も亦爾なり。

二種の觸處 觸處は或ひは欲界繫、或ひは色界繫なり。

欲界繫の觸處 云何か欲界繫なる。謂はく、欲界繫の四大種及び欲界繫の大種所造の觸處なり。

色界繫の觸處 云何か色界繫なる。謂はく、色界繫の四大種及び色界繫の大種所造の觸處なり。

四種の意處 意處は或ひは欲界繫、或ひは色界繫、或ひは無色界繫、或ひは不繫なり。

欲界繫の意處 云何か欲界繫なる。謂はく、欲界繫の作意相應の意處なり。

色界繫の意處 云何か色界繫なる。謂はく、色界繫の作意相應の意處なり。

無色界繫の意處 云何か無色界繫なる。謂はく、無色界繫の作意相應の意處なり。

不繫の意處 云何か不繫なる。謂はく、無漏の作意相應の意所なり。

四種の法處 法處は或ひは欲界繫、或ひは色界繫、或ひは無色界繫、或ひは不繫なり。

欲界繫の法處 云何か欲界繫なる。謂はく、欲界繫の法處所攝の身・語業、受・想・行蘊なり。

色界繫の法處 云何か色界繫なる。謂はく、色界繫の法處所攝の身・語業、受・想・行蘊なり。

無色界繫の法處 云何か無色界繫なる。謂はく、無色界繫の受・想・行蘊なり。

【五〇】 欲界等。同前の第三十、界繫門で、舊論も同。

【五一】 大種所造。舊論は四大所造。

【五二】 欲界等。舊論はたと「觸入の欲界繫の四大造なり」と。

【五三】 色界等。舊論は右、欲界の場合に準ず。

修所斷の意處

云何か修所斷なる。謂はく、若し意處の學の見迹の修所斷なるなり。

此れは復た云何。謂はく、修所斷の十隨眠相應の意處及び不染汚の有漏の意處なり。

非所斷の意處

云何か非所斷なる。謂はく、無漏の意處なり。

三種の法處

法處は或ひは見所斷、或ひは修所斷、或ひは非所斷なり。

見所斷の法處

云何か見所斷なる。謂はく、若し法處の隨信・隨法行の現觀邊の忍の所斷なるなり。

此れは復た云何。謂はく、見所斷の八十八隨眠及び彼れが相應の法處、彼れが所起の心不相應行なり。

修所斷の法處

云何か修所斷なる。謂はく、若し法處の學の見迹の修所斷なるなり。

此れは復た云何。謂はく、修所斷の十隨眠及び彼れが相應の法處、彼れが所起の身語業、彼れが所等起の心不相應行、及び不染汚の有漏の法處なり。

非所斷の法處

云何か非所斷なる。謂はく、無漏の法處なり。

二九、三學門 此の十二處は幾つか學、幾つか無學、幾つか非學非無學なる。答ふ、十は非學非無學、二は應さに分別すべし。

三種の意處

謂はく、意處は或ひは學、或ひは無學、或ひは非學非無學なり。

學の意處

云何か學なる。謂はく、學の作意相應の意處なり。

無學の意處

云何か無學なる。謂はく、無學が作意相應の意處なり。

非二學の意處

云何か非學非無學なる。謂はく、非學非無學の作意相應の意處なり。

三種の法處

法處は或ひは學、或ひは無學、或ひは非學非無學なり。

學の法處

云何か學なる。謂はく、學の身語業及び學の受・想・行蘊なり。

【四七】 學の見迹。見迹は又見跡とも作り、舊論も見迹に作る。蓋し例へば織田得能師の佛教大辭典の如きは「即ち見迹に同じ」と釋する所なるが、已に修所斷法のことなれば、見道の關係は已に離れて修道の關係に屬せるもの故、畢竟は「學にして見道後の聖關係の意ならざるべからざらん。換言せば修道の遠たる信解 Sradhachintaka 見至へ又は見到、又は見得 Anāgāhika に關すとすべけんのみ。」

【四八】 修所斷の十隨眠。欲界の貪・瞋・慢・疑の四と上二界に於ける瞋を除く餘の各三の六と合して十をさす。

【四九】 現觀邊の忍。舊論は「無間の忍」。

【五〇】 所等起。舊論は「所起」。

【五一】 身語業。舊論も「身口業」。

【五二】 學・無學・非學非無學。同前第二十九、三學門で、舊論も同。

善の色處 云何が善なる。謂はく、善の身表業なり。

不善の色處 云何が不善なる。謂はく、不善の身表業なり。

無記の色處 云何が無記なる。謂はく、善・不善の身表業を除く諸の餘の色處なり。

三種の聲處 聲處は或ひは善、或ひは不善、或ひは無記なり。

善の聲處 云何が善なる。謂はく、善の語表業なり。

不善の聲處 云何が不善なる。謂はく、不善の語表業なり。

無記の聲處 云何が無記なる。謂はく、善・不善の語表業を除く諸の餘の聲處なり。

三種の意處 意處は或ひは善、或ひは不善、或ひは無記なり。

善の意處 云何が善なる。謂はく、善の作意相應の意處なり。

不善の意處 云何が不善なる。謂はく、不善の作意相應の意處なり。

無記の意處 云何が無記なる。謂はく、無記の作意相應の意處なり。

三種の法處 法處は或ひは善、或ひは不善、或ひは無記なり。

善の法處 云何が善なる。謂はく、法處所攝の善の身語業及び善の受・想・行蘊、並びに擇滅なり。

不善の法處 云何が不善なる。謂はく、法處所攝の不善の身語業及び不善の受・想・行蘊なり。

無記の法處 云何が無記なる。謂はく、無記の受・想・行蘊及び虚空・非擇滅なり。

二八、三所門 此の十二處は幾つか見所斷、幾つか修所斷、幾つか非所斷なる。答ふ、十は修所斷、二は應さに分別すべし。

三種の意處 謂はく、意處は或ひは見所斷、或ひは修所斷、或ひは非所斷なり。

見所斷の意處 云何か見所斷なる。謂はく、若し意處の隨信・隨法行の現觀邊の忍の所斷なるなり。

此れは復た云何。謂はく、見所斷の八十八隨眠相應の意處なり。

【一〇】 身表業。舊論には「自作」に作る。

【一一】 語表業。舊論には「口聲」と。

【一二】 作意相應。舊論は「意思惟相應」と。

【一三】 見所斷等。同前の第二十八、三所門で舊論は「見所斷、不斷」と。

心所なる法處

非心所なる法處

二五、有所緣・無所緣

二種の法處

有所緣の法處

無所緣の法處

二六、業・非業

二種の色處

業なる色處

非業の色處

二種の色處

業なる聲處

非業なる聲處

二種の法處

是れ業なる法處

非業なる法處

二七、三性門

三種の色處

云何が是れ心所なる。謂はく、有所緣の法處なり。

云何が非心所なる。謂はく、無所緣の法處なり。

此の十二處は幾つか三七、有所緣、幾つか無所緣なる。答ふ、一は有所緣、十は無所緣にして、一は應さに分別すべし。

謂はく、法處は或ひは有所緣、或ひは無所緣なり。

云何が有所緣なる。謂はく、諸の心所なり。

云何が無所緣なる。謂はく、非心所の法處なり。

此の十二處は幾つか三五、是れ業、幾つか非業なる。答ふ、九は非業、三は應さに分別すべし。

謂はく、色處は或ひは是れ業、或ひは非業なり。

云何が是れ業なる。謂はく、身表業なり。

云何が非業なる。謂はく、餘の色處なり。

聲處は或ひは是れ業、或ひは非業なり。

云何が是れ業なる。謂はく、語表業なり。

云何が非業なる。謂はく、餘の聲處なり。

法處は或ひは是れ業、或ひは非業なり。

云何が是れ業なる。謂はく、法處所攝の身語業及び思なり。

云何が非業なる。謂はく、餘の法處なり。

此の十二處は幾つか三五、善、幾つか不善、幾つか無記たる。答ふ、八は無記、四は應さに分別すべし。

謂はく、色處は或ひは善、或ひは不善、或ひは無記なり。

【三七】 有所緣等。同前の第二十五門で、舊論は「有緣・無緣」。

【三五】 是れ業等。同前の第二十六門で、舊論も同。

【三五】 善等。同前の第二十七、所謂三性門で、舊論も同。

有異熟の意處 云何が有異熟なる。謂はく、不善・善・有漏の意處なり。

無異熟の意處 云何が無異熟なる。謂はく、無記・無漏の意處なり。

法處の例釋 法處も亦爾なり。

二〇、見・非見 此の十二處は幾つか是れ見、幾つか非見なる。答ふ、一は是れ見、十は非見にして、一は應さに分別すべし。

二種の法處 謂はく、法處は或ひは是れ見、或ひは非見なり。

見の法處 云何が是れ見なる。謂はく、五の染汚の見と、世俗の正見と、學・無學の見となり。云何が非見なる。謂はく、餘の法處なり。

二一、内・外 此の十二處は幾つか内、幾つか外なる。答ふ、六は内、六は外なり。

二二、有執受・無執受 此の十二處は幾つか有執受、幾つか無執受なる。答ふ、三は無執受、九は應さに分別すべし。

二種の眼處 謂はく、眼處は或ひは有執受、或ひは無執受なり。

有執受の眼處 云何が有執受なる。謂はく、自體の所攝なる眼處なり。

無執受の眼處 云何が無執受なる。謂はく、自體の所攝に非らざる眼處なり。

色等九處の例釋 色・耳・聲・鼻・香・舌・味・身・觸處も亦爾なり。

第三節 十二處の諸門分別(其の三)

二三、心・非心 此の十二處は幾つか是れ心、幾つか非心なる。答ふ、一は是れ心、十一は非心なり。

二四、心所・非心所 此の十二處は幾つか是れ心所、幾つか非心所なる。答ふ、十一は非心所、一は應さに分別すべし。

二種の法處 謂はく、法處は或ひは是れ心所、或ひは非心所なり。

【二〇】見等。同前の第二十門で、舊論も同。

【二一】五の染汚の見。有身見、邊執見、邪見、見取見、戒禁取見の五。

【二二】内等。同前の第二十一門で、舊論も同。

【二三】有執受等。同前の第二十二門で、舊論は「受・不受」。

【二四】自體の所攝等。舊論は自性受。下の自體の所攝に非らざるは同、非自性受。

【二五】是れ心等。同前の第二十三門で、舊論も同。

【二六】心所等。同前の第二十四門で、舊論は「心法・非心法」。

二種の色處

謂はく、色處は或ひは有覆或ひは無覆なり。

有覆の色處

云何が有覆なる。謂はく、不善と有覆無記との色處なり。

無覆の色處

云何が無覆なる。謂はく、善と無覆無記との色處なり。

聲等三處の例釋

聲・意・法處も亦爾なり。

六二七、染汚・不染汚、有罪・無罪

有覆・無覆の如く、染汚・不染汚、有罪・無罪も應さに知るべし亦爾なり。

二門の例釋

此の十二處は幾つか、應修、幾つか不應修なる。答ふ、八は不應修、四は應さに

一八、應修・不應修

分別すべし。

二種の色處

謂はく、色處は或ひは應修、或ひは不應修なり。

應修の色處

云何が應修なる。謂はく、善の色處なり。

不應修の色處

云何が不應修なる。謂はく、不善・無記の色處なり。

聲・意二處の例釋

聲・意處も亦爾なり。

二種の法處

法處は或ひは應修、或ひは不應修なり。

應修の法處

云何が應修なる。謂はく、善・有爲の法處なり。

不應修の法處

云何が不應修なる。謂はく、不善と無記との法處及び擇滅なり。

一九、有異熟・無異熟

此の十二處は幾つか、有異熟、幾つか無異熟なる、答ふ、八は無異熟、四は應さに分別すべし。

二種の色處

謂はく、色處は或ひは有異熟、或ひは無異熟なり。

有異熟の色處

云何が有異熟なる。謂はく、善・不善の色處なり。

無異熟の色處

云何が無異熟なる。謂はく、無記の色處なり。

聲處の例釋

聲處も亦爾なり。

二種の意處

意處は或ひは有異熟、或ひは無異熟なり。

【三】 染汚・不染汚。同前の第十六門にして、舊論には「穢汚・不穢汚」と記し、次の「有罪・無罪」と共に「應修・不應修」の次に入れ且つ各別に詳説してゐる。

【三】 有罪・無罪。同前の第十七門で、舊論も同。

【八】 應修等。同前の第十八門で舊論も同。

【九】 有異熟等。同前の第十九門で、舊論は「有報・無報」。

【九】 有異熟等。同前の第十九門で、舊論は「有報・無報」。

【九】 有異熟等。同前の第十九門で、舊論は「有報・無報」。

【九】 有異熟等。同前の第十九門で、舊論は「有報・無報」。

【九】 有異熟等。同前の第十九門で、舊論は「有報・無報」。

【九】 有異熟等。同前の第十九門で、舊論は「有報・無報」。

【九】 有異熟等。同前の第十九門で、舊論は「有報・無報」。

【九】 有異熟等。同前の第十九門で、舊論は「有報・無報」。

【九】 有異熟等。同前の第十九門で、舊論は「有報・無報」。

【九】 有異熟等。同前の第十九門で、舊論は「有報・無報」。

【九】 有異熟等。同前の第十九門で、舊論は「有報・無報」。

【九】 有異熟等。同前の第十九門で、舊論は「有報・無報」。

【九】 有異熟等。同前の第十九門で、舊論は「有報・無報」。

【九】 有異熟等。同前の第十九門で、舊論は「有報・無報」。



二滅なり。

五、有爲・無爲

此の十二處は幾つか<sup>一五</sup> 有爲、幾つか無爲なる。答ふ、十一は有爲、一は應さに分別すべし。

二種の法處

謂はく、法處は或ひは有爲或ひは無爲なり。

有爲の法處

云何が有爲なる。謂はく、法處所攝の身・語業及び受・想・行蘊なり。

無爲の法處

云何が無爲なる。謂はく、虚空二滅なり。

六、有諍・無諍

此の十二處は幾つか<sup>一六</sup> 有諍、幾つか無諍なる。答ふ、十は有諍、二は應さに分別すべし。

謂はく、意處と法處とは若し有漏ならば是れ有諍、若し無漏ならば是れ無諍なり。

七、一三、世間・出世間、墮界・不墮界、有味著・無味著等七門例釋

有諍・無諍の如く、世間・出世間、墮界・不墮界、有味著・無味著、耽嗜依・出離依、順結・不順結、順取・不順取、順纏・不順纏も應さに知るべし亦爾なり。

第二節 十二處の諸門分別(其の一)

一四、有記・無記

此の十二處は幾つか<sup>一四</sup> 有記、幾つか無記なる。答ふ、八は無記、四は應さに分別すべし。

二種の色處

謂はく、色處は或ひは有記或ひは無記なり。

有記の色處

云何が有記なる。謂はく、善・不善の色處なり。

無記の色處

云何が無記なる。謂はく、善・不善の色處を除く諸の餘の色處なり。

聲・意・法三處の例釋

聲・意・法處も亦爾なり。

一五、有覆・無覆

此の十二處は幾つか<sup>一五</sup> 有覆、幾つか無覆なる。答ふ、八は無覆、四は應さに分別すべし。

【一三】 作意。舊論は「意行」。

【一四】 身・語業。舊論は身口業。

【一五】 有爲等。同前の第五門で、舊論も同。

【一六】 有諍等。同前の第六門で、舊論も同。

【一七】 世間・出世間。同上第七門で、舊論も同。

【一八】 墮界・不墮界。同上第八門で、舊論には不記。

【一九】 有味著等。同前の第九門で、舊論の「有過、無過」か。

【二〇】 耽嗜依等。同上第十門で、舊論は「依家、依出要」。

(但し、要字、理護藏本は家に作る)。

【二一】 順結等。同前の第十一門で、舊論は「使、非使」。

【二二】 順取等。同前の第十二門で、舊論は「受、非受」。

【二三】 順纏等。同前の第十三門で、舊論は「纏、非纏」。

【二四】 有記等。同前の第十四門で、舊論も同。

【二五】 有覆等。同前の第十五門で、舊論は「隱沒、不隱沒」。

蓋しこの有覆とは染汚といふのと同じく、又無覆とは染じて不染汚といふに同じ、前者は専ら不善と有覆とをすべて攝し、後者はまた善と無覆無記とを悉く攝するの意である。

辯諸處品第三 (第三章 十二處論)

第一節 十二處とその諸門分別(其の一)

十二處有り。謂はく、眼處・色處・耳處・聲處・鼻處・香處・舌處・味處・身處・觸處・意識・法處なり。

此の十二處は幾つか 有色、幾つか無色なる。答ふ、十は有色、一は無色なり。

二種の法處 謂はく、法處は或ひは有色或ひは無色なり。

有色の法處 謂はく、有色の法處は或ひは無漏なる。答ふ、十は有對、二は無對なり。

無色の法處 謂はく、無色の法處は或ひは無漏なる。答ふ、十は有對、二は無對なり。

二、有見・無見 此の十二處は幾つか 有見、幾つか無見なる。答ふ、一は有見、十一は無見なり。

三、有對・無對 此の十二處は幾つか 有對、幾つか無對なる。答ふ、十は有對、二は無對なり。

四門 此の十二處は幾つか 有漏、幾つか無漏なる。答ふ、十は有漏、二は無漏に分別すべし。

ナベシ。

二種の意處 謂はく、意處は或ひは有漏或ひは無漏なり。

有漏の意處 謂はく、有漏の作意相應の意處なり。

無漏の意處 謂はく、無漏の作意相應の意處なり。

二種の法處 法處は或ひは有漏或ひは無漏なり。

有漏の法處 謂はく、法處所攝の有漏の身・語業及び有漏の受・想・行蘊なり。

り。

無漏の法處 謂はく、法處所攝の無漏の身・語業及び無漏の受・想・行蘊・虚空。

【六】 辯諸處品第三。又原漢譯では、その上に「品類足類」の四字を冠す、舊論は「分別諸入品第三」と。而してこゝからその第二卷が初まる。十二處の諸門分別をなし、最後に五蘊十二處等の互攝を論ずるの一段である。

【七】 十二處有り。舊論はこれを引經に作り、曰く、世尊の闍維輪那 Jalsakpa (Pali)は常に Jāṇaseṇi 婆羅門の爲めに「一切」を説か、婆羅門よ、當さに知るべし、一切とは謂はく十二入なり、云何が十二なる。蓋し、毘婆沙三、P. 217b「法蘊足論」第十、處品第十八初を参照すべし。

附記一と云ふの諸門分別の所謂諸門は新論三十三門、舊論三十二門ありて、その間の開きの一門あるは著目に價するが、その各一に關しては南傳界論、北傳舍利弗阿毘曇論初その外参照のこと。

【八】 有色等。十二處の諸門分別の第一で、舊論には(色・非色)に作る。

【九】 有見等。同上第二門で、舊論は「可見・不可見」と。

【一〇】 有對等。同前の第三門で、舊論も同。

【一一】 有漏等。同前の第四門で、舊論も同。

有漏縁の法智

云何が有漏縁なる。謂はく、苦・集を縁するなり。

無漏縁の法智

云何が無漏縁なる。謂はく、滅・道を縁するなり。

類・盡・無生三智の例釋

類智・盡智・無生智も亦爾なり。

二種の他心智

他心智も或ひは有漏縁或ひは無漏縁なり。

有漏縁の他心智

云何が有漏縁なる。謂はく、他が有漏の心・心所法を知るなり。

無漏縁の他心智

云何が無漏縁なる。謂はく、他が無漏の心・心所法を知るなり。

二種の世俗智

世俗智も或ひは有漏縁或ひは無漏縁なり。

有漏縁の世俗智

云何が有漏縁なる。謂はく、苦・集を縁するなり。

無漏縁の世俗智

云何が無漏縁なる。謂はく、滅道及び虚空・非擇滅を縁するなり。

三、有爲、無爲門

是くの如きの十智は幾つか有爲、幾つか無爲なる。答ふ、一切是れ有爲にして、無爲には非らず。

無爲には非らず。

四、有爲縁・無爲縁門

是くの如きの十智は幾つか有爲縁、幾つか無爲縁なる。答ふ、四は有爲縁、一は無爲縁にして、五は應さに分別すべし。

無爲縁にして、五は應さに分別すべし。

二種の法智

謂はく、法智は或ひは有爲縁或ひは無爲縁なり。

有爲縁の法智

云何が有爲縁なる。謂はく、苦・集・道を縁するなり。

無爲縁の法智

云何が無爲縁なる。謂はく、滅を縁するなり。

類・盡・無生三智の例釋

類智・盡智・無生智も亦爾なり。

二種の世俗智

世俗智は或ひは有爲縁或ひは無爲縁なり。

有爲縁の世俗智

云何が有爲縁なる。謂はく、苦・集・道を縁するなり。

無爲縁の世俗智

云何が無爲縁なる。謂はく、擇滅及び虚空・非擇滅を縁するなり。

【五】附記—舊論は如上でその第一卷畢り。

界繫の諸行の苦を知りて復た當さに知るべからず、我れは已に色・無色界繫の諸行の集を斷じて復た當さに斷すべからず、我れは已に色・無色界繫の諸行の滅を證して復た當さに證すべからず、我れは已に色・無色界繫の諸行能斷の道を修して復た當さに修すべからずと遍知するが故に。

(四)無生智||苦智の少分なる理由

何の故に無生智は是れ苦智の少分なりや。答ふ、無生智は自ら我れは已に苦を知りて復た當さに知るべからずと遍知するが故に。

(五)無生智||集智の少分なる理由

何の故に無生智は是れ集智の少分なりや。答ふ、無生智は自ら我れは已に集を斷じて復た當さに斷すべからずと遍知するが故に。

(六)無生智||滅智の少分なる理由

何の故に無生智は是れ滅智の少分なりや。答ふ、無生智は自ら我れは已に滅を證して復た當さに證すべからずと遍知するが故に。

(七)無生智||道智の少分なる理由

何の故に無生智は是れ道智の少分なりや。答ふ、無生智は自ら我れは已に道を修して復た當さに修すべからずと遍知するが故に。

十智の諸門分別

一、有漏・無漏行

是くの如きの十智は幾つか有漏、幾つか無漏なる。答ふ、一は有漏、八は無漏にして、二は應さに分別すべし。

第六節 十智の四門分別

二種の他心智

謂はく、他心智は或ひは有漏或ひは無漏なり。謂はく、他心智は或ひは有漏の心・心所法を知るなり。

有漏の他心智

云何が有漏なる。謂はく、他が有漏の心・心所法を知るなり。

無漏の他心智

是くの如きの十智は幾つか有漏縁、幾つか無漏縁なる。答ふ、二は有漏縁、二は無漏縁にして、六は應さに分別すべし。

二種の法智

謂はく、法智は或ひは有漏縁或ひは無漏縁なり。

【四】第六節等。以下十智に關する諸門分別で、これに(一)、有漏無漏門、(二)、有漏縁・無漏縁門、(三)、有爲・無爲門、(四)、有爲縁・無爲縁門、以上の四門がある。

の諸行の苦を知る、我れは已に色・無色界繫の諸行の集を斷ず、我れは已に色・無色界繫の諸行の滅を證す、我れは已に色・無色界繫の諸行能斷の道を修すと遍知するが故に。

何の故に盡智は是れ苦智の少分なりや。答ふ、盡智は自ら我れは已に苦を知ると遍知するが故に。

何の故に盡智は是れ集智の少分なりや。答ふ、盡智は自ら我れは已に集を斷ずと遍知するが故に。

何の故に盡智は是れ滅智の少分なりや。答ふ、盡智は自ら我れは已に滅を證すと遍知するが故に。

何の故に盡智は是れ道智の少分なりや。答ふ、盡智は自ら我れは已に道を修すと遍知するが故に。

一〇、無生智！  
（一）無生智は無生智なる理由

何の故に無生智は是れ無生智の全なりや。答ふ、無生智は自ら我れは已に苦を知りて復た當さに知るべからず、我れは已に集を斷じて復た當さに斷ずべからず、我れは已に滅を證して復た當さに證すべからず、我れは已に道を修して復た當さに修すべからずと遍知するが故に。

（二）無生智は法智の少分なる理由

何の故に無生智は是れ法智の少分なりや。答ふ、無生智は自ら我れは已に欲界繫の諸行の苦を知りて復た當さに知るべからず、我れは已に欲界繫の諸行の集を斷じて復た當さに斷ずべからず、我れは已に欲界繫の諸行の滅を證して復た當さに證すべからず、我れは已に欲界繫の諸行能斷の道を修して復た當さに修すべからずと遍知するが故に。

（三）無生智は類智の少分なる理由

何の故に無生智は是れ類智の少分なりや。答ふ、無生智は自ら我れは已に色・無色

# 卷の第二

## 第五節 十智五攝の所由(其の二)

八、道智―  
〔一〕道智―道智なる理由

〔二〕道智―法智の少分なる理由

〔三〕道智―類智の少分なる理由

〔四〕道智―他心智の少分なる理由

〔五〕道智―盡智の少分なる理由

〔六〕道智―無生智の少分なる理由

九、盡智―  
〔一〕盡智―盡智なる理由

〔二〕盡智―法智の少分なる理由

〔三〕盡智―類智の少分なる理由

何の故に道智は是れ道智の全なりや。答ふ、道智は聖道を 道・如・行・出と知るが故に。

何の故に道智は是れ法智の少分なりや。答ふ、道智は欲界繫の諸行能斷の道を道・如・行・出と知るが故に。

何の故に道智は是れ類智の少分なりや。答ふ、道智は色・無色界繫の諸行能斷の道を道・如・行・出と知るが故に。

何の故に道智は是れ他心智の少分なりや。答ふ、道智は聖道中の他が無漏の心・心所を知るが故に。

何の故に道智は是れ盡智の少分なりや。答ふ、道智は自ら我れは已に道を修すと通知するが故に。

何の故に道智は是れ無生智の少分なりや。答ふ、道智は自ら我れは已に道を修して復た當さに修すべからずと通知するが故に。

何の故に盡智は是れ盡智の全なりや。答ふ、盡智は自ら我れは已に苦を知る、我れは已に集を斷ず、我れは已に滅を證す、我れは已に道を修すと通知するが故に。

何の故に盡智は是れ法智の少分なりや。答ふ、盡智は自ら我れは已に欲界繫の諸行の苦を知る、我れは已に欲界繫の諸行の集を斷ず、我れは已に欲界繫の諸行の滅を證す、我れは已に欲界繫の諸行能斷の道を修すと通知するが故に。

何の故に盡智は是れ類智の少分なりや。答ふ、盡智は自ら我れは已に色・無色界繫

【一】 卷の第二。下に例の如く、「尊者世友造、三藏法師玄非譯を奉じて譯す」との記をおくも今は略す。以下毎卷然り。

【二】 第五節。原漢譯にはこの科段の代りに、「辯諸智品第二の餘」と記するも、今且らくかく改む。

【三】 道・如・行・出。舊論は道・如・跡・乘。次も準ず。

【四九】復た類智等。上の二智の第二説下の註参照。他の二本との相違は同下のそれに準ず。

【五〇】他心智。舊論は「知他心智」。五法行經は「知人心智」。

【五一】智の等。舊論は「若し智の修の果にして、得て失はざるか、欲界と色界との他の衆生の現在の心心法を知り、亦無漏の心心法を知る、是れを知他心智と名づく」。

【五二】世俗智。舊論は「等智」。五法行經は「巧智」。

【五三】非常等。舊論は「無常・苦・空・非我」。五事論は「無常性・苦性・空性・無我の性」と。

【五四】因等。舊論は「因・集・有・緣」。五事論は「因・集・生・緣」。

【五五】滅等。舊論は「滅・止・妙・離」。五事論は「滅・靜・妙・出離」。

【五六】道・如等。舊論は「道・如・跡・乘」。五事論は「道・如・行・出」。

【五七】智・見等。舊論は「智・見・明・覺・慧・無間等」。五事論は「知・見・覺・慧・了知・分明」。

【五八】復た證得。現前證得。【五九】無生智。五法行經は「無生智」。

【六〇】現觀邊の忍。舊論は「無間忍」。五事論は「現觀邊より生ずる所の八の忍なり」と。五法行經は「八の忍者可」と。

【六一】現觀。舊論は「無間等」。五事論は「今と同」。五法行經は「？」。

【六二】得。五法行經は「徳」。【六三】諸法等。五事論は「諸法の所獲なり」。舊論は「得法なり」と。

【六四】無想定。五事論は「無想定等至」。五法行經は「有無思想思惟」。

【六五】遍淨。舊論は「遍淨天は離欲し云云」。五法行經は「一切淨」。

【六六】滅定。舊論は「滅盡定」。五事論は「滅盡等至」。五法行經は「滅思惟」。

【六七】無所有處。五法行經には「二十六(又は八)宋・元・明及び宮内省の四本」天上を名づけて「不欲と爲す」と記す。

【六八】無想事。舊論は「無想天」。五事論は「無想所有」。

五法行經は「不想惟」。【六九】無想有情天。五法行經は「無有思想入」。

【七〇】衆同分。舊論は「種類」。五事論は「今と同」。五法行經は「會」。

【七一】依得。舊論は「處得」。五事論は「得處所」。五法行經は「得處」。

【七二】所依等。舊論は「方處を得るなり」。五事論は「諸の境を獲るなり」と。

【七三】事得。五事論は「得事」。五法行經は「種得」。

【七四】處得。舊論は「入得」。五事論は「得處」。五法行經は「又・入得」。

【七五】住。五法行經は「止」。【七六】無常。五事論は「無常性」。五法行經は「非常」。

【七七】名身。五法行經は「名字」。【七八】句身。同上の「絶(?)」。【七九】字滿。五事論は「文圓滿なり」と。

【八〇】文身。舊論は「味身」。五法行經に「改用?」。【八一】字乘。五事論は「即ち彼の字身を名づけて文身と爲す」。

【八二】淨。五法行經は「空」。【八三】非擇滅。舊論は「非數滅(順序が數滅を先きす)」。五事論は「淨も順序も今と同じ」。五法行經は「盡尙未離」。

【八四】擇滅。舊論は「數滅」。五法行經は「盡」。備考薩婆多宗五事論は以上で終る。つまり品類足論の辯五事品第一と丁度相應せる譯である。

【八五】辯諸智品。原漢譯には「品類足論」の四字を冠し且つその第一とするが、今は前品に合せて且らく今の通りに改む。舊論には「衆事分阿毘達論分別智品第二」と作る。

【八六】前きに等。舊論は「一一列舉す」。

【八七】一分の無漏。舊論をたゞ「無漏」と作る。次も同じ。

【八八】及び以下。舊論は「又たゞ・無漏」と。

【八九】諸行。舊論の「行の苦」と苦の字を附してゐる。次も同じ。

【九〇】如理所引等。舊論に「巧便不巧便非巧便非不巧便」と。

復た當さに知るべらずと遍知するが故に。

(六)集智一  
(一)集智集智なる理由

何の故に集智は是れ集智の全なりや。答ふ、集智は有漏の因を因・集・生・縁と知るが故に。

(二)集智法智の少分なる理由

何の故に集智は是れ法智の少分なりや。答ふ、集智は欲界繫の諸行の因を因・集・生・縁と知るが故に。

(三)集智類智の少分なる理由

何の故に集智は是れ類智の少分なりや。答ふ、集智は色・無色界繫の諸行の因を因・集・生・縁と知るが故に。

(四)集智盡智の少分なる理由

何の故に集智は是れ盡智の少分なりや。答ふ、集智は自ら我れは已に集を斷すと遍知するが故に。

(五)集智無生智の少分なる理由

何の故に集智は是れ無生智の少分なりや。答ふ、集智は自ら我れは已に集を斷じ、復た當さに斷すべからずと遍知するが故に。

七、減智  
(一)減智減智なる理由

何の故に減智は是れ減智の全なりや。答ふ、減智は擇減を減・靜・妙・離と知るが故に。

(二)減智法智の少分なる理由

何の故に減智は是れ法智の少分なりや。答ふ、減智は欲界繫の諸行の減を減・靜・妙・離と知るが故に。

(三)減智類智の少分なる理由

何の故に減智は是れ類智の少分なりや。答ふ、減智は色・無色界の諸行の減を減・靜・妙・離と知るが故に。

(四)減智盡智の少分なる理由

何の故に減智は是れ盡智の少分なりや。答ふ、減智は自ら我れは已に減を證すと遍知するが故に。

(五)減智無生智の少分なる理由

何の故に減智は是れ無生智の少分なりや。答ふ、減智は自ら我れは已に減を證し、復た當さに證すべからずと遍知するが故に。

事論は有欲。五法行經は「欲世間。」

【一】慢。五法行經は「憍慢。」

【二】寤。寤論は「上煩惱。五法行經は「塵。」

【三】纏。五法行經は「從起。」

【四】而してその八を「睡・眠・樂・疑・癡・恚・不悅・不慍等」と作る。

【五】昏沈等。舊論は昏沈と睡眠との二の代りに睡・眠の二をあぐ。

【六】掉舉。舊論は掉、

【七】惡作。舊論は悔、

【八】嫉。五事論は「嫉妬。」

【九】瞋。五事論は「憍慢。」

【一〇】無愧。舊論は最後に刺註を入れて「十纏中に於いて怨・覆無きなり」と記す。

【一一】十智。五法行經は「十詰」と。

【一二】法智等。集異門足論卷七、二種の四智、卷三、盡智、無生智等参照。

【一三】法智。五法行經は「法詰。」

【一四】復た法智等第二説。舊論は「復た次に法智は(?)亦法智地を緣する無漏智なり。」

是れを法智と名づく、五事論は「復た次に法智は法智地中の無漏の諸智なり。此れを法智と名づく。」

【一五】類智。舊論は比智、五事論は隨類智。五法行經は比詰。



(一)他心智||法智の少分なる理由

何の故に他心智は是れ法智の少分なりや。答ふ、他心智は欲界繫の諸行能斷の道の中の他が無漏の心・心所を知るが故に。

(二)他心智||類智の少分なる理由

何の故に他心智は是れ類智の少分なりや。答ふ、他心智は色・無色界繫の諸行能斷の道の中の他が無漏の心・心所を知るが故に。

(三)他心智||世俗智の少分なる理由

何の故に他心智は是れ世俗智の少分なりや。答ふ、他心智は他が有漏の心・心所を知るが故に。

(四)他心智||道智の少分なる理由

何の故に他心智は是れ道智の少分なりや。答ふ、他心智は聖道の中の他が無漏の心・心所を知るが故に。

(一)世俗智||世俗智なる理由

何の故に世俗智は是れ世俗智の全なりや。答ふ、世俗智は一切法の、或ひは如理所引、或ひは不如理所引、或ひは非如理非不如理所引なるを知るが故に。

(二)世俗智||他心智の少分なる理由

何の故に世俗智は是れ他心智の少分なりや。答ふ、世俗智は他が有漏の心・心所を知るが故に。

(一)苦智||苦智なる理由

何の故に苦智は是れ苦智の全なりや。答ふ、苦智は五取蘊を非常・苦・空・非我と知るが故に。

(二)苦智||法智の少分なる理由

何の故に苦智は是れ法智の少分なりや。答ふ、苦智は欲界繫の五取蘊を非常・苦・空・非我と知るが故に。

(三)苦智||類智の少分なる理由

何の故に苦智は是れ類智の少分なりや。答ふ、苦智は色・無色界繫の五取蘊を非常・苦・空・非我と知るが故に。

(四)苦智||盡智の少分なる理由

何の故に苦智は是れ盡智の少分なりや。答ふ、苦智は自ら我れは已に苦を知ると通知するが故に。

(五)苦智||無生智の少分なる理由

何の故に苦智は是れ無生智の少分なりや。答ふ、苦智は自ら我れは已に苦を知り、

【一】忍・樂等。舊論は「欲を起し、忍を起し、見を起す」と。

【二】邊執見。舊論は「邊見」(五事論は今と同)。五法行經は「邊邪」。

【三】邪見。舊論はたゞ「因果を誘ふ」と。五法行經は「邪邪」。

【四】取結。五事論は「勝執結」。舊論は他取結。五法行經は「盜結」。

【五】見取。五事論は見勝執。五法行經は「受盜」。

【六】戒禁取。舊論は戒取、五事論は戒禁勝執。五法行經は戒盜。

【七】能清淨。舊論は「清淨」。【八】能解脫。同上は「解脫」。

【九】能出離。同上は「出要」。

【一〇】心の等。舊論は「心の曠の増應なり」。五事論は曠を疾に作り、「心亂を性と爲す」と釋す。

【一一】心の鄙悟。五事論は「心執を性と爲す」と。

【一二】縛。五事論は「繫縛」。參照。舊論及び五法行經は「使」。五事論は「徵應」と。

【一三】欲貪。舊論、五事論共に「貪」。五法行經は「欲使」。舊論は曠。五法行經は「不可」。

【一四】有貪。舊論は有愛、五

(一)類智||他心  
智の少分なる理由

何の故に類智は是れ他心智の少分なりや。答ふ、類智は色・無色界繫の諸行能斷の道の中の他が無漏の心・心所を知るが故に。

(二)類智||苦智  
の少分なる理由

何の故に類智は是れ苦智の少分なりや。答ふ、類智は色・無色界繫の五取蘊を非常・苦・空・非我と知るが故に。

(四)類智||集智  
の少分なる理由

何の故に類智は是れ集智の少分なりや。答ふ、類智は色・無色界繫の諸行の因を因・集・生・縁と知るが故に。

(五)類智||滅智  
の少分なる理由

何の故に類智は是れ滅智の少分なりや。答ふ、類智は色・無色界繫の諸行の滅を滅・靜・妙・離と知るが故に。

(六)類智||道智  
の少分なる理由

何の故に類智は是れ道智の少分なりや。答ふ、類智は色・無色界繫の諸行能斷の道を道・如・行・出と知るが故に。

(七)類智||盡智  
の少分なる理由

何の故に類智は是れ盡智の少分なりや。答ふ、類智は自ら我れは已に色・無色界繫の諸行の苦を知り、我れは已に色・無色界繫の諸行の集を斷じ、我れは已に色・色界繫の諸行の滅を證し、我れは已に色・無色界繫の諸行能斷の道を修すと遍知するが故に。

(八)類智||無生智  
の少分なる理由

何の故に類智は是れ無生智の少分なりや。答ふ、類智は自ら我れは已に色・無色界繫の諸行の苦を知り、復た當さに知るべからず、我れは已に色・無色界繫の諸行の集を斷じ、復た當さに斷すべからず、我れは已に色・無色界繫の諸行の滅を證し、復た當さに證すべからず、我れは已に色・無色界繫の諸行能斷の道を修し、復た當さに修すべからずと遍知するが故に。

三、他心智||他  
心智なる理由

何の故に他心智は是れ他心智の全なりや。答ふ、他心智は欲・色界繫の和合現前の他が心・心所と、及び一分の無漏の他が心・心所とを知るが故に。

【一〇】結。集異門足論十九參照。

【一〇】愛結。五法行經は「持念結」。

【一一】愚結。同上に「憎結」。

【一二】慢結。同上は「憍慢結」。

【一三】七慢。又、集異門足論十九慢結下參照。五法行經はこの七慢を(一)憍慢、(二)慢、(三)自慢、(四)自計慢、(五)欺慢、(六)不如慢、(七)邪慢等と作る。

【一四】慢。

【一五】劣。舊論は「卑」。

【一六】等に於いて等。舊論は「勝に於いて相ひ似る」と謂ひ、五事論は今の論と同じ。

【一七】此れに由る等。舊論には「彼れに於いて起る輕心・自舉・自高、是れを慢と名づく」と。以下準ず。

【一八】過慢。舊論は增慢。五法行經は。

【一九】慢過慢。舊論は「慢慢」。

【二〇】五取蘊。舊論は五受陰。

【二一】等隨觀。舊論はたい。

【二二】五事論は「隨觀」。

【二三】卑慢。舊論は不如慢。

【二四】無明結。五法行經は「癡結」。

【二五】見結。五法行經は「邪結」。

【二六】有身見。舊論、五事論共に「身見」。五法行經は「身邪」。

の滅・諸行能斷の道を知るが故に。

(二)法智||他心智の少分なる理由

何の故に法智は是れ他心智の少分なりや。答ふ、法智は欲界繫の諸行能斷の道の中その他が無漏の心・心所を知るが故に。

(三)法智||苦智の少分なる理由

何の故に法智は是れ苦智の少分なりや。答ふ、法智は欲界繫の五取蘊を非常・苦・空・非我と知るが故に。

(四)法智||集智の少分なる理由

何の故に法智は是れ集智の少分なりや。答ふ、法智は欲界繫の諸行の因・集・生・縁と知るが故に。

(五)法智||滅智の少分なる理由

何の故に法智は是れ滅智の少分なりや。答ふ、法智は欲界繫の諸行の滅を滅・靜・妙・離と知るが故に。

(六)法智||道智の少分なる理由

何の故に法智は是れ道智の少分なりや。答ふ、法智は欲界繫の諸行能斷の道を道・如・行・出と知るが故に。

(七)法智||盡智の少分なる理由

何の故に法智は是れ盡智の少分なりや。答ふ、法智は自ら我れは已に欲界繫の諸行の苦を知り、我れは已に欲界繫の諸行の集を斷じ、我れは已に欲界繫の諸行の滅を證し、我れは已に欲界繫の諸行能斷の道を修すと遍智するが故に。

(八)法智||無生智の少分なる理由

何の故に法智は是れ無生智の少分なりや。答ふ、法智は自ら我れは已に欲界繫の諸行の苦を知り、復た當さに知るべからず、我れは已に欲界繫の諸行の集を斷じ、復た當さに斷すべからず、我れは已に欲界繫の諸行の滅を證し、復た當さに證すべからず、我れは已に欲界繫の諸行能斷の道を修し、復た當さに修すべからずと遍智するが故に。

(二)類智||類智なる理由

何の故に類智は是れ類智の全なりや。答ふ、類智は色・無色界繫の諸行・諸行の因・諸行の滅・諸行能斷の道を知るが故に。

論は「心の重なるを性と爲す」と。

【九】何。右に準ずる諸典參照。五法行經は「念」。

【一〇】細動。舊論は「觀は謂はく心の細なるなり、五事論は「何は心の細なるを性と爲す」と。

【一一】放逸。又右同準の諸書中參照。五法行經の「貪」？

【一二】不放逸。又右同準の諸典中參照。五法行經の「不貪」。

【一三】三善根。集異門足論三法品の二―卷三參照。五法行經は「三善本」。

【一四】三不善根。同上三法品の一―卷三中參照。五法行經は「三不善本」。

【一五】無記根。五事論には釋して曰はく「云何が無記の愛なる。謂はく色・無色の五種の所作なり」と。

【一六】無記の愛。五法行經は不分別本。

【一七】無記の見。同上に曰はく「欲界中の所行なる身見及び邊見と、色・無色中の所行なる五見となり」と。

【一八】無記の慢。同上に曰はく「色・無色中の五種の所行なり」と。

【一九】欲界中の無明。同上に曰はく「欲界中の所行なる身見及び邊見相應の無明と色・無色中の五種の所行となり」と。

すべからず、我れは已に滅を證し、復た當さに證すべからず、我れは已に道を修し、復た當さに修すべからずと遍智するが故に。

第三節 十智の互攝

法智 法智は是れ幾智の全、幾智の少分なりや。答ふ、法智は是れ法智の全、七智の少分なり。謂はく、他心智・苦智・集智・滅智・道智・盡智・無生智なり。

類智 類智は是れ幾智の全、幾智の少分なりや。答ふ、類智は是れ類智の全、七智の少分なり。謂はく、他心智・苦智・集智・滅智・道智・盡智・無生智なり。

他心智 他心智は是れ幾智の全、幾智の少分なりや。答ふ、他心智は是れ他心智の全、四智の少分なり。謂はく、法智・類智・世俗智・道智なり。

世俗智 世俗智は是れ幾智の全、幾智の少分なりや。答ふ、世俗智は是れ世俗智の全、一智の少分なり。謂はく、他心智なり。

苦智 苦智は是れ幾智の全、幾智の少分なりや。答ふ、苦智は是れ苦智の全、四智の少分なり。謂はく、法智・類智・盡智・無生智なり。

集智・滅智 集智・滅智も應さに知るべし亦爾なり。...

道智 道智は是れ幾智の全、幾智の少分なりや。答ふ、道智は是れ道智の全、五智の少分なり。謂はく、法智・類智・他心智・盡智・無生智なり。

盡智 盡智は是れ幾智の全、幾智の少分なりや。答ふ、盡智は是れ盡智の全、六智の少分なり。謂はく、法智・類智・苦智・集智・滅智・道智なり。

無生智 無生智亦爾なり。

第四節 十智五攝の所由 (其の一)

何の故に法智は是れ法智の全なりや。答ふ、法智は欲界繫の諸行・諸行の因・諸行

と同文。  
【八一】 定。界身足論同上及び俱舍四等の「三摩地」下参照。  
【八二】 心一境の性。舊論は「一心なり」、五事論は今と同。  
【八三】 慧。界身足論同上及び俱舍四等参照。五法行經の「點」か。  
【八四】 心の擇法の性。同論に「法に於ける決斷なり」、五事論には「法を決擇するなり」と。  
【八五】 信。俱舍四、及び毘婆沙三、p. 118 etc. 五法行經も信。  
【八六】 淨淨。舊論は「心の淨なるなり」、五事論は「心の極淨なるなり」と。  
【八七】 勤。前註の如く、舊論、五事論共に「精進」に作る。同前の諸書等参照のこと。尙、俱舍等に曰はく、心の善事に於いて勇悍に専注するを不放逸と名づく。五法行經に進。  
【八八】 勇悍。舊論は「心の堪へて能く勇猛なるなり」、五事論は「心の欲樂なり」と。  
【八九】 尋。從前諸毘婆沙中の諸註乃至界身足論同上、俱舍四等参照。五法行經は「計」。  
【九〇】 愈動。舊論は「覺」とは謂はく心の愈なるなり」、五事

一、法智 何の故に法智は欲界繫の諸行と及び一分の無漏法とを縁するや。答ふ、法智は欲

界繫の諸行、諸行の因、諸行の滅、諸行能斷の道を知るが故に。

二、類智 何の故に類智は色・無色界繫の諸行と及び一分の無漏法とを縁するや。答ふ、類

智は色・無色界繫の諸行・諸行の因・諸行の滅・諸行能斷の道を知るが故に。

三、他心智 何の故に他心智は欲・色界繫の和合現前の他が心・心所と、及び一分の無漏の他が

心・心所とを縁するや。答ふ、他心智は欲・色界繫の和合現前の他が心・心所と、及び

一分の無漏の他が心・心所とを知るが故に。

四、世俗智 何の故に世俗智は一切法を縁するや。答ふ、世俗智は一切法の或ひは、如理所引、

或ひは不如理所引、或ひは非如理非不如理所引なるを知るが故に。

五、苦智 何の故に苦智は五取蘊を縁するや。答ふ、苦智は五取蘊を非常・苦・空・非我と知

るが故に。

六、集智 何の故に集智は有漏の因を縁するや。答ふ、集智は有漏の因を因・集・生・縁と知る

が故に。

七、滅智 何の故に滅智は擇滅を縁するや。答ふ、滅智は擇滅を滅・靜・妙・離と知るが故に。

八、道智 何の故に道智は學・無學法を縁するや。答ふ、道智は學・無學法を道・如・行・出と知

るが故に。

九、盡智 何の故に盡智は一切の有爲法と及び擇滅とを縁するや。答ふ、盡智は自ら我れは

已に苦を知り、我れは已に集を斷じ、我れは已に滅を證し、我れは已に道を修せし

と遍智するが故に。

一〇、無生智 何の故に無生智は一切の有爲法と及び擇滅とを縁するや。答ふ、無生智は自ら我

れは已に苦を知り、復た當さに知るべからず、我れは已に集を斷じ、復た當さに斷

【七〇】 三和合の性。三とは根・境・識三のこと。法蘊足論十二中等參照。

【七一】 順樂受觸。Sukhavēda-niyya-sipparā。

【七二】 順苦受觸。Duhkha-v-<sup>21</sup>。

【七三】 順不苦不樂受觸。Añh-likhanūtha-v-<sup>21</sup>。

【七四】 作意。上註の如く、舊論には「憶」に作る。manasikāra (manasikāra) 集異門足論一、等參照。五法行は「意念」。

【七五】 覺覺。舊論は「心の發悟」、五事論は「心の轉ずる所」と。心をひきしめること。

【七六】 欲。Chanda( )。俱舍四、界身足論本本品中等參照。五法行經も欲。

【七七】 作樂。舊論は「心の作を欲するなり」、五事論は今と同。界身足論本本品第一中の註も參照。

【七八】 勝解。界身足論本本品第一その下參照。又前註の通り。舊譯には「解明」として

「心の解、已解、當解なり」と釋し、五事論には「勝解は謂はく、心所樂樂性樂作」といふが果して如何の讀むべきか。

【七九】 念。界身足論同上中、俱舍四等參照。

【八〇】 心の明記の性。舊論は「心の不忘なり」、五事論は今

一六、文身（一六）とは云何。謂はく、字衆なり。

一〇、減（一〇）十智（一〇）の所縁（一〇）の諸行（一〇）と及び（一〇）一分の無漏法（一〇）とを縁す。

三無爲（一）一、虚（一）擇減（一）空（一）虚空とは云何。謂はく、體の空虚・寬曠にして礙無く、色の行を障えざるなり。

二、非擇減（二）非擇減とは云何。謂はく、滅の離繫に非らざるなり。

三、擇減（三）擇減とは云何。謂はく、滅の是れ離繫なるなり。

### 辯諸智品第二（第二章 十智とその諸問題）

#### 第一節 十智の所縁

十智（十）有り。前（十）きに説くが如し。

法智は何の所縁ぞ。謂はく、欲界繫の諸行と及び（一六）一分の無漏法とを縁す。

類智は何の所縁ぞ。謂はく、色・無色界繫の諸行と及び（一六）一分の無漏法とを縁す。

他心智は何の所縁ぞ。謂はく、欲・色界繫の和合現前の他が心・心所と（一七）及び（一七）一分

の無漏の他が心・心所とを縁す。

世俗智は何の所縁ぞ。謂はく、一切法を縁す。

苦智は何の所縁ぞ。謂はく、五取蘊を縁す。

集智は何の所縁ぞ。謂はく、有漏の因を縁す。

滅智は何の所縁ぞ。謂はく、擇減を縁す。

道智は何の所縁ぞ。謂はく、學・無學法を縁す。

盡智は何の所縁ぞ。謂はく、一切の有爲法と及び擇減とを縁す。

無生智は何の所縁ぞ。謂はく、一切の有爲法と及び擇減とを縁す。

法蘊足論十(毘曇部三, p. 255)を参照。五法行經は「痛」

【一〇】 頌納。Yedanyāhe (Vopadā) — 毘曇部 IV, p. 31, [152] 参照。舊論にはこの一句なく、端的に「三受あり。謂はく、苦受」と記す。五事論は今の文に準ず。

【一六】 前註の如く、五事論は「相」に作る。集異門足論十五の六想身下、法蘊足論十の蘊品十五下その他参照。五法行經も想。

【一七】 取像の性。又、舊譯には事字を缺く。五事論には「遍知の性」と。

【一八】 小想等三想。集異門足論四法品第六、小・大・無量・無所有四想中の初三参照。(毘曇部一、卷の第六)。

【一九】 思。集異門足論十五、六思身下等参照。五法行經は行？

【二〇】 心の造作の性。舊論には「心の造作する所、三種の業の生ずるなり」五事論には「心の造行、意が所作の業なり」と。

【二一】 造作。Santukpa (Santukappā), 集異門足論十五、六思身下等参照。五法行經は「願樂」。

類智忍、三には集法智忍、四には集類智忍、五には滅法智忍、六には滅類智忍、七には道法智忍、八には道類智忍なり。

現 諸所有の<sup>一六〇</sup>現觀とは、若しは智、若しは見を俱に現觀と名づく。

第八節 不相應行と無爲

一、得<sup>一六一</sup>得とは云何。謂はく、諸法を得するなり。

二、無想定<sup>一六二</sup>無想定とは云何。謂はく、已に遍淨の染を離れて未だ上染を離れず、出離想の作意を先きと爲して心、心所を滅するなり。

三、滅定<sup>一六三</sup>滅定とは云何。謂はく、已に無所有處の染を離れ、止息想の作意を先きと爲して心、心所滅するなり。

四、無想事<sup>一六四</sup>無想事とは云何。謂はく、無想有情天中に生じて心、心所滅するなり。

五、命根<sup>一六五</sup>命根とは云何。謂はく、三界の壽なり。

六、衆同分<sup>一六六</sup>衆同分とは云何。謂はく、有情の同類の性なり。

七、依得<sup>一六七</sup>依得とは云何。謂はく、所依の處を得るなり。

八、事得<sup>一七八</sup>事得とは云何。謂はく、諸の蘊を得するなり。

九、處得<sup>一七九</sup>處得とは云何。謂はく、内・外處を得するなり。

一〇、生<sup>一八〇</sup>生とは云何。謂はく、諸蘊をして起らしむるなり。

一一、老<sup>一八一</sup>老とは云何。謂はく、諸蘊をして熟せしむるなり。

一二、住<sup>一八二</sup>住とは云何。謂はく、已生の諸行をして壞せざらしむるなり。

一三、無常<sup>一八三</sup>無常とは云何。謂はく、已生の諸行をして滅壞せしむるなり。

一四、名身<sup>一八四</sup>名身とは云何。謂はく、増語なり。

一五、句身<sup>一八五</sup>句身とは云何。謂はく、字滿なり。

【五四】所觸等。五法行經は「細情更」。

【五五】滑性以下。法蘊足論十(毘婆沙部三、P. 280)参照。同論には更らに煖性を加ふるも、舊論、五事論悉く今の本文と合す。但し順序等や、異はあつて、舊論は「益、滑、輕、重、冷、飢、渴」に作る。五事論は今と同。

【五六】無表色。五法行經は「不更色」。

【五七】法處所攝の色。法蘊足論十には名を出して明記はせず。集異門足論三、三色處中には「無見無對色」といふを記するが、その下の註を参照せよ。

【五八】五色根。五官、即ち、眼耳鼻舌身五根の色法所成なるをいふ。詳しく已出の毘婆沙部諸典中に於ける拙註参照。

【五九】眼根等。舊論には「眼根を依として色に於いて行ずるなり」、五事論には「眼根に依りて各別に色を了するなり」と。以下も準じて知れ。

【六〇】諸法等。舊論の文は上の眼識の場合に準じ、従つて今の本文と最もよく相應せるも、五事論のそれは眼識の關する五事論の文のその如くにして、自ら、今も、諸法を各別に了するなり」と各別にを入れてゐる。

【六一】受。集異門足論五初、

(三)他心智 他心智とは云何。謂はく、若し智の修所成にして、是れ修の果たり、修に依止して已に得て失はざるの、欲・色界繫の和合現前の他が心・心所と、及び一分の無漏の他が心・心所とを知るを皆な他心智と名づく。

(四)世俗智 世俗智とは云何。謂はく、諸の有漏の慧なり。

(五)苦智 苦智とは云何。謂はく、五取蘊に於いて、非常・苦・空・非我と思惟して起す所の無漏智なり。

(六)集智 集智とは云何。謂はく、有漏の因に於いて、因・集・生・縁と思惟して起す所の無漏智なり。

(七)滅智 滅智とは云何。謂はく、擇滅に於いて、滅・靜・妙・離と思惟して起す所の無漏智なり。

(八)道智 道智とは云何。謂はく、聖道に於いて、道・如・行・出と思惟して起す所の無漏智なり。

(九)盡智 盡智とは云何。謂はく、自ら、我れは已に苦を知る、我れ已に集を斷ず、我れは已に滅を證す、我れは已に道を修すと遍知し、此れに由りて而も起す<sup>五七</sup>智・見・明・覺・解・慧・光・觀を皆な盡智と名づく。

(一〇)無生智 無生智とは云何。謂はく、自ら、我れは已に苦を知り、復た當さに知るべからず、我れは已に集を斷じ、復た當さに斷ずべからず、我れは已に滅を證し、復た當さに證すべからず、我れは已に道を修し、復た當さに修すべからずと遍知し、此れに由りて而も起す智・見・明・覺・解・慧・光・觀を皆な無生智と名づく。

諸所有の見とは、且らく諸の智を亦見と名づく。

見にして智に非見に非ざるもの

見にして智に非見に非ざるもの

辯五事品第一

九

て知れ。

備考。此の有執受大種、無執受大種各因の聲の分類は六足論中にてこゝに初めて出づる所にして、これが後に更らに

(一)有情名(表證の意味あるもの)、(二)非情名(同上なきもの)、(三)可意(愉快な感じを與うるもの)、(四)不可意(不愉快な感じを與うるもの)の四見地を合採し、合計八種に分類せられるに至れることは例へば俱舍一(國譯大藏經俱舍論 XI, p. 24f)等に見る如し。

【四】香。この解説文も亦法蘊足論準前の下を参照すべし。

【五】好香。Sugandha—法蘊足論同準の註を見よ。舊論、五事論も今と同す。

【五】惡香。Durgandha—同。上。

【五】平等香。Samagandha—同上。舊論は「中間」、五事論は「平等了香」と。

備考。俱舍には更に不等香 Vasanā-gandha をつけ加へ、全體を四香に分類す。

【五】味。その解説文も法蘊足十中のを參考せよ。その中には種々の味を列舉するが、俱舍一等には甘、醋、鹹、辛、苦、淡の六種に分類してゐる。

【五】可意等。舊論は「可喜、不可喜、中間」、五事論は「可意、非可意、平等香味」と。



(六)見隨眠—三 見隨眠に三十六種有り。謂はく、欲界繫の十二、色界繫の十二、無色界繫の十二十六種の見なり。

欲界の十二種 欲界繫の十二とは、謂はく、欲界繫の有身見・邊執見・見苦・道所斷の邪見・見取・戒禁取・見集・滅所斷の邪見・見取なり。

色・無色界繫の各の十二も亦爾なり。

上二界の各十二種 (七)疑隨眠—十二種の疑 疑隨眠に十二種あり。謂はく、欲界繫の四、色界繫の四、無色界繫の四なり。

欲界の四種 欲界繫の四とは、謂はく、欲界繫の見苦・集・滅・道の所斷の疑なり。

上二界の各四種 色・無色界繫の各の四も亦爾なり。

隨 煩 惱 隨煩惱とは云何。謂はく、諸の隨眠を亦隨煩惱と名づく。

隨煩惱にして隨眠に非らざるもの 隨煩惱にして隨眠と名づけざる有り。謂はく、隨眠を除く諸の餘の染汚の行蘊の心所なり。

纏—八 纏 纏に八種あり。謂はく、惛沈<sup>一三九</sup>・掉舉<sup>一四〇</sup>・睡眠<sup>一四一</sup>・惡作<sup>一四二</sup>・嫉<sup>一四三</sup>・慳<sup>一四四</sup>・無慚<sup>一四五</sup>・無愧なり。

第七節 諸の心所法 (其の四)

智—十 智 諸所有の智に 十智あり。謂はく、法智・類智・他心智・世俗智・苦智・集智・滅智・道智・盡智・無生智なり。

(一)法智—第一 法智とは云何。謂はく、欲界繫の諸行、諸行の因、諸行の滅、諸行能斷の道を緣する諸の無漏智なり。

第二 復た法智と及び法智地とを緣する諸の無漏智有り。亦法智と名づく。

(二)類 類智とは云何。謂はく、色・無色界繫の諸行、諸行の因、諸行の滅、諸行能斷の道を緣する諸の無漏智なり。

復た類智と及び類智地の諸の無漏智とを緣する有り。亦類智と名づく。

【四】と二に分つのが有部のみならず、廣く教相學的立て前であるが、今はその形色を顯色の差別上の色又は顯色似處の色と見、似顯處色の文字を記したもなるべし。又、法蘊足論十、處品十八(毘曇部三、260)中參照のこと。

【四】是くの如きの以下。已に從前の毘曇諸典中で幾度か釋註し來れるやうに、上座部以來前五識は唯だ各別に各自擔任の五境を認識し得るに對し、第六意識のみは前五境と法境と二に互つて認識し得とするの定め故に、今の言あるもので、その心して以下すべての關係文を讀まれたし。

【四】聲。法蘊足論十(毘曇部三、260)の説明に對見せよ。  
【四】有執受大種因。Upari-mahabhatu-hetuta。舊論は「受の四大を因として起るもの」、五事論は「執受大種因の所生」と。蓋し有執受 upatta とは「知覺あるの義にして、この有執受大種因の聲とは人體等の如きものより出づる音聲の如きをすべて指す。  
【四】無執受大種因。Anuparimahabhatu-hetuta。舊論は「不受四大を因として起るもの」、五事論は「非執受大種因の所生」と。義は右に準じ

ロ、戒禁取

戒禁取とは、五取蘊に於いて等隨觀し、執して能清淨と爲し、能解脱と爲し、能出離と爲し、此れに由りて忍・樂・慧・觀・見を起すなり。

(七)疑 結

疑結とは云何。謂はく、諦に於ける猶豫なり。

(八)嫉 結

嫉結とは云何。謂はく、心の妬忌なり。

(九)慳 結

慳結とは云何。謂はく、心の鄙吝なり。

第六節 諸の心所法 (其の三)

縛一第一說

縛とは云何。謂はく、諸の結を亦縛と名づく。

第二說一三縛

復た三縛あり。謂はく、貪縛・瞋縛・癡縛なり。

隨眠一七隨眠

隨眠に七種有り。謂はく、欲貪隨眠・瞋隨眠・有貪隨眠・慢隨眠・無明隨眠・見隨眠・疑隨眠なり。

(一)欲貪隨眠一

欲貪隨眠に五種有り。謂はく、欲界繫の見苦・集・滅・道と、修との所斷の貪なり。

(二)瞋隨眠一

瞋隨眠に五種有り。謂はく、見苦・集・滅・道と、修との所斷の瞋なり。

(三)有貪隨眠一

有貪隨眠に十種有り。謂はく、色界繫の五、無色界繫の五なり。

(四)色界繫の五種

色界繫の五とは、謂はく、色界繫の見苦・集・滅・道と、修との所斷の貪なり。

(五)無色界繫の五種

無色界繫の五も亦爾なり。

(六)慢隨眠一

慢隨眠に十五種有り。謂はく、欲界繫の五、色界繫の五、無色界繫の五なり。

(七)欲界繫の五種

欲界繫の五とは、謂はく、欲界繫の見苦・集・滅・道と、修との所斷の慢なり。

(八)色界繫の五種

色界繫の各の五も亦爾なり。

(九)無明隨眠一

無明隨眠に十五種有り。謂はく、欲界繫の五、色界繫の五、無色界繫の五なり。

(十)欲界の五種

欲界繫の五とは、謂はく、欲界繫の見苦・集・滅・道と、修との所斷の無明なり。

(十一)上二界の各五種

色界繫の各の五も亦爾なり。

性。動は *īraṇa*。舊論は「飄動」。五事論は「輕動の性」と。この一句は俱舍卷一(國譯大藏經十一、頁388)に引用せらる、参照すべし。釋友の俱舍釋論には *laghussandira-riṭva* と云ふ。

【三七】眼根云云。一般に以下に解説の文に關しては法蘊足論一〇、根品第十七中の關係下の文を参照せよ。

【三〇】淨色。 *śubhapaśāda*。色の特に微細極上のもの義で、古來の釋に従へば、根はすべて二種より成りて、一を扶塵根といひ、これ亦四大種の邊の所ではあるが、龜顯にして光明隔あるに對し、二は勝義根と稱へて、これは光明隔てなきと瑠璃等の如くである。こゝを以つてよく知覺等成立するを得と。今の淨色といふは則ちその後者に關す。毘婆沙三、頁252【七】参照。

【三二】色以下。この五境の説明文については法蘊足論十、處品第十八の解説を披見、互ひに對照せよ。

【三三】顯色。 *varṇarūpa*。いろのこと。

【三四】似顯處色。舊論には唯だ若しは中間。五事論は「彼の二の中間所住の諸色等」と。普通には、色は右いろの顯色と、形の形色 *Śarīrāhāru-*

ニ、我 慢 我慢とは、<sup>二三</sup>五取蘊に於いて、<sup>二二</sup>等隨觀して我或ひは我所を取し、此れに由りて正

慢・已慢・當慢、心の高擧、心の特笈あるなり。

ホ、増上慢 増上慢とは、未だ得ざる所の上勝の證法に於いて我れ已に得と謂ひ、未だ至らざる所の上勝の證法に於いて我れ已に至ると謂ひ、未だ觸せざる所の上勝の證法に於いて我れ已に觸すと謂ひ、未だ證せざる所の上勝の證法に於いて我れ已に證すと謂ひ、此れに由りて正慢・已慢・當慢、心の高擧、心の特笈あるなり。

ハ、卑慢 卑慢とは、他の多く勝るに於いて自ら少しく劣ると謂ひ、此れに由りて正慢・已慢・當慢、心の高擧、心の特笈あるなり。

ト、邪慢 邪慢とは、實に徳無きに於いて我れ徳有りと謂ひ、此れに由りて正慢・已慢・當慢、心の高擧、心の特笈あるなり。

(四)無明結 無明結とは云何。謂はく、三界の無智なり。

(五)見結—三見 見結とは云何。謂はく、三見、即ち有身見・邊執見・邪見なり。

イ、有身見 有身見とは五取蘊に於いて等隨觀して我或ひは我所を執し、此れに由りて忍・樂・慧・觀・見を起すなり。

ロ、邊執見 邊執見とは、五取蘊に於いて等隨觀して或ひは斷或ひは常と執し、此れに由りて忍・樂・慧・觀・見を起すなり。

ハ、邪見 邪見とは、因を謗し、果を謗し、或ひは作用を謗し、或ひは實事を壞し、此れに由りて忍・樂・慧・觀・見を起すなり。

(六)取結—二取 取結とは云何。謂はく、二取あり。即ち見取・戒禁取なり。

イ、見取 見取とは、五取蘊に於いて等隨觀し、執して最と爲し、勝と爲し、上と爲し、極と爲し、此れに由りて忍・樂・慧・觀・見を起すなり。

ならず。  
【二三】無想定。五事論には「無想等至」と。  
【二二】滅定。舊論には「滅盡定」と記す。但しこれは新譯も亦數々然く記すること改めていふ必要もない如し。五事論は「滅盡等至」。

【二一】無想事。舊論は「無想天」と。五事論は「無想所有」。

【二〇】衆同分。舊論には「種類」と。

【一九】依得。舊論は「處得」と。五事論は「得處所」。

【一八】事得。五事論は「得事」。

【一七】處得。舊論には「入得」。

【一六】五事論は「得處」。

【一五】無常性。舊論はたと「無常」と。

【一四】非擇滅。舊論にはこれを第三とし(五事論も同じ。但し非擇滅と記す)「非數滅」といふ。

【一三】擇滅。準じて舊論にはこれを第二とし「數滅」といふ。

【一二】堅性。Khara, Khakha-  
【一一】舊論は「堅」。五事論は「堅硬の性」と。

【一〇】濕性。Snaha, dryva.  
【九】舊論は「濕潤」。五事論は「薄潤の性」と。

【八】煖性。Uda. 舊論は「溫暖」。五事論は「熱暖の性」。

【七】輕くして等しく動くの

一二、勤 勤とは云何。謂はく、心の勇悍の性なり。

一三、尋 尋とは云何。謂はく、心の龜動の性なり。

一四、伺 伺とは云何。謂はく、心の細動の性なり。

一五、放 放逸とは云何。謂はく、善法を修せざるの性なり。

一六、不放逸 不放逸とは云何。謂はく、善法を修するの性なり。

第五節 諸の心所法(其の二)

三 善根 善根とは云何。謂はく、三善根なり。即ち無貪善根・無瞋善根・無癡善根なり。

三 不善根 不善根とは云何。謂はく、三不善根なり。即ち貪不善根・瞋不善根・癡不善根なり。

四 無記根 無記根とは云何。謂はく、四無記根なり。即ち無記の愛・無記の見・無記の慢・無記の無明なり。

九結一 結に九種あり。謂はく、愛結・恚結・慢結・無明結・見結・取結・疑結・嫉結・慳結なり。

(一)愛結 愛結とは云何。謂はく、三界の貪なり。

(二)恚結 恚結とは云何。謂はく、有情に於いて能く損害を爲すなり。

(三)慢結七慢 慢結とは云何。謂はく、七慢の類なり、即ち慢・過慢・慢過慢・我慢・増上慢・卑慢・邪慢なり。

イ、慢 慢とは、劣に於いて己れ勝ると謂ひ、或ひは等に於いて己れ等しと謂ひ、此れに由りて正慢・已慢・當慢、心の高擧、心の特篤あるなり。

ロ、過慢 過慢とは、等に於いて己れ勝ると謂ひ、或ひは勝に於いて己れ等しと謂ひ、此れに由りて正慢・已慢・當慢、心の高擧、心の特篤あるなり。

ハ、慢過慢 慢過慢とは、勝に於いて己れ勝ると謂ひ、此れに由りて正慢・已慢・當慢、心の高擧、心の特篤あるなり。

辯五事品第一

せるもの故に暫らく能發に従つて所發の無表をも色に攝したものに他ならぬと。俱舍一等参照。

【四】謂はく等。舊論には「謂はく意及び六識」と記す。(五事論は今の本文と同じ)。但し舊論も下の詳説文中にはたゞ六識身の説明しか記せず。

【五】此れは等。舊論には同上の文の後を受けて「云何が六なる。謂はく眼識・耳・鼻・舌・身・意識なり」等と記す。

【六】想。五事論には「相」に作る。

【七】作意。舊論には「憶」に作る。

【八】勤。同上及び五事論には「精進」に作る。

【九】尋・伺。同上(舊譯一般に然り)には覺・觀に作る。

【一〇】縛。五事論には「繫縛」に作る。

【一一】隨眠。同上には「使」に、又、五事論には「微廣」に作る。

【一二】隨煩惱。同上には「上煩惱」と記す。蓋し Jyāto-bhāṅga の Jāna を「は隨と記し、一は上に譯したものである。

【一三】纏。五事論には「纏繞安住」と。

【一四】現觀。同上には「無間等」に作る。即ち Abhisamā-

【一五】を新譯では現觀と譯し、舊論では無間等としたものに他

三、鼻 識 鼻識とは云何。謂はく、鼻根に依りて各々香を了別するなり。

四、舌 識 舌識とは云何。謂はく、舌根に依りて各々味を了別するなり。

五、身 識 身識とは云何。謂はく、身根に依りて各々所觸を了別するなり。

六、意 識 意識とは云何。謂はく、意根に依りて 諸法を了別するなり。

第四節 諸の心所法(其の一)

一、受 受とは云何。謂はく、領納の性なり。此れに三種あり。謂はく、樂受・苦受・不苦不樂受なり。

二、想 想とは云何。謂はく、取像の性なり。此れに三種あり、謂はく、小想・大想・無量想なり。

三、思 思とは云何。謂はく、心の造作の性なり。即ち是れ意業なり。此れに三種あり。謂はく、善の思・不善の思・無記の思なり。

四、觸 觸とは云何。謂はく、三和合の性なり。此れに三種あり。謂はく、順樂受觸・順苦受觸・順不苦不樂受觸なり。

五、作 作意とは云何。謂はく、心の警覺の性なり。此れに三種あり。謂はく、學の作意・無學の作意・非學非無學の作意なり。

六、欲 欲とは云何。謂はく、作を樂ふの性なり。

七、勝 勝解とは云何。謂はく、心の正勝解・已勝解・當勝解の性なり。

八、念 念とは云何。謂はく、心の明記の性なり。

九、定 定とは云何。謂はく、心一境の性なり。

一〇、慧 慧とは云何。謂はく、心の擇法の性なり。

一一、信 信とは云何。謂はく、心の澄淨の性なり。

一以下の諸典に於ける註記に反省を望む。

【六】心。五法行經は「意」。

【七】心所法。舊譯(衆事分阿毘曇)は「心法」に、五事論は「心所有法」、五法行經は「所念」に各作る。

【八】不相應行。五法行經には「離意行」。

【九】四大種。集異門足論卷一、「大種」の註中、その他を見よ。

【一〇】地界以下。同上卷二の「地界」等の各別の註中を見るべし。五法行經は「界」を「種」といふ。

【一一】所造色。同上卷一「所造色」の註參照。

【一二】所觸の一分。舊譯は「觸入の一分」と記す。有部ではこの觸境に一般に十一をあげ、四大種及び滑・流・重・輕・冷・饑・渴等が即ちそれだとするも、今は中の所造色のみについていふ所なれば、能造色たる四大種を除くを以つて一分といふ次第である。

【一三】無表色。舊譯には無作色、五法行經には不更色と記す。集異門足二〇及び法蘊足六等の「無表身業」同「無表語業」等の註中參照。つまり普通無表業といふものことなるが、それを色といふは、もと身語二業の色法から發生

(二)觸—二種の聲

聲とは云何。此れに二有り。謂はく、有執受大種を因と爲す聲と及び五七無執受大種を因と爲す聲となり。

諸聲の認識

是くの如きの諸聲は二識の所識なり。謂はく、耳識と及び意識となり。此の中、一類は耳識が先きに識し、耳識が受し已りて意識が随つて識す。

(三)香—三種の香

香とは云何。謂はく、諸所有の香の若しは四九好香、若しは五〇惡香、若しは五一平等香にして鼻の所嗅なるなり。

諸香の認識

是くの如きの諸香は二識の所識なり。謂はく、鼻識及び意識なり。此の中、一類は鼻識が先きに識し、鼻識の受し已りて意識が随つて識す。

(四)味—三種の味

味とは云何。謂はく、諸所有の味の若しは五三可意若しは不可意、若しは順捨處にして舌の所嘗なるなり。

諸味の認識

是くの如きの諸味は二識の所識なり。謂はく、舌識及び意識なり。此の中、一類は舌識が先きに識し、舌識の受し已りて意識が随つて識す。

(五)所觸の一分

所觸の一分とは云何。謂はく、滑性・澁性・輕性・重性・冷・飢・渴性にして身の所觸なるなり。

諸觸の認識

是くの如きの諸觸及び四大種は二識の所識なり。謂はく、身識及び意識なり。此の中、一類は身識が先きに識し、身識の受し已りて意識が随つて識す。

三、無表色

無表色と五色根との認識

無表色とは云何。謂はく、法處所攝の色なり。  
此れと及び五五五色根とは、一切時に於いて一識の所識なり。謂はく、意識なり。

### 第三節 心—六識身

一、眼識

眼識とは云何。謂はく、眼根に依りて各々色を了別するなり。

二、耳識

耳識とは云何。謂はく、耳根に依りて各々聲を了別するなり。

附五事品第一

三

股に於いて著筆、同十月二十三日畢る(集異門足論は十二月二十九日、筆受は又大乘光等であつたと(大唐内典錄七、開元錄八、貞元錄十一その他)。  
【四】辨五事品。舊譯には「五法品第一、五法」(現行本)、或ひは「業事分河思曼五法品第一、五法」(宋・元・宮内省各本)等と作る。大正藏經一五五七阿毘曇五法行經一卷(後漢の安世高譯、宗教界マセ)・推尼辨國博士の論文中參照。及び同上五五六薩婆多宗五事論一卷等參照。品類足論八品中の第一で、要するに有部の實相門中に有名な五位といふ萬有分類觀を初めて紹介し、且つ解説するの部門である。  
【五】五法。所謂五位と通稱するもので、萬有即ち有爲無爲すべての法を五分せる所産である。即ちまづ有爲を(一)物質・色、(二)心・意・識。(三)その心の派生的な諸活動即ち普通心所法(舊譯は心法)とよぶもの、及び(四)それら諸法の關係上に立せられたる原理的諸法としての心不相應行法の四に分ち、これに第五として無爲諸法を加へ、かくして結局萬有は五位と分類せるものに他ならない。その各一については、従前の毘曇部

「是れらを」總じて心所法と名づく。

四、心不相應行 心不相應行とは云何。謂はく、若し法の心と相應せざるなり。

六本相應行等 此れは復た云何。謂はく、得<sup>二五</sup>、無想定、滅定、無想事、命根、衆同分、依得、事得、處得、

生、老、住、無常性、名身、匂身、文身なり。復た所餘の是くの如き類の法の心と相應せ

ざるもの有り。「是れらを」總じて心不相應行と名づく。

五、三 無爲 無爲とは云何。謂はく、三無爲なり。「即ち」一には虚空、二には 非擇滅、三に

は 擇滅なり。

### 第二節 諸の色法

一、四大種 地界とは云何。謂はく、堅性なり。

(一)地 水界とは云何。謂はく、濕性なり。

(二)水 火界とは云何。謂はく、煖性なり。

(三)火 風界とは云何。謂はく、輕くして等しく動くの性なり。

(四)風 眼根とは云何。謂はく、眼識が所依の 淨色なり。

二、所造色 耳根とは云何。謂はく、耳識が所依の淨色なり。

(一)眼 鼻根とは云何。謂はく、鼻識が所依の淨色なり。

(二)耳 舌根とは云何。謂はく、舌識が所依の淨色なり。

(三)鼻 身根とは云何。謂はく、身識が所依の淨色なり。

(四)舌 色とは云何。謂はく、諸所有の色の若しは好 顯色、若しは惡顯色、若しは二の

中間の 似顯處色なり。

諸色の認識 是くの如きの諸色は二識の所識なり。謂はく、眼識及び意識なり。此の中、一類は眼識が先きに識し、眼識が受し已りて意識が随つて識す。

るが、雜誌宗教界 N. 11114

(2) 椎尾辨匡博士の論参照

初分八品とは六足中八品所

成のものはこの品類足論以

外にはない故(集異門は十二

品、法蘊は二十一品施設は二

識身は六蘊、界身は二品)結局

當品類足論のこととする外も

ないだらうけれども、果して

然らば、本論の世友作といふ

こと、幾分修飾制限して見る

必要もあらんか。いな總じて

この種の上代論典を特々に一

二の持定人物に決定して歸記

する如きは極めて誠心の要あ

る所なるべく、如實は寧ろこ

の龍樹傳の方に頼るべき義理

多きにおるものではあらざり

しか。とまれ、この世友と名

づける上座は印度では古來數

人傳へらること、已に界身足

初所註の如く、而して内の今

# 阿毘達磨品類足論

尊者世友造

三藏法師・玄奘詔を奉じて譯す

## 卷の第一

### 辯五事品第一 (第一章 五位の諸法)

#### 第一節 五法

五法(五位法)

五法有り。一には色、二には心、三には心所法、四には心、不相應行、五には無爲なり。

一、色

四大種

所造色

色とは云何。謂はく、諸所有の色の一切九四大種、及び四大種所造の色なり。四大種とは、謂はく、地界・水界・火界・風界なり。所造色とは、謂はく、眼根・耳根・鼻根・舌根・身根、色・聲・香味、所觸の一分及び無表色なり。

二、心

心一〇意一一識一二とは

三、心所法

諸の心所法

心とは云何。謂はく、心一〇意一一識一二なり。此れは復た云何。謂はく、六識身、即ち、眼識・耳識・鼻識・舌識・身識・意識なり。心所法とは云何。謂はく、若し法の心と相應するなり。此れは復た云何。謂はく、受・想・思・觸・作意・欲・勝解・念・定・慧・信・勤・尋・伺・放逸・不放逸・善根・不善根・無記根、一切の結・縛・隨眠・隨煩惱・纏、諸所有の知、諸所

有の見、諸所有の現觀なり。復た所餘の是くの如き類の法の心と相應する有り。

辯五事品第一

【一】阿毘達磨品類足論。Abhidharma-prakarṇa pāṭha śāstra. 求那跋陀羅 Garabhadra. 菩提耶舍 Bodhiyasas 共譯の舊譯には衆事分阿毘曇論に作る。蓋し梵語 Prakaraṇa が古來廣説など譯されて、廣く解説する等の意味の文字の故に、一はこれを品類と譯し、他は衆事分と譯せるものであらう。結局、衆多の専門に關する意と解すべし(巴利論藏の論の字は今の梵字の巴利相應語 Prakaraṇa を用ひてある)。餘の諸字について巴出の毘曇部一、三、四部の註參照。

【二】尊者世友。Śhāvīra Yasumitra. 舊譯、梵文傳(Yasumitra: Abhidharma-kosha-vyākhyā, edited by S. Lévi and Scherbaty p. 123) 藏傳(藏. Tsamthub: Geshe-choe d. Buddhismus in Indien, übersetzt von Schiefner S. 16; Wassiljew: Der Buddhismus S. 116) は何れも一致し、本論をこの人の造とす。但し龍樹の大智度論(卷二一 大正 XXV, 70a) を見れば、「六分中初分の八品は、四品は是れ婆須蜜 Vaṣṭumitra (即ち今の世友) 菩薩作四品は是れ闍賓 Kaṣṭhina の阿羅漢作、餘の五分は諸の論議師の作る所なり」云云とあ



第八の中には、諸法の(一)三科の攝、(二)十智の知、(三)六識の識、(四)隨眠隨増といった類が論じられてゐるが、これらの間に自ら前の界身足論同様、南傳界論のやり方と全然一致するもの少くないのは果ねて言を弄するまでのこともないであらう。而も右諸品に於ける釋答に於いて概ね品類足論の記述は單なる数字的で、この點もまた界身足論に關係の深い品類足論は完く斯論に同するものであるけれども、それだけまた南方界論とも態度を全く同じうするもののは餘辯を多く費すまでのないことである。

つまり、要旨をのべて見ると、概ね以上略説する如き次第であるが、記する所は何れも單なる形式論上の問題ながらに、到抵これを否定し得べき所では斷じて無いであらう。かくして擴充してはこの品類足論と南傳諸阿毘曇論との少くとも遙かなる關係は自ら想見するに足ると

いつても強ち過言ばかりともし得まいが、とにかく、これらと從來の諸足論に關する同様の論とを考へ合せるときには、南傳諸阿毘曇論と有部の六足その他の阿毘達磨論との交渉は蓋し思ひ半に過ぐるといつて然るべきものと考へられる。

## 五、品類足論辯五事品の

### 釋論としての五事毘婆沙論に就いて

品類足論は、六足諸論が一般に所謂足論で、有部の根本立場を築いた諸聖典であるにも拘らず、案外に特別の研究書なごの傳へられない中にあつて、たつた一の同研究書を傳へられる阿毘達磨論である。即ち、普通佛滅六百年頃の出世等といはれる尊者法救 (多羅) Dharmatrāya

は 五事毘婆沙論 Pañcavastu-vihāsa

Sāstra 二卷を作り、品類足論辯五事品第一の釋を試みたが、それは唐の龍朔三年(663 A. D.) 玄奘によつて翻譯せられた

<sup>三</sup>十二月三日——八日、玉華寺の玉。而し(華嚴に於いて、沙門釋詮等筆受)而して今檢するのに、まづ、法救は歸敬序に筆を起して、尊者世友が有情を利益すべく五事論を製したことをのべ、而して全體を(一)分別色品第一、(二)分別心品第二、(三)分別心所法品第三の三段に分けて釋説してゐるけれども、單に筆を如上にとりて、辯五事品中에서도心不相應行法や無爲法には及ばさなかつたことは憾み無量の感なきを得ない。でも、何しろ已にかの大毘婆沙論を一旦通過して後の著述であるので、隨處に同婆沙等の義をもつて懇切零細な説明の施されてゐるものは少くはなく、思ふに好箇の參考資料たることは言を待つまでも無い。何れ改めて今の譯者自らがそれも翻譯する筈の約束であるから、願はくはその際に一層詳細な説明をも期することとしたいものである。——昭和七・七・一。(譯者識)

【一】詳しくは雜阿毘曇心論譯——毘曇部二十の解題中參照。

【二】大正藏經一五五五——第二十八卷、毘曇部三、縮藏藏一攝。

【三】釋教錄八一 大正藏經 55. p. 557b 等

はれる道理あるべしとしてよいであらう。

【一】 大正藏經一五五七——第二十八卷・毘曇部三、縮藏各一所攝。

【二】 出三藏記集二——大正藏經 55. p. 6  
b. その他諸經錄參照。

【三】 推尾辨匠博士「法蘊足論の成立」雜誌宗教界x. p. 479) &c.

【四】 大正藏經一五五六——第二十八卷毘曇部三攝。

【五】 現に見る殆ど一切の經錄中にはすて缺本とせられてゐる。

【六】 大正藏經一五四二——第二十六卷毘曇部一、縮藏各十所攝。

【七】 本文卷の一註【三】參照。

【八】 Monier-Williams, Sanket-English Dictionary: Explanation, treatises; discussion &c.

【九】 本解題二の註【七】も參照。

【一〇】 大正藏經一五四一——第二十六卷・毘曇部一、縮藏冬十一攝。

【一一】 衆經目錄一〇——大正藏經 55. p. 535 n. &c.

【一二】 大小乘諸經典等の場合に何れも然るはまだ會すべしとしても、律儀克明の代表者の感ある有部の諸阿毘達磨論の如きがまた然るは寧ろ喫驚に慣する事實なるべく、かくて同じ有部の發智論對八科度論、大毘婆沙論對六十毘婆沙論等すべて今と同段

である。而してその點では俱舍論(支婁謙)×同釋論(眞諦譯)の如きは比較的最もよく相應する、從つて原梵典の甚だ忠實に保存された代表的聖典の一であらう。

【三】 但しこの項の事實に關しては本解二の註【七】參照を望む。

【四】 まだ、支非の原文に忠なるが故に却つて新譯の區切り方など一般に讀方のハツキリし難い場合、舊譯の方が寧ろ頗る分明なことも少くなくて、かうした點の舊譯の功徳も當然逸してよいものではない。

#### 四、品類足論と南傳諸阿毘曇論

顧るに、從來の一部學者の考へに拘らず、南傳七阿毘曇論等と一般六足論等とは、形式的にも思想的にもかなり、密接な關係のあることは、已に従前の諸足論一一に關して斷へずのべてきたものであるが、今も完く準じて説くべき所は品類足論に約しての同準の論であつて、また、個々のことは各脚註に於いてのべて置いた所であるけれども、假りに一般を示すべく、こゝにも集録・摘記しておきたいと

思ふ。

まづ辯攝等品に徴すると、所謂六百六十餘の諸法を最初に列名して、次ぎにその解説を各別に記述せられてゐるが、かうした型はかの南傳諸阿毘曇論に見る論母 *Mūlaka* を初め記して、次ぎにその解説に入るといふ形式を想起せしめるもので、その命脈は確かに、就中毘崩伽・人施設諸論と相通する所のものである。

次ぎに右にやゝ似て而も聊か區別せらるべき意味のある形式で、辯千問品などに、初め問題を列示して、次ぎにその釋答としての諸關係論をのべる類が認められるが、これはその丁度恰當の型を法僧伽尼論や界論・鉢叉那論等に見出すとさるべものであらう。

而して第三にまた、辯七事品には七事二十種の諸法の(一)三科に望めての攝、(二)同相應が論じられており、それからまた辯攝等品第六並びに最後の辯決擇品

としたい。

次いで第二に譯文上、新譯は何でも煩を厭はず、零細これを譯出するといつた恐らく原文に最も忠實ならんことを期した風が窺はれるが、それに對する舊譯はあらゆる簡便法を出来るだけの範圍に於いて逸すること無きを期したやうな風を存してゐて、頗る顯著なる一の對照をなしてゐる。また委細を脚註に譲つて、極めて該切な一・二例をこゝに例出するならば――

一、辯攝等品第六の二――今の第七章

第二節・九有情居の釋を新譯は克明にすべて記してゐるが、舊譯は前（新譯の卷九、同第七節中）の七識住に例釋し得る限りは悉く例釋に委して略説してゐる。

二、辯千問品第七の二――今の第九章

第二十二節以下等では、新譯は大抵の場合は例の正直な廣説をのべるの

が常であるのに對して、舊譯にあつては、出来る限りはそれ以前に於ける説明に例釋するやう心掛け、かくして「廣く説くこと分別諸入品の如し」、「廣く説くこと法念處等の如し」、乃至、「法界は法入の如し」、「意識界は意入の如し」等とはその中に於いて不斷に繰り返へされてゐる常套文句である。

然るに、かやうにのみいふと、殆ど絶對的に一貫して舊譯の方が悪くて新譯獨り善いかのやうに聞えるが、事實は必ずしもそうとのみ限る所でない。何となれば、舊譯でも時にはまた少くとも新譯に見出せないやうな消息を載せてゐて、少からず興味をよぶ所以があるからであるが、その一例は蓋し辯諸處品初の十二處の列名の條に於ける二譯の對照の如きで、即ち、新譯はいかにも論藏らしく、たゞ單純に十二處をかき列ねてゐる

にとどまるけれども、舊譯に於いては、それが法蘊足論卷第十・處品初同様の經文に作られ、已にのべた如く、この品類足論には經文の引用など無いといふべきに拘らず、たゞ一の例外をその中にあつて作つてゐる所である。のみならず、如上の諸對照にしても、殊にその第一の相違の如きを逆にとつていへば、それは決してたゞの相違ではなく、また有部の文學史及び思想史の發展上に於ける一相違なるをや。

で、要するに、新舊兩品類足論の對照は頗る興味のある一話柄たるべきであると共に、有部の文學及び思想の研究上また甚だ重大な意義のある事實でもある譯だが、併せて以上前後ともかくも合して四もの傳本がこの品類足論の一に關して漢譯だけでも現存するといふことは、福音この上もないといつて然るべきことで、梵藏諸本の缺佚もまたもつて自ら補

に同様である如く、幾分新譯の方に舊譯よりか教相上の進歩・發展の跡が認められ、乃至のべ方その外にしても、自らなる變化・改修の事實が指摘し得られる。而もこれらのことは無論原梵典以來のことではなければならぬが、試みに今、最も手近かで且つ代表的な二・三を茲に例出して見ると――

一、辯諸處品第三——今の第三章に於ける十二處の諸門分別中、新譯に於いては三十三門が記されてゐるのに對し、舊譯には三十二門しか掲げられておらず、墮界・不墮界 (Cariya-paṇṇa; aparīyapanna) の一門を脱してゐる。但し謂ふ所の墮界・不墮界は舊譯も新譯の卷六・辯攝等品第六——今の第六章第七節に當る條には分明に入・不入と作つてこれを記してゐるから、今の場合は、或ひは單純なる脱逸にすぎなかつたかも知れない。

解題

得ない。二、辯七事品第四——今の第四章第一節と同第五(以上新譯卷二)・六(同卷三)兩節と等に於いて、新譯は前にのべた如く心所の四種地法(大地法等の)を記してゐるけれども、舊譯は前界身足論同様の三地法しか記してゐない。つまり、舊譯は品類足論が少くとも表面的に有部思想史上に貢献したものとさるべき筈の十大善地法を載せてゐない理になる。

三、辯攝等品第六の一——今の第六章第一節に所謂六百餘法を二譯共に列ねてゐる中、註に細記して置いた如く、新譯は詳しくは六百六十九法をあげてゐるのに對して、舊譯は「二法」下で二少なく記し、かくして全體で六百六十七法しか出しておらぬ所である。

四、同上の二——今の第七章第四節、

四瀑流中の見瀑流及び四取中の見取の説明文中に於いて、新譯は「三界の見所斷の有漏縁と及び見相應の無漏縁の無明隨眠とを隣増す」と記するが、舊譯に於いては「見斷の有漏縁の使を無し、見相應の無漏縁の無明を除く」とあつて、その記述の間に開きの補填し難いものを認められる。

五、辯千問品第七——今の第八章第二節以下、新譯では爾後の全千問品に亘り、(一)問ひ、(二)釋答として、所謂千問を記別せられるけれども、舊譯にあつては問ひはすべて冒頭の第一節相應の所で片づけて終ひ、第二節以下の相應所ではたゞの釋答ばかりを列ねてゐるにすぎない。

まづかういつた具合の對照は隨處これを見るが、餘り煩瑣に亘ることを恐れ、已に註中にすべて明了にして置いた所であるから、今は且らく以上にとどめること

七

法行經」一卷、並びに辯隨眠品第五相應の「阿毘曇九十八結經」一卷といふ二本も支那に傳つて、共に五法行經同様の安世高譯であつたといふが、兩方共に可成り早い時代に散佚してしまつたのは、研究上、如何にも、惜しみても尙餘りのあることである。

さて次いで全譯傳の方に移るに、その二部の中の今の台本たる所謂新譯十八卷は例の玄奘法師が唐の顯慶五年(660 A.D.)九月一日に着筆、同十月二十三日に畢了、大乘光師等の筆受の下に玉華寺の雲光殿中に勅を奉じて譯した所と傳へられ、その稱して阿毘達磨品類足論とするものは、原に *Abhidharma-prakaragapada Sastra* といふのを、阿毘達磨足論は例によつて例の如くにし、而して *Prakarajana* は南方諸阿毘曇で「論」といふ字に當つて「廣説」などいふ意があるから、専ら廣い範圍の思想項目に互り、解説・分別す

るといふ意に解して品類とも譯した所であつたらう。その譯の出來具合等については、今更ら改めて贅辯を累ねる必要もなく、唯、月並み的に大體に於いて三歎すべきのみといはんばかりであるが、その中にあつて、例へば卷第八・辯攝等品六の二——今の第七章第一節に有異熟法・非有異熟法に關する一規定を存し、次いで卷第九・同第二節にも同じ一規定があつて互ひに相ひ一致しないのみならず、更らに卷第十八・辯決擇品第八——今の第十章第一節にも同じ一規定があつて、それは右二の中に於ける卷第九の方に一致するといふ事實を存し、かくして結局は卷第八の方のどうも唯の異熟法・無異熟法とあるべきだつたのを過つて有異熟・非有異熟としたらしい上にも、し異熟・非異熟なら、卷第九にも同じものが右のと一連に記されてゐて、どつちかゞ衍文とさるべきだといふ理もある如く

であるけれども、實はかうした全消息は殆どすつかり次の舊譯傳中にも認められる所なので、畢竟は原の梵典この方の錯誤といふことになり、玄奘翻譯の過失といふのでは必ずしも無かつたものの如くである。

最後にその舊譯傳、即ち、全譯本の今の本たる。衆事分阿毘曇論十二卷については大體領解し得べき所以のある譯だが、傳によれば、劉宋の元嘉十二年(435 A.D.)文帝の御宇に竺僧求那跋陀羅 *Cunabhadra* が菩提耶舍 *Bodhiyasas* と共に楊都に於いて翻譯したもので、右新譯と比べる場合の譯の巧拙は且らく措いても、互ひの對照上、幾多注意を要求される事實が認められる。

便ちまづ第一に、兩本を比較すると、一般に幾つか傳本のあるときには、大小乘經律論の何たるを問はず、殆ど決定的

想項目は一種荒寥限りなき沙漠中に於けるオアシスの感も無きに非らざる所であつて、正しく好學の士の魅惑に價すべき意義は僅少としない。

【一】 新譯卷の一、舊譯同上。

【二】 新譯卷の二——卷の三初、舊譯卷の二後半。

【三】 新譯卷の二中、舊譯卷の二初。

【四】 新譯卷の二末——卷の三初、舊譯卷の二後半。

【五】 前段の註【二】参照。

【六】 新譯卷の三後半——卷五初半、舊譯卷の三全。

【七】 本文の印刷にかゝり、この解題の而も註を附ける時になつてウカツにも初めて氣附いたが、新譯のこの六百六十九中には有異熟・非有異熟が二度規定せられてゐて一は餘計なものらしいから、或ひは舊譯の六百六十七の方を以つて正とすべきやも計られない。

【八】 舊譯は卷の四——卷の七の四卷に亘る。

【九】 舊譯は卷の八——卷の十二初半の四卷半。

【一〇】 新譯卷の第十八全、舊譯卷の十二後半。

【一一】 本文中の註に細算して於いたから對換のこと。

【一二】 本解題の次節「品類足論の諸傳本」の新舊二本對照の文の最後部を参照せよ。

【一三】 新譯はこの二句を同一箇所に一連に記し、舊譯は前後二分して別記してゐる。同品全體に關する註文参照のこと。

### 三、品類足論の諸傳本

品類足論は現に梵文本もなければ西藏傳もない代りに、漢譯傳は、已に關言した如く、部分傳が二部も有り、且つ全譯本も同段に二部を傳うる所である。今その中の部分傳の方より初めると、まづ、安世高譯「阿毘曇五法行經」二卷は、同安世高が後漢の桓帝の元嘉元年(512 A.D.)初めて支那にきて譯出したもので、早くより品類足論辯五事品第一相當の單傳本であることを認められてきたが、然し、零細にいへば、これは品類足論辯五事品第一に必ずしも無い四忍四智を苦法點可・苦法點といつた鹽梅で記してゐるのを初め、聊か丁度相應するといふ義理には越

えたるものがある。

然るに、第二の唐の法成譯「薩婆多宗五事論」一卷といふのは、實は従前案外に學者の注意を惹かなかつたかのやうであるけれども、正しく明な品類足論辯五事品第一の單傳別譯であること右と同様で、今燃犀に對檢して見るのに、言々句々、殆ど相應せざるは無く、寧ろ對檢しつゝその奇を思はしめられるといつたほどある。その委細については脚註中にほゞ出して置いたつもりであるから、詳しくはついで考察せらるゝことを望んで置きたいが、譯者法成は右記の如く唐代の人で、大番國の大徳・三藏法師にして甘州修多寺道場に於いて譯等といはれるらか、かうした單傳部が唐代初めて傳來せられた點に少からず興味があらうといはねばなるまい。

尙、已にのべた如く、同様の單傳本としては、辯七事品第四相應の「阿毘曇七

け繼いだらしし諸十地法や五煩惱・五法等の諸説はすべてこの間に見出される所である。

五、辯隨眠品第五(舊譯は分別諸使品第五)——南

傳毘崩伽 Vibhaṅga(分別論) 前法蘊足

論に於ける雜事品 (Khandakavaya-

tinu-vibhaṅga) を偲ばれる煩惱論關

係の一品で、所謂九十八種の隨眠に

關し、諸門分別・諸の隨増・その起り・

相攝その他の論をなしてゐる。

六、辯攝等品第六(舊譯は分別攝品第六)——界

身足論酷似の代表的な品で、初めは

十五種・六百六十九(但し舊譯は六百六十七)の諸

法を例によつて説明し(新譯の卷)、後

にその諸法の(一)三科の攝、(二)十

智の知、(三)六識の識、(四)隨眠隨

増等四の關係を檢討(同上卷八)する

所であるが、堂々六卷(新譯)に跨

つてゐて、宛然たる獨立的の一大阿毘達磨論を價せるものである。

七、辯千問品第七(舊譯は千問論品第七)——準

じて界身足論に彷彿たるものの第

四で、近事(優婆塞)の五學處・四證淨・

四沙門果・四通行・四聖種・四正斷・四

神足・四念住・四聖諦・四靜慮・四無

量・四無色・四修定・七等覺支・二十二

根・三科等の諸法に關し、各五十問

を、(一)幾いくばくか有色で幾か無色なり

や、(二)幾か有見で幾か無見なりや

…等と連ねて問答記別しおり、こ

れまた、新譯の卷一〇以降卷十七に

及ぶ八卷に亘つた大部の量ある一品

である。品類足論の全八品中に於い

て唯一の所謂總說偈二句を頭置せる

品として異彩がある。

八、辯決擇品第八(舊譯は擇品第八)——有色

法以下全體で數百に及ぶ諸法につい

て、たゞ普通有色法等として眺めた

場合と、純粹に雜じり氣のない有色法等として眺めた場合(これを新譯では唯有色法等

といひ、舊譯にては)と各一對相照的即有色法等といふ

に、前の辯攝等品第六同様のやり方

で檢討を試みる所で、やゝ、右の辯

攝等品の應用といつた心持が濃厚で

ある。界身足論に則つた第五の而し

て最終の一品である。

要之、見來れば、(一)界身足論との關

係も、(二)品類足論獨特の内容的及び形

式的立場も、並びに察することを得て餘

りのあるべきものであるが、何れにせよ、

かうした品類足論の諸品は常に例によつ

て問答往來の文體で一貫せられるもので

あるけれども、その間——少くとも新譯

品類足論に在つては——會つて引用經も

見出されなければ、偏頗さへ、僅かに、右

の辯千問品第七中に總說偈二句が認めら

れるにすぎぬ。かくして佶屈の感、煩瑣

學術的臭味は掩う方ない次第であるが、

然しそういふ中に、已記のやうな有部哲學史上品類足論が初めて寄與した諸の思

論光記一(大正藏經 5. 80)、同寶疏(大正同上 408. 24)等には「佛、涅槃の後、三百年の初めに至つて、筏蘇密多、品類足論を造る。六千頌なり」など見えてゐる。参照すべし。

【二】界身足論解題三「界身足論の成立及び著目點」中参照。

【三】毘曇部四、p. 5. 10. に於ける拙文中を参照すべし。

【四】二本共に後文(本解題の三)「品類足論の諸傳本」中参照。

【五】出三藏記集三(大正藏經 50. 2. 2. 2.)に曰はく「今此の經を闕く」とその外の諸經録参照のこと。

【六】同上(大正同上 2.)に曰はく「今闕く」と。また諸の經録を参照せよ。

【七】本文、卷の一註【二】中参照。

【八】以下すべて前界身足論解題一の註【二】を参考せよ。

【九】界身足論解題三中参照。

【一〇】本解題中の次節「品類足論の組織及び内容の管見」中参照。

【一一】同上及び三、「品類足論の諸傳本」中の新舊二譯對照の「下等参照」。

【一二】同上次節中の「辯五事品第一」に関する紹介文及び註中参照。

【一三】同上。但し形色 *Sarvatharūpa* を充分明白にまだ認めてゐる譯ではない。本文中のその下の註をまた参照すべし。

【一四】同上。  
【一五】同上。

## 二、品類足論の組織及び内容の管見

品類足論は前後七品から成立してゐる。今その個々の品に従つてその内容を管見して見ると、概ね左の如くである。

一、辯五事品第一(舊譯は五法品第一)——右に

あげた五位の諸法に關する註釋的解説をのべる所で、同じく右にあげた

四大種の定義的説明・聲の二別・心不相應行法その外の解説はすべてこの下に載する所である。

二、辯諸智品第二(舊譯は分別智品第二)——所

謂十智、即ち、法・類・他心・世俗・苦・集・滅・道・盡・無生の諸智に關し、そ

の本事的説明は既に右の辯五事品中のべたから、(一)所緣とその理由、

(二)五攝とその理由、(三)有漏無漏・有漏無漏縁・有爲無爲・有爲無爲縁の

四門分別等諸規定を専らこの一段の中にのべてゐる。

三、辯諸處品第三(舊譯は分別諸入品第三)——右

の第二品に準じ、十二處の本事的解説は前第一品中に譲つて、専ら、その十二處に關し、諸門分別をまづ敘

し、次いで五蘊・十二處・十八界・二十二根・九十八隨眠の相攝關係を論じてゐる所で、組織上、やゝ界身足論

を想起せしめるものの第一である。

四、辯七事品第四(舊譯は分別七事品第四)——

同じく界身足論の形式を踏んだものの第二で、最初(一)十八界、(二)十

二處、(三)五蘊及び五取蘊、(四)六界、(五)四種の十地法(但し舊譯は界

三地)(六)五種の五法、並びに(七)六種の六身法等七事二十種の諸法に關

して解説を記し、次ぎにそれらの蘊・處・界等所謂三科の攝を論じてゐる

が、前述の如き界身足論の初唱を受



るか否か、龍樹はこの品類足論八品中の前四品は尊者世友の作で、残りの四品は闍賓の阿羅漢造であるなどと論じてゐるが、要之、察する所では、この龍樹の説の後半分こそ最も注意に價すべき所で、所詮はこの品類足論もまた最初は各品まづ各別に、而して後に全部集成的に、佛滅凡そ三・四百年の頃、有部所屬の一僧伽に於いて共同作業の一産物として成立したものを、聖典の權威を求めつゝ、傳うる如き尊者世友造等と作るに至つたものである位に推断するの他もないものであらうか。

然るに、右に對し、已に然らば全六足論間での品類足論の成立次第はといふと、幾分鮮明なるものがある。何となれば、これを従来の諸傳に於ける取り扱ひ上からいふと、漢譯傳では例の如く法蘊・集異門・施設・識身・品類・界身と次第して第五位に置かれ、梵傳では第一位に配せられて、品類・識身・法蘊・施設・界身・集異門と配列せられ、而して藏傳に在つては法蘊・施設・界身・品類・集異門といふ順序で、また第五位とせられるに拘らず、如實は恐らく六阿毘達磨論中の最後に於ける成立に屬するものであつて、まづ、前界身足論の解題中に論ぜる如く、品類足論は、恐らく、集異門・法蘊・施設・識身・界身と次第成立した、その最後の界身足論に形式上負う所が最も多く界身足論の(一)本事的解説、(二)關係論的攝・不攝等の分別といふ二段の組織は殆ど品類足論の各品に浸染してゐて、極言すると、品類足論は宛然界身足論の延長・擴大の産物にも過ぎない感が寧ろ餘りに切實であるし、次いでまた、同じく界身足論が六足論中に於いて初めて有部思想史上に紹介した(一)十大地法、(二)十大煩惱地法、(三)二十小煩惱地法の三心所觀を初め、五煩惱(欲貪・色貪・無色貪・瞋・疑)五法

(尋・伺・識・無慚・無愧)といつた心所分類もすべて受け継ぎながら、而も殊にその前者に於いて——<sup>二</sup>少くとも玄奘譯の所謂新譯品類足論の關する限り——一段の發展を敢へてして、今一、十大善地法 *Kusārama-hāṅṅika* を加へてゐるのみならず、更らに後代の有部教學上、一標準説かの概ある<sup>三</sup>五位説、即ち、有名な色・心・心所・心不相應行法・無爲の萬有分類觀を初めて表面的に説いたのも正しくこの品類足論であるし、且つ、同じやうにして、四大種とは堅・濕・煖・動が本義であること、色に顯・形二別あること、聲にも有執受・無執受の二種を別ち得ること、乃至、諸の心不相應行法の最初の本事的解説等その外もすべて品類足論が新に有部教學史上の少くとも表面に加上してきたもので、何としても、その斷然たる發展は他の五足論を壓倒してゐるものである。

【一】本文卷の第一の註【二】を見よ。俱舍

# 阿毘達磨品類足論解題

## 一、品類足論の作者と成立

今までの諸足論について見てきたやうに、總じて六足論といへば殆ど各傳各別ともいふべき著者を傳説せられるものであるが、中で、かの識身足論とこの品類足論との二は全く例外的に梵・藏・漢三傳一致の作者を傳へられる所である。即ちかの識身足論は諸傳一致して尊者提婆設摩 Devaśāman or Devāśema (天寂)造としたものであるが、この品類足論もまた三傳すべて一致し、尊者世友 Vāśīṣṭhi nītra (和須密又は錢蘇密多羅等) 作と傳うる所である。

けれども、かうした傳説一般に關しては、已に右の從前諸足論に約し、且つ、就中本冊に同攝した<sup>二</sup>界身足論の漢譯傳

の作者たる今同様の世友に約して論じてきた如く、

(一) 由來、この種の上代諸阿毘達磨論は一般に僧伽に於ける或る一人の作たるよりは、僧伽の共同的作業の製品として提出されたとすべき理由が、多く想像されるものであり、

(二) 假りにまた一步譲つて、一個人たる尊者世友造としても、所謂尊者世友として上代印度佛教史上に喧説されるものは前後五人もあつて、果してその何れと決定すべきかは遽かに斷じ難い節もあり、

旁よもつて、諸傳全一致の傳説といふ事實あるに拘らず、容易に許容するを得ない事柄である。

加之、殊にこの品類足論については、

前の識身足論に於いてもやゝ同じやうに想像せられたが、本來、幾つかの獨立論本たりしものを、後に合成して一阿毘達磨論にまとめたことの分明なもので、かくて現にその中の一品たる辯五事品第一相應のものは後漢の安世高譯「阿毘曇五法行經」(或ひは「阿毘曇五法經」乃至「單に「五法行經」)、「五法經」) 一卷及び唐の法成譯「薩婆多宗五事論」一卷等として別傳せられ、且つ、今は散佚して傳はらぬけれども、同じく一品たる辯七事品第四相應の「阿毘曇七法行經」(或ひは單に「七法經」) 一卷並びに同釋隨眠品第五相應の「阿毘曇九十八結經」一卷は共にまた安世高によつて傳譯された所と傳へられるのみならず、さて然らば、右の「阿毘曇五法行經」及び「薩婆多宗五事論」の作者はといへば、全然その記無しといふ次第故、層一層、信を置き難きの作者傳といふが外もない。

大智度論に従うと、かうした事情に由

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

(二)眼觸所生の受の不相應

眼觸所生の受の不相應は何の所攝ぞ。謂はく、眼觸所生の受の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十七界・十二處・五蘊なり。

此れは何の所問ぞ。謂はく、眼觸所生の愛の相應及び眼觸所生の受の不相應の法を除けば即ち一切法——十八界・十二處・五蘊を除く。

三七—云、眼觸所生の受と餘の五觸所生の受との對觀例註

眼觸所生の受を以つて眼觸所生の愛に對するが如く、乃至、意觸所生の愛に對するも亦爾なり。

x x x x

耳以下五觸所生の受の五門例釋

眼觸所生の受門の如く、是くの如く、乃至、意觸所生の受五門も所應に隨つて當さに廣く説くべし。

六想身六思身の各六門例釋

六受身の六門の如く、六想身の六門・六思身の六門も所應に隨つて當さに廣く説くべし。

略説十六門と廣説八十八門

是くの如く、略して説くに十六門有り。若し廣く説かば八十八門有り。

# 説一切有部界身足論(終)

【五七】 説一切有部等。原漢典は「説一切有部界身足論卷下」と記す。

(二)眼觸所生の受の相應

此れは何を餘と爲すや。謂はく、眼觸所生の思の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十七界・十二處・五蘊なり。

眼觸所生の受の不相應は何の所攝ぞ。謂はく、眼觸所生の受の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十七界・十二處・五蘊なり。

此れは何の所問ぞ。謂はく、眼觸所生の思の相應及び眼觸所生の受の不相應の法を除けば即ち一切法——十八界・十二處・五蘊を除く。

眼觸所生の受を以つて眼觸所生の思に對するが如く、乃至、意觸所生の思に對するも亦爾なり。

眼觸所生の受の相應と眼觸所生の受の不相應と——十八界・十二處・五蘊にて眼觸所生の受の相應は何の所攝ぞ。謂はく心・心所法にて三界・二處・三蘊なり。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、眼觸所生の受の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十七界・十二處・五蘊なり。

眼觸所生の愛の不相應は何の所攝ぞ。謂はく、眼觸所生の愛の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十八界・十二處・五蘊なり。

此れは何の所問ぞ。謂はく、眼觸所生の受の相應及び眼觸所生の愛の不相應の法を除けば即ち一切法——十八界・十二處・五蘊を除く。

眼觸所生の愛の相應と眼觸所生の受の不相應と——十八界・十二處・五蘊にて眼觸所生の愛の相應は何の所攝ぞ。謂はく、心・心所法にて三界・二處・四蘊なり。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、眼觸所生の愛の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十八界・十二處・五蘊なり。

二一、二二、眼觸所生の受と餘の五觸所生の思との對觀例釋

(一)眼觸所生の愛の不相應

二六、眼觸所生の愛の相應と眼觸所生の受の不相應

【五六】 眼觸所生の愛の相應。前門末の註を見よ。

二、眼觸所生の想の相應と眼觸所生の受との不相應  
（一）眼觸所生の想の相應

（二）眼觸所生の受の不相應

三十一、二、眼觸所生の受と餘の五觸所生の受との對觀例釋

二、三、眼觸所生の受の相應と眼觸所生の思の不相應  
（一）眼觸所生の受の相應

（二）眼觸所生の思の不相應

四、眼觸所生の思の相應と眼觸所生の受の不相應  
（一）眼觸所生の思の相應

眼觸所生の想の相應と眼觸所生の受の不相應と——十八界・十二處・五蘊にて——眼觸所生の想の相應は何の所攝ぞ。謂はく、心・心所法にて三界・二處・三蘊なり。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、眼觸所生の想の自性・色・無爲・心不相應行〔等〕にて十七界・十二處・五蘊なり。

眼觸所生の受の不相應は何の所攝ぞ。謂はく、眼觸所生の受の自性・色・無爲・心不相應行〔等〕にて十七界・十二處・五蘊なり。

此れは何の所問ぞ。謂はく、眼觸所生の想の相應及び眼觸所生の受の不相應の法を除けば即ち一切法——十八界・十二處・五蘊を除く。

眼觸所生の受を以つて眼觸所生の想に對するが如く、乃至、意觸所生の想に對するも亦爾なり。

眼觸所生の受の相應と眼觸所生の思の不相應と——十八界・十二處・五蘊にて眼觸所生の受の相應は何の所攝ぞ。謂はく、心・心所法にて三界・二處・三蘊なり。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、眼觸所生の受の自性・色・無爲・心不相應行〔等〕にて十七界・十二處・五蘊なり。

眼觸所生の思の不相應は何の所攝ぞ。謂はく、眼觸所生の思の自性・色・無爲・心不相應行〔等〕にて十七界・十二處・五蘊なり。

此れは何の所問ぞ。謂はく、眼觸所生の受の相應及び眼觸所生の思の不相應の法を除けば即ち一切法——十八界・十二處・五蘊を除く。

眼觸所生の思の相應と眼觸所生の受の不相應と——十八界・十二處・五蘊にて——眼觸所生の思の相應は何の所攝ぞ。謂はく、心・心所法にて三界・二處・四蘊なり。

【五二】 眼觸所生の想の相應。前前眼觸相應下の註參照。

【五三】 眼觸所生の受の不相應。前門中の註參照。

【五四】 眼觸所生の思の不相應。前門中の眼觸不相應の註に準ず。

【五五】 眼觸所生の思の相應。右註に準ず。

眼識不相應は何の所攝ぞ。謂はく、眼識の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十八界・十二處・五蘊なり。

此れは何の所問ぞ。謂はく、眼觸所生の愛の相應及び眼識不相應の法を除けば即ち一切法——十八界・十二處・五蘊を除く。

眼識を以つて眼觸所生の愛に對するが如く、乃至、意觸所生の愛に對するも亦爾なり。

第九 第十六 「略説・眼觸所生受」門

眼識門の如く、是くの如く、乃至、意識までの五門も所應に隨つて當さに廣く説くべし。

六觸身の六門の如く、六觸身の六門も所應に隨つて當さに廣く説くべし。

六觸身の六門略説

眼觸所生受門一、眼觸所生の受と眼觸所生の想の不相應  
(一)眼觸所生の受の相應

(二)眼觸所生の想の不相應

眼觸所生の受の相應と眼觸所生の想の不相應と——十八界・十二處・五蘊にて、眼觸所生の受の相應は何の所攝ぞ。謂はく、心・心所法にて三界・二處・三蘊なり。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、眼觸所生の受の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十七界・十二處・五蘊なり。

眼觸所生の想の不相應は何の所攝ぞ。謂はく、眼觸所生の想の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十七界・十二處・五蘊なり。

此れは何の所問ぞ。謂はく、眼觸所生の受の相應及び眼觸所生の想の不相應の法を除けば即ち一切法——十八界・十二處・五蘊を除く。

【四九】 第十六「略説・眼觸所生受」門。原漢譯は「分別品第二中第十六門」と記す。又、五識門と。

【五〇】 眼觸所生の受の相應。前門中の註参照。

【五一】 眼觸所生の想の不相應。前門中の眼觸不相應下の註参照。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、眼觸所生の愛の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十七界・十二處・五蘊なり。

眼識不相應は何の所攝ぞ。謂はく、眼識の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十八界・十二處・五蘊なり。

此れは何の所問ぞ。謂はく、眼觸所生の愛の相應及び眼識不相應の法を除けば即ち一切法——十八界・十二處・五蘊を除く。

眼識を以つて眼觸所生の愛に對するが如く、乃至、意觸所生の愛・六想身に對するも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

眼識相應と眼觸所生の愛の不相應と——十八界・十二處・五蘊にて眼識相應は何の所攝ぞ。謂はく、心所法にて一界・一處・三蘊なり。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、眼識の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十八界・十二處・五蘊なり。

眼觸所生の愛の不相應は何の所攝ぞ。謂はく、眼觸所生の愛の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十八界・十二處・五蘊なり。

此れは何の所問ぞ。謂はく、眼識相應及び眼觸所生の愛の不相應の法を除けば即ち一切法——十八界・十二處・五蘊を除く。

眼觸所生の愛の相應と眼識不相應と——十八界・十二處・五蘊にて眼觸所生の愛の相應は何の所攝ぞ。謂はく、心・心所法にて三界・二處・四蘊なり。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、眼觸所生の愛の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十八界・十二處・五蘊なり。

六、眼觸所生の愛の相應と眼識不相應

三、五、同上と餘の五受身と等

五、眼識相應と眼觸所生の愛の不相應

【四七】 眼觸所生の愛の不相應。卷の上三門の所記は(一)五根、(二)六識、(三)善・無記の愛は無慚無愧と不相應。

【四八】 眼觸所生の愛の相應。卷の上三門の所記は(一)樂・捨二根、(二)眼識、(三)不善の同愛は無慚無愧と相應。



眼觸相應と眼識不相應と——十八界・十二處・五蘊にて眼觸相應は何の所攝ぞ。謂はく、心・心所法にて四一、三界・二處四二・四蘊なり四三。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、眼觸の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十七界・十二處・五蘊なり。

眼識不相應は何の所攝ぞ。謂はく、眼識の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十八界・十二處・五蘊なり。

此れは何の所問ぞ。謂はく、眼觸相應及び眼識不相應の法を除けば即ち一切法——十八界・十二處・五蘊を除く。

眼識を以つて眼觸に對するが如く、乃至、意觸・六思身に對するも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

眼識相應と眼觸所生の受の不相應と——十八界・十二處・五蘊にて眼識相應は何の所攝ぞ。謂はく、心所法にて一界・一處・三蘊なり。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、眼識の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十八界・十二處・五蘊なり。

眼觸所生の受の不相應は何の所攝ぞ。謂はく、眼觸所生の受の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十七界・十二處・五蘊なり。

此れは何の所問ぞ。謂はく、眼識相應及び眼觸所生の受の不相應の法を除けば即ち一切法——十八界・十二處・五蘊を除く。

眼觸所生の受の相應と眼識不相應と——十八界・十二處・五蘊にて眼觸所生の受の相應は何の所攝ぞ。謂はく、心・心所法にて三界・二處・三蘊なり。

三一四、眼識と他の五觸と等  
一五六、同上と眼觸所生の受

【四〇】 眼觸相應。卷の上三門の所記は(一)喜憂以外の三根、(二)意識と相應、(三)不善の眼觸には無慚・無愧も相應。  
【四一】 三界。意識界、法界、意根界。  
【四二】 二處。意根處、法處。  
【四三】 四蘊。四無色蘊。  
【四四】 眼識不相應。卷の上三門の所記は(一)五受根、(二)六識、(三)善・無記の眼識とは無慚無愧も不相應。

【四五】 眼觸所生の受の不相應。卷の上三門の所記は(一)五受根、(二)五識、(三)善・無記の同受は無慚・無愧と不相應。

【四六】 眼觸所生の受の相應。同上は(一)五受根には相應者無し、(二)眼識と相應、(三)不善の同受は無慚無愧と相應。

六九一〇、不信と捨根  
九一一、不信と苦根

九二四、不信と喜根

九三六、不信と憂根  
九四三、不信と尋根  
九四六、不信と尋根

解意門以下九大煩惱地法門、十小煩惱地法門、五煩惱門、五見門、五觸門、五根門、五法門等四門略説の辨  
一、二、眼識と眼觸

不信を以つて樂根に對するが如く、捨根に對するも亦爾なり。

不信相應と苦根不相應と、苦根相應と不信不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

不信相應と喜根不相應と、喜根相應と不信不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

不信を以つて喜根に對するが如く、憂根に對するも亦爾なり。

不信を以つて尋・伺・識法・六識身・六觸身・六受身・六想身・六思身に對するも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

第十五 「略説・眼識」門

斯の理趣に由りて其の懈怠等の諸の差別門は應さに前に説く、一行の方便に依りて理の如く當さに思ふべし。此の諸門中、差別有るは、相似・異位、皆な應さに説くべからず。

乃至……眼識相應と眼觸不相應と——十八界・十二處・五蘊にて眼識相應は何の所攝ぞ。謂はく、心所法にて一界、一處、三蘊なり。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、眼識の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十八界・十二處・五蘊なり。

眼觸不相應は何の所攝ぞ。謂はく、眼觸の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十七界・十二處・五蘊なり。

此れは何の所問ぞ。謂はく、眼識相應及び眼觸不相應の法を除けば即ち一切法十八界・十二處・五蘊を除く。

【三三】第十五「略説・眼識」門。

原漢典には「分別品第二中第十五門」と書す。頭書のやうに、本當をいへばこの門四十四門

について準上に解説すべき筈なれど、煩を避けて略説し、端的に、事實上は第五十九門

たるべき六識身第一の眼識門の解説をこゝになす所である。

【三四】一行。卷の中の分別品初の毘柁南嶺中に出づる同字の註を見よ。

【三五】眼識相應。卷の上三門の所記は——(一)喜憂以外の三根と相應、(二)(六識は相應者無し)、(三)不善の眼識には無慚・無愧も相應。

【三六】一界。法界。

【三七】一處。同準。

【三八】三蘊。受・想・行三蘊。

【三九】眼觸不相應。卷の上三門の所記は——(一)五受根、(二)五識身、(三)善・無記の眼觸には無慚・無愧も不相應。

【四〇】眼觸不相應。卷の上三門の所記は——(一)五受根、(二)五識身、(三)善・無記の眼觸には無慚・無愧も不相應。

【四一】眼觸不相應。卷の上三門の所記は——(一)五受根、(二)五識身、(三)善・無記の眼觸には無慚・無愧も不相應。

【四二】眼觸不相應。卷の上三門の所記は——(一)五受根、(二)五識身、(三)善・無記の眼觸には無慚・無愧も不相應。

【四三】眼觸不相應。卷の上三門の所記は——(一)五受根、(二)五識身、(三)善・無記の眼觸には無慚・無愧も不相應。

【四四】眼觸不相應。卷の上三門の所記は——(一)五受根、(二)五識身、(三)善・無記の眼觸には無慚・無愧も不相應。

【四五】眼觸不相應。卷の上三門の所記は——(一)五受根、(二)五識身、(三)善・無記の眼觸には無慚・無愧も不相應。

【四六】眼觸不相應。卷の上三門の所記は——(一)五受根、(二)五識身、(三)善・無記の眼觸には無慚・無愧も不相應。

【四七】眼觸不相應。卷の上三門の所記は——(一)五受根、(二)五識身、(三)善・無記の眼觸には無慚・無愧も不相應。

【四八】眼觸不相應。卷の上三門の所記は——(一)五受根、(二)五識身、(三)善・無記の眼觸には無慚・無愧も不相應。

【四九】眼觸不相應。卷の上三門の所記は——(一)五受根、(二)五識身、(三)善・無記の眼觸には無慚・無愧も不相應。

【五〇】眼觸不相應。卷の上三門の所記は——(一)五受根、(二)五識身、(三)善・無記の眼觸には無慚・無愧も不相應。

此れは何の所問ぞ。……前に説くが如し。

懈怠相應と不信不相應と——十八界・十二處・五蘊にて懈怠相應は何の所攝ぞ。謂はく、心・心所法にて八界・二處・四蘊なり。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、懈怠の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十八界・十二處・五蘊なり。

不信不相應等は……前に説くが如し。

不信を以つて懈怠に對するが如く、餘の大煩惱地法・欲貪・瞋・無明觸・非明非無明觸・無慚・無愧に對するも亦爾なり。

三二二、不信と忿  
不信相應と忿不相應と、忿相應と不信不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

三二六、不信と餘の九小煩惱地法と等  
不信を以つて忿に對するが如く、餘の小煩惱地法・無色貪・疑・五見・明觸・六愛身に對するも亦爾なり。

三二七、不信と色貪  
不信相應と色貪不相應と、色貪相應と不信不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

三二八、不信と有對觸  
不信相應と有對觸不相應と、有對觸相應と不信不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

三二九、不信と増語觸  
不信相應と増語觸不相應と、増語觸相應と不信不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

三三〇、不信と樂根  
不信相應と樂根不相應と、樂根相應と不信不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

【三】懈怠相應。同上(一)(二)五受根、(二)六識、(三)不善の懈怠は無慚無愧と相應す。

四一四、慧と有對觸  
慧相應と有對觸不相應と、有對觸相應と慧不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

四一六、慧と増語觸  
慧相應と増語觸不相應と、増語觸相應と慧不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

四一八、慧と樂根  
慧相應と樂根不相應と、樂根相應と慧不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

六一七、慧と捨根  
慧を以つて樂根に對するが如く、捨根に對するも亦爾なり。

六一三、慧と苦根  
慧相應と苦根不相應と、苦根相應と慧不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

四一四、慧と喜根  
慧相應と喜根不相應と、喜根相應と慧不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

四一六、慧と憂根  
慧を以つて喜根に對するが如く、憂根に對するも亦爾なり。

六一三、慧と尋と等  
慧を以つて尋・伺・識法・六識身・六觸身・六受身・六想身・六思身に對するも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

第十四 「不信」門

三二 不信と懈怠  
不信相應と懈怠不相應と——十八界・十二處・五蘊にて不信相應等は……前に説くが如し。

三三 懈怠不相應は何の所攝ぞ。謂はく、懈怠の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十八界・十二處・五蘊なり。

【三〇】第十四「不信」門。原漢典には「分別品第二中第十四門」と書す。以上で十大地法標準の解説を終へて、以下十大煩惱地法標準の解説をなす中、今はその第一、不信を標準とするものである。

【三一】懈怠不相應。卷の上三門中の所記は(一)五受根、(二)六識、(三)無記の懈怠は無慚無愧と相應。

に廣く説くべし。

三摩地相應と樂根不相應と、樂根相應と三摩地不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

三摩地を以つて樂根に對するが如く、捨根に對するも亦爾なり。

三摩地相應と苦根不相應と、苦根相應と三摩地不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

三摩地相應と喜根不相應と、喜根相應と三摩地不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

三摩地を以つて喜根に對するが如く、憂根に對するも亦爾なり。

三摩地を以つて尋・伺・識法・六識身・六觸身・六受身・六想身・六思身に對するも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

第十三 「慧」門

慧相應と不信不相應と、不信相應と慧不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

慧を以つて不信に對するが如く、餘の大煩惱地法・欲貪・瞋・無明觸・非明非無明觸・無慚・無愧に對するも亦爾なり。

慧相應と忿不相應と、忿相應と慧不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。慧を以つて忿に對するが如く、餘の小煩惱地法・無色貪・疑・五見・明觸・六愛身に對するも亦爾なり。

慧相應と色貪不相應と、色貪相應と慧不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

八九一六、同上と樂根不相應と等

九一二、同上と捨根

九一四、同上と苦根

九一六、同上と喜根

九一八、同上と憂根

九二〇、同上と尋と等

一一三、慧と不信

三三三、慧と餘の大煩惱地法と等

三三四、慧と忿

三三六、慧と餘の小煩惱地法と等

八一三、慧と色貪

【二九】第十三「慧」門。原漢典には「分別品第二中第十三門」と記す。又、前來の解説を慧中心にてなす所である。

處・二蘊なり。

此れは何の所問ぞ。……前に説くが如し。

三、慧相應と三摩地不相應

慧相應と三摩地不相應と、——十八界・十二處・五蘊にて、慧相應は何の所攝ぞ。謂はく、心・心所法にて八界・二處・四蘊なり。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、慧の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十一處・二蘊なり。

三摩地不相應等は……前に説くが如し。

三、四、三摩地相應と不信不相應と等

三摩地相應と不信不相應と、不信相應と三摩地不相應とも所應に随つて當さに廣く説くべし。

五、三、四、三摩地と餘の九大煩惱地法等

三摩地を以つて不信に對するが如く、餘の九大煩惱地法・欲貪・瞋・無明觸・非明非無明觸・無慚・無愧に對するも亦爾なり。

五、一、六、三摩地相應と忿不相應と等

三摩地相應と忿不相應と、忿相應と三摩地不相應とも所應に随つて當さに廣く説くべし。

五、一、七、三摩地と餘の九小煩惱地法等

三摩地を以つて忿に對するが如く、餘の小煩惱地法・無色貪・疑・五見・明觸・六愛身に對するも亦爾なり。

五、一、八、三摩地相應と色貪不相應と等

三摩地相應と色貪不相應と、色貪相應と三摩地不相應とも所應に随つて當さに廣く説くべし。

五、一、九、同上と有對觸不相應と等

三摩地相應と有對觸不相應と、有對觸相應と三摩地不相應とも所應に随つて當さに廣く説くべし。

五、一、一〇、同上と増語觸不相應と等

三摩地相應と増語觸不相應と、増語觸相應と三摩地不相應とも所應に随つて當さに廣く説くべし。

【三〇】 慧相應。右註に準ず。

二一六、念相應と色食不相應と等

念相應と色食不相應と、色食相應と念不相應とも所應に随つて當さに廣く説くべし。

空一門、念相應と有對觸不相應と等

念相應と有對觸不相應と、有對觸相應と念不相應とも所應に随つて當さに廣く説くべし。

空一六、念相應と増語觸不相應と等

念相應と増語觸不相應と、増語觸相應と念不相應とも所應に随つて當さに廣く説くべし。

老一八、念相應と樂根不相應と等

念相應と樂根不相應と、樂根相應と念不相應とも所應に随つて當さに廣く説くべし。

九一〇、念と捨根

念を以つて樂根に對するが如く、捨根に對するも亦爾なり。

二〇二、念と苦根

念相應と苦根不相應と、苦根相應と念不相應とも所應に随つて當さに廣く説くべし。

二〇三、同上と喜根

念相應と喜根不相應と、喜根相應と念不相應とも所應に随つて當さに廣く説くべし。

二〇五、念と憂根

念を以つて喜根に對するが如く、憂根に對するも亦爾なり。

二〇七、二念と尋と等

念を以つて尋・伺・識法・六識身・六觸身・六受身・六想身・六思身に對するも所應に随つて當さに廣く説くべし。

第十二 「三摩地」門

三摩地相應と慧不相應

三摩地相應と慧不相應と、——十八界・十二處・五蘊にて三摩地相應等……前に説くが如し。

慧不相應は何の所攝ぞ。謂はく、慧の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十一

【二〇三】第十二「三摩地」門。原漢典には「分別品第二中第十二門」と記す。今度は三摩地を中心として同前の解説をするものである。  
【二〇七】慧不相應。卷の上三門中の所記は第七門の作意不相應の註中に準知すべし。

一念相應と三摩地不相應

三、三摩地相應と念不相應

三、四、念と慧  
五、六、念相應と不信不相應と等

中、四、念と餘の九大煩惱地法と等

四、一、四、念相應と念不相應と等  
望一、七、念と餘の九小煩惱地法と等

第十一「念」門

に隨つて當さに廣く説くべし。……念相應等は……前に説くが如し。

三摩地不相應は何の所攝ぞ。謂はく、三摩地の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十二處・二蘊なり。

此れは何の所問ぞ。……前に説くが如し。

三摩地相應と念不相應と、——十八界・十二處・五蘊にて三摩地相應は何の所攝ぞ。謂はく、心・心所法にて八界・二處・四蘊なり。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、三摩地の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十一處・二蘊なり。

念不相應等は……前に説くが如し。

念を以つて三摩地に對するが如く、慧に對するも亦爾なり。

念相應と不信不相應と、不信相應と念不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

念を以つて不信に對するが如く、餘の九大煩惱地法・欲貪・瞋・無明觸・非明非無明觸・無慚・無愧に對するも亦爾なり。

念相應と怨不相應と、怨相應と念不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。念を以つて怨に對するが如く、餘の小煩惱地法・無色貪・疑・五見・明觸・六愛身に對するも亦爾なり。

【三】第十一「念」門。原漢典には「分別品第二中第十一門」と書す。又、前來同様の辨説を「念」中心にてなす所である。  
【三】念相應、卷の上三門の所記は第七門中の作意相應の註記に準ず。  
【四】三摩地不相應。又卷の上三門の所記は第七門中の作意不相應の註に見よ。  
【五】三摩地相應。準上。



觸・無慚・無愧に對するも亦爾なり。

元一四〇、勝解相應と念不相應と等

勝解相應と忿不相應と、忿相應と勝解不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

四一六、勝解と餘の九小煩惱地法と等

勝解を以つて忿に對するが如く、餘の小煩惱地法・無色貪・疑・五見・明觸・六愛身に對するも亦爾なり。

六一八、勝解と色貪

勝解相應と色貪不相應と、色貪相應と勝解不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

八二〇、同上と有對觸

勝解相應と有對觸不相應と、有對觸相應と勝解不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

二二二、同上と増語觸

勝解相應と増語觸不相應と、増語觸相應と勝解不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

三二四、同上と樂根

勝解相應と樂根不相應と、樂根相應と勝解不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

五二六、勝解と樂根

勝解を以つて樂根に對するが如く、捨根に對するも亦爾なり。

七二八、勝解相應と苦根

勝解相應と苦根不相應と、苦根相應と勝解不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

九三〇、同上と喜根

勝解相應と喜根不相應と、喜根相應と勝解不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

二三二、勝解と憂根

勝解を以つて喜根に對するが如く、憂根に對するも亦爾なり。

三三三、勝解と尋と等

勝解を以つて尋・伺・識法・六識身・六觸身・六受身・六想身・六思身に對するも所應

三三、四、欲と憂  
根  
三五一七、欲と  
等と等

し。

欲を以つて喜根に對するが如く、憂根に對するも亦爾なり。

欲を以つて尋・伺・識法・六識身・六觸身・六受身・六想身・六思身に對するも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

第十 「勝解」門

一、勝解相應と  
念不相應

勝解相應と念不相應と——十八界・十二處・五蘊にて勝解相應等は……前に説くが如し。

念不相應は何の所攝ぞ。謂はく、念の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十一處・二蘊なり。

此れは何の所問ぞ。前に説くが如し。

三、念相應と勝  
解相應

念相應と勝解不相應と——十八界・十二處・五蘊にて念相應は何の所攝ぞ。謂はく、心・心所法にて八界・二處・四蘊なり。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、念の自性・色・無爲・心不相應行は十一界・十一處・二蘊なり。

勝解不相應等は……前に説くが如し。

勝解を以つて念に對するが如く、三摩地・慧に對するも亦爾なり。

二、大地法  
九一、二、勝解と餘  
の九大煩地法と  
等

勝解相應と不信不相應と、不信相應と勝解不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

勝解を以つて不信に對するが如く、餘の大煩惱地法・欲貪・瞋・無明觸・非明非無明

【二九】第十「勝解」門。原漢典は又「分別品第二中第十門」と書す。又前來同様の解説を勝解を標準にしてなす所である。

【三〇】念不相應。卷の上三門の所記は—前第七門中の作意不相應下の註に準ず。

【三一】念相應。卷の上三門の所記は右註に準知すべし。

三—八、欲と餘の三大地法  
九—二〇、欲相應と不信不相應と等

二—四、欲と餘の九大煩惱地法と等

四—三、欲相應と忿不相應と等  
四—六、欲と餘の九小煩惱地法と等

六—六、欲相應と色食不相應と等

七—三、欲相應と有對觸不相應と等

七—四、同上と増語觸

七—六、同上と樂根不相應と等

七—八、欲と捨根

九—〇、欲相應と苦根不相應と等

一〇—二、同上と喜根不相應と等

欲を以つて勝解に對するが如く、念・三摩地・慧に對するも亦爾なり。

欲相應と不信不相應と、不信相應と欲不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

欲を以つて不信に對するが如く、餘の大煩惱地法・欲貪・瞋・無明觸・非明非無明觸・無慚・無愧に對するも亦爾なり。

欲相應と忿不相應と、忿相應と欲不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

欲を以つて忿に對するが如く、餘の小煩惱地法・無色貪・疑・五見・明觸・六愛身に對するも亦爾なり。

欲相應と色食不相應と、色食相應と欲不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

欲相應と有對觸不相應と、有對觸相應と欲不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

欲相應と増語觸不相應と、増語觸相應と欲不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

欲相應と樂根不相應と、樂根相應と欲不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

欲を以つて樂根に對するが如く、捨根に對するも亦爾なり。

欲相應と苦根不相應と、苦根相應と欲不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

欲相應と喜根不相應と、喜根相應と欲不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

くべし。

一〇一、〇二、作意と捨根  
一〇三、〇四、作意相應と苦根不相應と等

作意を以つて樂根に對するが如く、捨根に對するも亦爾なり。

一〇五、〇六、作意相應と喜根不相應と等

作意相應と喜根不相應と、喜根相應と作意不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

一〇七、〇八、作意と憂根

作意を以つて喜根に對するが如く、憂根に對するも亦爾なり。

一〇九、一〇、作意と尋等

作意を以つて尋・伺・識法・六識身・六觸身・六受身・六想身・六思身に對するも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

第九「欲」門

一、欲相應と勝解不相應

欲相應と勝解不相應と——十八界・十二處・五蘊にて 欲相應等は……前に説くが如し。

二、勝解相應と欲不相應

勝解不相應は何の所攝ぞ。謂はく、勝解の自性・色・無爲・心不相應行にて 十二界・十一處・二蘊なり。

此れは何の所問ぞ。謂はく、欲相應及び勝解不相應法を除けば即ち一切法——十八界・十二處・五蘊を除く。

勝解相應と欲不相應と——十八界・十二處・五蘊にて 勝解相應は何の所攝ぞ。謂はく、心・心所法にて 八界・二處・四蘊なり。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、勝解の自性・色・無爲・心不相應行にて 十一界・十一處・二蘊なり。

欲不相應等は……前に説くが如し。」

【五】第九「欲」門。原漢典には又「分別品第二中第九門」と書す。また前來同様の解説を「欲」標準によつてとく所である。

【六】欲相應。卷上中の三門の所記は前々門中の作意相應の註に準ず。

【七】勝解不相應。同上―右註に準知すべし。

【八】勝解相應。同上―右註に準知せよ。

く、心・心所法にて八界・二處・四蘊なり。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、欲の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十一處・二蘊なり。

作意不相應等は……前に説くが如し。

作意を以つて欲に對するが如く、乃至、慧に對するも亦爾なり。

作意相應と不信不相應と、不信相應と作意不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

作意を以つて不信に對するが如く、餘の大煩惱地法・欲貪・瞋・無明觸・非明非無明觸・無慚・無愧に對するも亦爾なり。

作意相應と忿不相應と、忿相應と作意不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

毘―空作意と餘の九小煩惱地法等  
對するも亦爾なり。

空・四、作意相應と色貪不相應等  
作意相應と色貪不相應と、色貪相應と作意不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

空―六、作意と有對觸  
作意相應と有對觸不相應と、有對觸相應と作意不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

老―次、同上と増語觸  
作意相應と増語觸不相應と、増語觸相應と作意不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

光―三〇、同上と樂根  
作意相應と樂根不相應と、樂根相應と作意不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

望一六、觸と餘の小煩惱地法等

觸を以つて忿に對する如く、餘の小煩惱地法・無色貪・疑・五見・六愛身に對するも亦爾なり。

色一六、觸と色貪と樂

觸相應と色貪不相應と、色貪相應と觸不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

樂一七、觸と樂根

觸相應と樂根不相應と、樂根相應と觸不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

捨一七、觸と捨根

觸を以つて樂根に對するが如く、捨根に對するも亦爾なり。

苦一七、觸と苦根

觸相應と苦根不相應と、苦根相應と觸不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

喜一七、觸と喜根

觸相應と喜根不相應と、喜根相應と觸不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

憂一七、憂根との對觀例釋

觸を以つて喜根に對するが如く、憂根に對するも亦爾なり。

尋一七、觸と尋と等

觸を以つて尋・伺・識法・六識身・六受身・六想身・六思身に對するも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

第八「作意」門

作意相應と欲不相應

作意相應と欲不相應と——十八界・十二處・五蘊にて作意相應等は…前に説くが如し。欲不相應は何の所攝ぞ。謂はく、欲の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・

十一處・二蘊なり。

此れは何の所問ぞ。…前に説くが如し。

欲相應と作意不相應

欲相應と作意不相應と——十八界・十二處・五蘊にて 欲相應は何の所攝ぞ。謂は

【三】 第八「作意」門。原漢典

は「分別品第二中第八門」と記す。蓋し前來と同様の解説を

作意標準になすもの。【三】 欲相應。卷上三門中の所説は—右作意不相應下に準ず。

【四】 欲相應。同上は又右作意相應下に準ず。

# 卷の 下

## 第七 觸門

一、觸相應と作意不相應

(一)觸 相應

(二)作意不相應

二種なり。

十一處・二種なり。

此れは何の所問ぞ。謂はく、觸相應及び作意不相應法を除けば即ち一切法——十

八界・十二處・五蘊を除く。

作意相應と觸不相應と——十八界・十二處・五蘊にて 作意相應は何の所攝ぞ。謂

はく、心・心所法にて 八界・二處・四蘊なり。

一處・二種なり。

觸不相應等は……前に説くが如し。

觸を以つて作意に對する如く、乃至、慧に對するも亦爾なり。

觸相應と不信不相應と、不信相應と觸不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

觸を以つて不信に對する如く、餘の大煩惱地法・欲貪・瞋・無慚・無愧に對するも亦爾なり。

觸相應と忿不相應と、忿相應と觸不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

二、觸と忿

三、觸と忿

觸相應と忿不相應と、忿相應と觸不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

【一】第七(觸)門。原漢典は「分別品第二中第七門」と記す。準上に觸を中心にしてその相應・不相應を餘の諸心心所法の不相應・相應に對觀せしめて三科の分類に於ける攝關係を檢するものである。

【二】觸相應。初五受根門等三門中の所記は(一)(五)受根は一切相應、(二)六識身も一切相應、(三)不善の觸には無慚無愧相應。

【三】作意不相應。同上(一)(五)受根は一切相應、(二)(六)六識身も不相應者無し、(三)不善以外の作意には無慚無愧不相應。

【四】十一界。五根界、五境界、法界。

【五】十一處。右に準ず。

【六】二蘊。色蘊と行蘊(作意)。

【七】作意相應。同前(一)(五)受根は一切相應、(二)六識身も一切相應、(三)不善の作意には無慚無愧相應、(四)八界。六識界、法界、意根界。

【八】二處。法處、意根處。

【九】四蘊。四無色蘊。

【一〇】觸不相應。初五受根門等三門の所記は(一)(五)受根は不相應者無し、(二)(六)六識身も一切相應、(三)不善以外の觸には無慚無愧不相應。

一〇一—一〇三、思と捨根

一〇四、思と苦根

思を以つて樂根に對するが如く、捨根に對するも亦爾なり。  
思相應と苦根不相應と、苦根相應と思不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

一〇五、六思と喜根

思相應と喜根不相應と、喜根相應と思不相應とも所應に隨つて當さに廣く説くべし。

一〇七—一〇八、思と憂根

思を以つて喜根に對するが如く、憂根に對するも亦爾なり。

一〇九—一一〇、思と尋と等の觀對の例釋

思を以つて尋・伺・識「三」法・六識身・六觸身・六受身・六想身に對するも所應に隨つて當さに廣く説くべし。



(二)有對觸不相應

處・二蘊なり。

有對觸不相應は何の所攝ぞ。謂はく、有對觸の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて

十三界・十二處・五蘊なり。

此れは何の所問ぞ。謂はく、思相應及び有對觸不相應法を除けば即ち一切法

十八界・十二處・五蘊を除く。

有對觸相應と思不相應と——十八界・十二處・五蘊にて 有對觸相應は何の所攝

ぞ。謂はく、心・心所法にて七界・二處・四蘊なり。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、有對觸の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十三

界・十二處・五蘊なり。

思不相應は何の所攝ぞ。謂はく、思の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十一

處・二蘊なり。

此れは何の所問ぞ。謂はく、有對觸相應及び思不相應法を除けば即ち一切法

十八界・十二處・五蘊を除く。

思相應と増語觸不相應と——十八界・十二處・五蘊にて思相應は前の如く、乃至、

二蘊なり。

増語觸不相應も前の如く、乃至、五蘊なり。

(一)希語觸不相應

思相應と増語觸不相應との如く、是くの如く、

に隨つて當さに廣く説くべし。

根 九一—二〇思と樂

【二三】有對觸不相應。前に門の相應下を見よ。

【二四】有對的相應。同前。

【二五】増語觸不相應。前に門の相應下参照。

【二六】増語觸相應。同上。

【二七】樂根不相應。前第五門中の相應下参照。

【二八】樂根相應。同前。

るも亦爾なり。

空、思相應と色  
食不相應  
(一)思相應

思相應と色食不相應と——十八界・十二處・五蘊にて思相應は何の所攝ぞ。謂はく、心・心所法にて八界・二處・四蘊なり。

これは何を餘と爲すや。謂はく、思の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十一處・二蘊なり。

(二)色食不相應

色食不相應は何の所攝ぞ。謂はく、色食の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十八界・十二處・五蘊なり。

これは何の所問ぞ。謂はく、思相應及び色食不相應法を除けば即ち一切法——十八界・十二處・五蘊を除く。

色食相應と  
思不相應  
(一)色食相應

色食相應と思不相應と——十八界・十二處・五蘊にて色食相應は何の所攝ぞ。謂はく、心・心所法にて六界・二處・四蘊なり。

これは何を餘と爲すや。謂はく、色食の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十八界・十二處・五蘊なり。

(二)思不相應

思不相應は何の所攝ぞ。謂はく、思の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十一處・二蘊なり。

これは何の所問ぞ。謂はく、色食相應及び思不相應法を除けば即ち一切法——十八界・十二處・五蘊を除く。

空、思相應と有  
對觸不相應  
(一)思相應

思相應と有對觸不相應と——十八界・十二處・五蘊にて思相應は何の所攝ぞ。謂はく、心・心所法にて八界・二處・四蘊なり。

これは何を餘と爲すや。謂はく、思の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十一

【三】色食不相應。前に門の相應下を見よ。

【三】色食相應。同前。

八界・十二處・五蘊を除く。

二七一、哭、思と餘の大煩惱地法等との對觀の例釋

思を以つて不信に對する如く、餘の大煩惱地法・欲貪・瞋・無明觸・非明非無明觸・無慚・無愧に對するも亦爾なり。

四七、思相應と忿不相應

思相應と忿不相應と——十八界・十二處・五蘊にて思相應は何の所攝ぞ。謂はく、心・心所法にて八界・二處・四蘊なり。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、思の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十二處・二蘊なり。

(二) 忿 不相應

忿不相應は何の所攝ぞ。謂はく、忿の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十八界・十二處・五蘊なり。

此れは何の所問ぞ。謂はく、思相應及び忿不相應法を除けば即ち一切法——十八界・十二處・五蘊を除く。

哭、忿相應と思不相應 (二) 忿 相應

忿相應と思不相應と——十八界・十二處・五蘊にて 忿相應は何の所攝ぞ。謂はく、心・心所法にて三界・二處・四蘊なり。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、忿の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十八界・十二處・五蘊なり。

(二) 思 不相應

思不相應は何の所攝ぞ。謂はく、思の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十二處・二蘊なり。

此れは何の所問ぞ。謂はく、忿相應及び思不相應法を除けば即ち一切法——十八界・十二處・五蘊を除く。

哭、思の餘の九小煩惱地法等との對觀例釋

思を以つて忿に對する如く、餘の小煩惱地法・無色貪・疑・五見・明觸・六愛身に對す

【二九】 忿不相應。前に門中の相應下參照。

【三〇】 忿相應。同前。

(二) 思不相應 <sup>二二</sup> 思不相應は何の所攝ぞ。謂はく、思の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十一

處・二蘊なり。此れは何の所問ぞ。謂はく、觸相應及び思不相應法を除けば即ち一切法——十八

界・十二處・五蘊を除く。思を以つて觸に對する如く、乃至、慧に對するも亦爾なり。

<sup>三一</sup> 四、思と餘の大地法との對觀例釋

思相應と不信不相應と——十八界・十二處・五蘊にて思相應は何の所攝ぞ。謂はく、

<sup>一五</sup> 思相應と不信不相應

心・心所法にて八界・二處・四蘊なり。此れは何を餘と爲すや。謂はく、思の自性・色・無爲・心不相應行は十一界・十一處・

二蘊なり。不信不相應は何の所攝ぞ。謂はく、不信の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十八

(二) 不信不相應

界・十二處・五蘊なり。此れは何の所問ぞ。謂はく、思相應及び不信不相應法を除けば即ち一切法——十

八界・十二處・五蘊を除く。不信相應と不信不相應と——十八界・十二處・五蘊にて不信相應は何の所攝ぞ。謂は

く、心・心所法にて八界・二處・四蘊なり。此れは何を餘と爲すや。謂はく、不信の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十八

<sup>一六</sup> 不信相應と思不相應

界・十二處・五蘊なり。思不相應は何の所攝ぞ。謂はく、思の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十一

處・二蘊なり。此れは何の所問ぞ。謂はく、不信相應及び思不相應法を除けば即ち一切法——十

(二) 思不相應

此れは何の所問ぞ。謂はく、不信相應及び思不相應法を除けば即ち一切法——十

【二二】 思不相應。前門中の相應下を見よ。

て十七界・十二處・五蘊なり。

(二) 想不相應 想不相應は何の所攝ぞ。謂はく、想の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十一處・三蘊なり。

此れは何の所問ぞ。謂はく、眼觸ニ所生の受の相應及び想不相應法を除けば即ち一切法ニ十八界・十二處・五蘊を除く。

想を以つて眼觸所生の受到對する如く、乃至、意觸所生の受到對するも、其の所に隨つて廣く説くこと亦爾なり。

第六「思」門

一、 思相應と觸 不相應 (一) 思 相應 心・心所法にて八界・二處・四蘊なり。

思相應と觸不相應と——十八界・十二處・五蘊にて 思相應は何の所攝ぞ。謂はく、此れは何を餘と爲すや。謂はく、思の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十一處・二蘊なり。

觸不相應は何の所攝ぞ。謂はく、觸の自性・色・無爲・心不相應行にて 十一界・十一處・二蘊なり。

此れは何の所問ぞ。謂はく、思相應及び觸不相應法を除けば即ち一切法ニ十八界・十二處・五蘊を除く。

二、 觸相應と思 不相應 (一) 觸 相應 心・心所法にて 八界・二處・四蘊なり。

觸相應と思不相應と——十八界・十二處・五蘊にて 觸相應は何の所攝ぞ。謂はく、此れは何を餘と爲すや。謂はく、觸の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十一處・二蘊なり。

【一八】所生。生字、宋・元・明及び宮内省の四本脫。

【一九】第六「思」門。原漢譯には「分別品第二中第六門」と記す。同前の檢討を思中心になすもので、又準上にして「思門」とも呼ぶを得べし。

【二〇】思相應。前門中の所應下を見よ。

【二一】觸不相應。前卷所記は(一)(五受法に不相應者無し)、(二)(六識身も不相應者無し)、(三)善・無記の觸は無慚無愧と不相應。

【二二】十一界・十二處・五蘊・五境・法の十一。

【二三】二蘊。色蘊、行蘊。

【二四】觸相應。前卷の所記は(一)五受法、(二)六識身、(三)不善の觸は無慚無愧と相應。

【二五】八界。六識界、法界、意根界。

【二六】二處。法處、意根處。

【二七】四蘊。受・想・行・識の四蘊。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、喜根の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十八界・十二處・五蘊なり。

(二) 想 不相應 想不相應は何の所攝ぞ。謂はく、想の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十一處・三蘊なり。

此れは何の所問ぞ。謂はく、喜根相應及び想不相應法を除けば即ち一切法——十八界・十二處・五蘊を除く。

想を以つて喜根に對する如く、憂根に對するも亦爾なり。

二二 一 三 想と憂根との對觀例釋  
二三 一 五 想と尋と等との對觀は受門中の例として知るべし  
二五 想相應と眼觸所生の受不相應 (一) 想 相應

想相應と眼觸所生の受の不相應と——十八界・十二處・五蘊にて想相應は何の所攝ぞ。謂はく、心・心所法にて八界・二處・三蘊なり。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、想の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十一處・三蘊なり。

(一) 眼觸所生の受不相應 眼觸所生の受の不相應は何の所攝ぞ。謂はく、眼觸所生の受の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十七界・十二處・五蘊なり。

此れは何の所問ぞ。謂はく、想相應及び眼觸所生の受の不相應法を除けば即ち一切法——十八界・十二處・五蘊を除く。

眼觸所生の受の相應と想不相應と——十八界・十二處・五蘊にて 眼觸所生の受の相應は何の所攝ぞ。謂はく、心・心所法は 三界・二處・三蘊なり。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、眼觸所生の受の自性・色・無爲・心不相應行「等」に

【二二】想。現諸藏經何れも思に作るは非。蓋し推してその理を知るべし。

【二五】眼觸所生の學不相應。前卷の所記は(一)五受根の全、(二)眼識以外の五識、(三)善・無記のそれは無慚無愧とも不相應。

【二六】眼觸所生の受相應。前卷所記は(一)(五受根はすべて不相應)、(二)眼識、(三)不善のそれは無慚無愧と相應。【二七】三界。眼識界・法界・意根界。餘は推して知れ。

此れは何の所問ぞ。謂はく、想相應及び苦根不相應法を除けば即ち一切法——十八界・十二處・五蘊を除く。

二〇六、苦根相應と想不相應  
二〇七、苦根相應  
苦根相應と想不相應と——十八界・十二處・五蘊にて。苦根相應は何の所攝ぞ。謂はく、心・心所法にて。七界・二處・三蘊なり。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、苦根の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十八界・十二處・五蘊なり。

二〇八、想不相應  
二〇九、想不相應と喜根不相應  
想不相應  
想不相應は何の所攝ぞ。謂はく、想の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十一處・三蘊なり。

此れは何の所問ぞ。謂はく、苦根相應及び想不相應法を除けば即ち一切法——十八界・十二處・五蘊を除く。

二〇九、想相應と喜根不相應  
二一〇、想相應  
想相應と喜根不相應と——十八界・十二處・五蘊にて想相應は何の所攝ぞ。謂はく、心・心所法にて八界・二處・三蘊なり。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、想の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十一處・三蘊なり。

二一一、喜根不相應  
二一二、喜根不相應  
喜根不相應は何の所攝ぞ。謂はく、喜根の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十八界・十二處・五蘊なり。

此れは何の所問ぞ。謂はく、想相應及び喜根不相應法を除けば一切法——十八界・十二處・五蘊を除く。

二一三、喜根相應と想不相應  
二一四、喜根相應  
喜根相應と想不相應と——十八界・十二處・五蘊にて。喜根相應は何の所攝ぞ。謂はく、心・心所法にて。三界・二處・三蘊なり。

【二〇六】苦根相應。前卷の所記は——(一)(五受根すべて不相應)、(二)前五識と相應、(三)不善の苦根は無慚無愧と相應。【二〇七】七界。六識界、法界、意根界。【二〇八】二處。法處、意根處。【二〇九】三蘊。識・行・想三蘊。

【二一〇】喜根不相應。前卷の所記は——(一)五受根の全、(二)六識、(三)善・無記の喜根は無慚無愧と不相應。【二一二】喜根相應。前卷の所述は——(一)(五受根はすべて相應なし)、(二)意識と相應、(三)不善の喜根は無慚無愧と相應。

【二一三】三界。意識界、法界、意根界。【二一四】三蘊。識・行・想三蘊。

處・三蘊なり。

樂根不相應は何の所攝ぞ。謂はく、樂根の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十八界・十二處・五蘊なり。

此れは何の所問ぞ。謂はく、想相應及び樂根不相應法を除けば即ち一切法——十八界・十二處・五蘊を除く。

二〇四、樂根相應と想不相應

樂根相應と想不相應と——十八界・十二處・五蘊にて樂根相應は何の所攝ぞ。謂はく、心・心所法にて、八界・二處・三蘊なり。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、樂根の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十八界・十二處・五蘊なり。

二〇五、想不相應

想不相應は何の所攝ぞ。謂はく、想の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十一處・三蘊なり。

此れは何の所問ぞ。謂はく、樂根相應及び想不相應法を除けば即ち一切法——十八界・十二處・五蘊を除く。

二〇六、想と捨根との對觀例

想を以つて樂根に對する如く、捨根に對するも亦爾なり。

二〇七、想相應と苦根不相應

想相應と苦根不相應と——十八界・十二處・五蘊にて想相應は何の所攝ぞ。謂はく、心・心所法にて八界・二處・三蘊なり。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、想の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十一處・三蘊なり。

二〇八、苦根不相應

苦根不相應は何の所攝ぞ。謂はく、苦根の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十八界・十二處・五蘊なり。

【九七】樂根不相應。前卷の所記は——(一)五受根の全、(二)六識、(三)善・無記の樂根には無慚無愧も不相應。この樂根を明藏の註によると、尋に作るが非。

【一〇〇】樂根相應。同上——(一)五受根は相應者無し、(二)六識、(三)不善の樂根には無慚無愧も相應。

【一〇一】八界。六識界、法界、意根界。  
【一〇二】二處。法處、意根處——宋・元・明・宮内省四本の三に作るは非。  
【一〇三】三蘊。想・行・識。  
【一〇四】三蘊。色・想・行の三蘊で、明藏五に作るは非。

【一〇五】苦根不相應。前卷の所記は——(一)五受根すべて不相應。(二)六識とは不相應。  
【一〇六】善・無記の苦根は無慚無愧と不相應。



二〇、想相應と増語觸不相應

十八界・十二處・五蘊を除く。

想相應と増語觸不相應と——十八界・十二處・五蘊にて想相應は何の所攝ぞ。謂はく、心・心所法にて八界・二處・三蘊なり。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、想の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十一處・三蘊なり。

二一、増語觸不相應

増語觸不相應は何の所攝ぞ。謂はく、増語觸の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十七界・十二處・五蘊なり。

此れは何の所問ぞ。謂はく、想相應及び増語觸不相應法を除けば即ち一切法——十八界・十二處・五蘊を除く。

二二、増語觸相應と想不相應

増語觸相應と想不相應と——十八界・十二處・五蘊にて 増語觸相應は何の所攝ぞ。謂はく、心・心所法にて三界・二處・四蘊なり。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、増語觸の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十七界・十二處・五蘊なり。

二三、想不相應

想不相應は何の所攝ぞ。謂はく、想の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十一處・三蘊なり。

此れは何の所問ぞ。謂はく、増語觸相應及び想不相應法を除けば即ち一切法——十八界・十二處・五蘊を除く。

二四、想相應と樂根不相應

想相應と樂根不相應と——十八界・十二處・五蘊にて想相應は何の所攝ぞ。謂はく、心・心所法にて八界・二處・三蘊なり。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、想の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十一

【九六】 増語觸不相應。前門の相應下参照。

【九七】 増語觸相應。同前

【九八】 想相應と等。明藏の註によれば、こゝを南藏では「受相應と等不相應」との對照に作るといふも非である。

界・十二處・五蘊なり。

(二) 想不相應 想不相應は何の所攝ぞ。謂はく、想の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十一

處・三蘊なり。

此れは何の所問ぞ。謂はく、色貪相應及び想不相應を除けば即ち一切法——十八

界・十二處・五蘊を除く。

先、想相應と有對觸不相應

く、心・心所法にて八界・二處・三蘊なり。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、想の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十一

處・三蘊なり。

(三) 有對觸不相應 有對觸不相應は何の所攝ぞ。謂はく、有對の自性・色・無爲・心不相應行〔等〕には十

三界・十二處・五蘊なり。

此れは何の所問ぞ。謂はく、想相應及び有對觸不相應法を除けば即ち一切法——

十八界・十二處・五蘊を除く。

二〇、有對觸相應と想不相應

有對觸相應と想不相應と——十八界・十二處・五蘊にて 有對觸相應は何の所攝

ぞ。謂はく、心・心所法にて七界・二處・四蘊なり。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、有對觸の自性・色・無爲・心不相應行〔等〕にて十三

界・十二處・五蘊なり。

想不相應は何の所攝ぞ。謂はく、想の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十一

處・三蘊なり。

此れは何の所問ぞ。謂はく、有對觸相應及び想不相應法を除けば即ち一切法——

【九〇】 有對觸不相應。前門の相應下に反省すべし。

【九一】 有對觸相應。同上。

心・心所法にて 三<sup>九二</sup>界・二處・四蘊なり。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、忿の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十八界・十二處・五蘊なり。

想不相應は何の所攝ぞ。謂はく、想の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十一處・三蘊なり。

此れは何の所問ぞ。謂はく、忿相應及び想不相應法を除けば即ち一切法——十八界・十二處・五蘊を除く。

想を以つて忿に對するが如く、餘の小煩惱地法・無色貪・疑・五見・明觸・六愛身に對するも亦爾なり。

想相應と色貪不相應と——十八界・十二處・五蘊にて想相應は何の所攝ぞ。謂はく、心・心所法にて八界・二處・三蘊なり。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、想の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十一處・三蘊なり。

色貪不相應は何の所攝ぞ。謂はく、色貪の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十八界・十二處・五蘊なり。

此れは何の所問ぞ。謂はく、想相應及び色貪不相應法を除けば即ち一切法——十八界・十二處・五蘊を除く。

色貪相應と想不相應と——十八界・十二處・五蘊にて 色貪相應は何の所攝ぞ。謂はく、心・心所法にて六界・二處・四蘊なり。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、色貪の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十八

五一六、想と餘の小煩惱地法等の對觀例釋

名、想相應と色貪不相應 (一) 想相應

(二) 色貪不相應

次、色相應と想不相應 (一) 色貪相應

【九二】 三界。意識界、法界、意根界。

【九三】 色貪不相應。前門相應下の註を見よ。

【九四】 色貪相應。同前。

八界・十二處・五蘊を除く。

八、不信相應と  
想不相應  
(二)不信相應

不信相應と想不相應と——十八界・十二處・五蘊にて不信相應は何の所攝ぞ。謂はく、心・心所法にて八界・二處・四蘊なり。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、不信の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十八界・十二處・五蘊なり。

(二)想不相應  
處・三蘊なり。

想不相應は何の所攝ぞ。謂はく、想の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十一處・三蘊なり。

此れは何の所問ぞ。謂はく、不信相應及び想不相應法を除けば即ち一切法——十八界・十二處・五蘊を除く。

一九一四、受と餘  
の煩惱地法等と  
の例釋見、想相  
應と忿不相應

想を以つて不信に對するが如く、餘の大煩惱地法・欲貪・瞋・無明觸・非明非無明觸・無慚・無愧に對するも亦爾なり。

想相應と忿不相應と——十八界・十二處・五蘊にて想相應は何の所攝ぞ。謂はく、心・心所法にて八界・二處・三蘊なり。

(一)想 相應  
處・三蘊なり。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、想の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十一處・三蘊なり。

(二)忿 不相應  
處・三蘊なり。

忿不相應は何の所攝ぞ。謂はく、忿の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十八界・十二處・五蘊なり。

此れは何の所問ぞ。謂はく、想相應及び忿不相應法を除けば即ち一切法——十八界・十二處・五蘊を除く。

五、忿相應と想  
不相應

忿相應と想不相應と——十八界・十二處・五蘊にて忿相應は何の所攝ぞ。謂はく、

【八一】 不信相應。前卷の所記は(一)五受涙、(二)六識、(三)不善の不信は無慚無愧とも相應。

【八二】 忿不相應。前卷の所記は(一)五根(二)六識、(三)(無慚無愧の不相應者無し)。

【八三】 忿相應。前卷の所記は(一)愛・捨二根、(二)意識、(三)無慚無愧。

(二) 思不相應 思不相應は何の所攝ぞ。謂はく、思の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて 十一

界・十一處・二蘊なり。

此れは何の所問ぞ。謂はく、想相應及び思不相應法を除けば即ち一切法——十八

界・十二處・五蘊を除く。

二、思相應と想不相應 思相應と想不相應と——十八界・十二處・五蘊にて思相應は何の所攝ぞ。謂はく、

(一) 思 相應

心・心所法にて 八界・二處・四蘊なり。

十一處・二蘊なり。

(二) 想 不相應

想不相應は何の所攝ぞ。謂はく、想の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十一

處・三蘊なり。 此れは何の所問ぞ。謂はく、思相應及び想不相應法を除けば即ち一切法——十八

界・十二處・五蘊を除く。 想を以つて思に對するが如く、乃至、慧に對するも亦爾なり。

三、受と餘の大地法との對觀例釋

一七、想相應と不信不相應

(一) 想 相應

心・心所法にて八界・二處・三蘊なり。 此れは何を餘と爲すや。謂はく、想の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十一

處・三蘊なり。 不信不相應は何の所攝ぞ。謂はく、不信の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十八

界・十二處・五蘊なり。

此れは何の所問ぞ。謂はく、想相應及び不信不相應法を除けば即ち一切法——十

【七九】 思不相應。又前卷の所述をあぐれば(一)(五)受根とは不相應なし、(二)(六)識身とも同上、(三)善・無記の思は無慚無愧と不相應。

【八〇】 十一界十一處。五根・五境・法。

【八一】 二蘊。色・識二蘊。

【八二】 思相應。六卷の所記は(一)五受根はすべて相應、(二)六識身ともすべて相應、(三)不善の思は無慚無愧とも相應。

【八三】 八界。六識界、法界、意根界。

【八四】 二處。意根處、法處。

【八五】 四蘊。受・想・行・識。

【八六】 想不相應。前卷の所述は思不相應の場合に同じ。

【八七】 不信不相應。前卷の記述は(一)五根が不相應、(二)六識が同上、(三)善・無記の不信は無慚無愧とも不相應。

(二) 眼觸不相應 眼觸不相應は何の所攝ぞ。謂はく、眼觸の自性・色・無爲・心不相應行〔等〕にて十

七界・十二處・五蘊なり。

此れは何の所問ぞ。謂はく、受相應及び眼觸不相應法を除けば即ち一切法——十

八界・十二處・五蘊を除く。

眼觸相應及び受不相應——十八界・十二處・五蘊にて 眼觸相應は何の所攝ぞ。謂

三六、眼觸相應と  
受不相應

はく、心・心所法にて 三界・二處・四蘊なり。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、眼觸の自性・色・無爲・心不相應行〔等〕にて十七

(二) 受不相應

界・十處・五蘊なり。

受不相應は何の所攝ぞ。謂はく、受の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十一

處・三蘊なり。

此れは何の所問ぞ。謂はく、眼觸相應及び受不相應法を除けば即ち一切法——十

三七一云、受と  
餘の諸觸との對  
觀例釋

八界・十二處・五蘊を除く。

受を以つて眼觸に對するが如く、乃至、意觸に對するも亦爾なり。

一、想相應と思  
不相應

受を以つて六觸身に對するが如く、六想身・六思身に對するも廣く説くこと亦爾な

り。

第五「想」門

想相應と思不相應と——十八界・十二處・五蘊にて 想相應は何の所攝ぞ。謂はく、

心・心所法にて 八界・二處・三蘊なり。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、想の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十一

處・三蘊なり。

【六〇】 眼觸不相應。前卷所記は(一)五受根と不相應、(二)後五識と不相應、(三)善無記の眼觸は無慚無愧とも不相應。

【七一】 十七界。十八界中、右註に從つてたゞ眼識界唯一を除く。

【七二】 眼觸相應。同準に(一)五受根はすべて不相應、(二)眼識唯一と相應、(三)不善の眼觸は無慚無愧と相應。

【七三】 三界。(一)眼識界(二)法界、(三)意根界。

【七四】 此れは等。右眼觸不相應下參照。

【七五】 第五「想」門。原漢典は「分別品第二中第五門」と記す。如上第四門が受を標準にしての檢討なりしに對して、

想を標準にしてのその門。已に想を中心とするが故に、名づけて「想門」ともなすべし。

【七六】 想相應。前卷の所述をあげれば(一)五受根はすべて想相應、(二)六識身とも亦爾く、(三)不善の想は無慚無愧とも相應す。

【七七】 八界。六識界、法界、意根界の八。

【七八】 二處。法處及び意根處。  
【七九】 三蘊。受・行・識蘊。

心・心所法にて八界・二處・三蘊なり。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、受の自性・色・無爲・心不相應行は十一界・十一處・三蘊なり。

(二)眼識不相應

眼識不相應は何の所攝ぞ。謂はく、眼識の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十界・十二處・五蘊なり。

此れは何の所問ぞ。謂はく、受相應及び眼識不相應法を除けば即ち一切法——十八界・十二處・五蘊を除く。

二四眼識相應と受不相應

眼識相應と受不相應と——十八界・十二處・五蘊にて眼識相應は何の所攝ぞ。謂はく、心所法にて一界・一處・三蘊なり。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、眼識の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十八界・十二處・五蘊なり。

(二)受不相應

受不相應は何の所攝ぞ。謂はく、受の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十一處・三蘊なり。

此れは何の所問ぞ。謂はく、眼識相應及び受不相應法を除けば即ち一切法——十八界・十二處・五蘊を除く。

二五二處、受と餘五識との對觀

受を以つて眼識に對するが如く、乃至、意識に對するも亦兩り。

二三、受相應と眼觸不相應

受相應と眼觸不相應と——十八界・十二處・五蘊にて受相應は何の所攝ぞ。謂はく、心・心所法にて八界・二處・三蘊なり。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、受の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十一處・三蘊なり。

【六四】 三蘊。受・想・行三蘊。

【六五】 十八界等。右識不相應下參照。

【六六】 眼識不相應。前卷の所記によつていふと(一)五根と不相應、(二)六識身と不相應、(三)善・無記の眼識は無慚・無愧と不相應。

【六七】 眼識相應。同上、(一)喜憂以外の三根と相應、(二)六識身とはすべて不相應、(三)不善の眼識は無慚無愧と相應。

【六八】 一界等。前の識相應下參照。

〇九一三、受と何との對觀例釋  
二二、受相應と識不相應

此れは何の所問ぞ。謂はく、尋相應及び受不相應法を除けば即ち一切法——十八界・十二處・五蘊を除く。〇九一三、受と何との對觀例釋

受を以つて尋に對するが如く、伺に對するも亦爾なり。

受相應と識不相應と——十八界・十二處・五蘊にて受相應は何の所攝ぞ。謂はく、心・心所法にて八界・二處・三蘊なり。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、受の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十一處・三蘊なり。

處・三蘊なり。

二二、識不相應

十二處・三蘊なり。

識不相應は何の所攝ぞ。謂はく、識の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十八界・十二處・五蘊を除く。

界・十二處・五蘊を除く。

二二、識相應と受不相應

識相應と受不相應と——十八界・十二處・五蘊にて識相應は何の所攝ぞ。謂はく、心所法にて六二一界・一處・三蘊なり。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、識の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十八界・十二處・三蘊なり。

界・十二處・三蘊なり。

(二) 受不相應

受不相應は何の所攝ぞ。謂はく、受の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十一處・三蘊なり。

此れは何の所問ぞ。謂はく、識相應及び受不相應法を除けば即ち一切法——十八界・十二處・五蘊を除く。

界・十二處・五蘊を除く。

二二、受相應と眼識不相應

受相應と眼識不相應と——十八界・十二處・五蘊にて受相應は何の所攝ぞ。謂はく、

卷所記を以つてせば、(一) 善以外の四根と相應、(二) 意識と相應、(三) 不善の増語觸は無慚無愧とも相應。

【五三】 三界。意識界、法界、意識界。

【五四】 十七界。右増語觸不相應下參照。

【五五】 尋不相應。又前卷所記によりいへば、(一) 苦憂以外の三根と不相應、(二) 意識と不相應、(三) 善・無記の尋は無慚無愧と不相應。

【五六】 十三處。六境界・六境界・意識界。

【五七】 尋相應。同準に(一) 五受根と相應、(二) 六識と相應、(三) 不善の尋は無慚無愧と相應。

【五八】 八界。六識界、法界、意識界。

【五九】 十三界等。右尋不相應下參照。

【六〇】 識不相應。前卷の所記を舉げれば、(一) 五受根とは不相應無し、(二) 六識身と不相應、(三) 善・無記の識は無慚無愧と不相應。

【六一】 三刹。色・行・識三蘊。

【六二】 識相應。前卷の所記を舉げれば、(一) 五受根と相應、(二) 六識と相應者無し、(三) 不善の識法は無慚無愧と相應。

【六三】 一界。法界。

【六四】 一處。法處。



此れは何を餘と爲すや。謂はく、増語觸の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十七五三界・十二處・五蘊なり。

(二)受不相應 受不相應は何の所攝ぞ。謂はく、受の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十一處・三蘊なり。

此れは何の所問ぞ。謂はく、増語觸相應及び受不相應法を除けば即ち一切法一一十八界・十二處・五蘊を除く。

受相應と尋不相應と——十八界・十二處・五蘊にて受相應は何の所攝ぞ。謂はく、一〇七受相應と尋不相應 (一)受 相應 心・心所法は八界・二處・三蘊なり。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、受の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十一處・三蘊なり。

(二)尋不相應 尋不相應は何の所攝ぞ。謂はく、尋の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて 十三五四界・十二處・五蘊なり。

此れは何の所問ぞ。謂はく、受相應及び尋不相應法を除けば即ち一切法一一十八界・十二處・五蘊を除く。

尋相應と受不相應と——十八界・十二處・五蘊にて 尋相應は何の所攝ぞ。謂はく、一〇八尋相應と受不相應 (一)尋 相應 心・心所法にて 八界・二處・四蘊なり。五七

此れは何を餘と爲すや。謂はく、尋の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて 十三五六界・十二處・五蘊なり。

(二)受不相應 受不相應は何の所攝ぞ。謂はく、受の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十一處・三蘊なり。

【三〇】 色食相應。前卷の所記は五受根中苦・憂外の三根、六識中鼻舌外の四識と相應し、無慚無愧とは相應者なし。

【三一】 六界。眼・耳・身・意識界、法界、意根界。

【三二】 二處。法・意根二處。

【三三】 四蘊。四無色蘊。

【三四】 有對觸不相應。前卷の所述を以つてすれば、六識中の意識と不相應、苦以外の四受根も同上。善・無記の有對觸は無慚・無愧とも不相應。

【三五】 十三界。意識界、六境界。六根界。十二處、五蘊を知るべし。

【三六】 有對觸相應。前卷所述の範圍では喜憂以外の三根前五識と相應、不善の有對觸は又無慚無愧とも相應。

【三七】 七界。前五識界、法界、意根界。

【三八】 二處。法、意根二處。

【三九】 四蘊。四無色蘊。

【四〇】 十三界等。右註【二六】参照。

【四一】 増語觸不相應。同じく前卷所記を以つてすると(一)喜憂以外の三根と不相應、(二)前五識と不相應、(三)善無記の増語觸は無慚・無愧とも不相應。

【四二】 十七界。右註に従つて意識界を除く餘の十七界。

【四三】 増語觸相應。同じく前

此れは何の所問ぞ。謂はく、受相應及び有對觸不相應法を除けば即ち一切法

十八界・十二處・五蘊を除く。

有對觸相應と受不相應と——十八界・十二處・五蘊にて 有對觸相應は何の所攝

【二〇】有對觸相應と受不相應

ぞ。謂はく、心・心所法にて 七界・二處・四蘊なり。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、有對觸の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて

三界・十二處・五蘊なり。

【二一】受不相應 受不相應は何の所攝ぞ。謂はく、受の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十一

處・三蘊なり。

此れは何の所問ぞ。謂はく、有對觸相應及び受不相應法を除けば即ち一切法

十八界・十二處・五蘊を除く。

受相應と増語觸不相應と——十八界・十二處・五蘊にて受相應は何の所攝ぞ。謂は

【二五】受相應と増語觸不相應

く、心・心所法にて八界・二處・三蘊なり。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、受の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十一

處・三蘊なり。

【二六】増語觸不相應

増語觸不相應は何の所攝ぞ。謂はく、増語觸の自性・色・無爲・心不相應行「等」に

て 十七界・十二處・五蘊なり。

此れは何の所問ぞ。謂はく、受相應及び増語觸不相應法を除けば即ち一切法

十八界・十二處・五蘊を除く。

【二六】増語觸相應と受不相應

増語觸相應と受不相應と——十八界・十二處・五蘊にて 増語觸相應は何の所攝

ぞ。謂はく、心・心所法にて 三界・二處・四蘊なり。

【二七】不信相應。前卷三門の所記は——(一)五根、(二)六識、(三)不善の不信は無慚無愧と相應。

【二八】四蘊。受・想・行・識。【二九】十八等。右(二六)に準知すべし。

【三〇】忿不相應。前卷三門の所記は——(一)五根、(二)六識、(三)無慚無愧とはすべて相應。

【三一】十八界等。已註(二六)参照準知せよ。

【三二】忿相應。前卷三門の所記は——(一)憂捨二根、(二)意識唯一、(三)無慚無愧。

【三三】三界。忿は六識中唯だ意識と相應す(前卷の相應下参照)。故に忿相應は十八界中(一)意識界、(二)法界(心所法)、(三)意根界の三界のみなるべきである。

【三四】二處。準じて、十二處中では(一)意根處(意識界及び意根界)、(二)法處の二。

【三五】四蘊。受・想・行・識の四蘊。

【三六】十八界等。右已註に準知せよ。(相應するときはたゞ意識一と相應し、相應せざるときは六識すべてと相應せず)。

【三七】色食不相應。前卷の所記は五根・六識・無慚無愧何れとも不相應(たとし、前卷中

を参照せよ)。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、受の自性・色・無爲・心不相應行は十一界・十一處・三蘊なり。

(二)色貪不相應 色貪不相應は何の所攝ぞ。謂はく、色貪の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十八界・十二處・五蘊なり。

此れは何の所問ぞ。謂はく、受相應及び色貪不相應法を除けば即ち一切法——十八界・十二處・五蘊を除く。

(三)色貪相應と受不相應 色貪相應と受不相應と——十八界・十二處・五蘊にて 色貪相應は何の所攝ぞ。謂はく、心・心所法にて 六界・二處・四蘊なり。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、色貪の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十八界・十二處・五蘊なり。

(四)受不相應 受不相應は何の所攝ぞ。謂はく、受の自性・色・無爲・心不相應行は十一界・十一處・三蘊なり。

此れは何の所問ぞ。謂はく、色貪相應及び受不相應法を除けば即ち一切法——十八界・十二處・五蘊を除く。

(五)受相應と有對觸不相應 受相應と有對觸不相應と——十八界・十二處・五蘊にて受相應は何の所攝ぞ。謂はく、心・心所法にて八界・二處・三蘊なり。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、受の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十一處・三蘊なり。

(六)有對觸不相應 有對觸不相應は何の所攝ぞ。謂はく、有對觸の自性・色・無爲・心不相應行は十三界・十二處・五蘊なり。

無慚無愧も相應。  
【六】 八界。受相應の下のそれに準ず。

【七】 二處。同上。  
【八】 三蘊。受・行・識の三蘊。  
【九】 十一界等。十一界、十一處は前の受相應の下の各相應のものに同ず。

【一〇】 三蘊。色・受・行蘊。  
【一一】 受不相應。前卷三門の所記は——(一)五受根、(二)六識身は不相應者なし、(三)善・無記の受には無慚無愧が不相應。

【一二】 十一界。右註に準じ法界(受・無爲・不相應行)、五根界(色)、五境界(色)の十一。  
【一三】 十一處。準右。  
【一四】 三蘊。受・色・行の三蘊。  
【一五】 不信不相應。前卷三門の所記は——(一)五根、(二)六識、(三)不善以外の不信は無慚無愧と不相應。

【一六】 十八界等。前卷中の分別品三門下に於いて已見の通り、不信は例へば五根・六識の如き、並びにある場合には相應するが、ある場合には全く相應せざる故に、その全く相應せざる場合をとつて今の如く十八界十二處五蘊に攝したもので、意、自ら解すべし。

つまり、今の不信の自性等の擧明は脱逸がある譯で、故に特に等字を補つておいた。

五、受相應と忿  
不相應  
(一)受相應  
心・心所法にて八界・二處・三蘊なり。  
此れは何を餘と爲すや。謂はく、受の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十一處・三蘊なり。

(二)忿不相應  
三。  
忿不相應は何の所攝ぞ。謂はく、忿の自性・色・無爲・心不相應行〔等〕にて 十八界・十二處・五蘊なり。

此れは何の所問ぞ。謂はく、受相應及び忿不相應法を除けば即ち一切法 十八界・十二處・五蘊を除くなり。

五、忿相應と受不相應  
(二)忿相應  
心・心所法にて 三界・二處・四蘊なり。  
此れは何を餘と爲すや。謂はく、忿の自性・色・無爲・心不相應行〔等〕にて 十八界・十二處・五蘊なり。

受不相應は何の所攝ぞ。謂はく、受の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十一處・三蘊なり。

(二)受不相應  
此れは何の所問ぞ。謂はく、忿相應及び受不相應法を除けば即ち一切法 十八界・十二處・五蘊を除くなり。

受を以つて忿に對するが如く、餘の小煩惱地法・無色貪・疑・五見・明觸・六愛身に對するも亦爾なり。

五、二〇、受と餘の小煩惱地法等との對觀例釋

二〇、受相應と色食不相應  
(一)受相應  
心・心所法にて八界・二處・三蘊なり。

こととはならず。この意味で、次の「此の下」の斷りもあるものなるべく、自然その意味は「受相應、想不相應、乃至、想相應、受不相應等」とその三科中の攝を問ふ所は各相應、不相應中の單一に過ぎないけれども、單にそうした單一だけでは、右いふ如く、受相應では受の自性以下不相應行に至るまでの諸法を残し(除き)、想不相應と並べ考へても依然受の自性だけは残すこととなるから、所詮は、これ文略の意であつて、如實には受相應といへば受不相應も含意し、想不相應といへば又想相應も含意するやう解釋すべきであらねばならぬといふ風に釋すべき所でもあらねばなるまいか。而もかゝる論自らの辨が果して論意に添ふや否や。それとも、そう見ゆることは譯者自らの解釋の錯誤によるのみか否か。

【二】此の下の等。宋・元・明・宮内省の四本に従つて來註として取り扱ふ。

【三】影略。形を出して影を略すの意で、つまり二あるものの中を一略するに似ふ。

【四】想相應。前卷三門の所記をあげると、(一)五受根はすべて想の相應、(二)六識身全體も同上、(三)不善の想には

界・十二處・五蘊を除く。

三—三、受と餘  
の大地法との對  
觀例釋

三、受相應と不  
信不相應  
(一)受相應

受を以つて想に對するが如く、乃至、受を以つて慧に對するも亦爾なり。  
受相應と不信不相應と——十八界・十二處・五蘊にて受相應は何の所攝ぞ。謂はく、  
心・心所法にて八界・二處・三蘊なり。  
此れは何を餘と爲すや。謂はく、受の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十一  
處・三蘊なり。

(二)不信不相應

八界・十二處・五蘊なり。

不信不相應は何の所攝ぞ。謂はく、不信の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて十  
八界・十二處・五蘊なり。  
此れは何の所問ぞ。謂はく、受相應及び不信不相應法を除けば即ち一切法——十

三、不信相應と  
受不相應  
(一)不信不相應

不信相應と受不相應と——十八界・十二處・五蘊にて 不信相應は何の所攝ぞ。謂  
はく、心・心所法にて八界・二處・四蘊なり。  
此れは何を餘と爲すや。謂はく、不信の自性・色・無爲・心不相應行「等」にて 十八  
界・十二處・五蘊なり。

(二)受不相應

受不相應は何の所攝ぞ。謂はく、受の自性・色・無爲・心不相應行にて十一界・十一  
處・三蘊なり。  
此れは何の所問ぞ。謂はく、不信相應及び受不相應法を除けば即ち一切法——十  
八界・十二處・五蘊を除く。

三—四、受と餘  
の大煩惱地法及  
び四—四、欲・貪・  
瞋・瞋・瞋(以  
上五煩惱)五—  
一、無明觸、四—  
一、非二觸(以  
上五觸中)四—  
一、無慚、五—  
一、無愧(以上  
五法中)との對  
觀例釋

三、無慚、五—  
一、無愧(以上  
五法中)との對  
觀例釋

受の不信に對するが如く、餘の大煩惱地法、欲・貪・瞋・無明觸・非明非無明觸・無慚・  
無愧に對するも亦爾なり。

【六】三蘊。想・行・識三蘊。  
【七】十一界。五根界、五境  
界、法界(無表色、受の自性、  
不相應行、無爲)。  
【八】十一處。五根處、五境  
處、法處。  
【九】三蘊。色・受(受の自性)、  
行(不相應行)三蘊。但しこの  
際には更に無爲法を除く。  
五蘊には無爲を攝せざるが故  
に。  
【一〇】想不相應。前卷三門の  
所記をあげれば(一)(五)受  
根は不相應なし、(二)(六)識  
身も不相應なし、(三)善・無記  
の想には無慚無愧が不相應。  
【一一】十一界等。界處二は右  
受の場合のそれに同じく、た  
ゞ三蘊とは色・想・想の自性)、  
行(不相應行)の三蘊をさす。  
【一二】此れは等。右の受相應  
と想不相應とを相ひ對せしめ  
てその三科諸法中に於ける攝  
(Anvaya)を檢するは何の意かといふ總じてこ  
の第四門以下全部に亘る施設  
の意味についての釋明をなす  
もので、答意はこれによつて、同  
一切法を盡くし、もつて、同  
じ一切法の分類たる三科のこ  
れとの關係を明かにしようとする  
もののだといふのであるが、  
如實には右見の如く、單に受  
相應想不相應といふだけでは  
受の自性は少くとも除外せら  
れて、所謂一切法を究盡する

# 卷の中

## 第四「受」門

一、受相應と想不相應

受相應と想不相應と——十八界・十二處・五蘊にて 受相應は何の所攝ぞ。謂はく、心・心所法にて 八界・二處・三蘊なり。

餘外の諸法

此れは何を餘と爲すや。謂はく、受の自性・又は「色・無爲・心不相應行にて、「是ら」は「十一界・十一處・三蘊なり」。

(二) 想不相應

想不相應は何の所攝ぞ。謂はく、想の自性・色・無爲・心不相應行にて 十一界・十一處・三蘊なり。

問

此れは何の所問ぞ。謂はく、受相應及び想不相應の法を除けば即ち一切法——十八界・十二處・五蘊を除く。(此の下の二事は各々一を除くと雖も、而も文「影略にして、各

と二を除くことを顯はす。爾らざれば、應さに一切法を除くべからず。受等の自體の除かれざるが故に)。

二、想相應と受不相應

想相應と受不相應と——十八界・十二處・五蘊にて 想相應は何の所攝ぞ。謂はく、心・心所法にて 八界・二處・三蘊なり。

此れは何を餘と爲すや。謂はく、想の自性・色・無爲・心不相應行にて「是ら」は「十一界・十一處・三蘊なり」。

受不相應は何の所攝ぞ。謂はく、受の自性・色・無爲・心不相應行にて 十一界・十一處・三蘊なり。

(二) 受不相應

此れは何の所問ぞ。謂はく、想相應及び受不相應法を除けば即ち一切法——十八

【一】 第四「受」門。原漢典には「分別品第二中第四門」と記す。已記のやうに、この門以後は所謂八十五門の解説で、要するに例の十四門九十一の心所中、最後の六愛身を除く八十五の各について、十大地法の受に初め、漸次に論の中心になしつゝ、その相應と他の不相應、他の相應とその不相應といふ風に二對の對比に作り、而も各一個に五蘊十二處十八界中の攝を探究しゆくものである。而も今はその第一門に當る所で、左記の十大地法中の隨一の受を中心と同様に檢對する所に繋り、爲めに「受門」としてこれを名づけて「受門」としてある故、今も且らく「標するに」第四「受」門の目を以つてする次第である。

【二】 受相應。下の受の自性を初め色、無爲、心不相應行等を除く餘外一切の諸心、心所法で、殊に前三門の解説の關する限りに於ける具體的事例を擧ぐれば六識身、無慚無愧等の如し。

【三】 心・心所法等。「受相應は心・心所法にて、それは八界・二處・三蘊の攝なり」の文意。以下も準ず。

【四】 八界。六識界、法界及び意根界。

【五】 二處。法處及び意根處。

(Shatapadoga) 一・心・心所の同  
一・根(感官)に依憑し、相應俱  
起すること。

【二〇】乃至。十四門の諸心法  
中の途中の諸心心所法を略註  
するの意。

【二九】五根等。つまり五受根  
全體が場合によつて相應する  
こともあれば、然らざること  
もあるとの意。不信あるが爲  
めに、樂、苦等あり。又不信あ

るも、それらには何ら關係な  
き場合があるが如し(外の心心  
所法に相應して)。

【二〇】第三(六識身)門。原漢  
典は「分別品第二中第二門」に  
作る。蓋し前門の十四門九十

一の諸心心所法と五受根のそ  
れだつたのに對して、これは  
同諸心心所法と六識身との相  
應・不相應を論ずるもの。俱  
舍二十一、隨煩惱の諸門分別

下(六識相應門)等も参照。

【二二】第三(無慚無愧)門。原  
漢典には「分別品第二中第三  
門」と記す。準上に十四門九  
十一の心・心所法と無を慚・無  
愧二法との相應不相應を檢討  
するの門。

【二三】不善。受の不善法(不  
善の意)と相應するは不善受  
であり、餘の無記法や善法と  
相應するは各、無記受、善受

である。又、上二界では惡相  
應の場合も無記なること、知  
るべし。以下も準知せよ。

【二三】二見。有身・邊執の二  
見。(例によりて有部ではこ  
の二は共に有覆無記)。

【二四】三見。五見中の餘の三、  
即ち、邪見、見取、戒禁取の三。  
【二五】無し。原漢典では卷末、  
必らず「說一切有部界身足論  
卷……」と記すも、今は省く。

明等二觸

(七)五受根と二法一樂根

不善のそれ

餘の四受根例釋

(八)五法と二法一尋等四法

不善のそれ

無慚

無愧

(九)六觸身と二眼法

不善のそれ

餘の五識例釋

(一〇)六觸身(一)六受身(二)六想身(三)六思身例釋

(四)六愛身(五)四觸所生の愛不善のそれ

餘のそれ

鼻舌二觸所生の愛

明觸・非明非無明觸は相應する者無く、俱に相應せず。

樂根の諸の不善なる者は二法と相應し、相應せざる者無し。

餘の樂根は相應する者無く、定んで相應せず。

樂根の如く、苦・喜・愛・捨根も亦爾なり。

尋・伺・識「一」法の諸の不善なる者は皆な二法と相應し、相應せざる者無し。

餘の尋・伺・識「三」法は相應する者無く、皆な相應せず。

無慚は無愧と定んで相應し、相應せざる者無く、無慚とは定んで不相應にして相應する者無し。

無愧は無慚と定んで相應し、相應せざる者無く、無愧とは定んで不相應にして相應する者無し。

眼識の諸の不善なる者は二法と相應し、相應せざる者無し。

餘の眼識は相應する者無く、皆な相應せず。

眼識の如く、耳・鼻・舌・身・意識も亦爾なり。

六識身の如く、六觸身・六受身・六想身・六思身も亦爾なり。

眼・耳・身・意觸所生の愛の諸の不善なる者は皆な二法と相應し、相應せざる者無し。

餘の眼・耳・身・意觸所生の愛は相應する者無く、皆な相應せず。

鼻・舌觸所生の愛は俱に二法と相應し、相應せざる者無し。

前の六思身六門中に已に尋演

みとなるから、同六を引いた

八十五門を全體に於いて得べきこと知るべし。

【一〇】受等が次第しての、大

地法の受にはじまり、次第に

十四門の心所を漸次に移つて

【一〇】一行の、「一通り」又は

「一互り」位の意に解すべく、

右の如く、受に初まり漸次に

移る十四門の心所の一、一に

約し、相應と不相應とを一

互り互つて、各の十八界十二

處五積中に於ける攝を論じる

といふの寓意である。

【一〇】初(五受根)門。右註の

如く、原漢にはこゝにはなく、

右分別品第二のに連記しある

が、組織の快明上、こゝにま

わす。蓋し、この一段は五受

根を中心にしての各一について

右十四門の諸心所法の一、一との相應不相應を検討する

の一門で、南傳陀兜迦他Dhātukāṇḍikā(界論)が、五蘊、十二處、十八界、四諦、二十二根、十二緣起、四念住、四正勤、四神足、四靜慮、四無量、五根、五力、七覺分、八正道その外に約し、色蘊は幾蘊幾處幾界の相應、又、不相應なりや」等と検討せるに對比すべし。(cf. Dhātukāṇḍikā pp. 81)。

【一〇】相應。 Saṃparyāga.



大地法の受と此の二法とは幾ばくか相應し、幾ばくか相應せざるや。乃至、意觸所生の愛と此の二法とは幾ばくか相應し、幾ばくか相應せざるや。

大地法の受の諸の不善なる者は二法と相應し、相應せざる者無し。

餘の受は相應する者無く、皆な相應せず。

大地法の受の如く、餘の大地法も亦爾なり。

不信の諸の不善なる者は二法と相應し、相應せざる者無し。

餘の不信は相應する者無く、皆な相應せず。

不信の如く、餘の大煩惱地法も亦爾なり。

忿・恨・覆・惱・嫉・慳・害は皆な二法と相應し、相應せざる者無し。

誑・誑・憍の諸の不善なる者は二法と相應し、相應せざる者無し。

餘の誑・誑・憍は相應する者無く、皆な相應せず。

欲貪・瞋恚は俱に二法と相應し、相應せざる者無し。

色貪・無色貪は相應する者無く、俱に相應せず。

疑の諸の不善なる者は二法と相應し、相應せざる者無し。

餘の疑は相應する者無く、定んで相應せず。

五見中の二見は相應する者無く、俱に相應せず。

三見の諸の不善なる者は皆な二法と相應し、相應せざる者無し。

餘の三見は相應する者無く、皆な相應せず。

有對・增語・無明觸の諸の不善なる者は皆な二法と相應し、相應せざる者無し。

餘の三觸は相應する者無く、皆な相應せず。

中にいふやうに、所謂十四門の諸心法の相應、不相應等乃至その外の關係的究明についてのべる一品である。所攝十六門に及び、最後の卷にまで及んでゐる。

【九】初めに異類の三門。漸次本文中を見て明かなる如く、初三門は後八十五門が何れも十四門九十一の心心所相望の相應・不相應の三科に於ける攝檢するとは撰を異にし、(一)九十一心所の五處根との相應不相應、(二)六識身との同上、(三)無慚無愧との同上けるより、特にこれに名づけて異類となしたものである。【一〇】受。五受根を意味して、全體十六門ある中の第一門中に説く。

【一一】識身。六識身のことと同上一門中にとく。

【一二】無慚無愧。同上第三門中にとく。

【一三】八十五。所謂十四門九十一の心心所を順に第一門、受(大地法の隨)相應×想不相應、想相應×受不相應、乃至、受相應×意觸所生の愛の不相應、意觸所生の愛の不相應×受不相應(受中心)、第二門同上想中心、第三門同上思中心といふ風にして次第に進め行くこと、乃至、九十一心心所中、最後の六愛身はその

(五) 五見と六識身

五見は一識と相應す。謂はく意なり。六識と相應せず。

(六) 五觸と六識身。有對觸増語觸。觸

有對觸は五識と相應す。意を除く。一識と相應せず。謂はく、意なり。増語觸は一識と相應す。謂はく、意なり。五識と相應せず。意を除く。明觸は一識と相應す。謂はく、意なり。六識と相應せず。

無明觸非二觸と六識身

無明觸及び非明非無明觸は六識と相應し、六識と相應せず。

(七) 五受根と六識身。樂・捨二根

樂根と捨根とは六識と相應し、六識と相應せず。苦根は五識と相應す。意を除く。六識と相應せず。

喜・憂二根

喜根と憂根とは一識と相應す。謂はく、意なり。六識と相應せず。尋・伺は六識と相應し、一識と相應せず。謂はく、意なり。

(八) 五法と六識身。尋・伺法

識法は六識身と相應する者無く、皆な相應せず。無慚・無愧は六識と相應し、六識と相應せず。

(九) 六識身と六識身。眼識餘の五識身例釋

眼識は六識身と相應する者無く、皆な相應せず。眼識の如く、耳・鼻・舌・身・意識も亦爾なり。

(一〇) 六觸身と六識身。眼觸餘の五觸身例釋

眼觸は一識と相應す。謂はく、眼なり。五識と相應せず。眼を除く。眼觸の如く、耳・鼻・舌・身・意觸も所應に隨つて亦爾なり。

(一一) (一三) 六受身・六想身・六思身例釋

六觸身の如く、六受身・六想身・六思身も亦爾なり。眼觸所生の愛は一識と相應す。謂はく、眼なり。六識と相應せず。

(一二) 六愛身と六識身。眼觸所生の愛餘の五愛の例釋

眼觸所生の愛の如く、耳・鼻・舌・身・意觸所生の愛も所應に隨つて亦爾なり。

二 文

二法あり。謂はく、無慚・無愧なり。

第三「無慚・無愧」門

【八六】 眼識。集異門足論十五、參照。

【八七】 増上と爲し。梵、'Ati'、'Upa'、

【八八】 耳・意識。集異門足論同前參照。

【八九】 眼觸等六觸身。(已註の如く)、集異門足論十五中參照。

【九〇】 眼觸所生の受等六愛身。又已註の如く、集異門足論十五中參照。

【九一】 各別等受。集異門足論はたゞ「別受」。

【九二】 眼觸所生の等全六想身。集異門足論十五のその下參照。

【九三】 各別等想。集異門足論は不記。下同す。

【九四】 眼觸所生の等全六思身。集異門足論十五のその下參照。

【九五】 各別等思。集異門足論は又不記。下同し。

【九六】 思の所攝。同上。

【九七】 眼觸所生の等全六愛身。集異門足論十五のその下參照。

【九八】 分別品第二。原漢典には「分別品第二中初門」に作る。

分別品一と Yishajya-Yanga-  
佛敎に於ける分別なる文字には分漏、分解、説明等種々の義があるが、今は、如上本本品で説明して來た十四門九十一の心・心所法について、矢張り識身足論以來の相關的關係を検討究明するを分別なる字の意味とし、つまり、盧陀南頌

(一)六觸身(二)六想身(三)六思身の例釋

(二)六受身と五受根との相應・不相應——眼觸所生の受

餘の五受身の例釋(三)六愛身と五愛根との相應・不相應——眼觸所生の愛

餘の五愛身の例釋意觸所生の愛六觸身——愛

(一)大地法と六識身——受

餘の大地法例釋(二)大煩惱地法と六識身——不信

餘の例釋(三)小煩惱地法と六識身——忿

餘の例釋(四)五煩惱と六識身——欲貪

瞋の例釋

色 貪

無色貪と疑

六識身の如く、六觸身・六想身・六思身も亦爾なり。眼觸所生の受は五受根と相應する者無く、皆な相應せず。

眼觸所生の受の如く、餘の受身も亦爾なり。眼觸所生の愛は二根と相應す。謂はく、樂と捨となり。五根と相應せず。

眼觸所生の愛の如く、耳・鼻・舌・身觸所生の愛も亦爾なり。意觸所生の愛は三根と相應す。苦と憂とを除く。五根と相應せず。

六識身あり。謂はく、眼識・耳識・鼻識・舌識・身識・意識なり。大地法の受と六識身とは幾ばくか相應し、幾ばくか相應せざるや。乃至、意觸所生の愛と六識身とは幾ばくか相應し、幾ばくか相應せざるや。

大地法の受と六識身とは一切相應し、相應せざる者無し。大地法の受の如く、餘の大地法も亦爾なり。

不信は六識と相應し、六識と相應せず。不信の如く、餘の大煩惱地法も亦爾なり。忿は一識と相應す。謂はく、意なり。六識と相應せず。

忿の如く、餘の小煩惱地法も亦爾なり。欲貪は六識と相應し、六識と相應せず。

欲貪の如く、瞋も亦爾なり。色貪は四識と相應す。鼻と舌とを除く。六識と相應せず。

無色貪と疑とは一識と相應す。謂はく、意なり。六識と相應せず。

【六】 苦根。Dukkhendriya (dukkhendriya)——同上參照。

【七】 喜根。Somanasendriya (Somanasindriya)——同上參照。

【八】 憂根。Dammayendriya (Domanasindriya)——同上參照。

【九】 捨根。Uppekkhendriya (Uppekkhendriya)——同上參照。

【十】 尋。Vitarka (Vitarka)——集異門足論三・三善尋及び三不善尋及び法蘊足論九の準上下その他同論の隨所參照。

【十一】 伺。Vitaraka (,) (Dhammasangani 85; Gāro, Vitaro, anuvitaro, upavitarokkhamanussandhamatī, anuppekkhānā) (Mrs. Elyse Davids: The process, the sustained procedure, the progress and notes [of the mind] which on that occasion is the [continuous] adjusting and focusing of thought—Buddhist Psychological Ethics p. 9.

【十二】 識。Vijñāna (Vijñāna)——六識身。本章下方參照。

【十三】 無慚。Ahiri (Ahiṛika or ahira)——集異門足論一・法蘊論九(毘婆沙部三・p. 236)その他參照。

【十四】 無愧。Anapat-rīpya (Anopat-rīpya)——同上參照。

體 (四)五煩惱と五受根との相應・不相應―欲貪・色貪

無 色 貪

疑 (五)五見と五受根との相應・不相應―邪見

餘の四見例釋

根との相應・不相應―有對觸

明觸

無明觸及び非二觸

(七)五受根自らの間に於ける相應・不相應―樂根

餘の例釋

(八)五法と五受根との相應・不相應―尋・伺

識

無 慚・無 愧

(九)六識身と五受根との相應・不相應―眼識

餘の四識身の例釋

憍は四根と相應す。苦を除く。五根と相應せず。

慳は二根と相應す。謂はく、喜と捨となり。五根と相應せず。

欲貪・色貪は三根と相應す。苦と憂とを除く。五根と相應せず。

無色貪は一根と相應す。謂はく、捨なり。五根と相應せず。

瞋は三根と相應す。樂と喜とを除く。五根と相應せず。

疑は四根と相應す。苦を除く。五根と相應せず。

五見中の邪見は四根と相應す。苦を除く。五根と相應せず。

餘の四見は三根と相應す。苦と憂とを除く。五根と相應せず。

有對觸は三根と相應す。喜と憂とを除く。四根と相應せず。苦を除く。

増語觸は四根と相應す。苦を除く。三根と相應せず。喜・憂を除く。

明觸は三根と相應す。苦と憂とを除く。五根と相應せず。

無明觸及び非明觸は五根と相應し、五根と相應せず。

樂根は相應する者無く、皆な不相應なり。

樂根の如く、苦根・喜根・憂根・捨根も亦爾なり。

尋・伺は五根と相應し、三根と相應せず。苦と憂とを除く。

識は五根と相應し、不相應者無し。

無慚・無愧は五根と相應し、五根と相應せず。

眼識は三根と相應す。喜と憂とを除く。五根と相應せず。

眼識の如く、耳・鼻・舌・身・識も亦爾なり。

意識は四根と相應す。苦を除く。三根と相應せず。喜と憂とを除く。

論三、八、十九等參照。

【六八】見取。deshiparamarān (梵)集異門足論準上參照。

【六九】戒禁取。Sīlavrataparimāṣā (Sīh vataparimāṣā) 集異門足論前等參照。(殊に同十二、戒禁取以下分結下)。

【七〇】有對觸。Pratigha-samsparsa (skt.) 有對とは有對の根を所依とする觸なるを意味す。法蘊足論十二(毘曇部三、p. 310)も參照。(眞諦の俱舍釋論は有礙觸)。

【七一】増語觸。Adhivacana-sambhāsa (梵) (眞諦は依首觸)法蘊足論同上も參照。

増語とは名 Nāma の意で意識が表詮の意ある名を對象とするによつて、同意觸を即ち増語觸と名づく。

【七二】明觸。Vidyajanya (skt.) 明即ち般若に相應するの觸の謂。

【七三】無明觸。Avidyā-sparśa (skt.) 同上無明相應の觸。蓋し染汚とは不善及び有覆無記の二種の法に名づること例の如し。

【七四】非明非無明觸。Naiṃ-vidyānavidyā-sparśa (skt.) 不染即ち善及び無覆無記性の有漏の諸心、即ち三界の善、及び無覆無記の兩心に相應する諸の觸をいふ。

【七五】樂根。Sukhondriya (Sukhāndriya) 一法蘊足論十、

三和合の故に觸あり、觸を緣と爲して受あり、受を緣と爲して愛あるに、此の中の意を増上と爲し、法を所緣と爲す意が所識の法に於ける諸の貪・等貪・執藏・防護・愛樂・耽著、是れを意觸所生の愛と名べく。

### 分別品第二

分別品の唱持南類

門に八十八有り。

初めに異類の三門あり。

謂はく、受并びに識身、

及び、無慚・無愧なり。

餘の門の八十五とは、

謂はく、受等が次第しての

相應と不相應との

一行の界・處・蘊なり。

#### 初「五受根」門

五受根とは、謂はく、樂根・苦根・喜根・憂根・捨根なり。

大地法の受と五受根とは幾ばくか相應し、幾ばくか相應せざるや。乃至、意

觸所生の愛と五受根とは幾ばくか相應し、幾ばくか相應せざるや。

大地法の受は五受根と相應する者無く、皆な相應せず。

大地法の想は五受根とは一切相應して不相應者無し。

想の如く、思・觸・作意・欲・勝解・念・三摩地・慧も亦爾なり。

不信と五受根とは、五根と相應して、五根と不相應なり。

不信の如く、餘の大煩惱地の法も亦爾なり。

忿・恨・惱・嫉・害は二根と相應す。謂はく、憂と捨となり。五根と相應せず。

覆・誑・諂は三根と相應す。樂と苦とを除く。五根と相應せず。

五受根と十四門の諸心法との相應不相應  
大地法との相應不相應  
五受根と五受根  
餘の八大地法例釋  
二十大煩惱地と五受根との相應不相應不信  
餘のそれの例釋  
三小煩惱地法と五受根との相應不相應  
忿・恨・惱・嫉・害  
覆・誑・諂

中): Vibhanga p. 363(Vibh-  
nsa-dhāra)等參照。  
【九】 欲貪(Kamanga) (一) 一  
集異門足論十二、五順下分結  
の一參照。  
【十】 色貪(Rūparāga) (一) 一  
同、五順上分結の一參照。  
【十一】 無色貪(Arāparāga) (一) 一  
同十二參照。  
【十二】 瞋(Dvega) (Dosa) for Vyā-  
pāda (一) 一集異門足論中、瞋  
恚、瞋火、瞋染、瞋恚蓋、瞋障眠、  
その他隨處に色々の形でとき、  
且つ、法蘊足論九(雜事品十  
六一毘曇部三、p. 232) にも  
解説する故參照。  
【十三】 癡(Viokhāsa(Viokhi-  
ooha) 一集異門足論十二(五蓋  
五下分結中等)法蘊足論九(雜  
事品十六一毘曇部三、p. 243)  
等參照。  
【十四】 諸の諦、四諦のこと。  
尚、集異門足論同上にはこの  
外評説がある。對見すべし。  
同十七、七隨眠中の文は今と  
同じ。  
【十五】 有身見。Sakkāya-ditthi  
【十六】 Sakkāya-ditthi 一集異門足  
論八、十二、十七、法蘊足論九  
(毘曇部三、p. 243)等參照。  
【十七】 邊執見。Antarāra-dh-  
ātī (Antaragāhikaditthi) 一  
集異門足論三、八中等參照。  
【十八】 邪見。Mithyadrāṣi  
(Misooha-ditthi) 一集異門足

(二) (六) 耳  
意觸所生の想

耳・鼻・舌・身・意觸所生の想とは云何。謂はく、意及び法を縁と爲して意識を生じ、三和合の故に觸あり、觸を縁と爲して想あるに、此の中の意を増上と爲し、法を所縁と爲し、意觸を因と爲し、意觸を集と爲し、意觸の種類にして、意觸を縁と爲し、意觸所生の作意に相應する、意が所識の法に於ける諸の想・等想・各別等想・現前等想・已想・當想、是れを意觸所生の想と名づく。

六思身  
(一) 眼觸所生の思

眼觸所生の思とは云何。謂はく、眼及び色を縁と爲して眼識を生じ、三和合の故に觸あり、觸を縁と爲して思あるに、此の中の眼を増上と爲し、色を所縁と爲し、眼觸を因と爲し、眼觸を集と爲し、眼觸の種類にして、眼觸を縁と爲し、眼觸所生の作意に相應する、眼が所識の色に於ける諸の思・等思・各別等思・現前等思・已思・當思、思の所攝・造心意業、是れを眼觸所生の思と名づく。

(二) (六) 耳  
意觸所生の思

耳・鼻・舌・身・意觸所生の思とは云何。謂はく、意及び法を縁と爲して意識を生じ、三和合の故に觸あり、觸を縁と爲して思あるに、此の中の意を増上と爲し、法を所縁と爲し、意觸を因と爲し、意觸を集と爲し、意觸の種類にして、意觸を縁と爲し、意觸所生の作意に相應する、意が所識の法に於ける諸の思・等思・各別等思・現前等思・已思・當思、思の所攝・造心意業、是れを意觸所生の思と名づく。

六愛身  
(一) 眼觸所生の愛

眼觸所生の愛とは云何。謂はく、眼及び色を縁と爲して眼識を生じ、三和合の故に觸あり、觸を縁と爲すが故に受あり、受を縁と爲して愛あるに、此の中の眼を増上と爲し、色を所縁と爲す、眼が所識の色に於ける諸の貪・等貪・執藏・防護・愛樂・耽著、是れを眼觸所生の愛と名づく。

(二) (一) 耳  
意觸所生の愛

耳・鼻・舌・身・意觸所生の愛とは云何。謂はく、意及び法を縁と爲して意識を生じ、

Puggala-paññatti p. 18; Vibhanga p. 357 等参照。

【四】 俱。宋・宮内省二本は「俱」。元本は俱、明本は「俱」に作。

【五】 瞋。Tiyā (Tan) 一法蘊足論同前一毘婆沙部三、p. 285; Puggala-paññatti p. 19; Vibhanga p. 357 等参照。

【六】 瞋。Mātsarya (Macc-harya)。法蘊足論同前一毘婆沙部三、p. 235; Puggala-paññatti p. 19; Vibhanga p. 357 等参照。

【七】 瞋。Sāthyā (Sāthyā)。法蘊足論同前一毘婆沙部三、p. 235; Puggala-paññatti p. 19; Vibhanga p. 358 等参照。

【八】 語。Māyā (")。法蘊足論同前一毘婆沙部三、p. 235-6; Puggala-paññatti p. 19; Vibhanga p. 357 等参照。

【九】 憍。Māda (")。法蘊足論同前一毘婆沙部三、p. 237; Vibhanga p. 350 等参照。

【十】 妙色等。法蘊足論等は「我が種姓、家族、色力、工巧、事業、若しは財、若しは位」。

【十一】 淨命の功徳。同上には「戒・定・慧の隨一の殊勝」。

【十二】 形貌等。同上不記。

【十三】 害。Vihāsa (Vihāsa)。法蘊足論十一、多界に四二〇 (毘婆沙部三、p. 283) 集異門足論三 (欲・悲・害等の三界

に、此の中の眼を増上と爲し、色を所縁と爲しての眼が所識の色に於ける諸の觸・等觸・現觸・已觸・當觸、是れを眼觸と名づく。

耳・鼻・舌・身・意觸とは云何。謂はく、意及び法を縁と爲して意識を生じ、三和合の故に觸あるに、此の中の意を増上と爲し、法を所縁と爲しての意が所識の法に於ける諸の觸・等觸・現觸・已觸・當觸、是れを意觸と名づく。

眼觸所生の受とは云何。謂はく、眼及び色を縁と爲して眼識を生じ、三和合の故に觸あり、觸を縁と爲して受あるに、此の中の眼を増上と爲し、色を所縁と爲し、眼觸を因と爲し、眼觸を集と爲し、眼觸の種類にして、眼觸を縁と爲し、眼觸所生の作意に相應する、眼が所識の色に於ける諸の受・等受・各別等受・已受・當受・受の所攝、是れを眼觸所生の受と名づく。

耳・鼻・舌・身・意觸所生の受とは云何。謂はく、意及び法を縁と爲して意識を生じ、三和合の故に觸あり、觸を縁と爲して受あるに、此の中の意を増上と爲し、法を所縁と爲し、意觸を因と爲し、意觸を集と爲し、意觸の種類にして、意觸を縁と爲し、意觸所生の作意に相應する、意が所識の法に於ける諸の受・等受・各別等受・已受・當受・受の所攝、是れを意觸所生の受と名づく。

眼觸所生の想とは云何。謂はく、眼及び色を縁と爲して眼識を生じ、三和合の故に觸あり、觸を縁と爲して想あるに、此の中の眼を増上と爲し、色を所縁と爲し、眼觸を因と爲し、眼觸を集と爲し、眼觸の種類にして、眼觸を縁と爲し、眼觸所生の作意に相應する、眼が所識の色に於ける諸の想・等想・各別等想・現前等想・已想・當想、是れを眼觸所生の想と名づく。

(二)一(六)耳：意識

六受身一  
(一)眼觸所生の受

(二)一(六)耳：意觸所生の受

六想身一  
(一)眼觸所生の想

【E1】 非理の作意。Ayoniso-mansikkam(Ayoniso-mannakam)「俱舍等は不説。集異門足論六」如理の作意」等に翻じて知るべし。  
【E2】 邪勝解。Mithya-sadhimukti「前の勝解に翻じて知れ。  
【E3】 掉舉。Andhabhaya(Uddhacca)「又、集異門足論中、種々に説けば(無明下の註中参照)参照すべし。法蘊足論は卷第九、雜事中一毘曇部三、p. 243.  
【E4】 放逸。Pamada(Pamāda)「法蘊足論九、雜事中(毘曇部三、二三七)参照。又集異門足論一、不放逸等に準じても解くべく、俱舍合四等も参照。  
【E5】 惑。Krodha(Krodha)「法蘊足論九雜事品十六」毘曇部三、p. 233; Pugsa-pāṇatti p.18 Vibhinga p.18 Vibhinga p.357. 等参照。  
【E6】 恨。Upanāha( )「法蘊足論同前」毘曇部三、p.235; Pugsa-pāṇatti p.18; Vibhinga p. 357. 等参照。  
【E7】 覆。Mraṣa(Makkha)「法蘊足論同前」毘曇部三、p. 234; Pugsa-pāṇatti p.18; Vibhinga p. 356f. 等参照。  
【E8】 憍。Pundasa(Paṭasa)「法蘊足論同前」同上p.234.

(五)捨

根

捨根とは云何。謂はく、順不苦不樂受觸を觸する者の起す所の心の捨・非平等非平等の受にして受の所攝なる、是れを捨根と名づく。

五法一

(一)尋

尋とは云何。謂はく、心の推覓・遍推覓・顯示・極顯示・現前顯示・尋求・遍尋求・算計・遍算計・構畫・遍構畫・分別・等分別・等分別の性、是れを尋と名づく。

(二)伺

伺

伺とは如何。謂はく、心の巡行・遍巡行・隨遍巡行・伺察・遍伺察・隨遍伺察・隨轉・隨流・隨屬彼性、是れを伺と名づく。

(三)識

識

識とは云何。謂はく、六識身にして、所謂眼識乃至意識なり。

(四)無

慚

無慚とは云何。謂はく、慚無く、所慚無く、別慚無く、羞無く、所羞無く、別羞無く、敬無く、所敬無く、別敬無く、自在無く、所自在無く、別自在無く、畏憚する所無く自在にして而も轉ずる、是れを無慚と名づく。

(五)無

愧

無愧とは云何。謂はく、愧無く、所愧無く、別愧無く、恥無く、所恥無く、別恥無き、罪に於いて怖せざるの性、罪に於いて畏せざるの性、諸の罪中に於いて怖畏を見ざる、是れを無愧と名づく。

六識身一

眼

眼識とは云何。謂はく、眼及び色を縁と爲して生ずる所の眼識あるに、此の中の眼を増上と爲し、色を所縁と爲しての眼が所識の色に於ける所有の了別、各別了別、是れを眼識と名づく。

(六)耳

耳

耳・鼻・舌・身・意識とは云何。謂はく、意及び法を縁と爲して生ずる所の意識あるに、此の中の意を増上と爲し、法を所縁と爲しての意が所識の法に於ける所有の了別、各別了別、是れを意識と名づく。

六觸身一

觸

眼觸とは云何。謂はく、眼及び色を縁と爲して眼識を生じ、三和合の故に觸ある

六觸身一

觸

眼觸とは云何。謂はく、眼及び色を縁と爲して眼識を生じ、三和合の故に觸ある

六觸身一

觸

眼觸とは云何。謂はく、眼及び色を縁と爲して眼識を生じ、三和合の故に觸ある

本品第一

七

參照。

【四】慧。Prajñā(Pañña)一 同前三、十七中等參照。乃至同所記のやうな文は同上、(入定善巧の終り)、(二)正知の下)、(三)毘鉢舍那下)その隨處參照。

【五】不信。Īśradhīya(Asaśādhya)一 集異門足論十七、俱舍四等參照。

【六】懈怠。Kausidya(Kusīta)一 集異門足論十七、俱舍四等參照。

【七】失念。Munīra-smṛitī(Munīra-pati)一 同前十七、成唯識論六等參照(覺夢抄上、百法問答抄一等)。俱舍には不説。

【八】心亂。集異門足論十七(不定)中參照)等では散亂Vikṣepa(Vikṣepa)等と云ふものに當るべし。俱舍等不説、唯識同前等參照。

【九】無明。Avijjā(Avijjā)一 法蘊足論二十一、集異門足論一三、その他隨所に瀑流、輪、瀑、結、隨眠等として出づれば、參照。法蘊足論九、雜事品中の癡(毘曇部三、p.232)も參照。

【十】不正知。Asampajanya(Asampajāṇa or Asampajāṇa)一 1350; Puggalapantānāthi 11, 8. 成唯識六等參照。俱舍等は又説かず。



此れに由りて忍・樂・慧・觀・見を起す、是れを邊執見と名づく。

(三) 邪見 邪見とは云何。謂はく、因を誇り、果を誇り、或ひは作用を誇り、或ひは實事を壞し、此れに由りて忍・樂・慧・觀・見を起す、是れを邪見と名づく。

(四) 見取 見取とは云何。謂はく、五取蘊に於いて等隨觀し、執して最と爲し、勝と爲し、妙第一と爲し、此れに由りて忍・樂・慧・觀・見を起す、是れを見取と名づく。

(五) 戒禁取 戒禁取とは云何。謂はく、五取蘊に於いて等隨觀し、執して清淨と爲し、解脱と爲し、出離と爲し、此れに由りて忍・樂・慧・觀・見を起す、是れを戒禁取と名づく。

有對觸とは云何。謂はく、五識相應の觸なり。  
增語觸とは云何。謂はく、意識相應の觸なり。

(三) 明觸 明觸とは云何。謂はく、無漏の觸なり。  
無明觸とは云何。謂はく、染汚の觸なり。

(四) 無明觸 非明非無明觸とは云何。謂はく不染の有漏の觸なり。  
樂根とは云何。謂はく、順樂受觸を觸する者の起す所の身心の樂・平等受・受にして所攝なる、是れを樂根と名づく。

(二) 苦根 苦根とは云何。謂はく、順苦受觸を觸する者の起す所の身の苦・不平等の受にして受の所攝なる、是れを苦根と名づく。

(三) 喜根 喜根とは云何。謂はく、順喜受觸を觸する者の起す所の心の苦・平等受にして受の所攝なる、是れを喜根と名づく。

(四) 憂根 憂根とは云何。謂はく、順憂受觸を觸する者の起す所の心の憂・不平等の受にして受の所攝なる、是れを憂根と名づく。

【一〇】 六思身。同前参照。

【一一】 六憂身。同前参照。

【一二】 受。 Vedanā 一集異門足論一、六及び十五中等参照。

【一三】 等等受。 Sattvedanā (s) 一及び十五中等参照。

【一四】 各等受。 Patisanvedanā (Patisanvedanā) 集異門足論十五には「別受」に作る。

【一五】 想。 Saññā (Sañña) 一集異門足論一、及び十五中等参照。

【一六】 思。 Cetanā (s) 一同上及び十五中等参照。

【一七】 觸。 Spṛśa (Sapṛśasa) 一同上十五中等参照。

【一八】 作意。 Manasikāra (Manasikāra) 一同上、俱舍四中等参照。(俱舍四には曰はく、作意は謂はく能く心をして覺せしむと)。

【一九】 欲。 Chanda (s) 一俱舍四には「所作の事業を希求す」と。

【二〇】 勝解。 Adhimukti (Adhimutti) 一集異門足論二、十一、二〇等参照。

【二一】 念。 Smṛti (Sati) 一同上二、七、十七等参照。

【二二】 別念。 集異門足論二には「專念」とするがこれに當るか。 Patisanñā (Patisaṇṇā) 一。

【二三】 三摩地。 Samādhi (s) 一舊譯の三昧で、集異門足論二、十七(各「定」に作る)中等

(七) 誑 誑とは云何。謂はく、他を矯惑するなり。

(八) 諂 諂とは云何。謂はく、心の曲なり。

(九) 憍 憍とは云何。謂はく、一有るが如し、是くの如きの念を作さく、我れは五五 妙色・財位・技藝・淨命の功德を具し、五五 形貌端嚴にして衆の樂見する所なりと。此の因縁に由りて便ち憍傲・極憍傲・醉悶・等醉悶・顛眩・等顛眩・心の踞傲ぎやくいんの性を起す、是れを憍と名づく。

(一〇) 害 害とは云何。謂はく、有情に於いて樂たがうて捶撻と諸の損惱事とを爲す、是れを害と名づく。

五煩惱一 欲 欲貪とは云何。謂はく、諸の欲に於いて貪・等貪・執藏・防護・愛樂・耽著を起す、是れを欲貪と名づく。

(二) 色 色貪とは云何。謂はく、諸の色に於いて貪・等貪・執藏・防護・愛樂・耽著を起す、是れを色貪と名づく。

(三) 無色 無色貪とは云何。謂はく、諸の無色に於いて貪・等貪・執藏・防護・愛樂・耽著を起す、是れを無色貪と名づく。

(四) 瞋 瞋とは云何。謂はく、有情に於いて逼害を爲すを欲する、内に裁棄さいすつを懷く、極瞋・遍瞋・等瞋・極瞋・意の憤恚・現瞋・已瞋・當瞋・是れを瞋と名づく。

(五) 疑 疑とは云何。謂はく、諸の諦に於ける猶豫なり。

五見一 身見 有身見とは云何。謂はく、五取蘊に於いて等隨觀して我、或ひは我所を執し、此れに由りて忍・樂・慧・觀・見を起す、是れを有身見と名づく。

(二) 邊 執見 邊執見とは云何。謂はく、五取蘊に於いて等隨觀して或ひは斷、或ひは常を執し、

【三】 五觸。内外兩界接觸の端的としての觸を(一)所依(有對觸)、所緣(增語觸)、相應(明に下の三)の三見地より五に分つて五觸とするもの。

【四】 五根。所謂五受根と名づけるものので、集異門足論二(五界とも)、法蘊足論一、四、同十一多界品中の第三の六界中、舍利弗毘曇非間分界品(又五界として出だす)その他參照(經では巴利サムギ一テイ經五・二二長阿含業集經五・六その他を見よ)。

【五】 五法。これまた少くも六足中では初出の一團なるのみならず、廣く諸佛典でも餘りその例は見ざる所である。蓋し、認識知覺等の關係の三とせられる無慍・無愧をとにかく一團にまとめ、やゝ總合的分類を施した所産に外ならず。

【六】 六識身。集異門足論一五、前識身足論初半の隨所等參照。

【七】 六觸身。集異門足論同前參照。

【八】 六受身。集異門足論同上參照。

【九】 六想身。集異門足論同上參照。

(三)失念 念 失念とは云何。謂はく、空念の性・虛念の性・忘念の性・失念の性・心の不明記の性、是れを失念と名づく。

(四)心亂 亂 心亂とは云何。謂はく、心散の性・心亂の性・心異念の性・心迷亂の性・心不一境の性・不住一境の性、是れを心亂と名づく。

(五)無明 明 無明とは云何。謂はく、三界の無智なり。

(六)不正知 正知 不正知とは云何。謂はく、非理所引の慧なり。

(七)非理の作意 非理の作意とは云何。謂はく、染汚の作意なり。

(八)邪勝解 邪勝解とは云何。謂はく、染汚作意相應の心の勝解、心の印順、是れを邪勝解と名づく。

(九)掉舉 掉舉とは云何。謂はく、心の不寂靜・不極寂靜・不寂靜の性・擧擧・等擧擧・心の擧擧の性、是れを掉舉と名づく。

(一〇)放逸 放逸とは云何。謂はく、不善法を斷じて善法を引集することに於いて、堅住して作さざる、恒常に作さざる、親しまざる、近づかざる、修せざる、習せざる、是れを放逸と名づく。

十一 煩惱地法一 忿とは云何。謂はく、忿・等忿・遍忿・極忿・已忿・當忿、是れを忿と名づく。

(一)恨 恨とは云何。謂はく、心の結恨・等遍結恨・心の怨結の性、是れを恨と名づく。

(二)覆 覆とは云何。謂はく、所作の罪を隠くすなり。

(四)惱 惱とは云何。謂はく、心の憤惱・堅執・尤蛆、心の 恨戾の性、是れを惱と名づく。

(五)嫉 嫉とは云何。謂はく、心の他の榮利を忍ばざるなり。

(六)慳 慳とは云何。謂はく、財と法とに於いて心の著して捨てざるなり。

はその例を知らず。

【九】煩惱地法。Kusamāhābhūmika dharmā—字義は上の大地法に準じて知るべく、要するにいかなる煩惱心の起るときにも必ずその基本となつて俱起する煩惱の心働をいふ。但し、今は十を數へるが俱舍等では六のみを擧ぐ。

【一〇】小煩惱地法。Tṛyloka-abhūmika (隨煩惱地法)。前の大煩惱地法の一切煩惱の心活動にすべて俱起するに對し、これは必然的に全部俱起するではなく、法の少分の染汚心と俱なるなり(俱舍四)と俱舍等もこれには十を數ふ。

附記一俱舍等は如上三地法の外に十大善地法 Kṛtsnamahābhūmika。二大不善地法 Akṛtsnamahābhūmika。八不定地法 Anyathābhūmika の三地法を立て合して六地法とする。同卷四中等參照。

【二】五煩惱。この一團の煩惱はこの論以前の古い所では餘りその例なし。

【三】五見。of. Vibhāṅga P. 378; Pañcādāhiko—Eḍḍaṅḍi (ditthi) とは意(opinion)の元來は善惡二面の意に用ゐるが、今は専らその惡意見の方を五一團にして五見とせるもの。集異門足論十七、見隨眠下、俱舍十九等參照。

づく。

(二)想 想とは云何。謂はく、想・等想・現想・已想・當想、是れを想と名づく。

(三)思 思とは云何。謂はく、思・等思・現思・已思・當思、思の所攝・造心意業、是れを思と名づく。

(四)觸 觸とは云何。謂はく、觸・等觸・現觸・已觸・當觸、是れを觸と名づく。

(五)作 作意とは云何。謂はく、心の引於・隨引・等隨引・現作意・已作意・當作意・心を警覺すること、是れを作意と名づく。

(六)欲 欲とは云何。謂はく、欲・能欲の性・現欲の性・喜樂の性・趣向の性・希欲の性・欣求の性、所作有らむと欲するの性、是れを欲と名づく。

(七)勝 勝解とは云何。謂はく、心勝解の性・已勝解・當勝解、是れを勝解と名づく。

(八)念 念とは云何。謂はく、念・隨念・別念・憶念・憶念の性・不忘の性・法を忘れず、不失なるの性・法を失せず、忘失せざるの性・心の明記、是れを念と名づく。

(九)三摩地 三摩地とは云何。謂はく、心の住・等住・現住・近住・不亂・不散・攝持・寂止・等持・心一境の性、是れを三摩地と名づく。

(一〇)慧 慧とは云何。謂はく、法に於ける簡擇・最極簡擇・極簡擇・法了の相・近了の相・等了の相・聰叡・通達・審察・決擇・覺明・慧の行・毘鉢舍那、是れを慧と名づく。

十小煩惱地法 不信とは云何。謂はく、不信・不信の性・不現信の性・不印・不可・不已・委信・不當委信・不現委信、心をして不淨ならしむる、是れを不信と名づく。

(一一)懈怠 懈怠とは云何。謂はく、不精進の性・劣精進の性・昧精進の性・精進を障礙する、精進を止息する、心の不勇悍・不已勇悍・不當勇悍、是れを懈怠と名づく。

貞元釋經目錄十一。

【一】 本事品。Mahaavastu-Parvataこの論を分つて二部とする中の一で、今は定義的説明をする一段なので専らして

本事品とし、次段として、釋らるゝに所説の諸心・心所法を關係的に分別するので、名づけて分別品とする。

【二】 三地等。本論全體に互るの毘柁南頌即ち總標頌で、中のまづ三地とは一地は地法の意、三地は大地法、大煩惱地法、三煩惱地法を稱す。蓋しこの分類法は後代成立有部で大に喧かましくなれる心所法觀だつたが、本論の實に初唱にかゝることを牢記しなればならぬ。

【三】 六の六身。次に列記する如く、六識身、六觸身、六受身、六想身、六思身、六愛身の六の六身に關す。何れも集異門足論中參照。

【四】 相應、分別品に對しこの標語で、同品中、本事品所説の諸心・心所法の相應、不相應に關し、諸の分別をなすのに關す。

【五】 大地法。Mahābhūmika dhāraṇa。大は遍の義で、一切諸心の起るときに通じて俱起する諸心所法を大地法と稱す(俱舍四中等參照)。因みにこの三種の分類は巴利諸論に

五 見 五見とは云何。一には有身見、二には邊執見、三には邪見、四には見取、五には戒禁取なり。

五 觸 五觸とは云何。一には有對觸、二には增語觸、三には明觸、四には無明觸、五には非明非無明觸なり。

五 根 五根とは云何。一には樂根、二には苦根、三には喜根、四には憂根、五には捨根なり。

五 法 五法とは云何。一には尋、二には伺、三には識、四には無慚、五には無愧なり。

六 識 六識身とは云何。一には眼識、二には耳識、三には鼻識、四には舌識、五には身識、六には意識なり。

六 觸 六觸身とは云何。一には眼觸、二には耳觸、三には鼻觸、四には舌觸、五には身觸、六には意觸なり。

六 受 六受身とは云何。一には眼觸所生の受、二には耳觸所生の受、三には鼻觸所生の受、四には舌觸所生の受、五には身觸所生の受、六には意觸所生の受なり。

六 想 六想身とは云何。一には眼觸所生の想、二には耳觸所生の想、三には鼻觸所生の想、四には舌觸所生の想、五には身觸所生の想、六には意觸所生の想なり。

六 思 六思身とは云何。一には眼觸所生の思、二には耳觸所生の思、三には鼻觸所生の思、四には舌觸所生の思、五には身觸所生の思、六には意觸所生の思なり。

六 愛 六愛身とは云何。一には眼觸所生の愛、二には耳觸所生の愛、三には鼻觸所生の愛、四には舌觸所生の愛、五には身觸所生の愛、六には意觸所生の愛なり。

十六 地 法 受とは云何。謂はく、受・等受・各等受・已受・當受・受の所攝、是れを受と名

友については古來説があつて或ひは五人を數へ、佛滅三百年出世、品類足論及び今の論を造る(俱舍論光記一、西域記二)。

二、同四百年出世、婆沙論會中所謂四野家の一とせらるるもの(俱舍論頌疏一、西域記二及び三)。(迦膩色迦王時出世と)

三、經量部の異師で、「問論」を作り、滅盡定中細心有りと立つ。(光記五、新譯成業論)。

四、佛滅千年出世、和須密と記さる。俱舍論中に出づるはこれであると(光記二)。

五、玄奘渡天(西紀第七世紀)の時、迦濕彌羅國に於いてこの世友より有部の義を受く(慈恩傳二)。

等とし、且つ、或ひは(二)(三)を同一人として(舊譯成業論、或ひは(一)(二)とし、錯雜甚だ、決し難きも趣がある。今は參考までに且らくこれを附

勒し置かんのみ。(國民文庫刊行會本俱舍論解題は第一の世友作説の方正しからんとす。116)。

【三】(唐)の。宋・元明・宮内省四本に従つて入る。唐の龍朔三年(661)六月四日、玉華寺の八柱亭に於いて譯畢。

沙門大乘基筆受と(開元錄八、

# 阿毘達磨界身足論

尊者世友造

〔唐の〕三藏法師玄奘詔を奉して譯す

## 卷の上

### 本事品第一

唱牀南頌

三地の各十種と、

五觸と五根法と、

六の六身と相應と、

十四心・心所聚

十大地法・十大煩惱地法・十小煩惱地法・五煩惱・五見・五觸・五根・五法・六識身・六觸身・六受身・六想身・六思身・六愛身有り。

十大地法

十<sup>A</sup>大地法とは云何。一には受、二には想、三には思、四つには觸、五には作意、六には欲、七には勝解、八には念、九には三摩地、十には慧なり。

十大煩惱地法

十<sup>A</sup>大煩惱地法とは云何。一には不信、二には懈怠、三には失念、四には心亂、五には無明、六には不正知、七には非理作意、八には邪勝解、九には掉擧、十には放逸なり。

十小煩惱地法

十<sup>A</sup>小煩惱地法とは云何。一には慳、二には恨、三には覆、四には惱、五には嫉、六には慳、七には誑、八には諂、九には憍、十には害なり。

五煩惱

五煩惱とは云何。一には欲貪には、二には色貪、三には無色貪、四には瞋、五には疑なり。

本事品第一

一

【一】阿毘達磨界身足論。Abhi-dhamma-āhikāya-sūtra。Sūtra—阿毘達磨 Abhidhamma 及び足論 pāṇa Sūtra にては毘曇部一及び三の所註參照。界身 Dhātukāya とは界 dhātu (陀兜、駄都その他) は古來種族 Gotra の義とす。又、婆沙七十一には十一釋を記して説明するが、要するに、生本、種類 Genus or Species の義、身 Kāya は則ち衆 Group を意味する。要約するに、阿毘達磨戒又は論藏といふものに屬して、諸法の種類の集りに關しての、ある有部に於ける最根本の論【の一】とす。蓋し、阿毘達磨界身足論の全に亘る意義とすべし。

【二】尊者世友。梵傳 (Yaśo-mitra Abhidharma-kōśhī vyākhyāṭī edited by S. Lévi and Th. Steinhilberky P. 12) 及び西藏 (Wassiljow, Buddhianus, S. 116) には富闍那(又は富樓那、普闍那等) Purāṇa (Pūna) と作る。然ればかくて傳の一致せぬ所、矢張り例により後代佛徒の自らの所作を先輩直弟子に歸し、權威を求むるの類か。而も同じ先輩等に歸記するなり、今は世友 Vasumitri 等に歸する方が蓋然性多かるべし。とすべし。謂ふ所の世

論との相照に關しては、既に前にも二回まで觸言したが、それらの以外に於いてまた、界身足論が如上(一)諸の心・心所法の本事的説明、(二)その諸關係論の二部より成り、中の第一部は比較的に極めて小部なるに拘らず、第二部が頗る大々的なのに對し、鉢叉那論も完く相ひ應じて、大體(一)二十四緣の解説、(二)諸關係論の二部から成り、その第一部は頗る小部なるに拘らず、第二部は前にも已に關言した通りの大部なものといふ譯で、こゝに再び二論の相照は、その因緣の必ずしも偶然ではないではないかに思はせる所である。

その第二は界論 Dhātukathā(陀兜伽他)との相照で、界身足論としては、専ら、第二部の關係論の範圍のことであるが、まづ、二者は從來の諸足論に於いても經驗した如く、その解説を完く數字的にのべる以外してゐないことが數々有る。從

つてこれはまた、二論の間に於ける一の相照でなくてはならないが、更らに、界身足論は、上にいへる如く、諸の心・心所法の相應・不相應の各一の場合に關し、界・處・蘊の三科の萬有分類觀に照らしての攝・非攝を論じてゐるけれども、これに對して、かの界論は、少くとも五蘊・十二處・十八界・四諦・二十二根・「十二」緣起・四念住・四正斷・四神足・四靜慮・四無量・五根・五力・七覺支・八聖道等その外の諸法についての同じ三科の萬有分類觀からする攝・非攝等の分別をのべてゐる。然れば、これまた二論の顯著なる照合とせねばなるまいが、一步をもし百尺巖頭に進めていへば、抑も二論はその題名の互ひに聯想せしめるに十分なるものをやであらう。

で、要之、現在の界身足論は略本であるから、その容積は頗る小さく、それはかの識身足論や、後の品類足論に比べたら、

その各のたゞ一品にさへ當らない。然るに拘らず、その著目點は以上、獨立的にも關係的にも、強ちに少しとしないが、思ふにこれ、唐辛子は小粒と言つても亦ピリツと來るの類とせんか。

【一】本文中の卷の上、註(二)中參照。  
 【二】俱舍論光記卷一には前引の如く、界身足論の「廣本六千頌、界本七百頌」なることをのべて後、幾蘇密多羅は此に世友といふ。婆沙會中の世友には非らず。同名異體のみと作者に關する制註をのせてゐる(大正藏經四一、p. 80)。本文中の卷の上註(二)中また參照。

【三】前段の註(一)と同じ下參照。

【四】また、卷の上註(二)中參照のこと。

【五】また、同上中參照。

【六】この三地法等の心所觀は、後に(一)大地法(一〇)、(二)大善地法(一〇)、(三)大煩惱地法(六)——今は但し(一〇)、(四)小煩惱地法(一〇)、(五)大不善地法(二)、及び(六)不定地法(八)等と整理・組織せられ、俱舍論等に於いて所謂四十六心所(七十五法中の一)として喧傳せらるゝに至つた所である。

【七】毘曇部三、解題 p. 66 等を參照すべし。一昭和七年七月一日。(譯者稿)

中の註に於いて記して置いたやうに——同じ個人的著者に歸するなら、何といつても、その前者に歸する方が蓋然性多きは斷然快明な事實ながら、而も、從來の諸足論に關する解題中のべ來れる如くどうもこの世友造といふことも餘り信を置き得る言ひ傳へではあるまい。何となれば——再び本文中の註に記して置いた通り——印度佛敎史上、世友なる同名異人として喧説さるゝ人物には、普通少くとも五人あつて、今所謂世友はその中の果して何れか容易に簡別すべきものではなからうのみならず、佛敎の諸聖典はかの第一結集以來、常に個人的著述としてよりは敎團的共同作業の産物として提出せられ、而してそこに佛敎聖典としての權威も寧ろ認められてきたもので、加へて、かゝる成果を、祖師尊崇の精神等とも結びつけて、數々既往の賢聖に歸せむとした消息も想像せられるから、つま

所、界身足論も、他の諸足論に準じ、佛滅後三、四百年の頃、有部の諸敎徒が共同的に經營した産物であつたのを、暫らく聖富蘭那の著に歸し、または尊者世友の著とした位に判斷したいと考へられる故である。

然るに、個人的著者論はまづ是の如しとして、界身足論の六足諸論間に於ける成立順序を考へると、大要、それは、從來の漢譯に於ける取り扱ひ次第に準じ、集異門・法蘊・施設・識身などの諸論の後を受け、そして品類に先行する成立位に想像される。便ち、界身足論はかくして

かの十四類・九十一の心・心所法中に、從來の諸足論には曾つて見出されず、而も後の諸阿毘達磨論に至つて多大の關心を持たれるやうになつた(一)大地法 *Mahābhūṭika*、(二)大煩惱地法 *Klesasamāhāra*、(三)小煩惱地法 *Upakṣesabhūṭika* 等の諸の心所分類觀を初めとし、

同じく餘り他には例を見ざる五煩惱(欲・貪・色・貪・無色・貪・瞋・疑)乃至同じく五法(尋・伺・議・無慚・無愧)等のまた心所分類觀などを初めて記してゐると解せられるし且つまた、その論述形式に於いても、(一)本事的解説、(二)諸の分別觀といふ一對相照的の形をもつてゐて、それがかの品類足論に及んで直接多大の影響を與へてゐるとも考へられる所である。

かくして、右の大地法、大煩惱地法、小煩惱地法、乃至五煩惱、五法等の諸心所觀は、界身足論に初めて見出さるゝものであるから、同界身足論としての第一の著の著目點たるに違ひはないけれども、然し廣くその著目點とすべきものは單にそれにとゞまらぬ。即ち、主として形式論ではあるが、南傳諸論との相照關係の少なからざること、また、それであつて、その第一はまづ例の鉢叉那論とのそれである。蓋し、この鉢叉那論と界身足



法蘊足論譯(859 A.D.)の後四年、また同第四・識身足論譯(850 A.D.)後十四年目に相當する。

【四】開元釋教錄八——大正藏經51. 527a, 貞元錄十一——同上、826a. etc.

【五】俱舍論光記(卷一——大正藏經51. 90)にも界身足論は廣本六千頌、略本七百頌と爲し、同寶疏(卷——同上、460b)も亦同じである。

## 二、界身足論の組織及び

### 内容一般

界身足論は今の漢譯は上中下の三卷にせられ、大多數の傳本も亦概ね同様であるが、獨り、明本だけは二卷にしてゐるといふ。而して、それは漢譯としての結構であるが、原の梵本この方のそれとしては、全本を分けて二品にし、一は本品事品? Mūlavastuvarga と稱し、二は分別品? Vihajyavarga と名づけてゐる。その本品に於いては、前にのべた十四類・九十一の心・心所法の内包的解説、即ち、換言すれば、本事的説明を専らるべ

て、もつて本品といひ、その分別品の方に在つては、最初まづ同九十一の心・心所法と、(一)五受門、(二)六識身、(三)無慚・無愧との各相應・不相應を分別し、次いでまた同じ九十一の心・心所法の一の相應と他の不相應、及び、逆に他の相應と一の不相應といつた幾多の組み合せを造り、その各一の、所謂三科の分類、即ち、十八界・十二處・五蘊の見地から見たの攝・非攝 saṅgaha (saṅgaha); azāṅgaha (asaṅgaha) 等を検討分別し、かくして呼ぶに分別品の目をもつてせる所である。然るに二品中の後者、即ち、分別品は性質上、尙、澤山の細段別を必要とし、全體十六段に分たれて、その一一を門と稱せられてゐるが、とにかく、かうした全局を通觀しての煩瑣學術的意義は蓋し驚くべきものを存し、それが今の刪略本でなくて、もとの廣本だつたら、果してどんなだらうかと、つく

く恐怖をさへ感ぜざらしめる。而して、この點でもまた完くかの南傳鉢叉那論と相ひ照合する所であるが、かやうな界身足論の全體の敘述の文章は一貫的に例の問答抉擇態であつて、全然從來及び餘多の諸阿毘達磨論に如同する。

【一】大正藏經本脚註、縮藏頭註等參照。  
【二】かくして今の國譯に於ける章節の分段はすべて例の如く今の新施設であること知るべしである。

## 三、界身足論の成立及び

### 著目點

六足諸論は何れも各著者としての個人名を傳へられるが、その一として、界身足論も亦完く同様である。即ち、漢譯傳からすると、佛滅後三百年、世友 Vasuṣṭhi 尊者の作であると説かれるし、また、それに對して、梵・藏所傳に従うと、佛在世の聖弟子・富蘭那 Pūraṇa (Purāṇa) 尊者造といはれる。けれども、これは本文

# 阿毘達磨界身足論解題

## 一、界身足論の名義及び翻譯

界身足論の廣名「阿毘達磨界身足論」  
Abhidharmadhātu-kāyapada śāstra の  
中で、通名たる「阿毘達磨足論」Abhidh-  
armapadaśāstra の諸語は從來の諸足論  
の解題中で幾度も説明したから、今更ら  
繰り返す必要もないとして、特名たる「界  
身」dhātukāya の二字については、界  
dhātu は古からよく種族 gotra (gotra)  
の義で、種類位の意とすべく、また「身」  
kāya は例の聚 group の義で、畢竟、論  
が十四類・九十一の心・心所法に關し、そ  
の包色的及び外延的解明を試みてゐるが  
故に、附せられたる名稱と解すべきであ  
らう。

が、何れにしても、かうした界身足論

解題

の現に傳はるものは、梵・藏・漢の一切藏  
經中、今の國譯臺本としての漢譯たゞ一  
しかない。而してその漢譯は例の新譯の  
三藏法師玄奘が唐の龍朔三年(663A.D.)  
六月四日、玉華寺の八桂亭に於いて詔を  
賢みてものしたものと傳へられるが、時  
の筆受者・慈恩大師親基の後序によれば、  
論はもと極めて廣本であつて、前後六千  
頌を算したのを、文徒らに繁く、而も内  
意はたゞ矢鱈に重覆するに過ぎなかつた  
ので、翻經三藏玄奘は敢へてまづ九百頌  
に縮め、ついでまた八百三十頌に整理し  
て、よく、傳來の現在本を得たといふ。  
願れば、かの南傳七阿毘曇論中に於ける  
鉢叉那論 Paṭṭhānapakarāya (緣論)の  
現巴利聖典協會 The Pali-text Society  
本は全く同段の理由に由り、校合者リス。

デビツ夫人 Mrs. Phyllis Davids 等の手  
に於いて、完く刪略して刊行せられてゐ  
て、我々はこゝに同鉢叉那論を想起させ  
られるものであるされども、不思議なこ  
とに、その鉢叉那論とこの界身足論とは  
他にも互ひに照合すべき點が僅少では無  
く、その各一については、註中に概ねの  
べておいたし、且つ、大體のことは、後  
段で、本解題中にも、亦、復、言を觸れ  
ることにしたい。

【一】界身足論は漢譯傳にては六足論の最  
後位、即ち、第六位に置かるゝを常として  
(光記一——大正藏經4180; 寶一——同上、  
466b-c)、梵傳では第五位(品類・識身・法  
蘊・施設・界身・集異門の順——Levi and  
Schubertally: Abhidharmakosavakyāya  
p. 12)。また藏傳では第三位(法蘊・施設・界  
身・識身・品類・集異門の順——Taranātha:  
tibetzeit von Schiefner S. 56; Wassilj-  
ew: Der Buddhismus S. 116) に置かれ  
てゐる所である。

【二】本文中の卷の上註【三】參照。

【三】この年は六足の第一・集異門足論漢  
譯大成(661 A.D.)の翌々年に當り、同第二・

卷の第十五 ..... [三二一—三三五] ..... 三八五

第十九節 七覺支…五十問(其の二) ..... 三五五

第二十節 二十二根の五十問 ..... 三八八

第二十一節 十二處の五十問(其の一) ..... 四〇五

卷の第十六 ..... [三三六—三五九] ..... 四一〇

第二十二節 十二處の五十問(其の二) ..... 四二〇

第二十三節 五蘊の五十問(其の一) ..... 四三四

卷の第十七 ..... [三六〇—三八五] ..... 四三四

第二十四節 五蘊の五十問(其の二) ..... 四三四

第二十五節 十八界の五十問 ..... 四四〇

卷の第十八 ..... [三八六—四〇七] ..... 四四〇

辯決擇品第八 (第十章 諸方一對の決擇) ..... 四四〇

第一節 諸の二法一對の決擇 ..... 四六〇

第二節 諸の三法一對の決擇 ..... 四七〇

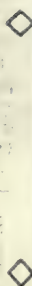
第三節 諸の四法一對の決擇 ..... 四八六

第四節 諸の五・六法一對の決擇 ..... 四九〇

第五節 三科諸法一對の決擇 ..... 四九三

第六節 二十二根法一對の決擇 ..... 四九五

第七節 九十八隨眠法一對の決擇 ..... 四九七



索引 ..... 卷末

第一節	千問品帝説	二五五
第二節	近事五學處の五十問	二六六
第三節	四證淨の五十問(其の一)	二六九

卷の第十一 ..... [二三一—二三五]

第四節	四證淨の五十問(其の二)	二六九
第五節	四沙門果の五十問	二八〇
第六節	四通行の五十問	二八二
第七節	四聖その五十問 附き、四正斷と四神足	二八二
第八節	四念住第一の五十問(其の一)	二八八

卷の第十二 ..... [二六六—二六八]

第九節	四念住第一の五十問(其の二)	二九〇
第十節	四念住第二の五十問	二九五
第十一節	四聖諦の五十問(其の一)	三〇三

卷の第十三 ..... [二六一—二六五]

第十二節	四聖諦の五十問(其の二)	三〇五
第十三節	四靜慮の五十問	三四七
第十四節	四無量の五十問(其の一)	三五四

卷の第十四 ..... [二六一—三二〇]

第十五節	四無量の五十問(其の二)	三〇六
第十六節	四無色の五十問	三六一
第十七節	四修定の五十問	三七一
辯千問品第七の二	(第九章 二十事の千問 其の二)	三八四
第十八節	七覺支の五十問(其の一)	三八四

卷の第八

..... [二四九——二七〇] .....

第十七節 諸八法の解説(其の二) .....

第十八節 諸九法の解説 .....

第十九節 諸十法の解説 .....

第二十節 諸餘諸法の解説 .....

辯攝等品第六の二 (第七章 六百八十九法の諸門)

第一節 諸の一・二法の諸門(其の一) .....

卷の第九

..... [二七一——一九二] .....

第二節 諸の一・二法の諸門(其の二) .....

第三節 諸の三法の諸門 .....

第四節 諸の四法の諸門 .....

第五節 諸の五法の諸門 .....

第六節 諸の六法の諸門 .....

第七節 諸の七法の諸門(其の一) .....

卷の第十

..... [一九二——二二〇] .....

第八節 諸の七法の諸門(其の二) .....

第九節 諸の八法の諸門 .....

第十節 諸の九法の諸門 .....

第十一節 諸の十法の諸門 .....

第十二節 諸の十一法の諸門 .....

第十三節 十二處・十八界法の諸門 .....

第十四節 二十二根法の諸門 .....

第十五節 九十八睡眠法の諸門 .....

辯千問品第七の一 (第八章 二十事の千問 其の一) .....

..... [二二〇——二二五] .....

卷の第五

〔八四——一〇三〕

第二十一節 三十六隨眠の各に於ける隨眠の二種隨増(其の二).....二八

第二十二節 四十八無明とその各に於ける隨眠の隨増.....二六

第二十三節 四十八無明の各に於ける隨眠の二種隨増.....二六

第二十四節 隨眠の有・無漏縁と二種の隨増.....二九

辯攝等品第六の一 (第六章 諸法六百六十九)

第一節 一・二法二百一十一種.....二七

第二節 三法九十三種.....二七

第三節 四法八十四種.....二七

第四節 五・六・七・八法八十二種.....二七

卷の第六

〔一〇四——一二七〕

第五節 九・十法等二百九十八種.....二八

第六節 一法五種の解説.....二九

第七節 諸二法の解説(其の一).....二八

第八節 諸二法の解説(其の二).....二八

第九節 諸二法の解説(其の三).....二八

第十節 諸三法の解説(其の一).....二九

卷の第七

〔一二八——一四八〕

第十一節 諸三法の解説(其の二).....三〇

第十二節 諸四法の解説.....三〇

第十三節 諸五法の解説.....三〇

第十四節 諸六法の解説.....三三

第十五節 諸七法の解説.....三三

第十六節 諸八法の解説(其の一).....三七

卷の第四

〔六一—八三〕

第七節	五種の五法	二七
第八節	六種の六身法	二九
第九節	右七事二十種諸法の三科の攝	三一
第十節	同七事二十種諸法の三科相應	三三
<b>辯隨眠品第五 (第五章 隨眠論)</b>		
第一節	九十八隨眠の諸門分別	三四
第二節	隨眠の隨増	三五
第三節	十二隨眠とその隨増	三五
第四節	十二隨眠の起	三六
第五節	諸隨眠の相攝	三六
第六節	九十八隨眠の通行・非通行	三七
第七節	九十八隨眠の通行・修所斷・非通行・非修所斷	三八
第八節	九十八隨眠の有漏縁・無漏縁	三九
第九節	九十八隨眠の有爲縁・無爲	四〇
第十節	九十八隨眠の所縁・相應・隨増	四一
第十一節	二十法及びその各に於ける隨眠の隨増	四二
第十二節	二十法の各に於ける隨眠の二種隨増	四三
.....		
第十三節	唯二十法とその各に於ける隨眠の隨増	四四
第十四節	唯二十法に於ける隨眠の二種隨増	四五
第十五節	二十心とその各に於ける隨眠の隨増	四七
第十六節	二十心の各に於ける隨眠の二種隨増	四八
第十七節	四十八心とその各に於ける隨眠の隨増	四九
第十八節	四十八心の各に於ける隨眠の二種隨増	五〇
第十九節	三十六隨眠とその各に於ける隨眠の隨増	五一
第二十節	三十六隨眠の各に於ける隨眠の二種隨増(其の一)	五二

第六節 同 (其の三)……………三

第七節 同 (其の四)……………三

第八節 不相應行と無爲……………八

辯諸智品第二 (第二章 十智とその諸問題)……………八

第一節 十智の所縁……………八

第二節 十智所縁の理由……………八

第三節 十智の互攝……………八

第四節 十智互攝の所由(其の一)……………八

卷の第二……………〔一九——四〇〕……………三

第五節 十智互攝の所由(其の二)……………三

第六節 十智の四門分別……………三

辯諸處品第三 (第三章 十二處論)……………七

第一節 十二處とその諸門分別(其の一)……………七

第二節 十二處の諸門分別(其の二)……………七

第三節 十二處の諸門分別(其の三)……………七

第四節 五蘊・十二處・十八界・二十二根・九十八隨眠の相攝……………七

辯七事品第四 (第四章 七事二十種の諸法)……………九

第一節 七事二十種の諸法……………九

第二節 十八界の諸法……………九

第三節 十二處の諸法……………九

第四節 五蘊五取蘊及び六界……………九

第五節 四種の十地法(其の一)……………九

卷の第三……………〔四一——六〇〕……………二五

第六節 四種の十地法(其の二)……………二五



第九 [欲]門…………… 七〇

第十 [勝解]門…………… 七〇

第十一 [念]門…………… 七一

第十二 [三摩地]門…………… 七二

第十三 [慧]門…………… 七三

第十四 [不信]門…………… 七四

第十五 [略説・眼識]門…………… 七五

第十六 [略説・眼觸所生受]門…………… 七六

阿毘達磨品類足論解題…………… [一——一〇]…………… 七六

一、品類足論の作者と成立…………… 七六

二、品類足論の組織及び内容の概見…………… 七六

三、品類足論の諸傳本…………… 七六

四、品類足論と南傳諸阿毘曇論…………… 七六

五、品類足論辯五事品釋論としての五事毘婆沙論について…………… 七六

阿毘達磨品類足論(十八卷)…………… [一——四〇七]…………… 七六

卷の第一…………… [一——一八]…………… 七六

辯五事品第一(第一章 五位の諸法)…………… 七六

第一節 五法…………… 七六

第二節 諸の色法…………… 七六

第三節 心Ⅱ六識身…………… 七六

第四節 諸の心所法(其の一)…………… 七六

第五節 同…………… (其の二)…………… 七六

# 目次

(本丁)

(通頁)

## 阿毘達磨界身足論解題

〔一—四〕

一

一、界身足論の名義及び翻譯

一

二、界身足論の組織及び内容一般

二

三、界身足論の成立及び著目點

二

## 阿毘達磨界身足論(三卷)

〔一—五九〕

五

### 卷の上

〔一—一六〕

五

#### 本品第一

五

#### 分別品第二

二

初 [五受根]門

二

第二 [六識身]門

二

第三 [無慚・無愧]門

七

### 卷の中

〔一七—三九〕

三

第四 [受]門

三

第五 [相]門

元

第六 [思]門

六

### 卷の下

〔四〇—五九〕

四

第七 [觸]門

四

第八 [作意]門

五

ても、出来上つた成績は尙以つて、事の志に違ふ所以が僅少では無い。たゞ要はかゝる素懷をとにかくに持つてこの翻譯に向つたことに自分ながらの満足を求め、そして大方の御諒恕をも乞ふ外のないものであるが、さてかやうな六足論翻譯の最後の一冊たる本書に輯めた二の中で、界身足論の方の書き下しは従前より甚大な助力を受けた若槻修道君の功に待ち、而して品類足論の方の同じ功は新に中尾文治君の献身的努力に負うた。こゝに篤く二君の誠實なる助力に感謝の意を表したいと思ふが、二論全局の読み合せ・校正の煩はまた悉く文學士水野弘元・同柴田信定二君の懇篤な盡力に負うた。二君のこの効がなければ、この書の成績も果してどんなものであつたか、はかり知るべきものではない。同じくこの機會に兩君の甚大なる努力に對し、萬腔の感謝をさゝげたいと思ふ。

一、最後に譯者は丁度この一冊の譯成るの間に、前後六人といふ澤山の人々の、就中最も親しい邊りに於いて遷化・他界せらるゝの非運に遭遇した。即ち、外護の恩誠に僅少ならざりし深川靈運院主宮田秀禪大和尚(昭和六年十一月二十七日)、盟友兒玉彰君一家の最後の一人・兒玉貫子(昭和七年二月九日)、女史、嫂・玉質院淨貞瑞米大姉橋本よね子(同上四月十四日)、盟友・醫學博士柳井勝人君(同上六月四日)、同じく盟友・黒川三次郎君長男宗洋君(同上六月七日)、最後に前記宮田氏息女・玉章妙香禪童女章子嬢(同上六月二十日)等諸位がそれである。思ふに今更らしく世の無常を啣つて、譯者にとつては甚だ似つかはしくないことであらうけれども、然し僅か半年の短日月の間に、最も親しい身邊に於いて、これだけの計に巡り會うとは、如何にしても多すぎる氣が起らないではゐられない。冀くは、このさゝやかなる書冊のよく集め得る限りの功德を廻らしてもつて、恭しく右諸靈位の報土莊嚴に資饌し得むことを。

昭和七年六月二十一日

渡 邊 棊 雄 誌

## 凡例にかへて

一、一般凡例に關しては、已に今までの諸足論譯の初めに掲げて置いたから、こゝにはそれを繰り返しのべることをやめる。そしてたゞ一事、その從來の諸足論譯に於いて出来るだけ詳細に註を記して置いたので、本冊では可成り簡單にするやうつとめたことだけを斷つておきたい。

一、かくて今は専らその餘のことについて聊かのべて置きたいと思ふが、思ひ廻らすと、元來、本譯者がこの六足論一般の國譯を擔當するやうになつたのは、大正十二年頃から初めて、昭和二、三年頃歐洲に留學した頃に向け、南北兩傳の諸阿毘達磨論を専ら研究した因縁に由來する。そして、その以前より、佛教研究が置擧なる文献學的研究に基いて思想論をなすことの風を缺き、それが爲めにたゞの一經一論と雖も十分に文献學的研究を圓成せられて、その上に立つて明確な思想論をし得るやうになつてゐないことを熟々痛恨してゐた譯者は、こゝに眞に所謂奇貨を得、幾分でも平常の素懷を暢べ得ることにしたといふと考へたのだつた。

一、それで、譯者は、京都の羽溪了諦教授と共に東西の兩大關と敢へて尊號(?)を奉らるゝだけの脚註を施し、恰も留學中に、幾分でもゆとりのある時間をもち得て調製することの出來た對照表なども出来るだけ附勒して、もつて向後の諸研究者は再びかゝる煩を繰り返さるゝ必要のなきやうにと心がけた譯であつたが、何分、往年椎尾辨匡博士が雜誌「宗教界」に中途まで發表せられた甚だ有力なる研究を除いては、殆どあらゆる方面で、參考資料の缺けてゐる六足論であるので素懷の極小の一端に向つて要するに添うことを期したといふだけに過ぎなかつたのみでは無く、その範圍に於い



毗  
曇  
部  
五

渡  
邊  
楳  
雄  
譯



CHENG YU TUNG  
EAST ASIAN LIBRARY  
UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY  
130 St. George Street  
8th FLOOR  
TORONTO, CANADA M5S 1A5

國譯一切經

大東出版社藏版



